早稲田大學出版部

明治四十四年十月二十二日印刷
明治四十四年十月二十五日發行

編輯者 早稻田大學編輯部

發行者 早稻田大學出版部

右代表者 高田早苗

東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地

印刷者 渡邊八太郎

東京市牛込區榎町七番地

發行所 早稻田大學出版部

東京府豐多摩郡戸塚村大字下戸塚五十八番地

振替東京一一二三番 電話番町三七四 二四二三番

日清印刷株式會社印刷

漢籍國字解全書一覽

卷	書名	著者
第一卷	孝經	熊澤蕃山
	大學、中庸、論語	中村惕齋
第二卷	孟子	中村惕齋
第三卷 第四卷	易經	眞勢中州 松井羅州
第五卷	詩經	中村惕齋
第六卷	書經	大田錦城
第七卷	小學	中村惕齋
第八卷	近思錄	中村惕齋
第九卷	老子	山本洞雲
	莊子	毛利貞齋
	列子	太田玄九
第十卷	孫子	荻生徂徠
	唐詩選	服部南郭
第十一卷	古文眞寶前集	榊原篁洲
第十二卷	古文眞寶後集	林羅山 鵜飼石齋
第十三卷 第十四卷 第十五卷	春秋左氏傳	加藤正庵
第十六卷	傳習錄	三輪執齋
第十七卷	楚辭	淺見絅齋
第十八卷 第十九卷	管子	菊池晩香
第二十卷 第廿一卷	墨子	牧野藻洲
第廿二卷 第廿三卷	荀子	桂湖村
第廿四卷 第廿五卷	韓非子	松平破天荒齋

早稻田大學出版部

可事者不可事者食（言力能任事者、與不能任事者、皆就官而食、）【通】〔如後〕（下脫世字）〔夏曰〕（當作日）無功者皆稱其位而立沃（句）有功者觀於外（無功當作有功、有功當作無功、）凡在趣（下疑脫事字）耕而

不耕（上脫宜字）民以不令不芸之害也（芸一作耕、是、）脅鞆（字書引此云、鞆音未詳、脅鞆盾屬、）拯櫓（字書不載拯字、疑當作扞、）【評】〔諸游〕（諸坊本、或誤作詩、）〔支疏〕（當作流）

管子補正 終

旁之樹枝（沐猶洗、竹之洗、謂披落樹枝也、）超踔（猶跳躍也、）內嚴（二字疑衍）【通】（南所）（下脫在字）實其囷京上（上字疑衍、坊本誤作土、）民何爲（下蓋脫不效二字）王數之守（王數、當作五穀、）平麥（平、當作牟、）方千幾何里（千字衍）長城（竹書紀年、齊閔王築防以爲長城、）洀龍夏（字書引此云、洀音義未詳、）朝夕外之所擂齊地者（朝夕、潮汐也、外字衍、擂滯同、言齊地濱海、故潮汐所浸者多也、）籍於糸（當作絲、下同、）云五穀之籍（云、當作去、）不蹉（蹉、屈身也、）不竭

上（上脫終字）

輕重戊

自理國（理國二字疑衍）六峜（字典云、王若谷曰、六峜、其猶周髀算法乎、正字通、諸家峜義未詳、字書皆不載、委宛編、以六計解之、峜當讀如計、以企有跂音也、）

玆腲（與滋胃同）韘十七湛（韘、當作渫、通也、）亢强（亢、坊本誤作九、）䌸繑（與曳屩同、屩音脚、屨也、）不埍（埍、字書不載、梢字誤、梢謂木無枝）胡丸（胡、當依前篇作懷、）惰倪（見正世）薄業（薄、猶就也、）與柴田相并（謂并有柴與田之利）奇出（奇、餘也、）衡山（春秋戰國、未有衡山國、）其買再什（買、當作賈、）

輕重己

以冬日至始數（自冬至起計日之數也、）其國（國城也）玉總（疑當作悤、同匆、）玉監（鑑同）循於百姓（循徇同、即號令也、）發出令（發下脫號字）【通】（久也）（久、當作冬、）粔耒耨壞鉊銡（字書引此文及抱朴子鼎錬代耒粔云、粔音巨、愚按、粔、蓋耜字誤、壞、一作懷、是、鉊音昭、大鐮也、銡音詞、鐮柄也、）又擅權渠繉綊（擅、扶持也、權渠、當作䅧渠、繉、音魂、字典引此而云、注、繉、縫也、綊、緤同、今本蓋闕、）衆

五君之正也（謂齊國之民、出君之租稅、及四方稱貸家之息、則當五君之征也、）棧臺之職（職、當作藏、下同、謂棧臺所藏鏤枝蘭鼓也、）太宰（宰夫也、諸侯燕其臣、使宰夫爲獻主、）終其上令（令、謂令衡籍、）中純萬泉（純、束也、）獻堂下（請獻券契而不受其償也）故稱貸之家曰（故字曰字衍）發務（當作草）萊人善染練茈之於萊純錙（練茈、當作茈練、茈、染紫草也、言萊國多茈草、故其人善染紫、染練絹一束、僅得一錙金也、）緺綬（後漢輿服志注云、紫綬、名緺、其色青紫、）纂（纂、當作綦、後漢馬融傳曰、茈綦芸蒩、）推馬（推、一作準、是、）豐庸（疑當作年）【注】（五鍾）（當作鏂）鏂二十也（二斗曰鏂）【注】（二勝）（當作升）齊東出二釜（齊西之粟、價十倍齊東、而齊東三釜、正當齊西三斗、可見三釜即三斛矣、由此推之、則鏂爲二斗亦可知也、）【注】（管子曰）（曰字衍）阮而

不遂（阮、疑當作阨、塞也、）谿谷報上之水（報上二字疑衍）謹守泉金之謝（守、藏也、謝、謂價賤、）謹絲纊（謹下脫守字）初飭（初、當作勅、）天之使者乎（上疑脫迎字）【評】（愚愚）（當作愚君）桓公終神（下脫之字、此當移上章八諸侯下、）管子入復（上蓋脫彗星出三字）地重投之（以下十五字疑有誤）國有槍星（國、謂其國之分野、）天齎（疑當作蓄）民鄰財（鄰字衍）餘粖（一作秣）同姓不入（不入、疑當作之人、）轉病（轉、一作貧、）繆數（注見下）【註】（說郞）（說、當作疑、）表稱貸之家（表、標識也、）杭莊之間（杭莊、皆齊里名也、孟子曰、置之莊嶽之間、）賣爲讎買爲取（謂賣者速售、買者速取也、）蝨虵（當作虻）新冠（少年冠者也）五尺（童子也）四郊之民賣賤（賣賤二字衍）沐途

作租稅是、正籍正征同予之所國蓄作形是、待五穀者衆也待峙同、儲也、言雨澤優足、穀食多收、則君必辱、國必亡、所以然者、下儲蓄五穀者衆多、而不從上之令也、節用者者字衍天下多我寡疑當作天下寡我多毋頓一戴頓、壞也、辟方都二辟闢同九月種麥種於水濱也日至日穫日至、夏至也、下日、當作而、其艾所刈穫也素賞素、猶豫也、壘千人當作纍十人莒必市里疑是萊地名丁惠下篇曰丁惠高國、丁惠齊之世家也、堁壘當作磦礨、石多也、提衡猶抗衡也、謂等其勢、子皆子、疑當作民、【注】〈挹猶〉當作損管子曰天下管子曰三字衍施乎前篇作民乎、是、殺正殺、去聲、正征同、金三百金、當作釜、謂釜直三百錢、與大夫城藏依下文、當作令卿諸侯令大夫城藏、衡有數乎衡、權同、平

價也、言物之價有常數乎、【通】〈明穀〉當作數營室中詩鄘風、定之方中、作于楚宮、定、營室星也、

輕重丁

【注】〈蓄石〉蓄、疑當作畜、見輕重甲、萬泉泉、古錢字、鄭樵曰、觀古錢其形即篆泉文也、後世代以錢字、故泉之文、借爲泉水之泉、其實泉之篆文、下體不從水也、先儒不知本末、謂流於泉、沿鑿之義也、八尺當作寸四千四、疑當作六、五百當作千【評】〈非春秋〉非、當作以、〈雖譎〉坊本或缺雖字、下諸侯上脫天字令衡籍令、當作欲、鍾也一鍾疑當作中鍾二釜也、若處上斷福若、當作谷、福、當作輻、或曰、此五字衍、丁惠丁、坊本誤作下、三十鍾十、當作千、粱濟梁、魚梁也、濟、水名、參數千萬鍾數字疑衍參萬家萬、當作千、不弃我三字疑衍中一國而

脫守字 日虛十里之衍 衍、謂艸木豐衍、 粟賈平四十則 平、當依下文作釜、則字衍、 金賈四千 黃金一斤、直四千錢也、 帥然 帥、當作率、 非大父母之仇 大、當作有、 中軍 中、當作三、 執於朝 疑當作祿、 游於天下 游、猶流也、 傷寡人寡人之行 寡人二字衍 珠象 當作琢 辟千金 辟譬同、比也、 【評】〔德游〕 當作澤 白辟 一作璧、是、

輕重乙

倪而走 見上篇 天下之可得而霸 之、當作不、 仳諸侯 仳、乘馬數作齊、 靡幣 當作弊 【評】〔丘壞〕 丘、當作立、 〔不相〕 不蓋缺字 身不親於君 身、疑當作則、 左右不足友不善於羣臣 左右下脫之用二字、友、當作則、 不欲收穡戶籍而給左右之用、 不欲、當作欲不、收、當作入、 遠秸 疑當作近 入吾國之粟 入、當作食、地數曰、食吾本粟、 重重而衡輕輕 衡字衍、言重應重而輕應輕、 一耨 耨鎒同、頭長六寸、柄長一尺、以芸田也、 一銍 穫禾短鎌也 一釭 車轂中鐵也 河淤諸侯畝鍾之國也 淤淤同、水中可居者曰淤、言近河之國、爲沃土、每畝收粟一鍾也、史記河渠書曰、鄭國渠就、收皆畝一鍾、於是關中爲沃野、 濆山諸侯之國也 濆、謂墳土、下曰、程諸侯、山諸侯之國也、濆下蓋脫諸侯二字、 【通】〔正侯〕 正、當作王、 粟十鍾而鎰金 粟十鍾、直金一鎰、六銖、 曰十倍而不足 上脫或字 民食不足者 者、猶則也、 以其事業望君之祿也 事業、國蓄作技能、是、 交接於上者也 上者、國蓄作君上、是、 租籍 國蓄

繕王王、一作工、疑當作奉給於工、鷔鷔之舍舍、謂水上游居之處、蘽欜字書引此云、蘽音未詳、或曰、當作枼、枼欜、正弓器也、解匋字書引此云、匋音未詳、此何故也四字疑衍、事之囿囿、猶包也、乘幼窈同五厲無祀之鬼曰厲落原疑當作水鯢以爲殺鯢、魚子也、殺、豆實、謂醯醢也、正伯倍當作征佰倍大夫立沼池大夫二字疑衍大身之都下曰扶身之士、疑有誤一隱曲蘠以水齊隱、憑也、水齊、灌水於齊也、水豫豫、備也、齊之北澤燒句火光照堂下民失火而燒澤藪也、管仲入賀桓公曰七字句居裝裝、猶束也、傳耟耟當作粔屨縷謂捆屨唐園鹽鐵論亦云唐園之菜、蓋菜圃也、事轎轎、屩也、有所讎其手搔之功唐園之利讎售同、利、當作菜、陰王謂無王位之尊、

而有王者之業、倪而是耳倪睨同、是、疑當作走、言望視而去、吾能吾字衍【注】沛水沛、當作涕、賁沸火爲鹽沸火、當依地數作涕水、饋食之下疑脫國字【注】食圉圉字衍交殼殼、衆也、箘曲之彊箘、奴盍切、竹索也、曲、簿也、彊、當作鏹、【通】至用泄至下脫而字下艾艾刈同、言殺下民如刈艸、出其財坊本誤作則百十之數國蓋作若干百千之數、此蓋脫誤、唯輕重之家家、疑當作數、令輕重之家令、疑當作召、東車東、當作東、癸乙輕重家姓名桓公問四因與癸乙管子寗戚相與四坐問四二字疑衍、四坐、四人對坐也、差肩猶雁行好心心計也無餘乘謂不多車乘卿諸侯卿諸侯、令大夫、蓋戰國之爵也、不賂其游謂獨足其家、而不通財於交游也、【通】以流以下

逃其爪牙也、錯脫在此耳、當作謹逃其爪牙者、逃械器、閉智能也十三字、而移童山竭澤之上、

械器、謂機智也、者輔己者也直承不益民利四字、曰淫器

曰、當作禁、以人御人上蓋脫官能以備物者六字、以人之人、當作官、

【通】(無樸)無、當作質、立祈祥以固山澤

謂託祭祀以封山澤、而專其利也、如下篇立五厲之祭、是也、摶流摶、當作守、

存菹丘存、省察也、澤有艸曰菹、駢牢謂爲畜牧之地民饒

坊本誤作僥菹棻疑當作丘賦生殺老謂麋鹿牛馬立

施施、謂金幣、臧民之羸羸、利也、來世謂後來之世

輕重甲

端諗一作諗薄之遊女工薄亳同、游字恐衍、一純

音屯、束也、州有一掌每州置掌下事者冬不爲杠

杠、橋也、孟子曰、歲十一月徒杠成、夏不束柎編木以渡曰柎弛牝

虎弛、謂緩繫之、【評】(王繚)王、當作尉、(無那)當作無忌

耶三字如孤荼首孤、當作菰、荼、芽之荼也、首、謂秀也、之孫當

作子、傳戟之寶當作賓【按】(而給)坊本誤作給

遷封食邑謂遷封地食私邑跱蓄之家跱、儲也、士

室士、疑當作正、謂路寢也、朝功臣朝字管到跱蓄之家天下

有慮句齊獨不與其謀天下諸侯有所同謀慮、而

齊獨不得與之、是必謀伐我也、劵契之齒齒、數也、金鏂金、當

作釜、鏂區同、五鏂爲釜、侈弇猶言張翕、口大曰侈、口小曰弇、視獨

老窮而無子者靡得相鬻而養之者字

當移相鬻下、鬻、養也、顏行也前行徵甚重徵、當作價、下同、柴

池柴、藩落也、服簟簟、當作車、謂引車也、離其牛馬離、繫

也、道若祕云其道隱微、若祕然也、匡軫匡、斜枉也、奉

於我已、止也、決而不用決、疑當作汰、謂傲慢也、社稷不血食無生臣言社稷亡、則羣臣死之、親沒之後無死子言親沒而子不殉死、礩碈與瑱珉同、美石次玉也、發朝鮮如於越勾吳之類、右衢地數作洿、伏金伏、藏也、與正籍與、音預、吾至四萬吾、當作加、東西南北度五十里百乘之國、地方百里、故四境去中、各五十里、此乃司馬法一成一乘之制也、乘馬云方六里出一乘、其數大不合、耕田萬頃百畝曰頃、萬頃、百萬畝也、方百里者、爲地九百萬畝、耕田蓋居九之一也、爲分者萬人分上脫當字、當分、蓋當軍役也、東西南北度百五十餘里千乘之國、地方三百十六里六十八步有奇、四竟去中、各百五十八里三十四步、東西南北度五百里萬乘之國、地方千里、匹夫猶獨夫也、木必三寸謂棺木之厚、若產

而無兄弟之孤謂死事之孤、圃彊彊、當作疆、謂疆場之圃、上農挾五挾、疑當作食、言農之善力者、一人生五人之食、下皆倣此、上女衣五言上工之女、一人織五人之衣、下皆倣此、起於糞土疑當作起於貨財不安於拘輕重甲、作遺財不可包止、撕民撕、芟也、神農之數當作教、夷疏當作夷蔬、予之陳陳、舊穀、貸之新新、新穀、倍稱謂取倍息以稱貸之、

國准

燒增藪燒下脫山林破三字、官能以備物能者在官、文物大備、五家之數籍籍字疑衍燒山林破增藪焚沛澤猛獸衆也十三字、當移君下、智不足也下、燒山林焚沛澤六字衍逃械器閉智能此蓋釋謹

金百萬（衡權同、言其價直金百萬、）升加分耗（謂每一升耗半合而取之、下皆倣此、）菹薪（菹、疑當作柤、柴也、）沸水（輕重乙曰、海出沸無止、謂鹽之未賣者、）正而積之三萬鍾（正征同、萬乘之國、開口千萬、食鹽日千鍾、月三萬鍾、升耗十合而征之、則一月之積亦三萬鍾也、然升耗十合則原鹽至盡、豈有此事、是蓋倣鬻海王、更加謬妄者也、）丈夫毋得治宮室（丈、輕重甲作大、是、）聚庸（傭同）守圉之本（本、輕重甲作國、是、）五穀興豐巨錢（疑當作五穀豐三字、）天高（天下脫下字）衢處之本（本、輕重乙作國、是、）游子勝商（輕重乙作游客蓄商）騏驥黃金然後出（輕重乙作然後載黃金而出、此蓋誤、）

揆度

破增藪（增、疑當作橧、巢也、言破禽獸所寢、）委質（贄同）【注】

〔袖謂〕（袖下脫緣字）二五（謂事名二正名五）門父（守門者）姦能誣祿（姦、詐也、言無能者詐稱有能、而誣罔君上、以得官祿也、）相任寅爲官（任、保也、寅、敬也、）都重門擊柝不能去亦隨之以法（重字疑衍、後人因周易而妄加也、去、當作者、言守都門擊柝者、不能其職、則亦罰之以法也、○此一段形名督責之術也、上云輕重之法、甚可疑、）臣之能謀（下蓋有脫文）封君之民二十里（民、當作臣、二字衍、）少分（少、疑當作三、）【通】〔吳筴〕（當作楚）省有肆（省眚同、過也、有、當作宥、肆赦也、書曰、眚災肆赦、）財餘以滿不足（財、當作裁、）以重相因二十國之筴也（二十以下六字、蓋因下文而誤衍也、）鹽鐵二十國之筴也（言鹽鐵之利、當二十國之籍也、）【評】〔故能爲天下〕（坊本缺爲天下三字、）用不得不用（山至數、作使不得不用、是、）已

【通】〔此之〕此當作外、【注】〔去滅〕滅當作入若干入當作人、民之三有歸於上、三疑當作一、有又同、句【注】〔計其〕計坊本誤作討、藏輕出輕以重數也出輕當作出之、彼安有自還之大夫獨委之大夫二字疑當移彼字下、【通】〔予上〕予坊本誤作子、無正當作征臣擴從擴字疑衍國會會計也、中田中去聲、【演】〔計心所不及〕計字當移不及下【評】〔道破〕坊本缺破字請散棧臺上脫管子對曰四字、散字衍、上分二字疑衍貍之於地貍埋同穀之重謂稅也【注】〔篋乘〕篋當作筴、穀資在上資當作皆、下幣資同、萬物財物財物二字疑衍筋骨一作角鄉州數見小匡度地【注】〔爲黨〕二字衍馮會之日疑當作西【評】

〔國筴亦甚侈〕坊本缺甚侈二字揤牢筴也揤、持也、牛羊曰牢、氾下氾當作汙、山地分分、中分也、漏壞潤澤下泄、土壤乾墝、不生五穀也、謹下諸侯謂卑下通好之五穀與四字疑衍工彫文梓器工巧也今有海內縣諸侯秦皇一統以後之言

地數

地之東西以下至是謂國用見山海經、其出水者山海經作出水之山者六十七山山海經無山字、下九山同、此之此下山海經有天地二字是七十里之薄毫同逃其蚤牙蚤爪同、謂不觸害心、芮戈芮當作銹、鋭也、鈓銀鈓礦也、謂金銀之樸、牛氏邊山揆度作禺氏之邊地、毋稅於天下以物遺人曰稅、言不使財利歸於天下也、流渠渠當作遽、疾也、衡黃

供事、三圍兩手合圍曰圍【評】（徂杙）當作狙杙君常操九民衣食九字疑衍、或曰、九字爲句、如加之而如、也、【演】（且推）坊本誤作權

山權數

民之無饘賣子者之、當作有、三十一年而藏十一年與少半當作三十三年與少半而藏十年績緬當作蒨茜、染赤艸也、顧之顧雇同故與天下調五字疑衍泄者上脫字下相求備准五字句地無量國無筴疑當作地有量國無制守事已成事、當作於不高仁高、貴也、不相被被、謂恩恤簡其親而輕過簡棄親戚而輕犯罪過也、有在上有字疑衍如行事如字疑衍【評】（乃以）乃、坊本誤作巧、【演】（是用）是、當作足、（故國）故下脫富字（君誰）下脫與字蓄衰育同囘歲且阨囘、一作曰、是、國筴之者也者上疑有脫文困揲而訾困、當作捆、組也、揲、持也、訾當作貲、字書無訾字、令之徐疾歐屏萬物歐毆同、屏、退也、言籍於號令、時者所以記歲也夏小正十二月紀之屬未教未然之教也詩記人人、疑當作物、下貧而君富上疑脫民愚而君智一句此之謂事名二揆度曰、天筴、陽也、壤筴、陰也、此謂事名二、與此不合、此六字疑衍何謂得龜下脫數二字還四年還、又也、中二中、疑當作什、

山至數

傳賤傳、疑當作士、不曰貧之貧、揆度作用、是、【評】（富足）富、坊本誤作當、十藏於上十、當作七、國歲疑當作藏

而功 功、謂酬功、 分賞而祿 疑當作分祿而賞 繼孤
謂養戰死之孤 名羅 羅、列也、 無壤之有 四字句 大
國內欵小國用盡 內納同、欵、求通也、言小國以財幣事大國
而財用竭盡 何以及此 及、猶足也、下曰百乘可及、 軌荷 當作
軌符、 四時之朝夕 朝夕、猶來去也、 封天財之所
殖 封、謂封守也、 【評】、案〔二〕 坊本誤作害二 〔議方〕 坊本
誤作力 籍於號令 謂寓輕重之權於號令、以收財利也、 【評】
〔五家之內九合之外〕 當作內之五家外之九合

山國軌

穀重若干 重、卽石十錢之稅、 直時 直、當作隨、 人畝
當作民 不度食 度當作足、 調之泰軌 調、疑當作謂、
君寄幣 君、疑當作吾、 淫失 泆同 環穀 環、臣乘馬作還

【通】〔及環〕 及、坊本誤作反、 重有 又同 上且修游
四字句 應假幣 卽直幣 隆而止 隆、一作除、 【評】
〔質庫〕 質、坊本誤作寶、 〔主此〕 坊本誤作比 有官 有又同
縑衣 與單衣對、複衣也、 籠纍 當作籠虆、皆盛土器、 勝籯 勝、當
作縢、竹器、籯箱屬、 屑糗 屑、楄同、糗、乃糗字誤、 公衣 謂縑衣單衣假
於公者 功已而歸公衣折券 衣字衍、言民功既畢、而械
器之屬、皆歸之於公、折毀其券也、 齊衍 坊本誤作行 請歐之顚
齒量其高壯 歐、疑當作區、言區別馬之顚齒、以相其長壯也、 戰
車歐就斂子之牛馬 歐毆同、言毆兵車而就牧地、乃斂牛
馬而駕之、 【通】〔小家下〕 當作也 【評】〔其贏〕 坊本
誤作廟 二家散其粟 二家、一作立貲、 山林廩 廩字
衍 柴楂 薪也 把以上者爲室奉 把、卽握也、奉、謂

親愛有信之人也、【注】「與可」與、當作民、租籍者所
以彊求也租稅者所慮而請也輕重乙曰、
租籍者、君之所宜得也、正籍者、君之所强求也、租籍、當從彼作正籍、租稅、當從此作租稅、正征
同、征籍、謂籍於室樹人畜也、强求、君求之也、慮請、下請之也、廢其所慮
而請廢、當作歛、輕重乙曰、以君廢其所宜得而歛其所强求、正與此反、利
出於一孔利、謂財利、梅評是也、使蓄賈遊中使字
管到百倍其本、顏師古曰、蓄賈、謂賈人之多蓄積者、引錣量用耕田
發草土得其數土、一作上、輕重甲、作芻犂犂田、耕發草土、得其穀、未
詳孰是、量委委、末也、均羨不足平均有餘與不足也
分并財利輕重甲無利字、是、市糴無予予、買也、
半力而無予謂物價適賤、僅償工人勤力之半、而無人買取之也、散
之以重李奇曰、民輕之時、爲歛糴之、重之時、官爲散也、【評】「以

利爲什」坊本缺什字、「什倍也」什、坊本或誤作行、財
之擴擴、當作櫎、同衡、謂財物之價、泄平當作重、隨財當作
時、不變衡衡、櫎也、絕則重見謂穀物之絕、則價必踊騰、
藏繈繈、錢貫也、奉耕顏師古曰、奉、謂供事也、種饟顏師古曰、
種、五穀之種也、饟、與餉同、豪奪豪、健也、御穀物之秩相
勝張榜曰、秩、宜作迭、萬民無籍疑當作無廢事、【注】「若
丁」若、當作謂、養羸羸、餘也、謂正數之外、朱評是也、偏行偏、當作徧、
【評】「偏行」偏、坊本誤作歸、大囤坊本誤作国、【注】「於
操事」當作操事於、【通】「終歲」終當作中、收穡收、當
作入、守其本委謹謹字當移守其上、男女諸君
即大男大女也、國之君不相中國上疑脫四字、中、猶和也、言四
方之國不相和、有功利不得卿卿、當作慶、幸也、分壞

通曰、錢謂之鏹、以索貫錢、謂之繦、錢貫通作鏹、非、言每一升加價半錢而取之、則一釜之征得五十錢也【注】(二斗)當作升、鍾二千鍾、即十斛也、萬乘之國人數開口千萬也人、當依注作大、問、當作開、揆度曰、萬乘之國、爲戶百萬戶、爲開口千萬人、開口、謂開口而食也、禺筴之商日二百萬禺偶同、謂加二也、商、謂所加之稅也、言大數千萬、一日食鹽千鍾、故升加二錢而取之、則得二百萬錢也、萬乘之國正九百萬也當作千乘之國正人百萬也、揆度曰、千乘之國、爲戶十萬戶、爲開口百萬人、正人、謂正數之人也、國蓄曰、以正人籍、是也、月人三十錢之籍爲錢三千萬籍人之錢、一月每人三十、則千乘之國、正人百萬之籍、爲三千萬錢也、今吾非籍之諸君吾子而有二國之籍者六千萬諸君、謂大男大女也、言我今征鹽、月得六千萬錢、則非籍於人、而得千乘二國籍人之數也、【注】(三萬人)三下、脫千字、下同、一耒二字衍、行服連軺輦五字疑當作行輦輓輦四字、鄭氏注周禮云、輦、駕馬、輦、人輓行、所以載任器也、鍼之重加一也三十鍼一人之籍言每一鍼、加價一錢而征之、則三十鍼而得三十錢、是當一人一月之籍也、下皆倣此、耜鐵之重加七當作十、讐鹽於吾國、釜十五吾受而官出之以百讐售同、十五、當作五十、言彼國賣鹽於吾國、一釜五十錢、吾受而賣之於國、以百錢、亦釜得五十也、【通】(官之倍)當作利、(而口)當作民、(出之)下脫以字、以重相推重、即鹽之重鍼之重之重【評】(未爲)當末、作未、

國蓄

以其技能望君之祿也言君有餘而民不足、則民皆望君之祿、以盡其技能也、無不累於上累、附繫也、親信

他國物價重於我國、則彼必買物於我、而射取之也、此闘國相泄此、謂我國也、闘、疑當作高、輕重之家相奪富商輕買而重賣、以奪民之利也、民且守於上當作下公曰賤賤字衍上臾腴同間壤續按爲是下壤之衆當作缺廢方廢、猶置也、方、謂方物、孫子曰、方則止、圜則行、

事語

不致牲不、當作必、彼天子之制五字句齊諸侯齊、中也、謂中國諸侯負海謂四邊近海之國用非其有使非其人用他國之財、使他國之人也、【按】（人思）下脫衡字管子曰歲藏一管子曰三字衍微勝不微微、疑當作能、七法曰、以能擊不能、十勝十、當作六、不然、上文缺四勝、權輿當作與

海王

海王【注】（自此）以下二十一字、當移臣乘馬之下、

臺雉國蓄作室廡、此誤、毀成注見國蓄殺生國蓄作止生隱情隱、痛也、言痛民情、國蓄作離情、謹正當作征吾子地數作嬰兒鹽百升而釜十合爲升、釜即一斛也、輕重丁謂粟三斛爲三釜、米鹽同量也、○按左傳、晏子曰、齊舊四量、豆區釜鍾、四升爲豆、各自其四、以登於釜、是特言齊國所用之量耳、漢儒誤以爲周制亦然、故釋經傳量數、一切據此、後儒習而不察、故遷就補湊、以合其數也、愚著三器考、論之詳矣、此云百升而釜、與齊舊量不合、亦足以見其爲假托矣、

【注】（七銖一黍十分之二）以下注推之、當作六銖九絫一黍十分之二、○按漢書律歷志曰、黃鐘之龠容千二百黍、重十二銖、兩之爲兩、又曰、合龠爲合、十合爲升、古量米六合四勺爲重六兩九銖六絫、舊說未知何所據也、〔十光〕一作九、是、【評】（末世）末、坊本誤作永、令鹽之重升加分彊釜五十也重、謂加價而征之也、彊、當作鏹、錢也、正字

臣乘馬

七十日而陰凍釋 十下蓋脫五字 【評】〔必王〕當作亟 尙有 又同 衡藉 衡橫同、猶言橫斂也、 民食什五之穀、則君已藉九矣 九、當作五、言橫斂無止、民已貧乏、故出什五之息、借穀以爲食、則是與君藉五分同也、 有衡求幣 又有同、弊、當作幣、 【演】〔傳於〕傳、當作傅、 筴乘馬之數 以下蓋管子之言也 女勤於纖微而織歸於府 若、一作者、是、事語作女勤於緝績徽織功歸於府者、 虞國得筴乘馬之數 虞國、舜之後也、其事未詳、竹書紀年、夏帝相十五年、商侯相土作乘馬、相土、契之孫、殷之先也、 予之筴率二十七 筴、疑當作幣、言予一夫以二十七幣、 日爲子之春事資子之幣 日、當作曰、爲、去聲、子、謂農夫、資、貸也、 春秋 春、當作至、 子穀 顏師古曰、猶言穀子、 國穀之重去分 謂國藏之穀減價 穀之在子者以爲穀 令民入穀以償幣 廩之州里 藏其穀於州里之官廩也、 國穀之分在上 疑當作穀已在上 再十倍 十字疑衍 器械備 械字疑衍 國穀之擴 一切什九 擴、當作櫎、同衡、謂時之平價也、言以穀當幣、而減其價之一分、 還穀而應穀 下穀、山國軌作筴、此蓋誤也、言出穀以應其數、

乘馬數

失其地用 即前篇百畝不舉、千畝不舉之屬、 國用一不足則加一 國、疑當作地、地用不足、即失地用也、加、疑當作假、貸也、下文倣此、 五年之餘 餘、當作食、歲藏三分之一、而以三分之二爲食、故至十年則有五年之食、 【演】〔庸乏〕坊本誤作之 彼物輕則見泄 他國物價輕於我國、則彼必輸物於我、而泄流之也、 重則見射

（凡字衍、此一節、蓋他篇之錯簡也、）人有書社（每人與之以書社之地）決鉅橋之粟（決、開也、）參於日月無私（句）葆光（上疑脫無私二字）名當稱（稱疑當作私稱二字）恐行（恐、疑當作惡、行字衍、）

明法解

【評】〔明主〕（坊本或誤作中）明主者上之所以一民使下也利術者下之所以侵上亂主也（任法、明主作法、利術作私、以下文法廢而私行推之、當從任法為是、）人臣（坊本誤作段）且以（且、將也、）亡主之道（亡國之君所行也、滅主以下、皆倣此、）壅遏之道（遏、當作主、法法云、滅絕侵壅之君、）多其門戶（達四聰也）下得明上賤得言貴（謂下賤得明言高貴之姦邪）莫不有法令賞罰（句）具故（具當作是、）以法舉錯之功（舉錯二字疑衍）民以法與吏相距（吏之所命非法、則民不受之也、）人不事者（事、謂諂求、）其心惡利也（其、一作非、是、）權衡平正而待物（上疑脫如字）不為益長（為、去聲、）事情（情、實也、）非譽（譏譽也）易欺之（易、容易也、）雖有大義（大、當作不、）使眾譽多（下本經有者字）知法術明之必治（知字到顯字）管輕公矣（坊本公下有明字、誤、）管國之重（管、主也、重、權也）明主之擇賢人（賢字衍）見功（見、音現、下見同、）士上通（上脫賢字）立民所惡立（立、當作廢、）羣臣之舉無功者（舉、當作譽、言有虛譽而無實功之臣、）君臣相與（與、猶對也、）高下之處也（處上疑脫異字）【按】〔作君〕（上脫經字）

理也（襲、合也、）翹明（擧示也、）以聖人之智（聖、當作衆、）天不易（音異）險穢（當依本經注文作險阻）【評】〔可後〕（當作復）〔通酟〕（一作詁、是、）

立政九敗解

人君唯毋聽寢兵（毋字衍、不然、此句下、蓋脫聽寢兵三字、後皆倣此、）士卒（士、坊本或誤作十、）【評】〔始知〕（坊本誤作如）生又養生養何也（疑當作主養生養生何也）窟穴（處巖穴也）非世間上（間、亦非也、）賢者不爲下（爲、去聲、下同、下、疑當作用、）朋黨者處前（朋、當作多、）任譽（當依本經作擧、）務佼（當作交、後皆倣此、）

版法解

【評】〔故文〕（坊本或誤作交）凡法事者（法、當作立、）告謭（訴同）下饒（饒、當作鐃、同譊、恚呼也、）不孽疏遠（孽、猶賤也、）仰動（仰、猶待也、）往事畢登（登、成也、言今年之事盡成）不愛則不親（當作不兼愛則不親）明教順以道之（明字疑衍、道、音導、）不復反（復、疑當作得、）崩弛堵壞（弛陁同、壞也、猶言土崩）【評】〔正直〕（坊本誤作宜）嚴教（下蓋脫令字）事使之（事、疑當作盡）爲質（質、當作貭、本也、以此推之成事以質、亦貭字之誤耳、）職姓（生同）事萬民（事、猶使也、）四固不能守（四字疑衍、言衆皆爲之致死、故所攻必拔、即仁不可爲衆之意、）愛有所移（當作私）利有所并（一人并衆利也）疏數（入聲）君德（當作惠）所事之地常無怨也（言常行所無怨也）事衆也必經（事、謂任事、經、常度也、）備長（備、本經作修、）凡所謂能以所不利利人者

安、是也、【注】〔所歸〕一作掃、是、坐板排之板、當作扱、注同、少儀曰、以箕自鄉而扱之、是協是稽朱子曰、以上灑掃、錯總之法橫于坐所朱子曰、總、束也、古者束薪蒸以爲燭、故謂之總、其未然者、則橫于坐之所也、【注】〔總設〕當作謂居句如矩朱子曰、舊燭既盡、則更使人以新燭繼之、一橫一直、其兩端相接之處、勢曲如矩、則方正不邪也、愚按、居倨同、矩之直者爲倨、折而橫者爲句、蒸間容蒸然者處下趙評、即朱子說、但總誤作薪、居上、居下、上下互誤、遂出是去朱子曰、以上執燭、【注】〔有隨〕當作墮有常則否朱子曰、以上請衽、是謂弟子之紀朱子曰、以上退習、

【評】〔游示〕當作云

形勢解

不解懈同順親順於親也臣下隨當作惰沈玉極下脫矣字官職政治政、當作正、地生養地字衍傲其勢傲、慢易也、所墮疑當作濡父子得以安言得德澤以安寧亡其卑亡忘同銜令本經作命美行當作貌弓弦弓、當作引、獨有之乎本經作獨有也天之裁大謂天之所裁者大也、美人之下一有懷字、是、不論其禮義禮、一作理、是、士不厭學上疑脫達字任聖人之慮聖、當作衆、下同、襲內襲、本經作入、父不父下脫則字民無其民無、當作非、莫知其舍之也藏之而無形本經無也而二字、斬高橋下斬、當作塹、橋、當作墧、同墧、土高也巽起當作趣棟生當作生棟爲天下僇僇、辱也、【評】〔敗死〕當作在不壙當作曠相咄咄、叱也、必親必、當作不、不襲於

蠜、蝸牛也、其種二十物（二十、當作十二、）不骼（疑當作挌）

【評】〔位不〕（位、當作跡、）〔支疎〕（當作流）〔其傅〕（當作傳）

〔音侯〕（當作候）

弟子職（朱子曰、此篇言童子入學受業事師之法、）

所受是極（極、謂究盡其事、）是謂學則（朱子曰、以上學則）

顏色毋怍（朱子曰、以上蚤作、）思中以爲紀（言思中正以爲綱紀、）至於食時（朱子曰、以上受業對客、）【注】〔饋謂選具其食〕（陳夢良曰、饋、訓進食、疑進字誤作選字、愚按、饋、當作饌、）

攝衽（衽、謂襟之下邊、下振衽同、）羨胾（說文、胾、大臠也、）【注】〔要令〕（坊本誤作合）飯是爲卒、左酒右醬（朱子曰、是、謂胾也、醬、當作漿、禮三飯乃食胾而辨殽、皆畢、又用酒以酳、用漿以漱、故言飯胾而食終乃言酒漿、明在胾外也、鄭注二禮、兩引此文、皆作漿字、又此上文已云胾在漿前、則此醬不應復在胾外矣、今本誤也、）

三飯二叶（儀禮經傳通解、叶、作斗、陳夢良問、斗是何器、房注毀義如何、朱子曰、未詳、愚按、三飯、猶後世云三椀也、叶、疑當作侑、與下豆字協韻、侑、進食也、侍者兩次進飯、則與初飯爲三、）【注】〔毀叶〕（疑當作致侑）

左執虛豆（朱子曰、執豆挾匕、視其不足者而增益之、但豆中有物、而謂之虛、此不可曉爾、愚按、虛、疑當作甗、瓦器也、）挾匕（挾、當作梜、箸也、匕、柶也、）同嗛以齒（二人食同盡、則先益其高齒者也、謂先生數人同食、）【注】〔食者〕（當作盡）〔剛紀〕（剛、當作綱、）拚前斂祭（朱子曰、以上饌饋、）

捧擥（掬取也、）亦有據膝、毋有隱肘（亦、當作毋、隱、亦據也、）循咡（撫循口旁也、）各徹其餽、如於賓客（餽饋同、言徹己之食、其儀如徹賓客之饋也、）拚器（拚、屏同、）乃還而立（朱子曰、以上乃食、）攘臂袂及肘（臂字疑衍、袂、一作袂、是、）聚於戶內（戶內、即上戶側、謂東南隅也、士喪禮記曰、掃室聚諸

以清四字衍、先主一而三之四開以合九九、開字疑衍、言先置一、而以三乘之四次、則爲八十一、乃合九九之數也、【注】〔又九〕九字衍不無有三分不無二字疑衍、儀禮經傳通解刪之、【注】〔庚續〕下脫也字、陸山字書無陸字、【演】〔十四丈〕當作七丈、〔帶者〕上脫縈字、其草蘄當作蘄、其草兢兢、當作莬、音悅、【注】〔音薔〕當作嗇、各有草土四字疑衍【注】〔芫蔚〕芫當作茺、〔作蘿〕當作蘿、五粟之物物、色也、五粟五章下云、五沃五物、各有異則、此疑當作五粟五物、各有異章、淖而不肕淖泥也、肕、柔而堅也、謂黏也、剛而不觳觳埆同、墝瘠也、坊本誤作觳、在隫在衍隫墳同、高地也、衍、平地也、數大數、入聲、藻龜下云、求黽檜檀、此疑有誤、五臭所校疑當作效【注】〔校謂〕校、當作臭、夷姤

當作垕、古厚字、不格格、當作垎、說文、垎、水乾也、謂乾之甚也、剽忞古悉字其秀生其字衍欲有與各以上文推之、此蓋有誤、大者不類趙評爲是揣而藏之揣、疑當作揍、坊本或誤作揣、嶹生嶹、等也、疥騷當作瘙痟醒一作醒、是、猶檀猶、當作檜、有籠字典引之作龍胥容當作楈榕、二木名、其山之臯臯、當作阜、與榆協韻、爾雅、大陸曰阜、謂山麓也、其山之末末、巔也、黃虻貝母也其林其漉當作其棘其樲、其觳當作穀青忕當作忞楅葛楅、當作藟、恚目上蓋脫以字若苑苑、即有蕭與苑之苑以蓄殖以字衍若澤二字疑衍不圻當作坼、下同、其忍當作種稟焉如壏稟壚同、不平也、壏、依通爲濫、即濫諸之濫、五纑當作壚屑塵厲塵字疑衍、屑厲、與糈糲同僕累山海經、青要之山、多僕纍、郭璞曰、僕

一日把（謂束禾也）百日餔（謂可食也）上弱（上、一作士、是、）利以塡塞空郄繕邊城塗郭術（時方利於塞空郄、故繕城塗郭也、上一句論其利、下二句述其事、）廥倉（芻藁之藏曰廥）第之（李國祥曰、次第其治行也、）不利以作堂（築土以爲家室之址、謂之堂、）朽脊（脊、脊骨也、）寡人悖（悖、惑也、）伐枯木而去之（上蓋脫不字、）大露原煙（疑當作大霧厚煙）五官（五、疑當作水、）順之（順巡同）起火爲温其田（李國祥曰、卽月令燒薙行水、如以熱湯糞田疇美土疆也、）及宮中皆蓋井（及字因下句而誤衍也）及食器將飮傷人（言若不蓋井、則毒氣下井、故及就食器將飮而其毒傷人也）或遇以死（有遇四刑而死者也）願其畢也（其、當作已、）以冬賞罰（李國祥曰、冬、疑頒、）君之法犯矣（李國祥曰、犯疑先、愚按此二句、疑當作君之法先、則五者不可害矣、）章而上之都（章、謂書其可治之狀、）都以春少事作之（都字衍、少事、閒暇也、）隄防可衣者衣之衞水可据者据之（李國祥曰、衣堤、增其土、据水、障其衝也、愚按、衣、謂被他物於堤防也、据、謂設藩籬以衞其衝也、）獨水（李國祥曰、獨、疑濁、）側臣（左右也）

地員（員、數也、謂土地高下水泉深淺之數也、）

五種（黍稷菽麥稻）其立后而手實（下云、五種無不宜、其麻白、其布黃、此蓋有誤、或曰、手、當作丰、豐也、）其木（坊本誤作水）蚖蕭（或曰、疑當作杬楡、）其水倉（蒼同）【注】擾柔（當作桑）斥埴（斥、疑當作赤、）負猪豕（負、如蜾蠃負之之負、謂撫養也、猪、豕子也、）鳴馬在野（儀禮經傳通解載之、野作樹、朱子曰、馬、疑當作鳥、）如雉登木以鳴音疾以淸（朱子曰、以鳴下六字疑衍、愚按、音疾

訊之、咲歎同、訾也、【評】〔四者〕四、當作始、〔何人〕何、當作其、

度地

天子聖人也或曰、子、當作下、州者謂之術下云、術十爲州、此蓋州上脫不滿二字、州十爲都十萬家也、此所論之數、與乘馬小匡不合、土閬閬、當作閬、同埌、界也、下云溝隄即是、檣著檣、疑當作墻、言相著如堵墻也、葆守葆、寶同、經水鹽書、以清渭海湖汝澠淮漯江河濟漳爲十二經水、大水水即經水、水之出於他水溝他水二字衍、溝即山之溝也、往之往、當作注、因而扼之下四蓋脫其害二字、高其上領瓴之領、當作而、尺有十分之三謂一尺之間、有三寸之高下、【注】〔謂瓴〕坊本或誤作伍〔每領〕當作瓴、〔三里間之〕當作三里之間、〔此九〕當作四十九、迂其道而遠之尺有十分之三、則水走急疾、故迂遠其道、以徐緩其流也、地高則控控、止也、杜曲則檮毀杜、當作地、擣、衝也、言水行至曲則有所衝毀、杜曲激則躍杜、塞也、曲下蓋脫則激二字、請除五害之說請字衍、乃取水左右各一人八字句案家人家字衍、觀可見、注可省作者半事之謂有疾可減省其作者、令、取半功、【注】〔被兵〕上脫當字、籠臿當作甬、雨輂輂、土器也、漢書曰、陳畚輂、雨字疑衍、作土坊本或誤作上、【演】〔河莞〕當作復荒、春三月上脫當字、爲之囊囊、水藏也、夾水四道夾、當作浹、謂通水道於四方、利以疾薅殺草薉七字句、利、如利涉大川之利、命曰不長當作書日不長、山川百泉踊山川二字衍、踊、當作涌、雨露屬屬、集也、天地湊汐李國祥曰四字爲句、上云天地乾燥、下云天地閉藏、句法正同、

生害、聽其淫樂以廣其心 六韜曰、輔其淫樂、以廣其志、可以成敗 成、蓋古本作惑、觀注可見、 必深親之如典之同生 深、疑當作外、典、當依通作與、六韜曰、承意應事、如與同生、 陰內辯士 內納同、辯士、六韜作智士、戰國尙辯、故稱智士爲辯士、 【注】私俠 當作使 今背 今、當作令、背下脫約字、 大國 當作困 謹其忠臣揆其所使 揆、當作睽、言敵國之忠臣使於我國者、謹嚴以禮之、乖戾其所使之事也、六韜曰、嚴其忠臣、而薄其賂、稽留其使、勿聽其事、亦是此意、 不能令 當作合 【評】法儉 當作術 地買 當作員

入國

五行九惠之教 五字疑衍、行、施行也、 國都 國城、都邑也、 【評】誰恤 誰、當作撫、 偏枯 偏、當作偏、謂半身不仁、

殊身 殊、絕也、謂身死也、 三車 一作年、是、

九守

平易 易、蓋古本作意、觀注可見、 主位 謂人主立心之道也、六韜、文王曰、主位如何、大公曰、安徐而靜、柔節先定、善與而不爭、虛心平志、待物以正、 主明 六韜、文王曰、主明如何、太公曰、目貴明、以下文與此同、 【注】風則 當作而 當山 當一作高、是、 正靜其極也 正靜爲德之至極也、六韜無也字、 主聽 六韜、文王曰主聽如何、太公曰、勿妄而許、勿逆而拒、以下與此同、 主賞 疑當作刑賞、六韜賞罰篇曰、凡用賞者貴信、用罰者貴必、賞信罰必於耳目之所見聞、則所不見聞者、莫不陰化矣、夫誠暢於天地、通於神明、而況於人乎、 長目 謂視遠、 飛耳 謂聽遠、 曰動姦 曰、疑當作以、

桓公

衢室 三輔黃圖曰、明堂、堯曰衢室、 訊唉 訊、告也、詩陳風、夫人不良、歌以

命當作詭其令、詭違也、位雖高位、謂所予之爵位也、赦罪而
不一謂不鈞一也、不攻不備當今爲愚人
言不攻敵之不備者、當今之人謂之愚人也、此二句、與上下不承接、蓋他篇之錯簡也、
適車輿適、謂適其用而不求其美、情不能等言乘情不一、下
句倣此、無補之功功、謂用力、不營熒同耳目穀
穀、當作轂、薄也、言耳目之欲薄少、衣食足耳目穀當作耳目
轂則衣食足
其唯無福禍亦不來唯、當作雖、言使其無
福、而禍必不來、下句倣此、圉之以害牽之以利人情就利
而避害、故善治國者、以害圉止之、以利牽進之、故財多生、而民過寡矣、莫能勿
就莫、猶不也、【評】〔引弓〕上脱管子二字、宿夜宿夙同
【注】〔褐炙〕當作濡然菸室菸、當作萩、同楸、【注】〔以
大〕一作火、是、杼井杼、當作抒、挹也、塞久禱久、當作冬、

毋夭英毋拊竿竿、當作芋、卽四時所謂毋塞華絶芋也、五
正當依四時作政【注】〔功賞〕當作力者五藏五官之藏也
內作民內下疑脫物字【注】〔冬作〕當作令忠人
之和忠、當作中、注同、煩懮當作擾【評】〔字讓〕當作
釀輔之以什連之以伍謂連合什伍【注】
〔人說〕當作既敍鈞一作鈞、是、所以多寡多上
疑脱計字視其所愛以分其威一人兩心
其內必衰句也臣不用句其國可危
視、當作親、也、當作忠、言親敵國之所愛者、使其人有二心、愛臣有二心、故其威分、其內衰也、六
韜曰、親其所愛、以分其威、一人兩心、其中必衰、廷無忠臣、社稷必危、視其陰
所憎厚其貨賂得情可深身內情外
其國可知陰字、當移厚其上、六韜曰、陰賂左右、得情甚深、身內情外、國將

勇不當作爲玉鋪疑當作館材女樂材字上下疑有脫字國家踣家下脫乃字【注】散亾散當作敗敗凶敗當作豐下同義不足義當作羨【注】則士當作上貧富之不訾訾疑當作齊下篇倣此【注】謂掲一作掘是人谷人一作大是傷伐五穀穀疑當作藏上好利則毀譽之士在側商子曰君好法則端直之士在前君好言則毀譽之臣在側利當作言上多喜善賞不隨其功善賞猶重賞也不上脫而字不克其罪克當作克當也故有百姓有字衍百姓連下爲句上亦法臣法疑當作上法臣亦法照下君法臣法斷名決名疑當作斷決【注】之飾之上脫謂字佼反佼古本作狡觀注可見張榜纂作交友是亂臣疑當作諂臣兌道疑當作稅租爲上爲如字上尚同愚忠忠之愚者

也故善言可惡以自信而主失親言君忌惡善言驕亢自信而失宗族之心也此二句不與上文貫接疑上脫讒臣云云之文若然則合七臣之數篇題既曰七臣七主豈有兩物同名及列六不列一之粗謬乎哉之謂黴攻之上脫此字【評】六遇遇當作過而文當作又得可得下脫則字明失當作夫而末當作末下脫舉字

禁藏

【注】姦謀姦當作禁姦藏當作滅非愛冰也愛惜也居民當作之信之於其所餘財餘當作予先易者後難先難而後易萬物盡然而當作者此三句汎論萬物之理以明先用刑法之便也夫不法下疑脫則亂二字以長官威嚴以當作爲下同危其

見鬼曰惑、韓非子曰、燕人無惑、故浴狗矢、人物具 言人之形體悉備 右袪衣 袪、褰也、 道也 道、音導、 承敎 言承神之敎 吳干戰 干、國名、 【注】〔𪘏毀〕 𪘏、坊本誤作齒、 國子 士大夫之子也、 爲干國多 言於干國其功爲最 未有室家而安召我居 言浩浩之水、則魚之所安居也、我未有室家之可懷安者、而今召我、何以使安居乎、 日之役者 日、往日也、 毋復相代 言欲使此人必來、故不使他人代役也、 延而止與之 止、一作上、止與二字、說苑作進字、 淵然 呂氏春秋作湫然 漻然豐滿 呂氏春秋作勃然充滿、 拇動 拇、列女傳作矜、 二君之在臺上 二字衍、呂氏春秋、說苑並無、 口開而不闔是言莒也 莒之爲音、開口而呼之、故知之也、 唯莒於是 呂氏春秋、作其惟莒乎、說苑同、

七臣七主

七主之過 當作道、 以繩七臣 七臣皆不善、故曰繩也、 得六過一是 此上文誤重出也、 呼嗚 張榜纂作嗚呼、是、 【評】〔以編〕 當作繩、 不備待而得和則民反素也 以上皆言申主之事、張榜以申主當一是、得之、 【注】〔自此〕 當作然、 〔今中〕 當作申、 姦門闔 闔、開也、 法令申 申上疑脫不字、 臣主同則 則、猶道也、 刑振以豐豐振以刻 以韻推之、豐豐振以四字疑衍、 振怒 當作恐、 【注】〔故爲〕 當作謂、 〔未固〕 未、當作失、 芒主 芒、疑當作苛、察也、 見所不善 古本蓋作所見不善、觀注可見、 主虞而安 虞、樂也、言主道不自勞、 【注】〔凡兆〕 當作此、 〔爲主也〕 爲、當作謂、 女不緇 疑當作織、 好殺而不

荆州記、順陽益陽二縣東北、有熊耳山、東西各一峯、如熊耳狀、因以爲名、設之以事 韋昭曰、設以不可得之物、【評】〔禺臣〕當作萬世〔事君〕下脫之字

小問

公曰請問戰勝之器 公曰二字衍 取之若何 之、當作士【注】〔其土〕當作士 假而禮之 李國祥曰、假、優假也、小以吾不識 李國祥曰、小、少也、自不識爲少、則虛中以識天下、自不足矣、愚按、小、疑當作問、言吾所不識、必問而聞之、則天下雖大、可得而知矣、【注】〔齊其〕齊、當作小、三曰質 音致 憂之以德 恤之以、恩惠也、鷙距 鷙、當作摯、距、足也、言自外來者、聞其暴而止、如摯紲其足也、勿已如是 如是二字、當作則字、請聞 當作問 澤命不渝 澤釋同、舍也、鄭詩云、彼其之子、舍命不渝、善歲 當作藏 後之以事先之以怒 八字、當移下文富上而足下之下、先上脫此謂二字、其臣教 當作殺、注同、遵遁繆然 遵遁、與逡巡同、郤退貌、繆字疑衍、【注】〔殺親〕當作君 吸乎 吸、岌同、危貌、塞禱 塞、賽同、謂報其所禱、若之多虛而少實 若、當作君、言不務實行、瞑目 瞑、當作瞋、君之若賢 若、當作苦、謂嫌惡也、言不悅直言、管仲以是知桓公之可以霸也 桓公雖怒鳧巳疵而不即誅、先告管仲、是與大臣議事、而不自用也、管仲故知其可相之以爲霸也、駮象也 言形象如駮、駮食虎豹 見山海經 臣使官無滿其禮 句 三強其使者爭之以死 言其接待之禮不足、故使者不進就位、有司三強之、使者則大怒、以死爭之、此怯公而勇私也、眴眴 與恂恂同 由由乎茲免 由由、與油油同、光悅貌、茲免與滋俛同、言其穗油油愈實愈俯、大惑 恍惚

〔非知〕一作如是、思乃知知、如字、下同、凡心之形古本誤作刑、觀注可見、一物一、謂專一、變不易智智、當作事、不易、卽一也、治心在於中中、謂身之中、【注】〔狂事〕狂、當作枉、公之謂也公、蓋古本作心、觀注可見、不以物亂官說見心術下、中得心術下作內德、【注】〔除謂〕下蓋有脫文、嚴容畏敬精將至定宋儒、持敬暗與此合、音以先言音、張榜纂從心術下作意、下同、窮天地卽察于天極于地也、內德德、一作得、古本蓋然、觀注可見、【注】〔精一二〕一作不是、澤薄澤釋同、解去也、全心全、當從心術下作金、和於形容和、當作知、心術下作見、心氣心術下作金心、【注】〔若明〕若、當作故、賞不足以勸善刑不足以懲過言區區刑賞、不足以勸懲民也、氣意得而天下

服心意定而天下聽言心氣定得乎中、則天下聽服于外、是德化之妙也、刑賞豈足論乎、摶氣摶專同、能摶乎摶、心術下作專、知吉凶乎當從心術下作知凶吉乎、吉與一協韻、得之己乎之下心術下有於字、【演】〔彼人〕當作入、節適之齊音剤、平正擅胸論治在心以韻推之、平正擅胸四字、蓋下文誤重出此也、【通】〔二胸〕一作凶是、傷而形不藏當作形傷而不藏、飽而不廢廢、當作發、言方飽而謀慮不發出、遇亂正之遇、當作禍、理丞當作烝、【通】〔則此〕當作屯、

封禪

梁父張守節曰、梁父山、在兗州泗水縣北八十里、夷吾所記言記、識於心、【注】〔辟耳〕辟、坊本或誤作群、熊耳山司馬貞曰、

粟什一疑是上之府庫所貯之粟不足、則更徵於民而取其見在之粟什一歟、厮輿之事謂民役於上、此四時亦當一倍貸矣時、當作者、言關也、市也、府庫也、厮輿也、併此四者、亦當一倍貸之數、【注】〔一倍貸之〕下脱數字五穫張榜曰、既刈而根再生苗成穀、亦當一穫矣、交能易作言四民各以其所作、互相交易、以爲生利、終歲之利無道相過言四民交易其能、而其利均矣、民作一而得均疑當作得均而民作一、言未作之利不過農事、故民專務農也、粟生而死者霸李國祥曰、生而死者、雖與農利、而農害未盡除也、【注】〔有不〕下脱保字粟生而不死者王李國祥曰、農有利而無害也、【注】〔楚寄〕楚、一作蹇是、

內業內、心也、猶言心術也、此篇語多見心術下、未審此襲彼彼取此、

卒乎如在於己卒、崒同、高峻貌、己、當作山、與天淵協韻、可迎以音音、張榜纂作意、愚按、心術下、意以先言、此篇作音以先言、此亦訛意爲音之確證也、意、音億、與德得協、當從張作意爲是、凡心之刑形同自充自盈自生自成言心之形狀、本自如此、折折音題、安舒貌、如窮無極言如欲窮太虛之無極、此稽不遠下云、彼道不遠、稽、當作道、夫道者所以充形也而人不能固道之於人、猶氣之充形也、然人不能固存、故或往不復、或來不舍也、謀乎當作媒乎、媒昧同、【注】〔方寸〕方、坊本誤作力、〔君子〕當作舍也、凡道無所所、音徙、與愛協、言道無方所、善心安愛心、當作惡、安、何也、言善與惡兩無所愛、【評】〔理氣〕當作氣理、彼道不遠民得以產言道不遠於人、故民得之生也、下句倣此、如窮無所當依上文作無極、極與索協韻、靜音音亦當作意、與得協韻、【評】〔落乘〕落、當作下、【注】

以執勝（執、古勢字、言君以勢威壓勝臣也、）百官識非惠也（解作百官論職非惠也、此有脫誤、惠、謂愛君、）共道則亂（主行臣事、臣行君道、曰共道、）專授則失（專授權勢於臣、則失國也、）令求不出（求、解作本、）下情求不上通（解無求字、）先王之治國也（以下至篇末、又見韓非子、）巧以詐僞（巧、韓非子作欺、）比周以相爲匿（相爲隱過惡也、）是忘主（是下解有故字、）死交（死、韓非子作外、）【注】之君庭（當作君之庭、）屬數（謂竟內之衆、）務於相益（於字解無、韓非子同、）相責（一作貴、是、）能匿而（匿字衍、韓非子作能者、）敗而（韓非子作敗者、）

正世

侵奪（言民相侵奪以自救也、）墮倪（倪、當作毀、言不務公事而墮壞之也、）

簡禁而輕罪（簡、慢也、言民不畏禁令、而輕犯罪刑、）上不變（謂不以寬濟之、）後使令（後、一作緩、是、）不廉而變（言不以猛克之、）足以使（謂使令臣民、）足以勝（謂勝服臣民、）【注】勝合（合當作令、）此二者不可不察者（二者、謂重禁服民與輕刑長亂、）【注】三者（三、一作二、）謂愛（下脫人字、）治莫貴於得齊（齊劑同、謂緩急稱宜也、）位齊（位、當作立、）

治國

昔年（一作者、是、）七十九代之君（封禪亦云封泰山者七十二家、蓋出於戰國術士誇誕之說、其有無不可知也、）必農（必下疑脫事字、）用不足（用、一作月、）倍貸以取庸（言雨澤不足、則貧民倍貸於富者、以取傭夫、而灌於其田也、）故以上之徵而倍取於民者四（十二字、當移當一倍貸矣下、）府庫之徵

任法

埴之在埏埏、土和水也、不禁而止謂任法之極、即上云垂拱而天下治也、【注】〔法行順〕當作則先聖之所以一民者也是戰國法家之士、誣先聖以衒其術之言也、周書曰國法國下蓋脫有字法不一則有國者不祥有國者三字、當移法字上、典民則祥祥上脫不字、楊評得之、不可恒也恒上脫不字、言可常守也、聖君所以爲天下大儀也大、當作之、言聖君以任法、故能爲天下之儀表、君臣上下貴賤皆發焉君臣上下貴賤之別、皆發出於法也、【評】〔後云〕後、坊本誤作法、〔貴在〕當作任法古之法也言先聖之所立也間識間當依下文作聞、囊於法囊、包括也、言撿束於法、明王當作主亂王當作主譔杵疑當作譔詐、譔、欺也、【注】〔此正法〕此、當作比、實用實、當作寶、言聖君以法爲寶而用之、不得翦其私翦剪同、翦下脫公財以祿四字、【注】〔輻之輳〕下脫轂字正心疑當作政令此聖君之所以自禁也枉法則不平、毀令則不全、此乃奪柄失位之所由也、故聖君自禁於身也、植固而不動奇邪乃恐持法堅固而不動、則奇邪之人恐懼不敢爲私也、奇革而邪化謂奇邪之人、改惡化善失度量失、當作制、法立而還廢之還、又也、失君之所愼當作恒離法而聽貴臣主離法而從貴臣也貴而威之而、當依上文作能、下同、治世則不然世、當作君、治君、對亂君【評】〔悅至〕悅、當作說、

明法

其刑、韋昭曰、害殺忠正、故爲逆節萠兆也、形、見也、天地之占未見、征、征伐也、雜、猶俱也、刑、害也、

【注】〔入地〕入、一作天、天因人聖人因天　韋昭曰、天因人善惡而福禍之、天垂象聖人則之、天時不作　韋昭曰、天時、謂利害災變之應也、勿爲客　越語作弗爲人客、韋昭曰、攻者爲客、人事不起　韋昭曰、人事、謂怨畔逆亂之萠也、勿爲始　越語作弗爲之始、韋昭曰、先動爲始、慕和其衆　慕、當作謨、言與其衆同謀事、天地刑之　刑、越語作形、韋昭曰、形、見也、見其吉凶之象、古本亦作形、觀注可見、不貳　同貸、差忒也、不留　當作齗、注同、毋亡天極　亡、越語作過、

【注】〔不謂〕不、一作形、是、因天地之形　疑當作因而爲形　天地之形　當作天地形之　【注】〔之刑〕一作形、是、【通】〔其潰〕一作潰、是、〔者下〕當作勝　【注】〔堅明〕當作固　善周　周、隱密也、樞言曰、周者、不出于口、不見于色、

奮信　同伸　可以代天下　天與信協韻、下字衍、代天、卽天吏也、

【通】〔周其〕周、當作方、偃一側　偃上蓋脫一字、側、猶起也、

三曾　楊評爲是　【通】〔時乘〕當作成

正

正之服之勝之飾之　服飾協韻、上下四字爲句　【注】〔勝姦正〕當作正不正、因下注而誤也　〔不能〕當作服　曰德　德、恩德也、下同、崇一　當作一宗、宗、本也、刑以弊之　弊、斷也、政以命之　命、當依下文作令、毋徑　徑、謂徑情而行、信政　疑當作正　正紀　正、當作政、

九變

【通】〔往而無得〕無字衍　不得其上　得、一作德、是、求以智　智、當作知、小間作求以外知、謂求知敵人之情也、

七十二日、合爲三百六十日、終而復始、亦是古昔五行家之一法也、又見春秋繁露、淮南子、可參觀矣、士師士當作土、國衡掌國中之山林者也、順山林順巡同、區萌區句同、言萌芽句曲而生、贖蟄蟲卵菱此句上脫毋字、贖當作殰、古殰字、謂未及生而胎敗也、卵當作茆、皀葵也、江南人謂之蓴菜、古本字未訛、觀注可見、言勿發掘蟄蟲及茆菱未出土泥者而敗之也、【注】〔卵皀〕卵、卽茆字、皀下脫葵也二字、麑麌與麛夭同、獸子通名也、睹丙子火行御火行自雨水後十二日起【評】〔恐須〕一作瀕、是、皮弊當作幣睹戊子土行御土行自立夏後八日起天爲粵宛爲、當作無、粵、當作奥、注同、宛鬱同、言天無深鬱之氣、上云、天無疾風、文法正同、睹庚子金行御金行自大暑後三日起衍組甲衍字疑衍合什爲伍謂合什爲什伍睹壬子水行御水行自秋分後十五日起則發撊瀆盜賊發字因上文而誤衍也、春秋繁露曰、水用事、則閉門閭、大搜索、疑當作閉門閭搜盜賊、【注】〔閉藏之也〕當作氣不叚當作段、同瘕、不殺太子危家人七字疑衍七十二日而畢也淮南子曰、歲遷六日、以數推之、七十歲而復至甲子、愚按、歲遷五日、四年更遷一日、八十歲而復至甲子、淮南子之言、不合於實數也、

勢

戰而懼水而、如也、言臨戰如懼洪水、懼險倣此、澹滅謂將神不揚、如爲洪水所浸沒也、迷中謂迷惑中心動靜者比於死動、謂不得其道、而勉強作之也、卽下無爲之反、故此四動者、近於死醜距避而無功、夫靜與作以下八句、楊評爲是、知靜之修知、如字、逆節萌生越語、王召范蠡而問焉曰、吾與子謀吳、子曰、未可也、今申胥驟諫其王、王怒而殺之、其可乎、范蠡對曰、逆節萌生、天地未形、而先爲之征、其事是以不成、雜受

時句入出以風雨入出當作出入【注】〔土之
四時〕土之二字衍九墳九一作久是【注】〔星月〕
星當作日嚴順慎同順旅聚收即下慎旅農趣聚收也
【通】〔卽聚〕當作衆【注】〔時云〕當作方〔博塞〕
坊本誤作長〔令補〕坊本或誤作種溫怒溫當作慍壬水
或曰水當作癸風與日坊本或誤作多德生正政同【注】
〔無違〕無字衍〔月二之政〕當作月之三政

五行

三者克也克實也謂庶富也【評】〔五列列令
官〕當作文列陳五官具五官於六府也五聲
於六律也具字貫下十二字街天地街猶通也天
道以九制淮南子曰天有九野九千九百九十九隅地道以

八制淮南子曰地有八殥八紘八極修槩水土句以
待乎天句堇反五藏以視不親土古本作
上連以待讀注同故楊評正之天與親協韻堇當作謹貨曋神盧曋字
書引此云音未詳愚按當作贉徒感切買物先入直也禱神先薦貨故曰贉也【注】
〔次隅〕當作寓〔精祥〕當作詳修十二鍾以
律人情十二鍾黃鍾大呂太族夾鍾姑洗仲呂蕤賓林鍾夷則南呂無射應
鍾也以律人情故又謂之十二律視其離離麗也言視日月星辰所麗之
次【注】〔能下〕當作事若道若如是也【注】〔曰
澤〕曰當作潤當時官名廩者廩當作廥同穡謂斂稼穡之官
司徒敎人倫之官也政五鍾政正同令其五鍾
令當作命名之也【通】〔主火〕上脫心字〔上合〕上當作土
日至睹甲子木行御日至冬至也自冬至起五行御時各

合曰五藏 曰下、疑脫五味生三字、 酸主脾 主、當作生、下同、 而後生肉 肉上脫五字 脾生隔 隔、當作膈、注同、 肺發爲竅 蕭吉五行大義引此、作肺發爲口、心發爲下竅、今本脫 荒忽 猶恍惚也 淑湫 郭弘大曰、與寂寥同、 凝蹇 疑當作定 五慮 謂五情 不能忘者也 忘、一作亡、是、亡者下、蓋脫人與玉是四字、 伏闇 伏、當作攸、下同、觀注可見、 著龜 著字衍 【注】於自 一作是日、 或世見或世不見者 謂數百歲川澤一涸、而谷之不徙、水之不絕者可見、若川澤不涸、則此水不可見也、 生於蟜 於字衍 涸川水之精 水字衍 齊之水 句 道躁 道、疑當作遒、勁也、 愚疾而垢 疑當作愚痴而垕、垕、古厚字、 泔最 最、疑當作潵、泔潵無味也、 貪戾 下蓋有脫字 埮墆 當作滯 葆詐 葆、藏也、 閒易 閒、當作簡、

四時

令有時無時則 無時二字疑衍、時則、四時之常法也、淮南子有時則訓、 必視順天之所以來 謂四時之令、視察天之所以來應、而順從之、 【注】其聽 一作所、是、 【通】聖來 當作人 國家乃路 路、露同、羸也、 天曰信明 信字、蓋因下文而誤衍也、下句倣此、 其王信明聖其臣乃正 上聖脫信字、言君能順天地之道、以誠明誠聖、則其臣亦正、如四時之節、 【注】故聖 當作正 信明聖者 疑當作明而聖 【注】信明 下脫聖字 使不能爲惛 下疑脫不聽信爲忘一句 【注】弊梗 當作壞 麑夭 麑、麛同、獸初生曰麛、未壯曰夭、 毋蹇華絕芋 蹇搴同、芋、當作萼、拔絕華萼、則百果不登、故禁之也、 生火與氣 氣血之氣 中央曰土 中央下、疑脫曰歲其氣四字、 土德實輔四

句屬下、命之耳耳、助語、若有適觽解不可解而後解言若有所適而觽解、則必待不可解、而後解、常秘其智、故國人莫知之也、爲善乎毋提提言爲善勿揚擧、此二句、卽莊子爲善無近名、爲惡無近刑之意、取信而止信、實也、言不求其名、知何知乎謀何謀乎言其所知謀、不可測也、【注】(所謂道)當作適、纂何能歌李國祥曰、亦證無適不宜意、武王是也言武王代紂卽纂歌也、【注】(則非)則、當作然、(大精)下蓋脫則傷神故明益衰德行高修十一字、君親六合李國祥曰、君親、喩近、六合、喩遠、愚按、君、當作欲、謂欲親六合之中也、【演】(爲舍)舍、當作合、(穿人)穿上脫天字、【注】(於大)一作人是、【演】(相末)當作來、【評】(單識)單、當作卓、

水地

【注】(水言)當作言水、量之不可使概至滿而止正也概、平斗斛之器也、言以器量之、不可用概、然滿則自止、不須概之也、荀子作盈不求概、似正、五量龠、合、升斗、斛、【評】(金支)金、坊本誤作全、文理明者一作著、是、萬物莫不盡其幾及其常者及、一作反、十一字一句、幾、猶變也、言萬物得水以盡其機變、鄰以理鄰、當作璘、光明貌、荀子作縝栗而理、瑕適皆見精也適瓋同、呂氏春秋曰、寸之玉、必有瑕瓋、精、荀子作情、楊倞曰、似不匿其情者也、淸搏徹遠搏、當作揚、徹、通也、荀子作淸揚而遠聞、純而不殺辭也純、大也、言玉聲純大、而其終不減細也、荀子作其止輟然、楊倞曰、似言畢更無繁辭也、剖以爲符瑞符瑞、謂圭璧也、史五帝本紀曰、黃帝合符釜山、書舜典曰、輯五瑞、三月如咀咀、疑當作胆、說文、胆、蠅乳肉中生蟲也、言三月之胎、類肉中之胆也、【注】(咀口)咀、疑當作

內業注、日月也、節怒莫若樂內業、作止怒莫若詩、去憂莫若樂、節樂如字守禮莫若敬此下內業有守敬莫若靜一句外敬而內靜者反其性內靜、卽宋儒持敬、【注】〔蔑不〕蔑、疑當作我、過知失生知慮過度則傷神、故損其生也、內聚謂聚精於中、被服四固內業作被四海一言解之內業作一言之解上察於天察、明著也、

白心

建當立有李國祥曰、建當立、謂建所當立也、愚按、有當作者、其事也不隨隨、當作墮、墜敗也、物至而名自治之名自治之四字疑衍聖人無事韓非子曰、虛靜以待、令名自命也、令事自定也、形名參同、君乃無事、正與此同、形名家之言也其人入入於身其人、當作兵之、從於適當依春通作敵兵不義不可

當作兵不義而不可用【注】〔又其〕當作甚入者入、坊本或誤作人、不日不月不擇日月也、顧反無名顧反、助語也、中之衷猶言善之善也、衷、謂正中也、【評】〔有無〕有字衍【通】〔道玄〕道字衍極之徒仄徒、如生之徒死之徒之徒、己無己李國祥曰、我無我之意、淑然自淸淑寂同、淸當作靖、察而徵之省察事實而驗之也人有治之人有、當作夫或、辟之若靁鼓之動也辟譬同、喻其有動之者也、人或搶之或、當作有、搶、一作擒、是、此汎指器用、靁鼓亦包在其中、夫或者何覆說上文夫或有治之義也若然者也所以治人者、無形無方、故曰若然也、下所云卽是、灑乎流散貌、知於肌膚知、猶見也、責其往來莫知其時所謂出入無時也䡅䡅一作韓韓、音敦、樞言、作豚豚、上聖之人上聖、至聖也、此

同出 出、疑當作異、言盡一物之不齊、 莫人 莫、當作眞、 言至也 眞人者、德之至也、楊評得之、 闕其門 闕、一作開、 實不得延名 延、長也、謂實過名、 姑形 疑當作名物 督言正名 言、當作實、九守曰、修名而督實、 【注】〔得不應〕 得上脫不字 〔而可〕 一作何、是、 〔成人〕 當作務之 未於能 未、疑當作求、 動於故 故、即去知與故之故、 人迫於惡則失其所好、怵於好則忘其所惡 於惡之惡、於好之好、並去聲、言人心切於所惡、則不知其有所好、誘於所好則不察其有所惡、大學曰、好而知其惡、惡而知其美者、天下鮮矣、正與此相表裏、 欲不過其情 言所好欲不過於物之實、 【注】〔凡知與言習〕 當作去知與習言、 爲生 爲、當作僞、老子曰、智慧出有大僞、 時適 言時與物適偶也、 過則舍 捨同、 復所 所、如所其無逸之所、謂居之也、

心術下

形不正者德不來 言外形不正、則內德不存也、即制外養中之意、 中不精 內業作靜 【注】〔可以〕 下疑脫察字 是故曰 曰字衍 無以物亂官 物、外物也、官、耳目也、 行者正之義也 此承上反正言、疑當作正者行之義也、 而天下治實不傷 而天下三字衍、治、當作名、蓋因下文而誤也、名實不傷、謂名實相當也、 知遠之證 言知遠事之徵 故曰思之 內業曰、思之思之、又重思之、此蓋有脫文、 一氣能變曰精 內業、作一物能化、謂之神、 慕選 李國祥曰、慕、思也、愚按、慕當作纂、同譔、 等事 等、差等也、 極變 謂極盡事物之變、即能變也、 心安是國安 是、當作則、下句及注同、 【注】〔道無〕 道、當作是、 筋肕 肕、堅柔也、 大圓 內業注、天也、 大方 內業注、地也、 大淸 內業注、道也、 大明

知其則 下解無又字、則疑當作測、 紛乎其若亂 樞言曰、紛紛乎若亂絲、此蓋脫絲字、 名當 下疑脫實二字、 於不怵乎好 怵、誘也、觀解自明、 【注】〔怵止也〕 怵、當作休、古本、怵誤作休、故注以止釋之、 〔中作怵〕 中、當作休、 去智與故 莊子曰、去知與故、循天之理、成玄英曰、內去心知、外忘事故、林希逸曰、去其私智、離於事迹、愚按、故、如刑故無小之故、謂心有所設爲也、 非所設也 照上故字、 非所取也 言非有所取而然也、照上智字、 若偶之 偶寓同、言物至則應、去則不留、 【注】〔版法〕 下脫形字、 〔編授〕 一作校、是、 〔由曰〕 二字當作皆字、 故曰心術者無爲而制竅者也 故曰二字衍、心術以下十字、當移心之在體之上、此乃解之首先解篇名之辭、版法解可證、 故曰君無代馬走 故曰二字衍、君字、當移下此言之下、 不奪能能 句 不與下誠也 能能、當作下能、下誠當作下職、

愼子曰、臣有事而君無事也、人君自任而務爲善、以先下、則是代下負任、蒙勞也、亦是此意、 趮者 趮躁同 虛之與人也無間 虛、當作道、無間、 謂不離、 唯聖人得虛道 虛道、當作處之、或曰、虛字衍、 難得世 當作也、 不潔則神不處 當作辟除不潔、神乃留處、 莫索之其所以知彼也 之字衍、莫索連下讀、 其所以知此也 六字疑衍、 莫能虛 能、善也、言修之莫善於虛、 虛者無藏也 心無所畜藏、謂之虛、 故曰去知 故曰二字衍、 奚設 奚下疑脫率字、 物得以生 言物得德而生、 生知得以職 句 道之精 知字衍、觀注可見、言物由德而得職、是道之精也、 【注】〔者生〕 生字衍、 所得以然 當作得所以然、 以無爲 以字衍、 間之理者謂其所以舍也 舊注是也、理字疑衍、 名處 名、一作各、是、 所以

〔對運〕坊本誤作連 安危國之所存 國字疑衍 故國無罪 國、坊本誤作曰、 將合可以 疑下有脫文 禺其隨行 禺、疑當作寓、 【注】〔是謂〕是、當作禺、〔聲魚〕一作角、是、 重陔 陔、亦重也、前漢郊祀志、泰一壇、三陔、注、三陔、三重壇也、 【注】〔敗者〕一作之、是、 【通】〔於定〕當作是 〔其盈〕下脫也字 〔以示道者〕此上脫一句 古之祭有時而星 星、當作腥、謂祭之朝殺牲、而薦其血毛也、 有時而星熺 星字蓋因上句而誤衍也、熺饎同、炊黍稷曰饎、謂薦黍稷也、 有時而熰 熰、炮也、謂薦燔炙也、 有時而胸 胸、脯脡也、謂薦籩豆也、按禮經、祭祀薦物先後之序、正與此合、 鼠應廣之實陰陽之數也 鼠應黃三字疑有誤、此蓋謂鼎鑊簠簋之實、或奇或偶、以應陰陽之數也、 華若落之名 句 祭之號也 楊評是也 【通】〔術故〕當作數 〔所去〕當作云 【評】〔於占〕坊本誤作古 〔連[illegible]〕坊本或誤作行 〔而細〕而字疑衍

管子補正下

心術上

充益 溢同 故曰上離其道 故曰二字衍 使弊其羽翼 使字衍 道不遠而難極 觀解自明 【注】〔而不得〕而上脫勞字 所以智乎 乎字衍 夫正人無求之也故能虛無 正人、即聖人也、虛無、當作處之、蓋因下句誤也、言聖人無求智、故能得處之、 親疏之體 之、當作有、 直人 直、當作眞、 不義 當依下解作不宜、 又孰

不得 不得、當作不服、言紂既無道、故不得伐不服、 【注】〔則固〕 當作圍、 萬諸侯鈞 萬字疑衍、鈞、古本作鈞、觀注可見、然作鈞爲是、 鈞同財爭 同字衍、財、當作則、言勢均則不相下、 依則說 依、疑當作倍、 【注】〔同郄〕 同、當作侗、 〔曰有〕 曰、當作日、 〔諸變〕 當作邊、下四變同、 〔委變〕 委、當作諸、 【通】〔失起〕 失下脫則字、 【注】〔防禦之國〕 國、當作固、下同、 〔德民〕 德、一作得、 輕重有齊 音劑 君臣之屬也 屬上疑脫際字、 使君親之察同索屬故也 疑當作使君臣之際固系屬、故也、故、如刑故無小之故、謂出於人爲也、 水鼎之汨 汨、沸也、 弋其能 弋、當作式、法也、 【注】〔重君〕 當作人 至言往至絞 疑當作至信生至交、 天地若夫神之動化變者也天地之極也 言鬼神之運動、能化成萬變者、天地之極功也、上天地二字衍、 能與化起而王用則不可以道山也 用、當作者、蓋因下文誤也、山、疑當作出、此謂與神化同德者、 易云 云、運旋也、 國之山林 坊本誤作材 則而利之 則、當作財、同材、 【注】〔備公〕 備、一作情、 多賢可云 云、運旋也、問賢者可得使用乎、 若旬虛期於月津若出於一明 旬、當作盈、盈虛、即下虛滿也、月津、月道也、若而也、言月之盈虛、必循其道、而常如一、 可以虛矣 言人君能盈虛、如月有節、則可以用虛也、虛、即下阨薄也、 【注】〔日既〕 日、當作月、 阨其道 擇人而取之、不使妄進也、 薄其所予 擇人而予之、不妄予也、 士云 謂士可使用 處行 猶舉措也 不動以爲道 以下四句、春通一日爲是、 陽者進謀 進、當作應、言其事顯明者、應而謀之、 幾者應感 言事幾之動者、應而感之、 【通】〔聞者〕 聞、當作曲、 〔以道〕 坊本或誤作這

近而國民畏怖。【注】〔至三〕當作亡。條大條一作修、是。樂。聚之力以兼人之強聚下疑脫人字、以字衍、言兼聚衆之強力以恃之也、此所以危此論輟安而危也。【注】〔顯易〕一作陽、是。是故之時故、當作古。【注】〔唇之息〕當作瘠之貌。〔增長叛〕叛字衍。【通】〔草出〕當作凷。【注】〔理藏〕理、一作埋、是。〔其制〕當作外。〔尊卑之外〕當作制。〔不擧大〕一作火、是。【通】〔二老〕當作者。【注】〔先受君〕當作封。分免疑與黽勉同。【注】〔所用其智謀〕所上脫無字。〔於令〕疑當作禮。〔主人〕當作人主。〔時適〕當作同。〔既不〕下脫用字。敬祖禮記大傳曰、尊祖故敬宗、祖、當作宗。聚宗以朝殺示不輕爲主也言祭祀之朝、聚宗族、而君親殺牲、示不輕爲祭主也。高子聞之

以下至告寡人十七字疑衍。舍朝舍下脫於字。故不送公故、戒作蓋、公言無行此句上、戒有宮人皆出從一句。不欲與女及若下脫言字。【注】〔若不〕若、當作言、女言至焉至於此也。自吾不爲汚殺之事澣去垢汚曰汚、殺、剪縫也、人布織不可得而衣戒作未嘗得人之布織也、人下脫之字、言己不爲人勞、故不得人之利也、【注】〔汚殺〕下蓋脫謂汚染殺戮五字。〔言然〕當作凡。〔摩謂新道〕以下三十一字、有錯誤、當作摩謂度時而制法、故道、謂先王之典刑、新道、謂新其事也、言能摩故道以成新道、苴美於朝市國市國二字疑衍。莫盡如市疑當作苴美於市。起本善當作事。【評】〔上乏〕坊本或誤作之。〔苴市〕坊本誤作有。〔如市〕坊本或誤作也。不可得惡得伐不服用惡得伐不服五字、疑因下文誤衍。惡得伐

可以王乎　府囊、謂本資也、言薄德之君之所資、徒因成事之後、而論其得
失耳、其政不足以王也、【注】〔威親〕威、當作戚、　易卿而移
卿、疑當作鄉、同嚮、謂變所趨向而移易之、　慈種　慈、當作玆、同滋、　待感
待物而感動也　斯民之良　上云應風雨而種、良、疑當作食、謂五穀也、　醜
天地　醜、疑當作配、　諸侯死化　死、當依下作之、　長來
獵君長　疑當作好獵長來四字、　飲食者也侈樂者
也民之所願也　言飲食侈樂者民之所願　【通】〔應上〕
當作下　〔故道〕當作君　罷至樂　王勃詩、佩玉鳴鑾罷歌舞、罷字、
蓋出乎此、　百姓之怠生百振而食　怠、當作息、息生、猶養
生也、百振、當作相振、謂相救也、　爲之畜化　句　用其臣者
予而奪之　化、當作貨、臣、猶子也、言畜藏其母、使用其子、予而奪之、即輕重
之術也、　徒以　當作予　父繫　父、疑當作久、　【注】〔乃可〕

一作流、是、　故法　奉法而爲故事也　【注】〔冥也〕　疑當作不順也、
變其美　其、當作之、　【注】〔來事〕　來、當作求、　〔不失〕　不、當
作而、　開國閉　當依下文作開其國門　辱知其　當依下文作奈
其辠辱、知神次、　奈其辠辱　奈、疑當作奉、　大有臣甚
大　有字衍　將小能察大　將、疑當作見、言見小而知大、　固
事之毋入　朱評爲是　深⿱制黑之毋涸　字書引此云、⿱制黑、音未
詳、愚按、房注以探訓⿱制黑、疑古本作原、謂水源也、其義效上句、　【注】〔至時〕
至下脫有事之三字、　嚻亡　嚻、蓋與嚻嚻同、即古虺字、詩周南、我馬虺隤、疑虺與壞
通、舊注云嚻敗、蓋此意也、注又云、嚻、即臭字、今檢字書、無臭字、疑乃壞字誤、　【注】
〔必不〕　不字衍　兵不信　兵字衍　略近臣合於
其遠者立　此蓋論事立而壞也、立字上下、當有脫文、言疏近而親遠者、雖
立必壞、　兵遠而不畏　此論兵遠而畏也、不字衍、言他國之兵雖未逼

可與政其誅 五字難解、蓋錯簡也、 混吾之美在下 吾、疑當作同、言古之時下民淳樸、故無爲而治、非獨君之德也、 應良天子 良、當作養、 來足 來、當作求、 故卿 妨本誤作鄉 一踦腓一踦屨 腓、當作屝、同菲、草屨也、漢書刑法志、菲履赭衣而不純、此言一足著菲、一足著屨也、 【通】〔象形〕 當作刑 滿稽 稽、計也、言刑罪數多、滿干計帳、 而死民不服 張榜纂、作而民死不服、 敝也 民毀弊、故犯刑也、 地重人載毀敝 載字當在地字下、載、事也、租稅重、故人毀弊、 【注】〔輿也〕 當作化 賤有實敬無用人可刑 言上賤粟米而敬珠玉、則下民法之、卽侈靡也、 如敬珠玉 如字疑衍、下同、或曰、珠玉是無用之物、而權貴之、故曰如敬也、 【評】〔事末作〕 坊本或缺事末二字 【演】〔術盜〕 術字衍 臧珠 臧藏同 能牧之 牧、當作收、 【注】〔雖務〕 當作矜 【通】〔智道〕 當作之 若夏之靜雲乃 之靜二字、蓋因下文而誤衍也、乃、當作之、 鵬然若謞之靜動人意以怨 鵬、字彙補與驩同、此句難解、疑鵬當作嘷、嘷然、山高貌、謞、當作高山二字、動字衍、 蕩蕩若流水使人思之人所生往 疑當作蕩蕩若流水之使人思其所往、 敎之始也 言四者敎之始也 【評】〔一日〕 當作見 〔人已〕 當作化 賢者不肖者化焉 舊注是也 【演】〔祝化〕 或曰、祝、當作視、 用貧與富何如而可 問用貧富之道 【注】〔水也〕 水上脫停字 委雲 委、積也、 親左有用無用則辟之 張榜纂、左、作在、有用下、辟之下、句絕、張意蓋謂親有用者、而無用者則辟退之也、似勝舊注、 【注】〔所視〕 一作親、是、 薄德之君之府囊也必因成形而論於人此政行也

當移上章以求美名又可得乎之下、懼聲以感耳、懼氣以感目、兩懼字、並當作慎、蓋因上懼身而誤也、此承怨氣惡言二句、言明王能慎其聲言氣色、以感人之耳目、可毋慎乎、言不可不慎聲氣、斤欘、欘、斤屬、遨獸、疾足之獸、遠道可致、匠人、羿、造父、其精技之妙、皆感其器、故能盡其術、以喩明王慎德以感民、故能治天下也、在於既善所以感之也、既善二字疑衍、入察、察當作祭、澤之身、澤、當作釋、舍也、故之身者、之字衍、如天如地、喩其有高下、先王曰道、以恭遜敬愛爲道也、故臣且謁之、故固同、堂巫、呂氏春秋作常之巫、【評】〔減作使〕減、法言作咸、務爲、韓非子作矜僞、苛病起兵、呂氏春秋無兵字、高誘曰、苛病、鬼物下人病也、處朞年、猶言居朞年、援素幭、幭、幞也、呂氏春秋、作蒙衣袂、葬以楊門之扇、葬、呂氏春秋作蓋、此注云、掩屍、可見古本亦然、寗武、一作戚、是、【評】〔人儒〕人、一作入、是、

四稱

形正、當作刑政、不貸、貣同、受其幣帛以懷其德、昭受其令以爲法式、言諸侯受幣帛制令於有道之君、以懷德以爲式也、獠獵、獠、夜獵也、以爲攻伐、攻、古本蓋作功、觀注可見、【注】〔削生〕下脫人字、〔伐功〕當作功伐、〔皆私〕皆、當作不、尊其貨賄卑其爵位、言專納貨賄以輕薦人於君、【注】〔陷賢之見〕當作規、見賢若貨、賢、當作貴、注同、讒賊與鬭、一作通、湛面、當作湎、迷或、一作惑、是、【注】〔懼寵〕懼、一作權、是、俱亂爲君、爲、一作其、是、

侈靡

通字衍、雖有明君能決之、雖、當作唯、有字衍、頃時不久也、四正謂前承後疑左輔右弼、宮中之事宮、一作官、是、讒人不敢作矣李國祥曰、明其當立之嫡、而尊寵之威設、自不至于逐子而傷義、即有所私所驩之子、而禮之愛之、勢不得與嫡同等、嫡子爵位雖尊、而齒學諸禮無不行、故雖選佳配、隆章服、以重其威、亦不致妒召忌、而兄弟無間隙、不讒作矣、愚按、此節難解、疑有脫誤、【注】〔其謂〕當作論、〔獲美〕獲、當作雙、〔舉周〕當作用、疑妻疑擬同、失族謂宗族先離、相必直立直立、猶獨立、謂無疑相之臣也、中信中、當作忠、【通】〔桓之如夫人〕當作如桓之六夫人、【注】〔二者〕二、當作三、物地生物、如物土方之物、相也、地生、地之所生也、【注】〔繡文刻鏤淫務〕當作淫務繡文刻鏤、下十伍十、當作什、注同、反行反下脫於字、反、反求也、稱德稱、量也、

小稱

稱、言也、此篇所言、比之四稱、其體短小、故曰小稱也、

不可遁逃、以為不善、趙評是也、操名從人持善名使民從我也、操名去人持惡名使民去我也、民皆操名民皆二字、當移捐其地之上、託焉謂託寓於氣與目、聖人託可好言聖人託美而可好者、故人重而名遂、我託可惡、以來美名來、當依下作求、言我託不美可惡者、以求得美名、我託可惡、愛且不能為我能也我能之能、當作好、言我既託可惡、我雖自愛、猶且不能自謂可好、盛怨氣盛、如粢盛之盛、謂滿面、西施吳王夫差之姬、此乃贋作之破綻、甚矣百姓以下至虛者實之三十字、蓋錯簡也、當移下章此其所以失身也之下、【評】〔可暴〕當作好、〔解外則得〕坊本或缺則得二字、往喜民來懼身往來、猶外內也、故明王以下至所以感之也九十五字、亦錯簡也、

以知情諡法、中情見貌曰穆、阿而勝之勝、當作騰、上云巧官以諂上、謂之騰、【注】動也色當作慎小事微慎小節、務微事、
此禮正民之道也禮字疑衍沈疑得民之道李國祥曰、沈沒也、疑、攜貳也、謂包藏禍心者、得民、得君之民也、愚按、道、當作謂、襲主之請李國祥曰、襲、揜襲也、請、當作情、爲之驅言前貴而今賤者、怨君尤深、故黨姦臣、爲之驅民而使歸於姦臣也、便僻當作辟刑罰亟近亟、急也、言刑罰先加於近臣、誅明顯明誅之也、通中央之人和通、當作道、由也、和字疑衍、李國祥曰、和、不以緩爲急、不以急爲緩也、可威黨於下以下文推之、當作可以爲黨於下、上陷其主陷、當作諂、可以爲勞於下勞、功勞也、下、當作上、照下兼上下、【通】有原有又原有二字、當作音字、兼上下以環其私兼、包也、言剝民之財力、以爲勞於上、矯君

之威權、以爲黨於下、李國祥曰、環、謂循環以行其私也、【注】爵則一作制、是、【按】前不前下脫賢字、【注】妖要一作妄、是、
上下不知一無下字、是、通者質寵者從李國祥曰、通、謂神聖仁智武勇也、質、本主也、寵、謂王君長也、從、應也、以力役明李國祥曰、明、智也、心道進退謂心以進退爲其道、刑道滔赶滔、流也、言形以動作爲其道、【評】勢方勢一作執、是、正也者所以明其德正政同、言政者所以章明君德於國家也、知得諸己知得諸人兩知字衍、蓋因下誤、民輕給之李國祥曰、給、使令也、謂易使也、上以禮神明事神明以禮也、下以義輔佐李國祥曰、待補佐以義也、明君之道下脫也字、齊民如淳曰、齊、等也、無有貴賤、謂之齊民、分民疑當作也、偏卒十五乘爲偏、百人爲卒、民流通則迂之

曰虛設也、【注】前茲是謂其道 下蓋脫後茲是謂其法六字、坊本或改前爲非誤、重道法而輕其國 有道法而後能有其國、故重在此不在彼也、猶言法愛於人、將與之惠厚不能供將殺之嚴威不能振 言雖有與殺之意、而無賞罰之驗、則恩威不能行也、【注】嚴或 當作威、聲實有間 李國祥曰、有與殺之名、而無其實也、官人不家 一作官、是、牧之於民 牧、一作收、是、令出而不稽 人不逆令、故不復稽合否、稽、即君發其明府之法瑞以稽之也、若任之以事 若、而也、此承上句、言知臣之能否、而任之以職事也、下若量能而授官、倣此、盡知短長 臣自知其短長也、授官 授、當作受、上以此畜下 使人器之也、下以此事上 不以其所不能誣君也、

君臣下

妃匹 妃、古配字、【注】於弱 於字衍、出於賢人 賢人、即民所師之智者也、兆形於民心 李國祥曰、民萌從義理之心也、【按】覆還 覆、當作復、民生體 人民有尊卑之體也、致賞 致、極也、物屬之 李國祥曰、物、飾禮之物、屬、附也、禮附于物、以將之、【注】常者 常、當作王、道其道 由其道也、【注】名道 名、當作君、夫婦 謂匹夫匹婦、一畝之富 一作賦、是、若一父之子若一家之實 李國祥曰、其人如一父之子、其財如一家之實、【注】無邦 無、當作庶、騰至則北 北、背同、乖離也、書曰、分北三苗、則故 則、當作是、施舍優猶 李國祥曰、施舍、措置也、優猶、從容也、方以智曰、優猶、與優游同、荀子、優猶知足、【注】國之所有 國下、脫者己二字、不布其 下蓋脫務字、民非其民也 五字句、觀注可見、穆君之色 穆、謂察色、

百姓之與間（與百姓間隔也、越語曰、䵷黽之與同渚、文法正同、）象其道於國家（周官所謂縣治象之法于象魏也）吏嗇夫任事（事、疑當作律、下以事爲正同、）敎在百姓（敎上疑脫人嗇夫三字、在字衍、）盡有訾程（盡、亦當作律、訾、量算、程、節限也、）事律（謂以律爲事）【評】（朱養）（朱、坊本或誤作先、）（自諸）（當作就）民性因（性生同、因、謂有所因依、）事業程於官（庶官各以法程守事業也、）百姓之力（力、勤也、）胥令（胥、待也、）無貴如其言（貴謂重而不發、如字疑衍、下同、）無愛如其力（愛、猶惜也、）言下（無貴也）力上（無愛也）上共（李國祥曰、共、並也、）身善（修善於身也）民不散（不、當作下、謂下不比）順事治（順、疑當作職、）於聰明（於字衍）【按】（智解）（當作能）坐萬物之原而官諸生之職也（李國祥曰、坐、坐理也、官、官人也、諸生、即前仰生于上者、）奉其敗事（奉、當作敎、）謂之矯（矯、强也、李國祥曰、謂逞其智能、）食其意（李國祥曰、得其意也、）規主情（規、當作窺、）【注】（紀察）（紀、一作糺、是、）衡石一稱（謂同重也）丈尺一綧制（綧淳同、周官內宰曰、出其度量淳制、鄭氏曰、淳、讀爲純、謂幅廣也、制謂匹長也、此言丈尺同廣長也、）戈兵（戈、坊本或誤作戊、）書同名（鄭氏曰、名、書文也、今謂之字、）從順（從、當作衆、下同、）父兄之問（一作間、是）相總要（句）者官謀士（者、當作署、士謂官士、）量實義美（李國祥曰、量實、審實也、義美、擇善也、愚按、義、當作議、美、名譽也、）匡請（李國祥曰、取決也、）三階（明堂前、有東西中三階、）【按】（尤象）（尤、當作乃、）道者誠人之姓也（誠、當作成、姓生同、言道者所以遂成人之生也、）不敢殺（李國祥曰、殺、當作散、）道者虛設（道、即治民之常道、布在方策、故

聲以驚之、愚按、驚當作警、謂戒嚴以備、一至 李國祥曰、至、謂興師以壓其境、一軍 李國祥曰、軍、謂陳師以對其壘、自拔 當依下文作毀【注】〔未攻〕拔當作【通】〔而兵〕下脫出字〔敗攻〕下脫之字用日維夢 疑當作用財雖多、不出於計 上疑脫無字、七法曰、其數多少、其要必出於計數、自敗 當依上作勝 俴者 漢書作袒裼 主不積務於兵 漢書作君不擇將【評】〔伯言〕伯、坊本或誤作何、

制分

此篇亦論用兵之道、取篇末知制之分語而名篇也、

不爲愛尊爵 爲、去聲、下同、小征千里偏知之 以下文推之、疑當作小征偏知千里、小征、謂以小衆伐近國、千里、謂其明能及遠也、築堵之牆 以下十二字、當在上文故小征之上、大征偏知天下 大征、謂率諸侯之師、而征伐天下、是王霸之業也、日一間之 四字、蓋因上文而誤衍也、不呼儆 儆警同、謂不大呼以戒士卒、攻堅者軔 軔、一作韌、古本蓋然、觀注可見、愚按、作軔爲是、止車輪之物名軔、謂所攻既堅、則兵威頓挫也、堅其堅者瑕其瑕者 謂堅其堅而避之、瑕其瑕而攻之也、屠牛坦 高誘曰、齊之大屠也、刀游間 刀、當作刃、莊子曰、彼節者有間、而刀刃者無厚、以無厚入有間、恢恢乎其於遊刃必有餘地矣、屈不足從 李國祥曰、此卽霸言以權致之、不必從事于兵也、不行於完城地 行、謂行而攻之、莫知其將至也至而不可圉 言敵不知其將至、則我至而不能禦也、下文倣此、治者所道富也治而未必富也 道、由也、治而、當作而治、言富由治而成、然國治者不必成富、勝國 當作敵【評】〔分于〕坊本或誤作十

君臣上

【注】〔之子〕之、當作諸、〔內宮〕當作官 妾人聞之 侈靡作吾聞之先人 持接 持、當作待、 未嘗得人之布織 趙評是也 若不可諱 謂不可忌言其死 朋之爲人好上識而下問 好、當作也、識、音志、上識、強記也、呂氏春秋、作隰朋之爲人也、上志而下求、【演】〔唐宗〕唐下脫代字 〔人生〕當作主、 舉齊國之幣握路家五十室 幣握路家、疑當作白屋之士、檀弓曰、趙文子所舉於晉國、管庫之士七十有餘家、文義類此、 其人不知 朋不使其人知己之所薦舉、故曰大仁也、 嗤嗤 欲畱貌 欲畱我猳 喻欲作亂也 子之不能愛 事見小稱 其身之不愛 同上 開方 開、呂氏春秋作啓、蓋漢人諱景帝名也、 千乘之太子 小稱、及呂氏春秋、韓非子、皆不言開方爲太子、此蓋誤、 六子 公子無虧、惠公元、孝公昭、昭公潘、懿公商人、公子雍、

襄公立十三年桓公立四十二年 此二句、疑當在大匡之篇末、錯簡在此、

地圖

經川 度地所謂經水也 知能 能、謂敵之伎倆、 知意 意、謂敵之主意、 故主兵必參具 主字衍 【通】〔以得〕當作之、〔以亡〕當作之 【評】〔主兵〕當作兵主

參患

李國祥曰、此篇參詳用兵之所以患也、愚按、患者、謂蓄積殫、功盡、自勝、自毀、及八同實、四予人之屬也、漢書鼂錯傳、引篇內數語、冒之以兵法曰、疑漢初末編入管子書中、

【注】〔四是〕四、一作因是、 故曰猛毅者伐懦弱者殺也 自篇首至此、與法法所云略同、下文不相屬、蓋他篇之錯簡也、 凡用兵之計 會計用兵之費也 三驚 李國祥曰、驚謂張虛

市征於市者勿征於關謂自內出者、既征於市、故不復征於關【注】其位當作征視其名三字衍是其事是謂同、審也、度必明句失經常失上古本有無字、觀注可見、

戒

桓公將東游問於管仲孟子以是爲景公晏子之問對、晏子春秋同、蓋戰國之雜說也、其事之虛實、不可的知、我游猶軸轉斛孟子作吾欲觀於轉附朝舞、晏子春秋同、此蓋有脫誤、【通】春從當作有無根而固者情也中心爲之者、牢固不動、與勉强者不同、無方而富者生也生全則應萬事、而無窮、然不可知其所由、故曰無方而富也、固情謹聲以嚴尊生嚴、亦尊也、言當固其情、謹其言、以嚴尊其生、期而遠者而、當作之、聽

明當物生之德也謂心之神明、即朱子所謂明德也、靜然定生然、古本作欲、觀注可見、仁從中出義從外作仁本於愛情、義出於事理、賤物物、謂爵祿貨色之類、所以謂心者以字衍交之慶也慶當作度、與祖協韻、弋在廩廩者、所以隱翳射鳥也、見韓非子及潘岳射雉賦、非皆二子之憂非字衍逡遁與逡巡同朔月三日朔月二字、當作齊字、進二子於里官里官、當作釐宮、釐信同、桓公父釐公之廟也、呂氏春秋曰、桓公命有司除廟、筵几而薦之曰、自孤之聞夷吾之言也、目益明、耳益聰、孤弗敢專、敢以告於先君、亦可徵也、如君之王也五字疑衍君之教也教、教命也、因桓公之問而發言、故曰君之教也、市正而不布當作市廛而不征戎叔爾雅疏引此、作菽、三匡三、當作一、外舍侈靡云、舍於朝、蓋曰外者、對寢也、中婦諸子婦、侈靡作寢、

君也、先後之稱李國祥曰、稱、去聲、謂不失先後之宜、方而
不最李國祥曰、方、比方也、最、極也、心方、謂絜矩之意、不最、謂不致其極也、愚按、方、當作施、最、說文云、犯而取也、施而不最、照應下是貪大物也句、【注】〔心應〕
心、當作必、伐險險、謂恃險不服、伐過不伐及過、首惡、及、支黨、
一而伐之武也李國祥曰、一即合小合彊之謂、愚按、一、當作叛、左傳、隨武子曰、叛而伐之、服而舍之、伐叛、刑也、柔服、德也、文武具滿德也
具、一作其、古本蓋然、觀注可見、愚按、其滿、當作具備、百馬伐之伐、當作代、
言百馬錯代而馳、彊最一伐伐、亦當作代、謂彊最於一世、天
下共之天下同力而伐之也、制節制、當作折、下云折節事彊、是也、
彊遠彊、當作攻、蓋因上文誤、易形不合形勢也、以立功
名者無有無有二字疑衍實寡歸者彊實、利也、言所得
之利寡也、未免利之、故其功止於彊、

問

不易訟易、輕易、【通】〔無倩〕一作情、是、牧養牧、當作收、何族之別也欲使其所別出之宗人有所收恤也、今入
者幾何人父在、餘子仕而有田邑、既而父沒、襲其祿、故今收入其田邑於官也、吏惡何事言官吏惡其人而不使用、其所惡之事何也、君
臣有位君、當作羣、【注】〔害何物〕害、當作爲、宂國
言無益於國、故何視故、如刑故無小之故、視、猶待也、詭陳之
行詭陳、軍陳也、兵者詭道也、故曰詭、【評】〔長篇連仆〕長、坊本或誤作最、仆、當是犻字誤、一作行、非、〔喫緊〕坊本或缺緊字、地德
爲首言因地之正利而成、是道也言正地市之道、也字作則字看、
普而德營而、汝也、言盡其所當營治、【注】〔九事〕當作軍、
征於關者勿征於市謂自外入者、既征於關、故不復征於

匡天下之時、兼正之國 正下脫人字 道同者不王 李國祥曰、德共道同、猶地醜德齊、莫能相尙之謂、 國之存也

鄰國有焉國之亡也鄰國有焉 言國之存亡、係于隣國之治亂强弱、下文隣國有事四句、卽覆說此義也、 鄰國有事 事、謂擧動、不止征伐也、 鈞天下之衆 鈞、一作鈞、是、 以明威之振合天下之權 李國祥曰、甫刑曰、德威惟威、德明惟明、卽明威之振、愚按、趙評、李說、相須而義備、 以遂德之行結諸侯之親 李國祥曰、易曰、天地大德曰生、能使人各遂其生、卽遂德之行、愚按、遂、當作道、

【按】〔百遂〕當作百辟、坊本或誤作須遂、

因天下之威以廣明王之伐 李國祥曰、因天下之威、卽上利人、合權、結親、刑心也、廣明王之伐、卽下攻逆亂、賞功勞、封賢聖也、 明一人之行 李國祥曰、古天子朝諸侯、分職、授政任功、曰予一人、愚按、李說沈評得之、

【注】〔懲一而勸百〕當作刑一而懲百 夫先王取天下也 句 術術乎大德哉 術術、贊道術之多方、卽上文所云是也、

【演】〔權術〕權上脫用字 〔人末〕人、當作又、

【通】〔使國〕使、當作利、 微密之營壘 其守在己也

【演】〔經政〕經上脫以字 易辭 趙評是也

【注】〔來輔〕來、當作夾、 務懼其備 懼、一作具、是、 時而擧擧兵 一作時至而擧兵、是、 坐近 坐、古地字、疑當作交、 所載 同戴 繼最一世 繼、當作斷、卽獨斷也、 諸侯皆令已獨孤 令、當作合、下云、諸侯合則彊、孤則弱、 勸備者觀野 李國祥曰、備、蓄積也、野多耕者、則備多、 地大而不爲 李國祥曰、爲、卽耕也、 國小而都大 左傳曰、大都不過參國之一、 不令不高不行不摶不聽 李國祥曰、高、卽主尊也、摶、音剸、卽上威也、愚按、摶、當作摶、同專、謂命令專出於

見矣、朱長春評得之、但其言撫桓公之短者、猶未也、是時桓公即位日淺、使其昏愚、豈遽至如是之甚乎、其非事實也明矣、王充論衡曰、傳書言齊桓公妻姑姊妹七人、此言虛也、夫亂骨肉、犯親戚、無上下之序者、禽獸之性、則亂不知倫理、案桓公九合諸侯、一正天下、道之以德、將之以威、非內亂懷鳥獸之性者所能為也、春秋傳家、左丘明、公羊、穀梁、何諱不言、桓公之過多內寵、內嬖如夫人者六、有五公子爭立、齊亂、公薨、三月乃訃、世聞內嬖六人嫡庶無別、則言亂於姑姊妹七人、矣、此言近是、

入邑　入、新序作擬、　夷吾不為　言夷吾之德、五子者不能為、　【演】〔無廷〕　當作王、　〔篾矣〕　篾、當作蔑、

霸形　疑當作霸言、說見下篇、　【注】〔霸言〕　當作言霸

四方無遠　言不遠四方　非唯有羽翼之故　是以能通其意於天下乎　十七字句、言唯有羽翼之故、能通其意於天下、　【評】〔如由〕　一作、出、是、　君若　坊本誤作言　削方墨筆　削、書刀也、言命有司、備書刀版牘及墨筆、張榜曰、削、方、墨、筆、截然四樣、與左氏敘城濮之戰、韅鞅靷靽同法、是也、　市書　當作廛　鍾磬之榬　字典曰、榬、懸鍾磬具　游鍾磬之間而有四面兵革之憂　有、一作無、是、　併歌舞　張榜曰、併屏同、　縵帛　縵、無文采也、　燒焫熯焚鄭地　焫熯焚、皆燒也、戰國策曰、秦且燒焫君之國、　夾塞兩川　夾字衍、下同、　畏齊　曰字衍　封侯之君　當作賞　楚人不許　不、當作乃、　夾兩川　夾浹同、徹也、　【評】〔又安所令〕　四字衍　〔宋鄭〕　下脫又字　〔文傳〕　當作之城　〔將反以尊之〕　反字當移之字下

霸言　疑當作霸形、篇首云、霸王之形、蓋此篇舊名曰霸形、前篇曰霸言、後人互誤代之也、

易代　李國祥曰、如湯易夏、武易商也、　時匡天下　李國祥曰、會當

極、當作亟、齊語作驟、有弊齊語作蔽、河渚河、齊語作有、【注】〔之宾〕一作穿、是、綱山綱、齊語作環、【注】〔牢國〕一作固、是、柴里柴、齊語作漆、紀隨齊語作鄭、韋昭曰、紀、故紀侯之國、鄭、紀季之邑以入於齊者、方三百六十里方百里者、且十有三、前篇云、萬乘之政、非當時之言、亦可見矣、【評】〔堂堂陣陣〕上陣、當作之、方地齊語作城文山齊語作汶山成周成、齊語作城、韋昭曰、桓公使仲孫湫徵諸侯、戍周而城之、事在魯僖十三年、愚按、左傳言戍、不言城、成疑當作戍、反胙於隆嶽成周以下、齊語在西服流沙西虞之下、作反胙於絳、嶽濱諸侯莫不來服、韋昭曰、反、復也、絳、晉國都也、桓公討晉亂、立公子夷吾、復之於絳、事在魯僖九年、嶽、北嶽常山也、此蓋有脫誤、制泠支齊語作制令支、韋昭曰、制、擊也、石沈齊語作抗投柎投、齊語作設、韋昭曰、編木曰柎、卑耳之貉小問作谿、齊語同、拘秦夏拘、執也、秦、當作泰、封禪曰、西伐大夏、蓋西夷也、

薦神薦、齊語作庶、解壘齊語作纍、韋昭曰、纍、所以盛甲也、解醫一作翳、注同、是、謂爾謂上一有實字、齊語同、已牂牱已、當作及、中國卑我卑上脫不字、言中國諸侯尊崇樂推我也、承天子承上齊語有敢字、以散亡以已同東萊東上齊語有於字、不正齊語作征蔡鄢陵培夏靈父丘齊語作葵茲晏負夏領釜丘、韋昭曰、四者皆阨塞與山戎衆翟接者、五鹿中牟鄴蓋與社丘齊語無鄴字、社、作牡、韋昭曰、四塞、諸夏之關也、示勸齊語作權定三革韋昭曰、定、奠也、三革、甲冑盾也、施是列廣地施、一作於、是、列、裂同、文武之迹迹、功業也、【注】〔畏成〕一作威、是、何功齊語作伯功立、察相察、亦明也、姑姊有不嫁者愚按、此問對、亦是戰國策士假托管子、以賣其術之言也、蓋當時人君好立功業、而忌修德行矣、故造此言、以投其好也、韓非子論趙敬侯之事、其旨相類、亦可以

權節具備其械器用比耒耜穀芨齊語作權節其用、耒耜枷芟、愚按權節其用、又見下、權節具及用比五字疑衍、【注】〔其闕〕坊本誤作門以待時下齊語有耕字乃耕乃、齊語作及、【注】〔復種〕復、當作覆、〔右掖〕右、一作在、是、〔槍椿〕當作椿襏襫韋昭曰、簑薛衣也、【注】〔調龘〕調、一作謂、是、〔以任苦著〕當作著以任苦其秀民之能爲士者則足賴也言其俗質而不慝、故其秀民亦自可用也、相地而衰其政韋昭曰、視土地之美惡、及所生出、以差征賦之輕重也、【通】〔次土〕次、當作沃、【按】〔當作〕當字衍于時於天下謂欲求霸於天下也欲從事於天下諸侯齊語無天下二字、韋昭曰、欲行伯道討不義也、小國諸侯之臣齊語、無之臣二字、此蓋衍、【評】〔悚治〕當作然〔臨財〕當作時

五鄉一師齊語作帥下五鄉之師同、卒伍政定於里政定二字、齊語作整、此蓋誤、下同、【注】〔止事〕止、一作上、是、以待時使齊語無使字、此蓋衍、其稱秉言齊語作綏謗言可立齊語作誠可立而授之不肉當作病三選韋昭曰、鄉長所進、官長所選、公所訾相也、【注】〔罷人〕周禮作民、此諱大宗名也、春穀春、一作春、是、周官春人、有女春枕、司厲云、盜賊之奴女子、入于春稾、是也、【注】〔居則〕居、當作善、列地列、齊語作制、以安則固安、一作守、是、移之於甲兵韋昭曰、使以甲兵贖罪、王子城父城、當作成、曹宿孫下作曹孫宿、大匡作蒙孫、季勞大匡作季友徐開封大匡作公子開父游士八千人千、齊語作十、飾玩好使出周游使下齊語有人字先政之政、齊語作征、美爲皮幣美、齊語作重、極聘頫

三王失之也、非一朝之萃。 此二句、蓋錯簡也、當移上文不知其陷於惡也之下。

小匡

爲宰 韋昭曰、宰、大宰也、 加惠於其臣 左傳疏引此、無其字、齊語同、 凍飢 飢、左傳疏作餧、齊語同、 執枹 下齊語有鼓字 戮羣臣 戮下、左傳疏有於字、齊語同、 殺而受之 左傳疏作殺之而授 不死夫 左傳疏作矣 忍不僇賢人 左傳疏作不忍僇賢人 能使魯敗功足以 疑當作能使魯敗、齊亦足以得國、 得天與失天、其人事一也 鮑幸得天、管則失天、其忠一也、 勞其君 當作民 衆必予之 予當依注作與、 貳君 注是也 【評】(井然如) 下脫畫字 陳妾 陳、列也、列妾、猶衆妾 戎馬 齊語作車 合羣國 齊語作叜、老也 式美 當作義、齊語作權、 糞除其顚旄 齊語作班序顚毛、韋昭曰、顚、頂也、毛、髮也、言次列頂髮之白黑、使長幼有等 終始 齊語作紀統 商工之鄕六 韋昭曰、工商各三也、二者不從戎役、 公帥十一鄕 齊語、作五鄕、韋昭曰、五鄕萬人、是謂中軍、公所帥也、 國子帥五鄕 韋昭曰、國子、高子、皆齊上卿、各帥五鄕、爲左右軍也、 良人 韋昭曰、鄕大夫也、 三鄕一帥 三、當作五、 五鄙 五、一作伍、 鄕有良人 齊語、作鄕有鄕帥、 三鄕爲屬、屬有帥五屬一大夫 三千家爲鄕、九千家爲屬、五屬、四萬五千家也、齊語作三鄕爲縣、縣有縣帥、十縣爲屬、屬有大夫、五屬、故立五大夫、各治一屬焉、韋昭曰、五屬、四十五萬家、此蓋有誤、 各保而聽 而爾同 閒燕 韋昭曰、猶淸淨也、 今夫士 今、齊語作令、下同、 羣萃而州處 韋昭曰、州、聚也、 且昔 齊語作莫、同暮、 審其四時 韋昭曰、四時樹蓺、各有宜也、

家得之成而不悔以下至起訟不驕次之、以下文推之、似有錯句脫文、疑當作勸國家、得之成而不悔、從政治野爲原、又多不發、起訟不驕、行此三者爲上擧、得二爲次、得一爲下、勸國家得之成而悔以下二十九字疑衍處靖靜同【注】〔承奉君〕下脫事字【按】〔照出不仁〕當作仕【評】〔不孰在三〕不字、當移不敢下、【演】〔信我才〕當作哉下而任才同、〔仲亦無計背死事讋媿于心何〕計、當作如何、坊本或作而誤、〔其亡〕當作仁〔可差〕當作羞【評】〔才爲〕才、當作士、〔見病〕下脫而字

中匡此篇在大小之間、故曰中也、

管仲會國用句三分二在賓客其一在國管仲會計國用、則其三分之二爲賓客之供、三分之一爲國事之費、刑罪劓刖之屬軍無所計而訟者小匡作無坐抑而訟獄者成以束矢齊語、成上有坐字、十二矢爲束、可以危救敵之國當作可以救危敵之國、謂爲敵所危也、三王者旣弒其君禹受讓、湯不至弒君、武則時王之祖也、桓公寧有此言乎、是乃戰國士之口氣、遍而有者亡而字疑衍、遍有、三者皆有也、請致仲父致、謂以飲酒禮招致之、○韓非子曰、管仲曰、臣富矣、然而臣疏於是立以爲仲父、後儒據之云、桓公親而事之如父、故號曰仲父也、愚嘗以爲此事不見左國及管子之書、亦蓋戰國雜說也、因質之巖垣先生、先生曰、仲父、字也、若孔父慶父之類、父、音甫、桓公尊夷吾、不比羣臣、故字之、亦猶後世人君敬大臣而不名之類也、以是爲尊之如父之號者誤矣、齊大公、字尙父、唐德宗尊郭子儀爲尙父、其誤正同、公與管仲父此記者之辭也、不宜曰仲父、父、當作期、承上句言、倍屏而立倍背同、負屏而立也、屏在門內、中庭庭中也、非敢自爲修爲、去聲

作由 五官 司徒、宗伯、司馬、司寇、司空、 間無事 間、暇也、 藏其兵 李國祥曰、藏、謂斂而不用之也、 安得已 已、助辭、言不得無害於國事、 不忌於辱不輔其過 李國祥曰、言不以受辱為忌、不成其過也、 國欲無危得已乎 已、助辭、七字句、 去國 國謂都 諸侯加忌於君 忌、畏忌也、言齊桓數用兵、故諸侯既畏忌之也、 君果弱魯君 言與之盟約、更立國界以削弱魯、 堅強以忌 忌、當作忍、 不可以約取 言不可以困約取勝、 踐壇 何休曰、會必有壇、土基三尺、階三等、 左椹桓公 椹、音枕、擬擊也、 自圍 圍、蓋小門也、 詐密 李國祥曰、謂祕而不用、 【評】〔至書〕 當作言 以臣則不而令人以重幣使之 而、如也、十二字句、 出致於齊 致、至也、下同、 既已 已、畢也、 以犬 坊本或誤作夫 危傳以利 危急傳迫而好利也、 季友 小匡云、季勞處魯、 諸侯許諸 四字衍 齊車千乘卒 下蓋脫萬人二字 先致緣陵 致、即致於虛之致、言齊師先至於緣陵、 不踐其國 不有其國也、 【評】〔救罰〕 當作伐 必足三年之食 句 安以其餘修兵革 安焉同、於此也、 都師 李國祥曰、猶大軍也、 三者無一焉可誅也 言三事並無者必可誅、若有一事則否、 饗國 饗享同 歲飢不稅 歲上蓋脫二字、二歲而稅一、故二歲皆飢則不稅也、 歲飢弛而稅 歲上亦脫一字、而字疑衍、一歲飢則弛其稅也、 【評】〔已已〕 衍一已字 從諸侯欲通吏 句 從行者令一人為負以車 從行之從衍、行者與下宿者對、一字亦衍、 言自諸侯來之吏、其行者、遽之有司令人以車負載其行裝、 【注】〔有可〕 當作司 至國 八契 八、一作入、注同、李國祥曰、入、謂還納也、 勸國

當作俱〔俱則孰止〕孰字衍〔見則孰斂之〕
見上脫不字、之下脫見則斂三字、故能全勝毫無不勝也大
勝無守也故能守勝言大勝之後、偃武修文、不復事兵、故
能守其勝、如周武王、是也其次一之一、即明一之一、用敵敵、當
作適、謂士卒適於用、下同、【評】〔無正〕當作形

大匡 齊桓一匡天下、三匡、記其事業、故以匡名之也、大小、猶上下也、

不廣間廣曠同、不下、疑脫居字、非子定社稷子、謂
鮑叔、勸鮑叔出以輔小白也、卜世卜、疑當作即、犯吾君命
而廢吾所立僖公未有立子糾之命、可見是後人之妄作、誰謂當時紀
敘之文、夷吾死則齊國不利管召二人語、似應在小白
既立之後、然有百歲之後吾君卜世之語、則亦有所相礙、要是後人爲仲解嘲耳、以
諸兒長當作諸兒以長、皆行皆偕同中俞左傳作繻豎

曼內豎、曼名、振疑疑、恐也、或曰、當作危、一二於君二、貳同、謂在輔
相之列、君以怒遂禍謂襄公怒、使彭生殺桓公、昏生無
醜生、疑當作昧、醜、羞辱也、豈及彭生而能止之
哉言禍將不止於彭生、有誅誅、責也、無所歸死左傳作咎
徒人費史記作主屨弗伏公史記云、匿襄公戶間、謂匿立於戶東壁與
戶扇之間、乃室之東南隅也、見公之足于戶下戶、戶扇也、
九年無知虐於雍廩九年二字、無謂、按左傳、莊公九年、雍
廩殺無知、此依左傳而失刪也、或曰明年按史記、襄公立十二年遇弒、如
此所記則襄公在位僅四年而止、或曰以下、大與事實違、皆類此、【評】〔大傳
所謂〕大、當作史、謂、當作以、【注】〔交入〕當作合乃將
下李國祥曰、下車不欲行也、二年踐位當作踐位二年、祿
齊國之政祿、福也、言以得齊國之政爲福幸、走出坊本或誤

士不知古、故事無所本資、慢易其功、故遇時而憒憒、簡慢其業也、臣度之臣、作此篇者、自稱也、列尊也列、位勢利權勢之最利者古今惑也古今二字、蓋因上文而誤衍、此二者不廢此二者三字、蓋因下文而誤衍、所謂擅也謂字衍輕誅之流流、猶失也、彼智者智者二字衍【評】〔正夫〕一作矣、是、

兵法

明一者皇李國祥曰、一、即老子王侯得一、以爲天下貞、通德者王自一而道、而德、以辨優劣、即老莊之旨、大度之書謂廣搜古書而揆度之也、前篇云、臣度之先王、正同、敎器備利下兩注只云器備利、古本蓋無敎字、以文法推之、亦當然、器備、謂器械也、幼官云、利備、亦可以證、因其利利、當作民、【注】〔能備〕能、一作器、是、【評】〔理來〕坊本缺理字察數而知理幼官作治兵無主此句上七法有事無備三字野無吏七法作野不辟地無吏官無常則下怨上器械不巧七法則字在器械上、巧、作功、此蓋誤、則朝無定賞罰不明則民輕其產七法、無上則字、定、作政、民輕其產、作民幸生、此蓋誤、危危而無害窮窮而無難注是也、幼官云、危危而無難、涉難而不變、縱強以制縱、如發縱指示之縱、謂縲繫也、所以任任、使也、與下免字對、利兵李國祥曰、刺兵也、載食而駕李國祥曰、載輜重而駕車以還矣、絕地不守言我兵迅速、故使絕域之國不能守、七法曰、不遠道里、故能滅絕域之國、是也、【注】〔險因〕一作固、是、恃固不拔不、當作必、七法曰、不險山河、故能服恃固之國、是也、【按】〔身居〕下脫此字敎器備利四字疑衍【評】〔扼要〕扼、一作樞、是、【注】〔之利〕之、當作既、竇不獨入續按爲是【評】〔不擇〕

猶立下蓋有脫文。輕患亡謂死。【注】〔人則〕則字衍。座睢同疽。上尊時而王不難上尊二字、蓋因上文而誤衍也、時而、猶然而、三侑同宥。大上以制制度李國祥曰、禮制之禁于未然者、愚按、此疑衍一制字、砥墆砥坻同、止也、【評】〔生亂〕亂字衍。操事于妄作李國祥曰、謂擅行其意以徵賞。曹黨曹、群也、所爲愛民爲、當作以、夫至用民者殺之危之苦之飢之渴之言用民之至者、能使民爲上死亡勞苦也、下云不敢愛其死、不敢轉其力、卽是、用民者將致之此極也而民毋可與慮害已者將字、貫下十四字、言用民者、將欲致於殺危勞苦飢渴、而無敢怨叛以謀害己者也、【按】〔皆舍〕下脫彼字。可與樂成功商子無功字。不與大慮始大、當作民、春秋之記謂孔子所修之春秋。

立中立、建也、生而不正而、李選作於、是、凡人君之德行威嚴非獨能盡於人也曰人君也故從而貴之言人君之德行威儀、非能賢於人、然以其既在上位稱人君、故人唯貴之、不敢論其德之高下也、有故言如此者有其故、下文卽故、得此六者而君父不智也智、當作知、言自古有弑逆之禍者、由於臣子既得此六者、而君父猶不知之也、牽瑕蔽壅之事君者事字衍、務物之人務、當作矜、滿者虛也虛、當作物、因下句誤、在物爲制也在字衍、因上句誤、言彼心所滿者、物也、然則乍滿乍虛、皆在物、不在己、此爲物所制者也、故無大士、凡論人三字衍、因上文誤、而遠古者無高士焉下覆說此句云、德行成於身而遠古、卑人也、蓋句頭脫修德二字、既不知古既字衍、事無資遇時而簡其業言愚

【評】〔行最〕坊本誤作後取【注】〔與其分者〕當作與共分之【通】〔漁分〕當作漁貧窮〔輕飲〕當作斂、坊本或作取誤、〔進卷〕當作君【注】〔威用〕威、當作成、用不稱其人言用財過其人之分家富於其列言其富過於同列之家其祿甚寡甚、坊本誤作萬、【注】〔自有〕自、當作臣、常姓張榜曰、姓、當作產、失矯失、當作天、屈伸自由之貌、動上動、坊本誤作勤、詭俗異禮大言法行謂違民俗、異禮儀、吐大言、爲高行也、漁利蘇功、以取順其君、蘇遡同迎也、商子曰萬乘之國、不敢蘇其兵中原、言剩下迎功、以順從君之私欲也、【注】〔蘇功〕或曰、蘇功下、一有蘇息也四字、靜而安一作治、是、

重令

論可與不可者在下言下民議其可否、即下云威下繫於民也、羣臣必通外句請謁取權句道行事便辟言公然諂事便變以貴富爲榮華以相稺也十字句【評】〔典奧〕典、坊本誤作輿、離患離羅同毋能上通無能之人、上通於君、國不虛重必有所以重也嚴重即親貴慶賞不施於卑賤下蓋脫而加於貴近五字威有與兩立兵有與分爭言彊諸侯求霸王天下、而又有彊大與我等者也、【演】〔寶盈〕寶、當作保〔皇驕〕皇字衍自有國自、從也、毋爲自用爲、去聲、自、當作國、

法法

而圂圂雖實而、當作則、遺善不賞善也事斷李國祥曰、以決斷爲事也、分爭李國祥曰、各是其議、況主李選作至、是、

八觀

郭周外郭也、周匝大城、故曰郭周、君民化變君字衍道正道、由也、地宜不任因其地宜、或爲田、或爲圃、謂之任、多穢穢、田艸也、以人猥上疑脱是字、言勤惰無効、故人民徒猥雜也、無寄生寄生於其國耳、國非其國也、草木無禁民橫伐刈之、桑麻毋數謂不多植也、可食之地方五十里爲田二百二十五萬畝、周制、九之一爲公田、除之、則是二萬夫之田也、流其藏藏當作民、注同、衆有大遺苞張榜曰、苞聚也、年凶而衆聚者流離、愚按、大字衍、下文可證、遺、棄也、苞莩同、餓死也、詩序所謂凶年饑饉、室家相棄之類、【按】〔亡稅〕當作稼薄牆堂室小者牆壁薄【注】〔六下〕六、一作天、是、士不及行張榜曰、及當作反、本求朝之臣求字衍、連觀左右爲句、本朝謂君之朝廷、功多爲上祿賞爲下言功勞當爲上等、而君察之、故祿賞反在下等、不置法出令臨衆用民計其威嚴寬惠行於其民與不行於其民可知也計當作其置法出令、臨衆用民而威嚴寬惠云云、下同、賤爵祿賤輕與也、倍人倫而禽獸行謂背亂人理、而爲禽獸之行、離本國徙都邑、本國謂國城、都邑謂下邑、如楚襄王失郢而保陳城、是也、

法禁

民不偸於爲善疑當作惡【注】〔日斯〕曰、一作自、會其理理、一作度、【注】〔其大〕坊本或作人、是、【評】〔君失〕坊本誤作人亡黨亡、疑當作朋、【注】〔饑己〕饑當作餽、〔虛譽言〕一作也、是、交人則以爲己賜舉人則以爲己勞言或交人、或舉人、皆以爲己之私恩、

美之充也（美惡、謂賢不肖、充、謂所積之實、孟子曰、氣者、體之充也、言積聚粗拙、而後成精巧、故粗拙即精巧所積充之實也、下句倣之、）先王貴之（謂事賤不肖）天以時使（謂隨天之時）地以材使（謂用地之材）鬼神以祥使（祥、福也、國准所謂立祈祥以固山澤之類、）禽獸以力使（謂牛馬）先之（李國祥曰、先施之謂、）故德（德上疑脫修字）應適（適、當作敵、謂後發制勝、）一陰二陽（陰、謂刑殺、陽、謂德惠、）能戒乎能敕乎（李國祥曰、備豫也、）能隱而伏乎（李國祥曰、機密也、）能而稷乎能而麥乎（二而字衍、李國祥曰、時宜也、）春不生而夏無得乎（李國祥曰、事功也、）衆人之用其心也（以下四句、又見于下、此蓋誤重出也、）以其長者也（恃富強負險阻之屬）貴衆用之（衆、當作賤、）近者以體之（體羣臣之體、親之也、）天下之

際（際、交際、）廣道（猶正路）尚賢乎（尚、當作上、賢材絕倫之士、雖未有功勞、與之以高爵重祿、如管仲是也、）有好業家室富足則行衰矣（好業、謂產業之美者也、此十一字、當移其事親也之上、）故先王不滿也（此句又見于下、誤重出此、）人主操逆人臣操順（操、執行也、逆、謂從我出制、順、謂遵奉君命、）故先王貴明（此結上文明賞明刑）天道大（謂無愛惡）釜鼓（量名）人概之（概、平量器之木、）敬執（與警縶同）有事事也（言有事固事也）行年六十而考吃（老、辭事退休也、作此篇者自謂也、○樞言亦是法家一書、於篇末自言如此、則固非假托管子者也、是亦集書者采入焉爾、朱長春以為宿隱道術之士之作、是也、但其曰以管子重言者、猶未免眩於篇首一節也、）

【評】〔重言行〕（當作者）〔略談〕（當作於）〔強柎〕（當作附）

愛憎之情不見于人、一日五化李國祥曰、變化莫測也、【評】五也、化當作化、不以一過二言一龍一蛇、愈變愈化、所行於甲、不復於乙、【注】以衆少喩多一作以少喩多衆、不列地列裂同、言不割地而封、出爲之李國祥曰、出、出令也、餘目不明餘耳不聽李國祥曰、寄耳目于左右也、愚按、王者之容、恭己南面而已、雖其視聽有餘、不用聽明也、淮南子曰、古之王者、冕而前旒、所以蔽明也、黈纊塞耳、所以蔽聽也、是以能繼句天子之容張榜曰、聽明囊焉、天子之容穆穆、愚按、此四句韻語、官職亦然言不但其容爲然、任官職於羣臣、不自用聽明也、義者得人人心感義、故從之、人故相贈也故、當作之、贈、一作憎、是、禮出于治心術上曰、禮出乎義、治、當作義、下同、參視視、亦生也、老子曰、長生久視、是也、萬物生於陰陽、而陰陽與物爲三、故曰參視也、愼所入所出謂不戾陰陽以卑爲卑卑不可得舜耕歷山、若將終之而終得帝王之尊、以尊爲尊尊不可得桀繼祖宗之位、驕奢是務、而終失帝王之尊、唯無得之下蓋有脫文孝已疑當作六王不恃宗至至、當作室、宗室、猶宗族、言不恃宗族之强、不持外權持、一作恃、是、言不外交以假權勢、不以功以、當作爲、卒謀謂應急卒之謀沌沌乎摶而圜沌沌圓貌、孫子曰、渾渾沌沌、形圓而不可敗、摶團同、坊本誤作博、豚豚與肫肫同、全貌、紛紛乎若亂絲、遺遺乎若有從治、遺遺、與委委同、委曲也、言事物之來、如亂絲、隨應而委曲治之、欲知者知之知、去聲、言欲見智於我者、我則智之也、欲利者利之言欲見利於我者、我則利之、我憼敏同、聽明也、微而異之謂幽微變異、其所動作、無使人測知之、即上云、一龍一蛇、一日五化之意、乃申韓之術也、信之者仁也謂不逆詐惡者

故曰有橐天地、有上脫宙合二字、其義不傳一典、傳、當作博、言此篇之義、不多於一典、品之不極一薄、品之、當作其文、之文相似、品因下文誤、薄、當作簿、簿籍也、言此篇之文不盡一簿、本經凡二百十一字、然而典品無治也、治上脫不字、言經世之典、其品雖多、推廣此篇、則無不治也、贊文約而道博、多內、多、當作時、內納同、無有應當、當作應無不當、本錯不敢忿故、故、古本作古、觀注可見、此六字難通、當作擧錯不有今古、言擧而措於事業、無今無古、皆可行此道也、言而名之曰宙合、淮南子曰、往古來今曰宙、此道合於今古、故名之曰宙合也、○上文云、合絡天地、以爲一裹、其名宙合之義、既已明矣、此不宜添蛇足而立異義也、奚謂當以下、疑是後人之所加也、蓋古今曰宙之說、其義雖謬、亦相傳也已久、集書者誤疑此篇缺宙合之義、故爲此附會耳、安知後人傳寫、魯魚相訛、其義瞶瞶、又至如此、噫、

【注】古責言之、當作古昔之言、

樞言

此篇論治國之樞要、故曰樞言也、

道之在天者、道疑當作氣、治者以其名、謂名者治之所當用、○此一節、酷類小稱、蓋錯簡在此也、樞言曰、此乃篇首、故揭篇名、亦猶禮記曲禮篇首云曲禮曰之類、先王愼貴在所先所後、當作先王審所先所後、因下節誤、愼貴、愼、謂不忽其事、貴、謂大臣、生而不死者二、下脫覆說其目之文、今不可知、○以下至賢者寶之爲一節、賢者寶之、李國祥曰、喜怒惡欲、人之情也、發不中節、則敗事、賢者寶之、不爲輕發也、善者非善也、李國祥曰、有虛名而無實效也、故先王貴善、謂貴眞善、王主、猶王者、王、去聲、疾之、疾、速也、彊之、彊、勉也、加名、李國祥曰、名上乎人也、相胥、胥、俱也、愛人甚而不能利、言徒愛雖甚、而不能利其人、故無益也、下倣此、貴當、愛憎當理故愛則賞之、憎則刑之、貴周、周、密也、言

而播、當作幡、同翻、不振也必振、救也、必下脫矣字、此言指意要功之謂也指意當作隨時、謂隨時之宜而求其功也、此下疑有闕文、著業不得不多人之張榜曰、人之、當作令、名位不得不殊方張榜曰、殊方爲句、明者智者也諸生李國祥曰、猶衆生也、名爲之說張榜曰、名當作多、夜有昏晨昏晨、與上朝暮對、半星辰序各有其司半星、初昏中星也、言中星與十二辰、各司十二月、【通】〔昏辰〕當作晨岑巖高峻貌閎流閎、當作浤、湧流也、泉踰瀷而不盡薄承瀷而不滿李國祥曰、瀷泉流貌、踰乃發流不見其竭、承乃受流不見其滿、愚按、踰瀷、當作愈瀷、瀷、湧出也、薄上脫海字、薄、集也、下瀷、因上誤衍、各事各、李選作略、古本蓋作略舉、觀注可見、審別良苦審字衍、苦、濫惡、操分不雜李國祥曰、美惡良苦、各歸其分、而不相雜也、

葆統而好終葆保同、好、善也、明墨墨、謂字畫、後世人人當作後世之人若鼓之有桴擿擋則擊桴、觸打也、擿擋、皷聲、蓋擿小而擋大也、則、法也、言天地險易、必應君德、猶鼓之有打、聲之大小、隨所擊也、【注】〔桴鼓拖也〕以下非舊注苟有唱之必有和之唱和、汎言相應之理耳、是以聖人明乎物之性者必以其類來也來、當作求、此十六字、與上下不承接、蓋他篇之錯簡也、繩繩通雅曰、與憴憴同、戒也、天地萬物之橐也也字衍、文義觀下解自明、宙合之意此篇之旨也泉於地之下泉、謂如泉之通於地下、以爲一裹猶言包括天地之道散之至于無間無間、微細而不可間隙也、莊子曰、斯而析之、精至於無倫、亦是此意、不可名而山是張榜曰、山是、乃寔字之誤、愚按、寔實同、微細之至、不可舉其實而名之也、

擅美也、擅、專也、主盛李國祥曰、以盛爲主也、琅湯張榜纂作琅瑒云、琅瑒、玉之美名、言恃美也、愚按、當作佷傷、自賢之貌、聖人著之簡筴謂本經不依其樂張榜曰、樂、當作槧、愚按、樂、音洛、依當作極、肅士也、肅、敬也、惠者惠慧同毒而無怒李國祥曰、毒、恚恨也、無怒、不徵色發聲也、止忿速濟沒法李國祥曰、忿生而速發、沒法而見侵、止之濟之、無災、濟亦訓止、故曰欲而無謀故曰二字衍循發蒙循、當作猶、倚以爲名譽倚、亦邪也、雖廣雖上疑脫其國二字廣其荒謂其國雖廣可荒廢阻其路塞其遂遂隧同、李國祥曰、阻佞諂之路、塞凶讒之遂、人而無良焉故曰虛也上疑脫從字、言不用區區之智者、舍己從人、而無自賢焉、故曰虛也堅解解、當作觚、莊子曰、與乎其觚而不堅也、堅觚、謂所守堅而有稜角也、陼隄謂自立界限失植之下疑脫時字

正而不謬謂植樹之術不失其正微約纖微淖約不可扶以繩千里之路、屈曲已多、故不可以繩扶之、不可平以准萬家之都、高下不等、故不可以准平之、論其下論、猶選也、謂選舉在下之人此術謂不以小失廢大才也讂充讂、坊本誤作讒、充、當作衷、言心也謂心術心欲忠忠、李選作中、是、欲訓讂、中訓衷末衡末、當作求、衡、平也、言耳目也謂耳目之道耳目欲端欲訓求、端訓衡、聽必順聞謂從聲音之聞、而耳能聽之也、順見、順言、倣此、言得謂明識人言之是非、而無所疑惑也、告子曰、不得於言、勿求於心、即言得之反、易政易、平易也、對下險字、聽不順不順二字衍、下文可證、伎苛伎、當作忮、狠也、苛、察也、言易政利民也言也二字衍蓄愼蓄、疑當作審、藉斂稅斂也立優美立優美之事也以麗奢靡也【評】〔名通〕坊本誤作道播

足之大小、以求其履之法、則無不適善也、此唯喩軸耳、適善備也僊也是以無乏適善二字疑衍、僊當作僎、具也、言成軸具備、故大小無乏之

故諭教者取辟焉辟譬同、言聖君賢佐、博擧材能之士、以備國家、與多備成軸、其理一也、故取而譬之也、諭敎者、謂作經之人也、○此篇、先著經託古、而後作傳解之、然泛託古賢、不的言其人、故曰、諭敎者取辟焉、又曰、聖人著之簡筴、傳以告後進、其非托敬仲者也、昭昭矣、蓋此篇本自一書、亦朱長春所謂采入以侈其富者也、

地化生無法崖此言天地化育之大、乃下聖人畜道待物之張本、所謂是而無非非而無是是非有必句交來苟信有、當作無、言世俗之所謂是非、紛然固無必定、及事物交來之後、苟信其然耳、是以有不可先規之必句有不可識慮之然規、謀也、言是非無定識、故事物未來之時、不可先識必然之理也、將卒而不戒言既無先識、故其應物也、倉卒而不戒備畜道

以待物畜道、即多識前言往行以畜其德也、待物、猶言備事、物至而對句形曲均存矣形曲、猶精粗、言物至而對、則應接之道盡存於我也、減盡也減、當作咸、古書減省之減、或通作咸、因誤加水旁耳、曰盡、曰徧、曰畢、皆咸字的訓也溜發也溜霤同、屋水聚滴也、發、當作奏、同湊、聚會也、

言徧環畢莫不備得環、疑當作聚、畢下疑脫畜字、故曰減溜大成偏聚大成、即博聞多見畜道也、○方以智通雅曰、減、與涵通、溜與流通、言涵泳同流而歸大成之化也、此說於經略通、然與解大乖、是不察全段之旨、而強爲之說也、通雅又解讀充云、心之營求充動也、其謬正同充【通】〔良帥〕坊本誤作師巨獲作矩矱、爲是、楚辭曰、求矩矱之所同、矱、度也、時德之節節、符節也、故愁其治言愁字衍進傷爲人君嚴之義退害爲人臣者之生嚴、當作者、進退猶言上下也、殷主主殷家之祀也後世後嗣也

以巧矣以已同、下倣此、珍恠熊掌豹胎之屬博帶梨務同

【注】〔絲色〕絲、一作純、是、彫琢采疑當作釋、去也、【注】

〔梨刊也〕以下非舊注、其義大乖、市鄽而不稅謂唯賦市地而不稅貨物也、言上去奢侈、則不取關市之征、而國用足矣

宙合

說文云、下覆曰宇、上奠曰宙、宇宙、即天地也、此篇所論合絡天地、故曰宙合也、不言宇者、貴奇古也、

准鉤准、俗準字、鉤、當作句、同矩、莊子曰、履句履者、知地形、陸德明音義、句、音矩、方也、

滅溜滅、當作咸、後解以盡字釋之、覺臥當作臥覺讂充末

衡讂夐同、求也、充、當作衷、後解以中字釋之、末、當作求、【評】〔古貝〕當作賓〔神品〕坊本誤作器可正而視而、汝也、下同、

夫天地一險以下至則擊、李國祥、張榜、並以爲第十三段、天地萬物以下爲第十四段、【評】〔意調〕意、當作音、無齊其欲齊、當作濟、成也、謂不成君之欲、無獨與是疑當作近王施王、疑當作平、無有其名謂歸善於君分敬分、疑當作各、和

勉和協而勸勉也【演】〔不其有〕其、當作期、下同、以姤以、當作多、〔賢士〕當作女〔而女〕當作士風律法令也故

名之曰不德此句以與上文不承接、疑是衍文、李國祥選刪之【通】〔凡以〕凡、當作足、扶撥扶、謂直不直也、撥、反戾也、【注】

〔用鉤也〕用上脫如字備能謂備賢能士于朝廷之國

猶是國也猶、同也、自此以下至湯武之功是也、四十一字、蓋錯簡也、當移下文成功之術必有巨獲之上、多備規軸者成軸也多備二字衍、規軸、謂車軸之成合規者、故解之曰成軸也、不究當作窕、細也、左傳曰、小者不窕、不塞塞、逼也、猶迹求履之憲也夫焉

有不適善言多備成軸、則隨轂之大小而施之、各稱其宜、不甘不苦、如因

目身手足心之敎、三官鼓、金、旗、亦詳于兵法、【注】〔此有數〕此、當作皆、豪修一作傑、是、說行若風雨說字衍【注】〔初早〕一作且、器成不守守、疑當作見、言我器既成不見於敵、經不知兵法、作徑乎不知、徑、捷路也、謂攻自敵人不知之地、如鄧艾自陰平襲成都是也、敎習不著謂不著于外【通】〔財而〕當作死則燒交當作艾必明其一一者、道之原也、兵法曰、明一者皇、積衆勝無非義者焉衆勝、謂諸可勝敵之事、卽上云官習時因之屬、爲詐爲、兵法作僞、是、能偕亦當依兵法作諧【注】〔爲事〕事上一有其字、是、【按】〔作和〕和字衍〔故能輯〕故上脫諸字【注】〔游兵〕兵、一作縱、〔死而〕當作而死察數而知治治、謂治衆之道、兵法曰、治衆有數、明謀而適勝兵法、作明理而勝敵、罰人是君也當作人是罰也加之以勝疑當作仁守之而後修勝句心焚海內心焚、當作必樊、言能守仁義威德、而後擧兵勝敵、則必服海內、如在樊籬之中也、【評】〔先後天〕先下脫天字

五輔

得人得衆也、大學曰、得衆則得國、失衆則失國大者欲王天下戰國口氣自見朝廷兇兇、擾也、覆鷙覆、當作愎、狠戾也、鷙摯同、執持也、交引疑當作惡壇宅壇疑當作廬、將宿謂憩息止宿之舍、周官遺人云、十里有廬、三十里有宿、【評】〔寛救〕當作政【按】〔曰綝〕當作潘匡其急匡、救也、罷露罷疲同、露、羸也、民知德矣而未知義本乎子犯之言聖正一作王、是、賤不踰貴六句本乎石錯之言尊讓尊、當作搏、賜罷露賜、一作賑、是、無苟於民苟、亦當作苛、工

寒至、靜、文法正同、毛獸西方白虎、其類爲毛蟲、故變西方曰毛獸、介蟲北方玄武、其類爲介蟲、故變北方曰介獸、倮羽毛鱗、皆曰獸、此不合特異、蟲、當作獸、【注】〔兌金〕兌字衍〔曰以〕曰字衍、以、當作行、〔聽以〕聽、一作所、是、行春政烝泄春秋繁露曰、冬行春政則蒸、泄字恐衍、鱗獸東方青龍、其類爲鱗蟲、故變東方曰鱗獸、【評】〔如曰〕如、坊本誤作加、以時禁發之八觀曰、禁發必有時、是也、【通】〔四官〕四字衍九會大命焉出句常至焉、猶言於此也、言九會諸侯、天下命令、於是出自我、諸侯率服、朝聘不絕、下文所云、即是也、【注】〔重適〕適字衍必得文威武威、疑當作成、言得文德、成武事、此總下文、官習勝之務服習官事、是勝敵之務也時因勝之終時因、因時也、終、當作經、無方勝之幾變化無方、勝敵之神機也、【注】〔幾察也〕此與下注乖、蓋後人之所加也、後如此者、皆倣此、行義

勝之理行義者、理當勝敵、名實勝之急參合名實、勝敵之急務也、時分勝之事賞予之事、不失時者勝、察伐勝之行察當伐之國而伐之、勝敵之行也、備具勝之原原、不竭也、言器械備具勝敵之原、無象勝之本無象、謂奇計妙策、人不能察、定獨威勝我威修定者必勝、定計財勝計財、謂計度財用、定依奇勝依、謂依常、依奇、猶正奇、因能利備能、當作民、備、謂兵器、兵法曰、因其民、又曰、器備利、是也、未極極、如沉玉極之極、謂聲未至、博一博、當作摶、同事、愼號號謂記號、其攻不待權與七法云、不恃權與之國、攻不守則拙者巧攻人而不攻於人、則拙者亦如巧、動愼十號明審九章即愼號審章也、九章、日章、月章、龍章、虎章、鳥章、蛇章、鵲章、狼章、韓章、詳見兵法、十器兵法云、審九器、章十號、注云、管氏不言其數、無得而知也、五官兵法、作五教、言

擧所美四句觀解自明【通】〔枉直〕枉上脫使字慶勉
慶、賞也、勉、勞也、休之休、美也、順敎謂以順敎之也、解云、敎順以道之、
成事以質質、質實、頓卒頓、怯也、卒、當作啐、戒也、呵也、罰
罪宥過宥、當從解作有、植固植、即天植、倚邪倚奇同
【注】〔頓倚〕頓、當作傾、【按】〔倚解〕倚下脫邪字、【注】
〔如此化〕當作則象法法、當從解作地、古本末誤、觀注可見、佐
於四時佐、當從解作伍、高安當從解作安高
幼官幼窈同、杳眇也、此篇因五行以立官政、其義幼眇、故曰幼官也、
若因若、順也、言順因人物之自然、夜虛當從圖作處虛五和以八
擧六行之等觀之、舊注不可易、【注】〔均三〕一作王、是、以倮獸
之火爨大載禮曰、倮蟲三百六十、人爲之長、倮獸、即倮蟲、月令曰、中央土、其蟲倮、
倮獸之火、謂中央之火也、淸主欽定禮記義疏、駁鄭氏說云、虎豹、乃毛蟲、不可謂之倮、是也、

付終付、當作符、合也、【通】〔歲之成〕或曰、成、當作終、【注】
〔謂財〕財字衍立常立典常也同異分官上疑脫一
句攻之以官攻、疑當作致、官作言、爲是、威之以誠誠、疑
當作武、一擧而上下得終終、疑當作位、通云、首辨分、是也、
散成散、當作政、摶大摶、當作博、言宏博寬大、人主之所守、動而
無不從靜而無不同二句、又見東方外、此誤重出、此
居圖方中此圖、中央及四方、各有本副、其數總十、應如後世所傳河圖之
方位也、【注】〔上位〕上、當作土、十二日數也地氣發
氣候之目也戒春事時政也、下皆倣此、【注】〔八亦水〕
當作木羽獸南方朱鳥、其類爲羽蟲、故變南方曰羽獸、强國爲圈
弱國爲屬圈、亦當作眷、言强弱皆服從也、【注】〔無寧居
基漸〕基字衍、漸、當移無字上、小郢至句德德、修德也、下云、

作灸薰灸也、計數 以此十二事計度事物、故曰計數、擔竿而欲定其末 言既立朝夕於運均之上、而又舉竿欲以定安朝夕之末也、【注】〔之輪〕 當作輪 揉輪 揉、矯也、荀子曰、木直中繩、揉以爲輪、貨上流 謂貨賂公行 【注】〔徒事〕 徒、一作其、輕民 游手浪民也 官爵不審 爵、當作法、人君泄見危 泄字衍、見、當作則而移人君上、此句結上文、世主所貴者實也 實、當作寶、下非寶也同、亡君 亡、當作明、虧其命 命、令也、【注】〔用非〕 用、當作國、愛賞者 愛、當作受、四傷百匿 百匿二字衍 【注】〔勇法〕 一作怯、是、〔無令長耳目者所得〕 無字當移所得上 不勝天下 下字疑衍 敢御 禦同 毋壙地利 壙、曠同 不能實 不能得其利也 【注】〔敵故〕 當作政 不先軍 不先敵而軍也 毆衆 謂毆率不教練之衆民 不蚤知 下兵法有敵字、是、而器械不功 而、當作則、則賞罰不明 以上文推之、此五字疑衍、不幸 下脫生字 十官 十、一作什、曰量蓄積 一無曰字、是、兵主 大將也 救邑 救、當作拔、下同 野不收耕不穫也 我兵掠野、使彼不得收穫、如遇水旱之災也 用貨財設耳目也 謂散貨財以設間者、制分曰、散金財、用聰明、故無溝壘而有耳目、是也、【評】〔衍說〕 衍、坊本誤作行、故攻國 故字衍 嚮應 嚮、響同

版法

正彼天植 植、直、意反、立也、言立事者、其立心不可不正、風雨無違 風、喩號令、雨、喩恩澤、遠近高下各得其嗣 嗣、疑當作次、言君心既正、號令恩澤、無違道理、則庶物皆得其所、【評】〔古特〕 坊本誤作悟 三經 謂天植與風雨 驟令 驟、數也、始牙 芽同

二田爲一夫 司馬法曰、步百爲畝、畝百爲夫、以是推之、聚五十步、離二畝、制十畝、田五十畝、 三夫爲一家 司馬法曰、夫三爲屋、 方六里爲一乘之地 司馬法曰、屋三爲井、井十爲通、通十爲成、成出革車一乘、與此大異、 四乘 當作馬 白徒三十人 漢書刑法志曰、戎馬四匹、兵車一乘、牛十二頭、甲士三人、卒七十二人、干戈備具、 九夫之田也 一井 一宿之盡 盡贐同、行費也、孟子曰、行者必以贐、是也、趙岐以送賄行者爲贐、後儒皆從之誤矣、 季絹三十三制 一丈八尺曰制 則所市之地 則下疑有脫文 有市無市則民不乏矣 上云、聚者有市、無市則民乏、疑是重出、又誤衍不字、 分春 春分也 大稽 稽、計也、 與民數得亾 與、記載也、淮南子曰、與之弟子之籍、言記民數之死生出入、 十分去二三則去三四 疑當作十分去一、二三則去二三、 【注】分九仞則屈 分上脫四字、屈字疑衍、 三尺而見水 三、當作一、 距國門 距、猶自也、 芸卒 芸耘同 賈之貴賤 賈價同 【按】難習 難、當作雖、 【評】政略 下疑脫同字、 不均之爲惡 疑當作不均之以實、 善分民也 謂分利於民、上云與之分貨、即是、 辟則愚 辟闢同、言開其情欲而縱之 忘貨 忘、當作亡、失也、 萬室之國 國、謂國都、

七法

【注】立人 立下脫其字 根天地之氣 李國祥曰、人民鳥獸艸木、根天地之氣、寒暑之和、水土之性、以生、是有物而有則矣、即氣化性之賦予、故未嘗或變也、 角量也 漢書律歷志曰、量者、躍於龠、合於合、登於升、聚於斗、角於斛也、角、蓋古斛字、疑古本斗斛作斗角、讀者因注此三字、後誤入正文歟、 漸也 順也 漸、謂漸進以化、順、謂隨順不逆、 靡也久也 靡、切靡也、久、當

作絲、是 畜連 當作馬 寢兵之說 莊子曰、宋鈃尹文、禁攻寢兵、【注】〔不偃〕 不、一作必、是 兼愛之說 墨子有兼愛篇 全生之說 即爲我也、子華子曰、全生爲上、虧生次之、淮南子曰、全性保眞、不以物累形、楊子之所立也 私議自貴 謂處士橫議 任擧 謂薦人於君而保任之 九敗 此段所言寢兵兼愛全生私議任擧之屬、皆是戰國之事也、亦可見其非仲之所筆矣 【評】〔請謁〕 下脫諂字〔乃名〕 當作君 天道之所期 天字疑衍 俗之所被也 俗、疑當作法、被、猶施也

乘馬

此篇所論及名篇之義、朱評備矣、

高毋近旱 旱、謂無水之地、 爲而不貴者霸 貴、謂固守也、霸者、不能無爲、而應變用權、不以爲典要、 不自以爲所貴 此承上句、所字衍、 貴而不過度 謂敬守法令、 大數 辨論皇帝王霸之道、以立等級者、自戰國始、蓋道家之緒言也、敬仲豈有此議論、 不足不可益 只言天氣雖或不正、而非人力之所能正耳、梅評得之、 其實必正 言長短大小、確然可觀、非如變理陰陽之論、 正不正 上正、當作地 官不理 官、謂政也、 理不正 理字疑衍、不正、謂爵位不正、 失於傲 傲、怠惰也、 不能爲多寡 謂賈人不能詐爲多寡、 【評】〔富以〕 富、坊本誤作當、〔此釋諸侯〕 釋、坊本誤作亦、 地之不可食者 謂不可樹五穀之地、此總下文、 百而當一 當可食者之一、 地均 平均地實也、 命之曰暴 爲方一里者三十六、 曰部 爲方一里者百八十、 曰聚 爲方一里者九百、 某鄉 爲方一里者四千五百、 曰方 爲方一里者一萬八千、乃正方一百二十四里有奇、 官制 官、疑當作地、官成同、 五家而伍 而、當作爲、下同、 五暴而長命之某鄉 而長二字疑衍、某上脫曰字、

修火憲也、溝瀆不遂於隘、遂、通達也、言水溝不通於狹隘之地、鄣水不安其藏、鄣、障通、言澤池之水溢出、分國以爲五鄉、鄉爲之師、小匡云、制國以爲二十一鄉、商工之鄉六、士農之鄉十五、五鄉一師、齊語同、蓋作此篇者、因五鄉一師之文而誤也、可見此後於彼矣、築障塞匿、築堤障、而塞隱匿之徑、所以一道路也、博出入、博、當作摶、同專、壹也、閭閈、里門也、閭有司、司里門者、衣服不中、中、正也、圈屬、圈、當作眷、謂臣妾、長家、家長也、譙敬而勿復、復、再也、什伍責之曰、敬慎而勿再犯也、凡過黨其在家屬、黨儻同、罰有罪不獨及、罪必及長家什伍之屬、不獨罰其人也、下句倣此、五屬大夫、制鄙爲五屬、五屬有大夫治之、詳于小匡、大史既布憲入籍于大府、憲者、所布於庶官之典令也、籍、即其副也、藏之於大府、以待考校、周官大史職云、凡邦國都鄙、及萬民之有約劑者、藏焉、以貳六官、鄭云、貳、猶副也、是已、梅評得之、憲籍分于君前、籍字疑衍、分、當作頒、遂于鄉官、謂至於鄉之官府、致令、反命也、至都之日遂於廟、邑有先君之廟曰都、可以布憲、謂布憲于五鄉五屬、首事、謂先令其事、

【評】〔非粗〕當作但、〔官制〕下脫而字、使時水雖過度、使字、管到有所秎穫、由田、丹鉛總錄曰、由、與農通、呂氏春秋云、堯使后稷爲大由、注、大由、大農也、錢譜、神農幣文、農、作由、功苦、功、堅牢也、苦、盬窳也、天子服文有章、袞冕十二章、夫人不敢以燕句以饗廟、夫人、當作大人、謂諸侯也、言禪冕祭于廟、不敢以爲燕私之服、將軍大夫以朝、將軍、卿也、周官大司馬云、軍將皆命卿、諸侯之卿大夫、朝聘天子、其服玄冕一章、官吏以命士止于帶緣、以字衍、言官吏命士之服無章、但其帶及緣飾、與衣異色也、服綄

作舍、生棟以新伐之木爲棟也懷其凶謂得凶禍也見與之交見、明示也、交、解作友、獨王又見權修、即獨任之意、可以往往、去也、可以來來、就也、日月不明、天不易也、易、變易、天不易、地不易、通長于解、【評】正無正、當作王、

權修權、權勢也、此篇論君人者不可失其權、故曰權修、

萬乘之號戰國時、大國稱萬乘、以其地可出兵車萬乘也、春秋時、雖齊楚晉秦、未至如此之大、故未有萬乘之稱、以是觀之、經言亦恐不出乎仲、【評】而終下脫無字、則有以畜之也則字作者字看、下則有以牧之也同、【注】見喜見、當作其、惡之有刑刑、韓子作形、是、爲之化爲、去聲、說道導同所積謂功勞、或有積而不食者或有也、此句、與下有無積而徒食者對、偷幸苟冀也有身不治謂有己之身而不能治也、有人以下倣此、商

賈在朝李國祥曰、言利之臣、喩上好詐謀句間欺臣下間、覗也、言覗察下情、而欺誑之、使民偷壹使、役也、偷壹、疑當作苟虞、舉事如神承上言數也數、猶理也、雙遇友、微邪不禁下脫於國二字、朝庭一作廷、是、民間其治間、隔也、用民之死命者用上脫將字、辟就辟避同、言有罪避刑、無辜就戮、【評】朱養坊本誤作宋春、

立政

【注】已上當作下、【演】知在下脫人字、財臣財、一作材、是、便辟同嬖道塗無行禽無贄羔雁以請謁近臣隱治謂情不上通、抱冤吞聲、朝不合衆謂不須會衆于朝而令之也、【評】收得坊本誤作快傳、輕賦斂謂輕易取之也、下重賦斂、正與此反、山澤不救於火救於火、即下云

餤」煦、乃助字誤、令順民心、令、命令、威令行、令字疑衍、詐僞 詐、坊本或誤作許、【評】「後文」後下脫人字、以家爲鄉、爲、治也、謂以治家之法而治鄉、績按爲是、毋曰不同國、國、當作邦、與從協韻、蓋漢人避高帝諱改之也、老子曰、修之國、其德乃豐、正與此同、言室滿室、言堂滿堂 績按爲是

形勢

山高淵深、形也、羊至玉極、勢也、取篇首兩句之意以爲名耳、一名山高、於體爲勝、

古今一也 從解爲是【評】「常一」一、坊本誤作正、無鄉 嚮同 貴有以行令、賤有以忘卑 從解爲是 銜命者君之尊也 銜者、奉而守之也、言民奉命令、則君尊、抱蜀 李國祥曰、蜀、疑當作獨、愚按抱獨、猶言疑獨也、解恐非、鏘鏘 解作將將、飛行貌、飛蓬之問 聞同 道行不顧 道行、行路之人也、孟子曰、行道之人弗受、解恐非、【通】「是以無使」以下、併下節而解之、通演往往如此、輯者之失也、平原之隱 隱、疑當作隴、小高處也、若然則不添小封二字、而意自足、【注】「不成爲深」成、當依解作以、訾讆之人 讆、讏同、溢美過情之言也、謂毀惡譽善兩過其當者也、解恐非、讕臣者可以遠舉 讕、古讝字、臣、當作巨、以、當依解作與、言謀慮巨大者、可與舉遠久之事也、衆之所比 比、當作庇、依賴也、美人之懷 李國祥曰、驩美民之懷、樂乎己也、不行其野、不違其馬 績按依解、是也、賈誼新書云、衛懿公喜鶴、而不顧其民、翟寇入國、奔死喪國、管子曰云云、此違其馬者也、亦與解合、能予而無取 注依解、是也、無廣者疑神 廣、疑當作曠、無曠、謂惜寸陰也、與怠倦反、疑凝同、解云、其成若神、是也、神者在內 此承上句言、神上脫疑字、言道在於我、後穉 當作遲 道往 失道也 道來 得道也 釋之 釋、置也、解

管子補正

近江　豬飼彥博　著

管子補正上

序例

五勢之准 之、一作三是、 權勇 權、當作攫、古拳字、 其王言 下脫謀失二字

牧民 牧、養也、取篇首二字爲名、

地辟舉 舉、謂耕種也、臣乘馬曰、起一人之繇、百畝不舉、 六親 賈誼新書曰、人有六親、始曰父、父有二子、爲昆弟、昆弟又有子、爲從父昆弟、從父昆弟又有子、爲從祖昆弟、從祖昆弟又有子、爲曾祖昆弟、曾祖昆弟又有子、爲族昆弟、如淳漢書注、亦依此說、 文巧 淫工也 明鬼神 明、顯也、謂曲制祭祀之禮、以顯明鬼神之德也、大戴禮曰、帝嚳明鬼神而敬事之、 民乃管 上下皆用韻語、獨管字、音與曠不協、義亦難通、疑當作荒、惰也、 上無量 量、度量也、上服度之反、 民乃妄 衣服器用、妄踰其分、 不璋兩原 璋、當作障、塞也、說苑李克曰、彫文刻鏤、害農事者也、錦繡纂組、傷女工者也、農事害、則饑之本也、女工傷、則寒之原也、饑寒並至、而能不爲姦邪者、未之有也、亦是此是、 陋民不悟 悟音與神不協、義亦難通、疑當作信、 不祇山川 王制曰、天子、祭天下名山大川、諸侯祭在其地者、不必指封禪也、 【評】〔于強〕 當作道、 國頌 李國祥春秋戰國文選、刪段目曰、牧民、從古一篇文字、後分爲國頌等五段、余不知其解也、今合之、 四維 大射儀、謂以小繩綴侯之四角、而繫之於植爲維、四維者、喻繫四角也、淮南子曰、帝張四維、運之以斗、亦此意也、 義不自進 不因緣以求進達也、 【通】〔著無〕 著、當作若、 【演】〔於衰〕 當作衺、同邪、 〔在德〕 在、當作任、 〔眂

（丁）

管子補正目次

上卷

迄、三法なり、それより奉じ以て君とすべしと云ふ迄四法なり、それより士を失ふと云ふ迄五法なり、此六親五法をとくとわきまへ知らねば、政治の道には通じがたき事を云ふなり、

管子國字解下　終

なし、世界の財用をよく用ひ立て、世の中へ割配る器量のある人の用ひられぬを患とする事なり、是を天下臣なきを患へず、君の以て之を使ふなきを患ふ、天下財なきを患へず、人の以て之を分つ事なきを患ふとは云ふなり、

一官の頭となり、事を取扱ふ人が、臨機應變のはたらきなきときは、夏も綿入を着、冬も帷子を着するやうに變化を知らねば、下に下知差圖する事はならぬものなり、又一國のたはねをして、萬民を一人にて安堵さすると云ふ事は、少しも私の心を指はさみ私の物好の有りてはならぬ事なり、時勢のすべきと、すべからざるとを審かに考へ、それの人は夫の役に叶ひ、此人は此役に叶ふと云ふ、才能を試みはかりて、割配をする程の器量なくては、人君にはなられぬ事なり、是を時を知る者は、立て長とすべし、私なき者は、置て政をすべし、時を審かにし用を察して、能く官に備る者は、奉じて君とすべしとは云ふなり、

これは君にても、臣にても、この弊ある時は、政の立ち行かぬ事を戒めたるなり、事は手早く見切決斷をして、行ひにかゝらねば、すべき間をはづして、手のび手後れになり、成る事も成らぬものなり、財用を費へぬやうにと云ふはよき事なれども、只惜しむばかりにて、用ふ可き道に用ひぬ時は、賢臣謀士への恩惠あまねからず、人の親しみを失ふ事なり、扨又こそこそしく立ちまはる小人ばかりを信じ、大見識のある人を用ひぬ時は、賢者も進むべき道を失ひ、進まんとすれば、小人の妨げに遇うて、忠謀を盡す事ならず、さればいくばくの賢者ありと雖も、無きに同じ事にて、空しく衰亡を招くなり、是を緩き者は事に後れ、財を惜しむものは親しむところを失ふ、小人を信ずるものは士を失ふとは云ふなり、

是迄を六親五法と云ふ、六親とは人の親しみを得る六つなり、家を以て家とす、是一親なり、鄕を以て鄕とす、是二親なり、國を以て國とす、是三親なり、天下を以て天下とす、是四親なり、地の如く天の如く、何をか私し、何をか親しまんと云ふ、是五親なり、月の如く、日の如く、唯君に是れ節すと、是六親なり、五法とは、民を御する轡、上の貴ぶところにありと云ふより、是を聖王と云ふ迄二法なり、それより故に禍萌さずと云ふ

やと思ひ玉ふ內には、最早いつか臣下は押しかくして仕舞ふなり、是を君之を求むれば、臣之を得、君之を嗜めば、臣之を食ふ、君之を好めば、臣之を服す、君之を惡めば、臣之を匿すとは云ふなり、

右の通りなる故に、君德を明德顯德と稱し、明らかにかくされぬ德を云ふ、君は下の手本となり玉ふ筈のもの故に、手本に成る上にて、是は表へは出されぬと云ふやうなる不埒なる所行のありてはならぬ事なり、世界萬人の眼を付けて居る尊き位に立ち玉へば、暗夜に火をたくが如くかくし課せられぬは君の所業なり、善事をし給へば善君、あしきをし玉へば惡君にて、我ははでなるを好む程に、下々は質素をすけと云ふ事は、天子の貴きと云へども、いやしき匹夫庶人にも、無理にさする事はならぬ道なり、扨又君の道にそむきたる所行には、小人は恐れ從へども、君子は見限り助けず、賢者の助けを失へば、愚者は幾萬人從ふと雖も、家國を保つべき道はなきなり、されば一言の仰出されにても、奧表の差別なく、露見してよき事ばかりを仰せ出さるべき事なり、是聖王の所行なり、是を汝の惡を蔽ふ事なかれ、汝の度を異にする事なかれ、賢者まさに汝を助けざらんとす、室に言へば、室に滿ち、堂に言へば、堂に滿つ、是を聖王と云ふとは云ふなり、

故に城いかばかり高く、堀いかばかり深き迚、夫ばかりで籠城堅固にはならぬ事なり、武器澤山に、士卒の力量勁きとて、それでばかり敵にはかけ合ぬ者なり、領分廣く、金銀澤山なりとて、夫ばかりで大勢が下になつくものにも非ず、城を守り敵を防ぐ人衆を從へて居るには、其道あり、此道をよくわきまへたる人さへあれば、破れ城にこもりても、攻落されぬ仕方あり、竹鎗繩手綱にても、敵をかけ立る仕方もあり、金銀不足にても、多勢をかゝへ持つ仕方もありて、事の出ぬ先に用心する術たくましければ、傾敗の禍は萠し得ぬ事なり、是を城郭溝渠以て固く守るに足らず、兵甲强力以て敵に應ずるに足らず、博地多財以て衆を有つに足らず、惟有道の者のみ能く患を未形に備ふ、故に禍萠さずとは云ふなり、

天下は古今となく、治亂となく、よき臣下のなき世はなき事なり、只よき臣下をあげ用ひて、能くつかひ玉ふ君のなきを患とする事なり、又生せぬと云ふ世は

いはれなし、故に君となりて、下に背く心は、地のものを載せずと云ふ事なく、天の物を覆はぬと云ふ事なきが如し、私の親疎なく、日月の四海を照らし玉ふが如く、かげひなたもなければ、唯君一人を目當にして、物の切詰りをうくる事なり、是を生を同くせずと云ふ事なかれ、遠きものきかず、鄉を同うせずと云ふ事なかれ、遠きもの行はれず、國を同うせずと云ふ事なかれ、遠き者從はず、地の如く、天の如く、何をか私し、何をか親しまん、月の如く、日の如く、唯君にこれ節すとは云ふなり、

民をとりかふと云ふは、四馬の車を乘る人と同じ心持なり、車には四馬をかけて服馬と云ひて、中の馬二匹兩たづなにて四筋なり、驂馬と云ひて、兩傍の馬二匹、是は外たづな一筋にて二すぢなり、都合六筋の手繩を、六轡と云ひて、是を御者と云ひて車をつかふ人一人にて取さばきかけ引をする事なり、此六筋の手づなの使ひ方にて、四馬の氣をそろへて心まゝに乘廻す事なり、されば手繩のさばきやうの上手下手に隨ひ、自由にもなり、不自由にもなるなり、民と云ふものは、馬の如く、君と云ふものは、御者の如くにて、上の口のとり次第に、民はよくもなり、惡しくもなる事なり、上にはやる事は下にはやる故に、民をよき方に導かんとては、上に立つ人がよき方へ先たちて引入る事なり、民をよき路に呼入れんとては、上に立つ人がよき事を好み、惡しき事を嫌うて見するより外はなし、上にては西へ行くほどに、下は東へまゐれと云ふ道は、是非にならぬ者なり、是を民の御する轡は、上の貴ぶ所に在り、民を導くの門は上の先んずる所にあり、民を召すの道は、上の好惡する所に在りと云ふなり、

上は形、下は影なり、かげと云ふものは、そこへ形の出るより早く、長き形には長き影がさし、短き形には短きかげがさし、形が直になれば、影もすぐになり、形がゆがめば、影もゆがむ、まにはつを入られぬものなり、されば上にてする事、下は上よりも一段早きなり、君がほしきものとて求めさがし玉ふ内には、臣にては最早いつの間にか、手に入れて居るなり、君がうまき物なればたべたいと思召すうちに、最早臣下はいつかたべて居るなり、君がすいたる衣裳と思ひ玉ふ内には、いつか臣下は着て居るなり、君がきらひぢ

は云ふなり、此章は治國の法を織りたてる大事の堅絲にて、古よりきつと定りたる道の有る事を云へるなり、右の箇條は、此外に仕方もなく、兎にも角にも、此經のたて絲によらねばならぬ事を云ふなり、

上に立ちて下を治むるの道は、親しむべきを親しんで、人心を得るを始とする事なり、たとへば一家の内は、父子兄弟なれば、元來親みをつくさねばならぬ事なり、それを一鄕の他人の如く水くさき心にては、一家の人の心をさへ取得ぬ事なれば、まして一鄕他人の心を取得て治むべきやうなし、一鄕の内親族緣者多ければ、元來親をつくさねばならぬ事なり、それを一國の他人を見る如く、水くさき心にては、まして一國他人を見る如く、水くさき心にては、まして一國他人の心を取り得て治むべきやうなし、一國の內は、先祖のすみ來りて、元より他邦の人のやうには有るまじき事なり、夫に親み同國と云ふ心も無き程にては、まして天下の人心を取り得て治むべきやうなし、是を家を以て鄕とすれば、鄕治むべからず、鄕を以て國とすれば、國治むべからず、國を以て天下とすれば、天下不可爲とは云ふなり、

されば一家の内を、父子兄弟とて親しむ心を以て、一鄕を一鄕の人と云ふ心にて親み、一鄕の人とて親しむ心を以て、一國を一國の人と親しみ、一國を一國の人と親しむ心を以て、天下の人を同うし、天下の民ぞとて親しむ、古の明王天下の人を見玉ふ事同じ、一家に住む親子兄弟同やうに、依怙贔屓もなく、親しく思ひ玉ふ心より、天下の萬民も又一家の子弟が父母をしたふ如くになつきたる事なり、是を家を以て家とし鄕を以て鄕とし、國を以て國とし、天下を以て天下とするとは云ふなり、

一家の内にすむ人に向て、今日の生活は、銘々ひとり稼ぎにせよと云ふやうなる水くさき心にては、朝夕目を見合せてゐる人も、心は他人同然にうとくなり果る事なり、まして一重隔りたる疎遠なる一鄕の人が、我を親しむべきやうなし、一鄕の内にすむ人に向て、同鄕と思はぬ水くさき心にては、一鄕中はさておき、一國の人が我を親しむべきやうなし、一國の内に居ながら、同國と思はず、水くさき心にては、一國はさておきまして天下の人が、我になつき從ふべき

上にて取行ふ道は、いく百度行ふても、差閊へぬ道を行ふべき筈なり、一度は行ひたれども、二度はならぬと云ふ事は、元來下民をだましすかす術故に、一度はだまされて聞けども、二度は承知せぬ事になりて、此だましが始終の害になりて、だまさぬ道も疑を生じ、承けぬやうになる事なり、たとへば出金を申付くる時、難儀ながらも出すべし、追ては返し下さる迚、出させたれども、迚も返し下さる事なければ、二度目にはもはや返すと云ふ事も、申出されぬ事なり、難儀ながら上納すべし、下さる事ならねども、上さへ寛に成たらば、其後は惠みも下さるべしと云ふ事は、無調法なるやうなれども、たとひ千兩の所は、百兩をとゝのへても、又も〳〵申付けらるゝ道なり、すべてだましても、利を得んとする事は、後々はだます元手もなくなりて、事ふさがる根元なり、たとへば金銀借入して、間を合するは、一度切りにて返さぬ時は、二度はならぬ道なり、十を九につめ、九つを八つにつめ、八つを七つにつめて、儉約をつくし、地方よりほり出す道は、幾百度もなる道なり、治國の政は、跡の續く道を行ふ事肝要なり、是を不可復を行はざるは、其民を欺かざるに在りといふなり、

此段は上の文をときかへしたる者なり、右の通り故に、有德の人に柄をとらすれば、國はいつまでも安く、農耕を勵ませば、食物もゆたかに、桑麻をそだて、六畜をかへば、民も今日に事を缺ず、民の心に逆らはぬやうに下知すれば、上の威光もたち、觸れ面も行はれ、人々に得手なる事をさすれば、上の間に合ひ、仕置を急度す、惡者すくなく、恩賞を約束の通りにすれば、下民も大義なる事を厭はず、民の精力をはかれば、何事も成就し、民へ無理を申付けねば、下も正直になり、當前の手柄を取用ひねば、人々恨不足もなく、下もだまさねば、上をうとまず、兎角上より下を取扱ふは、猿もちかへなり、猿の物を持ちたるを取らんとては、一つかはりをやらねば、持ちたるものをはなさぬものなり、民を扱ふも此心と知るべき事なり、

是迄を士經と云ふ、士は事なりと註し、ことゝ訓す、經は常なりと註し、つねと訓す、經ははたの竪絲なり、はたと云ふものは、横の絲はかはれども、たての絲は始終かはらぬものなり、夫ゆゑに、何時までも常ふだんにてかはらぬ事を、經と

られぬ仕向を以て上げさする道はたえてなき事なり、譬ば主の慈悲ふかきは、下人の嫌はざる道なり、下人の如才なく奉公するは、主の嫌はぬ道なり、子の親に孝行なるは、親の嫌はぬ道なり、兄の弟を惠むは、弟の嫌はぬ道なり、弟の兄を敬ふは、兄の嫌はぬ道なり、夫の妻を睦しくするは、妻の嫌はぬ道なり、妻の夫へ貞節なるは、夫の嫌はぬ道なり、朋輩友達の交りに嘘輕薄なきは、相互に嫌はぬ道なり、故に主には慈悲をかけよ、下人には奉公を如才にするな、親には子を不便がれ、子には親を大事にせよ、兄は弟を惠み、弟は兄を敬へ、夫には妻をむごくするな、妻には夫を大切にせよ、つき合には信をつくせと云ふ事を目當に下知をすれば、求むる通りに得らるゝ道なり、則ち孝悌忠信の教を立て、世話をやく事なり、このうらを以て、人情のすかぬ道を無理に申付けて、其通になれかしと求むる事は、迚も角ても得られぬ事故に、不可得を求めざるは、民を强ゆるに其惡む所を以てさせるに在りと云ふなり、

役人を官にすゑ置く事は、當時目前の手柄を目かけず、末代迄も手本になるべき功を目當にする事なり、

成程今眼前には、上の爲めにも、下の爲めにも、成やうにても、多年の後はよろしからぬ事は、末の手本にならざるのみならず、遂には國の害にもなるものなり、此所を明白にせずして、末は兎も角も、先差あたり便利なる道を、手柄とて譽めそたてゝ、人を使へば、人々我も／＼と、當坐まかなひなる事を、上の御爲とて、かせぐ風になる、若己が宜しと申出せし道を、上にて用ひ玉はぬ時は、うらみ不足を存じ、かくしたらば宜しかるべきをなんぞ、夫よりすねて、勉む可き事も勉めぬ事になり行くなり、然るに上にては、當分のため不爲はかまひなく、いつまでも立ち行くべき事をせずしては、功には立玉はぬと云ふ所を決定すれば、目の前の功をかせぎ當座間に合せ、夫より轉役立身すれば、本の役の事は構はずと云ふやうなる、水くさき心なり、一度すわりたる場を、一生居り場と心得、末々迄も用に立て爲になるべき功を心がくる事なり、此見きりの立たぬ者は、用ひにあはねばとて、恨み不足も云はぬ事なり、之を久しくすべからざる所に處らざるは、いやしくも一世に取らざるに在りと云ふなり、

りて、それよりしては我役目も當坐きりの其日暮の勉になり、上の用に立たぬ者多くなる事なり、是を民を不爭の官に使ふは、各をして其長ずる所をなさしむるに在りと云ふなり、

惡事をすれば、決してうき目にあふ事を知る事は、上の刑罰に依怙贔屓なく、いかやうに手入をしたのみかけても、身の罰だけは無難にはしのがれぬと云ふ事を知る故なり、惡事をしても仕合せよく、贔屓よければ音信賄賂のかげにて、無難にも立つと云ふ事の有るより、萬々一のまぐれ幸をたのみて、惡事をする者の絶えぬ事なり、是を必死の路を明にするは、刑罰を嚴にするに在りと云ふなり、

善事をすれば、決してよき目にあふと云ふ事を敎ふるは、上の恩賞に依怙贔屓なく、何れへ取入り賴みかけねども、身の手柄だけは、棄ては置き玉はぬと云ふ事を知る故なり、善事をしても、不仕合せにて、取持つ人なければ、褒美にも合はぬ者あると云ふより、善事をするにもはり合ひなく、人並〳〵にして居れば、本の身なりは取失はぬと云ふ心になりて、功を立てんと思ふ人もなく、役目もをろかになる事なり、是を必得の門を開くは、褒賞を信にするに在りと云ふなり、

普請開發、山切川浚、何事にても上のしかゝりたる程の事は成就して、とても成就すまじき事をしかゝりたりとて、後悔する事なしと云ふは、先づはじめに我領內の民の多少と貧富とをはかつてかゝる事なり、千民ならでは無きに、萬民のかゝる事を始め、千兩ならでは出來ぬに、萬兩を取立てると云ふ事は、とても出來ぬ決定なり、百人の仕事を千人を以て始め、千兩を萬兩より出さする事は、成就せぬと云ふ事なし、爲るかならぬかも計らずとり掛る時は、何事も成就すべき道なし、是を不可成をなさぬは、民力を量るに在りと云ふなり、

上にて用ゆる財用は、萬物みな下より取求めて、國用は足るものなり、然しながら求めて得らるゝ道あり、求めて得られぬ道あり、得られぬ道を以て求むるは、拙きの至極亂亡の根本なり、たとへ年貢運上は、上へ取あぐるはずの物なれども、上る事のなる政を行はずして、下は潰れても上げよと云ふ事は、是非ならぬ事なり、故に取上る爲めに上らるゝ道を與へて、上げ

なり、居食は山も崩ると云ふたとへの通りにて、いかばかり使ひめを減じて、費を省くと雖も、作り出すの世話を怠る時は、遂には滅るものは倉元なり、五穀を務ると云ふ事も、一向に百姓をせがみ立てゝ、精を出せとばかりにては、精を出すものにあらず、精を出す氣になるやうに、取扱ひやうはいくらもある事なり、古の法は人の老壯幼の年ばいに從ひて、働きをさする事なり、斯樣なる所までに、心を付けて、功者に民を使ふ時は、五穀の出來ばえは、一倍する事なり、是を涸れざるの倉に積むは、五穀をつとむるに在りといふなり、

金銀玉は、貴き寶なりと雖も、食の代りに食ふ可らず、衣の代りに衣るべからず、取出しがたく、つかひ易し、種のつくる品なり、桑を植ゑ、蠶を飼ひ、苧麻をうゑ、織機おり、牛馬羊彘鷄犬の六つをかひ育て、衣食の二つを助る道、八百年も千年も種の絶えぬ仕方なり、是を竭きざるの庫に納るは、桑麻を殖ひ六畜を育するに在りと云ふなり、

上より觸出すふれ面の源あり、水の流れてよどみなきやうに、下まで行屆くと云ふは、上に云ふ四順を以て、民の心にいやと云はぬ道理ある下知を下す事なり、人情にもとり逆はぬ道さへ申し付くれば、押返し逆らうて上にたてかふ氣遣なし、是を令を流水の原に下すは、令民心に順ふに在りと云ふなり、

人々職分に精を入れて、人を押退て、我すゝましと無理なる望をかけぬやうにと云ふ事は、上より役義を申し付くる初めに、其人々の才能を試みはかりて其上得手たる所を取て、其得手なる役につかへば、仕事にも精が入りて、わきひらを伺ひねらふ心は起らぬものなり、たとへば能書をものかきにし、算者を勘定役に遣ふ時は、自然と我得手に安じ、我不得手なる人のする業を奪はんと云ふ念はかけぬ者なり、必竟我器量をかへり見ず高のぼりしたがる心は、上に引く人さへあれば勤るまじき役にも、立身轉役のなると云ふ所より、追從賄賂をして、人より我先へと爭ふ心は生ずる事なり、迚も上の目が明らかにてえせぬ仕事はさせ玉はず、得手なる事は是非させ玉ふと云ふ所さへしつかりと分りて居れば、無理なる望をかけぬなり、望をかくればかゝる道のある故に、推擧見出しをも待たず、我がならぬも顧みず、上を願ふ心にな

時は、善き政をするより外の仕事なし、善政をせんとては、徳ある人を用ひる外はなし、徳ある人とは仁心ある人の事なり、仁心とはおとなしき心なり、おとなしき心とは、爵位の尊にもほこらず、一身の安樂をねがはず、我身一つは死しても生きても、君の爲め民の爲になりて、一人の身を以て、萬人を濟んと思ふ大器量なる人をいふなり、此徳ある人に、尊爵をあたへ、貴職にそなへて、下知指圖をさする事なり、但しかやうの人は、澤山にも無きものなれば、一人二人にても選擧て、萬事を司らする時は、それよりしてよきかよきを見立て、引立てゝよき人の埋れかくるゝ事なく、いつとなく諸方手の揃ふ事なり、おとなしき人は、己一人が智慧才覺をふるひて、己獨り手柄にせんと思ふやうなるちいさき志はなき者故に、我がならぬ事はなる人にさせ、我思案に及ばざる事は、思案に及ぶ人に相談する事故に、一人にて百人千人の智慧も持よりになりて、何事も成就する事なり、不徳の人と云ふは、不仁なる人なり、不仁と云ふは尊き位に居れば、威勢權柄にたかぶり、一身の榮花をのみ心がけて、君の爲め民の爲めを思はざる人は、倒れても己れ獨り立つ心にて、手柄を人にさすれば、殘念に思ひ、我一人の功を立てんとのみ思うて、ならぬ事もなるふりにて、今日をやりつくる者故に、たとひ其人小才覺ありて、小利口に立廻ると雖も、唯一人切りの智慧分別にて、下に幾百人の忠臣謀士ありと雖も、一言も出されず、一事も行はれず、左れば百官百司を備へても、獨も同やうにて、果は民にうとまれ、國を取り亂す事、古今一般なり、烏を鵜の代りに使ひて、水をのますは、烏の罪に非ず、形の似たるより見あやまりたる使人の咎なり、故に古より明王賢君は、先づ第一に有徳の人を選びあげて、國政をあづけ玉ふ事、百王一同の法なり、是より下の十一箇條、先づ此一條さへ立ちなば、竹を破る勢にて、殘りは皆苦勞なく調ふ事なり、是を國をかたむかざる地におくとは、有徳に授るなりとは云ふなり、

春夏秋冬の天氣に從ひ、山川高下の地力を考へ、少壯老のつとめを分ち、蕃種耕耘のわざを勵ます時は毎年々出來るもの五穀なり、水旱の不同熟不熟の多寡はありと雖も、生ずる物の生ぜぬ年はなし、此世話をさへ等閑にせねば、百年も千年もたへぬものは五穀

衰と云ふありて、決して傾くまじと云ふ事はうけ合ひがたき事なり、是一つなり、粟倉を多く立て、米穀を積み込み置き玉へども、食へばへるものにて、決してへらぬやうにと云ふ事ならぬ事なり、是二つなり、金庫を多く立てゝ、財寶を積みたくはへ置玉へども、つかへば減るものにて、決してへらぬやうにと云ふ事はならぬ事なり、是三つなり、下知法度は水の流る如く、下へ能く行はるゝやうにとねがへども、決して行はるゝと云ふ事はならぬ事なり、是四つなり、銘々に地行を宛へ、格式を定めて、職分限りの奉公を能くするやうにと定め置き玉へども、とかく無理なる立身を望み、出世を心がけて、人をふまへにしても、我昇らんとあらそふ事止ず、とかく分限に安堵するやうにと云ふ事ならず、是五つなり、惡しき事をすれば、命はなきものと思ひ、身は立たぬと云ふ事を、急度知らせたき事なれども、ならぬ事なり、是六つなり、善き事をすれば仕合にあひ身の爲めよろしと云ふ事をきつと知らせたき事なれども、ならざるなり、是七つなり、迚も成就せぬ事を不仕掛するほどならば、是非成就する道ばかりをしたき事なれども、ならぬ事なり、是八つなり、是を求めても求め得られぬと云ふ事は求めず、求むれば得らるゝ道ばかりを求めたきものなれども、ならぬ事なり、是九つなり、事はいつまでもすたらぬやうに、長久に立ち行く事をしたきものなれども、ならぬ事なり、是十なり、一度にてならぬ事は、幾度も幾度もしなをしのなる道ばかりをしたきものなり、されどもならぬ事なり、是十一なり、右十一箇條は、なりにくき至極なれども、何れも望の通りになるべき道の有る事を、下にのべたり、是を國をかたむかざる地に置き、涸ざるの倉に積み、竭きざるの庫にをさめ、令を流水の原に下し、民を不爭の官に使ひ、必死の路を明かにして必得の門をひらき、成すべからざるをなさず、求むべからざるを求めず、久しくすべからざるにをらず、二度すべからざるを行はずとは云ふなり、

家國の傾くと云ふは、政の惡き故なり、政の惡しきと云ふは、不德なる人に政をさするなり、天地初りて以來、世の中の治亂興廢をしるしたる書載に、不德の人の善き政をしたるためしなく、善き政をせずして、家國の榮えたるためしなし、故に家國の繁昌をねがふ

殺す道具なれども、是を鞘に納めてまさかの時ならでは、拔はなさぬ物故に、太刀刀の威も有る事なり、常に拔きはなし、ひらめかし、肩にかつぎて居るものならば、左迄に恐ろしかるまじきなり、五十目百目の鐵砲は、聞くもの肝を消すほどの響なれども、鐵砲けいこの場の傍に住む人は、いつ鳴りたるやら、氣も付けぬやうになるは、聞き馴れたる故なり、國の刑戮も、折々しげ〳〵に左迄もなき事も咎め〳〵と云ふ時は、人心もふとくなりて、畏れ敬しむ事もうすく、上よりきびしく觸れ流しても、又例の事と云ふ心になり、左あればとて、下知に背きぬるはとて、出かゝり次第に、人を殺せば、無理無法なる事とのみ、怒り恨みて、身のあついにはこたへられず、我人同意一味して、上に敵たう一揆謀叛は、是が本なり、されば威勢ばかり強くして、恩信のなきは、上に立つ人ほど危くなるなり、是を刑罰しげくして、意おそれざれば、令行はれず、衆を殺戮して心服せざれば、上位危しとは云ふなり、

右の通り故に、政をすると云ふは、先下の欲し願ふ道を行ひ、惡み嫌ふ道を止る事なり、民の欲する道は、四欲と云ひて、佚樂富貴存安生育の四つは、萬人の願ふ所なり、此願の立つやうにと云ふ目當なれば、自國の民は云ふに及ばず、旅他國人も來りしたしむ事、必然の道なり、民の嫌ふ道は、四惡とて、憂勞貧賤危墜滅絕の四つは、萬人の嫌ふ所なり、此嫌ひたる政を行へば、遠國は云ふに及ばず、自國近隣の民も、背き離るゝ事、是又必然の道なり、是を其四欲に從へば、遠き者自ら親しみ、其四惡を行へば、近き者叛くとは云ふなり、

人情は相互にて、不便がればいとをしがる、勞れば骨折もいとはず、むごくすれば惡がる、あたれば恨みそむく事、此方よりの仕向次第なるものなり、下より忠敬の奉公を、上へ取りたく思ふ時は、先づ上より慈愛の恩をあたへる事が始めなり、やるはとるの本と云ふ事を能く知る事は、政の極意なり、是を予(アタ)ふるの取たる事を知るは、政の寶なりと云ふなり、

國君の身上にあくみたる事、十一箇條あり、先づ國と云ふものは、元祖業を始めて、山川地勢を審にし、四封の要害を考へ、百代迄も氣遣のなき場所を見立てて、いかにも堅固に建て置き給ふ事なれども、運に盛

事故に、主は主で立ち、下人は下人にて立ち行くやうにと云ふ眞實をたてにする事なり、安くせんとて危き事を一切せずしては、上は立たぬ事なれば、今危き目をさするは後に安くなる爲と云ふ主意なり、滅絕させまじとて、罪ある者をも免しおく事に非ず、惡しきを殺すは、善きを活しふやさん爲と云ふ眞實をたてにする事なり、兎にも角にも下の嫌ふ事を止ぬく事をすると云ふ目當をたがへぬ政を行ふ事なり、是は民は憂勞を惡む、我是を佚樂せしむ、民は貧賤を惡む、我是を富貴にす、民は危墜を惡む、我是を存安す、民は滅絕を惡む、我是を生育すとは云ふ、

人情は相見互なるものにて、上より樂にしてやりたいと云ふ仕向になれば、下はつらいをいやがらぬ心になり、富貴にしてやりたいと云ふ仕向けになれば、下貧賤は恨みに思はぬ心になり、上より安くしてやりたいと云ふ仕向けに、下あぶない目をもいとはぬ心になり、上より育てやりたいと云ふ仕向けになれば、下は死しても上の爲になりたいと云ふ心になる事なり、たとへば一手の大將、我一人は打死しても、士卒を打たせまじと云ふ心なれば、士卒は皆死しても、大將を打たせぬ氣になり、大將は人先に遁げて、士卒にふせぎ矢を射よとの心なれば、士卒も我先にと落ち行く事、人情の歷然なり、易に悅以先民、民忘其勞、說以犯難、民忘其死と云ふ事あり、民の心のうれしきやうな仕置をすれば、民は死してなりとも、恩を報じたく思ふものなり、是を能く之を佚樂すれば、民是が爲めに貧賤し、能くこれを存安すれば、民是が爲めに危墜し、能く是を生育すれば、民是の爲めに滅絕すとは云ふなり、

それ故に上の掟に從はぬものは、刑罪の法を以て、殺戮するとばかりにては、刑罪はいかにも恐ろしきいやなるものなれども、强ちに怖ぢ恐れぬ心になるなり、人情は恐ろしきよりは、有りがたきが强く、いやなよりはうれしきが强きものにて、たか〴〵死するまでと捨むちを打つやうに人情がなりては、刑戮では防ぎ止められぬ者なり、是の故に刑罰以て其意を恐れしむるに足らず、殺戮は以て其心を服するに足らずとはいふなり、

恐ろしき事も、ふだんに慣るれば、あまり恐ろしからずなる事は、自然なり、たとへば太刀刀は、忽に人を

る掟のなき故なり、是を政の興る所は、民心に從ふにあり、政のすたるは、民心に逆ふに在りとは云ふなり、

政を司る人を執柄と云ふ、柄はゑと訓す、太刀刀のつかの事なり、たとへば太刀刀の柄を握りたる人は、打つも切るも突くも、心の儘なり、此柄を握りて、打てよきは打ち、切てよきは切り、突いてよきは突き、政を取る人は、萬事の柄をにぎりて、萬民を取捌く、故に執柄とは云ふなり、此柄に六柄と云ふ事あり、六柄とは生殺貧富貴賤の六柄なり、上に柄をにぎりたる故に、人を活すも、殺すも、富ましむるも、貴くするも、貧しくするも、賤しくするも、上の心の儘なり、然れども心の儘なればとて、上の心の儘にする時は、人情に戻り逆ひて、政も立たず、國も亂れ破れて、果は我が握りたる柄を人に奪ひ握られて、滅亡する事なり、されば柄を握る君大夫は、仁と云ふ德を目當てにして行ふ事なり、仁とは人を不便に思ふが本にて、人に喜ばしくなつかしむ思ひつくやうにする事なり、上に立て尊き身分なれども、我身勝手をやめ、人を立てやりたく思ふ事なり、此心を忠恕と云ひて、仁の行はるゝ本なり、忠はまめと訓し、恕ははかると訓す、人の上を我身の上につみて、まめやかに思ひやりを強くする事なり、此道を行へば、則ち仁德なり、上より下へ向ふ、むかひ方はさま〴〵なれども、押しならして、人を不便に思ひ、我身をつめても、人を安堵させたく思ふは、仁の行ひかたなり、然れば民は萬人が萬人、心憂き事と身に骨折る事はいやがるものゆゑに、上のかけにて、何卒下をうきめにもあはせまじ骨折をもさせまじと云ふが、上の目當てなり、貧しく賤しきは、萬人が萬人きらひなるものなり、故に何卒富ませたく、貴くして暮させたく思ふが目當なり、あぶなき事は萬人が萬人いやがるもの故に、何卒やすくしてやりたいと云ふが目當なり、死たゆるは萬人が萬人嫌ふ事故に、何卒活て育つやうにと云ふが目當なり、但し民を樂にせんとて、上に取りつかはずに置く事に非ず、とりつかへども何とぞつかはずしていざない度と云ふ眞實を忘れぬ事なり、富貴にせんとて人々に爵祿を與ふる事に非ず、下は下だけに貴賤あるものなり、たとへば主從くらす者は、主貴く、從者いやし、貧になれば、昨日の主が今日の從者になる

て、敎へ導くを本とする事なり、これ國を治むる大切の大綱ひかへづななり、此の四維だにたゆまねば、かたむきくつがへる恐れなし、何故ぞと云へば、人々分際を守り、定の外に出ぬものと云ふ事を知れば、賤が貴をうらやみ、下なるが上なるを押しのけて、進み登ると思ふ心なし、下より上を凌ぎおかすの所行なきは、上に立つ人の安心なる事なり、是の故に不踰節は、上位安しと云ふなり、

巧詐とはたくみいつはりなり、何程己が善行才能あればとて、身を身でうりに出れば、不義なる事をしれば、利口を飾りいつはりを行ふ、人をだましすかして、身を利せんとするやうなる不實なる風はなし、是を自ら進まざれば、民巧詐なりとは云ふなり、

我あしき事をわれと隱しつゝむまじきと云ふけなげなる心あれば、自然と行作をつゝしみてけがれたる事をする人なく、人々夫々にかどが見えてしやんと正しくなる事なり、是を惡を蔽はざれば、行自ら全しとは云ふなり、

よこしまなる事に從ふは、恥を忘れ、利を貪る故なり、人こそ知らね、我が心にはづかしと思へば、人のまがりたるに從ふ事なし、まして我まがりたる事を仕出すべきやうなし、是を枉れるに從はざれば、邪事いたらずとは云ふなり、

是までは、四維を專ら說きたり、右四維は、何れも上の敎に有る事にて、國を治むる人は、此四維を先づ丈夫に敎へ尊ぶべき事なり、四維と雖も、禮を夫とす、禮の夫あれば、義の妻來る、然れば先づ此禮制を嚴に立つる事、最初第一の敎と知るべし、父母より子を生じ、子より孫曾孫等を生ずる如く、此の四つの敎を立つる事は、人の百行をうみ出す本なれば、政をする根元なり、

政と云ふは、君大夫士上に立ちて、下萬民を取りさばく掟なり、下を取捌く掟と云ふは、先づ人情に從ひ、無理なる事の無きやうに、何國までも道理を立て取り扱ふなり、人は貴賤賢愚の差別なく、うれしき事には喜び從ひ、いやなる事には背きもとる、是ばかりは萬人一情にて、如何なる賢智の君上に立ち玉へばとても、此人情をやぶりて、上の威を以て、下を無理に押し付け置くと云ふ法はなき事なり、昔堯舜の政には、一天四海の服從したると云ふも、人情に逆らひた

しき道なり、是れ聖人の立て置き玉へる所なり、人の善惡能不能を察して、善きを賞し、惡きを罰し、能を用ひ、不能を敎へて、今日の用に立て玉ふは、上に立つ人の宜しき行なり、善を修め、惡をすて、能をみがき、不能をつとめて、上の見出を待て、あげ用ひらるゝたねを拵へて待ち居るは、下に立つ人のすぢ宜しき行なり、然るに我と我身を衒うりて、人のすゝめをも待たず、身で身なかだちし上へ登らんとするは、下に立つ者の宜しからずすぢなき行なり、是を不義と云ふ、下宜しからざれば、上も宜しきを失ひて、上下共に筋道を取りちかへる事なり、いかばかり善くとも、善いと有る見出しを待つを義と云ふものなり、たとへば女のいかにみめうつくしくとも、我こそみめよければ、妻に持つてくれよと媒なしに出づるは、不義にて、よろしからず、故にこの義の道を辨へ知れば、我と我を賣りつくるやうなる筋なき行をする人なし、是を義は自ら進まずとは云ふなり、廉は隅なりと註して、かどと訓ず、人の行作がきつかりとかどの立てけなげなる事なり、己に惡き事のあるをつゝしみかくして、よきふりをして居るは、さもしき事にて、かどひしのなき行なり、人は知らねども己が心に知りて居れば、蔽ひ隱すまじきと、己よりしやんとかどを立てゝかゝるは、けなげなる心なり、人の貪欲と云ふは、心にけなげなくて、貪り欲するは、人より多くほしく身にそふまじき財寶をも取りたむる事故に、貪欲なるを不廉とも云ふなり、其のきたなき心なくて、けなげに無欲なるを、清廉廉潔なりとも云ふなり、勿論我惡事をさへ、我手前よりつゝみ隱さぬ心あらば、人の邪惡を、依怙贔屓に免しおくべき事ならず、故に正道なる役人を、廉吏とも云ひ、正道に吟味するを廉察すとも云ふなり、是を廉は自ら蔽はずとは云ふなり、恥は辱なりと註し、はぢと訓す、心はづかしく思ふ事なり、人こそ知らね、心にはづかしと思ふ人なれば、邪しまなる事に從ひ、へつらひすまじき行作をし、思ふまじきみれんを思はぬものなり、是を恥は枉ぐるに從ふとは云ふなり、

右の四維は、上に立ちて下を敎ふる肝要なり、國は人を以て立ち、人は心を以て立つ事なれば、先づ一國の人心を、正しく取り直さずしてはゆかぬ事なり、人心を正しくするには、是の禮義廉恥の風を明らかにし

其身の分限なり、然ればうかとし玉うて、我は一番尊き身分なれば、いかやうにしても善きぞと思ひ誤り玉ひて、氣儘我儘をし玉ふ時は、下より見習ひ、聞き習ひ、手本にすべき行作もなくなる事故に、一番貴き身なれども、心を取締り玉ひ、うはもりたかぶる心なく、一人の身は兎も角も、萬民を立てやるべき事と思ひ玉ひて、立つも居るも、敬を忘れ玉はず、視聽言動衣服器用までも、大事に心得玉ひて、視まじき事を視ず、聽くまじき事を聽かず、言ふまじき事を云はず、爲まじき事を爲さず、着まじき衣服を着ず、取扱ふまじき器物は取扱はず、下へ向ひそれ〲の格式にたがはぬ樣に、上に立つ者を敬ひ、下に立つものを勞り、無理なる事のなく、兎に角に高きも低きも、それ〲に立て下さるゝと云ふが、君の作法なり、臣の作法と云ふは、大身小身、それ〲に君よりうけたる格式分限を守り、上の命をうけて、下へ施し、下の事を取次いで上へ達し、私の事を次にして、公の勉をかゝず、をごらず、高ぶらず、人を押退けて、身一分ばかり立てんと思ふ心なく、爭ひ張り合ふ心を止めて、おとなしく役目を勤るは、臣の作法なり、

親兄の作法と云ふは、親兄は子や弟を下に立つ者とてむごくせず、ふびんをかけ善きを敎へ、惡しきをいましめ、子供弟供の立つやうに取り計らふは、親兄の作法なり、夫婦の作法と云ふは、夫は正しく妻は柔和に、朋友の作法は、人へ噓僞りなく、氣儘きずい成人見すなる事のなきやうに、尊貴の作法は、尊貴だけに屹として、下を迷惑させぬやうに、卑賤の作法は、目上の人へ對しぶしつけのなきやうに、老者の作法は、おとなしき敎へ惠み、幼者の作法は、いんぎんにうけつかへ、身分々々の分限をさし越ぬやうに勉むるが、人間界の作法なり、此作法をふみ行うて、定の外に出ぬやうにすれば、人と人との交り睦しく、申分なき事なり、此道さへ守れば、君臣父子夫婦兄弟朋友上下尊卑長幼の分限、きつと明白に分れて、爭ひ怒り恨むと云ふ殃を生せず、是を禮は節を踰えずとは云ふなり、義は宜なりと註して、よろしと訓ず、又義法と云ひて、人々の向ふ方角のはきと分れ、すぢ〲の分る道なり、右の禮を守る内より生じて、上下にわたり、筋道よろしき行なり、是又君臣父子夫婦兄弟朋友につきたる行にて、時に臨み事に從ひて、いつれにもよろ

らしめざれば、國政は立たぬ事なり、故に國に形を先づとゝのへてかゝる事第一とす、たとへば人も四支百骸具足したる上にて、十人並の働きはなる事なり、五體具足せざる人には、一人前の働きをさすべきやうなし、國に制度を定めたる上にて、美政も行はるゝ事なり、根本のなりふりを取り亂し、出來なり次第に治めて、富國安民の道は成就すると云ふ事は、聖人上に在すと雖も、決してならぬ事なり、

人君は民を以て國を守り、人民は心を以て身を守るものなり、されば、先づ國を治め玉ふ君は、臣民の心根をとりかため玉ふが最初なり、人の心を固むるに四維と云ひて、四つのひかへ綱あり、此のひかへ綱さへたるみなければ、國を治むるに難義なし、此四つのひかへ綱切れ絶れば、人心を取りつなぎ留められず、亂れたらば、幾萬の民臣あれども、人なき國も同じ事なり、但四つの綱一筋きるればかたぎ、二筋きるればあぶなく、三筋切ればそつかへり、四筋共に切れば滅却す、かたぎたる分は、押直すてだても有るべし、あぶなくなりたるは、持ちこたゆるてだても有るべし、くつがへりたるは、起しかへすてだても有るべし、滅却と云ふに至りては、又取立てべきたねも絶えはつる事なり、是を國に四維あり、一維たゆれば傾く、二維絶ゆれば危く、三維絶ゆればくつがへり、四維絶ゆれば亡ぶ、傾くは正すべし、危きは安すべし、覆は起すべし、滅するはまた錯べからずと云、錯は取立つる心なり、

人心をつなぎ止るは、禮義廉恥の四の綱なり、禮は履なりと註し、履はふむと訓ず、又いやと訓ず、いやはうやなり、うやはうやまふなり、先づ己はへり下り、人を敬ふをたてにしてふみ行ふ所の道なり、上古の聖王天地の形を見、人情をくみはかりて、凡人々の分際に隨て、作法を立て、上下尊卑の次第老幼男女の差別の亂れぬやうに定め置き玉ひし作法なり、君には君の作法、臣には臣の作法、父兄には父兄の作法、子弟には子弟の作法、夫婦には夫婦の作法、朋友には朋友の作法、尊貴には尊貴の作法、卑賤には卑賤の作法、老者には老者の作法、幼者には幼者の作法あり、其大略をいはゞ君の作法と云ふは、君は一國の上に位し、百官萬民を下といふ、下の手本と成り玉ふが、

敎へ示して、貴神はきつと貴び祭り、賤しき事をはぶき祭りて見すれば、夫よりして人の上にも尊卑の品ありて、賤は貴に事へ、小は大に從ふ事を悟り知る事なり、神とさへ云へば、人民の功の有る神も、功の無き神も、一つにうやまひ見する時は、上下尊卑の分ちも、はつきりとわからぬ事になるなり、是を鬼神を明にせざれば、陋民悟らぬとは云ふなり、

山は雲雨を出し、川は潤澤を施し、民の爲には大功ある物なれば、其神靈をつゝしみ祭る事は、めぐみをうくるところは、恐れ尊ぶはずと云ふ道を知らする事なり、領分の山川を等閑にして、時々の禮を怠る時は、君の威もうすくなり、令も行はれぬやうになる事なり、山川を祀は、をしかへしの禮祀りなりと云につけては、君臣上下數多の役人貴賤それ〴〵にものいみして、禮式の衣を着し、禮式の道具さゝげ物を持はこびて、嚴重なるつゝしみを見する故に、領分はしはしの民まで、其嚴重なる儀式を見聞て、君の威の盛なるを知り、仰出されと云へば、震ひうごいて、うけ隨ふ事なり、是を山川を祗まされば威令不聞と云ふなり、

先祖の靈屋を尊敬ありて、過さり玉ふ祖父親を現に在すが如く、崇めをそれて見せ玉ふは、凡そ下に立つものは、目上を畏れ敬ふ筈と云ふ敎の出づる所なり、然るに此道をろそかにして、靈屋をあがめ玉ふの禮等閑になれば、下々も自ら目上を恐れ敬ふ心もうすくなりて、其果は下知法度を犯し反き、下から上へはりあひたてかうやうになる事なり、扨又上にて先祖の法式をもつゝしみ守り玉はず、古きよしみをすて玉ひて古德の老人をも崇めて見せ玉ふ事なければ、下に親をいとをしみ兄をうやまふ孝悌の心も、自然と薄くなり、彼四維のひかへ繩もゆるみて、禮義廉耻の心も立ず、人の心々のみになれば、國をたもち可守相手もなくなりて、滅却するより外はなし、是を宗廟を敬せざれば、民則ち上に挍し、祖舊をつゝしまざれば、孝悌備らず、四維張らざれば、國即ち滅亡すと云ふなり、

是迄を國頌と云ふ、頌は容也と註す、容はかたちなりと訓ず、なりふりの事なり、物にはなりふりと云ふものは、いやと云はれぬものにて、治りたる國には、亂れたるかたちあり、此なりふりを取

宗廟を敬し、祖舊を恭するにありとは云ふなり、
天は四時を以て、春暖秋冷の節をかはす、萬物の生々の氣を下し玉ふと雖も、人と云ふ者が、其時々に隨ひて、植蒔の業をたがへず、つちかふ事の勉を怠る時は、生ずる物も生せず、生じても實り不宜、されば生氣を下すは、天の力を受けて育てあぐるは、人の力なり、人の力なれば、萬の財用生ずると雖も、用をなさず、地と云ふものは、山川高下に從ひ、物を生せぬと云ふ理は無けれども、是又人力ならぬはなし、水田には稻を植ゑ、山田には麥を蒔、それ〴〵の地の宜き所を見計ひつちかひ肥す世話をせねば、五穀の美種と雖も、蕃殖する事なし、百里千里の國土を有つといへども、民少く力行屆かず、荒地荒田のみ多ければ、民も食ふ可き物なく、木の根草葉を食物にするやうになれば、菅すといひて、草葉の色の如く、人の色も青ざめ、氣勢もうすく、百人も十人にはかけ合はぬやうに成る事なり、是を天の時を務めざれば、財生ぜず、地利を務めざれば、倉廩みたず、野蕪曠なれば、民則菅すといふなり。

國を治むると云ふは、先づ制度を立つると云ひて、上より定めてわたしたるつもり法度を、いさゝかも背く事ならぬやうにするが始めなり、さなければ下民の心とり守る所なく、各々が思ひ付次第に妄と云ひて、むさとしたる事をするやうになりて、萬人は萬人の物好しだいになる事なり、刑法をきびしく立て、正直を賞し、不律義なるを罰し、上はべを飾る凡てを禁じ止めざる時は、民の心淫すと云ひて、次第にしてしまりなく、だらけ風となる事なり、右妄淫二つの源を尋ぬれば、上よりつもり定めを立ず、時勢なりに人に物好次第をさせて置くより起りて、其果は姦佞狡猾の民漸々ふえて、樣々の惡事をもする事故に、いやともにしげ〴〵刑戮をもせねばならぬ樣に成る事なり、是を上量なければ、則ち妄す、文巧禁ぜざれば、民則ち淫す、兩原を璋かざれば、則ち民に刑しげしとは云ふなり、璋の字を本註には明の字に改めて、あきらかにすると見えたれども、璋は障と通じて、ふさぐ心に見るべきか、障は水をふせぐ堤の事にて、わきへもれぬやうに防ぐ事なり、
鬼神を畏れ敬ふは、人情の昔より習ひ來たる事なり、それに隨て鬼神の上にも、大小尊卑の差別ある事を

ゝ子なしと云いやしきたとへの如く、國富み財ゆたかなれば、上に立つ人々の上に、恩義愛敬の道も行はれ、上を見習ふ下にて、賤しき下々までも、恩義を忘れ、愛敬を失ふ事は、何より氣の毒なる事に思ふ風俗にうつり、六親と云ひて、父母兄弟妻子の六を相したしむは、世中の立行元なり、禮義廉耻の四つのひかへ綱たるまず、人々此四つを守る時は、上を畏れ敬ふは、勿論の事にて、下知法度を犯し背く惡風儀は、自然と改まる事なり、是を上度を服すれば、六親固く、四維張れば、君令行はると云ふなり、四維の義は下に委し、

國を治る人の目當は、下に姦民の少なくなりて罪人の稀なるを第一の願とする事なり、然れども人々律義正直の風俗すたりて、わるかしこくかたましく成ると云ふ本は、人人つやかざりを事とし、小利口小才覺にならぬやうにと云ふ掟の無き故なり、此風にならぬやうには、先づ四維の禮義廉耻のひかへ繩をたるまぬやうにする事なり、是故に刑を省くの要は、文巧を禁ずるにあり、國を守るの度は、四維をとゝのふるにありとは云ふなり、

政の立本は、萬民上に順從すると云ふが目當なり、下が上に承順せずと云ふは逆にて、政の立つ事は無き事なり、故に先づ下を上に逆らはせず、受け從はするやうに法式を立つる事なり、夫は上下尊卑の分限まぎらはしからず、はつきりと分るやうに法式を立つる事なり、下が上に從はず、賤しきが貴きを敬せざる時は、如何ばかり善き政も行はれざる事故に、兎に角に下は上を敬ひ順ふやうにと云ふ所をたてにして、取りしむる事なり、其仕方はいかにと云へば、下へ向て上を畏れ敬へとばかり觸敎へたりとて、其通りには從はぬものなり、下の上を輕しめぬやうにとならば、先づ上にて上を敬ひ畏れて見せ玉ふ事なり、尊き君の上にて、上とし玉ふは、天地山川祖父親の神靈先祖より立て置き玉ふ古き掟は、皆々君の尊び從ひ玉ふべき故に、天神地祇をはつきりと畏れ敬ひて見せ、山川の神事を如才なくつとめ給ひ、宗廟の儀式を嚴重にして見せ玉ふ時は、人々上に立つものには敬ひ從ふ筈と云ふ事をわきまへ知る風俗になりて、上へは是非にさからはぬものと、萬民の心を一定する事なり、是を順民の經は、鬼神を明かにし、山川を祗み、

て、今日のうへ六かしければ、敎へ導く手段も不立、いつとなく辛くつらくのみ仕むけねばならぬやうになりて、みす〱、善からぬ仕方とは知りつゝも、上の威勢を以て一向に押し付けてしまうならはしになれば、いつの程にか禮義正しき敎も失せ果てゝ、上は下をしゐたけ、下は上を欺きて、相互に只其日々々を過すまでの心になり下る事なり、然る時は親兄弟睦しく、夫婦中よく、一類の難義を救ひ助くる始なりと知り、親兄弟睦しからず、夫婦中惡しく、一類の難義をも見ぬふりするは恥かしき事とは知りつゝも、飢寒の身に切なるにさへられて、覺えず貪欲非道の業をも爲し、相互に恨み怒りて、其果は二つなき身命をも、刑戮の爲に殞し失ふ事に成り果つるなり、上の倉元ゆたかなれば、下へ向ふ心ものどかにて、自然と敎へ導く手段も調ひ、善を賞し、惡を罰する法も行屆く事故に、上の正しき掟をつゝしみ守りて、下も律義なる心に返り、己々が分際をつゝしみ、不義不法の所行を恥ぢて、けなげなる振舞をみじめなる事に思ふやうになれば、人々身持かたきにて、風俗も美しく、上の世話のやけぬ事にはうつる事なり、故に孔子衞の國に入り玉ふ時、人民の多きを見玉ひて、庶あるかなとほめ玉ひければ、冉求が此上はいかなる世話かはしめ候やと問ひし時、此上は民の富むやうにすべき事と答へ玉ふ、扨て富みての後は如何致すべきやと問ひしに、富みたらば其上は敎へ導くべき事と答へ玉ひけり、是貧苦に迫る民は敎を受くる暇なく、富める民は敎に向ふ事すみやかなる所をの玉ひしなり、是を倉廩みつれば、禮節を知り、衣食足れば、榮辱を知るとは云ふなり、

人間界の法式と云ふは、上天子の貴きより、下匹夫匹婦の賤しきまで、人はすべて親は子を悲しみ、子は親をいとをしみ、兄は弟をめぐみ、弟は兄を敬ひ、夫は妻を親しみ妻は夫を大切にする事、定りたる法式なり、されば上に立玉ふ方は、先此道を敎へ示して、法式の崩れぬやうにし玉ふ事なり、故に孝悌を賞し、和睦を賞し玉ふ掟は、大切の事なれども、國貧に、財用乏しければ、此褒賞の道も行屆かず、褒賞の恩うすければ、法式も等閑に成て、親兄へ不孝不悌の人も出來、夫婦不埒なる者も多くなりて、恩義愛敬の道もすたれ、水くさき人情に成りはつる事なり、ある手にま

とならば、先領内の臣民を蕃昌いたさするが根源なれば、此世話を始めとし玉へき事なり、臣民の蕃昌と云は、尊卑貴賤老幼賢愚となく、人の身に急用なるものは、衣と食との二つなり、故に先第一番に衣食の二つに事欠ぬやうにして、飢し寒しせぬを目當とする事なり、衣食の二つは、農桑を植て蠶をかふをかせぎの本とす、農は百姓耕作をはげみて、五穀を作り出し、桑を樹る蠶をかうて、絹紬を織り出す事なり、尤其土地の宜しきに隨て、五穀と云ふとも稻に宜しき田がちなる所もあり、麥に宜しき畠がちなる所もあり、桑のそだゝぬ地にては、蠶もかはれぬものなれども、苧麻綿葛の類何によらず、衣類になるべき品を一向に生せぬと云ふ地はなし、其土地の宜き植物を考へはかりて、春暖夏暑秋冷冬寒の四時の氣節にしたがひ、春はうゑ夏は耘り秋は刈り冬はとり藏て、上の倉入より下々の畜へまで匱からず、衣と食との二つに苦勞のなきやうにと云ふが、國を治むる仕事の根源なり、是を凡地を有ち民を牧ふものは、務四時にあり、守倉廩にありとは云ふなり、[illegible]如何ばかりいぶせき山の奥海のはてにても、生れ故鄕のはなれがたきは、人情の常なり、まして衣食ゆたかに財用も足る國を棄て逃げ走る民は稀なり、旅他國の人と雖も聞き傳へにも寄り集りて、人民愈ゝ蕃昌すれば、上の世話に及ばず己々にかせぎつれて、五斗目一石目の田地も荒し置かぬ樣に作りひろげ、爰の外には住むべき世界も無きやうに思ふ事なり、是を國財多ければ、遠き者來り、地辟け盡せば、民留り處るとは云ふなり、

凡そ人に養はるゝ者は、犬子猫子の無智なるまで敎へられぬと云ふことなし、まして人は萬物の長にて、千人は千人、萬人は萬人、善を好み惡をにくむは、人の天性なる故に、好む所の善を導き、惡む所の惡を防ぎて、敎へ育つるが上の道なり、是に依て上は君より、下は執政諸有司まで、人を治むる職分は、十が十を敎へ導くを以て主意とする事、古より官を立つるの本意なり、されば人の上に立つほどの人は、何とぞ下に善き心を持たせ、善きわざをさせたく思ふ事、定りたる事なり、但下々に善き心を持たせ、善き業をさせたく思ふときは、先づ上より善き心を以て、善政をしむけて、敎へ導く筈なれども、これ又倉廩の財用乏

の義を知るものなり、（牧民第一）

誅條悉く至る、更に引くに繩墨を以てす、故に民服す、（法法第十六）

齊の魯に對する策は、極めて詭なり、（大匡第十八）

罰は加重を輕率にせず、（同上）

愛利信武の四字は、是れ衆を服せしむる所以なり、（小匡第二十）

婦人は君の意を食ひ、大臣は君の勢を侵す、是れ危亡の道なり、（君臣上第三十）

末結の八字は、臣の箴と爲すべし、（正第四十三）

水官の事を述べ悉くす、（度地第五十七）

民と好惡を同くす、故に民樂み、令行はる、（形勢解第六十四）

和の福は、令の行はるゝのみに非ず、（同上）

交道を戒むべし、（同上）

人地の權は天權に由る、（山權數第七十五）

細井德民の評

此書は、齊の管仲名は夷吾と云ふ人、桓公と云ふ君の執政なり、國を始むる道を書つゝりたる書と云傳て、元來八十六篇ありしが、內十篇は失て、現に存するもの七十六篇、みな經濟の道を徵細に論じたれば、人君の讀み玉ふべき書なり、但し古書なればうたがはしき所も有て、全書管仲が言には非ずと云傳へなれども、牧民等の篇は、誠に其本意と見えて、神妙に說つくしたれば、人君心を止めて讀玉はゞ、治國の政において、功を得玉ふべき事なり、

牧はやしなふと訓じて、牛飼の牛を飼育つるを云、それよりして人君は民を養ひ育つる主なる故に、一州一國の主を牧と云ふ、書の舜典に群牧と云は、今の諸大名の事なり、此篇は凡人君國を有て、民を治玉ふ道をときたるなり、

凡人君、萬民の主と成玉ふ身分の本意と云は、其領し玉ふ土地より生ずる所のあらゆる財用をとりまとめて、それを以て天子方伯への勤をかゝず、親族故舊隣國同席の親みをむすび、領內の臣民を敎へみちびき養ひ育て、人々今日をゆたかにくらし、活へき程の命を活て、無難に一生を終るやうに世話をやき玉ふか、君となり玉ひし本意なり、右の本意を達し玉はん

天、地、人の一ならざる處を列擧す、(宙合第十一)
主は孤にして、臣は黨す、何ぞ能く國を成さん、(法法第十六)
大度の四事は、數理有るに由る、(兵法第十七)
道は威を借るのみ、威は道に非ず、(同上)
難事を讓り、閒安を廣くするは、忠に非ず、(大匡第十八)
兵に競はざるは、是れ至善なり、(同上)
止りて生じ、生じて止る、心は道に融なり、(內業第四十九)
備豫は、制水の要訣なり、(度地第五十七)
怠を去るべし、驕を去るべし、(弟子職第五十九)
大小は天に由る、然れども人の善く天を承るに在り、(形勢解第六十四)
治、亂、强、弱を知らざれば、國を擧げて敵に致す、(立政九敗解第六十五)

姚樞の評

政務は奉ずる所有り、將軍は制する所有り、圖中を觀れば、圖外は自から見る、(幼官第八)
天下を動すに至る、以て權の重きを見る、(五輔第十)
寶器を重んずるは、重に居り、輕を御する所以なり、(樞言第十二)
要は誠信に在り、(樞言第十二)
愈說きて、愈暢ぶ、(法禁第十四)
民は和合して、道德至る、(兵法第十七)
管子の薦擧は、其人を得たり、(小匡第二十)
道に食ひ、力に食ふ、各歸する所有り、(君臣下第三十一)
時に應じ政を施すは、大小の政要なり、(侈靡第三十五)
先づ不傾に處るは、千古の金言なり、(度地第五十七)
人をして忘れざらしむる處は、最も精微なり、(形勢解第六十四)
賞罰の毀譽に憑るは、古の人を官にする意に非ず、(明法解第六十七)
人は皆利の爲めに死す、(輕重甲第八十)

劉勰の評

刑を措き德に任すは、是れ與ふるを以て取ると爲す

權勢は、法を運らす所以なり、(七臣七主第五十二)
靜逸の二字は、民治の根源を見る、(形勢解第六十四)
力を量りて使へば、人を用ゆるに足る、(同上)
衆心は城を成す、信に然り、(輕重乙第八十一)

曾彥の評

虞師、司空等の語は、周官、周禮より來る、是れ職掌官制を列するのみに非ず、(立政第四)
時以て事を處す、如何んぞ、之れを忘れん、(乘馬第五)
國、民、朝の三經を說く、典奧精核なり、是れを廟堂の鴻議とす、(重令第十五)
蔽、壅、牽、瑕の四事は、法令の源を洞析す、(法法第十六)
賢を育ひ、讒を去る、是れ大旨なり、(四稱第三十三)
精氣完通すれば、天地一體なり、(內業第四十九)
軌數詳悉なり、(山國軌第七十四)

何俊良の評

意は、樸にして駿なり、(牧民第一)
役を致し、靜を開く、義甚だ玄奧なり、(幼官第八)
小を飾り、大を言ひ、交を遠くし、爵を假る等の事は、尤も剴切なり、(法禁第十四)
慮を設くる遠く至る、(大匡第十八)
萬人は市に和して、各自の生ずる所を營む、(問第二十四)
計必らず先づ定る、是れ兵を談ずる祖なり、(地圖第二十七)
言の貴ぶべく、力の愛すべきを說く、(君臣上第三十)
聲色臭味は、倶に時と相通ず、(侈靡第三十五)
善く立つ者は、小を去り大を務む、(形勢解第六十四)
好む所を以て國を損つ、憐むべく、畏るべし、(立政九敗解第六十五)

程敏政の評

是れ、政を立て民を御むる要道なり、(權修第三)
事有れば用ふ、事無ければ歸す、蓋し善く業を民に託するなり、(乘馬第五)
道を蓄へ、德を養ふ、是れ和合の原なり、(幼官第八)
富、治、親の三者は、仁義を本とす、(五輔第十)

黃震の評

其の行は、人に因るのみ、我を以て私する無し、是れを大道とす、（牧民第一）
道は一なり、之れを用る者異なり、蓋し各自其の見る所に局むなり、（形勢第二）
勝の説は、切に苟安爭侈の習に中る、（立政第四）
義禮相聯絡す、（五輔第十）
權重くして利に循へば、遂に黨私を生ず、（法禁第十四）
術にして德といふ、其意精微なり、（霸言第二十三）
農を重んじて、士を重んず、（侈靡第三十五）
土能く水を害し、水能く人を害す、故に之を詳言す、（度地第五十七）
民は君を愛し、君を畏る、故に其用を樂まざる無し、（形勢解第六十四）

周元會の評

私、欺、傷、失の四事は、其の害たる甚だ巨なり、（宙合第十一）
國と天下とは、身に本く、（中匡第十九）
三邪は不可なり、然れども管子は、之を急に非ずと稱す、是れ正に善く君を導く處なり、（小匡第二十）
王霸、各其の藉る所有り、（霸言第二十三）
只一法のみ、君は生じ、臣は守り、民は從ふ、之を易ふべからず、（任法第四十五）
專ら用ゆるは、最も事を壞る、（形勢解第六十四）

沈維垣の評

才技は、反て苛虐となる、殊に戒むべし、（宙合第十一）
君は臣に威法を分てば、臣は私偸して、亂を作すに至る、（法禁第十四）
下に擬し、上に因る、是れ害を釀す、淺からず、（法法第十六）
禮を厚くして、善く小國に下る、其德は王者に近し、（大匡第十八）
財、權、刑、賞の四者は、總て一人の行を明にす、（霸言第二十三）
氣能く結聚すれば、變化は窮らず、（內業第四十九）

上第三十）
脅かされ、幽めらる、君の弱昧は極る、（君臣下第三十一）
刑法道德は、畢竟其人の身に本く、（正第四十三）
末段の五謀は、只其譎詐を見る、（禁藏第五十三）
州都の法は、甚だ詳核なり、（度地第五十七）
公を捨て、私を用れば、賞罰も憑る所無し、（明法解第六十七）
君は法を守る、是れ第一義なり、（同上）
利は、輕を持して重を制するに在り、（揆度第七十八）
夏に於て、傷夷を禁ずるは、物を養ふなり、（輕重己第八十五）

柯潛の評

弊處を列叙す、針の病に對する如し、（權修第三）
德大にして仁なるは、純臣なり、故に政を授くべし、（立政第四）
愼と不愼とを以て、尊卑輕重を分つ、（樞言第十二）
一侈は、許多の弊端を生ず、（八觀第十三）
功多くして賞薄ければ、民は各其力を私にす、（八觀第十三）
令を失へば、君は獨にして害聚る、（法法第十六）
小兵を以て、多兵を御するは、計に非ず、（大匡第十八）
國勢の轉移は、畏るべし、（霸言第二十三）
圓を運らし、方を執れば、始めて能く和信にして、禮を成す、（君臣下第三十一）
唯詐は久しき能はず、故に拙誠を貴ぶ、（小稱第三十二）
唯神は能く化す、故に說くべからず、（侈靡第三十五）
飛搖の語は、其の危殆なるを見る、（形勢解第六十四）
荒嬉の徒は、悚然として懼るべし、（立政九敗解第六十五）
利に順ふは、民をして意に嚮ひ、任に勝へしむる所以なり、語は膏肓に中る、（版法解第六十六）
是非と事情とは、量度するに非れば、析ならず、（明法解第六十七）
權宜は一に地勢に由る、（山至數第七十六）
金玉等の物は、先王に非れば、制する能はず、（地數第七十七）

て、米の外國に去るを防ぐ、（輕重丁第八十三）

孔頴達の評

五法精覈（カク）なり、六親の意これに寓す、（牧民第一）

私は天に逆ふ、拙は巧に若かず、（形勢第二）

言に辨あり、行に難あるは、皆法規に背くものなり、（法法第十六）

民は勞飢死の三者に困む、而るに君は之を察せず、忠言も何の裨（タスケ）かあらん、（戒第二十六）

無道の君を論ずるは、其の憂色を窺ふに足る、（四稱第三十三）

恩威の序あるは、功名を立て、士民に親しむ道なり、（侈靡三十五）

公私の分るゝ所は、民の恩怨の分るゝ所なり、（禁藏第五十三）

崩れず、涸れず、是れ山澤の變ぜざる處なり、之を人物に推すも、皆然り、（形勢解第六十四）

民の乏しき所を與ふ、是れ民の利にして、國の利なり、（國蓄第七十三）

農を勸め、幣（ゼニ）を行へば、自然に富足る、（山至數第七十六）

金が、米と錢との中間に在りて、價を高下すれば、財用は便利なり、（揆度第七十八）

積財を散ずるも、深情あり、（輕重甲第八十）

術は巧にして曲なり、（輕重丁第八十三）

民を容れ、衆を蓄ふ、（輕重己第八十五）

岳正の評

無方に應ずる妙は、無妄に在り、（宙合第十一）

會盟の壇上に、劫迫を行ふ、事は殊異なり、（大匡第十八）

末段の文意は、管子の和衷相濟ふを見る、（小匡第二十）

謀刑權の三者は、國勢に關する極めて重し（霸言第二十三）

人每に地の職を盡せば、市は其土を離れず、（問第二十四）

老弱は罪有るも、三宥して後に、刑を行ふ、其の全くする所は、實に多し、（戒第二十六）

法令の一定せざるは、疑惑の叢生する所なり、（君臣

る、（霸言第二十三）

天子を三匡し、諸侯を九合す、是れ敎と選とより得來るなり、（戒第二十六）

臣下が君の德を侵せば、禮義明ならず、故に君危し、（君臣下第三十一）

君に憂あれば臣之を服す、千古の誼なり、（四稱第三十三）

其欲する所を足し、其願ふ所を贍はす、是れ民の重んずる所を行ふなり、（侈靡第三十五）

强にして忠を行ひ、弱にして敬を行へば、强弱兩ながら恃むに足る、（同上）

智謀して、成すに威を以てす、是れ敬仲の本色なり、（同上）

世人は、名利に於て耽る、遂に是の醒眼に反す、（白心第三十八）

政は寬にすべきを急にす、故に疫癘あり、是れ逆氣の不祥なり、（五行第四十一）

皆法に囊めて、其主に事ふ、始めて不祥無し、（任法第四十五）

法を陳するは、民の畏るゝ所に就きて、精神を着くべし、（正世第四十七）

無爲にして易へず、神智生ず、（內業第四十九）

兵車の會三にして、乘車の會六なり、是れを霸業とす、（封禪第五十）

聽言の術は、距ぐ勿れ、許す勿れ、審察を要す、（九守第五十五）

節は更むべからず、王政の造化に配する所以なり、（形勢解第六十四）

人を使ふは、器を重んずる所以なり、（同上）

常に言を以する一段は、其人の實行無きを叙す、切に世弊に中る、（同上）

法令を廢すれば、君威廢れ、君權奪はる、寒心すべし、（明法第六十七）

鹽官を叙して、遂に鐵官に及ぶ、（海王第七十二）

金は水より出て、以て用を制す、（地數第七十七）

守と洩とを互に用ひて、能く輕重を制す、（輕重甲第八十）

曲防の戰費を支辨すること、籌りて體を得たり、（輕重乙第八十一）

大倉を建る者は、米を藏する多し、故に之を禮聘し

り、（覇形第二十二）
南征北伐は、是れ鴻鵠往來の光景なり、（同上）
鮑叔以下數子の偏處を知る、其明は垣を隔てゝ洞見する如し、（戒第二十六）
兵は敵の虛に乘ずれば、功有り、是れ楚を伐つに、先づ秦を侵す所以なり、（制分第二十九）
兼ね分つは、事と道との常なり、（同上）
本正しからざれば治らず、須らく其源を尋ぬべし、（同上）
數亂を叙す、皆膏肓に中る、（君臣下第三十一）
私に與みすれば小なり、公に與みすれば大なり、（侈靡第三十五）
水は諸美を備へ、諸生を濟す、（水地第三十九）
水は衆理を備具す、然れども、管子に非れば、之に則る能はず、（同上）
民利を致すは、帝王の實なり、（形勢解第六十四）
地數に據りて、國用を縷述す、（地數第七十七）
千乘萬乘其市を立る確然たり、（揆度第七十八）

葉水心の評

道術の巧は、自ら尸る所あり、是れ德化の微渺なる處なり、（形勢第二）
民を治むるより論じて、本分を正すに歸到す、穆然として深く至る、（七法第六）
八禮は、義を離れず、故に各〻得たりといふ、（五輔第十）
淵色と靜默との二義は、味自ら玄なり、（宙合第十一）
先王は、一陰一陽を用ひて霸たり、全く陽を用ひて王たり、陰陽は善く用ふるを貴ぶ、（樞言第十二）
令の行はれざる弊を列叙して、遺さず、（重令第十五）
君は民に對して、求禁令の三慾あり、之を節せざれば上位危し、故に三慾を節して、位を安んずるは、緊要なり、（法法第十六）
兵法を治るは、鼓、金、旗の三官より先なるは無し、（兵法第十七）
賢者は忠に死し、疑を振ふ、智者は理を究めて、長く慮る、賢智各其美を成す、（大臣第十八）
政を修め、民を勸む、規模自から宏遠なり、（同上）
君を諫る危言、聽くべし、（霸形第二十二）
一を守りて之を伐ち、敵服して之を舍す、文武兼ね至

道の椽(ハシゴ)して、升る所のものなり、君も椽(ハシゴ)に由りて升るのみ、(同上)

逸を以て勢を待つ、已むを得ずして應ず、靜と動と倶に主たるべく、倶に客たるべし、其度の得るを貴ぶ、故に居れば利にして、動けば功あり、(勢第四十二)

法を離れて聽く五事は、君の權柄を喪失する道なり、(任法第四十五)

敬みて其舍を除ふは、其胸を虛にするなり、內業の數章は道德を參同す、之に過る無し、(內業第四十九)

殺を以て活と爲す、天心乃ち見(アラハ)る、(禁藏第五十三)

水の性は、高きより低きに走らせば、能く石を漂蕩す、此れ治水の法にして、決水の法なり、(度地第五十七)

令を申る井井たり、治河の道は、此篇に盡くす、(同上)

五音を審にし、五色を察し、以て地の高下を測り、泉の深淺を辨ず、理は一致に歸す、(地員第五十八)

管子は天下の才なり、九州の土の燥濕を察して、歷々指陳す、季札の樂を觀る如し、(同上)

石壁の謀の如きは、竈下の言にして、僕奴の誇る所のみ、(輕重丁第八十三)

菁茅の謀の如きは、秦漢の君、之を求め、楊馬の文、之を錄す、一笑すべきのみ、(同上)

張榜の評

道は神にして妙なり、故に萬物は夜行を貴ぶ、(形勢第二)

自から誇るは禍なり、故に馬を師として、路を得べし、(同上)

君子に過つも、小人に失する勿れ、是れ位祿官の三者、相當すべきを說く、(立政第四)

古人の制地定賦の法は、詳にして均しくする、此の如し、(乘馬第五)

聖王の功名は、人を得るより來る、(五輔第十)

滿を避けて虛に就く、故に禍の至る無し、(樞言第十二)

管子生平の作用は、盡く此に在り、熟看せざる可らず、(小匡第二十)

政を問ふ處は、其要を得たり、(同上)

三國保存の事は、古に法る、太公多く此法を用ひた

八）

大匡を讀みて、其志を明にし、其術を審にすれば、管子は目前に出づ、文を以て視れば、太史公なり、人を以て視れば、諸葛孔明なり、故に後世の能く大匡を讀むものは、此兩人を主とすべし、（同上）

先づ小國に地を與へて、後に大國を誅するを得べし、取らんと欲せば、先づ與ふ、是れ術數なり、（小匡第二十）

後世の祥瑞を假りて、君に媚るものは、皆管子の罪人なり、（同上）

對外の政策は、救はざるに定まり、交らざるに定まる、桓公幾んど楚に中析す、管仲は公を維持す、鴻の翼あるが如し、（覇形第二十二）

聖王は自ら卑下し、其祿を分ちて、僅に能く君位を取る、豪傑は此文を讀みて、寒心すべし、（霸言第二十三）

事起らざれば隱る、以て時機の至るを待つ、事起りて動く、以て天下の勢を制す、（同上）

事を問ふには、大功を先きにす、政を行ふには、小より始む、大小は一體なり、音を求むるもの、洪鐘を打つ如し、（問第二十四）

任の重き三句と、翼無き三句と、相經緯す、至人の道なり、蓋し管子は、道家の秘訣を有し、餘分を桓公に與へしか、（戒第二十六）

既に法を設けて、遂に其法を棄つ、一語は世主の情弊を説き盡す、（君臣上第三十）

別れて聽けば愚なり、合して聽けば聖なり、此文旨は典謨に似たり、（同上）

威德兩語は、民心の之に歸するを言ふなり、（君臣下第三十一）

西施は美人なるも、面に怨氣を含めば、好（ヨシ）と謂ふべからず、是れ人君の行を戒む、文意甚妙なり、（小稱第三十二）

敎の人を化するを說き、雲を以て喩す、旨深し、（侈靡第三十五）

天地の道は、內以て外を運らず、大以て小に令す、內を使へば役す、大を使へば勞す、勞すれば實を失ふ、大を使ひて一なれば、大臣の實獲べし、小を使へば、以て大を行ふべし、小其能を得れば專なり、專なれば、大臣の逸するのみにあらず、小臣も逸す、此れ治

前行を修むるは、是れ先を爭ふ處なり、(制分第二十九)

天子より庶人に至る、惟讓を道法とす、(君臣上第三十)

粟は、民財地三者の歸する所なり、安ぞ農を重んせざるを得んや、(治國第四十八)

古人の、洒掃を重んじて、節度有るを見るべし、(弟子職第五十九)

人を得るは、治を致す所以なり、古今軌を一にす、(形勢解第六十四)

實を督せず、功を責めず、是を以て虛譽の黨は、盛に行はる、(明法解第六十七)

楊愼の評

劉績曰く、維は網罟の維なり、之を張るは、國を立る所以なりと、然れども余は謂ふ、維は繋絡する意なり、繋絡なければ、傾危覆滅これに隨ふ、一繋を失すれば、一分を險にす、國は繋絡の外に、良策無し、(牧民第一)

玉を觀るものは、善く其實質を察して、價を定む、人君の國を觀るも、亦然り、(八觀第十三)

令、民、兵、國の四者、順次に其用を通ずるを述ぶ、是れ重令の要なり、(重令第十五)

國の大小興亡は、君臣の德行如何に由るのみ、外敵に由るに非ず、(法法第十六)

篇首に、兵は道の備りたるものに非ず、德の至りたるものに非ずと說き、中段には道なり德なりと述べて、兵を稱す、前後矛盾なるに似たり、然れども、矛盾に非ず、蓋し兵の道德に向ひて、運び進むべきを論ずるなり、(兵法第十七)

我は無端無窮の中に處すれば、敵は我を見る能はず、故に敵無し、一たび敵と我との形を見はせば、忽ち敵有り、(同上)

將たるものは、三軍の精氣を提げて出入す、故に獨にして獨ならず、(同上)

大にして大を破るに非ず、强にして强に勝つに非ず、我は勝を立てず、德を以て之を服す、(同上)

小智なく、惕れて大慮あるは、霸者の上乘なり、淫侈は霸を害するに足らず、小智は霸を害する必せり、小白は夷吾の水なり、魚の水を識る久し、(大臣第十

身を爲め、國を爲め、天下を爲む、乃ち信を成す所以なり、(中匡第十九)

居を定め、令を行ふ、計畫甚だ密なり、(霸形第二十二)

備を懼れ、時を守るは、頗る要領を得たり、(霸言第二十三)

三觀、三守、三滿は、千古不易の論なり、(同上)

使ひ易く、塞ぎ易きは、正に利を去る處を見る、(君臣下第三十一)

德刑は時に順ふ、而して刑も德に歸す、(四時第四十)

已むを得ずして、後に應ず、是れ兵家の上乘なり、(勢第四十二)

農事に歸本す、富强の術なり、(治國第四十八)

仁廣く義大なるは、國を富ます所以なり、(小問第五十一)

巧詐は拙誠に如かず、(形勢解第六十四)

正直は法を明にし、義を度る所以なり、(版法解第六十六)

貴賤の進むは、因緣を以てせず、故に令を壅ぐ無し、(明法解第六十七)

天子賈人と、利を爭ふを免れず、(海王第七十二)

樹を去り、游を禁ず、關係極めて大なり、(輕重丁第八十三)

朱養和の評

道を以て敵に應ずるは、直に其の卻を批つなり、(牧民第一)

變じて常を失はず、與に道を語るに足る、(形勢第二)

終るを觀て、窮るを計れば、賞罰は喜怒に由らざるに至る、(版法第七)

天地は萬物を包絡す、而して宙合は天地を包絡す、但し其人に非れば能はず、(宙合第十一)

師と時との兩語は、意甚だ新なり、(樞言第十二)

情僞を以て敵に示すに至れば、其弱は明なり、(八觀第十三)

私行は害を釀す、(法禁第十四)

端無く、窮り無し、分れて合ふ、是れ兵法の神なる處なり、(兵法第十七)

田に就きて詳析す、(問第二十四)

天財の出る所、地利の在る所、善く之を用ふれば、竭きず、(地數第七十七)

用源は人に隨ふ、堯舜は數を用ふるにあらず、(揆度第七十八)

富を奪ひ、貧に予ふ、故に能く天下を一にす、(同上)

察を好みて亂れず、變を亟(シバ〳〵)して變せず、是れ其輕重の處なり、(國准第七十九)

强は富の本に非ず、物足らざれば、輕重の策を以て、富を取るべし、(輕重甲第八十)

天時に因り、地利を辨ずるは、地を增さずして、富を增す道なり、(輕重乙第八十一)

石璧(タマカ)を假りて、財を收め、天子に托するに、號令を以てす、亦詭計なり、(輕重丁第八十三)

利を天に托して、巧に人に取る、祇(マサ)に其仇を益すのみ、(同上)

代國は、其本業を去り、其地を失ふ、齊國は、晏然として之を取る、謀何ぞ其れ慘なるや、(輕重戊第八十四)

靜にして、動を養ふ、以て玄機を見る、(輕重己第八十五)

朱養純の評

君は民の心に順ひて行ふ、是れ民をして畏服せしむる道なり、(牧民第一)

常に處すれば一なり、變に處すれば神なり、是れ其の靜正にして、無爲なる所以なり、(形勢第二)

說きて譎謁に到る、其談は更に酷なり、(立政第四)

九擧を詳述す、以て寰海を威服せしむるを見る、(幼官第八)

兵は天下を害す、之を至善と稱するは、蓋し義を立て、德を實にするを謂ふなり、(同上)

賢人の亂を避くる本心を說く、(宙合第十一)

氣有りて生じ、名有りて治る、道極めて秘奧なり、(樞言第十二)

名言、能く臣子の砭石たり、(同上)

利を好み、賦を重くす、國は凶災有り、(八觀第十三)

仁耻に歸到す、是れ眞に龍穴なり、(法禁第十四)

刑は小害にして大利なり、但し人の知らざるを恐るゝのみ、(法法第十六)

豕人立の事は、怪むべく、駭くべし、(大匡第十八)

五害を擧げて、獨り水を詳にす、蓋し水は、人に利害の大なるを以てなり、（度地第五十七）

時を按じて、土功を作す、利あり不利あり、故に時に因り、事を起すを貴ぶ、（同上）

五施よりして、一施に至る、地の深淺に由りて異なり、後の二十施も然り、（地員第五十八）

土も五色あり、金木水火土に從ふ、其の産物も、隨ひて變ず、（同上）

上には、高くして得んと欲する所を言ひ、下には、生て至らんと欲する所を言ふ、見る可し、人皆欲あり、特に人主の自ら其高きを解し、自ら其生を失ふを患るのみ、（形勢解第六十四）

聖人は、言ふ可きを擇びて言ひ、行ふ可きを擇びて行ふ、言行に準する所以を顧みるなり、（同上）

自分の智を去てず、衆人の智に任せず、秦始の衡石を以て書を程る如きは、禍多し、（同上）

生を全くするを好みて、自ら守るなきは、禽獸に反る、愚甚し、（立政九敗解第六十五）

正心は天經に法り、風雨は時運に法り、高下は地紀に法る、此の三經を飭へて、國は有つを得べし、（版法第六十六）

財用を吝まず、民力を苦しめず、是れ休養の道なり、（同上）

君は法を心して、民は之に從ふ、誰か敢て違背せん、（同上）

欺犯亂の三字は、主道の懲しむべき所を明にす、（明法解第六十七）

功罪共に、私を重んじて決すれば、忠臣をして、口を着る處なからしむ、（同上）

國に幣なく、穀を以て幣に准ず、亦義を假りて利を漁するに似たり、（臣乘馬第六十八）

豪家の兼幷は、民の飢を致す、之を用ふる罪は、君に在り、（國蓄第七十三）

時に趨り、業を勸め、行を勸む、乃ち以て民を善くす、（山權數第七十五）

農税を輕くすれば、倉廩は米乏し、政府は士に祿を與ふるを得ず、商税を重くすれば、器械乏し、諸侯は交易に來らず、（山至數第七十六）

低く納れて高く出す、財終れば始るあり、專ら利を射るに巧なり、（同上）

て、政を爲すなり、（同上）
禮移り、律廢すれば、農傷れ、衆亂る、遂に臣富みて、權は母后に歸するに至る、（同上）
聖人は動を禁せず、鳥獸の飛走を禁せざるごとし、但し心の靜體を離れざるを要す、（心術上第三十六）
耳目鼻口は、外物の爲めに、動き易し、動かず、亂れざれば、意氣定る、（心術下第三十七）
靖、時、政、和の四者を以て、其の建つべき所を建て行ふ、故に能く民を利す、（白心第三十八）
兵は不祥なり、之を義に用れば、和風甘露なり、（同上）
何ぞ知らん、何ぞ謀らん、我は知と謀とあるも、他より之を觀れば、淵然として測る無し、（同上）
能を使ふ、之を明といふ、聽信する、之を聖と曰ふ、便ち天に合ふなり、（四時第四十）
五行と五事と、徵應する甚だ捷し、聖王に非れば、時を正し、憲を布き、民を相け、人に應じ、以て天地の誅を免る能はず、（同上）
天地四方の理を究む、冥玄にして微奥なり、（五行第四十一）

土は四氣を成す、信の四德を貫くがごとし、（同上）
兵は强なるも、之を柔弱と謂ふは、謙にして守るなり、（勢第四十二）
法は之を守れば、亂、侵、離、惑の四者自ら動く能はず、但君の之を用ふる能はざるを患ふるのみ、（任法第四十五）
君主の危きは、法度の斷行せざるより生ず、（同上）
臣民は私家に營逐す、故に官に能を失ひて、邦國殄び瘁む、（明法第四十六）
民は利子を支拂ふ爲めに、四倍の利を失ふ、四人の君に貢獻する如し、國貧の病なり、（治國第四十八）
精は藏し、氣は生ず、故に體は固くして、邪惑は銷す、此中の消息最も微なり、（內業第四十九）
和を守るは、五欲二凶を去るに若くは無し、（同上）
祥瑞なくして、封禪せんと欲すれば、侈心なり、是れ戒むべし、（封禪第五十）
君は善名を好めば、能く苛疾を除く、（小問第五十一）
情と意と力との三者に就きて、人善く其欲する所を調ふれば、身安くして危からず、（禁藏第五十三）

卓見あり、(中匡第十九)

怠るなく偸する無し、正に是れ心を持する要道なり、以て一國を理め以て、天下を經す、(同上)

先公と社稷とを提出す、是れ要を取るなり、(小匡第二十)

衆を容れて、令行はる、民をして決する無からしむ、若しも民を安んぜんと欲し、治を速かにせんと欲せば、內政に軍令を寄するを要す、(同上)

諸侯の天子に服せざるを以て、征伐の名と爲す、便ち堂々の陣なり、(同上)

政を行ひ、民の惡む所を犯せば、本傷るなり、(霸形第二十二)

功名を立るもの、難を作し、時に違ひ、形を易ふるを戒む、故に曰く、形を相し、力を量り、時を知ると、(霸言第二十三)

來遊の外國人に及ぶまで、察問して遺さず、是れ政の要なり、(問第二十四)

禮と親と、倶に地德より出づ、(同上)

市に税すれば、關に税せず、以て遠人を來すあり、財利の門、塞がざるなり、(同上)

天の動かざるは、無爲の宗なり、(戒第二十六)

攻守の二者は、預じめ權宜有り、(制分第二十九)

道德は、制令事業の紐なり、(君臣上第三十)

信は以て信を繼ぎ、善は以て善を傳ふ、穆然として、三王の遺なり、(同上)

上下は互に用を成す、方に倒亂の病無し、(君臣下第三十一)

權臣が制令の緩急を握れば、君は倒に劒を持して、柄を人に授くる如し、(同上)

上は天に注意し、下は地に注意す、故に忠臣は能く法に據りて、君民を匡振す、(同上)

侈靡を重んずるは、權詭の術なり、(侈靡第三十五)

地の利を察して、民を富ましむべし、蓋し民の禮義は、其の富み足るより生ず、(同上)

民心が我を推戴して深きに至れば、我は之に君臨すること神なり、(同上)

聖人の道は、中外に變化し、陰陽に妙合す、(同上)

臣の君に事ふる、親の如くすれば、其接するは義を以てするのみならず、(同上)

罰は冬に寢め、威は秋に行ふ、蓋し時氣の虛滿を察し

是れ匿姦盜三者の根原を揭ぐ、此の根原を察せず、故に三者勝つ、三者勝てば、國は敗る、(同上)

敵を察して、其の政、情、將、士の四者を明にするは、正に是れ軍を張り、邑を圍み、地を得る要樞なり、此を內政先づ定ると謂ふ、(同上)

刑は、五經の說を布きて、後に之を用ゆ、而して仁義を其要とす、(五輔第十)

音調ひ味和す、君の令を出し、臣の力に任するを說く、妙なり、(宙合第十一)

怒りなく、言なく、謀無し、人我渾然として、俱に淸涼世界なり、(同上)

先生は、自ら誠信の道あり、若し貨と地とに憑るときは、民の心の親しむにあらず、(樞言第十二)

耕耘を務めざれば、國飢ゆ、君は僅に其生を寄するのみ、(八觀第十三)

勝ゆる無し、正す無し、生ずる無し、是れ國の通患を說く、(同上)

弱、破、亡、滅の四形を列して說く、人をして畏懼せしむ、(同上)

賢智の君は、能く法を定む、民は之を遵守す、責は士大夫に在り、故に禁制は嚴なり、(法禁第十四)

君の重器は、法令是れなり、臣民が法令を渝ゆれば、其途は邪となる、(重令第十五)

法は、君の身より始むれば、上令して下通ず、(法法第十六)

法令弛みて、民弛む、故に法令を以て、人を愛すれば、人は用ふるに足る、(同上)

法令は權勢なり、權勢は人主の神威なり、語に云ふ、主は其神を失へば、虎其後に隨ふと、畏れざるべけんや、(同上)

高智と卑愚とは、人の自ら取る所のみ、(同上)

兵を用ひ、反て自から四禍を致す、故に兵に關する輕重の道は、知らざるべからず、(兵法第十七)

君の爲めに、力を盡して、親信せらる、之を二心無しといふ、(大臣第十八)

兵を修め用に侈る、是れ國を危殆にする道なり、(同上)

兵食を足して、後に政を加ふ、是れ治源を開く、(同上)

曰く、仁義は三王に法る、是れ何の故ぞと、桓公已に

は、皆爭ひて其寶を我に賣りて、利と爲す、我は彼の利に由りて、彼の命を制す、此れ夷を馭する術なり、（同上）

管子輕重は、十二篇を以て、意を盡せり、僞書と雖も、猶觀るべし、甲乙以下は、後の好事者が、管子を借りて、頭を改め面を換へ、根を附け枝を生じ、猾商も取らざる術を說き、小童も服せざる法を演ぶ、豈國を治むるに足らんや、甲は猶可なり、乙以下は廢すべし、（輕重乙第八十一）

東周の王業を成さず、朝貢を取る能はざるは、其の車を求め、賻を求むる事跡に就て、知るべし、豈能く一命を以て諸侯に彤弓と石壁とを執るを命ぜん、弓璧靈茅等の說は、皆妄なり、（輕重丁第八十三）

即墨の天師が、燕を破りたるは、神を假りて敵を威すに非ず、神を假りて民を安んじ、其氣を壯にしたるなり、管子は龍の鬪を以て、之を神として、八國の諸侯を來朝せしむと稱す、以て人を愚にすと謂ふは、却て自から愚にするのみ、（同上）

是れ古人が、兵を農に寓する法なり、以て時を授け、民を重んずるを見るべし、然れども、諸游士の手に雜撰せられ、各自の傳聞を錄したるを以て、重複と矛盾とを免れず、（輕重己第八十五）

沈鼎新の評

國を持し、民を畜ふは、心を收るより先なる無し、王の覇に勝る所以なり、（牧民第一）

君は無窮の慾を以て、財用に侈る、遂に民と地との、吾が有に非るに至る、是に於て、君民の爭端起る、（權修第三）

四維を嚴にし、以て微邪を禁ず、此れ牧民吃緊の處なり、（同上）

萬事法憲に從はしむ、專制するを許さず、若しも之に違へば、有功者にも誅を加ふ、故に臣民は法令を守る、（立政第四）

好惡は未だ形はれず、賞罰は未だ行はれず、而るに民は畏れ勉む、是れを天道を奉ずと謂ふ、（同上）

地を均くし、力を分ち、民をして時を知り、事を爲さしむ、是れ大經術なり、（乘馬第五）

七法は、器數理分なり、義を竪て、類を比す、極めて精鑿なり、（七法第六）

法あり、區畫あり、時節あり、是れ地理國憲一種の要言碩論なり、區々の浮議に非ず、各官に補ひ、奉じて水經と爲すべし、(度地第五十七)

天官を攬らざれば、天の變を知らず、地員山經を讀まざれば、地の變を知らず、其變を知らざれば、其大を知らず、古人の地を說くは、山經地員を推す、其後は酈道元の水經註なり、(地員第五十八)

弟子職は、童子に課する學規なり、周は鄉學を設け、敎儀を頒定す、管子書中に之を存す、蓋し以て五鄉の士の子を敎ふるのみ、(弟子職第五十九)

諸解は、宙合と同じからず、宙合は言精なり、自ら經し自ら傳す、一綱一目、自ら其說を申す、諸解は長條大葉にして、體相合はず、義も粗疏なり、是れ周秦漢の法家が、管子の爲に其說を演じて、之を解す、拘俗淺漫にして、發明する所無し、時に或は牴牾す、韓の解老に如かざる遠し、(形勢解第六十四)

海王は、萬世鹽鐵の孔を開きて、塞く可らず、末を抑へて、本を寬くす、亦一策なり、(海王第七十二)

君は細利を追ひ、子母錢を御し、卿大夫と籌を持ちて、壟に登り、捷を商賈に鬪はす、何の暇ありて、國政を理めんや、此文は事を好むもの僞りて作りたるのみ、前に良大夫を誣て、後に漢宋の天子を誤る、其弊甚し、(國蓄第七十三)

政府は物を蓄へ、法令を以て、其價を引上げ、之を寶と爲す、上の好む所は、下必ず甚し、故に上より令して、之を萬金なりと曰へば、下は其倍額の價を以て賣買す、政府は其間に利す、是れ盜の心なり、商の術なり、民を愚にする道なり、(山權數第七十五)

物少くして奇異なるは貴し、多くして平凡なるは賤し、貴きものは賤しきを領し、賤しきものは貴きに從ふ、故に虎豹貴く、犬羊賤し、天の物を生ずる、其數は齊しからず、自然に輕重を生ず、堯舜を稱して、輕重の術を用ふと曰ふは、誤れり、(揆度第七十八)

史は陰謀を以て、文王、太公を指し、管子も陰謀を以て、成湯、伊尹を誣ゆ、道德家は、激して聖を誹る此の如し、名、法、權數家は、挾みて聖を誣る此の如し、蓋し戰國七雄の兵爭は、唯陰謀の一策のみ、故に策士は口を此に藉るなり、(輕重甲第八十)

珠、象、文皮、白璧、琳瑯は、四夷の產なり、我は彼に許すに、之を幣とすることを以てす、斯くすれば四夷

に兵法形勢家の本論なり、勢を審にして戰へば、其戰は勝たざる無し、豈商周のみならんや、漢の楚を蹙る、越の呉を滅する、都て此道あり、魏武の呉蜀におけるは、之を失ふ、蓋し兵は危道なり、言ひ難し、（勢第四十二）

法を立るものは、正なるべし、偏なる勿れ、世に戻るべし、世に媚る勿れ、一時の迂は、萬古の式なるを知るべし、（任法第四十五）

凡そ富を言ふ、皆書中の精言にして、管子の本術なり、悉く其遺書と謂ふを得ざるも、筆者は管子を去る遠からず、其家學を治て、計を善くす、春秋の末、戰國の首に在らん、（治國第四十八）

内業は、玄の所謂内丹にして、釋の所謂内典なり、專ら道を譚ず、精妙の處あり、（内業第四十九）

道家の三要に曰く、精化して氣となり、氣化して神と爲ると、神は言ふ可らず、故に精氣を以て業とす、人は精を以て生る、既に生る氣あり、氣神相依る、長生して氣を養ふ、正に以て神を養ふなり、（同上）

七主を以て七臣を引く、反覆遠近、皆治亂を陳す、主は道を得れば、七臣を繩す可きも、失すれば、六臣の惑す所と爲る、馬を馭するものは人にして、臣を馭するものは君なり、（七臣七主第五十二）

法家、墨家、陰陽家、地力家、權家、雜會して議を爲す、其法を言ふ、商申の間に居る、時紀は幼官の餘にして、農業は地員の略なり、計然の策に似て、管の本術に近し、功を課るは、蠡種の成算なり、此れ意ふに、春秋末の文なるか、（禁藏第五十三）

古の帝王聖賢は、身の過失を知るに力む、過つときは、日月の食の如く、之を知る早し、故に曰く、過失あれば、未だ嘗て知らざるにあらず、知れば未だ嘗て再び行はず、嘖室の議は、齊桓が身の過失を知る方法にして、其の霸業を成したる所以なり、（桓公問第五十六）

度地は、王制司空の職より出づ、曰く司空は度を執り、地を度り、民を居く、山川沮澤四時を時とす、此れ都邑の大制なり、此篇は重きを水害に歸す、土を害するものは水なり、民を害するものも水なり、禹の水を治る、地平に天成り、平土居るべし、信に地を度る要害たり、周の澤衡、漢の行河は、此を以て官守と爲し、之を重んず、今此文は質實簡要にして、經理あり、治

るに、兵を以てせず、未だ天下を結ぶに、心を以てせず、計るに唯德を始とす、而して後に不德を正す可なり、（霸形第二十二）

戒は道を修むる精要を說く、金匱の秘を發するに似たり、黃帝以來の道流の遺文ならん、（戒第二十六）

地圖は孟子の所謂地利なり、兵法先づ地を得るものは勝つ、又陰陽變化皆地に因り、奇を設くれば、兵は神なり、孟子は城池を以て之に當つ、太だ淺し、此は但地形を言ふ亦淺し、（地圖第二十七）

君臣の共に治るを論じて、君は臣の爲に治を主るものなるを說く、論議平正にして、頗る道術に合ふ、名法家の苛言を爲さず、管子の書中に於て、政言の採るべきものなり、（君臣上第三十）

指遠く文深し、儒に入り道を錯ゆ、法家の論に非ず、（小稱第三十二）

此れ後世の讖數緯符の說なり、洪範志の載せざる所、陰陽家の識らざる所にして、周秦の間の遊士が、世運に託する言のみ、（侈靡第三十五）

侈靡は大奇なり、其俶儻なるは、莊子に似て、宿儒も解し難し、彼は道を談じ、此は法を談ず、彼は圓にして博なり、此は方にして、細なり、（同上）

古の道術を言ふものは、心に本づかざる無し、心は神なり、微なり、道の舍なり、人の元なり、天地の委命なり、神を以て形を縮ぬ、形を役するものは、神居らず、神を以て神を養ふ、神を煩はすものは、道載せず、故に一無にして神道備はる、天の虛なる地の靜なる、天地常に無爲にして、化を起す、人の天に合はざるものは、擾々たり、管子の心術を讀みて、古の道術を知る、其旨は精し、其義は微なり、老の要宗にして、釋の秘藏なり、儒者は之を展て、世を持し、王と爲し、伯と爲す、老と釋とは之を保して身を善くす、曰く虛、曰く空、蓋し虛空とは、有る無くして有らざる無きを謂ふなり、（心術上第三十六）

道家は君術を借りて、道術を談ず、管子は心術を借りて、君術を談ず、上篇は宗なり、下篇は支なり、故に下篇は、語繁くして旨少し、（心術下第三十七）

幼官、四時、五行の三篇は、皆小政の演義なり、王者時政の餘敎なり、（五行第四十一）

篇中多く越語を雜ふ、是れ古の兵家流傳し、雜へて之を引くか、抑も管子の布行して、范蠡之を拾ふか、恂

古の政務は、獄と市とに在り、獄は惡を懲らして善を勸め、市は末を抑へて本を務む、故に其道は五穀を貴びて、百貨を賤しむに在り、百貨は之を上に準ずれば、平にして賤し、之を下に矯むれば、擅にして貴し、市を治るものは、商の擅なるを抑へて、農を利にす、以て自ら利するにあらず、故に先王は、商を詘して民を豐にす、後世は商より奪ひて、自ら豐にす、其行爲は一にして、其務むる所は同じからず、（乘馬第五）

一里九夫の田政、千乘、萬乘、周家の賦法は管子未だ嘗て更變せず、其内政と曰ふも、之を簡練し服習するのみ、故に一たび出て九合し、威は天下に振ふ、是れ豈に商君の新法、連坐、開阡と等しからんや、偎りに察せず、並び擧げて、管商といふは、寃ならずや、（同上）

國を强くするは、必ず先づ吏に課し、士を教ふ、國强くして兵强し、管子は内政を以て、軍政に先んず、故に治を首として、兵を後にす、强治に由りて强兵となる、（七法第六）

樞言は道に略して、術に詳なり、蓋し道術の士が、管子に託して、其言行を重くするなり、（樞言第十二）

道は一以て之を貫く、一神あり、奇を出す窮り無し、孫子十三篇は多方なり、管子は一を守る、彼は妙法なるも、此は妙道なり、孫は管に讓る遠し、（兵法第十七）

樂を禁じ偸を去りて、長年長心に歸す、心に荒むなくして、血氣調ふ、血氣調ひて、年德永し、故に道を以て、氣を養ひ、心を持す、心に貞明あれば、德に貞一あり、德に貞一あれば、理に貞觀あり、外情を制し、内性を繕ひ、道以て身を爲め、天下を爲む、故に身修りて、天下治るを聞く、未だ身亂れて天下治るを聞かざるなり、此れ管子の學にして、儒道合一なり、（中匡第十九）

孔子は管子の仁を成すを與す、吾は管子の道に出るを推す、仁は道に足らざる有るも、道を去りて能く仁なるもの無し、（同上）

管子封禪の對は、經傳に見えず、大抵迂誕なる方士の說にして、太史公異記を摭ひ、其書に載せ、因て傳はるのみ、（小匡第二十）

杞、邢、衞の三國を保存したるは、齊桓の始年に在り、未だ天下を詘するに、力を以てせず、未だ天下を毒す

專にせずして、道に通ず、（宙合第十一）

民と兵とに就て說き、霸王に及ぶ、能く人を警醒す、（重令第十五）

賞あり罰なし、大に權衡あり、（大匡第十八）

民を愛する道を列叙し、甚だ悉す、（小匡第二十）

善あれば、其賞を吝まず、過あれば、其罰を假さず、故に恩流れて人就く、（制分第二十九）

化せず移らず、靜定の宗なり、（內業第四十九）

振主芒主同病なり、（七臣七主第五十二）

人君の心至公にして、風雨の如くなれば、民は之を怨まず、（形勢解第六十四）

信友は即ち孝子なり、忠臣なり、（同上）

法を以て人品を定むれば、鑑の如し、（明法解六十七）

人を用ひ民を勸むるは、先づ貯蓄を謀るべし、（事語第七十一）

春は穀を與へ、秋は穀を收む、輕重の術なり、（山至數第七十六）

兵に因り農を奪ひ、其利は賈人に歸す、是れ良計に非ず、（揆度第七十八）

金粟輕重の數を審にすれば、用に憂無かるべし、（輕重甲第八十）

楊忱の評

至德の君の、自から理むる狀態は、宛然たり、（形勢第二）

管子の、數人を評隲せしは、鑑の如し、（大匡第十八）

商情を描き盡くす、（侈靡第三十五）

一を守れば期を失はず、人も天なり、（白心第三十八）

數を守り流を平にす、語は確然たり、（山權數第七十五）

朱長春の評

陰陽、儒、墨、名、法、道德の六家は、各本領あり、其宗門を揭ぐ、法家は、管子を以て大祖と爲す、經言は管子の本宗なり、國を持し民を畜ふ、政に多にして道に薄し、權に密にして、仁に疎なり、王道より遠し、（牧民第一）

首憲服制等は、管子が任を受け憲を布きたる大要なり、齊志を作り、別に一篇と爲すべし、事は周禮より簡にして、法は嚴なり、（立政第四）

之を誣言するのみ、然れども、是れ君と爲りて、縱樂するもの丶戒となすべし、（輕重甲第八十）

國の水曲なきに因り、隱に敎へて、利涉の民と爲す、是れ天下の機を相して、天下の權を握るなり、（同上）

金策鹽策は、國手の奕棋の若し、局局自ら新なり、楚に於て、齊に於て、不可なる所無し、鹽は善く煮て善く糶す、國を富すに道あり、（同上）

管子は、各國の幣を用ふ、是れ四夷の寶玩を貪るに非ず、四夷の貨を上國に通ぜしめ、彼をして自ら其貨を珍として、必達を期し、歸途の便を以て、上國の物品を持ち往かしむ、亦遠きを招く一策なり、（同上）

兵の有無を論ぜず、米は貯へ備ふべし、（輕重乙第八十一）

菁茅の謀は、天子の養の足らざるに由り、天下を號召す、譎るといへども正し、周の天子、實は封禪の事あるに非るなり、（輕重丁第八十三）

周室の祀を起すは、管子の本意なり、魯、梁、莒、楚、代、衡山を困しむ、同一の術に過ぎず、諸國はいかに是れ愚なる、蓋し書の僞なるを見るなり、（輕重戊第八十四）

金錢を載せて、白狐皮を求む、依然たる故智なり、（同上）

郭正域の評

貴ぶ所と、先ずる所と、好惡する所とを指し出す、此れ無私の聖王を見る、（牧民第一）

功を立て名を章はすは、是れ主孤ならず、國虛ならず、政煩ならざるに由る、（權修第三）

國の安危は、四務に係る、人をして凛然震ひ恐れしむ、（立政第四）

國人皆貴ければ、事成らず、貴賤を辨ずるは、事を成す所以なり、條析燦然たり、（乘馬第五）

令は寶よりも貴く、社稷は親よりも戚し、法は人よりも愛し、威は爵祿よりも重し、此の四者は、法を行ふ所以なり、（七法第六）

利に非れば民怨む、賢に非れば法私す、（版法第七）

九擧の策は諸侯を九合するに原く、（幼官第八）

計は神にして象無し、方に能く衆勝を制す、（同上）

衆理を羅致して遺さず、（同上）

天は四時有り、地は五土有り、人は四民有り、一物を

が、民の悦び疆り無きを致す所以なり、(國蓄第七十三)

君其柄を操る、故に粟も君に依り、利も君に依る、富商は民の給せざるに乗じて、利を專にするを得ず、本愈よ重ければ、積む愈よ多し、幣愈よ鑄て、財愈よ廣し、一國煕々として、盡く大君の調制を聽く、所謂利孔は一に出て、其國は敵なきなり、(同上)

輕ければ上之を斂めて、民悦ぶ、以て幣を易ふるに便なり、重ければ、上は之を散じて、民愈よ悦ぶ、以て食を得るに便なり、所謂十倍の利は、眞に利を以て衡と爲すに非ず、國は民に依る、民利あれば、君の利は什倍なり、(同上)

田の高下を相して、多方均しく施す、歳の豐凶を視て、善く斂散を爲す、穀と幣とは、時に衡と爲し、時に上下を爲す、穀多ければ、幣を以て穀を斂む、故に民其濟ひを得て、用饒し、穀少ければ、穀を以て幣を收む、故に民は其食を得て、困しまず、且又幣を以て萬物を斂む、幣は盡く下に在りて、萬物盡く上に盛也、此れ君民兩ながら利する術也、(山國軌第七十四)

仁を高くし、慈孝を高くし、民の富足に乘じて、之に禮義の化を風す、(山權數第七十五)

樹蓄する毎に、必ず其能者を求めて、賞を給す、黎民を惠養する所以なり、五官技の設に至りては、駸々乎として敎に進む、(同上)

某縣の壤の廣若干の一段は、上能く穀を積めば、穀は民間に委せざるを言ふ、諸侯の國の穀十の一段は、上能く穀を致せば、穀は天下に洩れざるを言ふ、眞に國策の凶荒師旅に備るものなり、(山至數第七十六)

周の武王は巨橋の米を出して民に惠與せしも、米を買占めず、武王の米策は、談説に資して可なるのみ、事實に非ず、(地數第七十七)

聖王は萬民を鼓舞す、要は默して、其機を運らすに在り、民をして自から害を除き、利を得しむ、(揆度第七十八)

老て子なき者の中に於て、獨り其子弟の事に死せしものを重んず、故に民は子を捨てゝ、君に從ふを難しとせず、勤惰相形はる者の中に於て、獨り其力足りながら耕作せざるものを譴む、故に民は時に乘じて、農を力む、此れ國の自から富强に赴く所以なり、(同上)

伊尹は必ず文繡纂組を以て、桀の粟を奪はず、好事者

言にあらざるべし、(七臣七主第五十二)

禍無きを福とし、福無きを禍とす、人をして理に循ひ、位を守らしむ、(禁藏第五十三)

九惠の施設は、精詳懇到なり、(入國第五十四)

君に非行ありて、臣の議するを求む、是れ衆庶を以て、君の違ふを繩すなり、職を奉じて事を正す、是れ議論を以て我功を責るなり、(桓公問第五十六)

地に山陵原濕あり、度量の生ずる所なり、度地は重きを水に歸す、齊は海岱の國、其源遠し、其流も巨なり、必ず泛溢を待ちて、之を治むれば、國計の究し、民心を傷らん、故に水吏大夫を設け、豫め民數を閲し、器用を備へ、薪柴を積み、疏して流を遂め、濬へて淤を去り、抗して暴を抑へ、遠ざけて其勢を紆にし、樹るに、荆棘を以てし、雜るに、柏楊を以てす、地は其固を保し、民は其安を成す、管子は、萬世治河の師なり、(度地第五十七)

地員の文は甚だ古なり、然れども議すべきものあり、五施より一施に至る、五音に中て、其泉に味と色とあるも、六施より二十施に至る、及び山の上と山の側とは、音味色皆無し、天下を匡すを知らざるものなり、其泉も其尺に符せざる多し、必ず管子の書にあらず、但し穆天子傳の類の如し、宇宙間に存留を妨げず、(地員第五十八)

此れ、郷屬の子弟を敎へ、童にして習はしむる事なり、故に其文は幼學に詳にして、聖功に略す、(弟子職第五十九)

籍を按じて征稅し、刑を嚴にして禁制す、故に、民は隣敵に苦しまずして、租稅に困しみ、兵刄に死せずして、刑戮に斃る、此れ國の貧なる所以にして、民の散ずる所以なり、故に戰はずして、兵自から弱し、(臣乘馬第六十八)

周禮にては、凶年に人民を休養し、其力役を減ず、管子は洪水久旱の害に處して、宮室臺謝を修繕し、人民を力役する多し、是れ國に重積あるに非れば能はず、(乘馬數第六十九)

周禮に鹽人あり、鹽の政令を掌る、然れども、鹽策の稅を聞かず、末世は財を用ゆる侈靡なれば、山海に稅せざるを得ず、亦世道升降の機のみ、(海王第七十二)

人民は、皆給を上に仰ぐ、故に惠與の形を見はす、上は民に重稅せず、故に奪取の理を見はさず、此れ王政

のみ、自ら度らざるなり、（明法第四十六）
君たるものは、必ず道と法との間に提衡すべし、民に攖るゝに惡む所を以てする勿れ、民に强るに欲せざる所を以てする勿れ、民既に心服體從して、然る後に禮義の教興すべし、故に曰く、世を正し、天下を調ふと、蓋し民情調ひて、然る後に、法立て國正しきをいふなり、（正世第四十七）
富國は、必ず農事に本づく、末作文巧を禁ずれば、民は自ら農に趨く、此れ流を遏めて、源に歸せしむるなり、民の農に歸するときは、其苦を察すべし、其稅を重くする勿れ、民粟の多きとき、坐して其流移を聽す毋れ、術以て之を調制すべし、此れ先王の四民を安んじて、王業を成す所以なり、（治國第四十八）
論理精妙の處多し、（內業第四十九）
君の心既に侈れり、侈れば約す可らず、因りて地瑞天祥、致す可くして致す可らざる物を設け說く、七十二代の事、效ふべくして效ふべからざるなり、故に、封禪を爭はずして、封禪自ら止む、萬世大臣の君に事ふる師と爲す可し、（禪封第五十）
桓公は諸侯を九合したる後、頗る自ら矜り、群下は諛を進む、故に管子は、群賢の至るを待て、古を援き今を證す、公始て世澤の薄きに愧ぢざるを得ず、此れ善く君を道に引くものなり、（小問第五十一）
衞の懿公は、狄人に殺され、其肉を食はれ、其肝獨存す、其臣弘演といふもの、使して還り、命を肝に報し、自ら腹を割て、懿公の肝を納れたり、桓公聞て衞を保存せり、莒をして、かくのごとき臣あらしめば、管仲豈救はざるを得んや、（同上）
天下の安危を以て論を立つ、其見る所遠大なり、（同上）
七主を以て、七臣を縄す、君臣各〻六過あり、一是あり、君主の一是は、申主なり、法度を申用するものなり、惠主は恩縱に過ち、侵主は亂常に過ち、亡主は淫僻に過ち、勞主は干冒に過ち、振主は決躁に過つ、而して芒主の過失は、聰明に托して、自ら雄とするに在り、臣の一是は法臣なり、主の爲に法を執るものなり、飾臣は矯僞に過ち、侵臣は私を行ふに過ち、亂臣は媚悅に過ち、愚臣は聚斂に過ち、姦臣は驚張に過つ、而して諂臣の過失は、廉潔忠信に托して、上を欺くにあり、然れども、要するに意思平凡なり、管子の

性を踐む、只灼に身源を見る、(白心第三十八)
卑を以て道の室と爲し、王者の器となす、蓋し道を見る語なり、(水地第三十九)
商は丑の月を以て正と爲し、春は季冬に在り、周は子の月を以て正と爲し、春は仲冬に在り、管子の幼官、四時、五行、禁藏、輕重の篇に載する所は、寅の月を正としたる古制なり、(四時第四十)
陰陽の人を生ずるは、和すれば生じ、和せざれば生せず、是の和なるや、按ずるに、形を以てすべからず、調するに情を以てすべし、呼ぶに聲を以てすべからず、迎ふるに音を以てすべし、故に五音は、天地の元聲たり、六律は萬事の根本たり、(五行第四十一)
動靜各時あり、乃ち天と人と交も之に因る、天人の際を參酌し、其衆を和し、天地の從を修む、是を以て、人を主として、天を以て之に合はすなり、(勢第四十二)
一に曰く刑、二に曰く政、三に曰く法、四に曰く德、五に曰く道、蓋し刑政法は、民を軌物に納れ、德は愛利の公に本づき、道は性命の同に原づく、之を正と謂ふ、(正第四十三)
民に詔るに、邪徑の從ふ可らず、僥倖の求むべからざるを以てし、身自ら之に先んずるに、理を以てし、自ら之を制するに、刑を以てす、是れ身を以て天下を化成するものなり、故に刑正しくして名當る、(同上)
民の情は、九變を以て守戰の時に處す、死に至るも辭せず、人に君たるものは、此の九變を兼ね修めて、其民を一にす、然る後に、民は艱難險阻を歷るも、其上を離れず、(九變第四十四)
國は必ず法に任して、後に其國正し、臣も必ず能く法を守りて、後に其法行はる、君必ず法の主と爲りて、後に其法は尊し、法は君より生ずといへども、君は生ずと意ふべからず、法の頗にして、令の虧けたる弊は、位を失ひ、柄を奪はれたるに同じ、君臣は、天地を位と爲し、小民は衆物を象と爲す、道數の間を審にして、公以て之を行ひ、斷以て之を稽へ、法に任じて治むるを要す、(任法第四十五)
人君は、其道を顯明にし、法に因りて人を擇ぶべし、夫れ擧錯は、治世の大權なり、擧錯不正にして、譽あるもの進み、黨あるもの庸ひらるれば、權は下より出で、君臣の間は明別せず、是の故に、先王は法を以て人を擇ぶのみ、自ら擧げざるなり、法を以て功を量る

れば、患は吾身に中る、故に參患と曰ふ、參詳せざる可らざるを言ふなり、（同上）

兵家の要訣を說くなり、（制分第二十九）

人君は、道と法とに緣りて、治を爲す、任を授けて成を責るものは君なり、職を效して令を奉ずるものは臣なり、表を望みて正に從ふものは民なり、人君の道揆立たず、法を捨て私を行ふときは、臣は私を援りて法と爲す、是に於てか、內は意を女寵に漏らして、外は柄を大臣に竊まる、內外朋黨して、國の亡びざるものは、未だ有らざるなり、夫れ治は法より生じ、法は道より出づ、道は民心に合ふ、民に私なければ公なり、君に私なければ聖なり、故に能く民に聽くものは、善く國を治るものなり、（君臣上第三十）

君臣の由りて立つ所と、禮禁の由りて與る所とに緣りて、亂を防ぐに重んず、皆前篇の未だ足らざる所を補ふなり、（君臣下第三十一）

人君過失あれば、自ら稱して自ら之を治む、自ら稱すれば、覆匿無し、自ら治れば、宿慝無し、其治は簡なれども、其終は繁なり、故に賢明の君は、聲の以て耳を感ずるを懼れ、氣の以て目を感ずるを懼る、其微を愼むなり、（小稱第三十二）

有道無道の君臣を論じ、意旨周匝なり、（四稱第三十三）

侈靡は、名の美なるものに非ず、政を爲して、不美の名を受く、蓋し當時の人民は、珠玉を尊び崇む、管子は之を收めて、其本實を民間に布かんと欲す、穀の實あるを知りて、之を賤しみ、珠玉の無用を知りて、之を貴ぶ、人民をして璧を懷くは罪たるを知らしめ、心亂れずして、意を一にし、本を務め、用を積ましむ、珠玉を敬する如くして、實は珠玉を敬するに非ず、事業を賤しむ如くして、實は事業を賤しむにあらず、此れ世を御する一機權なり、（侈靡第三十五）

偶なきを、尊と爲し、欲を除くを、潔と爲し、君を以て心に喩ふ、心道得るは、君道得るなり、（心術上第三十六）

前篇は、心の體を言ふのみ、此篇は心の治めざる可らざるを言ふ、禮樂敬靜は、心を治めて其性に反る所以のものなり、（心術下第三十七）

君親に事へ、天地四方を奉じて、身を考ふれば身大なり、情眞なり、君子身に反りて誠あり、聖人は形色の

管仲の君を諫むるは、歡樂の始に於てせず、歡樂の終に於てす、所謂形就りて心和するものか、(覇形第二十二)

王覇は德を以て主と爲す、全を得れば王たり、半を得れば覇たり、然れども、德を立て、政を修め、人を得て、天下の權を執るは、王覇同じ、(霸言第二十三)

市なり、關なり、邊なり、皆國を治る道にして、地德の首なり、市和せざれば、財聚らず、關寛からざれば、財來らず、邊厚からざれば、關市の財は、漏れて止まず、(問第二十四)

物有らざる無し、而る後に天地たるを爲す、人容れざる無し、而る後に君相たるを成す、糾察の官と、台衡の任とは、其才の用異なり、故に鮑叔は管仲を薦め、管仲は鮑叔を薦めず、(戒第二十六)

管仲桓公の身後の事を載せたるは、是れ後人の加ふる所なり、(同上)

地圖を按じて、軍衆器械に及ぶ、形を知るものといふべし、然れども、彼と我との長短未だ知らざれば、地圖は習熟すといへども、我は未だ敢て進まず、我軍の和輯は、未た悉さず、敵人に釁ありと雖も、我は未だ敢て乘ずるを得ず、故に曰く、形を知るは、能を知るに如かず、能とは、彼と我と長短の謂なり、能を知るは意を知るに如かず、意とは、我軍和輯の謂なり、然して、將は軍の本なり、君は將の本なり、君と將との間に周旋し、上は君の意に達し、下は將の意に適するものは、相なり、故に必ず、主、相、將に、明、知、能、の三者具はりて、後に功を成すを得べし、(地圖第二十七)

管子兵を論ず、諸篇に散見す、徒に七法、幼官、兵法、小匡、のみならず、漢の鼂錯、上書して兵事を言ふ、覇言、參患の數語を衍し得て、其書便ち警惺を覺ゆ、一時號して智囊と爲す、管子の經緯大なり、(參患第二十八)

兵刑、相離れず、兵にして之を小用すれば、市朝の戮となる、刑にして之を大用すれば、原野の誅と爲る、夫れ師を興し、衆を動かす、其費量り難し、其勝も測り難し、故に計定りて、後に戰ふ、器は利ならざるべからず、士は敎へざるべからず、將は能ならざる可らず、主は愼まざる可らず、皆人事を盡して、天討に備ふ、蓋し戰て勝てば、患を他國に除く、戰ひて勝たざ

へば、威は弛びて、君は下情に通ずる能はず、皆政を知らざるものなり、政は正なり、中は正を生じ、正は國を治む、規矩の方圓を爲すが如し、猛毅と懦弱と、皆中にあらず、故に外難と內亂とに亡ぶ、（法法第十六）

兵法を論じて、之を道に原づけ、之を德に歸す、渾々として帝者の風なり、其次は之を一にす、一は二にすべからず、浸々として王者の盛なり、豈に孫吳權謀の列ならんや、（兵法第十七）

孝弟の道は、人の本と爲す、貴人の子は、必ず之を父に聞く、士は童よりして之を習ふ、獨り農工賈は、田畝に力め、利を見て遷り、孝弟を忘る、故に父兄に應じ、孝悌を行ふものを、上擧と爲し、父兄に應ぜざるものを、顯戮と爲す、斯くして孝弟の義は、學校を待たずして興る、（大匡第十八）

死罪も殺さず、刑罪も罰せず、斯くすれば、法破れて國弱し、兵甲も用ふるを得ず、故に不殺と不罰とは、管子の言に非るべし、（中匡第十九）

管子は晏子に告るに耕すものを以てし、國子に告るに工賈を以てす、皆出入に父兄に應ぜざるものを三罪の首となし、亦在るに隨ひて敎ふるに、士行の義を以てす、蓋し天下の大なる之を養ふものは農にして、之を通ずるものは工商なり、之を維ぐものは士なり、此の四民は、士を首と爲す、而し農を本とするなり、（小匡第二十）

鄕里よりして、之を家に歸す、故に其善を慕ふや眞なり、一朝よりして之を終歲に要す、故に其善を計るや長し、議論よりして之を躬行に致す、故に其善を修るや實なり、（同上）

管仲の、周室を定むるや、功は首止に在り、然るに首止の盟は、大匡、小匡、俱に載せず、蓋し太子を易へんと欲するは、惠王の隱謀にして、管子は惠王の失を顯はすを欲せず、故に此篇に兩たび周室を定むと曰ふも、周室を定むるは、何事なるかを言はず、此れ管子の厚きなり、（同上）

戎狄の地を衞りて、其暴を禁じ、諸夏の地を衞りて、中國を治む、皆周を安ずる所以なり、故に曰く、武事を寢め、文道を行ひ、以て天子に朝す、又曰く、朝服して河を濟る、又曰く、文武の迹を天下に遂ぐと、管仲の功は、齊に在らずして、周に在り、（同上）

日は十二支の一更あり故に政も十二日に一易す、春秋に、卯酉を言ひ、冬夏に子午を言はざるは、寒暑の稱あるを以てなり、蓋し二月と八月とは、陰陽均平にして、刑德は門を合はす、二月には萬物生じ、八月には、萬物死す、故に春は卯を擧げて、夏は暑といふ、秋は酉を擧げて、冬は寒と曰ふ、(同上)

秋の節の小卯、始卯、中卯、下卯三卯といふ卯字は、酉の誤りなり、(同上)

管子の內治、既に修り、急に政を天下に制せんと欲す、中軍に統ざる所無し、四圖の列する所に、互に用ふ可し、黃は五色の君たり、中央の旗は、三軍の司令たり、(同上)

五副圖は、管子の陳法を見はす、中軍に勝算を操り、四面に兵旗を列す、矛戟は東南に居り、劍盾は西北に備ふ、即ち鄭の偏を先にし伍を後にし、伍承けて彌縫する如し、四方圖は、極めて簡に極めて便なり、中方圖は、愈よ探り愈よ深し、(同上)

五輔は治國の五經なり、五經既に布きて、後に刑罰あり、之を綜るに仁義を以てす、仁義の君は、必らず節儉なり、故に民は利を得て敎化成る、(五輔第十)

音は虛に出づ、無爲は君道なり、故に音は君に屬す、味は實に調ふ、有爲は臣道なり、故に味は臣に屬す、無の披く所を風と曰ひ、有の效す所を養といふ、(宙合第十一)

宙合の篇は、語意深晦なり、人必らず解する能はず、(同上)

道の天に在るものは日なり、人に在るものは心なり、此語は、前人未だ之を言はず、萬古の群蒙を開くべし、(樞言第十二)

八觀は、玄言疊出す、眞に國を有つ龜鑑なり、(八觀第十三)

法禁は、賢智を禁ずるに詳にして、愚不肖に略す、士大夫に詳にして、農商賈に略す、天下の亂は、必ず賢智の踰越に生じて、士大夫の民心を收るより起るといふが如し、(法禁第十四)

君の令行はれて、國富み、兵强し、保有の謨は、六攻を以て三器を毀たず、幷兼攘奪を爲すにあらず、天下を正すなり、之を王道といふ、(重令第十五)

法を論じて、重きを君の身に歸す、法を亂して赦せば、惠は窮して、民は上の令を奉ぜず、令を失ひて蔽

何を以て用に供せん、(同上)

或人問ふ、五鄉の師は、五屬大夫と何を以て同じからざる、曰く鄉師は之を說き、道くものなり、大夫は法を行ふものなり、(同上)

憲に違ふものは、功あるも誅す、然る後に、人敢て功を侔めず、令に逆はず、(同上)

刻鏤文采は、朝に絕えて、鄉に禁ず、故に民富て俗愿なり、(同上)

制服用財を、爵祿の階級に應せしむれば、臣下は服の修りを欲するも能はず、用の饒きを欲するも、敢てせず、(同上)

舊本に、春秋冬夏を、別に起して一節とするは、非なり、陰陽の默運は、地の事を以て規すべく、形を以て制すべき若きにあらず、其時に乘じ、其利を盡す、事治るに即て、貨の多きを見る、貨の多きに即て、事治るを見る、而して地の利は、握りて君に在り、(乘馬第五)

衡庫の二字甚だ妙なり、衡は平かならざる無し、故に天下は手に在り、庫は藏めざる無し、故に天下は心に在り、戎器を修る、必ず課試して之を藏む、精銳を練り、英材を羅して之を用ふ、其要は自ら勝地に立つに在り、瑕なきものは、人を正すを得べし、(七法第六)

內政は既に修り、然る後に計を定めて、後に出づ、敵を量りて、後に進む、故に勝ありて敗無し、(同上)

七法は備はらざる所なし、其道に循ふ、眞に以て天下を正すべし、(同上)

國を有つものは、賞罰を以て民心に順ふを要す、人民の風に鄉ふは、利を以てなり、民の欲に順ふは、賢を以てなり、賢は取り用ふ可し、取るに身を以てす、天地に私親無し、日月四時を以て、其化を佐く、人君は私德無し、高賢大良を以て其治を助く、賢人は君意を體し、法令を修めて、利を民間に導く、故に、下に怨無し、(版法第七)

人は財を用ひて省くを知る、故に能く積むも施すこと能はず、管子は財を用ひて費るを知る、故に散ずるありて、又聚るあり、(同上)

管子五行に因りて政を立て、五方を按じて兵を制す、前本圖五は、天に法とり、德を合はす、故に服養し、宣洩す、之を天時に律す、後副圖五は、法に象どり親無し、故は旗物兵刑、之を地德に本づく、(幼官第八)

誠なり、之に中るや、必ず切なり、欲する所に從ひて與ふれば、疎遠のものも親みて取る、其の與ふるは恩を市ふに非ず、取るは償を責るに非ず、情意自然に輸灌す、上下各其私を致すを妨げず、(同上)

民心順へば、元氣張る、苟も法を設けて、遮る意あれば、小惠は終に徧くし難し、小信猶ほ未だ孚ならず、故に國を傾かざる地に錯く、以下十一轉、皆爲して爲す無し、自然の機あり、(同上)

家、鄕、國、天下を以て分治す、蓋し政を爲して兼愛する、亦迂ならずや、分あり私無し、四時を審かにし、四維を以て精神と爲し、民心に從ふを以て血脈と爲し、政善を以て運用し、親を親しみ、賢を尊び、家より漸を以て天下に被る、故に、用を察して、官に備ふといふは、天に憲る所以なり、(同上)

山高く崩れずして祈羊至る、淵深く涸れずして沈玉極る、是れ形の積なり、蛟龍は水を得て、神立つべし、虎豹は幽を得て、威は載ふべし、是れ勢の積なり、蛸岐は形にして、憑藉は勢なり、君は形勢の尊に據りて、爲す無きも、人民自ら試ふとは、形勢を略して、之を理に歸するなり、民を動かす所以は、聲にあらず、神を格す所以は、物に非るなり、君德は淵涵にして、技巧運用の外に超ゆ、蓋し天地は理の宗なり、人君は天地の配なり、天地一誠なり、故に心行は四方之に歸す、(形勢第二)

政の大なるものは、民をして善を爲さしむるに在り、民は親しむに足り、敎ふるに足るに至りて、禮義も與る可し、服度の閑あり、鄕師の說あり、精神處として密ならざる無し、然る後に、憲令以て之を申ね、慶賞以て之を勸め、刑罰以て之を振ふ、故に民の善に從ふや疾し、(權修第三)

人を得れば、政法立つべし、故に曰く、事を擧る神の如し、(同上)

之を散じて民淳樸なり、俗靜寧なり、之を合せて治定り化成る、(同上)

天地の宜しきを相し、百物の性を遂げ、無用を以て財力を糜さず、眞に是れ財を生ずる道あり、(立政第四)

君其務むる所を知らざれば、國貧なり、國を富す所以のもの、一々反言して、自から見はる、(同上)

財源開かざれば、租を輕くし、稅を薄くするも、民は富む能はず、國に用あるとき、民より取る輕ければ、

名を好む人は、知を盡し、能を竭し、以て虚譽を求む、故に民の長たらしむべし、(同上)

己を屈して人に下るは、人を服せしむる道なり、苟くも之に反すれば、聖人と雖も、用無し、(同上)

人は彼を知るを求むれば、必ず己を修め、心を設けて人を待つ、一たび心を設くれば、虚にあらず、蓋し虚といふは、其藏する所無きを以てなり、必ず知を去り、藏無く、求めず、設けず、心に慮なくして虚となるべし、(心術上第三十六)

惠賜周悉なり、故に民は力を用ひ、時に趨く、(揆度第七十八)

梅士享の評

國頌の一節は、國を有つもの必ず天時に乘じ、地利を盡し、然る後に、國富みて、民に恒心あるを言ふ、恒心とは何ぞ、禮、義、廉、恥、是なり、君は之を服行して、民に先んじ、自から文巧を恣にせず、神祇を褻(ケガ)さず、祖訓を慾(アヤマ)らず、故に、四維固くして國亡びず、管子の才は王を謀るに足る、開卷便ち規模の宏遠なるを見る、(牧民第一)

禮義廉恥の四のもの相因る、其一を絶てば、二三は存するを得ず、論語に、子貢政を問ふ、子曰く、食を足し、兵を足し、民之を信ずと、禮義廉恥は、此内に在り、若しも一維絶えて、二三維の存するを得べきならば、是れ信は半存半去の間に在りて、尚ぶに足らざるべし、孟子曰く、不仁、不智、無禮、無義は奴僕の徒なりと、朱晦翁曰く、不仁に繇(ヨ)りて、不智となり、不智に由りて、無禮無義となると、斯れ一貫の旨たり、此節の若き、一維絶ゆれば國傾く、其の傾くときは、之を正しくすべしといふ、是れ理に於て悖ることあるに似たり、恐くは管子の言に非ず、(同上)

節を踰えざる等の議を以て、禮義廉恥を解す、皆臣下の範を受るより言ふ、君上の度を服するより言ふに非す、故に、其末を得るのみ、未だ其源を究めず、然れども、上位は安く民は巧詐なく、行ひ自ら全く、邪事生せず、是れ其德化の及ぶ所遠し、必らず上の度を行ふより始まる、(同上)

四維張れば、防御固し、然れども君民の間は、猶ほ未だ共に念ふあるを見ず、故に民の惡む所は從ひて、其欲を求め、逆推して之を順布す、之を求むるや、必ず

非ず、(形勢第二)
惛の始と、怨の本とは、關紐極めて微(コマカ)なり、(樞言第十二)
儉の意を說き盡くす、(法法第十六)
五教、以て民の勇を養ふ、(兵法第十七)
鮑叔、能く仲の心を知る、(大匡第十八)
悖倫の者を誅して、戒を示す、(同上)
天下に事有れば、聖王の利となる、古より然り、(霸言第二十三)
理と分とは、富强を制する所以なり、(制分第二十九)
胸を虛にして、上に聽くは、法を守るに非れば、能はず、(任法第四十五)
心靜なれば氣理(ヲサマ)る、此語は、養氣の訣を得たり、(內業第四十九)
滿を持するは、最も難し、(形勢解第六十四)
輕を斂め、重を散ずれば、自から其平を得べし、(國蓄第七十三)
五家の法は、後世專利の弊に非ず、(國准第七十九)

趙用賢の評

天地は、本より偏私無し、(宙合第十一)
法は自から治め、儀は自から正しくす、蓋し君は民の先となるなり、(法法第十六)
義士歸服すれば、國强し、(大匡第十八)
我が明威を振ふを以て、人を征伐するものは、天下の權を總攬するに足る、(覇言第二十三)
聖人は將に動かんとするに、先づ其安危を知る、愚人の若きは、至危の時に、其平素の言を改易す、(同上)
君は命を專にせざれば、民これを聽かず、(同上)
君と宰相と、互に其の任を成す、(地圖第二十七)
漫りに惠み、漫りに殺すは、賞を留め罰を留むる所以なり、恩威兩ながら失ふ、(君臣上第三十)
刑罰は近侍に加ふ、故に君側の小人は、意を恣にする能はず、(君臣下第三十一)
人の我を觀る甚だ明なり、逃れて不善を爲すを得ず、(小稱第三十二)
大昏は、昏昧なるを謂ふ、博夜は、長く明けざるを謂ふ、今人の昏昧なるを說くなり、(侈靡第三十五)
德化以て、人を服するに足れば、人は之が爲めに、死を辭せず、(同上)

聖人は言はず、指さず、善く物に應ず、水の舟を載する如し、(白心第三十八)

五岳四瀆は、高深を以て威儀を爲す、(正第四十三)

戰勝の道は才能を得るに在り、攻取の道は、糧食を奪ふに在り、(小問第五十一)

后羿、造父、奚仲の三人を擧げて、譬を取るは、恰も適中す、是れ道術を捨てゝ、治を求むるも、治を成す能はずとの意なり、(形勢解第六十四)

道を行ひて、天下の長利となるものは、計の速なるものに非ず、(同上)

私議の一節は、處士を戒むる砭針なり、(立政九敗解第六十五)

聖人は萬物を覆載す、文旨渾涵なり、華胥の野に遊ぶが如し、(版法解第六十六)

必勝の術を操りて、必用の民を治め、必尊の勢に處りて、必服の臣を制す、是れ臣民の君主を敬畏する所以なり、(明法解第六十七)

君は獨にして、能く乾綱を攬る、(同上)

臣民の君を尊ばず、國に任ぜざるは、其の盡くすべき力と、守るべき法との明ならざるに由る、(同上)

窮民を庸ひて、土木の事に使役し、以て其の力食の道を開くも、救荒の一策なり、(乘馬數第六十九)

國は米を貯蓄せざれば、敵に勝つ能はず、(事語第七十一)

詩、易、諸道を引きて、君の執るべき柄を說く、(山權數第七十五)

牛羊の飼養を監督して、收稅の增加を圖る、亦奢侈なり、(山至數第七十六)

穀價を輕重して、費用を調へ、餘穀を積み藏めて、賞賜に備ふ、其法は極めて周密なり、(揆度第七十八)

令禁の一節は、富豪の利を抑制して、貧民を賑贍する術なり、(輕重甲第八十)

君が祿を重くし、賞を厚くすれば、臣民は之に赴きて、遠を辭せず、嶮を恐れず、(同上)

國貧兵弱の弊を述べて、號令の要に歸到す、(輕重丁第八十三)

萊莒に對する策は、能く人を愚にす、(輕重戊八十四)

張嵲の評

遠きを擧げ、道を致すは、淺近の者の能くすべき所に

九合、一世に赫然たり、何ぞ能く屑屑として諸を空言に托し、以て伸を後世に求めんや、三歸反坫、内外應酬の繁あり、何ぞ操觚の暇あるを得んや、顧ふに其の所謂眞なるものも、均しく是れ贋のみ、但し其文の奇奥なるは、以て其の人となりを想ふべし、而も其の姓名を以て見るを得ざるなり、慨すべし、

管子意義評

蘇軾の評

君が君の道を失へば、臣は臣の道を失ふ、父が父の道を失へば、子は子の道を失ふ、此の理は古今違はず、(形勢第二)

朝廷、民力、民能、死命の四者は、倶に法を以て御す、文旨精嚴を極む、(權修第三)

春秋は氣中し、冬夏は氣極る、此の中極の兩氣は、長短を分つ、(幼官第八)

飢寒は淫侈に生ず、節儉は能く五經を成して、人を得べし、(五輔第十)

物の生化は、崖畔無し、君の恩は、天地の廣厚に法る、(宙合第十一)

貨は通ずべし、閉づべからず、是を富門と謂ふ、(八觀第十三)

美觀を求めず、意甚だ穆如たり、(法法第十六)

鮑叔の誓は、甚だ正決なり、(大匡第十八)

客を待遇する禮は、周悉にして懇篤なり、(同上)

齊に於て天を得て、魯に於て天を失ふ、成敗倶に天に歸す、(小匡第二十)

魯國は慶父の亂に、君弑せられ、國絶ゆ、桓公は之を救ふ、此れ桓公の仁術なり、(同上)

先君の廟に告げて、後に之を行ふ、是れ古人が事を重んずる一例なり、(霸形第二十二)

太清に翺翔す、意を縱にして容與たり、(君臣上第三十)

君亂れ臣騰る、是れ國を擧げて、敵に與ふるなり、(君臣下第三十一)

力は聚むべからず、強は兼ぬ可らず、(侈靡第三十五)

賞を吝しみ、罰を寛にするは、帝王の信賞必罰と全く別なり、(同上)

中歳央正等の語は奇創なり、

曾彦の評

筆態秀峭なり、翠岩の漢に挿むが如し、(形勢第二)

文字は婦女に及ぶ、以て當時官民の病根を窺ふべし、(權修第三)

末に至りて一段を衍説す、意は暢び語は森たり、(七法第六)

穆然玄冲なり、(幼官第八)

務と權と相映帶す、(五輔第十)

一氣專定の一句は、要を扼す、(兵法第十七)

文氣捷滑なり、(大匡第十八)

錯綜して變を盡くす、(霸言第二十三)

渾穆莊貴なり、(四時第四十)

矛戟は毫端に排列す、(勢第四十二)

何俊良の評

造語は奥勁なり、(宙合第十一)

頓挫傳神の筆なり、(中匡第十九)

三器六攻は、語甚だ嚴確なり、、(版法解第六十六)

程敏政の評

廣理の句は、新理なり、(形勢解第六十四)

射泄の語は、奇創なり、(國蓄第七十三)

姚樞の評

禍理の語は、奇峭なり、(大匡第十八)

氣淸くして芳を含む、(白心第三十八)

曰く、天下を陶す、曰く、莞を刈る、語皆創異なり、(地數第七十七)

秀色は、沐するが如し、(揆度第七十八)

劉勰の評

收め得て簡勁なり、(立政第四)

德より義を絀ぬ、文脈緊正なり、(五輔第十)

事を叙す、古にして博なり、(山權數第七十五)

物徂徠の評

管子の書は、古人既に其眞贋の雜るを稱せり、予は獨り怪む、管子は齊に因りて、志を天下に得たり、三匡

文勢は、水の激して飛ぶが如し、(八觀第十三)
文筆委曲なり、畫の如し、(大匡第十八)
其の往くは復らず、來るは舍らず、此の兩語は精微にして、玄を抉る、(內業第四十九)
合獨の語は、奇創なり、(入國第五十四)
文は江海の如し、深くして廣し、(度地第五十七)

岳正の評

文氣は、紫瀾の飛ぶが如し、(版法第七)
況の一字を以て、文意を轉ず、輕妙なり、(法法第十六)
鄉師の責任を敍し、次第條析す、(小匡第二十)
三堯の語は、隱にして中る、(侈靡第三十五)
女子の語を寫す、鬼斧にて空を劈き、山も其角を崩すが如し、(同上)
泉の竭きず涸れずとの語は、德を以て心を治むるに喩す、(心術下第三十七)
心を以て官を治む、語能く解道せり、(內業第四十九)
諸山の封禪を敍列して、周悉す、(封禪第五十)
篋に藏むとの語は、人をして寒心せしむ、(山至數第七十六)

柯潛の評

文は博くして悉くす、(乘馬第五)
政を爲す能はざるを描寫す、文字慘然として、秋に似たり、(五輔第十)

黃震の評

頓跌轉折して、處處生動す、(正世第四十七)
凍雨の塵を洗ふ如し、(版法解第六十六)
城陽の大夫を形容す、畫の如し、(輕重丁第八十三)

周元會の評

古宕天成なり、(五輔第十)
筆態委婉なり、(大匡第十八)

沈維垣の評

蒼艶は人に逼る、(幼官第八)
德を麼ひ、生を仰ぐ、語甚だ姸媚なり、(君臣上第三十)

無赦の一語を疊用して、文氣凛然たり、(同上)
固情の一句は、上の三句を收む、此法絶佳なり、(戒第二十六)
娟媚たり、奕奕たり、文辭瑰麗なり、(小稱第三十二)
上に住むる斬然たり、下に起す突然たり、却て正接の如し、(同上)
管子病有りの一句を隔てゝ、前は管子の言なり、後は他人の追叙なり、然れども、前後の文脈相通ず、(同上)
末段、鮑叔の言を以て收む、餘情嫋嫋たり、(同上)
起手、奔語迸り出づ、(侈靡第三十五)
解義なれども、文態甚だ疏宕なり、訓詁の態を作さず、(心術上第三十六)
突然として筆を起す、奇甚し、(七臣七主第五十二)
各解皆管子の親筆に非ず、故に文淡弱なる多し、版法解は獨り勝る、(版法解第六十六)
秀逸にして蕩漾なる、酷だ韓非に似たり、(同上)
漸徵の兩字は、姦の積む所以なり、畏るべし、(明法解第六十七)
大臣之を私す、私の一字は、人臣の義に背くを見る、(同上)
文に古氣多し、(地數第七十七)

葉水心の評

國安國富の件に至り、句句其源に還る、(牧民第一)
選陣の一段は、吭を扼し背を拊つ如し、(七法第六)
對語高雅にして、古の典冊の如し、(小匡第二十)
富强兩字を飜弄して、姸多し、(制分第二十九)
意は常にして、語は警なり、(禁藏第五十三)
韵を轉じて句を成す、酷だ賦の體に似たり、(地員第五十八)
兩者相通ずるを相圓といふ、語は獨創なり、(乘馬數第六十九)
忽然東海一段に入る、文勢奇峭なり、(山權數第七十五)

孔穎達の評

得べからずといふ語を用ひたる數句は、愈よ硏きて、愈よ精なり、(權數第三)
自ら貴と爲さず、此語氣、邃穆なり、(立政第四)

丹沙黄金の一段は、雲珠玉滋の如し、是れ文の榮を見はすものなり、（地數第七十七）

張榜の評

字句或は相承け、或は錯り出づ、古人は一法に拘はらず、（牧民第一）

國を不傾の地に錯く一章は、整々三疊して、突起突止す、是れ一格なり、（同上）

筆は機微を穿ち、貴くして奇なり、佳句楮に滿つ、（形勢第二）

管子の文は、多く厚重峻峙を以て勝る、此篇は獨り逸宕の致多し、（權修第三）

地の財を生ずる以下、一轉して、章法便ち見る、（同上）

文勢高く峙ちて、古色有り、（版法第七）

天下を正すに分有り、以下七法を叙す、文勢特出して、奇甚し、（七法第八）

筆氣雄駿にして、文脈錯落たり、（同上）

一に勝ちて、百を服せしめ、立つ少くして、觀る多し、句法峭勁なり、（同上）

法を守る者は失はず、一句收め得て斬然たり、（五輔第十）

題奇なり、格奇なり、文も奇なり、名言は屑の如し、世宙の大觀なり、（宙合第十一）

老子曰く、泰に安んずと、管子曰く、徧く其道を環り畢ると、語意相似たり、（同上）

管子の文は、各篇に一格を出す、其尤も奇なるは、四稱、七主、問、及び此篇なり、（同上）

八觀の收結は、萬派の飛泉、一壑に歸する如し、（八觀第十三）

紂王の萬心、武王の一心、語轉じて意新なり、（法禁第十四）

截然として段を成し、意脈氣勢は、前後相映發す、（法法第十六）

人臣黨して群を成す一節は、撥轉して忽ち收む、勁甚し、（同上）

三匡及び覇形は、皆後人の追叙に係る、然れども其文は、高古奇絶にして、敬仲に逼るを見る、（大匡第十八）

彭生一節は、叙し得て簡古なり、（同上）

選陳の文は、雲卷き、風旋りて、銀河洗ひ出づるが如し、(同上)

首の二句は、養生家に入るべし、後文は六花八陣の如し、變爛の極なり、(幼官第八)

中央副圖の文、各語の妙は、其句中の一字に係る、蓋し詩法なり、(同上)

奇麗馳騁を極む、而して古質淵然たり、文品は莊子淮南の間に在り、子家の神器なり、(宙合第十一)

生じて死せず、立て立たず、兩句相對して、文理を成す、此れ章法の妙なり、(樞言第十二)

數言にして、千古の奸臣を說き盡くす、金鏡を揭ぐる如し、(法禁第十四)

章首には、仲の鮑叔に賴るを見る、末には叔輩の仲に賴るを以て收結す、此段の文字、知らざるものは、以て蛇足と爲し、知るものは、以て回龍と爲す、(小匡第二十)

文旨、周室に歸到す、分曉あり、語艶なり、(同上)

末段の一節は、筆を用る畫の如し、(霸形第二十二)

名言層見す、網中の珊瑚の如し、(霸言第二十三)

器成りて夫具る、一語は妙なり、數は計より離れず、一句は精なり、(參患第二十八)

花は鼎に落ち、草は野に移る、興亡の佳對なり、(侈靡第三十五)

心虛なれば神宿す、心潔なれば神留る、造語淺深あり、(心術上第三十六)

白心は文章至奇なり、纖塵を絕ちて、其妙を露す、(白心第三十八)

功を其誅なき所に於てすとは、誅なきを以て、功と爲すなり、此れ倒句法なり、此は下の二句を解す、文情斯れ宕なり、誅は其當を得、故に誅なきに至る、誅ありといへども、無きが如し、誅するを必せずして誅すれば、誅愈よ有り、下文更に刑あるを以て、刑無きに至る、二句を申(カサ)ぬ、愈妙なり、(禁藏第五十三)

五功の語は、兵家の恢詭に中る、(同上)

地則の一解は、對法を以て、文格を成すのみ、深意無し、(形勢解第六十四)

擧廢の一解は、淺思の筆に非ず、(版法解第六十六)

權衡を事とせず、語意甚だ佳なり、(明法解第六十七)

王者は民に藏む、霸者は大夫に藏む、此語は明に王霸の別を道破す、(山至數第七十六)

朱養純の評

治は身に本く、奚ぞ人に待たん、奚待の兩字は奇峭なり、（權修第三）
収め轉じて、勁悍なり、（七法第六）
世無の四語は、精爽なり（法法第十六）
痛快暢絶なり、（大匡第十八）
二語を以て、大四段を收む、力大なり、味深し、（小匡第二十）
秋水芙蕖を抽くが如し、（君臣上第三十）
韶を用ひて、法有り、（四稱第三十三）

朱養和の評

結末は奇甚し、峻甚し、（權修第三）
精明沈悍なり、（幼官第八）
禮と、務と相映帶す、（五輔第十）
先帝常義の一語は、姸媚なり、（宙合第十一）
叙次井然たり、（小匡第二十）
幾何の字を疊用し、語錯落にして、法變幻す、首尾自から結構を成す、（問第二十四）
中婦の言を叙する處は、輕燕の風を掠めて、整整斜斜たるが如し、（戒第二十六）
玄淵絶倫なり、（水地第三十九）
毎段に韵を用ふ、（地員第五十八）
和風烈旭の如し、愛すべく、驚くべし、（版法解第六十六）

楊愼の評

正言と反言と、錯綜して文を成す、所謂轆轤法なり、（牧民第一）
凡牧民の三字を反覆して掲ぐるは、覿面に喝醒せんと欲するなり、（權修第三）
文勢嶄然たり、文脈瞭然たり、（立政第四）
七目を分疏して、設諭を爲し、末後に反振して收結を作す、絶妙の文字なり、（七法第六）
七喩は極めて變ず、蓋し前文變せざるを以て、此に奇を作し、法を見はさざるを得ず、然らざれば、排板にして、癡となる、（同上）
四傷百匿は、節々解釋し、經を以て經を解す、亦一格なり、（同上）

第二）

政は民命を操る可し、是れ通章の筋脈なり、（權修第三）

語適にして、氣渾なり、藻色は、畫の如し、（五輔第十）

寄生の君の寄字は、危き狀を寫す、（八觀第十三）

譽を求め、亡ぐるに備へ、上に市ひ、威を恃む、此の數語は駿利なり、（法禁第十四）

六攻の三器を敗るを說く、語精なり、（重令第十五）

齊を匡すは、正に以て周を扶くるなり、故に文武の迹を、天下に成す、而して之を終るに群臣の謀を以てす、是れ文章收拾の妙法なり、（小匡第二十）

賞罰兩語は、道の爲めに趣を定む、（君臣下第三十一）

忽ち后羿、造父を引き、明君の道を說く、洵に卿雲の爛たる趣あり、（君臣下第三十一）

各其身を奉ずる一語は、無道の臣を寫す、人をして酸鼻せしむ、（四稱第三十三）

名進みて身退く一語は、臥して高きを養ふ道なり、（白心第三十八）

水の材の美なるを形容す、文章秀華にして、華旄翠旌の如し、（水地第三十九）

然らざればの一語を疊用して、民の死に至るまで守戰する狀態を寫す、（九變第四十四）

亂亡の理を述ぶ、文態は雲の地に附き、變じて翔鳥と爲る如し、（七臣七主第五十二）

民死、民信の兩語は、政の行はれ、民の服する所以を說く、（禁藏第五十三）

窮を賑はし、絕を繼がしむ、文筆曲折して、具に至る、（入國第五十四）

水を叙して、漸次區畫經理するを說く、水經に似たり、（度地第五十七）

驕る勿れ、邪なる勿れの二語は、大人をも戒むるを見る、（弟子職第五十九）

道は衆物を扶持す、一節は善く本旨を見はす、（形勢解第六十四）

刑法は民を用る大柄なり、不敢の二字は、人をして戰栗せしむ、（明法解第六十七）

數聖人の化を敷列す、文は琪花仙草に似たり、（輕重戊第八十四）

凡道の兩字より下は、語精にして、理は眞なり、是れ經言なり、然れども、大約管子の文章は、道を論ずる、雜にして一ならず、徼に精にして、化に妙ならず、識を以て入る、神を以て入るに非ず、有の無を解するのみ、無の無を解するに非ず、(内業第四十九)

馬棧の一語は、君子を用ふれば、小人退き、小人を用ふれば、君子退くに喩ふ、雋言なり、(小問第五十一)

吳王が劍を好むとの一語は、事實管子を去る遠し、故に此書の大半は、僞作たるを知るべし、(七臣七主第五十二)

呂覽は、此の如き發端多し、後世の論文に、冒頭を置くは、此に倣ふなり、其の事を逐ひ、段を分つも、精言多し、(禁藏第五十三)

九守は經言と近し、文要にして古なり、(九守第五十五)

禹貢職方は、質にして古なり、貨殖地理は文にして奇なり、皆九州の内の正志にして、其外は山海地員なり、山海は神怪に涉るも、地員は文章妙品なり、(地員第五十八)

弟子職は、二禮の中の祝銘の體なり、韵格相協ひ、誦讀に便なり、(弟子職第五十九)

管子の諸解は創體たり、後世の註疏と同じからず、傳註家の古式宗門なり、(形勢解第六十四)

文は極めて俚にして、極めて巧なり、漢以下に非ず、(海王第七十二)

上を完くし、下を引く、言奇にして、體奇なり、竹披き風入るが如し、輕峻絶倫なり、(山權數第七十五)

散々叙次す、文議、倶に觀る可し、淡にして奇なり、簡にして辨なり、周禮大戴の間に在り、(揆度第七十八)

春秋の中世に於て、越は荒遠の小侯のみ、本篇にて、之を大强國の如く稱す、其字句は、以て後世の僞作たるを證するに足る、(輕重甲第八十)

行文は遒勁眞摯なり、其の名を爭ひ、德に報ずる一語は、素賞の要領を得たり、(輕重乙第八十一)

沈鼎新の評

錯國より起り、語は駢儷にして、意は深奥なり、愈よ轉じ、愈よ生ず、有意を無爲に見はす、妙なり、(牧民第一)

飛蓬燕雀の喩は、便ち言行自ら則あるを知る、(形勢

下第三十一）
奇造精刻は、管子の本色なり、短語と曰ふ、其體は短にすべし、脩（ナガ）くすべからす、小稱すべし、大議すべからず、（小稱第三十二）
冗雜比俳にして、書中の劣品なり、（四稱第三十三）
節を逐ひ枝を生ず、剪段は珍といへども、瑣々たる玉葉金豆のみ、文は奇正を論せず、大雅は大にして、小巧は小なり、（侈靡第三十五）
白心は、道家の神物妙門にして、其文章は、管子の妙詣神品なり、（白心第三十八）
白心は金心、素心、胸中の純白是なり、純白にして後に神生ず、之を說くに、古奥權奇の筆を以てす、疑ふらくは管氏の作にあらず、春秋戰國、未だ曾て此等の文字を見ざるなり、（同上）
管子は大文字有る少し、時に有るも、韓非呂覽の下流なり、獨り水地は奇々怪々、戰國古文の尤なるものなり、莊子の馬蹄諸篇は、論體にして跡の尋ぬ可きあり、蘇秦の說は博なるも、方の內に在り、水地は人間有る所に似ず、是れ志の體なり、他文と同じからず、貨殖と相類す、奇正の韜略あり、（水地第三十九）

水地は絕奇なり、百氏の書にて、秦火の後に存するは、莊子一なり、管子二なり、水地は莊子と並ぶ、但し莊子は天の如く、水地は人の如きのみ、（同上）
幼官は贍にして宕なり、五行は嚴にして精なり、都て奇を用ふ、呂覽に勝るに似たり、呂覽は大にして詳なり、正となすのみ（五行第四十一）
文は管子書中の最も奇矯なるものにして、談は兵家中の最も微妙なるものなり、（勢第四十二）
是れ、一篇の爾雅にして、語古なり、春秋前の文に似たり、然れども其體は平板なり、（正第四十三）
事態の九變を言ふ、人の情變を言はず、散敍したる小言は、章を成さゞる如し、（九變第四十四）
文は任法と相似たり、十たび私人の門に至り、一たびも朝廷に至らず、其家を百慮して、國を一圖せず、忠臣は罪に非るに死し、邪臣は功に非るに起る等の美言は、雷同あるも取るべし、（明法第四十六）
此等の文は、散漫卑下なり、三代の末は、文運も衰へたり、蓋し文の古を貴ぶは、其盛を法として貴ぶのみ、衰を法とするに非ず、後世の學者は之を察せず、惜むべし、（正世第四十七）

り、即ち體の古近と、文の精疎と、居然辨ずべし、吾が信ずる所は、經言のみ(同上)

先づ綱を立て、經と爲し、後に解して傳を作る、結體は奇なり、造語は更に奇なり、漢武の樓臺に、奇材巧工を用るが如し、自然の仙境と異なり、(宙合第十一)

八観は、韓子に似たり、法家者の筆なるべし、其說は討察、其文は刻廉にして、致に深遠無し、音に索盡多し、先秦の文は、是の如し、(八観第十三)

議論は韓非に似て、文勢は呂覽に類す、衰世の象は、龐雜煩碎にして、音氣も下殺なり、(法禁第十四)

周文の弊は、利巧にして慚ぢざるに在り、其末流は漫にして、壑に赴くが如し、巧盡きて拙に入る、遂に唐宋の溺を開く、(重令第十五)

周の天下は八百年に越ゆ、後に七雄割分し毒爭す、運の極なり、故に文も其の運に似たり、末大にして筋收らず、態弱くして神振はず、病久しくして劇ならんとし、爛れんとす、此れ周秦の交に百家處士の横議、彌よ昌んにして、彌よ振はざる所以なり、管子に擬したる諸篇は、多きも見るに足らず、蓋し周文は、孟莊屈を推す、荀子韓子も、曼縱にして、神氣無し、呂氏挽て之を收むるも、已に薄し、嗚呼時なり、(法々第十六)

兵法は文妙なり、旨遠し、權祕にして法正し、(兵法第十七)

大匡は、齊語と工を爭ふ、敘辭は同からず、博大遒宕にして、峻裁を加ふ、氣體は國策に似たり、太史公も此法に倣ふ多し、(大匡第十八)

倫次は錯るに似て、錯るにあらず、關結は闕るに似て、闕るに非ず、古人の大文章は、時に此法有り、(同上)

六十問は、轉折陸離たり、天下の至奇と爲し、亦天下の至無奇と爲す、(問第二十四)

地圖、參患、制分の三篇は、一節を談ずる、一節より深し、其文章一篇の精は、一篇の義なり、相比合す、故に參看すべし、(地圖第二十七)

勝を帷幄に決し、朝廷に折衝す、文章精奇なり、短語は短兵の如し、正を以て合ふに非ず、奇を以て勝つなり、(制分第二十九)

文甚だ古ならざるも、嚴勁典制なるは、荀韓の上に在り、(君臣上第三十)

荀韓の長議論文字なり、刻深を以て奇と爲す、(君臣

忽然として玉を叙す、一段奇突なり、（水地第三十九）
文勢は、奔流の急湍を下るが如し、（山國軌第七十四）
數聖の術數を列述す、文氣古勁なり、（揆度第七十八）
重を量り餘を計る數語は、王者の德を見る（輕重乙第八十一）
文脈は水源を窮めて、崑崙に至るが如し、（輕重丁第八十三）

楊忱の評

郊迎の一段は、文語藻艶なり、（小匡第二十）

朱長春の評

造句は工なり、春秋上古の文は、此の如し、七國後の文は、始て奇を氣調に見る、古人の心は樸にして、後人の心は宕なり、古人は質を以て文とし、後人は文中に文を求む、古は方にして平なり、後は詭りて肆なり、時運の致す所なり、（牧民第一）
山高篇は、文、最も奇古なり、節々散叙して、頗る戴記に近し、韜略尉繚は及ばざるなり、（形勢第二）
篇中の美言は、民を爭ひ、貴を爭ひ、治を爭ひ、穀を養ひ、人を養ふ等の數行のみ、其他は曼衍にして、中承するは墨子に似たり、長支にして、悠靡なるは、荀子に似たり、（權修第三）
立政の文は、質にして正なり、奇に非ず、殊に形勢、乘馬と類せず、必ず一手にあらず、然れども春秋の文體なり、其首憲一篇は、齊語に近し、首事以下は、後代典志の本にして、經言の正書なり、七國以下に此文なし、（立政第四）
乘馬は首尾段落明晰なり、（乘馬第五）
七法の段落は、先秦の文に似たるも、實は先秦と同じからず、其言は簡なり、漫ならず、煩ならず、頗る造奇多し、是れ注意の作にして、文式と爲す可し、（七法第六）
幼官は文奇にして、語叢冗なり、多くは理に駁にして、未だ時憲に合ふを見ず、月令に如かざる遠し、（幼官第八）
五輔は、修條大幹、廣川衍隰の文にして、權修の篇と同一の筆なり、其小漫更靡なるは、先秦の體にして、荀子と相類す、（五輔第十）
大凡そ、外言以下は、贗鼎過半にして、其文も龐雜な

段を逐ひ分解するなり、(乘馬第五)地關けずより國安からざる一段は、百姓其居を安んぜずに根ざし來る、總て上の四條を解するに非ず、(七法第六)人を得る道は、之を利するに如くはなし、之を利する道は、敎ふるに政を以てするに如くはなし、是れ一篇の綱なり、(五輔第十)一篇自ら經傳を爲す、經は微言にして、隱語に似たり、傳は思致淵深にして、筆力俊健なり、經文と奇を爭ふ、(宙合第十一)道德等の語、多く幼官に同じ、然れども精神貫撤し、詞意融暢なり、(兵法第十七)公に其故圖を告ぐ、此の一句は、上文を收め盡す、左傳の鄭伯克段の篇に、公之に故を語ぐとあり、史記の項羽本紀に、章邯流涕して、趙高を言ふ、とあり、其文約にして意該る、皆管子に傚ふなり、(大匡第十八)踐位十九年以下は、治內の規を追述して、匡外の具と爲す、兵法の大陣の小陣を包むがごとし、此れ文章縱橫の妙なり、(同上)全篇の主意は鐘磬は樂しみに非ず、諸侯賓從して後に樂しむといふに在り、前後に相錯はる繡の如し、太史公得意の文體なり、(霸形第二十二)連轉する數十問にして、思を構ふる處は、巨細遺す無し、鋪敘の處は、峰巒疊出す、自ら是れ天地間の大設施、大文字なり、(問第二十四)次第相承け、冗を汰して、章を成す、中段以後は、沙を披きて、金を求む、卽ち佳句あり、自ら片段を爲す、(侈靡第三十五)思之の一段は、文章妙なり、怒を止むるは、詩に如く無しといふ一句は、理致甚だ長し、(內業第四十九)五諜の語は精到なり、兼併の術を說き盡す、然れども帝王の師に非ず、(禁藏第五十三)

郭正域の評

忠は益すも尙少きを患ふ、慾は損すも尙多きを患ふ、此の語は典型として傳ふべし、(樞言第十二)生臣死臣の兩語は、管仲召忽の定案なり、(大匡第十八)何の字を疊用し、文法甚だ錯落として奇を爭ふ、(問第二十四)

天の隆を犯す、一語秘奥を見る（輕重己第八十五）
帝、王、覇、衆等の語は、鮮妍にして日の如し、（幼宮第八）

張嵲の評

末段の文は、流星飛兎の如し、（八觀第十三）
呼吸の帝座に通ずるもの、是なり、（重令第十五）
衆理相當る、一語幽括す、（形勢解第六十四）
衆に事ふるは、語翻案にして、奇なり、（版法解第六十六）

趙用賢の評

中央副圖の文は、雄放なり、砂起り雪飛ぶが如し、（幼官第八）
大匡等の三篇は、當時敘記の文なり、（大匡第十八）
文法は累りに變じて窮らず、眞に天下の奇なり、（問第二十四）
封禪以下の諸篇は、概ね管子の書に非ず、其語意は類せざるもの多し、（封禪第五十）
是れ戰國後の文字なり、（七臣七主第五十二）
文章質實にして法制を說く周密なり、管子の自撰と認むるを得べし、（度地第五十七）
五土の民の語言を、五音に律す、古人譬喩の精妙なるを見るべし、（地員第五十八）
功失ひ色衰ふ兩語は、怠邪の戒と爲すべし、（形勢解第六十四）
輕重篇は、文意共に謬る多し、莊山にて錢を鑄る說の如きは、童子をも欺くべかるざる妄論なり、其の贋書たるは疑ひ無し、（輕重戊第八十四）

梅士享の評

此の文章沈渾なり、民の命を操る、朝に政なかる可らず、是れ一篇の綱なり、地博くして國貧なる一段は、國に政なければ、民貧にして、兵弱きを說くなり、地辟けて國貧なる一段は、政行はると雖も、君心侈れば、財匱しく力竭き、國終に富ます可らず、兵終に强くすべからざるを說くなり、遠人至りて去らざる、一段は、上に政あれば、民は其主を棄てざるを說くなり、（權修第三）
地は政の本なり、是れ、一篇の綱にして、下の五條は、

一、凡そ書中の脫誤疑義は、先儒之を辨識せしものあり、見易きものと雖も、必ず其名を標す、享元以來、文運日に旺なり、物徂徠嘗て讀管子を著せり、其他或は是の書を訓釋せしものあらん、然れども予は未だ之を見ず、其說を擧て、余の闕を補ふものあるは、固より冀ふ所なり、

一、昌平學に一本あり、注及序目無し、首に管仲傳を載す、脫誤頗る多くして、其粹なるもの、今本に勝る、遠き甚し、板式字様を檢するに、蓋し元板なり、明學未だ興らず、古本の世に存するもの猶ほ多し、豈に元時尹本に慊(アキタ)らざるものありて、梓して之を傳ふるか、注中に稱する所の古本は、即ち是の書也、明の趙用賢は、管子を校し自ら云ふ、改る所三萬餘言、其誤脫を正し、幾んど全書たりと、然れども其說を參考するに、殊に發明する所少し、安んぞ其誤改なきを知らんや、幸に是本あり、以て趙本の誤を訂正するを得たり、

管子文章評

蘇軾の評

賢知の君は、必ず勝地に立つ、此の語は奇にして淵なり、(七法第六)

筆態は、氷を盛夏に造るが如し、(樞言第十二)

朝、國、民の三經を細說す、文氣酷烈なり、(重令第十五)

古例を援引す、筆に波瀾あり、(法法第十六)

同一の文語、層見疊出す、是れ古文の妙處なり、(小匡第二十)

語尾に韵を押す、古調見るべし、(四時第四十)

道は根無く、莖無し、語氣深奥なり、(內業第四十九)

米價の高低を敘して、游商の富を成すを寫す、文勢奔騰して、風雨其手に在るが如し、(七臣七主第五十二)

字を古にし、語を簡にして、句法斬新なり、(入國第五十四)

儀は萬物の程式なり、一語にて該(カ)ね盡す、(形勢解第六十四)

湯王陰謀の語は、奇にして詭なり、(輕重甲八十)

あり、其意を行して言を立るものあり、事跡に就て其志を推すものあり、統て之を論ずるに、外言、區言は、篤論多くして、明法一篇又解あり、蓋し管子に親炙したるもの丶述ぶる所、內言短語は、時に嘉言ありて、雜篇は弟子職尤も其の翹々たるものなり、其餘は再傳若くは三四傳の後に成る、相距る益〻遠く、其言は益〻淺し、輕重篇の諸篇に至りて極る、舊註に房玄齡と署するも、淺陋疎謬にして、或は句讀を辨せざるあり、人固より治國に長じて、解書に短なるものあり、然れども玄齡は王通に學び、高足弟子と稱す、其智自ら知るに足る、又功名を以て顯はる、必ず强て此書を註して後世に謗を貽さず、新舊唐書亦其の管子に注したることを言はず、晁公武は以爲らく尹知章の託する所なりと、然れども、知章は名を玄齡に託せず、安人は玄齡に假りて管子を重くせんと欲す、故に改て玄齡と署するのみ、仲尼嘗て管仲の功を大として曰く、管仲無かりせば、我は被髮左衽せん、史遷も亦其論は卑くして、行ひ易く、善く禍に因りて福と爲し、敗を轉じて功を爲すを稱す、之を其書に驗するに、其言ふ所は、即ち其行ふ所なり、方今洋夷猖獗、海內多事、其法を擇びて之を施さば、必ず能く禍に因りて福を爲すものあらん、顧ふに其書は古より甚だ世に行はれず、是を以て誤脫多く、古字假借多し、知章は陋儒にして、之を抉摘する能はず、故を以て人之を讀むに難し、予竊かに憾む、乃ち自ら揣らず、徧く異同を校し、傍ら之を群書に徵して、字解句釋、至當なるを期し、一に之を古訓に本づく、自ら謂ふ其一斑を得んと、輕重諸篇に至りては、膚淺陋劣、固より讀むに足らず、然れども其文は古なり、因て亦之を解す、名づけて纂詁と曰ふ、敢て臆斷せざるを示す、元治甲子、伊豫の人三浦五輔、これを世に公にせんと請ふ、乃ち再校して之を梓に授く、元治紀元二月朔、

安井息軒の管子纂詁の凡例

一、舊本は房玄齡注と題す、先儒多く之を疑ふ、四庫全書總目提要に至り、定めて尹知章注と爲す、考證頗る核なり、今之に從ふ、

一、舊本は、篇末欄上に、諸家評論を收め載す、紛然として目に盈つ、然れども要は古訓と相涉らず、其取る可きもの、今之を注中に收め、餘は概ね刪落す、

ふは、之を惜むのみ、彼れは英主に逢ひ、大國に相として、其力を王室に效すもの、未だ十の半なること能はず、故に孔子の管仲を論ずるは、周室の爲に惜むなり、其人と爲りは、固より之を仁と謂ふ、其書に至りては、精語良猷多し、間に門人の手に成る、驊駁一ならずといへども、要するに亦其跡を考ふ可し、善く讀むもの、擇びてこれを用に致さば、以て周官に參して、孟荀に匹すべし、科擧の學興りてより、古書は之を高閣に束ね、加ふるに舊註の疎謬を以てし、傳寫も譌誤多し、遂に人をして讀を樂まざらしむ、飫肥の安井仲平は識高し、諸子に於て最も管子を好む、研鑽數年にして、終に纂詁一書を作る、管子の言も、此に由りて昭なり、韓昌黎言へるあり、聖人の道を觀るは、必ず孟子より始むと、余は謂ふ、三代制作の意を觀るは、必ず管子より始むと、蓋し、善く制度を考るものは、意を法外に觀る、唐、虞、夏、殷の制作は周公善く酌みて之を裁す、周公の制作は、管子善く實にして之を通ず、今其流に遡りて、其源を討ぬ、損益の故を審にし、繁簡の宜しきを知らば、治平の道に於て、思ひ半に過ぎん、仲平は周官、儀禮等の書に於ても、嘗て撰述あり、周公の宜を裁せし所と、管子の時に應せし所と、必ず洞觀して通悟したり、然れども是れ意中の事なり、纂詁の書は、之を筆するに及はず、善く書を觀るものは、書を觀て、書に觀られず、此書を觀るものも、其れ亦觀る所を察せよ、元治紀元秋、

安井息軒の管子纂詁の序

管子八十六篇は、劉向の校定を經たり、是れ漢書に著はる、李唐より五季に至り、十篇を亡して、其目は猶存す、其書厖雜にして統無し、宋の葉適は一人の筆に非ず、亦一時の書に非ずと謂ふ、其言固より是なり、然れども其の然る所以は、未だ知るを得ず、蓋し古人の書を著すは、師說を紹述し、舊題に率襲し、其書を改名せず、爾雅は周公の著と稱し、莊子外篇雜篇は、門人の撰述なり、管子の書も此の如きのみ、故に之を夷吾の自著と謂ふは、固より之を失す、之を後人の僞撰と謂ふも、未だ得たりと爲さず、今詳かに全部を考ふるに、經言九篇は、管敬仲の手に成る、故に經言と尊稱す、外言以下は、其學を承るもの、之を述べて、其本づく所各同じからず、緒言に掇りて篇を成すもの

一、唐志及び呉氏書目に、尹註あり、房註なし、杜祐の管子指略の序に云く、世に房玄齡の注と稱して、注頗る淺陋なり、恐くは玄齡に非ずと、或は云ふ、尹知章なりと、今傳ふる所の房注は、即ち所謂尹注なり、焦氏經籍志に云く、尹注十九卷にして、房注は二十卷と、無稽と謂ふ可し、

一、諸本卷首には、劉績と房玄齡と同じく唐に係る、余嘗て心術上篇を讀むに曰く、鬼神の力に非ず、精氣の極なりと、劉績曰く、此語極めて精なり、學者宜しく深く味ふべしと、竊かに疑ふ、此れ唐人の口氣に非ずと、因て唐宋書目を按ずるに、劉績の增注を見ず、近ごろ劉績補注淮南子を得たり、其注中に、山東青州府、順天府、昌平縣等の地名あり、乃ち劉績の明人なるを知る、

一、本邦の坊本は、誤を承け、訛を襲ぎ、句すべからざるものあり、明板も善本なし、因て元冲原本を以て本とし、諸本を參考し、旁ら群書を稽へ、間に管窺を附し、脱誤を正す、舊注の紕繆闕略も、頗る補正し、其考ふ可らざるものを闕き、以て後哲を俟つ、

一、增注通演は、多く舊注の誤解を正す、今皆標掲せず、但其舊注極めて是にして、增注通演の非なるものと、增注既に得て、通演の非なるものとは、之を正して曰く、舊注を是と爲すと、曰く績按を是と爲すと、

一、凡そ注評文は、圍むに方圈を以して、正文に別つ、

一、管子の贋鼎たるは、先儒之を論ぜり、朱養純等は猶謂ふ、管仲の功業は、全く此書に載すと、輕信妄論、駸々として詐力に入る、余先賢を誣て、後學を誤るを懼る、故に先儒の評論を採り、之を總評と稱して、卷首に揭ぐ、

一、朱長春通演は、確論精識、諸家に卓然たり、惜むらくは、其人、仙に淫し、往々附會するに修練を以てす、其序は大旨の在る所、遺軼すべからず、今これを四子全書に擬り、卷首に載す、

一、形名法術は、人の智意を益す、然れども、膚見淺慮にして、經濟を談ずるもの、之を倚びて、聖經に過ぐるは、虎を畫きて狗に類するが如し、

鹽谷宕陰の管子纂詁の序

後儒は管子を以て、聖賢の取らざる所と爲す、然れども、孔子は管子を非とせず、之を稱して器小なりとい

の讀書雜志と相合ふ、此類尙多し、戴子高は紹興本其他の良書に據り、此の校正を著はす、其の必傳の書たるは疑無し、同治十二年癸酉二月、

胡燏棻の管子地員篇注の序

周衰へて職方氏廢し、其遺說戰國に傳はりて、地員著はる、乘馬輕重の術は、天下の利を籠む、動植百物土地の生產を精究して、分類を生じ、肥墝を相し、燥濕を診して、其美惡多少盛衰を察す、然らば地員の學は、王政の廢せざる所にして、揆度、地數の從て出る所なり、王紹蘭は物類の訓解に精通す、其說は百家を網羅し、鉅細貫綜し、浩渺として涯なし、此の地員篇注は、解義繁富にして、一字の證に幾んど萬言を累ぬ、瀆田を釋すれば、倂せて溝洫を辨じ、黍秫を釋すれば、兼ねて麻檗を說く、邱陵墳衍、草木鱗介の屬に至るも、爾雅、山海經の諸書を引きて、博侈を務む、七尺を施と爲すは、月令鄭注を引き、天施地生を以て義と爲す、泉黃にして糗を說くは、汎く傳記の言を引く、民壽を說くは、論衡の上世の壽百歲と謂ふを引く、此類の如き、或は恠迂にして、地員の意を失すと雖も、大抵精博幽窅にして、舊注の及ぶ所にあらず、光緒十七年二月、

猪飼敬所の管子補正の題言

一、漢書藝文志に云く、管子八十六篇は、隋書經籍志及び唐書藝文志に篇數を擧げず、晁氏讀書志に、獨り言ふ、今十篇を亡ふと、後人は隋唐の時に、全書猶ほ存せしかと疑ふ、愚按ずるに、封禪篇の注に云く、元篇亡ぶ、因て司馬遷の封禪書に載せたる管子の言を以て之を補ふと、李善の文選の注に云く、士は耿介の心を懷き、惡木の枝に蔭せずとの語は、今の管子に存せずと、蓋し隋唐の際、既に十一篇を亡せり、注者は史記に據り、一篇を補ふ、故に今十篇を缺く、

一、唐志に云く、尹知章は管子三十卷を注す、崇文總目に云く、吳兢の書目を按するに、凡そ三十卷、今は十九卷を存す、形勢解篇より以下十一卷を亡す、文獻通考に云く、二十四卷今本卷數正に同じ、形勢解以上十九卷、亦尹本と合ふ、蓋し形勢解以下十一卷、宋季に復た出づ、幷せて五卷と爲す、朱養和が今本遺軼すと謂ふは、誤れり、

甚だし、舊唐書經籍志、新唐書藝文志に據れば、管子に尹知章の注あり、今本は僞り題して、房玄齡に作る、訓釋淺陋なり、今並に訂正を爲して、逸文を以て末に附く、之を疏通して、證明するは、後の君子に俟つなき能はず、嘉慶十七年太歲在申三月十二日、

張佩綸の管子地員篇の序

管子地員篇は、經義を得たり、周禮の土會の法、土均の法、土圭の法、稻人、草人の掌る所、三虞三衡の守る所、職方の圖、溝洫の制と、同條共貫し、旁推交通せざるなし、乘馬に云く、之を命じて、地均と曰ふ、實を以て數ふと、地員は雜篇に隸するも、實は乘馬の旨を發揮す、經義を以て論ずれば、周禮は經にして、管子は緯なり、管子を以て論ずれば、乘馬は經にして、地員は緯なり、

王紹蘭の管子地員篇注の序

紹蘭、舊書を瀏覽し、管子地員篇に至り、其博大閎深なるを見る、高きは山なり、平なるは林なり、虛なるは丘なり、流るゝは水なり、穀を樹るは田なり、耕し治るは疇なり、上飛は鳥なり、下走は獸なり、夫の五粟、五沃の土性より、細華、白稻の種類に至るまで、皆其形狀を究め、天の生ずる所、地の載する所は、畢く收めざる無し、然るに、世の傳ふる所の尹知章の注は、淺陋疏略にして、發明する所罕なり、因て博く古今通人の說く所を採りて、條分句解し、簡にすべきは簡にし、繁にすべきは繁にし、釐めて四卷と爲す、道光十四年甲午、仲秋の月二十七日、

潘祖蔭の管子校正の序

諸子の正文は、道藏本を以て存す、管子は道藏に列せず、其の紹興本に載せたるものは、他本の誤謬を證するに足る、他本は形勢篇の虎豹幽に託するを、幽を得るに誤り、邪氣內を襲ふを、內に入るに誤り、乘馬篇の大山を太山に誤り、版法篇の天に法り、地に象るを、象法に誤り、宙合篇の美好音聲を、美色淫聲に誤り、樞言篇の宗室を、宗至に誤り、法法篇 物に矜るを、物を務るに誤り、霸言篇の百馬代るを、伐つに誤り、海王篇の開口千萬を、問口に誤り、山國軌篇の、道有る乎を、道予に誤る、紹興本は然らず、王懷祖先生

し、闡發する所なし、其七法篇の評に云く、是れ注意の作にて、文式と爲すべし、後の分段は神弛み氣懈る、周末秦先の病は此の如し、千年來の文家、反て其病を學ぶと、亦大言すと謂ふべし、(管子摧二十四卷内府藏本)

方苞の删定管子の序

管子の書は、衆法家の附綴して成る所なり、雜ふるに、道家の説、齊東野人の語を以てす、其本眞は幾ばくも無し、

洪頤煊の管子義證の序

己巳の年、余は徳州使署に在り、孫淵如は觀察師たり、其の校したる管子を以て、余に屬し審定せしむ、會、王懷祖觀察、暨び令嗣伯申學士も、校本を以て遺らる、是に於て、其重複を删り、附するに鄙説を以てし、管子義證八卷を成す、乃ち之に序す、左の如し、

管子は漢書藝文志に於ては、道家に在り、隋志經籍志に於ては、法家に在り、劉向曰く、管子の書は重複を校除し、定めて八十六篇とすと、是れ今本の篇數と同じ、太史公曰く、吾は管子の牧民、山高、乘馬、輕重、九府を讀む、詳かなるかな、其之を言ふや、其書は世に多く之れ有り、是を以て論せずと、又管子の語を引きて曰く、倉廩實て禮節を知り、衣食足りて榮辱を知ると、是等は、皆今本中に在り、今時の本は、即ち漢世の本たるを證するに足る、但し今本の管子は、王言、謀失、正言、言昭、修身、問霸、牧民解、問乘馬、輕重丙、輕重庚の十篇を闕く、文選の注に、江邃の文釋を引きて、管子の語を錄す、曰く士は耿介の心を懷く、故に惡木の枝に蔭を取らず、惡木の蔭をも尙恥づ、況や惡人と同じく處るをや、其耻る甚しと、然れども今本の管子には此文なし、李善曰く、今本の管子を檢するに、近ごろ數篇を亡すと、文釋の揭ぐる所も此亡篇の内に在らん、漢魏より隋唐に迄るまで、管子著錄は、北堂書鈔、初學記、藝文類聚、太平御覽、諸書に引證する所、或は今本中にあらざるものあり、然れども、是れ他書より管子の言を引くのみ、別本あるにあらず、蓋し、子書の流傳は、管子より先なるもの無し、管子より眞なるもの無し、其文義奧衍にして、下士は驟かに通ずること能はず、故に注家絕少にして、錯誤彌よ

し眞を失ふ、此本は萬歷壬午趙用賢刊行の宋本より翻雕すと稱す、前に紹興己未張嵲の後跋あり云く、誤脫甚だ衆し、頗る是正を爲す、用賢の序に又云く、其脫誤を正すもの、三萬言に逾ゆと、則ち屢〻點竄を經て、已に劉向校定の舊に非ず、然れども終に他氏妄りに更ふる所の者に愈る、近代に在りて、猶ほ善本とす、舊に房玄齡の注あり、晁公武は以て尹知章の託する所と爲す、今唐書藝文志を考ふるに、元齡の管子註は著錄せず、尹知章管子三十卷を注すとあり、蓋し知章は絳州翼城の人にして、神龍の初め、太常博士に官し、睿宗の朝に、禮部員外郎に拜し、國子博士に轉ず、孝經注、老子注あり、今並に傳はらず、惟だ此註は元齡の名に藉りて存す、其文は淺陋にして採るに足らず、然れども蔡條の鐵圍山叢談に曰く、蘇軾、蘇轍、同じく省試に入り、一題を得たり、軾は其出處を得ず、轍は、口を以て筆を吹く、軾因りて管子註に出るを知ると、然らば宋時已に、士を試むるに、此註を用ひしものか、古本は他の註無し、明の劉績の補註も僅少にして、糾正未だ相代ふるに足らず、故に舊本に仍りて之を錄す（管子二十四卷大理寺卿陸錫熊藏本）

明の梅士享の編なり、士享字は伯獻、宣城の人、管子原目三十卷、已に考ふ可らず、明代の舊本皆二十四卷なるに、士享の此本は合して十五卷となし、自己の意を以て之を詮敍す、牧民、形勢、九敗、版法、明法、の諸解は、皆本篇の後に移附し、已に其次第を亂し、又謂ふ其文は繁冗にして不倫と、乃ち一篇の中に於て、上下二格を分ち、其定めて管子本文と爲すもの、之を上格に列し、後人の攙雜及び義の安からずと認るものは、之を下格に列す、其自ら發明を爲すもの、別に梅生曰くと稱し、以て之を別つ、蓋し諸子の書を讀みて、必ず經義を以て之を繩す、何ぞ晉唐行草の跡を閱して、糾すに說文の偏傍を以てするに異ならんや、（詮敍管子成書十五卷內府藏本）

明の朱長春の撰なり、長春字は大復、烏程の人、萬歷癸未の進士、刑部主事に官す、是の書は、趙用賢の本にして、之を增釋す、故に凡例文評倶に其舊に仍る、惟だ每篇に各敍釋を加へ、篇首に在るもの評と曰ふ、多く作文の法を論ず、篇中に在るもの通と曰ふ、文に隨ひ其義を訓解す、篇末に在るもの演と曰ふ、乃ち一篇の大旨を統論す、皆長春の一手に出づ、異名を創立

龐雜重複して、一人の手に出でざるに似たり、心術、內業、諸篇は、道家に影附して、高尙なるも、侈靡、宙合、諸篇は、隱語を刻畫して、怪異なり、管子は實を責めて政を爲す、安んぞ虛浮の語あらん、牧民篇最も簡明なり、其要に曰く、倉廩實れは禮節を知る、衣食足れば榮辱を知る、禮義廉恥張らざれば、國は滅亡す、此れ管子正經の綱なり、苟も王者の心を以て之を行はゞ、歷世といへども弊無かるべし、秦漢以來未だ能く其實を踐むものあらざるなり、大匡篇は、管子の事業順序、皆按して考ふべし、然れども、其說は之を粉飾して、功に誇るに似たり、輕重篇の若きは、皆多く術を爲して私を成す、瑣屑甚し、必ずしも管子の眞ならす、

楊忱曰く、管子論高く文奇なり、後人一字を增減するを得ず、

張嵲曰く、管子は天下の奇文なり、心術、白心、上下、內業の諸篇は、是れ其功業の本づく所なり、

四庫提要の評

舊本管仲撰と題す、劉恕通鑑外記に、傅子を引き曰く、管仲の書の過半は、後の好事者の加へたるものにして、管仲死後の事に涉る、輕重篇は、尤も鄙俗なりと、葉適水心集に曰く、管子は一人の筆に非ず、一時の書に非ず、其西施、毛嬙、吳王劍を好む等の言を以て、之を推せば、春秋の末年なるべしと、今其文を考ふるに、大抵後人の附會は、仲の本書よりも多し、抑も仲は桓公の前に卒せり、然るに篇中處々桓公と稱す、其の仲の手に出でざるは疑なし、書中に經言九篇、外言八篇、內言九篇、短語十九篇、區言五篇、雜篇十一篇、管子解五篇、管子輕重十九篇あり、其中孰れか手筆たる、孰れか語錄箋疏たる、當時必ず分別ありしならん、其五篇に管子解と題するを觀れば、以て推すべし、後人混じて之を一にするに由り、疑を致すのみ、晁公武讀書志に曰く、劉向の校本は、八十六篇、今十篇を亡す、李善の註したる、陸機の猛虎行に曰く、江邃の文釋に、管子を引きて云く、士は耿介の心を懷き、惡木の枝に蔭せずと、今管子に此語無しと、然らば、唐初已に完本に非るを知るべし、明の梅士享刊行の書は、牧民解を牧民篇下に附し、形勢解を形勢篇下に附したる如き、一にして足らず、彌よ竄亂を爲

傳ふ、其の能く天下を一にし、君を五覇の盛なるものに致すも、宜なり、

蘇子瞻曰く、嘗て周官司馬法を讀み、軍旅什伍の數を得たり、其後に管夷吾の書を讀み、其の周の制を變ずる所以を得たり、蓋し王者の兵は、已むを得ざるに出づ、以て勝を求るに非ず、故に其法たる、以て敗る可らざるを要するのみ、桓文に至りては、勝を決するに非れば、以て覇を定むる無し、故に其法は必勝に在り、繁にして曲なるものは、敗る可らざるを爲す所以なり、簡にして直なるものは、必勝を爲す所以なり、

葉水心曰く、管子は一人の筆に非ず、一時の書に非ず、誰の爲る所なるかを知らず、毛嬙、西施、吳王劍を好む等の語あるを以て考れば、是れ春秋末年の著作なるべし、漢初の學者、講習尤も著はる、賈誼、鼂錯以て經の本とす、司馬遷曰く、管氏の書は詳なりと、成帝、哀帝の時に至り、劉向等群籍を論定して、古文大に盛なり、學者の疑信未だ明ならざれども、管氏、申、韓の書は、此に由りて斥けらる、然れども、昔より相承けて、是れ齊桓、管仲、謀議唯諾の辭なりといふ、士の淺心は、周公、孔子の津涯に至る能はざるも、各自の才分に應じて立つを圖らば、管仲の嘗て親から經紀せし所は、豈之が標指と爲すに足らざらんや、

朱子曰く、管子の書は雜なり、管子は功業を以て著はれたり、必らずしも書を著はさず、弟子職の篇の如き、全く曲禮に似たり、他篇或は莊老に似たり、或は其說太だ卑し、直ちに是れ小意智の處なり、管仲は此の如く陋しかるべからず、其內政分卿の制は、國語之を載す、却て詳なり、蓋し謂ふ、戰國の時人、管仲當時の行事言語の類を收拾して、之を著はし、並に附するに他書を以てしたるか、

周氏曰く、管子の書は、雜說の叢る所なれども、余は其の道理名法を統理して、餘子に過ぐるを愛す、但し他篇は自ら道を語り、法を論ずるも、內業、法禁、諸篇の如きは、偏駁にして相麗かず、

陳氏曰く、漢志を按ずるに、管子八十六篇を道家に列す、隋唐志には、之を法家の首に著はす、今篇數は漢志と合す、而して卷は隋唐志に比れば多し、管子は法家に非るに似たり、然れども、世に管商と稱す、是れ其の術を標し、心を用ふる同じきを以てか、

黃震曰く、管子の書は、誰の集る所なるかを知らず、

管子の書に就ては、諸家の評説糾紛す、或は古言流傳して、信ずべらざる多しといひ、或は鹽策を擧げて、後世功利の祖となるといふ、是皆管子を說くに足らざるなり、管子は、兵と財とを主要と爲し、之を運用するに法を以てす、其書中には、秘典多し、牧民、乘馬、七法、幼官の如きは、富强の本を立て、白心、內業の如きは、玄微の域に入る、之を要するに管子は、周官を祖として、化裁變通し、王を縮めて霸と爲す、故に功業炳煥たり、

朱養和の管子評註の凡例

一漢志には、管子八十六篇とす、今舊本に據りて詮次すれば、其王言、謀失、正言、言昭、修身、問霸、牧民解、問乘馬、輕重丙、輕重庚の十篇は、亡失したるを以て、二十四卷となる、

一房玄齡の註したる後は、善本無し、舊刻は錯誤して、殆んど義を成さず、今房註に加へて、劉績と朱長春との評を載せ、每篇の末に、諸家の總論を揭げ、詳に玄旨を暢ぶ、其欄外には、梅士享、張榜、楊愼等、今古名儒の評語を集めて、大成す、

一古文は圈點を加ふべからず、然れども讀者を便にする爲めに、其詞理の兼ねて勝る處、其用字の奇なる處に、批圈を加ふ、

諸家の短評

劉勰曰く、管仲、晏子は、事覈にして言練る、

班固曰く、道家管子八十六篇なり、孝經に弟子職一篇あり、是れ管子の作る所にして、管子の書にあり、

傅子曰く、管子の書は、大半後世好事者の追加にして輕重篇は尤も鄙俗なり、

孔穎達曰く、輕重篇、或は是れ後人の追加なるべし、

晁公武曰く、劉向の定めし所は、凡そ八十六篇なり、世に稱す管仲の選述なりと、杜祐指略に云く、房玄齡註すと、其書に管子歿せんとして、桓公に對へたる語を載す、疑ふらくは、後人の加ふる所ならん、其註も淺陋なり、恐くは玄齡の撰に非ず、或は曰く、尹知章の筆なりと、予は仲の書を讀み、其政令を謹しみ、商賈を通じ、力役を均しくし、地利を盡すを見る、既に富强の道たり、且禮義廉耻を以て、其國俗を化すを見る、其心術、白心、諸篇の如き、側かに正心誠意の道を

を薦めしを知らざるのみ、

朱長春の管子の序

管子の輕重の篇を観るに、米鹽の猥屑なるは、醜むべし、良賈素封家も、唾して用ひざらんとす、全書に雜の多きは以て知るべし、夫れ管子の霸圖、大要は三事なり、曰く法、曰く財、曰く兵、其法は四維四順の説に在り、雜は嚴誅の弊あり、其財は倉廩衣食乘馬の説に在り、雜は龍斷の弊あり、其兵は七法幼官の説に在り、雜は詐謀の弊あり、管子をして詬を萬世に蒙り、罪を儒家より受けしむ、是れ雜の過なり、按ずるに、管子は齊の良たり、五伯、十二侯、賢大夫の首たり、能く區々たる海東罷弊の齊を以て、君を佐け、民を用ひ、三歳にして治定り、四歳にして教成り、五歳にして兵出で、三たび亡國を存し、諸侯を九合し、以て周の天子を衞る、後世遊談の士は、之を稱して太宗とす、故に其書の雜なるものは、春秋後の筆を交へ、戰國の文あり、秦先周末の文あり、孟子曰く、古人を尚論し、盡く書を信ずれば、書なきに如かずと、余謂ふ、管子多く僞る、必らずしも信ず可らずと、蓋し經言は信ずべし、之を[illegible]して、內言は十の二、外言は十の半、短言區言は十の七、雜篇は十の九、輕重は全部、是等は皆僞なり、其解も尹知章の初註は蕪陋、劉績の定めし所も略にして誤多し、讀間に校して之を標す、約そ十に五を得たり、其輕重篇は論ぜず、庶くは管子に忠ならん、

朱養純の管子の序

管子の書は、卑にして行ひ易く、小にして大を圖り、敗を轉じて功と爲し、取るを許りて乏しからず、其君を愚にし、其民を愚にし、天下の諸侯を愚にし、彼等を湊合して、吾術に歸せしめ、敢て背かざらしむ、嗟亦巧なり、蓋し王たるを得て王たるものは、周公なり、霸たるを得て覇たるものは、管子なり、王たる德ありて王たるを得ざるは、孔子なり、王たる能はずして王たらんと欲するは、孟軻なり、管子五十八篇、經緯完く備り、禮義廉耻を以て主要とす、若し文王武王に遇はゞ、豈王佐たるを得ざらんや、

沈鼎新の管子の序

侑に、兕を兄に、釋を澤に作る如き是なり、太匡の篇に、兄我に齊國の政を與ふとの語あり、原註には、召忽が管仲を呼びて、兄と爲すと解するも、此の兄の字は、兕と讀むを至當とす、書既に雅奥にして、讀み難きに、其註も誤謬を加へ、後人をして究知する能はざらしむ、今悉く宋本の刊定に從ひ、考ふべからざるものは、篇首に標識して、有識者の訂正を俟つ、

一、管子の新本は、長篇の更端の處に至る每に、別行と爲し、分析太過の弊無き能はず、今宋本を按して校正し、其文義の隔別すべきものは、之を標し、其合ふべくして分れたるものは、之を正す、

一、管子の書は、近板數家、皆訛を承け、謬を襲ぎ、雜亂支離し、讀者をして、厭棄せしむ、今宋本を按して、更正比次する數千百餘處に及ぶも、猶闕文誤字の解すべからざるものあり、海內藏書家、善本を以て、更に輯定せば幸なり、

一、張巨山、紹興己未の寫本に云ふ、熟讀數月、始めて義訓を窺ふ、然れども誤說甚だ多し、其の解する能はざるものは、十の二三なりと、以て此の書の訛謬既に久しきを知るべし、今句讀を詳定し、上下の文義を通ぜしめ、房註の誤句、劉註の更正せしものを列疏し、以て覽者の研解に便にす、

郭正域の管子の序

余嘗て管子を讀み、其の善く時に因るを歎ず、蓋し三代の世は、人情純朴なれども、周末に至りては、紛雜なり、管子は威公を佐け、區區の齊を以て、海隅に在りながら、貨を通じ、財を積み、國を富まし、兵を强くし、其政策は民俗と好惡を同くす、其書に曰く、倉廩實ちて禮節を知り、衣食足りて榮辱を知る、人君法度に從へば、民治り、禮義廉恥張らざれば、國滅ぶと、彬彬として君子の言なり、經世家或は國軌地數の諸篇を觀て、其贋作なるを察せず、漫りに細利を貪るものと推測す、或は寬貸する勿れ、變更する勿れといふを聞きて、苛酷なりと妄斷す、是れ管子を知らざるものなり、余は謂ふ、管子の文は、博にして偉なり、精にして特なり、人情の要を總べて、苛察に流れず、一言にして千古の理を藏するもの、其書に燦爛たり、之を用ふれば、國を富まし、民を安んずるに足る、蘇洵は其後任に賢者を擧げざりしを責むるも、是れ其の隰朋

らざる所なし、惜むらくは、生て覇運に逢ひ、之を展るに、未だ其才を盡さず、世宜しく此の有用の文章を珍とすべし、

趙用賢の管子の序

管子の舊書は、三百八十九篇にして、漢の劉向其重複を校除し、八十六篇とす、後又十篇を亡ふ、近世の傳ふる所は、往往淆亂して、讀むに難し、余は古の善本を求むる二十年、始めて之を友人秦汝立氏に得たり、其大要は完整なるも、字句誤り多し、之を校正すること三萬言を超ゆ、其の疑を存するものは、猶十分の二あり、蓋し謂ふに、五霸は桓公を最盛とす、管仲之が佐となる、其事業は孔子の門に稱揚せられず、其言論は權謀功利として、擯斥せられたり、然れども、余は此書を讀み、其故を考へて周公の善く王者の法を備へ、管子の善く周公の法を變じたるを知る、彼の牧民、乘馬、幼官、輕重、諸篇の如きは、周官を離れずして、用を制し、周官に局せずして、變を通ず、蘇軾曰く、王者の兵は、勝を求むるに非ず、故に其法は繁にして、曲なり、霸者の兵は、勝を決するを求む、故に其法は簡にして、直なりと、然らば管子の法は、周公より變ずと謂へば可なり、周公に背くと謂へば不可なり、世人は管商を以て、功利の首と爲す、然れども、管子の白心、內業、諸篇を觀れば、聖人の道を窺ふに難からず、何ぞ商君の慘毒に比するを得ん、

趙用賢の管子凡例

一、漢志の管子は、八十六篇なり、吳兢の書目は、三十卷とす、今舊本に據りて、詮次す、其の王言、謀失、正言、言昭、修身、問霸、牧民解、問乘馬、輕重丙、輕重庚の十篇は、亡失せしを以て、殘篇を二十四卷とす、

一、管子の註は、房玄齡に出づ、或は云ふ、唐の國子博士尹知章に出づと、其訛謬穿鑿は、日抄に之を論ずる甚だ詳なり、蘆泉の劉氏績は、補定を爲し、簡明貫穿して、發明する所多し、然れども近刻は錯誤して、句讀すべからず、今宋本に據りて校定す、而して劉註の適切なるものは、之を篇首に列し、冠するに按の字を以てす、其間には愚見を以て、註する所も雜へ載す、

一、管子の書は、古字多し、專を搏に、弍を貣に、宥を

一、管子當年の功は、天下を匡すに在り、天下は周の有なり、能く天下を正せば、以て王たるべし、周を匡す實績は、首止の會より大なるは莫し、其次は召陵の師たり、其次は三亡國を存するに在り、其外の會盟征伐にも、仁信著はれて、天下之に歸す、故に曰く、令を下すこと流水のごとし、

一、管子の時は、周の命未だ改らず、故に霸を以て、尊王攘夷を行へり、世の論者は徒に其王たらざるを責め、遂に其書を行ふもの有る鮮し、然れども、管子の志は、齊を以て周を輔くるに在り、晉の隧を請ひ、楚の鼎を問ふものゝ比にあらず、小匡篇の祭の肉を拜する言と、封禪篇の天命を受くる意とを觀て、幼官篇の六千里の侯なる語を對照すれば、以て管子の心事を見る可し、

一、管子は、經濟の書なり、管子は他子と異なり、他子は唯其文を錄す、管子は併せて其制を錄す、他子は唯其議を存す、管子は併せて其事を存す、制と事と具にす、今古一局なり、其説を知るもの、擧てこれを天下の民に措くも難からず、故に余の評論を以て、相發明すべきものは、冠するに梅生曰くを以てす、

一、管子の書は、國を治め、野を理む、周官の遺を補ふ可し、君を正し、民を定む、深く訓詁の體を得たり、但し中間に僞書の挿入あり、故に繁冗にして不倫なり、輕重の篇に至り、益、厭ふ可し、今之を兩層に敍列し、要言を上とし、繁言を下とす、宙合心術は、篇自ら經傳を爲す、各奇なり、倶に上列に從ふ、

一、舊註は多く謬るといへども、篳路藍縷、以て山林を啓らく、功亦少とすべからず、劉績の補定も、間に觀る可きあり、趙用賢の管韓合刻にも、佳處あり、採りて、書頭に列す、

一、書に解す可きもの有り、解す能はず、姑く後人の解を俟つものあり、終に解すべからず強て解するを要せざるものあり、漫に訓詁を加ふれば、一層の障蔽を多くす、是を以て、先儒曰く、秦時は經を焚て經存し、後世は經に註して經亡ぶと、房玄齡の管子を註せしは、頗る此の病に類す、今字句の訓すべきものあれば、享按の二字を附す、

一、士人は、文以て進取に資し、學以て經綸を養ふ、管子の書は、天時を贊し、地利を相し、心術を闢(ヒラ)き、兵刑を制す、善く山海に因り、法令を定む、廣大精微、備は

す、是れ管仲の尤む可らざる所以なり、且管仲の前に覇無し、覇は管仲より始る、豈に豪傑の士に非ずや、古人は能く自分の力を量りて、之を爲す、後儒は其言ふ可きを言ふのみ、

管子著書評

劉向の序

護左都水使者光祿大夫臣向言ふ、校讎したる管子の書は、三百八十九篇、太中大夫卜圭の書は、二十七篇、臣富參の書は、四十一篇、射聲校尉立の書は、十一篇、太史の書は、九十六篇、合計中外の書は、五百六十四篇、之を校して、重複したる四百七十八篇を除き、定めて八十六篇とす、凡て管子の書は、富國安民を務む、其道は簡約にして、其言は要を得たり、以て經義に合すべし、向謹みて上る、

班固の評

道家者流は、史官より出づ、成敗、存亡、禍福、古今の道を歷記して、要を執り、本を握り、清虛自から守り、卑弱自から持す、此れ人に君たる南面の術なり、管子八十六篇あり、

楊忱の古本管子の序

春秋は王を尊び、覇を尊ばず、中國に與して、夷狄に與せず、周の微ふるや、幸に其宗廟社稷を維持したるは、齊桓の功なり、晉の覇たるや、齊と異なる遠し、桓は正し、文は譎はる、桓の正たるは、夷狄を抑へ、中國を存す、文の譎たるは、中國を陵ぎ、王室を微にす、然れども、桓の正は、王道の正に非ず、文譎はりて、桓正しきを以てなり、桓の功は王道の功に非ず、狄を攘ひ周を存するを以てなり、桓なければ周滅ぶ、周あれば桓は賊なり、桓卒して齊衰ふ、楚人は周を滅す、周の不幸は桓の蚤死なり、故に曰く、周の存在は桓の功なり、桓の不幸は、管仲の蚤死なり、故に曰く、桓の功は管仲の力なり、今其著書を得て、然る後に、其功の遠略なるを知る、

梅士享の詮叙管子成書の凡例

り、

楚の王號を僭(セン)する罪は、天下皆之を見る、桓公管仲獨り之を見ざるは何ぞや、此れ他無し、我の漫りに師を出したる名義を求めんと欲し、愈求めて愈見る能はざるなり、世の墮簪(ダシン)を求むる人が、瞀(ボウ)亂して我目前に橫る簪をも見る能はず、是れ心が求めに走りて、目が視に眩すればなり、桓公管仲が楚の罪を見ざるも、此の類のみ、

桓公は齊君なり、子糾は亡公子なり、齊君を以て亡公子を殺す、其罪に由らずと雖も、臣下たるもの、豈之を讐敵視するを得んや、是れ管仲が桓公に事へたる所以にして、孔子が管仲に許したる所以なり、

梅士享の評

召忽は君命を受け、其の立る所を奉ずるを以て、君臣の道とす、管仲は社稷宗廟祭祀を奉ずるを以て、君臣の道とす、兩人の議論各天性に本づく、然れども、公子糾を奉じ、魯に奔るに及びては、君臣の道既に定る、義に於て逃るゝ所なし、召忽の死は允(マコト)に生に賢る、仲は何故に身を藏めずして、二公子の間に僥倖を求めしか、仲は鮑叔に敎へて、二心無からしめたり、然るに自分は、公子糾に二心す、豈君臣の道ならんや、

桓公は、先づ兵を修めんと欲す、管仲は、先づ人を厚くせんと欲す、

管仲は、桓公の霸道を許すを待ちて、然る後に、相位に就く、以て其の生の苟くもせざるを見るべし、

伊藤仁齋の評

管仲が子糾の難に死せざるは、子路其不仁を疑ふ、然れども、管仲の子糾に於けるは、貳心を挾みて功を徼(モト)むるにあらず、嘗て桓公を射て、其鈎(オビカネ)に中つ、其子糾の爲にするもの盡くせり、其事の卒るに及びて、生を偸(ヌス)むといふ世評を避けず、遂に桓公を佐けて、天下を匡す、故に夫子其死すべきと否とを論ぜず、但九合の功を擧げて、其仁を稱す、

物徂徠の評

孔子は、未だ嘗て桓公を仁とせず、唯だ管仲を仁とす、桓公の罪は以て知るべし、然れども、管仲は桓公に遇はざれば、濟世安民の功を天下後世に施す能は

るを知り、自ら免れて後功を期せんとする亦可なり、故に、聖人其功を稱す、

蘇洵の評

齊の治るや、吾は其功を管仲に歸せずして、鮑叔に歸す、其の亂るに及ぶや、吾は豎刁易牙開方と曰はずして、管仲と曰ふ、蓋し威公は三子を用ひたりと雖も、之を用ひしめたるは、管仲なり、仲の疾むや、公は之れに後任の相たるべきものを問ふ、是の時に當り、吾は謂ふ、仲は必らず天下の賢者を擧げて對へんと、然るに其の言は、豎刁易牙開方の三子、人情に違背す、政府に用ふべからずと曰ふに過ぎず。嗚呼仲は本を知らざるものなり、

呂祖謙の評

管仲曰く、宴安は酖毒なりと、或は之を評して曰く、酖は人の口に入れば、肝を裂き、腸を腐らす、死は踵を旋さず、宴安は德を敗ると雖も、其禍豈遽に是の如く烈きに至らんや、仲の言は實に過ぎたり、仲は世を警むる心ありて、世を驚かす病を免れずと、嗟過てり、吾を以て之を觀れば、仲は世を駭かすを恐れて、其實を盡言せずと謂ふべし、何ぞ其實に過ぐと謂ふを得んや、若しも仲をして其實を盡言せしめば、世人は愈駭かんとす、夫れ毒の人を殺す多きものと、少きものと、孰れか恐るべき、人皆其多きものを恐れん、然るに世の千萬人の中に於て、酖に死するは一人のみ、宴安に死するは天下皆是なり、然らば宴安の毒は酖に比すれば豈啻十倍のみならんや、仲姑らく譬喩を取るのみ、盡言に非るなり、

管仲は桓公に說きて曰く、盤遊縱逸は、霸に害あらず、小人を任用するは、霸に害ありと、故に政を執る始に於て、桓公と約し、齊國を中分して、二と爲し、一國の樂を擧げて、君に歸せしめ、一國の權を擧げて、我に歸せしむ、我は君に與ふるに、樂を以てし、君は我に與ふるに、權を以てす、是の樂を以て、是の權を買ひ、互に相貿易し、要約既に定り、各自其封疆を守る、是れ其成功の偉なる所以なり、

道は他の力を待つ無し、他の力を待つは道に非ず、管仲は道を以て、君の心を匡す能はず、却て史筆の毀譽を待ち、君を制せんと欲す、是れ道の本を知らざるな

晉の文公曰く、管仲の桓公に事へしや、其身は辱められて、其君の業は大なり、其行は汚れて、其君の霸は盛なり、

管仲死して、桓公は信壞れ、德衰へ、諸侯附かず、以て管仲の善く謀りしを知るべし、

楊雄の評

或は曰く、齊は管仲を得て霸たり、而るに、孔子は之を小器と稱す、然らば大器とは何ぞ、楊子曰く、大器は其れ規矩準繩のごときか、先づ自ら治めて、而る後に、人を治む、之を大器と謂ふ、

王充の評

或は曰く、齊の桓公は無道なれども、賢相管仲を用ひて、天下に霸たりと、然れども無道の君は、讒を信じ、賢を遠け、仁義を害す、豈能く賢相を用ひん、桓公の管仲を用ひたるは、以て其の賢君なるを知るに足る、管仲無かりせば、夷狄交も侵して、中國絶滅せしならん、

管仲晏嬰は、功を立て書を著す、蓋し古は、言を以て功を成すもの多し、文を以て敗を致すもの少し、

傅元の評

齊桓の霸は、管仲之が爲めに、計を進む、秦孝の强は、商君之を佐くるに、法を以てす、霸たらんと欲すれば、霸臣出づ、富國强兵を欲すれば、富國强兵の人至る、

王通の評

齊桓は、王室を尊びて諸侯服す、惟だ管仲之を知る、苻秦は大號を擧て、中原靜なり、惟だ王猛之を知る、蓋し周は至公の命を制す、故に齊桓管仲は、之に背くを得ず、晉は至私の命を制す、故に苻秦王猛は、之に事るを得ず、

程伊川の評

桓公は兄なり、子糾は弟なり、仲が其事ふる所に私し、之を輔けて國を爭ふは、義に非るなり、桓公の糾を殺すは、實に當る、仲は始め糾と謀を同じく、す遂に同く死する可なり、之を輔けて爭ふことの不義た

ればなり、蓋し我を生みたるは、父母なれども、我を知るものは、鮑子なり、士は自分を知る人の爲めに、死を辭せず、何ぞ涙下るを辭せんや、

桓公は大臣の爲めに、酒を具へ、期するに日中を以てす、管仲後れて至る、公は觴を擧げて、之に飮ましむ、仲は其半を棄つ、公曰く、期に後れ、酒を棄つ、禮に於て可なるか、仲曰く、臣聞く、酒入れば舌出づ、舌出れば言失つ、言失てば身棄たると、臣は計るに、身を棄るは酒を棄るに若かず、公笑ひて曰く、仲父よ、起ちて坐に就けよ、

桓公は管仲に問ひて曰く、王者は何をか貴ぶ、仲曰く、天を貴ぶ、公仰ぎて天を視る、仲曰く、所謂天とは、蒼蒼莽莽の天を謂ふに非ず、君は民を以て天と爲す、民の離叛は危亡の道なり、

管子曰く、侍臣は社鼠となり、大臣は猛狗となれば、道術の士は、進むを得ず、是れ國の患害なり、

桓公出で、野に遊び、亡國故城郭氏の墟を見て曰く、郭氏は如何にして墟となるか、野人曰く、郭氏は善を善とし、惡を惡とす、公曰く、善を善とし、惡を惡とするは、人の善行なり、其の墟たるは何ぞや、野人曰く、善を善として、行ふ能はず、惡を惡として、去る能はず、其の墟となる所以なり、公歸りて管仲に語る、仲曰く、其野人は誰ぞ、公曰く知らず、仲曰く、君亦一の郭氏なり、公乃ち野人を招きて賞す、

桓公は管仲を得て、諸侯に覇たる榮譽あり、管仲を喪ひて、危亂の耻辱あり、

晉文は其讐に親みて、諸侯に強く、覇たり、齊桓は、其仇を用ひて、天下を一匡す、

桓公は管仲を擧げたるも、其の用ゆる所は小なり、故に王たる能はず、唯覇に至れり、孔子曰く、小なるかな管仲の器と、蓋し其の桓公に遇ひしを善しとするも、其の王たる能はざりしを惜むなり、

晉の平公は、叔向に問ひて曰く、齊の桓公は、諸侯に覇たり、是れ其君の力か、其臣の力か、叔向曰く、管仲は寸法を定め、隰朋は縫ひ合せ、賓胥無は緣を補ひ、桓公は、其の衣を着けたるのみ、是れ臣の力なり、師曠其側に在り、曰く、臣請ふ之を割烹に譬へん、管仲は割き、隰朋は烹る、賓胥無は五味を加減す、然れども、君之を食はずんば、誰か能く之を强ゆる者ぞ、故に之を食ふは、君の力なり、

任用したる臣下の良否に由りて分る、

管仲は、桓公の賊なり、鮑叔は自分より賢なりと思惟し、仲を進めて相と爲す、齊國治り、諸侯朝す、鮑叔の力なり、仲が桓公に仕へて恐れざるは、鮑叔に同聲なればなり、蓋し聲同ければ、處異にして相應ず、

桓公は管仲をして國を治めしむ、仲曰く、賤は貴に臨む能はずと、公乃ち仲を上卿と爲す、而も國は治らず、仲曰く、貧は富を使ふ能はずと、公乃ち齊國一年の市租を賜ふ、而も國は治らず、仲曰く、疏は親を制する能はずと、公乃ち仲を尊びて、仲父と稱す、是に於て、齊は大に治りて、天下に覇たり、孔子曰く、管仲の賢なるも、此の三權を得ざれば、其君の覇業を成すに足らず、

管仲曰く、覇に害あるもの五あり、賢を知らざる一なり、知りて用ひざる二なり、用ひて任せざる三なり、任じて信ぜざる四なり、信じて小人を併せ用ふ五なり、桓公曰く善し、

桓公は、管仲に謂ひて曰く、政は擧げて子に委す、政の及ばざる所は、唯子是れ匡せよと、仲乃ち三歸の臺を築き、自分の德を損ひて、韜晦す。

孟簡子は、梁に相として罪あり、齊に走る、管仲問ひて曰く、吾子は梁に相たり、門下幾人あるか、簡子曰く、門下三千餘人あり、仲曰く、今幾人と來るか、曰く三人と倶にす、仲曰く、何ぞや、曰く、其一人は父死して葬る能はず、我は之を葬る、其一人は母死して葬る能はず、我は之を葬る、其一人は兄あり、罪囚たり、我は之を釋し出す、是を以て三人を得たるなり、仲歎じて曰く、嗟是れか、我の窮せんこと必せり、我は春風を以て、人を惠む能はず、夏雨を以て、人を惠む能はず、豈窮せざるを得んや、

鮑叔死す、管仲は上袵を擧げ哭して、涙下る雨の如し、從者曰く、君の父子に非ずして、此の如きは說あるか、仲曰く、吾嘗て鮑子と南陽に負販し、三たび市に辱しめられたり、然れども、鮑子は我を以て怯と爲さず、我の明にする所あらんと欲するを知ればなり、又嘗て鮑子と主に說く所ありて、三たび聽かれず、然れども、鮑子は、我を以て不肖と爲さず、我の明君に遇はざるを知ればなり、又嘗て鮑子と財に臨み、貨を分ち、我の取る多きこと三たびに及ぶ、然れども、鮑子は、我を以て貪ると爲さず、我の財に足らざるを知

滅せず、故に曰く、管仲は度無し、

淮南子の評

管仲は、公子糾を輔けて、遂る能はず、智と謂ふ可らず、遁逃奔走して、其難に死せず、勇と謂ふ可らず、束縛桎梏して、其恥を諱ず、貞と謂ふ可らず、此の三行に當るものは、布衣も友とせず、人君も臣とせず、然り而して、管仲は累紲の中より免れて、齊國の政を立つ、諸侯を九合し、天下を一匡す、管仲をして死に出て、軀を捐し、後圖を顧みざらしめば、豈に此の霸功あらんや、今人君の其臣を論ずるや、其大功を計らず、其略行を總て、其小善を求む、是れ賢を失ふ道なり、

齊の桓公の時に、天子卑弱にして、諸侯力征し、南夷北狄、交も中國を伐ち、中國の命は絶えざる綫の如し、齊國の地は、東に海を負ひて、北に河を障へ、地狹く、田少し、民に智巧多し、桓公は中國の患を憂へ、夷狄の亂を苦しみ、以て亡を存し、絶を繼ぎ、天子の位を崇め、文武の業を廣めんと欲す、故に管子の書は出づ、

劉向の評

人君の天下を平治して、榮名を垂れんと欲するものは、必らず賢者を尊敬し、自分は謙遜す、易經に曰く、上より下に降れば、其道大に光ると、又曰く貴を以て賤に下れば、大に民を得と、蓋し明君が徳を施して、下に降るは、遠きものを懷けて、近きものを致さんと欲すればなり、政府に賢臣無きは、鴻鵠の羽翼無きが如し、千里の望ありと雖ども、其意の至らんと欲する所を致す能はず、故に江海に遊ぶものは、船に託し、遠道を巡るものは、車に託し、霸王を圖るものは、賢に託す、伊尹、呂尙、管夷吾、百里奚は、霸王の舟車なり、

管仲は、成陰の狗盜なり、天下の庸夫なり、然れども、齊の桓公は、之を擧げ、尊びて仲父と稱せり、詩に曰く、綿綿たる葛は、曠野に在り、良工は之を取り、以て絺紵と爲す、良工取らずんば、野に枯死せんと、

桓公は、管仲を得て、諸侯を九合し、天下を一匡せり、然れども、管仲を失ひて、豎刁易牙に任じ、身死して葬られず、天下の笑を受けたり、蓋し君の榮辱は、其

く、人に君たるものは、人を索るに勞す、人を使ふに佚す、吾は仲父を得るに困難せり、仲父を得たる後は、何ぞ易からざらんや、或は曰く、是れ人に君たるもの丶言に非るなり、伊尹自ら求めて、湯王の賤役と爲り、百里奚は自ら求めて、穆公に虜となる、斯く羞辱を蒙りて、君上に接す、賢者の世を憂ふる、急なればなり、然らば人に君たるものは、賢に逆はざるを要するのみ、賢を索むるは、人主の難事に非らず、且つ官職は賢に任ずる所以なり、爵祿は功を賞する所以なり、官職を設け、爵祿を陳ねて、士自ら至る、人に君たるもの、奚ぞ勞せんや、人を使ふは、佚する所に非ず、人君は人を使ふといへども、必ず度量を以て之に準ず、刑名を以て之に參す、事を以て法に遇へは行はれ、法に遇はざれば止む、功其言に當れば賞し、當らざれば誅す、刑名を以て臣を收む、度量を以て下に準ず、此れ釋つべからず、人に君たるもの、焉んぞ佚せんや、

或は曰く、管仲の死に臨み、桓公に告げたる言は、有度者の言と謂ふを得ず、仲は豎刁易牙を論じて、其自身を愛せざるものは、其君を愛する能はずと云へり、然らば、其自身の死すべき程の力を出して、其君の爲めに盡すものあるも、仲は之を用ひず、必らず曰はん、其身を顧みずして、死力を出すものは、君を愛する能はずと、是れ君をして忠臣を棄てしめんと欲するなり、且其自身を愛せざるを以て、其君を愛せざるを推し度るは、是れ仲自身が公子糾の爲めに死せざりしを推して、桓公の爲めにも死せるを斷ずるなり、然らば、仲自身も君より棄て去らるべき範圍の內に在り、明主の道は然らず、民の欲する所を設けて、其功を求む、故に位爵と俸祿とを以て、之を勸む、民の惡む所を設けて、其姦を禁ず、故に重刑と輕罰とを以て、之を威す、其慶賞は信ありて、刑罰は當る、故に君は功を臣より擧げて、姦は上に用ひられず、百豎刁ありと雖も、君を奈何ともする能はざるなり、且夫れ臣は死力を出して、君と交易し、君は爵祿を出して、臣と交易す、君臣の關係は、父子の親に非ず、交易の計數より生ずる所なり、君に道あれば、臣は力を盡して、姦は生ぜず、君に道無ければ、臣は上に君の明を塞ぎ、下に私の利を成す、管仲は此の度數を明にせずして、一の豎刁を去らんと欲す、去りて至る、姦は絕

は何ぞや、桓公對ること能はず、以て管仲に告ぐ、管仲對て曰く、一難とは、優を近づけて、士を遠ざく、二難とは其國を去りて數〻海に之く、三難とは、君老いて晩く、太子を置く、桓公曰く、善し、日を擇ばずして、急に太子を定む、或は曰く、管仲の隱語を論じたるは誤れり、士の用は近遠に在らず、俳優侏儒は人君の與に樂む所なり、優を近づけ、士を遠ざくるも、治を爲すに難からず、明は能く遠姦を照らして、隱微を見れば、國を去りて海に之くも、害を避くるに難からず、君の勢位を維持して、庶子を卑くすれば、晩く太子を立つるも、亂を制するに難からず、蓋し他人の勢力を借りながら、我を害せざらしむるは、一難なり、貴寵の妾を抑へて、后の下に置くは、二難なり、愛幸の庶子を制して、嫡子を安全にするは、三難なり、

管子曰く、人君の臣民を御するは、其可なるを見れば、之を悅ぶ、其證として恩賜あり、其不可なるを見れば、之を惡む、其證として刑罪あり、以て其見ざる所を治るを得べし、若し其可を以て、之を悅ぶも證なく、其不可を見て、之を惡むも刑無く、賞罰見る所に信あらずして、見ざる所の外を求めんとせば、決して成功せず、或は曰く、好惡は見る所に在り、臣下姦を飾りて、其君を愚にす、故に、明は遠姦を照らす能はず、隱微を見る能はず、唯臣下の飾行を觀て、賞罰を定むるは、弊害を免れ難し、

管子曰く、室に言ひて室に滿つ、堂に言ひて堂に滿つ、是を天下の王といふ、或は曰く、管仲の所謂る、室に言て室に滿ち、堂に言て堂に滿るものは、特り遊戲飮食の言を謂ふにあらず、必ず大物を謂ふなり、人君の大物は、法なり、術なり、法は之を圖籍に編著し、之を官府に設けて、之を百姓に布くものなり、術は之を胸中に藏め、衆端を偶して、潜に羣臣を御するものなり、故に、法は顯に如くはなし、術は見るを欲せず、是を以て、明君は法を言へば、境內卑賤、聞知せざる無し、獨り堂に滿るのみならず、術を用ふれば、親愛近習も、之を聞くこと無し、室に滿るを得ず、然るに、管子猶ほ曰く、室に言ひて室に滿ち、堂に言ひて堂に滿つと、是れ法術の言と謂ふを得ず、

晉の客至る、有司待遇の禮式を問ふ、桓公曰く、仲父に告げよ、優笑ひて曰く、易きかな、君たること、一にも仲父と曰ひ、二にも仲父と曰ふ、桓公曰く、吾れ聞

せんと、封人これを怨む、

桓公は、管仲に問ひて曰く、國を治るに最も患を成すは何ぞ、對へて曰く、社鼠なり、夫れ社は木を樹て之を塗る、鼠其間を穿ちて穴を掘り、其中に托す、之を燻るは、木を焚く恐れあり、之に灌ぐは、塗の頽る恐れあり、此れ社鼠の捕へ難き所以なり、今や、人君の左右の臣は、出ては勢重を爲し、利を民より取り、入りては比周して、君を欺く、吏誅せざれば法を亂し、之を誅すれば君安からず、據りて之を宥す、此れ亦國の社鼠なり、

齊の桓公は、微服して民家を巡る、人の年老て自養するものあり、桓公其故を問ふ、對て曰く、臣に子三人あり、家貧にして之に妻す無し、傭して未だ反るに及はず、桓公歸りて管仲に告ぐ、管仲曰く、畜積して、財物の腐棄するあれば、人饑餓す、宮中に怨女あれば、民に妻無し、桓公曰く、善し、乃ち宮中の婦人を出して、之を嫁せしむ、

管仲は賤を以て、國を治むべからずと爲す、故に三歸を請ふ、疏を以て治むべからずと爲す、故に仲父に處す、管仲は貪るに非ず、以て治に便にす、或は曰く婢僕をして、君の命を卿相に告げしめば、卿相皆聽從すべし、是れ婢僕の尊きに非ず、君の命の重きなり、管仲は桓公の威を負ひて、桓公の令を行ふ、是れ婢僕の君命を奉ずるものなり、蓋し法のごとく行へば、巷伯といへども、卿相に信ぜられ、法のごとく行はざれば、大吏といへども、民庶に屈す、今管仲は、尊主明法を務めずして、增寵益爵を事とす、是れ管仲の富貴を貪るに非るも、其智闇くして術を知らざるに由るなり、

齊の桓公は、酒を飲み、醉ひて其冠を遺る、之を恥ぢて、三日朝せず、管仲曰く、此れ有國者の恥にあらざるなり、公胡ぞ之を雪ぐに政を以てせざる、公曰く、善し、因て米倉を發して貧窮者に與へ、獄囚を論じて、薄罪者を免す、三日にして、民之を歌ひて曰く、公胡ぞ復た冠を遺れざるやと、或は曰く、管仲は桓公の爲めに、其恥を小人に雪ぎたるも、却て其恥を君子に生じたり、夫れ官米を施與するは、無功を賞するなり、罪囚を放免するは、邪行を助くるなり、是れ亂の本のみ、

桓公に隱語を設るものあり、曰く、一難、二難、三難と

管仲に謂て曰く、寡人は紫を服するを好む、紫の貴きこと甚し、一國百姓紫を服するを好む、已まざれば寡人奈何せん、管仲曰く、君は民に紫を服する無からじめんと欲せば、自から先づ紫を廢せよ、其手段として、侍臣に告ぐべし、吾は紫の臭を惡むと、公曰く諾すと、是に於て、郎中に紫を衣る無し、明日國中に紫を衣る無し、三日にして、境內に紫を衣る無し、

齊の桓公は、群臣に謂ひ曰く、寡人は管仲を立て、仲父と爲んとす、之を善とするものは、門に入りて左せよ、善とせざるものは、門に入りて右せよ、東郭牙は門に中して立つ、公曰く、寡人は管仲を立て仲父と爲す、令して曰く、善とするものは左せよ、善とせざるものは右せよと、今子が門に中して立つは何故ぞ、牙曰く、管仲の智を以て、能く天下を謀ると謂ふか、公曰く能せん、牙曰く、斷を以て大事を敢行すと謂ふか、公曰く敢せん、牙曰く、知は能く天下を謀り、斷は敢て大事を行ふ、君因て專ら之に屬するに國柄を以てす、管仲の智を以て、公の勢に乘じて、齊を治む、國危き無きを得んや、公曰く善し、乃ち隰朋をして內を治め、管仲をして外を治めしめ、以て相參制す、

桓公は、管仲に謂ひて曰く、官少くして求るもの衆し、寡人之を憂ふ、管仲曰く、君は左右の請を聽くこと無かれ、能に因りて祿を授け、功を錄して官を與ふべし、

桓公は、吏を置くことを管仲に問ふ、管仲は絃商、隰朋、寧武、公子成父、東郭牙を擧げて曰く、齊を治るは、此の五子にして足れり、君若し霸王たらんと欲せば、夷吾此に在り、

管仲は、齊に相たり、曰く臣貴し、然れども臣貧し、桓公は三歸の家あらしむ、曰く臣富めり、然れども臣卑し、桓公は高氏國氏の上に立しむ、曰く臣尊し、然れども臣は疎なり、桓公乃ち之を仲父と爲す、孔子聞て曰く、泰侈にして、上に偪ると、或は傳ふ管仲父の出るや、朱蓋青衣にして、庭に陳鼎あり、家に三歸あり、孔子曰く、良大夫なり、其侈は上に逼ると、

管仲束縛せられて、魯より齊に之く、道にして饑渇し、食を封人に乞ふ、封人跪て食を進む、甚だ敬す、竊に仲に謂て曰く、幸に齊に及び、仕官せば、何をか我に報せん、曰く、子の言の如く、齊に仕官せば、我は賢を用ひ、能を使ひ、勞を論せん、我は何を以て、子に報

り見ず、此れ人情に非るなり、其父母に親まず、豈能く君に親しまん、公曰く、然らば易牙は何如ん、曰く、不可なり、易牙は、君の爲に味を掌り、君の未だ人肉を食はざるを視て、其兒を蒸して、之を進めたり、既に其兒を愛せず、安んぞ能く君を愛せん、公曰く、然らば孰れか可なる、曰く、隰朋可なり、其人と爲りや、堅を中心と爲し、廉を外行と爲す、欲少くして信多し、覇者の佐なり、君其れ之を用ひよ、公曰く諾と、居る一年餘にして、管仲死す、桓公遂に隰朋を用ひずして、豎刁を用ふ、豎刁は易牙開方及び大臣を牽ゐて亂を爲す、桓公渇餒して、南門の寢に死し、尸蟲は戸より出でたり、桓公の兵、天下に横行して、五伯の長と爲りしも、其臣に殺され、高名を滅し、天下の笑と爲る、是れ管仲の言を用ひざる過なり、

湯王は伊尹を得て、直に天子と爲り、桓公は管仲を得て、立ところに五覇の主となる、

管仲、隰朋は、桓公に從ひて孤竹を伐つ、春往て冬反り、迷惑して道を失ふ、管仲曰く、老馬の智用ふべしと、乃ち老馬を放ちて之に隨ふ、遂に道を得たり、又山中に行きて水なし、隰朋曰く、蟻は冬に於て、山の陽に居り、夏に於て、山の陰に居る、蟻壤一寸なれば、其地下八尺にして、水ありと、乃ち地を掘り、遂に水を得たり、管仲の聖と、隰朋の智とを以てするも、其知らざる所に至りては、老馬と蟻とを師とするを憚らず、今人其愚心を以て、聖人の智を師とするを知らざるは、過ならずや、

管仲は鮑叔に謂て曰く、君の亂るゝ甚し、必ず國を失はん、齊國諸公子の賢にして、輔くべきものは、公子糾にあらざれば、小白なり、子と各一人に事へん、先づ達して意を得るもの相收めんと、管仲は公子糾に從ひ、鮑叔は小白に從ふ、國人果して君を殺す、小白先づ入りて君となる、魯人は管仲を拘へて、之を效す、鮑叔は言て之を相とす、故に諺に曰く、巫咸は善く祝すといへども、自ら祓ふこと能はず、秦醫は善く病を除くといへども、自ら鍼を彈くこと能はず、管仲の聖を以て、鮑叔の助を待つ、此れ鄙諺に所謂る、夷は自ら裘を賣りて售れず、士は自ら辯を譽めて、信せられざるものなり、

齊の桓公は、紫を服するを好む、一國盡く紫を服す、是の時に當りて、五素に一紫を得ず、桓公之を患へ、

苟も容れられ、之を以て祿を持し、交を養ふのみなるは國賊なり、周公の成王に於ける若きは、大忠と謂ふ可し、管仲の桓公に於ける若きは、次忠と謂ふ可し、子胥の夫差に於る若きは、下忠と謂ふ可し、曹觸龍の紂(チウ)に於る若きは、國賊と謂ふ可し、

齊の桓公は、閨門の內に、奢侈を極む、然れども、諸侯を九合して、天下を一匡し、五伯の長と爲る、是れ他の故無し、一政を管仲に任じたればなり、是れ人に君たるものゝ要守なり、

晏子は、功用の臣なり、而も子產に如かず、子產は惠人なり、而も管仲に如かす、管仲の人と爲りは、功を力めて、義を力めず、知を力めて、仁を力めず、野人なり、以て天子の大夫と爲す可らず、

語に曰く、桓公は其賊を用ふ、管仲の如きものなり、文公は其盜を用ふ、寺人勃鞮の如きものなり、故に明主は計に任す、怒に信せず、闇主は怒に信す、計に任せず、計の怒に勝つは國强く、怒の計に勝つは國亡ぶ、

鶡冠子の評

伊尹は般を醫し、管仲は齊を醫す、其道は同からず、其善は一なり、

韓非子の評

齊の桓公は、諸侯を九合し、天下を一匡し、五伯の長と爲る、管仲之を佐く、管仲老て事を用ふる能はず、家に休居す、桓公問て曰く、仲父不幸にして起たざれば、政は何人にか委託せん、管仲曰く、臣老たり、問ふ可らず、然りと雖、臣之を聞く、臣を知るは君に若(シク)はなし、子を知るは、父に若くはなし、君其れ試に心を以て之を決せよ、公曰く、鮑叔牙は何如ん、曰く、不可なり、鮑叔牙の人となりは、剛愎上悍にして、寬容ならず、剛なれば、民を犯すに暴を以てす、愎なれば、民心を得ず、悍なれば、下は爲に用ひられず、其心懼れず、霸者の佐に非るなり、公曰く、然らば豎刁は何如ん、曰く、不可なり、人の情は、其身を愛せざることなし、豎刁は其身を愛せず、安んぞ能く君を愛せん、公曰く、然らば衞の公子開方は何如ん、曰く、不可なり、齊衞の間は、十日の行に過ぎず、開方は君に事ふる爲に、君の事に適(カナ)はんと欲して、十五年まで其父母を歸

曰く、吾は衞に於て故無し、子の謝罪するは何故ぞ、對へて曰く、妾は君の入るを望みて、其の足高く氣强きを見る、因て君が國を伐つ志あるを知るなり、君は妾を見て顏色を動かす、因て其の伐つ所は衞なるを知るなりと、明日桓公は、管仲に揖す、仲曰く、君は衞を舍すか、公曰く、仲父何に由りて之を知るか、仲曰く、君の揖する恭し、其言ふは徐なり、且つ臣を見て慙づる色あり、因て之を知る、公曰く、善し、仲父は外を治め、夫人は內を治む、寡人は終に諸侯の嘲笑を免るを知る、

東郭牙は、耳を以て聽かず、目を以て聞く、桓公管仲は、善く匿すと雖も、終に隱す能はず、蓋し聖人は無聲に聽き、無形に視る、

桓公は、魯の莊公曹劌と盟ひ、其侵地返還の事を約し、歸りて之に背かんと欲す、管仲曰く、不可なり、君は地を亡ふと雖も、信を取る、四百里の地を以て、信を天下に見はす、其得る所は多し、莊公は仇なり、曹劌は賊なり、既に仇賊に信せらる、況んや仇賊に非るものをやと、蓋し管仲は辱を以て榮と爲し、窮を以て通と爲す、之を前に失ふも、後に全くするを得たり、

管仲は、桓公に說きて曰く、味に厚きものは、德に薄し、樂に沈むものは、憂に反る、壯年にして怠れば、時を失ふ、老齡にして懈れば、名を失ふと、蓋し管仲は善く行を修むと謂ふべし、

管仲召忽は、公子糾を奉じて、魯に在り、糾の齊國に立つは難し、然れども管仲の謀慮は至れり、此の如くにして、糾の敗れしは天運ならんか、人事に於ては、既に力を盡せり、

管子は其車夫に謂ひて曰く、我は汝の爲めに唱へん、汝は我の爲めに和せよと、是に於て、車夫は、其歌聲に由り、勢を得て疾走し、管子は速に敵地を離れたり、此術を以て、萬乘の國を御す、霸を成すも餘裕あり、王業も可ならん、

荀子の評

大忠なるものあり、次忠なるものあり、下忠なるもの有り、國賊なるもの有り、德を以て君に復して之を化するは、大忠なり、德を以て君を調へて、之を補ふは、次忠なり、是を以て非を諫めて、君を怒らすは下忠なり、君の榮辱を恤へず、國の臧否を卹へず、命を偸み、

仲晏子を知るのみ、昔者人あり、曾西に問ひて曰く、吾子と子路と孰か賢れる、曾西蹵然として曰く、子路は、吾が先子の畏れし所なり、曰く、然らば、吾子と管仲と孰か賢れる、曾西艴然として曰く、予を管仲に比するは何ぞや、管仲は君を得ること專なり、國政を行ふこと久し、然るに、其功烈は卑し、豈に稱するに足らんやと、管仲は曾西すら爲さゞる所なり、而るに子は我が爲に之を願ふか、

莊子の評

昔し桓公小白は、兄を殺し、嫂を入れて、管仲は之に臣たり、田成子常は、君を殺し、國を竊みて、孔子は幣を受けたり、論は之を賤みながら、行は之に下る、是れ言行の情の胸中に戰ふなり、故に書に曰く、孰れか惡にして、孰か美なる、其成るものを首とし、其成らざるものを尾とす、

桓公は、澤に田す、管仲は御たり、公は管仲の手を撫して曰く、仲父何をか見る、對て曰く、臣は見る所なし、公反り倦怠して、魂を失ひ、病を爲す、數日出てず、

呂子の評

齊の桓公は、管仲を用ひて公を行へば、五霸の長となり、豎刁を用ひて私を行へば、死後の辱となる、蓋し人は少年にして愚なり、老年にして智なり、智にして私を用るよりは、愚にして公を用るに若かず、

桓公は、管子を得て政事大に易し、況んや道術を得たる者に於てをや、

桓公は、管子の推擧を聽きて、甯遬、隰朋、東郭牙、王子城父、弦章の五子を登用し、令を管子に受けしむ、其の十年にして、諸侯を九合し、天下を一匡したるは、是れ管子と五子との力なり、管子が自分の不能に任せずして、五子の能を用ひたるは、其偉功を收めたる所以なり、人主も能不能の用ふべき所以を知らば、百官有司の事、皆擧らん、

江を絶る者は船に託す、遠きに行く者は驥に託す、霸王は賢に託す、伊尹、呂尙、管夷吾、百里奚は、霸王の船驥なり、

桓公は、管仲と衞を伐つを謀り、政事堂より退きて、室に入る、衞姫望見して、再拜し、衞君の罪を謝す、公

父の耄したるなりと、桓公乃ち、隰朋の言を以て、管仲に告ぐ、仲曰く、此れ固に朋が及ぶ所にあらず、臣は彼國の升る可らざるを恐るゝなり、齊國の富は、奚ぞ戀ふに足らん、隰朋の言は、奚ぞ顧みるに足らん、管仲の病に及び、小白問ひて曰く、仲父、大に病むに至らば、寡人は誰に國を屬して可ならん、仲曰く、公は誰をか欲する、小白曰く、鮑叔は可なり、仲曰く不可なり、鮑叔は潔廉の善士なり、其の自分に若かざる者に於ては、之を人に比せず、一たび人の過失を聞ては、終身忘れず、之をして國を理めしめば、上は君を鉤制せんとす、下は民に逆はんとす、終に罪を君に得ん、曰く、然らば誰か可ならん、對て曰く、已むなくば隰朋可なり、其人と爲りや、上を忘れて、下に叛かず、自ら黄帝に若かざるを愧て、自分に若かざるものを哀むと、蓋し管仲は、鮑叔を薄くするにあらず、薄くせざることを得ず、隰朋を厚くするにあらず、厚くせざるを得ざるなり、

文子の評

神農は形悴（ヲトロ）へ、堯は瘦臞し、舜は黧黑となり、禹は胼（アカ）胝（ギレ）に苦み、伊尹は鼎を負ひて勞し、呂望は刀を鼓して勤め、百里奚は轉賣せられ、管仲は束縛せらる、是れ祿を貪るに非ず、位を慕ふに非ず、天下の利を起さんと欲し、萬民の害を除かんと欲すればなり、

孟子の評

孟子曰く、大に爲すあらんとする君は、必ず召さゞる臣を養ふ、蓋し謀ることあらんと欲すれば、君自から往きて之を問ふ、其德を尊び、其道を樂むなり、是の如くならざれば、與に爲すあるに足らず、湯の伊尹に於るは、學びて後に、之を臣とす、故に勞せずして王たり、桓公の管仲に於るも、學びて後に之を臣とす、故に勞せずして覇たり、今や列國は地均しく、德齊し、能く相倘（クハ）ふる無し、是れ其敎ふる所を臣とすることを好みて、其敎を受る所を臣とするを好まざるに由るなり、湯王の伊尹に於ける、桓公の管仲に於ける、皆敢て召さず、夫れ管仲は覇者の佐に過ぎず、而も召す可らず、況や管仲より勝る王者の佐をや、
公孫丑問ひて曰く、夫子が政を齊に行はゞ、管仲晏子の功は、期す可きか、孟子曰く、子は誠に齊人なり、管

れ襄公の愚なるに由れり、齊の公子糾を立てんとして成らず、是れ時機の適せざるに由れり、家は齊に破れて、憂苦の色を現はさず、是れ時の命を知ればなり、罪囚となりて慙ぢず、是れ自から處すること審なればなり、桓公を射て之に仕ふ、是れ變に應ずる道なり、公子糾死して之に殉せず、是れ輕重を量る行なり、

孔子曰く、公子糾の死するや、召忽は之に死し、管仲は死せず、蓋し召忽は人臣の材なり、死せざれば三軍の捕虜のみ、死すれば名聲は天下に揚る、故に之に死せり、管仲は天子の輔佐たるべき材なり、諸侯の宰相たるべき器なり、死すれば溝中の屍たるに過ぎず、死せざれば功を天下に成すに足る、故に死せず、

孔子曰く、管仲は大人なり、賢大夫なり、

孔子曰く、桓公は霸君なり管仲は賢佐なり、猶ほ智を以て愚と爲す、況んや桓公管仲に及ばざるものをや、

孔子曰く、管仲は法に任じ、身死して法息む、蓋し嚴にして恩少ければなり、管仲の智あれば、法を定むるに足る、管仲の材無くして法に任せば、國は終に亂れん、

墨子の評

墨子は絲を染むるを見て、歎息す、曰く、蒼に染むれば蒼となり、黃に染むれば黃となる、故に染むることは愼しまざるべからず、國も染むることあり、染むる所當れば、功成り名彰れ、染むる所當らざれば、國破れ身死す、齊の桓公は、管仲鮑叔に染めらる、故に諸侯に霸たり、吳の夫差は、王孫雄太宰嚭に染めらる、故に天下の戮となれり、

列子の評

管仲の齊に相たるや、君淫すれば亦淫す、君奢れば亦奢る、志合ひ、言從はれ、道行はれ、國霸たり、然れども、其身死すれば、單に管氏を存するのみ、田氏の齊に相たるや、君盈れば我は降り、君斂すれば我は施す、民は皆之に歸す、因て齊國を有ち、子孫之を享け、今に至り絕えず、蓋し實名は貧を成し、僞名は富を成す、

管仲は、齊の桓公を勉て、遼口に遊ばしめんとす、隰朋曰く、齊國の社稷を棄て、戎夷の國に從ふ、此れ仲

施伯曰く、管仲は天下の大器なり、楚に在らば、楚は意を天下に得ん、狄に在らば、狄は意を天下に得ん、

晏嬰の評

晏子曰く、管子一美あるも、嬰は如かず、一惡あるも、嬰は爲すに忍びず、

晏子曰く、吾先君桓公は、管仲を用ひて霸たり、豎刁を嬖して滅びたり、

晏子は、景公に對へて曰く、今君は先君桓公の功烈を彰はし、管子の業を績がんと欲せば、多嬖を以て、百姓を傷ふ勿れ、嗜欲玩好を以て、諸侯を怨ましむる勿れ、

晏子曰く、桓公諸侯を九合し、天下を一匡したるは、左に鮑叔あり、右に管仲あるに由れり、

晏子曰く、桓公は明君なり、管仲は賢相なり、

景公曰く、桓公は管仲を賞するに、三歸を以てし、其恩澤は子孫に及べり、寡人も子を賞するに、三歸を以てせんとす、晏子對へて曰く、管仲は桓公に事へて、義は諸侯に高く、德は百姓に遍し、今嬰の君に事るは、國を諸侯に齊くし、怨を百姓に積む、豈賞するに足らんや、

孔子の評

孔子曰く、管仲の器は小なるかな、或は曰く、管仲は儉なるか、孔子曰く、管仲は、三歸あり、私邸の吏員は、課を分ちて、職を執らしむ、何ぞ儉と謂ふを得ん、

或は曰く、管仲は禮を知るか、孔子曰く、邦君は屛障を門に設けて、內外を蔽ふ、管仲も之れに倣ふ、邦君は兩國の親交を結ぶに、酒を獻じて、杯の臺を設く、管仲も之に倣ふ、是れ禮を知らざる所以なり、

孔子曰く、桓公は諸侯を九合したるも、威力を以て壓制せず、是れ管仲の力なり、管仲の仁なり、民は今に至るまで、其功を仰ぐ、管仲無かりせば、吾は其れ被髮左衽せん、

孔子曰く、齊に鮑叔あり、鄭に子皮あり、賢者なり、子貢曰く、然らば、齊に管仲無く、鄭に子產無きか、孔子曰く、鮑叔は管仲を推擧し、子皮は子產を推擧せり、故に之を賢者と稱す、彼の管仲子產の如きは、賢人を推擧せず、豈に賢者と稱するを得んや、

孔子曰く、管仲は、齊の襄公に說きて、用ひられず、是

るを得んや、若しも命を貪るときは、堂下に顚墜して天子の羞を遺さん、敢て下拜せざらんやと、乃ち堂下に拜し畢り、堂に登りて、天賜を拜受せり、其秋、桓公は諸侯に葵丘に盟ふ、曰く、凡そ我が同盟の人は、既に盟ひたる後は、言ふこと好に歸せんと、晉の獻公卒す、其冬、晉の里克は、其君の子奚齊を殺し、又其君卓子を弑し、其大夫荀息をも殺害せり、桓公は諸侯の師を以て、晉の亂を討じ、高梁に至りて還り、隰朋に命じ、師を帥ゐ、秦の師に會し、晉の公子夷吾を晉に入らしむ、三十六年の夏、桓公、許男は、北戎を伐つ、其四月、周公忌父、王子黨は、隰朋に會し、晉侯を立つ、是を惠公と爲す、晉侯は里克を殺して、自分が晉を奪はざるを解說す、桓公は葵丘より歸り、封禪せんと欲す、管仲曰く、古昔、泰山に封し、梁父に禪せしもの、七十二家にして、夷吾の記する所のもの十二あり、皆命を受け、然る後に、封禪するを得たり、桓公曰く、寡人は南伐して、召陵に至り、熊耳を望み、北は山戎、離枝、孤竹を伐ち、西は大夏を伐て、流沙を涉り、馬を束ね、車を懸け、大行に登り、卑耳山に至りて還る、諸侯は寡人に違ふもの莫し、寡人兵車の會三つ、乘車の會六つ、諸侯を九合し、天下を一匡す、昔の三代の君が、天命を受けたるも、何を以て此に異ならん、是に於て、管仲は辯論を以て、桓公を屈せしむることの難きを知り、之に設くるに、事を以てす、曰く、古の封禪は、鄗上の黍と、北里の禾とを盛りて、供物と爲し、江淮の靈茅を敷物と爲せり、且つ、東海より比目の魚を致し、西海より比翼の鳥を致し、然る後に、物の期せずして至るもの十五あり、今や鳳凰、麒麟至らず、嘉穀生ぜず、蓬、蒿、藜、莠は茂り、鴟梟數〻至る、而して封禪せんと欲するは、不可なりと、桓公乃ち止む、三十七年の夏、揚拒、泉皐、伊雒の戎は、同じく京師を伐て、王城に入り、東門を焚く、王子帶之を召びしなり、秦晉は戎を伐ち、周を救ふ、其秋、晉侯は戎を王に平らぐ、三十八年の春、諸侯は衞の楚丘の郛に城く、狄の難を懼るゝなり、黃人は諸侯の齊に睦まじきを恃み、楚に納むべき歲貢を怠りて曰く、楚の首府より我に達するは、九百里なり、焉んぞ能く我を害せんやと、其夏、楚は黃を滅せり、貫の盟に、管仲は桓公に謂て曰く、江黃は齊に遠くして、楚に近し、楚は利の爲にする國なり、若し伐て救ふ能はざれば、諸

は禮を諸侯に修め、諸侯は齊に服せり、鄭の世子華は、桓公に言ひ曰く、鄭の洩氏、孔氏、子人氏の三族は、實に君命に違犯せり、若し之を去るを得ば、我は鄭を以て齊に事へ、封内の臣とならん、斯くなれば、君も利せざる所なからん、桓公は之を許さんとす、管仲曰く、君は禮と信とを以て、諸侯を服從せしめながら、姦を以て之を終るは、不可なり、父子相犯さざるを禮といふ、父子相依り、君命を守り、時務を共にするを信といふ、此の二者に違ふは、姦の極なり、公曰く、諸侯は鄭を討て、未だ捷たざるに、今苟も釁あらば、之に從ふも可ならずや、對て曰く、君若し之を綏するに、德を以てし、之に加ふるに、訓辭を以てし、諸侯を帥ゐて、鄭を討たば、鄭は覆亡も暇あらず、必らず懼れて服すべし、然れども、世子華の如き、其父に背くものと共に、之に臨まば、鄭は辯解あらん、何ぞ懼れんや、且夫れ諸侯を合すは、德を崇ぶなり、會して姦を列せば、何を以て後嗣に示さん、諸侯の會は、其德刑禮義を記せざる無し、姦の位を記せば、君の盟は廢れん、會して記せざるは、盛德に非る也、君其れ許すこと勿れ、鄭は必ず盟を受ん、子華は既に太子たり、而るに大國に因りて、其自國を弱めんと圖る、其罪必す免れず、鄭には叔詹、堵叔、師叔の三良あり、政を爲す、未だ間すべからずと、桓公乃ち子華を謝絶す、子華是に由りて、罪を鄭に得たり、其冬、惠王崩ず、襄王は大叔帶の騷動を懼れ、喪を發せずして、即位の難を齊に告ぐ、三十四年の春、王人、桓公、宋公、魯侯、衞侯、許男、曹伯、陳の世子款は、洮に盟ふ、是れ王室の事を謀るなり、鄭伯は此盟に列するを乞ふ、蓋し齊に服したるなり、襄王即位して、後に喪を發し、始て諸侯に赴告す、春秋には、是年冬十二月、天王崩ずと書す、是れ赴告の日を以て、之を書せしなり、三十五年の夏、宰周公、桓公、魯侯、宋子、衞侯、鄭伯、許男、曹伯は、葵丘に會す、王は宰孔をして、桓公に胙を賜はしめて曰く、天子は文武に事あり、孔をして伯舅に胙を賜はしめ、且つ後命あり曰く、伯舅の耋老なるを以て、勞を察し、一級を賜ひ、下拜する無らしむと、桓公は管仲を召して謀る、管仲對て曰く、君と爲りて君たらず、臣と爲りて臣たらざるは、亂の本なり、遂に諸侯を失はん、桓公懼れ、天使に對して曰く、天威は臣の顏を去らざる咫尺なり、臣敢て天子の命を貪

悦びて、之に虎牢の地を與へ、轅濤塗を執へたり、其秋、魯人、江人、黄人は、陳を伐つ、不忠を討ずるなり、許男は師に卒す、王事に死したるを以て、之を葬むるに、二等の禮を加へ、衮衣を棺に收めたり、其冬、齊人、宋人、魯人、衞人。鄭人、許人、曹人は、陳を侵し、陳其罪に服す、因て轅濤塗を歸へす、三十一年、王子帶は惠后に寵あり、惠后之を立てんと欲す、其夏、桓公、宋公、魯侯、陳侯、衞侯、鄭伯、許男は、王の世子に首止に會し、周室の安寧を謀る、其秋、諸侯は首止に盟ふ、周王は齊桓の此擧を喜ばす、鄭伯を召して曰く、吾は汝を撫して、楚に從はしめ、晉を以て之を輔けしめん、斯くすれば、少しく安かるべしと、鄭伯は恩命を拜せり、然れども、齊を恐れ、盟を避けて、逃れ歸らんとす、孔叔曰く、國君は輕しくすべからず、輕ければ親を失ふ、親を失へば、患害必ず至る、病みて、盟を乞ふは、喪ふ所多し、君必ず之を悔んと、鄭伯聽かずして去る、楚の鬪穀於菟は、弦を滅す、弦子は黄に奔る、江、黄、柏、道の四國は、齊に睦し、皆弦の姻戚なり、弦子之を恃みて、楚に事へず、備を設けず、故に亡ぶ、三十二年の夏、桓公は宋公、魯侯、陳侯、衞侯、曹伯に會し、鄭を伐つ、其の首止の盟を逃れし故なり、遂に新密を圍む、鄭の不時に城きたる所なり、其秋、楚子は許を圍みて、鄭を救ふ、諸侯は許を救ひて還る、三十三年の春、齊人は鄭を伐つ、鄭は其大夫申侯を殺す、初め陳の轅濤塗は、鄭の申侯が己を欺きしを怨む、故に之に勸め、其賜邑に城かしめて曰く、美はしく之に城け、大名なり、子孫忘れず、吾れ子を助けて請はんと、乃ち之が爲に、諸侯に請ふ、而して之に城く美はし、遂にこれを鄭伯に譖して曰く、美はしく其賜邑に城くは、是れ叛かんとするなりと、申侯は是に由り罪を得たり、齊軍の鄭を攻むるに及び、孔叔は鄭伯に言ひ曰く、國危し、請ふ齊に降參して、國を救はん、公曰く、吾は其由りて來る所を知る、姑らく我を待てと、對て曰く、朝は夕に及ばず、何を以て君を待んと、其夏鄭は申侯を殺して齊に説き、且つ陳の轅濤塗の譖を聽き納れたり、其秋、桓公、宋公、魯侯、陳の世子款、鄭の世子華は、甯母の地に盟ふ、鄭を謀るなり、管仲は桓公に謂ひ曰く、臣之を聞く、貳心のものを招くに、禮を以てし、遠隔のものを懷くるに、德を以てす、禮易はらざれば、人懷かざる無しと、是に於て、桓公

三千人を以て、曹を戍る、二十七年、齊の師、宋の師及び曹の師は、聶北に次して邢を救ふ、刑人潰ゆ、師遂に狄人を逐ひ、私する所無し、其夏、邢は夷儀に遷る、齊、宋、曹、之に城くは患を救ふなり、邢の遷るや歸るが如し、其秋、楚人は鄭を伐つ、鄭の齊に即く故なり、桓公、宋公、魯侯、鄭伯、曹伯、邾人は、檉に會す、鄭を救ふを謀るなり、二十八年の春、諸侯は楚丘に城きて衞を封ず、衞國は滅亡を忘れたり、其秋、桓公、宋公、江人、黃人は、貫に盟ふ、江黃服したるなり、齊の嬖人貂始めて桓公の軍事を他に漏洩す、其冬、楚人は鄭を伐つ、鬪章は鄭の聃伯を囚ふ、二十九年の秋、桓公、宋公、江人、黃人は、陽穀に會す、蓋し楚を伐つを謀るなり、其冬、楚人は鄭を伐つ、鄭伯は楚と和せんと欲す、鄭の孔叔これを可かず、曰く齊は方に我に勤む、德を棄るは不祥なり、桓公は蔡姬と舟に囿に乘る、姬は舟を蕩かす、公懼れて色を變じ、之を禁ずるも可かず、公怒りて之を歸し、未だ緣を絕たず、而るに蔡人之を他に嫁せしめたり、三十年、桓公、宋公、魯侯、陳侯、衞侯、鄭伯、許男、曹伯は、蔡を侵す、蔡潰ゆ、遂に楚を伐つ、楚子は使臣を以て陳べしめて曰く、君は北海に處り、寡人は南海に處る、唯是れ風奔する馬牛も、相及ぶ能はず、然るに、君が此の遠隔の地に涉るは、何の故ぞ、管仲對て曰く、昔し召康公は、我先君太公に命じて曰く、五侯、九伯の罪あるものは、汝之を征討して、周室を夾輔せよと、我先君に履むべき領地を賜ひ、東は海に、西は河に、南は穆陵に、北は無棣に、此の封域を齊國と爲せり、顧ふに今楚國は、周室に貢すべき包茅を納めず、寡人是れ徵す、昭王南征して復らず、寡人是れ問ふと、楚臣曰く、貢の入らざるは、寡君の罪なり、敢て供給せざらんや、昭王の復らざるは、君其れこれを水濱に問へと、是に於て、齊の師は進て陘に次る、其夏楚子は、屈完を公使として、齊軍の陣所に往かしめ、召陵に於て、諸侯と盟約を訂結せり、陳の轅濤塗は、鄭の申侯に謂て曰く、齊軍の還るとき、陳鄭の間を過ぐれば、陳鄭は其供給の費に堪へず、齊軍をして、威を東夷に示めさしめ、海に沿ひて歸らしむるに如かず、申侯曰く善し、濤塗以て告ぐ、桓公之を許す、申侯見えて曰く、師老れたり、若し東方に出で、敵に遇はば、懼らくは用ふるに難からん、陳鄭の間に出て、其資糧屝履を取れば、可なり、桓公

ず、今君の得たる山戎の寶器は、中國の獲難き所なり、之を周公の廟に進めざる可らずと、桓公乃ち山戎の寶を分ち、之を周公の廟に獻ず、二十四年、魯は小穀に城く、管仲の爲(タメ)なり、桓公は楚の鄭を伐ちしに由り、會見を諸侯に請ふ、宋公は先づ齊侯に見えんと請ふ、其夏、梁丘に遇ふ、其秋、魯の莊公病む、叔牙は慶父に二心あり、季友は君命を以て、叔牙に酖毒を飲ましめ、莊公薨じて、子般は位に卽く、慶父は圉人犖をして、子般を黨氏に賊せしむ、季友は陳に奔る、魯の公子啓方は、叔姜の子なり、叔姜は齊の女なり、故に齊人之を擁し立つ、是を閔公と爲す、二十五年の春、狄人は邢(ケイ)を伐つ、管仲は桓公に言て曰く、戎狄は豺狼なり、厭かしむ可らず、諸夏は親暱なり、棄つべからず、宴安は酖毒なり、懷ふべからず、詩に云く、豈に歸るを懷はざらんや、此の簡書を畏ると、蓋し簡書には、同臭味の相救ふことを說くを以てなり、請ふ邢を救ひて簡書に從はんと、是に於て、齊人は邢を救ふ、其秋、魯侯は桓公と落姑に盟ふ、季友を復(カヘ)さんことを請ふ、桓公之を許す、これを陳より召ばしむ、其冬、仲孫湫をして魯の難を省察せしむ、仲孫歸りて曰く、慶父を去らざれば、魯の難は未だ已まず、公曰く、之を若何して去るか、對て曰く、難已まざるときは、彼自ら斃れんとす、君は其れ之を待てよ、公曰く、魯は取るべきか、對て曰く不可なり、猶ほ周の禮を秉れり、周禮は本たる所なり、臣之を聞く、國の亡びんとするや、本必ず先づ顚る、而して後に枝葉之に從ふと、魯は周の禮を棄てず、未だ動かすべからず、君其れ魯の爲めに、難を寧んじて、之に親しめよ、有禮に親しみ、重固に因り、離叛を制し、昏亂を覆へすは、霸王の器なり、二十六年の秋、八月、魯の慶父は卜齮をして、閔公を賊弑せしむ、慶父は哀姜に通じ、哀姜は慶父を立てんと欲す、閔公の死するや、哀姜之を與り知る、九月哀姜は邾に逃る、慶父は莒に出奔す、其冬、桓公は高傒をして、南陽の甲兵を將ゐ、僖公を立て、魯に城かしむ、魯人はこれに賴る、魯人賂を莒に遺りて、慶父を求む、莒人之を歸し、慶父は縊死す、齊人は哀姜を夷に殺し、其尸を以て歸る、魯の僖公は、請ひて之を葬る、其冬、狄は衞に入る、衞の遺民は男女七百三十人あり、之に共滕の民を加へて五千人と爲る、戴公を立て曹に廬す、桓公は公子無虧に命じ、車三百乘甲士

即く、亦諸侯に赴告せず、春秋にも書せず、十一年の夏、楚子熊貲卒し、子熊囏立つ、是を堵敖と謂ふ、其秋、魯の公子結は、陳人の婦を鄄に送り、遂に桓公宋公と盟ふ、其冬、齊人、宋人、陳人は、魯の西鄙を伐つ、十二年の冬、齊人は戎を伐つ十四年の秋、高傒は魯侯と防に盟ふ、其冬、魯公は齊に如き、幣を納る、十五年、楚の熊惲は、其君堵敖を弑して自立す、是を成王と爲す、德を布き、惠を施し、好を諸侯に結び、天子に貢獻す、天子胙を賜ひて曰く、爾の南方を鎭せよ、夷越の亂に、中國を侵害せしむる勿れと、十六年の秋、桓公の女弟を、魯の莊公に嫁す、十八年の秋、宋人、齊人、魯人は、徐を伐つ、十九年の夏、桓公、宋公、魯侯、陳侯、鄭伯は、幽に同盟す、陳鄭服したる故なり、王は召伯廖をして、桓公に命を賜はしめ、且つ衞を伐つことを依頼す、蓋し衞が周の子頽を立てゝ、王と爲したるを以てなり、二十年、齊人は衞を伐ち、衞人敗績す、荊は鄭を伐つ、齊人、魯人、宋人は、鄭を救ふ、楚師夜遁る、二十二年の冬、桓公魯侯は、魯濟に遇ふ、蓋し山戎を謀るなり、齊人山戎を伐つ、其燕を病ましむるを以てなり、齊軍は孤竹に至りて引き還る、迷惑して道を失ふ、管仲曰く、老馬の智は用ふべきなりと、乃ち老馬を放て之に隨ふ、遂に道を得たり、山中に行く、水なし、隰朋曰く、蟻は冬に於て、山の陽に居り、夏に於て、山の陰に居る、蟻壤一寸にして、其地八尺の底に、水ありと、乃ち地を掘りて、水を得たり、燕の莊公は、桓公を送りて、齊の境に入る、桓公は管仲に問ひて曰く、諸侯の相送るは、其國境を出るか、管仲曰く、天子を送るに非れば境を出でず、桓公曰く然り、畏れて禮を失するなり、寡人は燕をして禮を失はしむ可らずと、是に於て、溝を分ち、燕君の至る所を割て燕に與へ、燕君に命じ、昔の召公の政を修めしめ、貢を周に納るゝ成康二王の當時の如くにせしむ、諸侯之を聞て、皆齊に從ふ、二十三年の夏、戎の俘を魯に遺る、是より先に、齊の山戎を伐つや、人をして助を魯に請はしむ、魯君は群臣を進めて謀る、皆曰く、師行くこと數千里、蠻夷の地に入る、必ず反らずと、是に於て、魯は之を助くるを許したるも、實は行かず、齊既に山戎孤竹を伐ちて、兵を魯に移さんと欲す、管仲曰く、不可なり、諸侯未だ親しまず、今又遠きを伐て還り、近隣を誅せば、隣國親まず、是れ霸王の道に非

を長勺に敗る、其秋荊は蔡の師を莘に敗り、蔡侯獻舞を捕へて歸る、既にして之を釋す、楚は强くして江漢間の小國を凌ぐ、小國皆之を畏る、其冬、齊の師は譚を滅す、譚子は莒に奔る、初め小白の出奔するや、譚を過り、譚は之に禮せず、小白の國に入るや、諸侯皆賀す、譚獨り至らず、故に之を滅す、四年の秋、宋萬其君捷を弑す、是歲周の莊王崩じ、僖王位に即く、春秋之を書せざるは、周の赴告無く、魯も會葬せざればなり、王政の諸侯に行はれざる明證なり、齊は管仲の政を得て以來、三歲治定り、四歲敎成り、五歲兵出づ、五年春、桓公、宋人、陳人、蔡人、邾人は、北杏に會して、宋の亂を平ぐ、遂人至らず、其夏、遂を滅して之を戍る、魯を伐ちて三たび之を敗る、莊公懼れて和を請ふ、桓公之を許す、其冬魯と柯に會し、桓公と魯公と壇上に盟ふ、曹劌は劍を手にし、刄を拔て進み曰く、大國侵し逼る甚し、城壞れて境を壓す、君は圖らざるか、管仲曰く、然らば魯君は何を求めんとするか、曰く願くは汶陽の田を請はん、管仲顧みて曰く、君許諾せよ、桓公曰く諾と、曹劌は盟を請ふ、桓公下り之と盟ふ、曹劌は劍を標して之を去り、北面して臣位に就く、其後桓公怒りて、約に背かんと欲す、管仲曰く、不可なり、夫れ小利を貪りて自ら快とし、信を棄てゝ、天下の援を失ふ、之を與ふるに如かずと、是に於て、齊は嘗て魯より略取したる地を返還せり、抑も强請したる盟約は、之を破るも可なり、然れども、桓公は人を欺かず、曹劌は讎とすべきも、桓公は之を怨まず、桓公の信の天下に著はれたるは、此の柯の盟より始まる、六年の春、宋人は北杏の盟に背きたり、齊人、陳人、曹人は宋を伐ち、齊は師を周に請ふ、其夏、單伯は宋を伐つに會す、其秋、荊は蔡に入る、其冬、單伯は桓公、宋公、衞侯、鄭伯に鄄に會す、宋服したる故なり、七年の春、復會す、齊始て覇たるなり、其秋、宋人、齊人、邾人は、宋の爲に郳を伐つ、鄭人之を間して、宋を侵す、八年の夏、宋人、齊人、衞人は、鄭を伐つ、宋の故なり、其秋、荊は鄭を伐つ、其冬、桓公は宋公、魯侯、陳侯、衞侯、鄭伯、許男、滑伯、滕子と幽に同盟す、鄭の成らぐ故なり、九年の春、齊人は鄭詹を執へたり、鄭の朝せざる故なり、其夏、遂の因氏、頜氏、工婁氏、須遂氏は、齊の戍兵を饗して、之を殺す、齊人殲たり、其秋、鄭詹は齊より魯に逃る、是歲僖王崩じ、惠王位に

亂作らんとすと、乃ち小白を奉じ、莒に奔る、是時公孫無知の騷亂作る、管仲召忽は、糾を奉じ、魯に奔る、維れ周の莊王の十一年にして、魯の莊公の八年なり、明年の春、齊人は無知を殺し、齊に君なし、齊の二大夫高氏國氏は、陰かに小白を莒より召ぶ、夏魯公は齊を伐ち、糾を納れんとし、管仲をして別に兵に將とし、莒の道を遮らしむ、二公子は、先を爭ひ、國に入らんとす、管仲は小白を射て、帶鉤に中つ、鮑叔御たり、小白僵る、管仲は小白死せりと思量し、糾に告げて曰く、請ふ安んぜよ、小白死せりと、人を馳せて魯に報ぜしむ、魯の糾を送るもの、行く遲し、六日を經て、齊に至れば、小白已に入る、高傒之を立て、桓公とす、蓋し鮑叔の智にて、射に應じ小白を僵れしむ、其智は鏃矢の如く鋭し、遂に小白を溫車中に載せて、馳せ行き、高國兩大夫の內應に由り、先を制して入るを得たり、桓公は兵を發し、魯を距ぐ、魯公は戎路を喪ひ、傳乘して歸る、鮑叔は桓公に言ひ曰く、君は齊を治めんとすれば、高傒と臣とにて足れり、然れども、若し霸王たらんと欲せば、夷吾に非れば不可なりと、鮑叔遂に師を帥ゐ、魯に往きて曰く、公子糾は親なり、請ふ君之を討せよ、管仲召忽は讎なり、請ふ受けて甘心せんと、魯乃ち糾を生竇といふ地に殺し、召忽之に死す、管仲囚はれんと請ふ、魯の施伯は、管仲の齊に重用せられ、長く魯國の憂患となるを恐れ、其君に請ひて曰く、彼を殺して屍を齊に授けんと、然れども齊の使者堅く請ひて曰く、寡君親ら誅戮を爲んと欲すと、遂に管仲を縛し、其拳に鞹し、其目に膠し、之を鴟夷に盛り、役夫をして、謳歌して引かしめ、之を齊に送る、管仲は魯の止めて己を殺すを恐れ、速に齊に至らんと欲す、因て役夫に謂ひて曰く、我は汝の爲に唱へん、汝は我が爲に和せよと、其唱ふる所は、走るべきに適す、役夫倦まずして、道を取る甚だ速なり、堂阜といふ地に至れば、鮑叔迎へ祓ひして、管仲の身を洗ふ、三度に及ぶ、桓公は親から郊に出で、管仲を迎へ、與に歸り、之を廟に禮せしめ、三酌して政を爲すを問ふ、管仲辭讓し、然る後に、政策を陳述す、遂に民の居を定め、民の事を成し、以て民の紀を爲す、內政を作りて、軍令を寓し、五家の兵を連ねて、輕重魚鹽の利を設け、以て貧窮を贍はし、賢能に祿を授く、齊人大に說ぶ、桓公は二年春に於て、魯を伐つ、魯は齊の師

或は曰く、臺を築くに三歸法あり、上中下の三方算數の牽を稱すと、或は曰く、三歸は三姓の女を併せ娶るなりと、異說甚だ多し、要するに奢侈の意也、

○反坫

坫は木製の具にして、其高八寸、其脚二寸、其上部は漆を以て赤く塗る、古昔諸侯の會見に於て、主は賓に酒を獻じ、賓は飲み畢りて、其杯を坫の上に反し置き、拜禮す、主は答拜す、是時賓は坫より杯を取り洗ひて、主に酬ゆ、主は飲みて亦杯を坫に反し置き、拜禮し、賓は答拜す、蓋し反坫は、諸侯の用具なり、管子は之を臣の家に使用す、是れ非禮なり、奢侈なり、

梅士享の管子尊攘傳

齊の僖公に太子あり、名を諸兒といふ、別に兩兒あり、一を公子糾といふ、魯姬の生む所なり、一を公子小白といふ、衞姬の生む所なり、小白は大夫高傒と交る深し、是より先に、鮑叔管仲召忽三人相交り、與に齊國を定めんと欲し、公子糾を以て必ず立つべしと思惟す、召忽曰く、吾三人の齊國に於けるや、之を譬るに鼎の三足あるが若し、一を去れば成らず、且つ小白は必ず立たず、三人公子糾を佐くるに若かず、管仲曰く、不可なり、夫れ國人は公子糾の母を惡みて、糾を併せ惡む、小白は母なくして、國人之を憐む、諸兒は長なるも賤し、國事未だ知るべからず、一人をして公子小白に事へしむるに若かず、齊國を有つものは、必ず糾と小白との中に在り、而して小白は小智なく、惕れて大智あり、夷吾に非れば、小白を容るゝもの莫しと、是に於て三人相議し、鮑叔をして小白に傅たらしめ、管仲召忽は、糾の所に居る、召忽曰く、百歲の後に吾君薨去し、吾が君命を犯して、吾が立る所を廢し、吾が糾を奪ふ者あらば、吾は天下を得るとも、誓ひて生きずと、管仲曰く、夷吾の君臣たるや、君命を承け、社稷を奉じ、以て宗廟を持せんとす、豈に一糾の爲に死せんや、夷吾の死するは、社稷破れ、宗廟滅し、祭祀絕る時に在り、此の三の者に非れば、夷吾は死せず、夷吾死せざれば、齊國利あり、夷吾死すれば、齊國利あらずと、既にして僖公薨去し、諸兒は年長の故を以て、君となるを得たり、是を襄公と爲す、襄公立て常道なし、鮑叔曰く、君は民をして慢らしむ、國

りて楚を伐ち、其の周室に入貢すべき包茅の怠を責め、以て出兵の名を正くせり、桓公實は北侵して山戎を攻めしも、管仲は因りて燕の政を修めしめ、之をして召公の昔に復らしめたり、桓公は柯の會盟に於て、魯の曹沫と約し、後に之を破らんと欲せしも、管仲は之を履行せしめて、信を天下に示せり、諸侯遂に齊に歸し、桓公の霸業成就せり、故に其書に曰く、與ふるは之を取る道なり、斯道を知るは、政の寶なりと、管仲の富は、公室と比肩し、家に三歸反坫の奢侈を見る、然れども、齊人は之を奢侈と稱せず、管仲歿して、齊國は其政策を遵守し、常に諸侯に雄視せり、

太史公曰く、吾は管氏の牧民、山高、乘馬、輕重、九府の諸篇を讀む、詳なるかな、其の之を言ふや、既に其著書を見て、其行事を觀んと欲す、故に其傳を立つ、其書に至りては、世に多く之れ有り、是を以て論せず、姑らく其逸事を掲ぐ、蓋し管仲は世の所謂賢臣なり、然れども孔子は之を小とす、是れ其當時周室衰微して、桓公既に賢なるに、之を佐けて王道を行はしめず、僅に霸業を成すに止りしを惜みたるか、語に曰く、其美に將順し、其惡を匡救す、故に上下能く相親むと、是れ管仲の謂か、

○世系

管氏は、周の文王の子管叔より出づ、管仲の父を管嚴といひ、其遠裔を管修といふ、管修は春秋の末に於て楚に事へ白公勝の亂に死せり、

○三歸

周策に曰く、齊の桓公の宮中には、七個所の市場を設け、其出入の門は、宮女をして守らしむ、七個所に使役する宮女七百人に及び、國人は之を誹謗せり、管仲は因りて三歸の臺を作り、自から奢侈を極め、以て桓公の非行を掩ひ匿せりと、或は曰く、婦人は嫁するを歸と稱し、其夫の家を家とす、管仲は蓋し三たび婦を娶りしなりと、韓非曰く、管仲の齊に相たるや、桓公に陳して曰く、臣は位貴きも家貧しと、公乃ち仲をして三歸の家あらしむ、仲曰く、臣は富みたり、然れども猶賤しと、公乃ち仲をして高氏國氏の上位に立たしむ、仲曰く、臣は尊し、然れども臣たるは一なり、公乃ち仲を尊稱して仲父といふ、蓋し三歸は妻妾の多きを稱するなりと、韓非又曰く、管仲は庭に陳鼎あり、家に三歸ありと、

司馬遷の管子傳

管仲夷吾は、潁上の人なり、少時鮑叔牙と交り、其才識を鮑叔に知られたり、管仲貧困にして、鮑叔を欺きしも、鮑叔善く之を待遇して、言を爲さず、既にして鮑叔は齊の公子小白に事へ、管仲は公子糾に事へたり、小白遂に齊に君臨して、桓公と爲るに及びて、公子糾は死し、管仲は囚はれ、鮑叔は之を推擧せり、管仲任用せられ、政を齊に執り、桓公を佐けて、諸侯を九合し、天下を一匡せり、嘗て曰く、吾始め窮困せし時、嘗て鮑叔と賈し、財利を分つに、多く自から取りしも、鮑叔は之を貪ると謂はず、我の貧乏なるを知ればなり、吾嘗て鮑叔の爲めに、事を謀りて窮困せり、鮑叔は我を愚と謂はず、時機に利と不利とあるを知ればなり、吾嘗て三たび仕へて、三たび君に逐ひ斥けらる、鮑叔は我を不肖と謂はず、我の時に遇はざるを知ればなり、吾又嘗て三たび戰ひて、三たび敗走せり、鮑叔は我を卑怯と謂はず、我に老母あるを知ればなり、公子糾敗れて、召忽之に死し、吾は幽囚せられて辱を受けたり、鮑叔は我を以て恥を知らざるものと爲さず、我の小節を愧ぢずして、功名の天下に顯はれざるを恥るを知ればなり、故に我を生みたるは、父母なれども、我を知るは鮑子なりと、以て兩人の相親む深きを見るべし、鮑叔は既に管仲を進め、身を以て之に下る、其子孫は累代齊國の祿を受け、封邑を有する十餘世に及び、常に名大夫と稱せられたり、天下の人は、管仲の賢を多とせずして、鮑叔の能く人を知るを多とす、管仲は相位に上り、政策を運らし、區區の齊を以て、海濱に在りながら、貨を通じ、財を積み、國を富し、兵を强くし、民俗と好惡を同くせり、故に其書に曰く、倉廩實ちて、禮節を知り、衣食足りて、榮辱を知る、上位に在る人が、法度を守り行へば、父母兄弟妻子も、親睦して家治る、禮義廉恥を失へば、國は滅亡す、政府が命令を發するは、流水の野に下るが如く、善く民心に順適するを期すべしと、其の論旨淺近にして、實行するに易し、蓋し民俗の希望する所は、之を與へ、民俗の嫌惡する所は、之を去る、其政を爲すは、禍を變じて福と爲し、敗を轉じて功と爲す、物價の輕重を貴び、上下の權衡を持するを力めたり、桓公實は少姫を怒り、南征して蔡を襲ひしも、管仲は因

以人求人、則人重矣、以數求物、則物重矣、　同

源泉有竭、鬼神有歇、守物之終始、身不竭、　同

清神生心、心生規、規生矩、　輕重己第八十五

大功者大祖、小功者小祖、　同

先王善高下中幣、制下上之用、　同

樹木之勝霜露者、不受令於天、　同

食稱之國必亡、　同

家足其所者、不從聖人、　同

善爲國者、天下下、我高、天下輕、我重、天下多、我寡、　同

粟重而萬物輕、粟輕而萬物重、　同

衡者、使物一高一下、不得常固、　同

天下高亦高、我獨下、必失其國於天下、　輕重丁第八十三

可因者因之、乘者乘之、此因天下以制天下、　同

智者役使鬼神、而愚者信之、　同

國有槍星、其君必辱、　同

推仁立義、之謂謬數、　同

物之生未有形、而王霸立其功焉、　同

物之所生、不若其所聚、　同

王者乘勢、聖人乘幼、與物皆宜、　同

萬乘之國、不能無薪而炊、　同

一農不耕、民或爲之飢、一女不織、民或爲之寒、　同

重籍其民者、失其下、數欺諸侯者、無權與、　同

萬乘之國、有萬金之賈、非君之所賴也、君之所與也、　同

好心、則萬物通、萬物通、則萬物運、　同

萬物運、則萬物賤、萬物賤、則萬物可因、　同

知三准同策者、能爲天下、　同

頓戟一譟、而靡幣之用、日去千金之積、　同

粟重黃金輕、黃金重而粟輕、兩者不衡立、　同

爵祿不隨、臣不爲忠、　同

珠玉爲上幣、黃金爲中幣、刀布爲下幣、　輕重乙第八十一

善者用非有、使非人、　同

君守其流、則民失其高、　揆度第七十八

民重則君輕、民輕則君重、　同

諸侯賓服、以行仁義、　同

治權則勢重、治道則勢贏、　同

物重則至、輕則去、藏則重、發則輕、　同

令重於法、社稷重於親戚、　同

有人而無甲兵、而無食、謂之與禍居、　同

以人御人、逃戈刃、高仁義、乘天固、　國准第七十九

好譏而不亂、亟變而不變、時至則爲、過則去、　同

輕重無數、物發而應之、聞聲而乘之、　輕重甲第八十

戰衡、戰准、戰流、戰權、戰勢、此所謂五戰也、　同

章之以物、則物重、不章以物、則物輕、　同

幣重而萬物輕、斂萬物應之以幣、萬物重十倍、　山國軌第七十四

天以時爲權、地以財爲權、人以力爲權、　山權數第七十五

惡惡乎來刑、善善乎來榮、　同

度法者、量人力而擧功、禁繆者、非往而戒來、　同

祿肥則士不死、幣輕則士簡賞、萬物輕則士偷幸、　山至數第七十六

王者藏於民、霸者藏於大夫、殘國亡家藏於篋、　同

民富君無與貧、民貧君無與富、　同

王者乘時、聖人乘易、　同

理之以徐疾、守之以決塞、奪之以輕重、行之以仁義、　同

人君操穀幣財衡、而天下可定也、　同

利有足則行、不滿則有止、　同

水激而流渠、令疾而物重、　地數第七十七

本富而財物衆、不能守則稅於天下、　同

言者責之以其實、譽人者試之以其官、　同

以戰功之事、定勇怯、以官職之治、定愚智、　同

王者不奪民時、　臣乘馬第六十八

財物之貲、與幣高下、　乘馬數第六十九

振貧補不足、下樂上、　同

非有積蓄、不可以用人、　事語第七十一

有義勝無義、練士勝敺衆、　同

海王之國、謹正鹽筴、　海王第七十二

五穀食米、民之司命也、黃金刀幣、民之通施也、　國蓄第七十三

民親信死利、海内皆然、　同

不能調通民利、不可以語制爲大治、　同

智者有什倍人之功、愚者有不賡本之事、　同

物多則賤、寡則貴、散則輕、聚則重、　同

明主不厭人、故能成其衆、士不厭學、故能成其聖、　同

貴而不驕、富而不奢、行理而不惰、　同

明主不用其力、而任衆人之力、　同

謀臣死、而諂臣尊、　立政九敗解第六十五

爲必知其所成、成必知其所用、用必知其所利害、　版法解第六十六

用力苦則事不工、用財嗇則不當人心、　同

國無法則衆不知所爲、無度則事無機、　同

天下所謀、雖立必隳、天下所持、雖高不危、　同

君子惡稱人之惡、惡不親外而內放、　同

百姓之爭用、非以愛主也、以畏主之法令也、　明法解第六十七

無爵祿則主無以勸民、　同

主行臣道則亂、臣行主道則危、　同

國之所以亂者、廢事情而任非譽也、　同

名生於實、實生於德、德生於理、理生於智、智生於當、　同

勿創勿作、時至而隨、　桓公問第五十六

困則輕法、輕法則難治、　度地第五十七

溫恭自虛、所受是極、　弟子職第五十九

顏色整齊、中心必式、　同

蛟龍待得水、而後立其神、人主待得民、而後成其威、　形勢解第六十四

風雨至公而無私、所行無常鄉、　同

令之所以行者、必民樂其政也、　同

人惰而侈則貧、力而儉則富、　同

物莫虛至、必有故也、　同

不擾則民自循、不勞則民自試、　同

蜚蓬之問、明主不聽、　同

海不辭水、故能成其大、山不辭土石、故能成其高、　同

人不足、則逆氣生、　同

設用無度、國家踣、　同

政有急緩、故物有輕重、　同

文采纂組者、燔功之窰也、　同

上好利、則毀譽之士在側、　同

無實則無勢、失轡則馬焉制、　同

夏日之不煬、非愛火也、　禁藏第五十三

主上視法、嚴於親戚、　同

譽不虛出、而患不獨生、福不擇家、禍不索人、　同

法之制民也、猶陶之於埴冶之於金也、　同

以情伐者帝、以事伐者王、以政伐者霸、　同

心不爲九竅、九竅治、　九守第五十五

關閉不開、善否無原、　同

名言拔萃

明珠を大海より取る、愈取りて、愈竭きず、解釋は本篇に在り、上卷の例に依る、

鴟梟數至、而欲封禪、　封禪第五十

假而禮之、厚而勿欺、　小問第五十一

曲木已傳、直木無所施、　同

浩浩者水、育育者魚、　同

君子善謀、而小人善意、　同

力地而動於時、則國必富矣、　同

一人之治亂、在其心、　七臣七主第五十二

天下得失、道一人出、　同

主好文采、則女工靡、　同

楚王好小腰、而美人省食、吳王好劍、而國士輕死、　同

也、宜芸而不芸、百艸皆存、民以僅存、不芸之害也、

斯くして、三箇月の後は、皆其有る所のものを以て、其無き所のものに易ふ、之を三月の蓄を流通すと謂ふ、凡そ耕を促す時に在りて、耕へさゞるは、民の不善なるなり、是れ不耕の害なり、芸るべくして、芸らざるは、百艸皆存し、民は食少く、僅かに生存す、是れ不芸の害なり、

宜穫而不穫、風雨將作、五穀以削、士民零落、不穫之害也、宜藏而不藏、霧氣陽々、宜死者生、宜蟄者鳴、不藏之害也、

禾の熟して、穫るべきもの穫らず、風雨忽ち至り、五穀の收入減削し、士民困窮す、是れ不穫の害なり、藏るべきもの藏れず、霧氣陽々として暖なり、死すべき草生じ、蟄すべき蟲鳴く、是れ不藏の害なり、○將は以に通ず、

張耜當弩、銚耨當劍戟、穫渠當脇軔、蓑笠當掭櫓、故耕械具、戰械備矣、

耜を張り列ねて、弩に當て、銚耨は、劍戟に當て、穫渠は脇軔に當て、簑笠は掭櫓に當て用ゆ、故に耕作の器械の具はるは、戰爭の器械の備はるなり、○穫梁は禾を穫りたるを積む車なり、掭は扞の誤りなり、○脇軔は盾板なり、○櫓は大盾なり、

輕重庚第八十六（亡）

管子輕重十九

予ふる勿れ、誅すべし、生す勿れ、終歳の罪は、赦す所あること勿れ、牧地を作り、牛馬を畜ふもの、實在すれば、之を官に徵收す、是れ天子の秋計なり、

○術は廣野なり、牧地なり、○王は官有とする意なり、

以秋日至始數、四十六日、秋盡而冬始、天子服黑絻黑、而靜處、朝諸侯、卿、大夫、列士、循於百姓、發號出令、曰、毋行大火、毋斬大山、毋塞大水、毋犯天之隆、天子之冬禁也、

秋分の日を以て、數を始め、四十六日にして、秋盡き冬始まる、天子は黑衣を服し、黑色を冠にして、靜かに處る、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、百姓に循はしむ、號を發し令を出して曰く、大火を行る勿れ、大山を斬伐する勿れ、大水を塞ぐ勿れ、天の隆盛の氣を犯す勿れ、と、是れ天子の冬禁なり、

以秋日至始數、九十二日、天子北出、九十二里而壇、服黑而絻黑、朝諸侯、卿、大夫、列士、號曰發繇、趣山人、斷伐具械器、趣菹人、薪藋葦、足蓄積、

秋分の日を以て、數を始め、九十二日にして、天子北方に出づ、九十二里にして壇を設け、黑衣を服し、黑色を冠にし、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、號して役夫徵發と曰ふ、山居の人を督促して、木を伐らしめ、械器の準備を爲さしむ、沼澤の住民を督促して、藋葦を薪にせしめ、之を蓄へ積ましむ、

○繇は役夫なり、○藋は葦の類なり、

三月之後、皆以其所有、易其所無、謂之大通三月之蓄、凡在趣耕而不耕、民以不令、不耕之害

あるものは、家を興す、故に祖廟を小にす、功なきものは、祖廟を設るを得ず、唯其家に祖靈の坐位を稱して立つ、功あるものの祖廟には、供物を十分にす、功なきものは、唯其門外に傍觀するのみ、蓋し祖廟は、其功績の大小に應じて祭る所以なり、其親戚の緣故に應じて祭るに非ず、是れ天子が貴賤を分ち、有功を賞する所以なり、

○沃は讀んで飫とす、飽食することなり、

以夏日至始數、九十二日、謂之秋至、秋至而禾熟、天子祀於大惢、西出其國、百三十八里而壇、服白而絻白、搢玉揔帶錫監、吹塤篪之風、鑿動金石之音、

夏至を以て數を始め、九十二日に達すれば、之を秋分といふ、此時禾熟す、天子は大惢といふ星を祀る、爲めに、其國都を出でゝ、西方百三十八里に至り、壇を設け、白色の衣を服し、白色の冠を戴き、玉笏を帶に挿み、錫の帶飾を爲し、樂器の塤と篪との春調を吹き、金や石の秋聲を開き動かす、

○塤は、上を銳くし、底を平にす、形は稱錘に似て、大は雁の卵の如く、八の孔あり、○篪は長一尺四寸、圍三寸、八孔あり、一孔は上に出づ、○鑿動金石之音　金は鉦なり、石は磬なり、之を開き鳴す、秋の聲樂なり、塤篪は春分の聲なれども、秋氣の盛なるを、調和する爲めに用ゆ、鑿は開く意なり、

朝諸侯、卿、大夫、列士、循於百姓、號曰祭月、犧牲以彘、發號出令、罰、而勿賞、奪、而勿予、罪獄誅、而勿生、終歲之罪、毋有所赦、作衍、牛馬之實在野者王、天子之秋計也、

此時節に、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、人民を巡視せしめ、號して祭月と曰ひ、犧牲は彘を供ふ、乃ち號令を發して曰く、罰すべし、賞する勿れ、奪ふべし、

害恐るべし、是れ天子の夏禁なり、
○衍は、籔なり、○蓺は芟り伐るなり、

以春日至始數、九十二日、謂之夏至、而麥熟、天子祀於太宗、其盛以麥、麥者穀之始也、宗者族之始也、同族者入、殊族者處、

春分より數を始め、九十二日に達すれば、之を夏至と謂ふ、麥熟するの時なり、天子は太宗を祀るに、其盛りものには、麥を供ふ、蓋し麥は五穀の始に熟し、太宗は一族の始なるを以てなり、同族の者は、皆宗廟に入りて、祭を助け、異族の者は、家に引籠りて居る、

皆齊大材、出祭王母、天子之所以主始而忌諱也、

既にして、同族殊族の別なく、牛を齎らして、王母といふ外神を祭る、蓋し是れ、天子が始宗を祭るも、別に忌諱する所ありて、壽を外神に祈るに由るなり、
○齊は齎の誤なり、○大材は牛なり、

以夏日至始數、四十六日、夏盡而秋始、而黍熟、天子祀於大祖、其盛以黍、黍者穀之美者也、祖者國之重者也、

夏至より數を始め、四十六日にして、夏盡き秋始る、此時黍熟す、天子は太祖を祀る、其供物は黍を以てす、黍は五穀の美なるものなり、祖は國家の重んずるものなり、故に黍を獻ず、

大功者大祖、小功者小祖、無功者無祖、無功者皆稱其位、而立、沃有功者、觀於外、祖者所以功祭也、非所以戚祭也、天子之所以異貴賤而賞有功也、

大功あるものは、國を建つ、故に祖廟を大にす、小功

冬至を以て數を起して、九十二日に達すれば、春分と謂ふ、天子は東方に向ひ、其國都を出て、九十二里の郊外に壇場を設けて、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、百姓に循ひ令せしむ、號して祭星と曰ふ、

十日之內、室無處女、路無行人、苟不樹藝者、謂之賊人、下作之地、上作之天、謂之不服之民、處里爲下陳、處師爲下通、謂之役夫、三不樹而主使之、天子之春令也、

十日の內に、民は皆農事に從ふ、故に、室に處女なく、路に行人なし、此の場合に、苟くも五穀を植附けざるものは、之を人を賊ふと謂ふ、下は之を地に任せ、上は之を天に任し、五穀を自然に任す、是れ力を勞せずして、收穫を望む、農事に勉めざるものなり、之を務に服せざる民といふ、耕作の始るに、空しく里に處るものを、下列の民とす、軍隊に留り、農に就かざるを、下等とす、春夏秋の三時、植附を怠るものは、役夫として、之を驅役す、是亦天子の春令なり、

以春日至始數、四十六日春盡而夏始、天子服黃而靜處、朝諸侯、卿、大夫、列士、循於百姓、發號出令曰、毋聚大衆、毋行大火、毋斷大木、毋誅大臣、毋斬大山、毋戮大衍、滅三大而國有害也、天子之夏禁也、

春の日至は春分なり、之れより數を始め、四十六日にして、春盡き夏始る、天子は黃衣を服し、靜に處り、諸侯、卿、大夫、列士を朝せしめて、百姓を巡視せしめ、號令を出して曰く、大衆の人を聚る毋れ、大火を行る毋れ、大木を伐る毋れ、大臣を誅する毋れ、大山の土石を取る毋れ、大藪を芟る毋れ、此の六大禁の三大を犯せば、國に凶害を生ず、況んや六に滿つるをや、其

民爲酒食、所以爲孝敬也、

又命令して曰く、鋤に耜といふ鐵具を附けよ、大鎌に柄を附けよ、更に禾を刈ること、禾を車に積むこと、紐を作ること、縄を結ぶこと等を、扶け整へよ、是は春夏の農事の準備を成す所以なり、此の諸器を必ず備へよ、而る後に、民をして酒食を作らしむべし、是れ父兄に孝敬を致す所以なり、

耒耨は、芸の具なり、○懷鉊鉛　鉊は大鎌にて、鉛は鎌の柄なり、懷は用意し置くこと、○權は穫の誤なり、○渠は車の軸外の木なり、○緄は紐なり、○緤は縄なり、

民生而無父母、謂之孤子、無妻無子、謂之老鰥、無夫無子、謂之老寡、此三人者、皆就官、而衆可事者、不可事者、食如言而勿遺、多者爲功、寡者爲罪、是以路無行乞者也、路有行乞者、則相之罪也、天子之春令也、

又命令して曰く、民の生れて、父母を喪ふ者、之を孤子と謂ふ、妻を喪ひ、子を喪ふ、之を老鰥といふ、夫を喪ひ、子を喪ふ、之を老寡といふ、此三人のものは、皆官において、食に就かしむべし、此の衆の中には、官に使事すべきあり、使事すべからざるあり、然れども、之に食を與ふるは、彼等の言ふ所の如くせよ、決して違ふことある勿れ、吏の其事を掌るものは、此の窮民を收むる多きを功とし、收むる寡きを罪とす、是を以て、路に食を乞ふもの無きに至る、路に行き乞ふものあるは、宰相たるものゝ罪なりと、以上はこれ、天子の春令なり、

以冬日至始數、九十二日、謂之春至、天子東出其國、九十二里而壇、朝諸侯、卿、大夫、列士、循於百姓、號曰祭星、

氣の淸くして神なるもの、心を生ず、心は智を主とす、智は圓なり、故に規を生ずといふ、規とは圓を爲る器具なり、智より矩を生ず、矩は法なり、法は方形を生ず、物方なれば正し、故に方は正しきを生ず、正しきは暦より大なる無し、暦は春夏秋冬の四時を生ず、四時ありて萬物を生ず、聖人は因りて、之を理め、道偏く至る、

以冬日至始數、四十六日冬盡、而春始、天子東出其國、四十六里而壇、服靑而絻靑、搢玉揔、帶玉監、朝諸侯、卿、大夫、列士、循於百姓、

冬至より、日數の計算を起し、四十六日にして、冬盡き春始る、天子は東郊の外に出で、四十六里にして、祭壇を設け、靑衣を服し、靑布を冠り、玉笏を帶に插み、玉監を帶飾となし、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、人民を巡視せしめ、命令を傳へしむ、

○揔は笏なり、手版なり、○搢は插なり、○監は鑑と同し、帶鑑といふ、帶飾なり、

號曰祭日、犧牲以魚、發號出令、曰生而勿殺、賞而勿罰、罪獄勿斷、以待期年、敎民樵室鑽鐩墐竈泄井、所以壽民也、

此日を號して、祭日と曰ふ、犧牲には魚を以てす、號を發し、令を出して曰く、生すべし、殺す勿れ、賞すべし、罰する勿れ、罪獄を斷行する勿れ、滿一年を待ち、來冬に至りて、罪人を處置せよ、人民をして、室内に薪を焚き、火を新にし、竈を塗り、井を浚へ、陰邪の氣を掃ひ除かしむべし、是れ人民を長生せしむる所以なりと、

○樵は焚なり、○墐は塗なり、○泄は浚なり、○期年は滿一年なり、

耜耒耨、懷鉊鉛、又擾權渠繉緤、所以御春夏之事也、必具、敎

き、人をして、衡山に之き、械器を求め買はしむ、衡山の君は、其相に告げて曰く、天下吾が械器を爭ひ買ふより、其價を二十倍以上ならしめたりと、是に於て、衡山の人民は、其本業の農作を止めて、械器の製造を勉めたり、

齊即令隰朋漕粟於趙、趙糴十五、隰朋取之、石五十、天下聞之、載粟而之齊、齊修械器、十七月、修糴五月、即閉關、不與衡山通使、

齊は即ち、隰朋をして粟を買ひ、趙より運漕せしむ、趙の買米は、一釜十五錢にして、一石二十三錢餘なるを、隰朋之を取るに、一石五十錢とす、倍額の價なり、天下の人之を聞き、粟を載せて、齊に之く、齊は械器を買ふ十七箇月にして、糴を買ふ五箇月を經たり、即ち關を閉ぢ、衡山と使を通ぜず、

燕、代、秦、趙、即引其使而歸、衡山械器盡、魯削衡山之南、齊削衡山之北、內自量、無械器以應二敵、即奉國而歸齊、

燕代秦趙の四國も、其使を引て歸る、衡山の械器盡きたり、魯は衡山の南地を削り取り、齊は衡山の北地を削り取る、衡山の君は、內に量るに、械器の以て二敵に應ずるもの無し、即ち國を奉じて、齊に歸服せり、

輕重己第八十五

管子輕重十八

清神生心、心生規、規生矩、矩生方、方生正、正生曆、曆生四時、四時生萬物、聖人因而理之、道徧矣、

三年にして、代國は服從せり、
○葆は保ち守るなり、

桓公問於管子曰、吾欲制衡山之術、爲之奈何、管子對曰、公其令人貴買衡山之械器而賣之、

桓公は管子に問ひて曰く、吾は衡山統治の術を行はんと欲す、之を爲す奈何、管子は對て曰く、公其れ人をして、衡山の械器を貴買し、之を賣らしめよ、
○衡山は、齊魯の間に在りし附庸の小國なり、

燕代必從公而買之、秦趙聞之、必與公爭之、衡山之械器、必倍其賈、天下爭之、衡山械器、必什倍以上、

燕と代と、必ず公に從ひて、之を買はん、秦趙も之を聞きて、必ず公と之を爭はん、衡山の械器は、必ず其價を一倍にすべし、天下之を爭ふに至らば、衡山の械器は、必ず十倍以上の價とならん、

公曰、諾、因令人之衡山求買械器、不敢辯其貴賈、齊修械器於衡山、十月燕代聞之、果令人之衡山求買械器、

桓公曰く、諾すと、因て人をして、衡山に之き、械器を求め買はしむ、敢て其貴價を辯論せず、齊は械器を衡山に買ふこと、十月にして、燕代之を聞き、人をして衡山にゆき、械器を求め買はしむ、

燕代修三月、秦國聞之、果令人之衡山求買械器、衡山之君、告其相曰、天下爭吾械器、令其賈再什以上、衡山之民、釋其本修械器之功、

燕代も買ひ修むること、三箇月にして、秦國之を聞

王師、北將人徒、載金錢、之代谷之上、求狐白之皮、

離枝といふ國は、之を聞けば、必ず代の北方を侵し攻めん、離枝其北を攻めば、代は必ず齊に歸服すべし、公は因て齊人に命じ、金錢を載せて、往かしめよ、桓公曰く、諾すと、即ち中大夫の王師といふものに令して、北の方に向ひ、兵卒を將ゐて、金錢を載せ、代谷の上に之き、狐白の皮を求めしむ、

代王聞之、即告其相曰、代之所以弱於離枝者、以無金錢也、今齊乃以金錢、求狐白之皮、是代之福也、子急令民求狐白之皮、以致齊之幣、寡人將以來離枝之民、代人果去其本、處山林之中、求狐白之皮、二十四月而不得一、

代の王は、之を聞き、其相に告げて曰く、代の離枝より弱き所以は、金錢なきを以てなり、今や齊は金錢を以て、狐白の皮を求む、是れ代の福なり、子は急に民をして狐白の皮を求め、齊の金幣を取らしめよ、寡人は因て、離枝の民を來服せしめんとすと、代人遂に其本業の農を去り、山林の中に住み、狐白の皮を求む、二十四箇月を經て、一を獲る能はず、

離枝聞之、則侵其北、代王聞之、大恐、則將其士卒、葆於代谷之上、離枝遂侵其北、王即將其士卒、願以下齊、齊未亡一錢幣、修使三年而代服、

離枝の國は、之を聞て、其北を侵伐す、代王は之を聞て、大に恐れ、其士卒を將て、代谷の上に保つ、離枝遂に其北を攻む、代王は士卒を牽ゐて、齊に下らんと願ふ、齊は未だ一錢幣を亡はずして、使を修むるより、

公曰、諾、因令人閉關、不與楚通使、楚王果自得而修穀、穀不可三月而得也、楚糴四百、齊因令人載粟處芊之南、楚人降齊者十分之四、三年而楚服、

管子對て曰く、楚の錢は五倍せり、楚君は是より自から滿足して、穀を買ひ集めん、錢は既に五倍あれば、是れ楚の强きなり、桓公曰く、諾すと、因て人をして、關門を閉ぢ、楚と使を通ぜざらしむ、楚王は果して自から滿足して、穀を買ひ集む、然れども穀は三箇月にして得べからず、楚の米は、一斗四百錢に騰貴す、齊は因て人をして、粟を積み載せ、楚の北境の芊といふ地の南端に居らしむ、是に於て、楚人の齊に下るもの、十分の四に達し、三年を經て、楚は降服せり、

桓公問於管子曰、代國之出、何有、管子對曰、代之出、狐白之皮、公貴買之、管子曰、狐白應陰陽之變、六月而一見、公貴買之、代人忘其難得、喜其貴買、必相率而求之、則是齊金錢不必出、代民必去其本、而居山林之中、

桓公は管子に問ひて曰く、代國の產出するものは、何か有る、管子對て曰く、代國の產物は、狐白の皮なり、公其れ之を貴買せよ、管子の曰く、狐白は陰陽の變化に應じ、六箇月に一たび見はる、公之を貴買せば、代の人は得がたきを忘れて、貴買を喜び、必ず相率ゐて狐白を求めん、斯くて、齊の金錢は、出るを必せず、代の人民は、必ず其本業の農を去りて、山林に住むに至らん、

離枝聞之、必侵其北、離枝侵其北、代必歸於齊、公因令齊載金錢而往、桓公曰、諾、即令中大夫

所のものなり、
今齊以其重寶、貴買吾群害、則是楚之福也、天且以齊私楚也、子告吾民、急求生鹿、以盡齊之寶、楚民即釋其耕農、而田鹿、

今や齊は、其の重寶の金錢を以て、吾が群害なる鹿を貴買す、是れ楚の福なり、天は齊を以て、楚に賜はんとす、子は吾民に告げ、急に生鹿を求めて、齊の寶を取り盡せよ、楚王の此令に由り、楚民は農業を止め、鹿を獵することに從事す、

○私は恩惠なり、○田は獵なり、

管子告楚之賈人曰、子爲我致生鹿二十、賜子金百斤、什至而金千斤也、則是楚不賦於民而財用足也、

管子は、楚の賈人に告げて曰く、子は我が爲に、生鹿二十匹を持參せよ、其代價として、子に金百斤を與へんと、斯くして、十倍即ち鹿二百匹至れば、金千斤となる、是れ楚は人民より賦税を取らずして、財用自ら足るなり、

○致は贈なり、○斤は十六兩なり、

楚之男子居外、女子居塗、隰朋敎民藏粟五倍、楚以生鹿藏錢五倍、管子曰、楚可下矣、公曰奈何、

是に於て、楚は鹿を獵るに勉め、男子は農を止めて、外に出で、女子は内を棄てゝ、途上に在り、齊の隰朋は、人民に敎へて、粟を藏めしむること、平常より五倍す、楚は生鹿を以て、錢を藏むること、平常より五倍す、管子曰く、楚は取るべし、桓公曰く、奈何、

管子對曰、楚錢五倍、其君且自得而修穀、錢五倍、是楚強也、桓

兵伐之、恐力不能過、兵弊於楚、功不成於周、爲之奈何、

桓公は管子に問ひて曰く、楚は山東の强國なり、其人民は戰鬪の道に習ふ、兵を擧げ之を伐つ、恐らくは力の過る能はずして、我兵は楚に弊るゝあらん、斯くては、周の天子を奉ずる我功は成らず、之を奈何せん、

管子對曰、即以戰鬪之道與之矣、公曰何謂也、管子對曰、公貴買其鹿、桓公即爲百里之城、使人之楚買生鹿、楚生鹿當一而八萬、

管子は對て曰く、即ち戰鬪の道を以て、之に與せん、桓公曰く、何の謂ぞ、管子對て曰く、公は楚の鹿を貴く買へよ、桓公は即ち百里の城を爲り、人をして楚に之き、生鹿を買はしむ、楚の生鹿は、一匹にして、八萬錢に當る、

管子即令桓公與民通輕重、藏穀什之六、令左司馬伯公將白徒、而鑄錢於莊山、令中大夫王邑載錢二千萬、求生鹿於楚、

管子は即ち桓公をして、人民と物價の輕重を通じ、穀の十分の六を藏めしむ、左司馬の伯公をして、臨時募集の兵卒を率ゐて、錢を莊山に鑄造せしむ、中大夫の王邑をして、錢二千萬を載せて、生鹿を楚に求めしむ、

楚王聞之、告其相曰、彼金錢人之所重也、國之所以存、明主之所以賞有功、禽獸者群害也、明主之所棄逐也、

楚王之を聞て、其相に告げて曰く、彼の金錢は、人の重んずる所なり、國の存する所以なり、明主の有功を賞する所以なり、禽獸は群害なり、明主の棄て逐ふ

相幷、爲之奈何、管子對曰、萊莒之山生柴、君其率白徒之卒、鑄莊山之金、以爲幣、重萊之柴賈、

桓公は管子に問ひて曰く、萊と莒との二縣は、柴を産する利あり、之に田業の利益を加へて、齊の國を防ぐ、之を爲す、奈何せん、管子對て曰く、萊莒の山は、柴を生ず、君は其れ臨時募集の兵卒を率ゐて、莊山の金を掘り、之を鑄て、貨幣を爲り、萊の柴價を引き上げ、之を買入るべしと、桓公乃ち其策を行ふ、

萊君聞之、告左右曰、金幣者人之所重也、柴者吾國之奇出也、以吾國之奇出、盡齊之重寶、則齊可幷也、萊即釋其耕農、而治柴、

萊の君は之を聞て、左右の臣に告げて曰く、金幣は人の重んずる所なり、柴は吾國の餘り多き産出なり、此の多き産物を以て、齊の重寶を盡し取らば、齊國も幷せて、取るべきなりと、萊は即ち其耕農を止めて、柴を作る事に勉めたり、

奇出は餘り物なり、

管子即令隰朋反農、二年桓公止柴、萊莒之糴、三百七十、齊糶十錢、萊莒之民降齊者、十分之七、二十八月、萊莒之君請服、

管子は即ち隰朋をして、金を掘る兵卒を解散せしめ、彼等を農業に反り就かしむ、二年にして、桓公は柴を買ふことを止む、是に於て、萊莒は米價高く、一斗の價三百七十錢なるも、柴を賣るに道無し、齊にては、米一斗僅に十錢なり、故に萊莒の民は、齊に降るもの、十分の七に達す、二十八個月を經て、萊莒の君は、齊に降服せんことを請ふに至れり、

桓公問於管子曰、楚者山東之强國也、其人民習戰鬪之道、擧

公召管子問曰、此何故也、管子對曰、齊者夷萊之國也、一樹而百乘息其下者、以其不掮也、

桓公は管子を召し問ひて曰く、此れ何の故ぞや、管子對て曰く、齊は禮俗未だ開けず、萊といふ夷の風習に從ふもの多く、游傲する民の國なり、故に、一樹の蔭の下には、車百乘も來り遊ぶ、是れ枝の茂り合ふに由るなり、

○掮は、捎に作るべし、捎は芟ることなり、

衆鳥居其上、丁壯者胡丸操彈、居其下、終日不歸、父老柎枝而論、終日不歸、歸市亦惰倪、終日不歸、

衆鳥は其樹上に居るゆゑに、二十歳三十歳のものは、丸を嚢にし、彈を操りて、其樹下に居り、終日歸らず、父老は其樹枝の下に就き、論談して終日歸らず、市に歸するものも、亦樹下に惰り、眈めて、終日歸らず、產業は荒廢す、

○丁は二十歳なり、○壯は三十歳なり、○柎は就なり、○倪は睨なり、

今吾沐涂樹之枝、日中無尺寸之陰、出入者長時、行者疾走、父老歸而治生、丁壯者歸而薄業、彼臣歸、其三不歸、此以鄉不貲也、

今や、吾は路傍の樹枝を芟り盡し、日中には尺寸の陰無し、樹下を出入するものも、時を長しとし、行歩するものは、疾走して歸り、父老も歸りて生計を治め、二十歳三十歳の者も、業を勉む、故に、民皆產を增すに至れり、彼の前年は、僕婢のみ歸りて、其丁壯父老及び市に之くもの〻、三人歸らず、此を以て嚮には、資產を得ることなかりしなり、

桓公問於管子曰、萊莒與柴田

羅十百、齊羅十錢、二十四月、魯梁之民歸齊者、十分之六、三年、魯梁之君請服、

魯梁の君は、即ち其人民をして綈を爲るを止め、農穀を修めしむ、然れども、穀は三月を以て得べからず、魯梁の人は、米を買ふに、壹斗の價十百、即ち千錢なり、齊の國は、米を買ふに、一斗にて十錢なり、故に二十四箇月にして、魯梁の人民は、齊に歸服し來るもの、十分の六なり、三年の後、魯梁の君も、遂に降服せんことを請ふに至れり、

桓公問管子曰、民飢而無食、寒而無衣、應聲之正、無以給上、室屋漏而不居、墻垣壞而不築、爲之奈何、

桓公は管子に問ひて曰く、人民飢て食なく、寒て衣なし、號令に應じて、即刻上納すべき税も、上納する能はず、室屋は雨漏れて住居すべからず、墻垣は壞れて、築かず、之を救治する、如何、

管子對曰、沐涂樹之枝也、桓公曰、諾、令謂左右伯、沐涂樹之枝、左右伯受沐涂樹之枝、闊、其年民被白布、淸中而濁、應聲之正、有以給上、室屋漏者得居、墻垣壞者得築、

管子對て曰く、路傍の樹の枝を伐り去るべし、桓公曰く、諾すと、令して左右の伯に謂て、路傍の樹枝を伐り去らしむ、左右の伯受けて、之を伐り去る、路廣し、其年に人民は産業を勉め、白布を被ることを得たり、其布も精緻にして、表裏を看透すべからず、急速に聲に應ずる租税も、上納するを得たり、室屋の雨漏も、修繕して住居するを得たり、墻垣の破壞したるも、築くことを得たり、

○涂は途なり、○濁は細密なり、

と、是に於て、魯梁の賈人は、綈千匹の十倍即ち萬匹を持ち來れり、因て之に金三千斤を與ふ、斯くして、魯梁の君は、人民より租税を取らざるも、財用の十分なる割合となれり、

○斤は十六兩なり、

魯梁之君聞之、則教其民爲綈、十三月、而管子令人之魯梁、魯梁郭中之民、道路揚塵、十歩不相見、紲繑而踵相隨、車轂齺、騎連伍而行、

魯梁の君は、之を聞て、其人民に敎令して、專ら綈を爲らしむ、十三月を經たり、管子人をして魯梁に之かしむ、魯梁の郭中の人民は、道路に塵を揚げて、十歩相隔れば、相見えず、袴の紐を地に曳くもの、踵相隨ひ、車の轂は相摩し、齧み合ひ、騎馬も東西に伍を連ねて行く、甚だ繁昌を成せり、

○紲繑　繑は袴の紐をいふ、紲は曳に同じ、○齺は齧なり、

管子曰、魯梁可下矣、公曰奈何、管子對曰、宜服帛、率民去綈、閉關毋與魯梁通使、公曰諾、後十月、管子令人之魯梁、魯梁之民、餓餒相及、應聲之正、無以給上矣、

管子曰く、魯梁は取る可し、桓公曰く、奈何ん、管子對て曰く、公は宜しく帛を服すべし、人民を率ゐて綈を去るべし、關を閉ぢ、魯梁に使を通ずる毋れ、桓公曰く、諾すと、後十月にして、管子人をして、魯梁に之かしむ、魯梁の人民は、餓死するもの相接し、急速の命令に應ずる租税は、上納する能はず、

○正は征なり、税なり、

魯梁之君、即令其民、去綈修農穀、不可以三月而得、魯梁之人

管子對て曰く、方今天子は幼弱なり、諸侯は驕傲なり、貢獻の品物は、天子に奉らず、公は其れ强きを挫きて、之を弱くすべし、絶えたる家を繼がしめて、之を奮ひ興すべし、諸侯を率ゐて、周室の祭祀を起すべしと、桓公曰く善し、

亢はたかぶりて、驕るなり、○聘享は貢獻なり、

桓公曰、魯梁之於齊也、千穀也、蠭螫也、齒之有脣也、今吾欲下魯梁、何行而可、管子對曰、魯梁之民俗爲綈、公服綈、令左右服之、民從而服之、公因令齊勿敢爲、必仰於魯梁、則是魯梁釋其農事、而作綈矣、

桓公曰く、魯と梁との齊國におけるは、阡上の穀なり、人爭ひて之を食はんとす、又蠭の螫すが如く害することあり、又は齒の脣あるがごとく、取りて衞となすべきなり、今吾は魯梁を取らんと欲す、何を行ひて可なるか、管子對て曰く、其策は魯梁を欺くに在り、蓋し魯梁の民俗は、厚き繒を爲る、公は其れ厚き繒を服用せよ、且近臣にも、之を服せしめよ、斯くすれば、人民從ひて之を服せん、公因て齊國の民に厚き繒を作ることを嚴禁すべし、民は魯梁に向ひて、之を買入れん、是に於て、魯梁は農事を釋てゝ、綈を作り競ふべし、

千は阡なり、田間の道なり、○綈は繒の厚きもの、

桓公曰、諾、即爲服於泰山之陽、十日而服之、管子告魯梁之賈人曰、子爲我致綈千匹、賜子金三百斤、什至而金三千斤、則是魯梁不賦於民、財用足也、

桓公曰く、諾と、即ち服を泰山の陽に爲る、十日にして成り、之を服す、管子は、魯梁の賈人に告げて曰く、子は我が爲に、綈千匹を致せ、子に金三百斤を與へん

化レ之、

夏の禹王は、境外に向ひて、二十個所の大水を穿ち流れしめ、十七個所の湛たる水を決し、三江を通じ、五湖を穿ち、江河淮濟の水を導く、斯く天下の大水を治めて、九州の高きを商量し、九州の藪澤を治む、是に於て、人民は城郭門閭室屋の建築を知り、天下は其王の徳に感化せり、

○疏は讀て氿となす、氿とは大水の貌なり、○鰈は決なり、○涇は經なり、經水は、江河淮濟の四水なり、○三江は、岷、松、浙、なり、○五湖は、隔、洮、射、貴、太、なり、

殷人之王、立二帛牢一、服二牛馬一、以爲二民利一、而天下化レ之、周人之王、循二六峜一、合二陰陽一、而天下化レ之、公曰、然則當世之王者、何行而可、

殷の湯王は、皁牢を建て、牛馬を畜ひ、人民の利益を爲し、天下は其德に化せり、周の文王武王は、易の六卦に循ひ、陰陽を合はせて、天下之に化せり、桓公曰く、然らば、當世の王たるものは、何を行ひて可なるか、

○帛、皁の誤りなり、皁は廐なり、○峜は崟に作るべし、易の卦なり、

管子對曰、幷用、而毋二俱盡一也、公曰何謂、管子對曰、帝王之道備矣、不レ可レ加也、公其行レ義而已矣、公曰、其行レ義奈何、

管子對て曰く、先王の道は、幷び用ふべし、永く用を成して、盡くること無し、桓公曰く、何の謂ぞや、管子對て曰く、帝王の道は備はる、これに加ふ可らず、公は其れ義を行ふのみ、桓公曰く、其の義を行ふとは、奈何するか、

管子對曰、天子幼弱、諸侯亢強、聘享不レ上、公其弱レ強繼レ絶、率二諸侯一、以起二周室之祀一、公曰善、

桓公曰く、何の謂ぞ、管子對て曰く、虙戲氏作り、易の六卦を造りて、陰陽の理を迎へ取り、更に、九九の算法に由り、暦を作りて、天道に合同す、天下は其徳に感化せり、神農氏作り、五穀を淇山の陽に樹ゑて、全國の民は、穀食することを知るを得たり、天下は其徳に感化せり、

○六峑　峑は、古の卦の字なり、虙戲始めて天、風、山、水、地、雷、澤、火、の八卦を作る、其一卦は六畫線より成る、故に之を六卦と稱す、

黄帝作、鑽鐩生火、以熟葷臊、民食之、無茲胃之病、而天下化之、黄帝之王、童山竭澤、有虞之王、燒曾藪、斬群害、以爲民利、封土爲社、置木爲閭、始民知禮也、當是其時、民無慍惡不服、而天下化之、

黄帝作り、燧を鑽り、火を生じて、惡臭ある草、及び鳥獸の肉を烹る、民は之を食ひて、胃病を免れ、天下其徳に感化せり、陶唐氏の王たるや、山の木を斫り、澤の水を乾して、豺狼蛟蛇を除き、有虞氏の王たるや、深き草藪を燒きて、衆害を掃ひ、民の利を成す、更に土を築きて、神を祭る處を定め、木を建てゝ、里門を設けたり、是に於て、民は禮を知るに至れり、是時に當り、民は怒らず、怨まず、皆服從し、天下は其王の徳に感化せり、

○鑽燧　燧は、木と木とを摩擦して、火を生ずるなり、○茲胃之病　茲は益なり、胃は胃なり、胃を益すとは、胃腑の膨脹するをいふ、○黄帝之王の黄帝は、陶唐の誤なり、陶唐氏は堯帝なり、○有虞氏は舜帝なり、○曾は層に同じ、層は重なり、

夏人之王、外鑿二十虻、韘十七湛、疏三江、鑿五湖、道四涇之水、以商九州之高、以治九藪、民乃知城郭門閭室屋之築、而天下

に屈することなく、終身咎もなし、
○踐は屈なり、不踐は流通する貌なり、

王霸之不求於人、而求之終始、四時之高下、令之徐疾而已矣、源泉有竭、鬼神有歇、守物之終始、身不竭、此謂源究、

故に、王たり霸たるものは、國庫の收入を、民に求めずして、物價輕重の術に求む、例へば麻に稅して、布の價を高め、絲に稅して、織物の價を高むる如し、是れ春夏秋冬の物價の高下と、其時機に應ずる命令の緩急とに由るのみ、蓋し水源の流は、竭ることあり、鬼神の力は、止むことあり、然れども、物產の原料と製品とに、輕重の術を施し守れば、永久に窮極する無し、之を財源深究の要法と稱す、

輕重戊第八十四

管子輕重十七

桓公問於管子曰、輕重安施、管子對曰、自理國虙戲以來、未有不以輕重而能成其王者也、

桓公は、管子に問ひて曰く、物價輕重の法は、何時より始て之を施すか、管子對て曰く、國を理むる虙戲氏より以來、皆輕重の法を用ゆ、之に由らずして、能く其王たるを成すもの有らず、
○虙戲　伏羲氏以前は、荒唐として辨じ難し、故に、虙戲より說く、虙戲は伏羲に同じ、

公曰、何謂、管子對曰、虙戲作、造六峜、以迎陰陽、作九九之數、以合天道、而天下化之、神農作、樹五穀淇山之陽、九州之民、乃知穀食、而天下化之、

其利を失ひて、何の用も成さず、故に善く國を治るものは、其國の財を守り、之を遏げ推すに、價の高下を以てし、之を注流するに、掛引の徐と疾とを以てす、斯くすれば、一を百に增すを得べし、未だ嘗て、人民より徵稅せずして、使用の金幣は、河海の水の如し、終れば始あり、此を物を守りて、天下を御すと謂ふなり、

輕軼の軼は、過ぐる意なり、○物軼の軼は、失ふ意なり、

公曰、然則無可以爲有乎、貧可以爲富乎、管子對曰、物之生未有形、而王霸立其功焉、是故以人求人、則人重矣、以數求物、則物重矣、

桓公曰く、然らば無も以て有と爲す可きか、貧も以て富と爲す可きか、管子は對て曰く、無を有となし、貧を富となすは、物價輕重の術なり、蓋し物は發生して、未だ形を成さゞるも、王霸は功を未形の前に立つ、是の故に、君を以て民に求むれば、之を取捨する權は、民に歸す、故に民は重くなり、君は輕くなる、之を反して、物價輕重の術に由り、物に求むれば、物は重くなり、民は輕くなる、斯くして君は重し、

公曰、此若言何謂也、管子對曰、舉國而一則無貲、舉國而十則有百、然則吾將以徐疾御之、若左之授右、若右之授左、是外內不踐、終身無咎、

桓公曰く、此れ汝の言は、何の謂ぞや、管子は對て曰く、國を舉て、物品を一定し、之を轉賣せざれば、唯其物あるのみにして、別に貲を得ることなし、國を舉て貿易し、賣買十度を重ぬれば、一は長じて百となる、然るときは、吾は徐と疾との號令を以て、之を御せんとす、左の右に授け、右の左に授くるが如く、吾が爲さんと欲する所のまゝなり、此の如くすれば、是れ外內

れば、織物の價は、二十倍に上る、斯くすれば、五穀の税を去るも可なり、是の故に、布に税するときは、之を絲に持し、穀に税するときは、穀を植ゆる山に持すべし、六畜に籍するときは、六畜の蕃殖する所の、郷外の術に持すべし、物の製品と原料とに税法を行ひ、善く人民を御するに、號令を以てし、民をして、其術數たるを覺らざらしむべし、桓公曰く、善し、

○云は去の誤なり、○撫すとは、持重して、容易に販賣せざるなり、○六畜は、馬牛羊豕鷄狗なり、○術は遂と通ず、郷外の地なり、○物之終始とは、布帛織の類を終即ち製品として、絲麻を始即ち原料とするなり、

○

管子曰、以國一籍臣、右守布萬兩、而右麻籍、四十倍其賈、術布五十倍其賈、公以重布決諸侯賈、如此而有二十齊之故、

管子曰く、國の力を以て、民より徴税せず、專ら臣僚に賦課す、蓋し布を貴び守り、之を高く賣る術なり、蓋し麻の製品なる布を、官府に蓄へ藏めて、其原料なる麻を貴び、之に税するときは、藏むる所の布は、其價四十倍となる、郷外の僻地にて賣り捌く布は、其價五十倍となる、斯くして、政府は貴重の布を以て、諸侯の商賈を決取せば、齊の金幣は、本來の有する所の、二十倍となるべし、

○右は貴ぶなり、○兩は二反なり、布萬兩は、布二萬反なり、

是故、輕軼於賈穀制畜者、則物軼於四時之輔、善爲國者、守其國之財、湯之以高下、注之以徐疾、一可以爲百、未嘗籍求於民、而使用若河海、終則有始、此謂守物而御天下也、

是の故に、政府が穀を買ひ、畜を取り扱ふに、其價低きに過ぐれば、功は勞を償はず、春夏秋冬の產物も、

稷者、吾此皆以孤突之地、封者也、故山地者、山也、水地者澤也、薪蒭之所生者斥也、

管子曰く、長城といふ地は、山地なり、其南は魯なり、其北は齊なり、齊軍三たび敗れて、二重臣は、之に死せり、斯く困難して、國家を維持するは、吾國が敵中に孤立し、突出したる地を封域とすればなり、蓋し洵に山地とは、山嶽なり、水地とは、沼澤なり、薪蒭の生ずる所は、瘠土なり、此の三地は、少しも稅するを得ざるなり、

○斥は斥鹵なり、大木の生せざる瘠土なり、

公曰、託食之主、及吾地亦有道乎、管子對曰、守其三原、公曰何謂三原、管子對曰、君守布則籍於麻、十倍其價、布五十倍其賈、此數也、

桓公曰く、我は他に寄食する貧主なり、吾地は山澤瘠土なり、之を理むるに術あるか、管子對て曰く、其三原を守るべし、桓公曰く、三原とは何ぞや、管子對へて曰く、麻絲と、五穀と、六畜と是なり、君は布を守り、之を貴賣せんとすれば、先づ布を製する原料なる麻に稅すべし、麻價十倍となれば、布は其價五十倍となるに至る、此れ自然の數なり、

○麻は布の原料なり、○布は麻の人工を經たるもの、

君以織籍於糸未為糸、籍糸撫織、再十倍其價、如此則云五穀之籍、是故、籍於布、則撫之糸、籍於穀、則撫之山、籍於六畜、則撫之術、籍於物之終始、而善御以言、公曰善、

君は、織物に稅せんと欲すれば、先づ絲の未だ絲とならざるものに稅すべし、既に絲に稅して、織物を持す

朝夕外之、所塀齊地者、五分之一、非穀之所生也、然則吾非託食之主耶、

池といふ所と、龍夏とは、齊國に於ける四分の一なり、然れども、潮汐浸入し、陸地に滯る海水は、齊國の五分の一を占む、是れ穀の生ずる所にあらず、然るときは、齊國は、方五百里と稱するも、其實は狹小なり、吾君は他に寄食する、貧主と謂ふべし、
朝夕外之　潮汐其外を遶るなり、齊は東北海に瀕する故なり、○塀は滯なり、

桓公遽然起曰、然則爲之奈何、

管子對曰、動之以言、潰之以辭、可以爲國基、且君幣藉而務、則賈人獨操國趣、君穀藉而務、則農人獨操國固、君動言操辭、左右之流、君獨因之、物之始、吾已見之矣、物之終、吾已見之矣、物之賈、吾已見之矣、

桓公は遽然起ちて曰く、然らば之を爲すこと如何ん、管子對て曰く、人民を動かすには、號令を以てし、之を遂ぐるには、辭令を以てす、以て國基を爲すべし、且君は幣を以て、稅を納めしむれば、賈人獨り國の趣勢を採る、君は穀を以て稅を納めしむれば、農人常に國の堅固を操る、君は號令を動かし、辭令を操りて、或は左にし或は右にし、輕重の在る所に隨ひて、金穀を流移す、是れ、君獨り之を能くす、農商は與からず、斯くして、物の始は、穀生より麥の始に至るまで、君已に之を見る、物の終りは、國趣を操り、國固を操るに在り、君已に之を見る、物の價の輕重も、因りて見るべきなり、

管子曰、長城之陽魯也、長城之陰齊也、三敗殺君二重臣、定社

聞、是民、上則無功、顯名於百姓、也、功立而名成、下則實其囷京、上以給上、爲君一擧、而名實俱在也、民何爲也、

管子は曰く、米倉を建るもの二家あり、君は之を賞して、璧を贈り、二家の名は、國中に顯はる、國中聞かざるなし、是の二家は、國に功なくして、名を百姓に顯はし、功立て名成る、下においては、囷京を實して、穀粟を藏し、上に向ひては、以て上の用に給す、是れ君の爲めに一擧して、名實倶に成るなり、民は何ぞ爲さゞらんや、

○○○民何爲也は、何の下に、不の字を挿入すべし、

桓公問管子曰、請問、王數之守終始、可得聞乎、管子曰、正月之朝、穀始也、日至百日、黍秫之始、也、九月斂實、平麥之始也、

桓公は管子に問ひて曰く、問ふ、王たるもの丶法として、終始を守ることは、聞くを得べきか、管子曰く、正月の朝は、穀を生ずる始なり、田を耕し、種を下すことを準備す、冬至より百日後は、黍秫を種ゆる始なり、九月は、穀の實を取り入る、此時は、麥田を平治する始なり、

管子問於桓公、敢問、齊方于幾何里、桓公曰、方五百里、管子曰、陰雍、長城之地、其於齊國、三分之一、非穀之所生也、

管子は桓公に問ひて曰く、齊は方面積において、幾何里なるか、桓公曰く、方五百里なり、管子曰く、陰雍と長城との地は、齊國に於て、全國の三分の一に當る、然れども穀の生ずる所にあらざるなり、

○○方于　於方の如し、齊の方面に於けるといふことなり、

池、龍夏、其於齊國、四分之一也、

に相賭て、老莊の玄理を議論し、終日歸らず、皆空しく時日を暮す、是を以て、田地も開發せず、五穀も播かず、麻桑も種ゑず、蠒縷も治めず、內は一家の課督を、嚴重に定めながら、其出でゝ歸らざるもの、三人もあるときは、產業荒廢し、商品減少す、帛布絲纊の價、安んぞ貴からざるを得んや、桓公曰く善し、

超距　飛越え、距躍することなり、○玄語　老莊の學理なり、○蠒縷　蠶の絲なり、蠒は繭に同じ、

○

桓公曰、糴賤、寡人恐五穀之歸於諸侯、寡人欲爲百姓萬民藏之、爲此有道乎、管子曰、今者夷吾過市、有新成囷京者二家、君請以璧而聘之、

桓公曰く、米の賣價低し、吾は五穀の諸侯に歸せんことを恐る、寡人は百姓萬民の爲に五穀を留め藏めんと欲す、之を爲すには道あるか、管子曰く、此頃夷吾は、市を過りしに、新に大小の米倉を建設したるもの二家あるを見たり、君は其れ璧を贈物として、此の二家を迎へよ、

囷京　米を藏する所を囷といふ、囷の大なるものを京といふ、

桓公曰、諾、行令半歲、萬民聞之、舍其作業、而爲囷京、以藏菽粟五穀者過半、桓公問管子曰、此其何故也、

桓公曰く、諾すと、令を行ふ、半歲にして、萬民之を聞き、其作業を舍てゝ、囷京を爲り、以て菽粟五穀を藏むるもの、國民全數の半を超ゆ、桓公は管子に問ひて曰く、此れ何の故ぞ、

管子曰、成囷京者二家、君式璧而聘之、名顯於國中、國中莫不

令沐途傍之樹枝、使無尺寸之陰、桓公曰諾、

桓公曰く、都府の民は、衰然として衣弊れ履破れたるもの多し、寡人は帛布絲纊の價をして、賤からしめんと欲す、之を爲す道あるか、管子曰く、請ふ令を以て、途傍の樹枝を伐り拂ひ、少しの陰も無からしめよ、桓公曰く諾す、

○履穿は、履の裏の穴あくこと、○沐は、頭髮を洗ひ沐する如く、樹枝を伐り去るなり、

行令、未能一歲、五衢之民、皆多衣帛完履、桓公召管子問曰、此其何故也、管子對曰、途傍之樹、未沐之時、五衢之民、男女相好、往來之市者、罷市相睹樹下、談語終日不歸、

其令を行ひて、未だ一歲なること能はざるに、都府の民は、皆多く帛を衣て履も完くなる、桓公は管子を召し、問ひて曰く、何の故にて、此の如くなるか、管子對て曰く、是れ人民を勉强せしめ、物產を增したる結果なり、蓋し路傍の樹の枝を伐り拂はざるときは、都府の民は、樹陰にて、遊び暮さん、其男女の相愛し、相來往して、市に之くものは、市の賣買を罷め、樹下に相睹て談語し、終日歸らず、

男女當壯、扶輦推輿、相睹樹下、談語戲笑超距、終日不歸、父兄相睹樹下、論議玄語、終日不歸、是以田不發、五穀不播、麻桑不種、繭縷不治、內嚴一家、而三不歸、則帛布絲纊之賈、安得不貴、桓公曰善、

其男女の年壯なるものは、輦を扶け輿を推し、樹下に相睹て、戲笑し超距して、終日歸らず、其父兄は、樹下

昏飲、此水上之樂也、

管子對て曰く、璣洛の兩水を決し、之を杭莊の兩市に通ずれば、魚肉を屠る家、及び酒を賣る家の汁の肥しものが、水に流るゝゆゑに、蝨虻や、巨雄や、翡燕や、小鳥の類は、皆此水上に來り集る、因て市人は水に臨み鳥を觀て、夜の酒宴を張るに宜し、大に樂しむべきなり、

○巨雄は商蚷なり、大蚊なり、○翡燕は翡翠なり、

賈人蓄物、而賣爲讎、買爲取、市未央畢、而委舍其守列、投蝨虻巨雄、新冠五尺、請挾彈懷丸、游水上、彈翡燕小鳥、被於暮、故賤賣而貴買、四郊之民、賣賤、何爲不富哉、商賈之人、何爲不貧哉、桓公曰善、

賈人は物を蓄ふ、之を賣るを讎と稱し、之を買ふを取と稱す、讎取共に重要なり、然るに、今や昏飲せんと欲するゆゑに、市場の賣買、未だ半ならずして、之を止め、其守る所の市列を委棄し去り、賈人は水上に來り遊び、蝨虻巨雄を、空中に投げ棄つ、翡翠小鳥の屬は、爭ひ聚りて、之を食ふ、此時、丁年の若者、及び十二三歲の童子は、父兄に請ひて、彈を挾み、丸を懷にし、水上に來り、翡燕小鳥を彈して、日暮に及ぶ、長者は既に昏飲に耽り、少年は彈丸に溺る、故に賤賣貴買して、市場を早く委てゝ、間を偸む、賣る賤きゆゑに、四郊の民は、財物を得易し、自然に富を成す、商賈の人は、低賣の損に由り、貧となる、桓公曰く善し、

○新冠は、年二十前後のもの、○五尺は十二三歲の童子なり、

○

桓公曰、五衢之民、衰然多衣弊而屨穿、寡人欲使帛布絲纊之賈賤、爲之有道乎、管子曰、請以

り、

稱貸之家、皆折其券、而削其書、發其積藏、出其財物、以賑貧病、分其故貲、故國中大給、崢丘之謀也、此之謂謬數、

是に於て、貸し方の富豪は、皆其券を折り、其書を削り、證券を破棄して、其積藏したる米を發し出し、其財物を散じ、以て貧者病者を賑はし、貧困者の舊貲産に相當する金を還し與へたり、故に國中滿足せり、是れ崢丘の戰を利用したる、虛僞の術數なり、之を謬數と稱す、

○

桓公曰、四郊之民貧、商賈之民富、寡人欲殺商賈之民、以益四郊之民、爲之奈何、管子對曰、請以令決瓁洛之水、通之杭、莊之間、桓公曰、諾、

桓公曰く、四郊の民は貧にして、商賈の民は富む、寡人は商賈の民の産を減じて、四郊の民の産を益さんと欲す、之を爲す如何、管子對て曰く、請ふ號令を以て、瓁水と洛水とを決して、之を杭、莊の兩市に通ぜよ、桓公曰く諾すと、

行令未能一歲、而郊之民、殷然益富、商賈之民、廓然益貧、桓公召管子而問曰、此其故何也、

令を行ひて、未だ一歲ならざるに、四郊の民は、殷然として益〻富み、商賈の民は、廓然として益〻貧なり、桓公は管子を召し問ひて曰く、此は其故何ぞ、

殷然　盛なる貌、○廓然　空虛なる貌なり、

管子對曰、決瓁洛之水、通之杭莊之間、則屠酤之汁肥流水、則蟁虻巨雄、翡燕小鳥、皆歸之、宜

塗るべし、而して其里の門を高くせよと、此の令に次ぎて、更に州長通長の兩役人をして、命を傳へしむ、曰く、貸出したる富豪へは、君より使者を差遣はすべしと、

○篆は篆に作るべし、折篆とは折簡なり、○通は十井なり、方十里なり、○師は長なり、○堊は白き土なり、

桓公使八使者式璧而聘之、以給鹽菜之用、稱貸之家、皆齊首稽顙而問曰、何以得此也、

桓公は乃ち八人の使者をして、璧を以て之に贈らしめて曰く、聊か以て鹽菜の用に給すと、富豪は、此の寵遇に感佩し、首揃へ地に低れ問ひて曰く、何を以て、此の厚禮を得るかと、

○稽顙は、首を地に低れて、暫く留るなり、敬禮の貌なり、○式は以なり、○鹽菜は、輕微なる品物の意なり、謙遜したる辭なり、

使者曰、君令曰、寡人聞之、詩曰、愷悌君子民之父母也、寡人有峥丘之戰、吾聞子假貸吾貧萌、使有以給寡人之急度寡人之求、使吾萌春有以傳耜、夏有以決芸、而給上事、子之力也、是以式璧而聘子、以給鹽菜之用、故子中民之父母也、

使者曰く、君は令して曰く、寡人之を聞く、温和の君子は、人民の父母なりとは、古き詩の語なり、寡人が峥丘の戰のとき、子は吾が貧民に金を貸して、寡人の急に給し、寡人の求を濟すことあらしめ、吾が民をして、春は耜を傳すを得しめ、夏は芸を決去るを得せしめ、以て、上の事に給せしめたり、是れ子の力なり、是を以て、璧を子に贈り、聊か以て鹽菜の用に給す、蓋し子は、人民の父母たるに中るを以てなりと。

○愷悌　愷は和なり、悌は順なり、温厚にして和順な

足、又收國中之貧、病、孤、獨、老、不能自食之萠、皆與得焉、故、桓公推仁立義、功臣之家、兄弟相戚、骨肉相親、國無飢民、此之謂繆數、

是に於て、功臣の家は、皆爭ひて、其積み藏めたる五穀を發散し、其資財を出し、以て其遠近の兄弟に與へ、以爲らく未だ足らずと、又國中の貧者、病者、父母無き者、妻子無き者、老衰者等の、自から食する能はざる民を收めて、皆金穀を與へ得しむ、故に桓公は、仁を推し義を立て、功臣の家は、兄弟相戚み、骨肉も相親しみ、國は飢民無きに至る、此は詐りて、陽に義を唱へ、陰に利を擧ぐる術數なり、故に之を繆數といふ、

○遠近兄弟は、血緣の親疎なり、○萠は民なり、

○

桓公曰、崢丘之戰、民多稱貸、負子息、以給上之急、度上之求、寡人欲復産業、此何以洽、

桓公曰く、崢丘の戰に、人民は大概、富豪より金を借りて、利息を負ひ、以て政府の急に應じ、其要求を濟せり、寡人は、その産業を復活せしめんと欲す、此れ何の術を以て、其財産を普く有せしめん、

度は濟すなり、○民稱貸とは、貧民が、富豪の金を借り入ることなり、○稱貸家とは、富豪が貧民へ金を貸し出すことなり、

管子對曰、惟繆數爲可耳、桓公曰諾、令左右州曰、表稱貸之家、皆堊白其門、而高其閭、州通之師、執折箓曰、君且使使者、

管子對て曰く、惟虚僞の術數を可とするのみ、桓公曰く、諾すと、是に於て、都の附近の州に、號令して曰く、貧民へ金を貸したる富豪を旌表して、其門を白く

り、此れを政府が、天災を利用して、民に求め、財を取る法と稱す、
○歸は、上納なり、○天嗇は、天が吝みて、福を降さゞるなり、即ち天災なり、○鄰は、近く取るなり、

○

桓公曰、大夫多幷其財而不出、腐朽五穀而不散、管子對曰、請以令召城陽大夫而請之、桓公曰、何哉、管子對曰、城陽大夫、嬖寵被絺紘、鵝鶩含餘秫、齊鐘鼓之聲、吹笙篪、同姓不入、伯叔父母、遠近兄弟、皆寒而不得衣、飢而不得食、子欲盡忠於寡人、能乎、故子毋復見寡人、滅其位、杜其門而不出、

桓公曰く、大夫多く其財を幷せ集めて出さず、其五穀を蓄へて、腐るも散せず、之を制する如何、管子對て曰く、請ふ號令を以て、城陽の大夫を召して、之を請ふべし、桓公曰く、何ぞや、管子對て曰く、城陽の大夫は、嬖寵の女に、絺紘の衣を與へ、家に飼へる鵞鶩に、餘秫の食を饒にす、其堂上には、鐘鼓の聲を齊しくし、笙や篪を吹きて、豐かに日を送る、然れども、同姓のものも、其門に入らず、伯父叔母も、遠近の兄弟も、皆寒えて衣を得ず、飢て食を得ず、是れ自身を利して、他人を害する者なりと、是に於て、桓公は城陽の大夫を召して曰く、子は忠を寡人に盡さんと欲するも、能くせんや、故に子は、向後寡人を見ること毋れと、其位を削り滅し、其門を杜ぎて出さず、
○絺紘　紘は綌と同じ、細なる麻織を絺といひ、粗なるを綌といふ、

功臣之家、皆爭發其積藏、出其資財、以予其遠近兄弟、以爲未

も、之に災の兆を投ずれば、國に哀慟のことあり、風力の厚重なるも、之に災の兆を投ずれば、國に災あり、國に槍星の見はるゝときは、其君は必ず辱しめらる、

風重投之哉兆の下に、國は災有りとの一語を、挿入すべし、○哉は烖と通ず、烖は災に同じ、○槍星は、欃槍といふ惡星なり、

國有彗星、必有流血浮丘之戰、彗之所出、必服天下之仇、今彗星見於齊之分、請以令朝功臣世家、

國に彗星の見はるゝあれば、必ず血を流し丘を浮ぶる戰あり、彗星の出る所は、必ず天下の兵を受ることあり、今や彗星は、齊の分野に見はる、請ふ號令を以て、功臣及び世襲の顯官を召集せん、

齊之分は、齊の分野なり、分野とは、天上の星を、地下の國に割り當てたる、分界なり、

號令於國中曰、彗星出、寡人恐服天下之仇、請有五穀收粟布帛文采者、皆勿敢左右、國且有大事、請以平賈取之、

是に於て、君は國中に號令して曰く、彗星出づ、寡人恐らくは天下の兵を受けん、請ふ五穀菽粟布帛錦繡を有する人は、其品物を移動せしむる勿れ、國に大事起らんとす、請ふ相當なる價を以て、之を買はんと、

收粟は、菽粟の誤なり、

功臣之家、人民百姓、皆獻其穀菽粟泉金、歸其財物、以佐君之大事、此謂乘天嗇、而求民鄰財之道也、

此の令を聞きて、功臣及び衆民は、皆其穀菽粟錢金を獻し、其布帛錦繡を上納し、以て君の大事を援助せ

糧食供給せず、黄金の賞も足らず、是れ多の軍事の害なり、故に君は、五穀黄金を守る、斯くして君は、能く其の有する貨幣及び要品を保留して、之を市場に逸せしめず、然るときは、物價騰貴の弊を、制し得るを以て、富商大賈は、舊の如き利益を貪るを得ず、之を國の物價の平均と稱す、

○

龍闘於馬謂之陽、牛山之陰、管子入復於桓公曰、天使使者臨君之郊、請使大夫初飭左右玄服天之使者乎、

齊國に龍出でゝ、馬謂山の南と牛山の北とにて、交闘す、管子入りて、桓公に上申して曰く、天より使者を降して、君の郊に臨ましむ、請ふ大夫を首とし、左右の臣を飭め、大夫等をして、天の使者と稱せしめ、黒色の禮服を着けしめん、

天下聞之曰、神哉齊桓公、天使使者臨其郊、不待舉兵、而朝者八諸侯、此乘天威而動天下之道也、故智者役使鬼神、而愚者信之、

斯くして、其事を行ふ、天下之を聞きて、其術を知らず、皆曰く、神なるかな、齊の桓公は、天より使者を降して、其郊に臨ましめたりと、遂に兵を舉るを待たず、自から服して、來朝するもの八諸侯あり、此れは天威に乘じて、天下を動かす術數なり、故に智者は、鬼神を役使して、愚者は之を信ず、

○

桓公終神、管子入復桓公曰、地重投之哉兆、國有働、風重投之哉兆、國有槍星、其君必辱、

桓公は、鬼神を役使する説を聞き、神の理を極め終る、管子入りて、桓公に上申して曰く、地の厚重なる

○桓公曰、衡數吾已得聞之矣、請問國準、管子對曰、孟春且至、溝瀆阮而不遂、谿谷報上之水、不安於藏、

桓公曰く、物價平均の法は、吾れ已に之を聞くを得たり、國準の法を請ひ問ふ、管子對て曰く、孟春まさに至らんとす、溝瀆は塞がりて、水進まず、谿谷は上流の水を推し反して受けず、故に水も其藏る所に安んぜず、

内毀室屋、壞牆垣、外傷田野、殘禾稼、故君謹守泉金之謝、物且爲之擧、大夏帷蓋衣幕之奉不給、謹守泉布之謝、物且爲之擧、

内は室屋を毀ち、牆垣を破壞す、田野を傷り、禾稼を殘ふ、是れ春の水の害なり、故に君は謹て金錢を守りて、其の去ることを防ぐべし、斯く爲さゞれば、物價騰貴の弊を生ず、大夏に至り、帷、蓋、衣、幕等の、供給不足す、是れ夏の民業不振の害也、故に君は謹みて幣錢の去るを防ぐべし、斯く爲さゞれば、物價騰貴の弊を生ず、謝は去るなり、○擧は騰貴する貌なり、○爲之は物品不足なるが爲めなり、

大秋、甲兵求繕、弓弩求弦、謹絲麻之謝、物且爲之擧、大冬、任甲兵、糧食不給、黃金之賞不足、謹守五穀黃金之謝、物且爲之擧、已守其謝、富商蓄賈、不得如故、此之謂國準、

大秋には、甲兵も繕ひ修むることを求む、弓弩も絃を求む、是れ秋の戰備の害なり、故に君は、其甲兵弓弩に使用する絲麻を守る、大冬には、甲兵を用ゆ、此時

○桓公曰、齊西水潦而民飢、齊東豐庸而糴賤、欲以東之賤被西之貴、爲之有道乎、管子對曰、今齊西之粟、釜百泉、則鏂二十也、齊東之粟、釜十泉、則鏂二錢也、

桓公曰く、齊西は洪水にて、人民食乏し、齊東は豐作にて、用足り、米の賣價低し、因て東地の低價を移して、西地の高價を引下げ、以て民を惠まんと欲す、其術如何、管子對へて曰く、今や齊西の粟は、一釜百錢なれば、一鏂は二十錢なり、齊東の粟は、一釜十錢なれば、一鏂二錢なり、

○豐庸は、豐作にて、用の足ることとなり、○鏂は、釜の五分の一なり、一斗二升八合なり、

請以令籍人三十泉、得以五穀菽粟決其籍、若此則齊西出三斗而決其籍、齊東出三釜而決其籍、

請ふ號令を以て、人ごとに三十錢を課稅し、五穀菽粟を以て、其稅を納むるを許さん、此の如くすれば、齊西は米三升を出して、其稅を納了し、齊東は三斗八升四合を納む、

○斗は、升の誤なり、

然則釜十之粟、皆實於倉廩、西之民飢者得食、寒者得衣、無食者予之陳、無種者予之新、若此則東西之相被、遠近之準平矣、

然るときは、齊東の一釜十錢の低價なる米は、官倉に充滿せん、之を低價にて拂ひ下ぐれば、齊西の民の、飢ゑたるものは食を得て、寒えたるものは、衣を得ん、其赤貧にして、食を得るに道無きものには、古米を與へ、種を得ざるものには、新米を與へん、此くすれば、東西相助け、遠近の米價平均せん、

四面望於天下、天下高亦高、我獨下、必失其國於天下、桓公曰、此若言曷謂也、

管子曰く、昔の癸度といふ人は、理財家なり、一國に居るも、必ず四面天下の物價を觀察す、天下高ければ、我も之を高くす、我獨り物價を下げれば、必ず其國を天下に失はん、故に癸度は、之を思量せり、桓公曰く、此れ汝の言は、何の意ぞ、

管子對曰、昔萊人善染、練茈之於萊、純緇、緺綬之於萊、亦純緇也、其周中十金、萊人知之、聞纂茈空、周且斂馬、作見於萊人操之、萊有推馬、是自萊失纂茈、而反準於馬也、故可因者因之、乘者乘之、此因天下、以制天下、此之謂國準、

管子は對へて曰く、昔し萊といふ地の人は、善く染物を爲す、練緇を、紫に染むるは、萊において、一束の染賃金六朱なり、紫の綬の染賃も、萊において一束金六朱なり、然れども周においては其同品同分量の染賃金十兩なり、即ち萊に比して、四十倍の高價なり、萊人は之を知る、故に周に向ひて、紫染を高賣せり、既にして、周が紫染を買收して、餘り無く、更に馬を買はんとするを聞き、萊人は馬を賣る商策に由り、周に向ひて、馬を推し賣せり、斯くして、萊は紫染の利を失ひしも、却て馬に由りて、商利を完くせり、故に、事の因るべきに因り、乘ずべきに乘ず、此れ天下に因りて、天下を制す、之を國準と稱す、周は此策を失ふ、故に萊に利獲せらる、

○練茈○　練緇を紫色に染むるなり、茈は紫色の草なり、○純緇○　純は束のこと、一束の染料、金一緇なり、緇は六銖なり、二十四銖は壹兩なり、○作見於萊人操之　作は起なり、見は有るなり、萊人が馬を賣る商策を執ること有るなり、○緺は紫の綵なり、○纂は集るなり、買收の事なり、

之憂萠至於此、請再拜以獻堂下、桓公曰不可、子使吾萠春有以傳耜、夏有以決芸、寡人之德子、無所寵、若此而不受、寡人不得於心、故稱貸之家曰、皆再拜受、

稱貸の家は、皆齊く首を地に垂れて曰く、君の民を憂ふる、此に至る、請ふ再拜し、貸金證書を、堂下に獻納して、之を帳消とせん、桓公曰く、不可なり、子は吾民をして、春は耜を傳すことを得しめ、夏は草を除くことを得しむ、寡人は子に感謝する深し、然れども別に子を寵愛する方法無し、今此兩種の品をも、授けざるときは、寡人は心に安ずる能はずと、故に稱貸家は曰く、皆再拜して、恩賜を受けんと、

○○稽顙　顙を地に留めて、丁寧に拜すること、稽は留む、顙は額なり、

所出棧臺之職、未能參千純也、而決四方子息之數、使無券契之責、四方之萠聞之、父敎其子、兄敎其弟、曰夫墾田發務、上之所急、可以無庶乎、君之憂我、至於此、此之謂反準、

斯くして、君が出したる棧臺の杙は、未だ參千束に至らざるに、四方貧民の借金の利息を償却して、券契の責を免れしめたり、是に於て、四方の民は、之を聞き、父は其子に敎へ、兄は其弟に敎へて曰く、夫の田地を開墾し、事務を興發するは、君上の急要とする所なり、我等は君上の爲めに、之を企圖す可し、君の我を憂ふる、此に至ると、斯の如く農利を完くし、物價を理む、此を反準といふ、

○○反準は、償還平准なり、

○

管子曰、昔者癸度、居人之國、必

者、以鐻枝蘭鼓、則必坐長什倍其本矣、君之棧臺之職、亦坐長什倍、

桓公曰く、此富豪の利を殺ぐに、道あるか、管子曰く、惟だ其貸金を償還するは、號令を以てすれば、可なり、請ふ臣下の賀獻をして、樂器を懸くる木と、鼓を載せる木とに、限らしめん、斯くすれば、此兩木の價は、座ながら増して、元價より十倍せん、是に於て、棧臺の官庫に在る杙は、此兩木を作る爲めに、價十倍とならん、

○鐻枝は、樂器を懸くる木の具なり、○蘭鼓は、鼓を架する木なり、○棧臺之職　棧臺といふ地に、官庫あり、其中に杙を藏す、職は樴なり、杙なり、

請以令、召稱貸之家、君因酌之酒、太宰行觴、桓公擧衣而問曰、寡人多務、衡籍吾國、聞子假貸吾貧萌、使有以終上令、寡人有鐻枝蘭鼓、其賈中純萬泉也、願以爲吾貧萌、決其子息之數、使無券契之責、

此の時に請ふ、號令を以て、稱貸家を召集せんと、斯くして、此の手續にて、稱貸家至る、君は因て之に酒を酌ましめ、接待の長官をして、酒觴を巡らさしむ、桓公は衣袂を擧げ、禮容を爲し、問ひて曰く、寡人は祇に專ら、吾國民に、平准なる賦税を行ふ、今聞く、子等は金穀を、吾が貧民に貸附け、春秋の農事を完くし、官の命令を終へしむと、吾に鐻枝と蘭鼓とありて、其價は一束萬錢に中る、願くは此の兩品を、子等に授與して、吾貧民の爲めに、其の利息を支拂ひ、借金證書の責を免れしめん、

○太宰　官名なり、膳部等の事を掌る、大官なり、○純○萬泉　純は屯と通ず、束なり、泉は錢なり、

稱貸之家、皆齊首而稽顙曰、君

を網し、鳥獸を捕へ、葛の縷を製して、生計と爲す、其稱貸の家は、丁惠氏、高氏、國氏等の富豪とす、其資本の多きものは、五千鍾あり、少きものも、三千鍾あり、其貸し出すに、一鍾即ち十釜に、利息五釜を收む、其利息支拂の義務あるもの、八九百家あり、

隰朋馳而北、反報曰、北方之萌者、衍處負海、煮泲爲鹽、梁濟取魚之萌也、其稱貸之家、多者千萬、少者六七百萬、其出之中伯二十也、受息之萌、九百餘家、

隰朋は馳せて、北方に行き、反り報じて曰く、北方の民は、平なる低き地に處り、海を負ひ、潮水を煮て、鹽を製し、濟水に魚梁を設けて、魚を取る、其稱貸の家は、資本の多きもの、千萬鍾あり、少なきもの、六七百萬なり、其貸出の利率は、百分の二十なり、其借り受人は九百餘家あり、

○泲は、潮水を沙にて漉したるものなり、

凡稱貸之家、出泉參千萬、出粟參千萬鍾、受子息民、參萬家、四子已報、管子曰、不棄我君之有萌、中一國而五君之正也、然欲國之無貧、兵之無弱、安可得哉、

右の如くして、貸出人は、錢を出す參千萬にして、粟を出す參千萬鍾なり、其借受人は、參千家あり、鮑叔等四子歸り來りて、之を報告す、管子曰く、此稱貸の家をして、其利息を棄てしめざれば、我君の人民は、一國にして、五君より租税を徵收せらるゝに均し、蓋し、一君と四方の貸出人との、要求を受くるなり、斯くして、國の貧と兵の弱とを、避けんと欲するも、得べからざるなり、

○參萬家は、參千家の誤なり、

桓公曰、爲此有道乎、管子曰、惟反之以號令、爲可、請以令賀獻

と、其利息支拂の義務を負擔する貧民の人數とを、調査して、千家に達すれば、吾に報ぜよ、鮑叔は馳せて西に行き、反り報じて曰く、西方の民は、濟水を帶び、河を負ひて、菹澤に住す、故に漁獵し薪蒸を取りて、生活を成す、其稱貸の家に、資本の多きものは、米千鍾を有し、少きものも、米六七百鍾を有す、其貧民に貸すに、一鍾を出せば、一年にして利息も一鍾なり、即ち元利同額となる、其借り受の利息を支拂ふべき義務あるもの九百餘家あり、

賓胥無馳而南、反報曰、南方之萠者、山居谷處、登降之萠也、上斷輪軸、下采杼栗、田獵而爲食、其稱貸之家、多者千萬、少者六七百萬、其出之中伯伍也、其受息之萠、八百餘家、

賓胥無は馳せて南方に行き、反り報じて曰く、南方の民は、山に居り谷に處り、登降勞役す、山には、車の輪、或は軸とする、木材を斷伐し、谷には、杼栗の實を採り拾ひ、田獵して食を爲す、其稱貸の家は、資本の多きもの、米千萬鍾にして、少きもの、六七百鍾なり、其貸し出すに、百錢を貸して、利息五十錢を收む、其利息支拂の義務あるもの、八百餘家あり、

○杼は栗の小なる實なり、俗にシバグリといふ、○伯伍　伯は百なり、伍は五なり、五の下に、五十の字を挿入して、百五十とすべし、

甯戚馳而東、反報曰、東方之萠、帶山負海、若處上、斷福、漁獵之萠也、治葛縷、爲食、其稱貸之家、丁惠高國、多者五千鍾、少者三千鍾、其出之中鍾五釜也、其受息之萠、八九百家、

甯戚は馳せて東方に行き、反り報じて曰く、東方の民は、山を帶び海を負ひ、山上に處るものゝ若きは、車の輻に造る木材を斷伐し、下地に住するものは、魚鼈

之富商、蓄賈、稱貸家、以利吾貧萌農夫、不失其本事、反此有道乎、

桓公曰く、寡人は祇に專ら、吾が國の富商、蓄賈、及び稱貸家に、平準なる籍税を行ひ、其金を貧民農夫に貸附け、本事の農業を失はざらしむ、此の貸附金を償ひ還すに、法あるか、

○多務　多は祇にと讀む、務は專らにすることなり、○稱貸家　貧民に金穀を貸し、利息を收るもの、○貧萌　貧民なり、○反此　反は償ふなり、○衡は平準なり、○籍は税なり、

管子對曰、惟反之以號令、爲可耳、桓公曰、行事奈何、管子對曰、請使賓胥無馳而南、隰朋馳而北、甯戚馳而東、鮑叔馳而西、四子之行定、

管子は對て曰く、惟だ其貸附金を償却するは、號令を以てすれば、可となすのみ、桓公曰く、其事を行ふ如何、管子對て曰く、請ふ賓胥無を南方に、隰朋を北方に、甯戚を東方に、鮑叔を西方に、何れも馳せて行かしめんと、既にして、四子の行くこと決定す、

夷吾請號令、謂四子曰、子皆爲我君、視四方稱貸之間、其受息之氓幾何千家、以報吾、鮑叔馳而西、反報曰、西方之氓者、帶濟負河、菹澤之萌也、漁獵取薪蒸、而爲食、其稱貸之家、多者千鍾、少者六七百鍾、其出之鍾也一鍾、其受息之萌、九百餘家、

夷吾は、桓公の號令を請ひ、四子に謂て曰く、皆我が君の爲に、四方の貸附金に就きて、利息の割合の多少

而三脊、毋至其本、名之曰菁茅、請使天子之吏、環封而守之、

桓公曰く、天子の費用不足す、號令を下して、天下に賦税を行へば、諸侯の信を失ふ、此を爲すに道あるか、管子對て曰く、江淮の間に、一枝の茅にて、脊筋の分れて、三條となるものあり、他國の人は、未だ其産地に至らずして、之を知らざるなり、名けて菁茅といふ、請ふ天子の吏をして、其地を環み封じ、之を守らしめん、

本は本地なり、産地なり、

夫天子則封太山、禪於梁父者、必抱菁茅一束、以爲禪籍、不如令者、不得從天子、下諸侯載其黄金、爭秩而走、江淮之菁茅、坐長而十倍、其賈一束而百金、故天子三日即位、天下之金、四流而歸周、若流水、故周天子七年、不求賀獻者、菁茅之謀也、

夫れ天子は、太山に封じ、梁父の山に禪し、天地の祭を爲す、其隨行の諸侯は、必ず菁茅一束を抱き來りて、祭壇の敷物と爲さしむ、此令の如くせざるものは、天子に從ひ祭に與かることを得ざらしむ、是に於て、天下の諸侯は、黄金を載せ來りて、順序を爭ひ、我れ先きに、菁茅を求めに走る、故に江淮の菁茅は、座ながら價まして十倍となる、一束にして百金なり、故に、天子三日祭位に即きて、天下の金は、四方より流れ來り、周に歸すること、流れの如し、斯くして、周の天子は七年費用充足し、賀獻の物を要せざるに至れり、是れ菁茅專賣の術數なり、

禪籍　禪は地を淸めて、祭壇を設くるなり、籍は其席の敷物なり、○秩は順序なり、

以上を、菁茅謀といふ、

○

桓公曰、寡人多務、令衡籍吾國、

工人なり、

管子西見天子曰、弊邑之君、欲率諸侯、而朝先王之廟、觀於周室、請以令、使天下諸侯、朝於先王之廟、觀於周室者、不得不以彤弓石璧、不以彤弓石璧者、不得入朝、天子許之曰、諾、

管子は西の方、天子に見えて曰く、弊邑の君は、諸侯を率ゐて、先王の廟に謁し、周室に朝觀せんと欲す、請ふ號令を下し、天下の諸侯をして、先王の廟に朝し、周室に覲せしめん、而して彤き弓、及び石の琢きたる璧を獻ぜしめん、此兩品を獻ぜざるものは、入朝を禁ぜんと、天子之を許す、

○觀は覲の誤なり、○彤弓は赤く塗りたる弓なり、

號令於天下、天下諸侯、載黃金、珠玉、五穀、文采、布泉、輸齊、以收石璧、石璧流、而之天下、天下財物、流而之齊、故國、八歲而無籍、陰里之謀也、

斯くて、天子は、天下に號令せり、是に於て、天下の諸侯は、黃金、珠玉、五穀、錦繡、及び錢を載せて、齊に輸り、石璧を買ひ取る、故に、石璧は流れて、天下に去り、天下の財物は、流れて齊に入る、斯くする八歲にして、齊國は租稅を要せざるに至る、是れ陰里に於ける、玉の製造の術數なり、

○文采　錦繡なり、○布泉　錢なり、

菁茅謀

此は、菁茅の專賣を以て、諸侯の黃金を王室に取る術數なり、

桓公曰、天子之養不足、號令賦於天下、則不信諸侯、爲此有道乎、管子對曰、江淮之間、有一茅、

て曰く、請ふ號令を以て、諸侯の商賈の爲に、客舍を立ん、一車の貨物を持ち來るものは、食を給す、三車のものには、食を給するに加へて、馬に芻菽を給す、五車のものには、厮養の卒五人を給すべし、斯くすれば、天下の商賈は、齊に向ひて、皮角箭等を運び來ること、流水の如くなるべし、

輕重丙第八十二（亡）

管子輕重十五

輕重丁第八十三

管子輕重十六

石璧謀

此は、石璧を造りて、天下の富を、我に收むる術數なり、

桓公曰、寡人欲西朝天子而賀獻不足、爲此有數乎、管子對曰、請以令城陰里、使其牆三重、而門九襲、因使玉人刻石而爲璧、尺者萬泉、八寸者八千、七寸者七千、珪中四千、瑗中五百、璧之數已具、

桓公曰く、寡人は西して、天子に朝せんとす、而して賀獻の品は足らず、此を爲すに術數あるか、管子對て曰く、請ふ令を以て、陰里といふ所に城しめ、其牆を三重にして、門を九重ならしめん、斯くして、此の堅城の中に、玉工を住ましめ、石を彫刻して、璧を爲らしめん、其直徑の一尺なるものを、價萬錢とし、八寸のものを、八千錢とし、七寸の者を七千錢とし、珪といふ方形の璧は、四千錢に中て、瑗といふ圓形の璧は、五百錢に中てんと、斯くして、璧の數は已に具備せり、

○泉は錢なり、○襲は重なり、○玉人は、玉を琢き作る

て曰く、夫れ歳に四度の秋收あり、而して別に四時あり、故に曰く、農事作らんとす、請ふ農夫を十人五人の組とし、中に耜用の鐵を與へて、秋熟の時に、其價を償はしめん、此を春の秋收と謂ふ、大夏至らんとす、此時に蠶の絲と眞綿とを作る、此れを夏の收穫といふ、而して大秋成る、五穀の聚る所、此れを秋の秋穫といふ、大冬は室中に營作す、女事は紡績し、麻の縷を作る、之を冬の秋收といふ、

四秋　一年に四度の收穫あり、秋の如し、○分は別なり、○耜鐵は、耜に用ゆる鐵なり、○絲纊　絲は絹絲なり、纊は眞綿なり、○緝縷は、麻を緝ぎたる縷なり、

故歲有四秋、而分有四時、已得四者之序、發號出令、物之輕重、相什而相伯、故物不得有常固、故曰、衡無數、

故に歳に四秋ありて、別に四時あり、已に此の四の者の序に應じて、號を發し、令を出せば、物の輕重は、相十倍し、或は相百倍す、故に物價は善く變ず、常固あることなし、故に曰く、衡には一定の法なし、

桓公曰、皮、幹、筋、角、竹、箭、羽、毛、齒、角、不足、爲此有道乎、管子曰、唯曲衡之數、爲可耳、

桓公曰く、皮、幹、筋、肉、竹、箭、羽、毛、齒、角、の屬、充足せず、此を充足せしむるには、道あるか、管子曰く、唯だ委曲に平當の法を立つべし、是れ可となすのみ、

曲衡之數　曲は委曲なり、詳悉なり、衡は平當なり、數は法なり、○筋角は、筋肉の誤なり、

桓公曰、行事奈何、管子對曰、請以令爲諸侯之商賈、立客舍、一乘者有食、三乘者有芻菽、五乘者有伍養、天下之商賈、歸齊若流水、

桓公曰く、其の詳悉平當の法を行ふは、如何、管子對

桓公曰く、善し、乃ち命令を卿及び長大夫に下し、藏を城かしむ、是に於て、米は官府に流れ入り、市は乏し、農夫は其五穀の藏したるを開き出して、之を賣る、其價は三倍となる、大商は利を失ひ、農夫は百倍の利を取るに至る、

桓公、問於管子曰、衡有數乎、管子對曰、衡無數也、衡者使物一高一下、不得常固、桓公曰、然則、衡數不可調耶、

桓公は、管子に問ひて曰く、物價を平準にするに、法あるか、管子對て曰く、衡は一定の法無きなり、物の價を高低變化せしめ、常に固滯することを得ざらしむ、之を衡の要とす、桓公曰く、然らば衡數は、調和一定すべからざるか、

管子對曰、不可調、調則澄、澄則常、常則高下不貳、高下不貳則、萬物不可得、而使固、

管子對て曰く、調和一定すべからず、一定すれば、物價の高きものと、低きものと、明白に分る、分れば常に定る、其變を爲すを得ず、變を爲さゞれば、物價の高下貳ならず、高下貳ならざれば、萬物流通することを得ずして、固滯す、

桓公曰、然則何以守時、管子對曰、夫歲有四秋、而分有四時、故曰農事且作、請以什伍農夫賦耜鐵、此之謂春之秋、大夏且至、絲纊之所作、此之謂夏之秋、而大秋成、五穀之所會、此之謂秋之秋、大冬營室中、女事紡績緝縷之所作也、此之謂冬之秋、

桓公曰く、然らば何を以て、物價の時を守る、管子對

益農父之事、爲此有道乎、
桓公曰く、吾は大商賈の利を殺ぎ減じて、農夫の利を增さんと欲す、其方如何、
正商賈　正は長なり、長商賈は、大商賈なり、

管子對曰、粟重而萬物輕、粟輕而萬物重、兩者不衡立、故殺正商賈之利、而益農夫之事、則請重粟之價、釜三百、若是則田野大辟、而農夫勸其事矣、
管子對て曰く、粟重くして、萬物輕し、粟輕くして萬物重し、此の兩者は並び立たず、故に大商賈の利を殺ぎて、農夫の利を增さんと欲せば、請ふ粟の價を重くし、一釜に三百錢とせん、是の如くせば、田野も大に開墾せられて、農父も其事業を振興するを得ん、

桓公曰、重之有道乎、管子對曰、請以令與大夫城藏、使卿諸侯藏千鍾、令大夫藏五百鍾、列大夫藏百鍾、富商蓄賈藏五十鍾、內可以爲國委、外可以益農夫之事、
桓公曰く、之を重くするに道あるか、管子對て曰く、請ふ號令を布き、君は大夫と共に藏を城き、米を蓄へ、卿をして千鍾を藏め、長大夫をして五百鍾を藏め、中大夫をして百鍾を藏め、富商人及び貯蓄賈をして、五十鍾を藏めしめん、斯くすれば、內は官府の儲蓄を爲し、外は農夫の利を增すべし、
卿は諸侯の重臣なり、之を卿諸侯と稱す、○令は長なり、○列は中なり、

桓公曰、善、下令卿諸侯令大夫、城藏、農夫辟其五穀、三倍其賈、則正商失其事、而農夫有百倍之利矣、

に憂患無きを得べし、
○○挹は汲み取るなり、○○損は減ずるなり、○○券契は證書なり、

令曰、罷師歸農、無所用之、管子曰、天下有兵、則積藏之粟、足以備其粮、天下無兵、則以賜貧甿、若此則菹菜、鹹鹵、斥澤、山間堁壘之壞、無不發草、此之謂籍於號令、

此時に令して曰ふべし、師を罷め、農に歸れ、兵を用ゆる所は無しと、斯くして、財政は整理す、管子曰く、天下兵あれば、積藏の米は、兵粮に備ふるに足り、天下兵なければ、其米を貧民に賜ふ、此の如くすれば、菹菜、鹹鹵、斥澤、山間の堁壘の地も、草を發きて、開拓せざる無きに至るべし、此れ之を號令に、籍税すといふなり、
○○貧甿　貧民なり、俗に水飲百姓といふ、○○發草　荒蕪の地を開墾するなり、

管子曰、滕魯之粟、釜百、則使吾國之粟釜千、滕魯之粟、四流而歸我、若下深谷者、非歲凶而民飢也、辟之以號令、引之以徐疾、施平其歸我若流水、

管子曰く、滕魯兩國の粟は、一釜の價百錢なれば、吾が國の粟は、一釜の價千錢ならしむ、斯くすれば、滕魯の粟は、四散し流れて、我に歸す、水の深谷に下る如し、歲凶なるに非ず、民飢るに非ず、故に民は米を要むるに非ず、但物價輕重の策を以て、米を招き、之を引き寄せるに、徐くすると、疾くするとの、兩法を以てす、斯くて、米は悠悠として、水の如く、我に流れ入る、
○○施平　施々としたる貌なり、平は乎の誤なり、

桓公曰、吾欲殺正商賈之利、而

し、之を爲すに道あるか、
提衡　持平して、高低なく、衡を提るなり、即ち權勢を維持するなり、

管子對曰、唯籍於號令爲可耳、桓公曰、行事奈何、管子對曰、請以令發師、置屯籍農、十鍾之家不行、百鍾之家不行、千鍾之家不行、行者不能百之一、千之十、而囷窌之數、皆見於上矣、

管子は對て曰く、唯だ號令に因りて籍するを可と爲すのみ、桓公曰く、其事を行ふは如何、管子對て曰く、請ふ號令を發して、師を出し、屯戍の兵を置き、農民に課税せん、斯くすれば、貧民は兵役に就き、富者は税を上納して、家に留る、是に於て、十鍾百鍾千鍾等の歳入ある家は、皆行かず、其の行くものは、百中の一人、或は千中の十人も、無き程なるなるべし、因て富者の米倉の數は、上に知らるべし、
囷窌　廩の圓形に造りたるを囷といひ、土を穿ちて造りたるを窌といふ、

君案囷窌之數、令之曰、國貧而用不足、請以平價取之子、皆案囷窌而不能挹損焉、君直幣之輕重、以決其數、使無券契之責、則積藏囷窌之粟、皆歸於君矣、故九州無敵、竟上無患、

斯くして、囷窌の穀數を驗し知る、因て富者に令して曰ふべし、國貧にして用足らず、請ふ平價を以て、穀を子に取らんと、君既に囷窌を案驗したれば、富民は其穀數を減ずること能はず、君は幣の輕重を、穀價に當て、穀數を定め、錢と米との交換を完了せしめ、證書殘存の責無からしむべし、斯くすれば、富者の倉中の米は、擧げて君に歸すべし、故に天下に敵なく、上

矣、是公家之馬不離其牧皁、而曲防之戰路足矣、

此の若くなれば、馬の價は必ず坐ながら長じて、其本價を百倍にせん、是れ官府の馬は、其の牧する廐を離れずして、曲防の戰費を支拂ふに十分なり、

○牧皁　牧する馬閑をいふ、○戰路　軍費なり、

桓公問於管子曰、崇弟蔣弟丁惠之功、世吾歲罔、寡人不得籍斗升焉、去菹菜、鹹鹵、斥澤、山間墤壘、不爲用之壤、寡人不得籍斗升焉、

桓公は管子に問ひて曰く、崇と蔣との兩人は、吾弟にて功あり、丁惠は富豪にて功あり、故に此の三人の領地は、其税を彼等に與ふ、寡人は斗升の粟をも取ることを得ず、又菹菜、鹹鹵、斥澤、山間の壘墤等の荒地は、租税を免除す、斗升の粟をも取るを得ず、

○世吾歲罔は、吾が歲々に、民間より網し取るべき税を、兩弟と丁惠の三人に與へて、代代永續せしむ、○鹵鹹斥澤は潮水浸入し、草木生殖せざる地なり、○嵔壘は墤壘に同じ、険阻にして石多き所なり、

去一列稼緣封十五里之原、強耕而自以爲落、其民寡人不得籍斗升焉、則是寡人之國、五分而不能操其二、是有萬乘之號、而無千乘之用也、以是與天子提衡、爭秩於諸侯、爲之有道乎、

一組の人民が、封域に沿ひたる十五里の原野を稼穡し、勉强し、耕耘して、自ら村落を爲すものは、其困苦を察して、租税を免除す、寡人は斗升をも取るを得ず、さすれば、寡人の國は、五分して、其二分を操ることを得ず、是れ萬乘の號あるも、千乘の用なし、此の貧を以て、天子と衡を提げ、秩序を諸侯に爭ふは難

め、皆曰く、君より此の如く、厚く待遇せられながら、列陳に戰死せずして、郷里に反る可んやと、

桓公、終擧兵攻萊、戰於莒必市里、鼓旗未相望、衆少未相知、而萊人大遁、故遂破其軍、兼其地、而虜其將、故未列地而封、未出金而賞、破萊軍、幷其地、禽其君、此素賞之計也、

桓公は、終に兵を擧げ萊を攻む、莒必と市里との二邑に戰ふ、鼓と旗と、未だ相望まず、衆と少と、未だ相知らず、要するに、敵と我と、未だ接近せずして、萊人は大に遁る、故に其軍を破り、其地を兼ねて、其君を捕虜とす、此れ素賞の計なり、戰功の以前に、恩賞を示したる、効果なり、

列地　土地を裂て封ずることをいふ、列は裂に同じ、

桓公曰、曲防之戰、民多假貸而給上事者、寡人欲爲之出賂、爲之奈何、管子對曰、請以令令富商蓄賈、百符而一馬、無有者、取於公家、

桓公曰く、曲防の戰に、人民は物を富人に借りて、上の事に給するもの多し、寡人は之を支辨せんと欲す、之を爲す奈何ん、管子對て曰く、請ふ令を以て、富商及び貯蓄の賈人をして、人に金を貸し、劵を持ち、百符に及ぶものは、一馬を獻せしめん、馬を有せざるものは、官府より馬を買取らしめて、獻せしめん、蓋し其割合は、五十符を持つもの二家にて、一馬を獻せしめ、二十五符を持つもの、四家にて、一馬を獻せしむるなり、

假貸は借なり、○出賂は支拂なり、

若此則馬必坐長、而百倍其本、

於其妻子、若此則、士必争名報徳、無北之意矣、吾擧兵而攻、破其軍、幷其地、則非特四萬二千金之利也、五子曰、善、桓公曰、諸、

一朝に素賞を行ひて、四萬二千金は、廓然として消盡せり、桓公は愓然と恐れ、大息して曰く、吾は何を以て、此の賞を受けたるものを記識し、其成功を責ん、管子對て曰く、君は患ふること勿れ、彼等をして、外には名譽を郷に爲し、内には孝養を其親に爲し、家には恩徳を其妻子に爲さしむ、此の如くなれば、士は必ず名を爭ひ徳に報じ、敗走する意なし、吾れ兵を擧げて、敵を攻め、其軍を破り、其地を幷せば、特に四萬二千金の利のみに非るなり、甯戚以下五人曰く、善し、桓公曰く諸と、

○内郷は、郷内に作るべし、○北は背と同じ、敗走なり、○廓は空なり、○愓は恐るゝなり、

乃誡大將曰、百人之長、必爲之朝禮、千人之長、必拜而送之、降兩級、其有親戚者、必遺之酒四石肉四鼎、其無親戚者、必遺其妻子酒三石肉三鼎、

乃ち大將を誡めて曰く、百人の長たるものゝ、引見する時には、之を禮待せよ、千人の長たるもの、引見して、歸るときには、拜して之を送り、階を下る二級せよ、其長たるものに、父母あらば、之に酒四石と肉四鼎とを遺るべし、其父母なきものは、其妻子に、酒三石と肉三鼎とを遺るべし、

○親戚　父母なり、

行教半歲、父教其子、兄教其弟、妻諫其夫、曰見其若此其厚、而不死列陳、可以反於郷乎、

右の如く、教訓を爲す、半歲にして、父は其子たるものを教へ、兄は其弟たるものを教へ、妻は其夫を諫

三たび問ふも對へず、

有一人、秉劍而前問曰、幾何人之衆也、管子曰、千人之衆、千人之衆、臣能陷之、賜之百金、管子又曰、兵接弩張、誰能得卒長者、賜之百金、問曰、幾何人卒之長也、管子曰、千人之長、千人之長、臣能得之、賜之百金、

一人有り、劍を秉り、前み問ひて曰く、幾何人の衆なるか、管子曰く、千人の衆なり、問ふもの曰く、千人の衆ならば、臣能く之を陷れんと、乃ち之に百金を賜ふ、管子又曰く、兵既に接し、弩も既に張るときに、誰れか能く敵の卒長を捕へん、之を能くする者には、百金を賜はん、一人問ひて曰く、幾何人の卒長なるか、管子曰く、千人の長なり、問ふもの曰く、千人の長ならば、臣能く之を得んと、乃ち之に百金を賜ふ、

管子又曰、誰能聽旌旗之所指、而得執將首者、賜之千金、言能得者、壘千人、賜之人千金、其餘言能外斬首者、賜之人十金、

管子は、又曰く、誰れか能く旌旗の指し向ふに聽せて、大將の首を執るを得ん、之を能くする者に、千金を賜はんと、此時能く得んといふもの數十人あり、乃ち之に一人ごとに、千金を賜ふ、其餘の能く陣列の外に出でゝ、敵首を得んといふもの、之に一人ごとに、十金を賜ふ、

○壘千人は、纍十人の誤なり、

一朝素賞、四萬二千金、廓然空、桓公惕然大息曰、吾以曷識此、管子對曰、君勿患、且使外爲名於其內鄕、爲功於其親、家爲德

麥を種ゑしめ、冬至の日に、之を稷らしめん、斯くすれば、春の雨の降らざる前に、農事を利せん、其收穫は、兩都を取りたる利益に、均しかるべし、

方都は、四縣を併せたる方形の中都なり、○於乃は淤泥なり、○九月は周正に據るを以て、陰曆の七月なり、秋の初なり、

桓公曰、諾、令以九月種麥、日至而穫、量其艾、一收之積、中方都二、故此所謂善因天時、辯於地利、而辟方都之道也、

桓公曰く、諾すと、號令して、九月に麥を種ゑしめ、冬至の日に、穫り取らしむ、其艾を量るに、此の三川の地の一收穫の積は、方都二の收入に中る、故に此れ所謂る善く天の時に因り、地利を辯じて、方都を辟く道なり、蓋し戰はず、地を取らずして、利を擧ぐる法なり、

管子入復桓公曰、終歲之租金、四萬二千金、請以一朝素賞軍士、桓公曰、諾、以令至鼓期於泰舟之野、朝軍士、

管子は入りて、桓公に上申して曰く、一年の租稅金額は四萬二千金あり、請ふ一朝を以て、軍士を素賞せん、素賞とは、其の軍功の著はれざる前に、賞するなり、桓公曰く、諾と、令を以て、鼓譟警戒の期に應じて、泰舟といふ野に至り、軍士を參朝せしむ、

桓公、乃卽壇而立、甯戚、鮑叔、隰朋、易牙、賓胥無、皆差肩而立、管子執枹而揖軍士曰、誰能陷陳破衆者、賜之百金、三問不對、

桓公は、乃ち壇に卽て立つ、甯戚、鮑叔、隰朋、易牙、賓胥無は、皆肩を差へて並び立つ、管子は枹を執りて、太鼓を鳴らして、軍士に揖して曰く、誰か能く陳を陷れ、衆を破らん、之を能くする者には、百金を賜はん、

農を勉め費用を節約せり、其五穀は豐滿になりしも、理る能はず、四方に流れ出で丶、天下の有となれり、

若是則紀氏其强本節用、適足以使其民穀盡而不能理、爲天下虜、

是の如くなるときは、紀氏が農を勉め、用を節したるは、穀を積む手段なりしも、却て穀を失ひ、人民をして天下の虜とならしむるに足るのみ、

是以其國亡、而身無所處、故可以益愈、而不足以爲存、故善爲國者、天下下、我高、天下輕、我重、天下多、我寡、然後、可以朝天下、

是を以て、其國は亡びて、身を處く所なし、故に節約のみにて、輕重を知らざるものは、以て益す愈るべきのみ、以て存することを爲すに足らず、故に善く國を爲るものは、輕重の術數に由る、天下の米價低ければ、我は之を高くす、天下は輕ければ、我は重くす、天下は多ければ、我は寡くす、高重を以て、下輕を射るときは、天下の財を致すべし、寡といふも、實の寡にあらず、其民間に在るものを寡くするなり、然る後に、以て天下を服せしむべし、

桓公曰、寡人欲毋殺一士、毋頓一戟、而辟方都二、爲之有道乎、

管子對曰、涇水十二空、汶淵洙浩、滿三之於乃、請以令、使九月種麥、日至日穫、則時雨未下、而利農事矣、

桓公曰く、寡人は一士を殺すなく、一戟を頓らすなくして、中都二個處を辟かんと欲す、之を爲すに道あるか、管子對て曰く、涇水の洲渚には、十二個處の乾きたる空竅あり、墾して田と爲すべし、汶水の淵と、洙水の浩渺たる處とは、其兩岸に水の三倍なる游泥の堆積あり、是も田と爲すべし、請ふ令を以て、九月に

其通貨、以御其司命、故民力可盡也、

蓋し五穀粟米は、人民の司命なり、黄金と錢とは、人民の通貨なり、先王は其通貨を制して、其司命を御す、故に、民力を盡くして、國用に供するを得るなり、

管子曰、泉雨五尺、其君必辱、食稱之國必亡、待五穀者衆也、故樹木之勝霜露者、不受令於天、家足其所者不從聖人、故奪然後予、高然後下、喜然後怒、天下可舉、

管子曰く、地を穿つ五尺にして、泉に及び、又雨露の浸み入る五尺の壤には、穀の熟することと豐穰にして、旱凶の憂なし、民は必ず富む、故に其君は辱らるゝことあり、食料が人民と相稱ひて、缺乏せざる國は、亡ぶることあり、五穀を私に藏め備る人民衆多なればなり、是れ皆上の號令が、下に行はれざる結果なり、蓋し樹木の霜露に勝つものは、天の凋零の令を受けず、家も其分に安んじ足るときは、聖人にも從はず、故に人君は輕重の術數を以て、號令の實効を力むべし、蓋し民に臨みては、法を以て之を奪ひ、然る後に予へ、先づ喜びて下に接し、然る後に怒り、物價を高めて、然る後に之を低くす、此の如くすれば、人民懷ひて之を畏るゆゑに、天下は合はせて取るを得べし、

待五穀　待は峙に作るべし、積み備ることをいふ、

桓公曰、强本節用、可以爲存乎、管子對曰、可以爲益愈、而未足以爲存也、昔者、紀氏之國、强本節用者、其五穀豐滿而不能理也、四流而歸於天下、

桓公曰く、本農を勉め、財用を節約すれば、國を存すと爲す可きか、管子對て曰く、以て益す愈るを爲すべし、未だ以て存すと爲すに足らず、昔し紀氏の國は、

故に狄諸侯は、倅祿十鍾を出すも、剸戟の戰士を得ず、程諸侯は、五釜の祿を以て、剸戟の士を得るなり、十倍にして足らざるあり、或は五分にして餘るあり、蓋し輕重高下の法を施行すれば、國に十年の蓄あり、而も民の食の足らざるものは、皆其事業を以て、君の祿を望む、

○剸は刺なり、○五分は半分なり、○五釜は一鍾の半分なり、

君有山海之財、而民用不足者、皆以其事業、交接於上者也、故租籍、君之所宜得也、正籍者君之所強求也、

君には、山と海とより生ずる財あり、而も君は、營利の業を下民に委す、故に、民用の足らざる部分は、民皆其事業を以て、上に交り接す、故に、山海の營業に關する租税は、君の自然に取り得べき筋なり、然れども家長に月々三十錢を税するは、君の強制して求むる所なり、

○山海之財　山に金を出し、海に鹽を製する類の財をいふなり、○租籍　事業に税して取るなり、○正籍　家長即ち正戸主たるものは、月に一人三十錢を納むるなり、

亡君廢其所宜得、而斂其所強求、故下怨上而令不行、民奪之則怒、予之則喜、民情固然、先王知其然、故見予之所、不見奪之理、

國を亡す暴虐の君は、其自然に取り得べき所を廢して、其強求する所を斂む、故に下は上を怨みて、號令行はれず、蓋し之を奪へば怒る、之を予ふれば喜ぶ、民情は固より然り、先王は其然るを知るゆゑに、予ふる所の形を見せて、奪ふ所の理を見はさず、

故五穀粟米者、民之司命也、黄金刀布者、民之通貨也、先王制

桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、夫河埮諸侯、畝鍾之國也、故穀衆多而不理、固不得有、至於山諸侯之國、則斂蔬藏菜、此之謂豫戒、

桓公曰く、此れ若の言は何の謂ぞや、管子對て曰く、夫れ河淤の諸侯は、一畝に粟六石四斗を收む、故に穀は衆多にして理めず、固より之を蓄ふを得ず、山諸侯の國に至りては、蔬を斂め、菜を藏めて、儉約を守る、此れ之を豫戒すと謂ふ、

○墝　は瘠なり、○鍾　は六石四斗なり、○埮　は淤に同じ、泥なり、沃土なり、

桓公曰、壤數盡於此乎、管子對曰、未也、昔狄諸侯、畝鍾之國也、故粟十鍾而錙金、程諸侯、山諸侯之國也、故粟五釜而錙金、

桓公曰く、壤數は此に盡るか、管子對て曰く、未だ盡きざるなり、昔し狄諸侯とて、北狄に近き諸侯は、皆一畝に一鍾の收入あり、故に粟十鍾にして、其價は錙金、即ち六銖なり、程とて雍州に在る諸侯は、山諸侯なり、故に粟五釜にして、其價は錙金、即ち六銖なり、斯の如くして、穀物の多き國の米價は、山國に比して、二十分の一に過ぎず、

○錙金　六銖を錙といふ、○釜　六斗四升にして、十釜を一鍾とす、

故狄諸侯十鍾而不得剸戟、程諸侯五釜而得剸戟、十倍而不足、或五分而有餘者、通輕重高下之數、國有十歲之蓄、而民食不足者、皆以其事業望君之祿也、

管子對曰、不可、今發徒隷而作之、則逃亡而不守、發民則下疾怨上、邊竟有兵、則懷宿怨而不戰、

管子對て曰く、不可なり、今や官役に給する刑徒を發して、之を作らば、逃亡して守らず、人民を發すれば、下民は上を疾み怨む、邊境に兵あるも、宿怨を懷きて、戰はざるなり、

○徒隷　罪人にして、官役に給するものなり、○宿怨　久しく怨みたる心なり、

未見山鐵之利、而內敗矣、故善者、不如與民量其重、計其贏、民得其十、君得其三、有襍之以輕重、守之以高下、若此則民疾作、而爲上虜矣、

斯くては、未だ山鐵の利益を見ざるに、內において敗るなり、故に善くするものは、人民と共に其重きを量り、其贏餘を計るに如かず、人民は其七分を得て、君は其三分を取る、而して雜ゆるに、輕重の術數を以てし、守るに高下の貨物を以てす、此の如くすれば、人民は疾く作りて、君上の虜獲となる、民の貧富死生は、唯だ君上の意の自由となる、恰も敵人を虜獲したるに同じ、

○民得其十　の十は、七に作るべし、

桓公曰、請問壤數、管子對曰、河淤諸侯、畝鍾之國也、磧、山諸侯之國也、河淤諸侯、常不勝山諸侯之國者、豫戒者也、

桓公曰く、壤の法を請ひ問ふ、管子對て曰く、河邊の沃野を領したる諸侯は、一畝に六石四斗の粟を收む、磧とて、瘠せたる山中を領したる諸侯は、貧なり、然れども、河淤の諸侯は、山諸侯の國に勝つことなし、是れ、山諸侯は豫戒すればなり、

其涂遠、其至阨、故先王度、用於其重、因以珠玉爲上幣、黃金爲中幣、刀布爲下幣、故先王善高下中幣、制下上之用、而天下足矣、

斯の如く、金珠玉は、其產出の地遠くして其運び來る困難なり、故に先王は、其物の需用と供給とを考量して、其重價の品を利用す、因て珠玉を以て上幣とし、黃金を中幣とし、錢を下幣とす、故に先王は、善く中幣の價を高下して、下幣上幣の用を制す、而して天下足り、財政完し、必ずしも租稅に賴るを要せず、

桓公曰、衡謂寡人曰、一農之事、必有一耜一銚一鎌一鎒一椎一銍、然後成爲農、一車必有一斤一鋸一釭一鑽一鑿一銶一軻、然後成爲車、

桓公曰く、臣衡といふもの、寡人に謂て曰く、一農の事は、必ず一耜、一銚、一鎌、一鎒、一椎、一銍の農具ありて、然る後に、農たるを成す、一の車には、必ず一斤、一鋸、一釭、一鑽、一鑿、一銶、一軻ありて、然る後に、車たるを成す、

○鎒　草根を斫り除く具なり、○銍　禾を穫る鎌なり、○釭　車の轂に在る鐵なり、○銶　鑿の類なり、○軻　車の軸に接する具なり、

一女必有一刀一錐一箴一鉥、然後成爲女、請以令斷山木、鼓山鐵、是可以毋籍而用足、

一人の女には、必ず一刀、一錐、一箴、一鉥ありて、然る後に、女たる具を有す、是等は、世間必要の器なり、請ふ號令を以て、山の木を斷りて、炭となし、山の鐵を橐に懸けて、鼓し鑄て、鐵器を作り、之に官の收利を算入して、重く賣らん、斯くすれば、諸民に籍稅することなくして、國用は足るべしと、此の說は如何、

の際に於て、群臣に親厚なるを得ず、故に多く獻じ、多く賂せんと欲す、然れども、之を我領地の戶戶の正稅より取るを欲せず、之を爲すに、道有るか、○穡　は嗇と通じ用ゆ、收め聚るなり、○戶籍は　每戶に課する正稅なり、○君　は殷の紂王なり、○給左右之用　は、紂王の侍臣の費用として、差し出なり、

癸度對曰、吾國者衢處之國也、遠穡之所通、游客蓄商之所道、財物之所遵、故苟入吾國之粟、因吾國之幣、然後載黃金而出、

癸度は對て曰く、其獻納贈賄の財源は、物價輕重の法に依るべし、蓋し吾周の國は、四方交通の國なり、遠國より粟を納むるものも通行し、游客及び富蓄の商人も通行し、天下の財物も經過す、故に苟くも來りて、吾周への粟を納め、吾周への貢物を獻ずるものは、其の交易に、黃金を取りて、出で去る、○遠穡　は遠國より納むる粟なり、

故君請重、重而衡輕、輕運物而相因、則國策可成、故謹毋失其度、未與民可治、武王曰、行事奈何、癸度曰、金出於汝漢之右衢、珠出於赤野之末光、玉出於禺氏之旁山、此皆距周七千八百餘里、

故に、君は黃金の價を重くせよ、黃金を重くして、他の輕き價の諸物品を平衡せば、輕價の物は、其類の品を運致して、相因らん、然るときは、輕重理財の國策成るべし、故に謹て、其輕重の度を失ふこと毋れ、是れ政府の術數に由るのみ、民と共に治む可らず、武王曰く、其金價引上の事を行ふ方法は、如何、癸度曰く、金は汝漢の川の流域の西北部より出づ、珠は赤野の末光といふ地より出づ、玉は禺氏の傍山より出づ、此れ皆周を距る、七千八百餘里なり、

爲君憂、

桓公曰く、其覇の事を行ふは奈何、管子對て曰く、請ふ之が爲めに、封土班列を、天下の傍側に立てん、天子は中立して、其地は方千里とす、諸侯を兼ね並せて覇たる地は、三百有餘里とす、小諸侯は、方百里とす、負海の地の子男爵は、方七十里とす、此の如く、大小强弱を定めれば、大の小に於ける勢は、胸の臂を使ひ、臂の指を使ふが如し、然らば、小國も、人民より利を分ち取る能はず、物價の高低と、物財の多少とを、推移運轉する富豪が、下民の中に在るも、人君の憂患を爲すに至らず、

○佌　は小なり、○度　は方なり、四方を度るなり、○壤列　は封土を領し、爵位を以て、班列することをいふ、○負海子男　は、遠僻に在りて、海を控へたる、子男爵の諸侯なり、○徐疾　は、物貨を徐し疾して、其價を高低せしむるなり、○羨　は餘なり、羨不足は多少なり、

夫海出泲無止、山生金木無息、草以時生、器以時靡幣、泲水之鹽、以日消、終則有始、與天壤爭、是謂立壤列也、

夫れ海は、泲とて、潮水を沙にて漉し、煮て鹽となるものを出して、止むことなし、山は金や材木を生ずること息むなし、草は時を以て生じ、器は時を以て消費し弊る、泲水の鹽は、日々に賣り捌き、終れば更に始る、天地と共に永續す、其盡ることなし、是を壤列を立るといふ、即ち諸侯の領地を定めて、好位地に居るを善とす、

○靡幣　靡は費ゆるなり、幣は弊に作るべし、

武王問於癸度曰、賀獻不重、身不親於君、左右不足、友不善於群臣、故不欲收穡戸籍而給左右之用、爲之有道乎、

昔し周の武王は、癸度に問ひて曰く、賀して獻するに、其物重からざれば、我の仕ふる君に、親愛せられず、君の左右の臣に賂するに、其物足らざれば、交友

六千里、天子中而立、

桓公曰く、天下は朝夕に定む可きか、管子は對て曰く、終身定らざるものなり、桓公曰く、其定らずといふ説は、聞くを得べきか、管子對て曰く、地の東西は、二萬八千里ありて、南北は二萬六千里なり、天子は其中央にして立つ、

國之四面、面萬有餘里、民之入正籍者、亦萬有餘里、故有百倍之力而不至者、有十倍之力而不至者、有倪而是者、則遠者疏、疾怨上、

國の四面は、面ごとに萬有餘里あり、人民の納稅資格に入る地方も、萬有餘里なり、故に我は百倍の力を用ゆるも、歸服せざるもの有り、十倍の力を用ゆるも來らざるものあり、睨みて視れば、遠方のものは、疏外して、我を疾み怨む、

○○○
倪而是者　倪は睨に作るべし、是は視るなり、

邊竟諸侯、受君之怨民、與之爲善、缺然不朝、是天子塞其涂、熟穀者去、天下之可得而霸、

斯くして邊地境上に在る諸侯は、天子の怨民を受け、之と親しみ結び、缺然として不足の心を持ち、天子に朝せず、是れ天子の失計にて、其塗を塞ぎ來らしめざるなり、是に於て、穀を熟せしむる、農夫も、天子に背き去る、此時に天下は、霸業を興すべきなり、

桓公曰、行事奈何、管子對曰、請與之立壤列天下之旁、天子中立、地方千里、兼霸之壤、三百有餘里、佌諸侯度百里、負海子男、者、度七十里、若此、則如胸之使臂、臂之使指也、然則小不能分於民、推徐疾羨不足、雖在下不

黃金を鎔化し、其廣を皮と均しくして、皮價は其金の如し、

懷而不見於抱、挾而不見於掖、而辟千金者、白璧也、然後、八千里之禺氏、可得而朝也、簪餌而辟千金者、璆琳琅玕也、然後、八千里之崑崙之虛、可得而朝也、

其形は小なり、之を懷にして抱くも見はれず、挾みても、腋に見はれず、而も能く千金を辟するものは、白璧なり、然る後に、八千里なる禺氏も、得て朝せしむべきなり、簪耳にして、千金を辟するものは、璆琳琅玕といふ寶石なり、彼は小石を以て、大金を獲る巨利あり、斯くて、崑崙の墟の夷も、來朝すべし、

掖○腋と同じ、脇のことなり、○簪餌は、カンザシとミミダマとなり、餌は耳の誤なり、

故物無主、事無接、遠近無以相因、則四夷不得而朝矣、

故に、物に之が主となるなく、事に之を接待するなく、遠きと近きと、利益の相因緣することなきときは、四夷の國も、來朝せしむるを得ず、

四夷を來朝せしむる策として、彼に產する珠、象、文皮、白璧、琳琅等の物を幣と定め、千金を以て換ふるゆゑに、彼は遠き地より、中國に至る、是れ中國の夷狄を御する術數なり、

輕重乙第八十一

管子輕重十四

此は前編に續きて、事の繁細なるを述ぶ、

桓公曰、天下之朝夕可定乎、管子對曰、終身不定、桓公曰、其不定之說、可得聞乎、管子對曰、地之東西二萬八千里、南北二萬

桓公曰、四夷不服、恐其逆政、游於天下、而傷寡人、寡人之行爲此有道乎、管子對曰、吳越不朝、珠象而以爲幣乎、發、朝鮮、不朝、請文皮毤服而爲幣乎、

桓公曰く、四夷服從せず、恐らくは此類の逆政が、天下に流れて、寡人を傷るに至らん、寡人は之を服從せしめんと欲す、此に道あるか、管子對て曰く、是れ、彼に利益を示して招くべし、吳越來朝せざれば、珠と象牙とを以て、幣と爲して、入貢せしめん、發と朝鮮との兩國來朝せざれば、請ふ文皮とて、虎豹の皮、毤服とて、韋の裘、此の兩品を幣と爲して、入貢せしめん、

禺氏不朝、請以白璧爲幣乎、崑崙之虛不朝、請以璆琳琅玕爲幣乎、故夫握而不見於手、含而不見於口、而辟千金者珠也、然後、八千里之吳越、可得而朝也、

禺氏の來朝せざる、白璧を以て、幣とせん、崑崙の墟の來朝せざる、請ふ璆琳と琅玕との名石を以て、幣とせん、蓋し洵に、握りて手より見はれず、含みて口より見はれず、其の小き品にて、千金の交換價格あるものは、珠なり、此珠を持ち來りて、中國の千金と交易せしむ、斯くして、八千里の遠き吳越も、來朝すべし、
不見於手　は手中より露はれざる、至小の物なり、○璆琳琅玕　は、玉に次ぐ珍石なり、○辟千金　は千金に直るなり、

一豹之皮、容金而金也、然後、八千里之發、朝鮮、可得而朝也、

一豹の皮は、黃金を包容して、其皮の價は、包容する所の黃金の如し、遠夷も、此の皮を以て、金を取る利益に由り、入貢す、然る後に、發と朝鮮との遠國も、來朝せしむべし、
容金而金　而は如なり、或は曰く、容は讀て鎔とす、

之所使也、

管子曰く、湩然として太鼓を撃てば、士は忿り怒る、鎗然として金を撃てば、士は帥然として、急遽に桐鼓を策ち、之に從ふ、死屍を輿ひ、傷者を扶け、爭ひ進みて止むことなし、是れ、口は食を滿たし、手は錢を滿たす爲めなり、敵は惡むべきも、父母の仇より大なるにあらず、然るに斯の如く、士の進み戰ふは、何ぞや、蓋し重祿と重賞とに誘はれて、此に至るなり、

桐。は洞に作るべし、洞は深なり、深鼓は大鼓なり、

○用。は食用なり、祿米なり、

故軒冕立於朝、爵祿不隨、臣不爲忠、中軍行戰、委予之賞不隨、士不死其列陳、然則是大臣執於朝、而列陳之士執於賞也、

故に、軒に乘り冕服して、朝廷に立つも、爵位俸祿、これに隨はざれば、臣は忠を爲さず、軍中にて戰を行ふに、委ね予ふる賞與なければ、士は其の列陳に死せず、然らば大臣も、朝廷に位祿ありて、其節義を守る、列陳の士も、賞與ありて、其忠烈を致すなり、

故使父不得子其子、兄不得弟其弟、妻不得有其夫、唯重祿重賞爲然耳、故不遠道里、而能威絶域之民、不險山川、而能服有恃之國、發若雷霆、動若風雨、獨出獨入、莫之能圉、

故に父も其子を子とするを得ず、兄も其弟を弟とするを得ず、妻も其夫を有することを得ず、子弟夫は、父兄妻を捨てゝ、戰に死す、是れ唯だ重祿と重賞とに由りて、然るを致すのみ、故に道里を遠しとせずして、能く絶域の民を威すことあり、山川を險阻とせずして、能く險固の恃みある國を取ることあり、其發するは、雷霆の若く、其動くは風雨の若く、獨り出で獨り入る、之を能く圉ぐ者無し、

は六石四斗なり、

然則一農之事、終歲耕百畝、百畝之收、不過二十鍾、一農之事乃中二金之財耳、故粟重黃金輕、黃金重而粟輕、兩者不衡立、

然らば、一農の事は、終歲百畝を耕し、百畝の收入は二十鍾に過ぎず、一農の事は乃ち僅に二金の財に中るのみ、故に粟重くして、黃金輕し、黃金重くして、粟輕し、此の兩の者は、平衡に立つを得ず、

故善者重粟之賈、釜四百則鍾四千也、十鍾四萬、二十鍾者八萬、金賈四千則是十金四萬也、二十金者爲八萬、

故に輕重を善くするものは、粟の價を重くす、粟一釜にて、錢四百なれば、一鍾にて錢四千なり、十鍾は四萬なり、二十鍾は八萬なり、金の價は、一金にて錢四千なれば、十金にて錢四萬なり、二十金は八萬となる、斯くして粟價は、十倍に騰貴したる割合なり、

故發號出令、曰一農之事、有二十金之策、然則地非有廣狹、國非有貧富也、通於發號出令、審於輕重之數然、

故に號を發し、令を出して曰く、一農の事は、二十金の策ありと、然らば、地は廣狹を變ずるにあらず、國は貧富を改るに非ず、唯能く號を發し、令を出すに通じ、輕重の法を審にすれば、此の如く、米價を貴くするを得るなり、

管子曰、湩然擊鼓、士忿怒、鎗然擊金、士帥然策桐鼓、從之、輿死扶傷、爭進而無止、口滿用、手滿錢、非大父母之仇也、重祿重賞

を以て之を貴くす、之を三淮同策と稱す、此術を知れば、天下を治るを得べし、

不知三准之同策者、不能爲天下、故申之以號令、抗之以徐疾也、民乎其歸我、若流水、此輕重之數也、

穀と金と幣の、三淮同策するを知らざるものは、天下を爲ること能はず、故に之を申ぬるに號令を以てし、其時機に應じて、之を擧げ行ふに、徐と疾とを以てす、斯くすれば、民の我に歸すること流水の若し、此れ輕重の理法なり、

桓公問於管子曰、今傳戟十萬、薪菜之靡、日虛十里之衍、頓戟一譟而靡幣之用、日去千金之積、久之且何以待之、

桓公は管子に問ひて曰く、今や傳戟を持ちたる軍十萬を與せば、薪菜の消費すること、十里の廣野を虛しくす、戟を頓らし、軍を屯する、一譟して幣を靡すこと、一日に千金の積蓄を減じ去る、之を久しくするときは、何を以て之を待たんとするか、

○傳戟　敵を刺す戟をいふ、傳は刺と同じ、○靡　は費なり、○頓　は鈍なり、○譟　は喧なり、

管子對曰、粟賈平四十、則金賈四千、粟賈釜四十、則鍾四百也、十鍾四千也、二十鍾者爲八千也、金賈四千、則二金中八千也、

管子對て曰く、粟の價は、一釜に錢四十なり、金の價は、一金に錢四千なり、粟價一釜四十なれば、一鍾にて四百なり、十鍾にて四千なり、二十鍾にては、八千となる、故に、金價は錢四千なれば、二金にて錢八千に中り、粟二十鍾に當る、

○粟賈平四十則　の平は、釜に作るべし、則は衍字なり、○賈　は價に同じ、○釜　は六斗四升なり、○鍾

夫好心則萬物通、萬物通則萬物運、萬物運、則萬物賤、萬物賤、則萬物可因、知萬物之可因、而不因者、奪於天下、奪於天下者、國之大賊也、

夫れ智慮を運らす時は、萬物流通す、萬物流通すれば、萬物運轉す、萬物運轉すれば、萬物賤し、萬物賤しければ、其賤しきに因り、之を蓄積して、價の昂騰するを待つべし、萬物の因りて利すべき時機を逸し、之を取るを知らざるときは、其利は必ず天下に奪ひ去らるべし、利を天下に奪はるゝ是れ國の大害賊なり、

桓公曰、請問好心萬物之可因、癸乙曰、有餘富無餘乘者、責之卿諸侯、足其所、不賂其游者、責之令大夫、

桓公問ひて曰く、好心にして、萬物の因る可きは如何、癸乙曰く、餘富ありながら、餘る兵車のなきは、其人が吝嗇なるに由る、故に之を卿に責むべし、其居所にて、十分なる生活を爲しながら、游歷の士に、物を賂らざるは、其人が私利を貪るに由る、故に之を令大夫に責むべし、斯くして諸侯及び大夫を戒む、

卿諸侯　諸侯に卿たるもの、即ち諸侯の臣の重きものにて、長大夫の上に在り、○令大夫　都邑を領ずる長大夫なり、

若此則萬物通、萬物通則萬物運、萬物運則萬物賤、萬物賤則萬物可因矣、故知三准同策者能爲天下、

癸乙猶其説を述べて曰く、此の如くすれば、萬物流通す、萬物流通すれば、萬物運轉す、萬物運轉すれば、萬物は賤し、萬物賤しければ、萬物は因りて貯蓄すべきなり、故に、穀、金、幣、の三者を輕重し、金を中間に置き、穀貴ければ、金を以て之を賤くし、幣賤ければ、金

故に、貧、賤、鰥、寡、獨、老の六者は、財を得るに與からず、因て此積財を散ずるに道あるか、之を分つに法あるか、

鰥　は妻を喪ひたる者なり、○寡　は夫を喪ひたる者なり、○獨　は獨身なり、

管子對曰、唯輕重之家、爲能散之耳、請以令輕重之家、桓公曰、諾、東車五乘、迎癸乙於周下原、

管子は對て曰く、唯だ物價の輕重を行ふ理財家は、能く之を散ずることを爲すのみ、請ふ令を輕重家に下さん、桓公曰く、諾と、乃ち車五乘を東方に向はしめ、周下原に往きて、癸乙といふ、輕重家を迎へたり、

周下原　齊東の地名なり、

桓公問四、因與癸乙管子寗戚、相與四坐、桓公曰、請問輕重之數、癸乙曰、重籍其民者失其下、數欺諸侯者無權與、

桓公獨り先づ、之を問ふもの四たび、因て癸乙管子寗戚と相與に、四人對坐す、桓公曰く、輕重する術數を請ひ問ふ、癸乙曰く、重く其人民に稅するときは、其人民の心を失ふ、數〻諸侯を欺くときは、權威あるもの其欺くを怒り、肯て同盟國とならず、

權與　は權勢黨與なり、

管子差肩而問曰、吾不籍吾民、何以奉車革、不籍吾民、何以待鄰國、癸乙曰、唯好心爲可耳、

管子は、肩を差へ並び坐し、問ひて曰く、吾は吾が下民に稅せざれば、何を以て、兵車甲冑に奉せんや、吾が下民に稅せざれば、何を以て、鄰國を待遇せんやと、癸乙曰く、唯だ好心とて、智慮を以て可とするのみ、

好心　好は孔なり、智慮あるものの心に、孔竅ありとの古說に由り、智慮のことを好心といふ、

也、穀有所藏也、

今や君は、躬ら墾きたる田を犂き、草土を耕し發き、其穀を得る、民人の食は、人ごとに、若干步畝の數ありて、一年の食は足るなり、然るに、街道里門の內に、餓死するものあるは何ぞや、是れ富豪が穀を貯藏して、流通せしめざればなり、

人若干步畝之數　一人ごとに、一年に食するは、十畝の收むる所を以て率とす、○衢閭　衢は街道なり、閭は里門なり、

今君鑄錢立幣、民通移、人有百十之數、然而民有賣子者何也、財有所幷也、故爲人君不能散積聚調高下、分幷財、君雖彊本趣耕發草立幣而無止、民猶若不足也、

今や君は、錢を鑄て、貨幣を成し、人民の通移する、一人に幾百幾十との數あり、然るに、民の貧にして、子を賣るものあるは何ぞや、財幣を併合して、一人に多く有つものあればなり、故に人君となりて、貨物の積聚を散じ、物價の高下を調へ、併財を分たしむる能はざれば、君は本農を勉めて、耕作を促がし、草萊を發き、貨幣を成して、止むなしといへども、人民は猶ほ足らざるが如し、

人有百十之數　貨幣を造るに、其國其時の人口を算して配當す、一人には幾百幾十との率あり、

桓公問於管子曰、今欲調高下、分幷財、散積聚、不然則世且幷兼而無止、蓄餘藏羨、而不息、貧賤、鰥、寡、獨、老、不與得焉、散之有道、分之有數乎、

桓公は、管子に問ひて曰く、今や高下を調へ、併財を分ち、積聚を散ぜんと欲す、若く爲さざれば、世人猶併兼して止むなく、餘りを蓄へ、羨を藏めて息まず、

五穀三分賈而去、是君朝令一怒、布帛流越而之天下、

且つ君は、朝に收稅の號令を發して、夕に具るを求む、是に於て、民の資力有るものは、其財を出し、無きものは、其衣や履を賣りて、これを調達す、農夫は其五穀を糶り、常價三分の一に賣りて去る、是れ君の朝令一怒に由り、布帛は流れ越えて、天下に散じ之くなり、

君求焉而無止、民無以待之、走亡而棲山阜、持戈之士、顧不見親、家族失而不分、民走於中、而士遁於外、此不待戰而内敗、

君の責め求ること止むなきゆゑに、人民は、其徵稅に應ずる供給を爲すもの無し、皆走り亡げて、山阜に隱れ棲む、君は侍衞の士を賤み、戈を持つ者は、却て親しまれず、其家族も亡失して、財は分たれず、故に人民は國中を逃げ走りて、士は國外に遁る、此の如きは、敵と戰ふを待たず、先づ、内において敗亡する道なり、

管子曰、今爲國有地牧民者、務在四時、守在倉廩、國多財則遠者來、地辟擧則民留處、倉廩實、則知禮節、衣食足則知榮辱、

此は、牧民篇の一節を重ねて述るなり、管子曰く、今や國を爲め、地を有ち、人民を牧養する要務は、春夏秋冬の號令を宜しくし、五穀を産殖するに在り、倉廩を守るに在り、國に財多ければ、遠きもの來る、地辟け起れば、荒蕪の處なきゆゑに、人民は留り處る、倉廩充實すれば、禮儀節操を知るに至り、衣食足れば、榮譽恥辱を辨ずるを得べし、

今君躬犂墾田、耕發草土、得其穀矣、民人之食、有人若干步畝之數、然而、有餓餒於衢閭者、何

今事不能再其本、而上之求焉無止、是使姦涂不可獨行、遺財不可拘止、隨之以法、則是下艾民、

今や、政府は人民を使役する多し、故に農事は、其本なる培と耘とを、再度續行する能はず、而して上より租税を要求すること、止む無し、是を以て官道の外の私道には、盜賊多くして、獨り行くべからず、餘財を有するものは、これを家に置く能はず、盜賊に奪ひ去らる、政府はこれに隨ふに、法律を以てこして、盜賊を捕縛し、罪に行ふ、是れ下に向ひて、人民を艾り傷るなり、

○姦涂　官道に非ずして、人民の私に爲りたる小道なり、○遺財　人民の私に貯へ遺したる金をいふ、○艾は芟なり、

食三升則鄕有正食而盜、食二升則里有正食而盜、食一升則家有正食而盜、今操不反之事、而食四十倍之粟、而求民之無失、不可得矣、

男は月に四石を食ふ、女は月に三石を食ふ、兒童は月に二石、これを通じて、一人每月三石を食ふ、蓋し玄米なり、之を常年の食とす、今や日に食ふ三升、(我邦の二合五勺餘となる、之を舂けば二分を去り、二合零五撮餘となる)、常年の三分一、即ち每月九斗の食に當らず、故に鄕中には、一家の生計を立て、正食しながら、盜みするものあり、食二升となるときは、里中に正食しながら、盜みするものあり、食一升となれば、家中に正食しながら、盜みするものあり、今日農民は、重税を政府に納む、是れ物を出して、反らざる事を操るなり、而して平時より貴き四十倍の粟を食ふ、其困乏は甚し、然るに政府は人民の過失なきを求む、是れ得べからざるなり、蓋し君が輕重の法に通せざるなり、

且君朝令而求夕具、有者出其財、無有者賣其衣屨、農夫糶其

且至、趣芸壅培、六時制之、臣給至於國都、善者鄕、因其輕重、守其委廬、故事至而不妄、然後可以立爲天下王、

春日には田を耕し、耜を刺し、土を深く耕す、次日には麥を刈る、次日には芋を植ゆ、次日には麻を樹ゆ、次日には菜を抽き、次日には大雨まさに至らんとす、芸り壅ぎし培するを促かし、此の六時を以て、農民を制す、臣下の下邑に在るもの、未納の税を供給して、國都に至り、又國策を善くするもの、鄕邑に居り、物價の輕重に因りて、農産蓄積の廬を守り謹しむ、故に事至りて、妄謬することなし、心を用ひて周密なる、此の如し、然る後に、立て天下の王となる可きなり、

○次日　次日とは、其次の季節の變ずる時をいふ、今日の次日といふにあらず、○芸壅培　芸は草を刈り、壅は缺けたる堤防等を理め、水の入るを壅ぐ、培は糞肥を入ることなり、○臣給至於國都　給は拾に作るも可なり、臣下の下邑に在るもの、四方の税の至らざるものを、拾ひて國都に至る、○絕　は抽なり、○菹は菜なり、○穫　は穫なり、刈なり、○薄　は鎒なり、植ゑ附るなり、

管子曰、一農不耕、民或爲之飢、一女不織、民或爲之寒、故事再其本、則無賣其子者、事三其本、則衣食足、事四其本、則正籍給、事五其本、則遠近通、死得藏、

管子曰く、一農の耕さゞる、民或は之が爲に飢ゆることあり、一女の織らざる、民或は之が爲に寒ゆることあり、故に農事に其本ある、培芸を再度するときは、五穀の熟する寡少なれども、其子を賣りて糊口するには至らず、其本を三度すれば、米穀の熟する多きゆゑに、衣食足る、其本を四度するときは、定制の納税も完濟す、其本を五度するときは、遠近の交際も通じ、人死して葬ることを得、

○其本　農事の本とは、培ひ耘り或は灌ぐことをいふ、

桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、山林菹澤草萊者、薪蒸之所出、犧牲之所起也、故使民求之、使民籍之、因以給之、

桓公曰く、此れ若の言は何の謂ぞや、管子對て曰く、山林菹澤草萊は薪蒸の產出する所にて、犧牲たる牛羊の起る所なり、故に、人民をして、之を求めしめ、人民をして之を買はしめて、之を給す、此利源の地を遺棄せざるを要す、

私愛之於民、若弟之與兄子之與父也、然後、可以通財交殷也、故請取君之游財、而邑里布積之、

私愛の情の人民に於けるや、弟と兄と子と父との若くなるべし、然る後に、以て財を通じて、交情の盛なるを得べし、故に君の餘財あるときは、之を邑里に布き積み、人民に貸すこと便なるべし、
○游　は餘なり、

陽春蠶桑且至、請以給其口食箇曲之彊、若此則絓絲之籍、去分而斂矣、且四方之不至、六時制之、

陽春至れば、蠶を養ひ、桑の葉を採る事起らんとす、請ふ以て、其口食の粟や、筐と曲との錢を給し足さん、此の如くすれば、債を償ふに、絓絲を以て上納するとき、半分を去りて、斂めしむべし、且四方の税の至らざるは次章に述る如く、六時を以て之を制せん、
○箇曲　箇の字は筐に作るべし、曲は葦薄をいふ、筐と曲とは養蠶の具なり、○彊　鏹と通ず、錢のことなり、○絓絲　繭の滓より抽き取るもの、俗に玉絲といふ絲の粗なるものなり、

春日傳耜、次日穫麥、次日薄芋、次日樹麻、次日絕菹、次日大雨

乘之國、必有百金之賈、非君之所賴也、君之所與也、

管子曰く、萬乘の國は、必ず萬金の賈あり、千乘の國は、必ず千金の賈あり、百乘の國は、必ず百金の賈あり、然れども、是等の富家は、國君を助くる者に非ず、唯國君より財貨を與ふるのみ、

故爲人君、而不審其號令、則中一國而二君二王也、桓公曰、何謂一國而二君二王、管子對曰、今君之籍取、以正萬物之賈輕、去其分、皆入於商賈、此中一國而二君二王也、

故に人君となりて、其號令を審にせざれば、一國にして、二君二王あるに中るなり、桓公曰く、何をか、一國にして二君二王といふ、管子對て曰く、今君の賦課法に由り、以て萬物に征税する價輕し、僅に其半分を去るのみ、故に利益は皆商賈の手に入る、此れ一國にして、二君二王に中るなり、

籍。は税なり、〇正。は課税なり、

故賈人乘其弊、以守民之時、貧者失其財、是重貧也、農夫失其五穀、是重渴也、故爲人君、而不能謹守其山林菹澤草萊、不可以立爲天下王、

故に賈人は、此の世弊に乘じ、財力を擁して、農民生計の時を守り、春の乏しきには、金を農に貸し、秋の饒には、農より利息を取る、故に貧者は一倍の利息を支拂ひ、其財を借る、是れ貧に貧を重ぬるなり、農夫は、半價の穀を賣りて、其負債を償ふ、是れ飢渇を重ぬるなり、故に人君となりて、謹て山林や、菹澤や、草萊の地を守る能はざれば、以て立て天下の王と爲るべからざるなり、

菹。は沮なり、卑濕の地なり、

管子對曰、請以令、糴之梁趙宋衞濮陽、彼盡饋食之國也、無鹽則腫、守圉之國、用鹽獨甚、桓公曰諾、乃以令使糴之、得成金萬一千餘斤、

管子對て曰く、請ふ令を以て、之を梁、趙、宋、衞、濮陽に糴ん、彼は盡く他國より鹽を仰ぐ、饋食の國なり、鹽なければ、人民腫れ、病となる、故に敵兵を防禦する國は、鹽を用ゆること獨り甚し、桓公曰く、諾と、乃ち令を以て、之を糴しむ、良金一萬一千餘斤を得たり、

饋食之國　他國より鹽を取りて、之を食ふ、故に、饋食の國といふ、○成金　良金なり、○圉　は禦なり、○糴　は賣り出すなり、

桓公召管子而問曰、安用金而可、管子對曰、請以令使賀獻、出正籍者必以金、金坐長而百倍、運金之重、以衡萬物、盡歸於君、故此所謂用、若挹於河海、若輸之給馬、此陰王之業、

桓公は管子を召し問ひて曰く、安くに金を用ひて可なる、管子對て曰く、請ふ大利を得たるを賀して、物を獻ぜしめ、其獻上の物品が、人民の本業より出るときは、必ず金を以て納めしめよ、斯くすれば、金は需用多きに由り、即坐に價百倍に騰貴すべし、此金の重き貴きを運轉して、萬物を買ふ、故に、萬物は盡く君に歸す、是れ所謂運用の術なり、水を河海に挹むが如く盡ることとなし、運輸に馬を給する如く便利なり、此れ隱然たる王者の業なり、

衡　は平なり、金價と物價と相平均す、故に買ふ意なり、

管子曰、萬乘之國、必有萬金之賈、千乘之國、必有千金之賈、百

金、吾能令農毋耕而食、女毋織而衣、

且つ楚の黄金あるは、齊の牆を築く石あるに中る、苟も之を操るに工ならず、之を用ゆる善からざる ときは、天下の人は、睨みて之を見ん、唯だ人の怨を受るのみ、夷吾をして、楚の黄金を使用せしめば、吾れ能く農をして耕すなくして食ひ、女をして織るなくして衣ることを得しめん、

俔而是耳 俔は睍なり、○是 は視るなり、○居 は置なり、使用なり、

今齊有渠展之鹽、請君伐菹薪、煮水爲鹽、正而積之、桓公曰、諾、十月始正、至於正月、成鹽三萬六千鍾、召管子而問曰、安用此鹽而可、

今や齊に渠展の鹽あり、請ふ君は枯草及び薪を伐りて、海水を煮て、鹽を爲れ、之を征税として、政府に積み置くべし、桓公曰く、諾と、十月より始めて行ひ、明年の正月に至り、鹽を成すこと三萬六千鍾あり、管子を召して曰く、如何に此の鹽を用ひて可ならんか、

菹 は枯草なり、○正而始正 の兩正字は、征税の意なり、

管子對曰、孟春既至、農事且起、大夫無得繕冢墓理宮室立臺榭築墻垣、北海之衆、無得聚庸而煮鹽、若此、則鹽必坐長而十倍、桓公曰善、行事奈何、

管子は對て曰く、孟春既に至る、農事まさに起らんとす、大夫には、塚墓を繕ひ、宮室を理め、臺榭を立て、墻垣を築く等の事を許すなかれ、北海の衆には傭徒を聚めて、鹽を煮ることを許すなかれ、此の若くせば、鹽の價は、必ず即坐に長じて、十倍とならん、桓公曰く、善し、其販賣を行ふ奈何、

百鍾之家不得事鞽、千鍾之家不得爲唐園、去市三百步者、不得樹葵菜、若此則空聞、有以相給資、則北郭之甿、有所讎其手搔之功、唐園之利、故有十倍之利、

其禁令に曰く、粟百鍾を得る家は、草履を作ることを得ず、粟千鍾を得る家は、築塘の園を爲すを得ず、市を去る三百步以内のものは、葵菜を種ゆることを得ずと、此の若く令するときは草履葵菜の供給減少す、故に空く此令を聞きても、既に以て北郭の貧民に資本を貸して、產出を助るものあらん、北郭の貧民も、其產物の賣れ易きに由り、手搔し勞したる功に酬ゆるを得ん、斯くして築塘の園の利益も、從前に十倍せん、蓋し此供給を減じて、需用を增し、以て北郭の民を富ますなり、

葵菜　唐國に生ずる菜の名なり、○鞽は草履なり、○手搔之功　其手爬したる功とは、草履を作り、或は縷を造りたる功なり、○讎　酬なり、○甿　民なり、

管子曰、陰王之國有三、而齊與在焉、桓公曰、此若言可得聞乎、管子對曰、楚有汝漢之黃金、而齊有渠展之鹽、燕有遼東之煮、此陰王之國也、

管子曰く、諸侯にして、其實は王者の利あるものを、陰王の國といふ、此國は天下に三つあり、齊もこれに與りて在り、桓公曰く、此れ若の言の意は、聞くを得べきか、管子對て曰く、楚に汝漢の黃金あり、而して齊には渠展の地に產する鹽あり、燕には遼東に煮て造る鹽あり、此れ皆陰王の國なり、

且楚之有黃金、中齊有菑石也、苟有操之不工、用之不善、天下倪而是耳、使夷吾得居楚之黃

有百倍之利矣、是歳租税九月而具、粟又美、

齊の北澤大火にして、其火光は齊君の堂下を照らすに至る、管子入りて、桓公を賀して曰く、吾が田野も辟け、農夫は必ず百倍の利あらんと、其年には租税も、九月にして、全く納り、粟も美し、

桓公召管子而問曰、此何故也、管子對曰、萬乘之國、千乘之國、不能無薪而炊、今北澤燒、莫之續、則是農夫得居裝而賣其薪蕘、一束十倍、則春有以剸耜、夏有以決芸、此租税所以九月而具、

桓公は管子を召し、問ひて曰く、此れ何の故ぞ、管子對て曰く、萬乘の國も千乘の國も、薪無ければ炊くことを能はず、今や北澤燒けたり、此に薪を續くことなければ、農夫は負販を要せず、居ながら裝ひて、其薪蕘を賣ることを得、一束の價は十倍すれば、春の耜を剸すことも十分なるべく、夏の芸を決することも十分なるべし、此れ粟の實ること、必ず多し、租税の九月にして全く納まる所以なり、

○薪蕘　大なるを薪といひ、小なるを蕘といふ、

桓公憂北郭民之貧、召管子而問曰、北郭者盡屨縷之甿也、以唐園爲本利、爲此有道乎、管子對曰、請以令禁、

桓公は、北郭の民の貧なるを憂へ、管子を召し問ひて曰く、北郭は盡く屨を掴ち、婦は縷を鬻きて糊口する貧民なり、又塘を築き、水を防ぎ小園を爲り、菜果を種ゑて、纔に本業の利益を取る窮民なり、之を治めて富ましむるに、道あるか、管子對て曰く、請ふ禁令を以て北郭の便を圖らん、

○唐園　唐は塘に同じ、

る、此を制する道あるか、

管子對曰、君請過原流、大夫立沼池、令以矩游爲樂、則越人安敢至、桓公曰、行事奈何、管子對曰、請以令隱三川立員都、立大舟之都大身之都、有深淵壘十仭、令曰、能游者賜千金、未能用金千、齊民之游水、不避吳越、

管子對て曰く、請ふ源流の水を遏めて、之を深くし、大夫は沼池に立て、游泳を以て樂と爲さしめん、此くすれば、越人は安んぞ敢て至らん、桓公曰く、其事を行ふ奈何、管子對て曰く、請ふ號令を以て之を隱密にし、越人に知らしめず、三川に圓き瀦を立て、大舟大身の兩地にも、瀦を造り、深き淵の八十尺あるものを作り、令して曰はん、能く游ぐものには、千金を賜はんと、既にして、此策を行ひ、未だ千金を用ひざるに、齊民の游泳するもの、吳越の人に讓らざるに至れり、

〇〇矩游　矩は句なり、水を游ぐものは、必ず其身を句むに、因りていふ、〇員都　圓形に水を瀦する所なり、〇不避　讓らずといふことなり、〇壘　は累なり、

桓公終北擧事於孤竹離枝、越人果至、隱曲菑以水齊、管子有扶身之士五萬人、以待戰於曲菑、大敗越人、此之謂水豫、

桓公は、終に北の方に、事を孤竹と離枝との國に擧ぐ、越人果して至り、曲菑とて、士卒を牆壁に隱匿し、齊國に水を灌んとす、管子は、水に習ひたる士、五萬人あり、戰を曲菑に待ちて、大に越人を敗りたり、此れ之を水豫といふ、豫め水に備ふるを以てなり、

〇扶身之士　身を水に浮ぶ士なり、扶は浮に同じ、

齊之北澤燒、火光照堂下、管子入賀桓公曰、吾田野辟、農夫必

計議すれば、事の包有する所は大なり、王者は勢に乘じ、聖人は細微なる事を知りて、之れに乘じ、物情と一致して、其宜しきを制す、

囿。は有に通ず、○幼。は微小なり、

桓公曰、行事奈何、管子對曰、昔堯之五吏五官無所食、君請立五厲之祭、祭堯之五吏、春獻蘭、秋斂落原、魚以爲脯、鯢以爲殽、若此、則澤魚之正、伯倍異日、則無屋粟邦布之籍、此之謂設之以祈祥推之以禮義也、然則自足、何求於民也、

桓公曰く、然らば鬼神に税する事を行ふは、奈何ん、管子對て曰く、昔し堯帝の時に、五行の政を司りたる官吏は、其死後に祭られたるもの無し、請ふ此五官五吏の靈祭を立て、春は蘭を獻じ、秋は落原とて、草木の實熟し、原野に在るものを斂め、これを祭り、魚は脯となし、鯢は殽となせよ、此の若くすれば、澤に生ずる魚の征税は、異日に百倍すべし、三家組合納むる粟を、屋粟といふ、邦中納むる布を邦布といふ、此等の税は廢すべし、此れ之を設くるに祈祥を以てし、之を推し尊ぶに禮義を以てすと謂ふなり、然らば自ら足るに至らん、何ぞ民に求むることあらんや、

五吏五官。大なるを官といひ、小なるを吏といふ、五村の政を分掌するなり、○鯢。魚の子なり、○澤魚之正。澤に生ずる魚を捕る税なり、正は征に同じ、征は税なり、○伯。は百と通じ用ゆ、○祈祥。吉祥の幸福を祈ること、○厲。は祭られざる靈鬼なり、

桓公曰、天下之國、莫强於越、今寡人欲北擧事孤竹離枝、恐越人之至、爲此有道乎、

桓公曰く、天下の國は、越より强きはなし、今や寡人は北方に事を擧げ、孤竹と離枝との二國を伐たんと欲す、越人が我の虚に乘じて、襲ひ至らんことを恐

○○菹澤　菹澤とは、草木の茂りたる澤なり、○○棻㰚　棻㰚に作るべし、

桓公曰、寡人欲籍於室屋、管子對曰、不可、是毀成也、欲籍於萬民、管子曰、不可、是隱情也、

桓公曰く、寡人は屋室に稅せんと欲す、管子對て曰く、不可なり、是れ成るものを毀つなり、稅を避けんとして、室屋を毀つものあらん、桓公又萬民に殘らず稅せんと欲す、管子曰く、不可なり、是れ情を隱すなり、稅を避くる爲に、一家の人口を隱匿するあればなり、

欲籍於六畜、管子對曰、不可、是殺生也、欲籍於樹木、管子對曰、不可、是伐生也、然則安籍而可、

牛羊豚鷄狗馬の六畜に稅せんと欲す、管子對て曰く、不可なり、是れ生物を殺すなり、稅を避くるもの皆之を殺せばなり、樹木に稅せんと欲す、管子對て曰く、不可なり、是れ發生するものを伐ふなり、桓公曰く、然らば寡人は安くに稅して可なるか、

管子對曰、君請籍於鬼神、桓公忽然作色曰、萬民室屋六畜樹木、且不可得籍、鬼神乃可得而籍夫、

管子は對て曰く、君請ふ鬼神に稅せよ、桓公忽然と色を作して曰く、萬民又は室屋又は六畜、又は樹木も、且つ稅するを得べからず、鬼神乃ち得て、稅すべきかな、

管子對曰、厭宜乘勢、事之利得也、計議因權、事之囿大也、王者乘勢、聖人乘幼、與物皆宜、

管子は對て曰く、厭とて禳を爲し、宜とて社を祭り、鬼神に祈請すれば、事の利を得るなり、權によりて、

や、
○匡軫○ は、偏戻して用を成さゞるなり、

管子對曰、鵝鶩之舍近、鵾鷄鵠鴇之通遠、鵠鵾之所在、君請式璧而聘之、桓公曰、諾、行事期年而上無闕者、前無趨人、三月解匌、而弓弩無匡軫者、

管子對て曰く、鵝や鶩は其埘近きにあり、射るに易し、鵾鷄や、鵠鴇は、其道遠し、射るに難し、鵠鵾の在る所の人民には、璧を與へて、之を厚遇せよと、桓公曰く、諾と、此事を行ふ、一周年にして、弓弩多く足る、上に闕乏することなく、前に趨求する人なし、弓弩既に成り、三月に其繋束したる繩を解きて、復た偏戻屈撓せず、
○鵾鷄○ 鷄に似て、大なるもの、シヤモの類なり、○鵠鴇○ 鵠は雁に似て大なるもの、羽毛白澤なり、○鴇○は、雁よりも大なり、後趾なし、毛に豹文あり、○解匌○ 匌は匌に作るべし、繋縣の意なり、○式○ 以なり、

召管子而問曰、此何故也、管子對曰、鵠鵾之所在、君式璧而聘之、菹澤之民、聞之越平而射遠、非十鈞之弩、不能中鵾鷄鵠鴇、彼十鈞之弩、不得棐檠、不能自正、故三月解匌、而弓弩無匡軫者、此何故也、以其家習其所也、

管子を召し、問ひて曰く、此れ何の故ぞや、管子對て曰く、鵠鵾の在る所の人民には、既に璧を與へて、之を厚遇せり、故に菹澤に在るの民は、之を聞き、平地を越えて、遠地に射る、然るに、十鈞の弩にあらざれは、鵾鷄鵠鴇に中る能はず、而して十鈞の弩は、棐檠といふ、弓を正すの器械を得ざれば、自ら正すこと能はず、故に三月に匌を解きて、弓弩に偏戻屈撓の無きは、其家に事とする弓弩を造るに習ふを以てなり、

ときは、人民夫妻は、竹にて造りたる食器を持ち、辨當を用意して、容易に百里の路を往反す、

今高杠柴池、東西南北不相睹、天酸然雨、十人之力不能上、廣澤遇雨、十人之力不可得而恃、夫舍牛馬之力無所因、

今や杠を高くし、池に柴を植てゝ、東西南北相睹ざるに、天は酸然として雨ふる、十人の力にても杠に上るべからず、廣き澤も雨に遇へば、柴ありて東西相見ず、水の漲溢知るべからず、十人の力も恃むべからず、此の時に當りては、牛馬の力を舍て因る所なし、

○酸然　凄然と同じ、雨の甚しき貌なり、

牛馬絶罷、而相繼死其所者相望、皮幹筋角、徒予人而莫之取、牛馬之賈、必坐長而百倍、天下聞之、必離其牛馬而歸齊若流、故高杠柴池、所以致天下之牛馬、而損民之籍也、道若祕云、物之所生、不若其所聚、

牛馬も絶だ罷れ、相繼て高杠廣澤の所に死するもの、前後相望む、皮骨筋角は、徒らに人に予へて、之を取るなし、牛馬の價は必ず即坐に長じて百倍となる、天下の人、之を聞て其牛馬を離ちて、齊國に歸る、水の流の如く、皆來るなり、故に杠を高くし、池に柴を植てるは、天下の牛馬を致して、民の税を減損する所以なり、道若祕といふ書に云く、物の生ずる所は、其聚る所に若かず、

桓公曰、弓弩多匡軫者、而重籍於民、奉繕工而使弓弩多匡軫者、其故何也、

桓公曰く、弓弩に、偏戾するもの多し、其ねぢれたるものありながら、人民より重き税を收む、弩弓の繕工を奉じて猶其偏戾の多きを免れざるは、其故は何ぞ

は、坐ながら長して、四十倍となる、君は四十倍の粟を出して、孤寡の者を振ひ、貧にして病めるを收め養ひ、獨身者、老人、及び窮して子なきものを視て、救恤し、貧者も子を賣るを要せざらしめて、之を養ふべし、斯くして、溝瀆に、身を投ぜんとする困厄を濟ふべし、

若此則士爭前戰爲顏行、不偷而爲用、輿死扶傷、死者過半、此何故也、士非好戰而輕死也、輕重之分使然也、

此の如くするときは、士は爭ひ前進し、戰ふに顏を犯し行くことを爲す、輕薄ならずして、用を爲し、死屍を輿ひ傷あるものを扶け、戰死するもの過半なり、是れ何の故なるや、士は戰を好んで、死を輕んずるにあらず、是れ物價高下の利用に由りて、然らしむるなり、

桓公曰、皮幹筋角之徵、甚重、重籍於民而、貴市之皮幹筋角、非爲國之數也、管子對曰、請以令高杠柴池、使東西不相睹、南北不相見、

桓公曰く、皮骨筋角の徵求甚だ多し、重く民に籍稅し、皮骨筋角を貴く買ひて納めしむるは、國を治る法に非るなり、管子對て曰く、請ふ令を以て杠を高くし、池に柴を植てしめ、東西相睹ず、南北相見ざらしめん、

桓公曰、諸、行事期年而、皮幹筋角之徵去、分民之籍去分、桓公召管子而問曰、此何故也、管子對曰、杠池平之時、夫妻服簟輕至百里、

桓公曰く、諸と、その事を行ふ、一周年にして、皮骨筋角の徵求の半を去る、民の稅も半を去る、桓公曰く、此れ何の故なるや、管子對て曰く、杠や池の平かなる

家、蓋し、封を遷し、邑に食むもの、及び、富商や財を蓄ふる、賈人の餘りを積み、羨りを藏むるもの、及び時み蓄へたる家は、此れ吾國の富豪なり、故に君は縞素の喪服を衣て、事務を謀る室に就て、功臣や、世家や、封を遷し邑に食み、餘を積み羨を藏むる家を、朝廷に召し集めよ、

遷封食邑　封を遷すは、領地を轉ずること、邑に食むは、邑を領して、其收入を取り食ふものをいふ、

曰、城脆致衝、無委致圍、天下有慮齊、獨不與其謀、子大夫有五穀菽粟者、勿敢左右、請以平賈取之、子與之定其券契之齒、釜鏂之數、不得爲侈弇、

斯くして申渡すべし、曰く、城は脆くして、敵の衝突を致す、倉には米の委積無くして、寇賊の圍を致す、天下に齊を慮るあるも、子が輩獨り戰守の謀に與らず、子大夫に、五穀や、菽粟あるものは、之を移動すること勿れ、平價を以て政府へ買取るべし、子は其穀類に就きて券契の數と、釜鏂の數とを定めよ、決して實際より增減することを得ず、

左右　は移動なり、○券契　は證書なり、○齒　は數なり、○釜鏂　鏂は區と同じ、一斗六升を一區といふ、四區を一釜といふ、○侈弇　侈は多なり、弇は少なり、

困窮之民聞而糴之、釜鏂無止、遠通不推、國粟之賈、坐長而四十倍、君出四十倍之粟、以振孤寡、收貧病、視獨老窮而無子者、靡得相鬻而養之、勿使赴於溝瀆之中、

困窮したる民は、政府の策を聞きて、穀價の騰貴せんことを恐れ、爭ひて米を買ふ、釜鏂の計算、繁忙を加へ、米の遠く通ずるは、推し去るを待たず、國粟の價

親はん、此れ謂はゆる五戰して、兵を用ゆるに至るなり、桓公曰く善し、

桓公欲賞死事之後、曰、吾國者衢處之國、饋食之都、虎狼之所棲也、今每戰輿死扶傷、如孤荼首之孫、仰制戟之寶、吾無由與之、爲之奈何、

桓公は、戰爭の爲に、國事に死したるもの丶後を賞せんと欲して曰く、吾が國は衢處して、四通する國なり、他の地方より饋り來る米穀にて、食を取る都府なり、虎狼の如き、敵兵の侵害する所なり、今や戰ふごとに、死屍を輿ひ、傷を扶く、而して戰死者の遺孤なる當主、及び白頭なる祖父、及び遺孤の弟妹等は、戟を以て敵を刺し殺したる賞賜を仰ぎ望む、然れども、吾は之を與ふるに由なし、之を爲す奈何ん、蓋し賞を望むもの衆くして、財寶足らざるなり、

如孤荼首之孫　如は而の意なり、孤は死者の子にして、當主なり、荼首は白髮の老人にして、死者の父なり、孫は孤の弟妹なり、

管子對曰、吾國之豪家、遷封食邑、而居者、君章之以物則物重、不章以物則物輕、守之以物則物重、不守以物則物輕、

管子對て曰く、吾が國の豪家にして、封を遷し、邑に食みて居るものは、穀を朝廷に致せば、之を旌表するに、雜帛の賞賜を以てす、然るときは、其物價重くなる、章はすに物を以てせざれば、其物價輕し、之を守るに物を以てすれば、物重し、守るに物を以てせざれば、物輕くなるべし、

故遷封食邑、富商蓄賈積餘藏羨、跱蓄之家、此吾國之豪也、故君請縞素而就士室、朝功臣世家遷封食邑、積餘藏羨、跱蓄之

む、飢るものは之に食はし、寒ゆるものは之に衣す、資本あらざるものは之を振ひたり、故に天下の湯王に歸する、流水の若し、此れ桀の其天下を失ふ所以なり、桓公曰く、桀は湯をして、是を爲すを得しむ、其故何ぞや、

管子曰、女華者桀之所愛也、湯事之以千金、曲逆者桀之所善也、湯事之以千金、內則有女華之陰、外則有曲逆之陽、陰陽之議合而得成其天子、此湯之陰謀也、

管子曰く、女華といふものは、桀王の愛する所なり、湯王は之に事ふるに、千金を以てす、曲逆といふものは、桀王の善くする所なり、湯王は之に事ふるに千金を以てす、內には女華の陰に助くるあり、外には曲逆の陽に助くるあり、陰陽の議合ひて其天子の地位を取るを得たり、此れ湯王の陰謀なり、

○○女華　婦人の名なり、○○曲逆　佞人の名なり、

桓公曰、輕重之數、國准之分、吾已得而聞之矣、請問用兵奈何、管子對曰、五戰而至於兵、桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、請戰衡、戰准、戰流、戰權、戰勢、此所謂五戰而至於兵者也、桓公曰、善、

桓公曰く、輕重する法と、國の平准の分とは、吾れ已に得て之を聞く、請ひ問ふ、兵を用ゆる奈何ん、管子對て曰く、五たび戰ひて、兵に至る、桓公曰く、此れ若の言ふ所は、何の謂ひぞや、管子對て曰く、請ふ、衡を戰はして、我國と彼國との匹敵如何を見ん、准を戰はして、彼我の平准を考へん、流を戰はして、財物の流移することを計らん、權を戰はして、彼我の孰れか重きかを察せん、勢を戰はして、國勢の孰か盛なるかを

非其有、使非其人、動言搖辭、萬民可得而親、桓公曰善、

桓公曰く、何をか天下の民を致すと謂ふ、管子對て曰く、請ふ、州には一掌事の役人を置き、一里に米を五窌に積み、人民の正籍に與かる無きものは、正業なきゆゑに、長久に資本を貸し予へ、死して葬らざるものは、長く濟ふを得しめ、飢るものは食を得、寒るものは衣を得、死するものは葬るを得、資本あらざるものは、振ふを得しめよ、斯くすれば、天下の我に歸するものは、流水の如くなるべし、此れ之を天下の人民を致すといふ、故に聖人は善く其有にあらざるを用ひ、其民にあらざるを使ふ、言を動かし、辭を搖かし、萬民得て親しむ可し、桓公曰く善し、

窌○地を穿ちて、米を藏むる所とす、○無與正籍　正籍とは正戸正人の藉をいふ、正籍に預るなしとは本業なくして、困窮するものをいふ、○長假　返濟の期限を定めずして、資本を貸し附くるなり、

桓公問管子曰、夫湯以七十里之薄、兼桀之天下、其故何也、管子對曰、桀者冬不爲杠、夏不束柎、以觀凍溺、弛牝虎充市、以觀其驚愕、

桓公は管子に問ひ曰く、夫れ湯は七十里の亳を以て、桀の天下を兼ねたり、其故は何ぞや、管子對て曰く、桀王は冬に杠を爲らず、夏に柎を束ねずして、人民の凍え溺るゝを觀覽し、牝虎を放ちて、市に滿たしめ、人民の驚愕するを觀覽せり、

至湯而不然、夷競而積粟、飢者食之、寒者衣之、不資者振之、天下歸湯、若流水、此桀之所以失其天下也、桓公曰、桀使湯得爲是、其故何也、

湯王の如きに至りては然らず、競を夷げて、粟を積

端譟晨樂、聞於三衢、是無不服文繡衣裳者、伊尹以薄之游女工、文繡纂組一純、得粟百鍾於桀之國、

桓公曰く、何をか天下の財を來すといふ、管子對て曰く、昔し桀王の時に、女樂三萬人ありて、首端に譟く晨樂の聲は、城外の第三衢までも聞ゆ、是れ多くの女樂するもの、文繡の衣裳を服せざるものなし、伊尹は湯王の都の、亳にある、女工と文繡纂組の一束とを以て、粟百鍾を桀王の國より得たり、

薄之游女工　薄は亳のこと、湯王の都の名なり、游女工は浮浪する女工にて、常業なきものをいふ、○一純　一束といふごとし、純は讀て屯とす、屯は束なり、

夫桀之國者、天子之國也、桀無天下憂、飾婦女鍾鼓之樂、故伊尹得其粟而、奪之流、此之謂來天下之財、

夫れ桀王の國は、天子の國なり、桀は天下の憂なし、婦女を飾り、鐘鼓の樂を爲す、故に伊尹は、此の發動を見て、其粟を得て、之が流通する權を奪ひたり、此れ之を天下の財を來すといふ、

得其粟而奪之流　其女服を重じ、粟を輕んずるを見て、亳に輕んずる所の、女工と文繡とを以て、粟百鍾を取り、流通する粟を奪ひたり、

桓公曰、何謂致天下之民、管子對曰、請使州有一掌、里有積五窌、民無與正籍者、予之長假、死而不葬者、予之長度、飢者得食、寒者得衣、死者得葬、不資者得振、則天下之歸我者、若流水、此之謂致天下之民、故聖人善用

數矣、來世之王者、可得而聞乎、管子對曰、好譏而不亂、亟變而不變、時至則爲、過則去、王數不可豫致、此五家之國准也、

桓公曰く、五代の王は、天下の術數を盡す、來世の王は、得て聞く可きか、管子對て曰く、下情を視察するを好みて、其爲す所を變せず、其好む所は亟變じて、其守る所は變せず、時至れば之を爲し、時過れば爲さず、王の行ふ所の術數は、豫め知るべからず、此れ五家の國家を爲る大准なり、

譏。は察なり、

輕重甲第八十

管子輕重十三

輕重は物價の高下なり、天下の財を來し、天下の民を致すも、皆此術數に由る、管子の學派の細項に涉る所なり、甲乙丙丁戊己の六篇に分つ、

桓公曰、輕重有數乎、管子對曰、輕重無數、物發而應之、聞聲而乘之、故爲國不能來天下之財、致天下之民、則國不可成、

桓公曰く、物價を高下するに、法術あるか、管子對て曰く、物價を高下するは、法術と稱すべき無し、物發し動て、之に應じ、世の稱する所の聲を聞て之に乘ずるのみ、蓋し國家を治めて、天下の財物を來す能はず、天下の人民を、懷け致すこと能はされば、國家は成す可らず、

物發而應之　物の發動を視て、之に應じ、機を視て策を施すは、輕重の眼目なり、

桓公曰、何謂來天下之財、管子對曰、昔者桀之時、女樂三萬人、

桓公曰、今當時之王者、立何而可、管子對曰、請兼用五家、而無盡、桓公曰、何謂、管子對曰、立祈祥、以固山澤、立械器以使萬物、天下皆利、而謹操重策、

桓公曰く、今當時の王者は、何を立てゝ可なるか、管子對て曰く、請ふ黄帝以下五君の政策を兼用せよ、其用は盡ることとなし、桓公曰く、何を謂ふか、管子對て曰く、福を祈る所を立て、山澤を堅固にし、器械を立てゝ、萬物を使ひ用ゆ、天下は皆之を利とす、我は謹で其重要の權を操る、

童山竭澤、益利搏流、出山金立幣、存菹丘、立騈牢、以爲民饒、彼菹菜之壤、非五穀之所生也、

山の樹木を伐り、澤を枯らし、利を益し、流通を博くし、山の金を出して、貨幣を造り、茅菹の丘を存して、牛羊を牧し、連りたる牢を立てゝ、牛馬羊を畜ふ、以て民間の豊饒を致す、彼の野草蔬菜の土地は、五穀の生ずる所に非るなり、

騈牢　幾棟も連りたる牢をいふ、○搏流　流通を博くす、搏は博なり、○菹　蔬蘇沮の三字に、通じ用ゆ、蔬は菜なり、蘇は枯草なり、沮は澤なり、

麋鹿牛馬之地、春秋賦生殺老、立施以守五穀、此以無用之壤、臧民之羸、五家之數、皆用而勿盡、

麋鹿や、牛馬の產する地は、春秋に生育するものを分賦して、牧養せしめ、其老いたるものを殺して、食料に供へ、庶民に施與する法を立て、以て五穀を守る、此は無用の地を以て、人民の餘利を藏めしむ、五家の法は、皆用ひて盡くること無し、

臧民之羸　人民の餘饒を、收藏せしむ、臧は藏に同じ、一本に羸を羸に作るは誤なり、

桓公曰、五代之王、以盡天下之

器、周人之王、官能以備物、五家之數、殊而用一也、

管子對て曰く、黄帝の王たるは、猛獸の爪牙を逃るゝのみ、有虞の王たる、澤を枯らし、山を童にす、夏后の王たる、增藪を燒き、沛澤を乾し、未だ人民の利益を爲さず、殷人の王たる、諸侯に牛馬飼養の牢なく、兵器を鋭利にせず、周人の王たる、才能の士を官にして物に備へたり、此の五家の法は、殊にして用は一なり、

枯澤童山　澤を渇して、木を伐り、猛獸を去らしむ、

桓公曰、然則五家之數、籍何者爲善也、管子對曰、燒山林、破增藪、焚沛澤、猛獸衆也、童山竭澤者、君智不足也、

桓公曰く、然らば、黄帝以下五朝の政策は、何れに從ふを善とするか、管子對て曰く、山林を燒き、增藪を除き、沛澤を乾す、猛獸の衆多なるを以てなり、然れども、山を童にし、澤を枯らすは、君の智の足らざるなり、山澤に籍りて、其利を網するなければなり、

燒增藪、焚沛澤、不益民利、逃械器、閉智能者、輔己者也、諸侯無牛馬之牢、不利其器者、曰淫器、而壹民心者也、以人御人、逃戈刃、高仁義、乘天固、以安己者也、五家之數、殊而用一也、

增藪を燒き、沛澤を乾し、民の利益を爲さず、械器を去り、智能の士を捨つ、以て害を避け、自分を助くる術とす、諸侯に牛馬を畜ふ牢なく、兵器を鋭利にせず、戰馬甲兵を邪淫の器と稱し、之を去りて、民心を壹にす、人たる道を以て、人を御し治め、兵刃の害を逃れて、仁義の行を高尚とし、天性の固有する所に乘じて、自分を安全にす、五家の政策は、殊なれども、其用は同じ、

を得べからず、君は其民を失ひ、父は其子を失ふ、是れ亡國の理數なり、

管子曰、神農之數、曰一穀不登、減一穀、穀之法什倍、二穀不登、減二穀、穀之法再什倍、夷疏滿之無食者予之陳、無種者貸之新、故無什倍之賈、無倍稱之民、

管子曰く、神農の法に曰く、一穀登らざれば、穀價は十培すべし、二穀登ざれば穀價は二十倍となる、穀既に乏しければ、夷狄疏遠のものも來りて、京師に滿つ、是に於て、政府は食なきものに、陳穀を與へ、種なきものに、新粟を貸す、故に穀價を十倍して賣る商人無く、利息を倍出して穀を借る貧民なし、陳は古なり、前年の米をいふなり、

國准第七十九

管子輕重十二

此は國の物價を輕重して、其平准を爲すことを述ぶ、

桓公問於管子曰、國准可得聞乎、管子對曰、國准者視時而立儀、桓公曰、何謂視時而立儀、

桓公は管子に問ひて曰く、國の物價を輕重して、其平准を爲すことは、聞くを得べきか、管子對へて曰く、國准を爲すには、時を視て儀を立つるを要す、桓公曰く、何をか時を視て、儀を立つと謂ふや、

對曰、黄帝之王、謹逃其爪牙、有虞之王、枯澤童山、夏后之王、燒增藪、焚沛澤、不益民之利、殷人之王、諸侯無牛馬之牢、不利其

土、故先王謹於其始、

上等の農は、五人を浹く養ふ、中等の農は四人を浹く養ふ、下等の農は三人を浹く養ふ、上等の女は、能織りて五人の衣服を爲る、中等の女は四人の衣を織る、下等の女は三人の衣を織る、農には常業あり、女にも常事あり、一農耕さゞるときは、民之が爲に飢るものあり、一女織らざる、民之が爲に寒ゆるものあり、飢え寒ゆるものは、必ず土に糞することの足らざるに起る、故に先王は、其始を謹しみ、農を勉むるなり、

挾五　挾は浹に通じ、周ねく匝くことをいふ、

事再其本、民無饘者、賣其子、三其本、若爲食、四其本、則鄕里給、五其本、則遠近通、然後死得葬、

農事は、其耕耘栽培の勞力を施すこと、二度に過ぎざるときは、植物蕃茂せず、民食ふに饘なくして、其子を賣る、勞作三度なれば、因て食するに乏からず、四度するときは、鄕里にて物足る、五度するときは、遠近交通の餘裕を生ず、然る後に、死して葬むる禮を行ふに足る、

事不能再其本、而上之求爲無止、然則姦涂不可獨遵、貨財不安於拘、隨之以法、則中內摲民也、

農事は、耕耘栽培を再びする能はざるに、上より租稅公役の求め爲すこと、止むなければ、人民は、公道に背きて、姦途に走り、舊來の風俗も遵ひ行ふべからず、貨財も人民の手に安留せず、劫盜竊盜の患ひあり、之に隨ふに法律を以てするときは、民皆罪人となる、此の如きは、內に人民を摲り殺すと同一なり、

輕重不調、無饘之民、不可責理、鬻子不可得使、君失其民、父失其子、亡國之數也、

物價輕重の術が、十分に整はざれば國衰ふ、饘なき貧民は、理を責むべからず、子を賣る程の窮民は、使ふ

管子曰く、特夫を鰥とす、特婦を寡とす、老て子なきものを獨とす、君は之を慰問す、其子弟が戰役にて死し、父母か獨となりて、遂に死するときは、官にて之を葬り、衣衾三領を與へ、棺の木は厚さ必ず三寸以上とす、鄕の官吏は、喪の事を視て、公地に葬る、其戰死者の遺腹の子、產して弟兄なきときは、上より之に方四里の地を賜ふ、故に親の其子を殺して、上の用となすも、苦しまざるなり、

○○匹夫は特夫なり、其配偶を亡ひたるものなり、○○匹馬の地は、方四里の地なり、

君終歲行邑里、其人力同而宮室美者良萠也、力作者也、脯二束酒一石以賜之、力足蕩游不作、老者譙之、當壯者遣之邊戍、民之無本者、貸之圃彊、故百事皆舉、無留力失時之民、此皆國策之數也、

君は一年中、邑里を巡視す、其民の力同一にして、宮室の美なるものは、耕作に勉强する良民なり、之に脯二束と酒一石とを賜ふ、其力は耕耘するに足るも、蕩游して勉强せざるものを視れば、老人は、之を譙責し、壯者は邊地を戍衞せしむ、農民の資本なきものは、菜圃の彊場を貸して作らしむ、故に百事皆舉る、力を弛め時を失ふ民なし、此皆國を治むる法なり、

○○良萠　良民なり、萠は民をいふ、○○譙之　之を責問して、罪に服し、心を改めしむ、○○留力　十分の精力を費さずして、殘し留るは怠惰なり、

上農挾五、中農挾四、下農挾三、上女衣五、中女衣四、下女衣三、農有常業、女有常事、一農不耕、民有爲之飢者、一女不織、民有爲之寒者、飢寒凍餓、必起於糞

田十萬頃、爲戸十萬戸、爲開口百萬人、爲當分者十萬人、爲輕車千乘、爲馬四千匹、

千乘の國は、方三百十六里餘なれば、中央にして、市を立つ、市より東西南北を度るに、何れも百五十餘里となる、二日に思慮を定めて、三日に載せものを理め、五日に境を出で、十日にして往反す、故に千乘の國が、物價の輕重を制するは、十日間にて足る、千乘の耕田十萬頃、其戸數は十萬、人口百萬、其田の分つべきもの十萬人、輕車千乘、馬四千匹とす、

萬乘之國、中而立市、東西南北度五百里、三日定慮、五日定載、十日出竟、二十日而反、萬乘之制輕重、毋過二旬、萬乘爲耕田百萬頃、爲戸百萬戸、爲開口千萬人、爲當分者百萬人、爲輕車萬乘、爲馬四萬匹、

萬乘の國は、方千里なれば、中央にして、市を立つ、市より東西南北を度るに、何れも五百里となる、三日に慮を定めて、五日に載せものを定め、十日に境を出で、二十日にして反る、故に萬乘の國が、物價の輕重を制するは、二十日間にて足る、萬乘の耕田百萬頃、戸は百萬、人口は壹千萬、其田の分つべきもの百萬人、輕車は萬乘とし、馬は四萬匹とす、

管子曰、匹夫爲鰥、匹婦爲寡、老而無子者爲獨、君問其若有子弟師役而死者、父母爲獨、上必葬之、衣衾三領、木必三寸、鄉吏視事、葬於公壤、若産而無弟兄、上必賜之匹馬之壤、故親之殺其子、以爲上用、不苦也、

邊山、此度去周七千八百里、其塗遠、其至阨、故先王度用其重、而因之、珠玉爲上幣、黃金爲中幣、刀布爲下幣、

珠は赤野の末光といふ地に産し、黃金は汝漢水の西北の流域に產し、玉は戎王禺氏の邊山に産す、此地を度るに、周の都を去ること、七千八百里あり、其塗は遠くして、其送り致すこと亦難し、故に先王は價を量り、其重きを用ひて、之に因り、珠玉を上幣とし、黃金を中幣とし、錢布を下幣とす、

先王高下中幣、利下上之用、百乘之國中而立市、東西南北度五十里、一日定慮、二日定載、三日出竟、五日而反、百乘之制輕重毋過五日、百乘爲耕田萬頃、爲戶萬戶、爲開口十萬人、爲分者萬人、爲輕車百乘、爲馬四百匹、

先王は中幣を高下して、下上の用を利し、百乘の國は方百里なれば、中央の地に市を立つ、市より度るに東西南北ともに、五十里宛なり、一日に思慮を定め、準備を爲し、二日に載せる荷物を修め、三日に境を出で、往復五日にして反る、故に百乘の國が、物價の輕重を制するは、五日を過ぎずして足る、百乘は耕田萬頃となる、戶たる一萬戶にして、口を開て食するもの十萬人となる、而して田の分配を受くる家長一萬人あり、輕車の兵用となるもの百乘にして、馬四百匹あり、

千乘之國、中而立市、東西南北度百五十餘里、二日定慮、三日定載、五日出竟、十日而反、千乘之制輕重、毋過一旬、千乘爲耕

陽之珠一策也、秦明山之曾青一策也、禺氏邊山之玉一策也、此謂以寡爲多、以狹爲廣、天下之數、盡於輕重矣、

汝漢水の西北の深淵に產する黃金も、一策なり、江陽に產する珠も、一策なり、秦の明山に產する曾青といふ仙藥も、一策なり、戎王禺氏の邊山に產する玉も、一策なり、以上の七策は、寡を以て多となし、狹を以て廣と爲すと謂ふ、天下の術は、悉く物價輕重の法に由る、

右衢は、西北の流域なり、

桓公問於管子曰、陰山之馬具駕者千乘、馬之平賈萬也、金之平賈萬也、吾有伏金千斤、爲此奈何、

桓公は管子に問ひて曰く、陰山の麓より良馬を產す、我は其四千匹を買ひて、駕に用ひんと欲す、然るに馬壹匹の平價は萬錢なり、金一斤の平價も萬錢なり、吾れに藏めたる金千斤あり、僅に馬千匹を買ひ得るのみ、之を如何せん、

千乘は馬四千匹なり、

管子對曰、君請使與正籍者皆以幣還於金、吾至四萬此一爲四矣、吾非埏埴搖鑪橐而立黃金、今黃金之重一爲四者數也、

管子對て曰く、民の家長に稅する徵收を、黃金と定め、錢幣を禁ずべし、斯くすれば、金價騰貴して、金壹斤は、四萬錢に直り、一千斤の金は、四千匹の馬を買ふに足るべし、吾れは埴を埏し鑪橐を搖かして、黃金を造るを要せず、今や黃金の貴き、一斤が四斤となるものは、計策の數によるなり、

珠起於赤野之末光、黃金起於汝漢水之右衢、玉起於禺氏之

社稷重於親戚、胡謂也、對曰、夫城郭拔社稷不血食、無生臣、親沒之後、無死子、此社稷之所重於親戚者也、

曰く、五穀は民の司命なり、五穀あらざれば生活することなし、金錢は財穀を流通する溝瀆なり、號令は物の緩急の生ずる所なり、故に號令は法よりも重く、社稷は父母より重し、是れ何の謂ひなるか、對て曰く、夫れ城郭拔き取られ、社稷も祭祀を廢すれば、臣民は滅びて、生存し難し、彼の父母の死後に、子の生存すると異なり、此れ社稷が父母より重き所以なり、

親戚　父母なり、○血食　祖先を祭るに、牲を以てす、之を血食といふ、○無生臣　臣死す、○無死子、子生す、

故有城無人、謂之守平虛、有人而無甲兵、而無食、謂之與禍居、

故に城ありて人なきは、之を平なる墟を守るといふ、人ありて、甲兵無く、食無きは、之を禍と與に居るといふ、

虛は墟と通ず、○而無食　而の上に有甲兵の三字を脫せしならん、甲兵は有れども、兵食のなきは之を守り戰ふこと能はず、禍は直に來る、

桓公問於管子曰、吾聞海內玉幣有七策、可得而聞乎、管子對曰、陰山之礝碈一策也、燕之紫山白金一策也、發、朝鮮之文皮一策也、

桓公は管子に問ひて曰く、吾れ聞く、海內の玉幣に七策ありと、得て開く可きか、管子對て曰く、塞北の陰山に產する、礝碈といふ寶石あり、是れ一策なり、燕の紫山に產する、白金は一策なり、發といふ東夷の地、及び朝鮮に產する虎豹の文皮は、一策なり、

礝碈　碝碈に作るべし、玉に次ぐ寶石なり、

汝漢水之右衢黃金一策也、江

不得不用也、

且つ天下は、玆を舍て用ひず、玆を行ひて用ゆ、其舍くと、行ふと、皆我に在りて、天下は壹にすべし、夫れ天下は之を使ふも使はれず、之を用ゆるも用ひられず、故に善く天下を治るものは、之を使ふと曰はず、民をして使はれざるを得ざらしむ、之を用ゆと曰はず、民をして用ひられざるを得ざらしむ、

管子曰、善爲國者、如金石之相擧、重鈞則金傾、故治權則勢重、治道則勢羸、今穀重於吾國、輕於天下、則諸侯自泄、如原水之就下、

管子曰く、善く國を治るものは、金石の相擧ぐるが如し、其量均しければ、金は輕くして、傾き昂る、故に權を治るときは、勢重く、道を治れば、勢疲る、蓋し道は權に如かず、金の石に如かざるごとし、今穀が吾國に重くして、天下に輕ければ、諸侯は穀を我に輸入す、原上の水が、下き處に流れ就くごとし、

故物重則至、輕則去、有以重至而輕處者、我動而錯之、天下即已於我矣、物藏則重、發則輕、散則多、幣重則民死利、幣輕則決而不用、故輕重調於數而止、

故に我國の物重ければ、他國より至る、我の物輕ければ、他國に去る、重きを以て至りながら、下落して處るものあり、我は原價を變動して、之を置く、其價は輕し、是に於て天下は我の財を取ることを休止す、蓋し物は貯藏するときに重くなり、發し散ずるときに輕く、又多し、幣重ければ、人民は利の爲に死するを辭せず、幣輕ければ去りて用ひず、故に物價は、輕重の術に調和して成る、

五穀者民之司命也、刀幣者溝瀆也、號令者徐疾也、令重於法、

所終、國有患憂、輕重五穀、以調用、積餘藏羨、以備賞、

桓公は管子に問ひて曰く、輕重の法は惡に終る、管子對て曰く、四時の更る〳〵に擧りて、冬となり、春となるが如し、終る所なし、國に患ひ憂ふることあり、五穀を輕重して費用を調ふ、餘を積み羨を藏めて、賞賜に備ふ、

天下賓服、有海內、以富誠信仁義之士、故民高辭讓、無爲奇恠者、彼輕重者、諸侯不服以出戰、諸侯賓服、以行仁義、

天下の諸侯服從して、我は海內を有ち、誠信なる仁義の士には、祿を與へて、富ましむ、故に民も禮讓することを高尚とし、奇恠の行を爲すものなし、彼の物價の輕重を行ふ所以は、諸侯服せざれば、出て戰ひ、諸侯服從すれば、仁義を行ふに在り、國費の計なり、賓は從なり、

管子曰、一歲耕五歲食、粟價五倍、一歲耕六歲食、粟價六倍、二年耕而十一年食、夫富能奪、貧能予、乃可以爲天下、

管子曰く、一歲耕して、收穫したる穀を五分し、其一を食ひ、其四を上納す、是れ一年耕して、五年食ふなり、此の如くすれば、粟の下に在るも少くして、其價は五倍となる、一年耕して、六年食ふときは、粟價は六倍す、二年耕して、十一年食ふときは、我富者は、能く他國の財物流移の權を奪ひ、我貧者も餘裕を生じ、物を人に與ふるに至る、乃ち以て天下を治むべし、

且天下者、處茲行茲、如此而天下可壹也、夫天下者使之不使、用之不用、故善爲天下者、毋曰使之、使不得不使、毋曰用之、使

管子曰く、善く商業を正すものは、先づ其の肆廛の有るものを省減す、肆店を減省すれば、市は閒にして、朝も閒なり、市朝の閒なるときは、人民農業を勉め、田野充滿す、田野充滿すれば、民財も充足す、民財の充足するときは、君の稅を斂むること窮らざるなり、

今則不然、民重而君重、重而不能輕、民輕而君輕、輕而不能重、天下善者不然、民重則君輕、民輕則君重、此乃財餘以滿不足之數也、

今や然らず、民において物の重きときは、君も重くす、重きを輕くする能はず、民において物の輕きときは、君も輕くす、輕きを重くする能はず、天下の善く治るものは、然らず、民において重ければ、君は輕くす、民において輕ければ、君は重くす、此れ餘りを裁制して、不足に滿たす法なり、

○財は裁なり、

故凡不能調民利者、不可以爲大治、不察於終始、不可以爲至矣、動左右、以重相因、二十國之策也、鹽鐵二十國之策也、錫金二十國之策也、五官之數、不藉於民、

故に凡そ民利を調和する能はざるものは、大治を爲す可らず、終始を明かにせざるものは、至極の治と爲す可らず、幣穀を變動して、之を左右し、重價を以て相因らしむるは、國の固有する富力を二十倍する策なり、鹽鐵を治むるも、國を二十倍する策なり、錫や金を出すも、國を二十倍する策なり、、斯くして、國の收入多くなれば、政府百官の歲費は、人民に稅せずして足る、

桓公問於管子曰、輕重之數惡終、管子對曰、若四時之更舉、無

人は此の三分の間に賣買して、利を占む、國の財物は盡く賈人に在り、君は策を施さず、富民は互に相ひ制し、君は輕重に事あるを要せず、此れ輕重の大准なり、

管子曰、人君操本、民不得操末、人君操始、民不得操卒、其在塗者、藉之於衢塞、其在穀者、守之春秋、其在萬物者、立貲而行、

管子曰く、人君が本を操れば、民は末を操るを得ず、人君が始を操れば、民は卒を操るを得ず、人君は其本始の術として、塗穀及び萬物を治む、故に塗に於ては、行商より關市の稅を徵收す、穀は春秋に守る、秋は賤して、春は貴し、穀を守りて、其輕重を軌量す、萬物は價を定めて、妄りに貴賤せしめず、

○衢塞　衢は市なり、塞は關なり、○立貲而行　貲は貨幣なり、物價を定め立て、妄りに高下することなからしむ、

故物動則應之、故豫奪其塗、則民無遵、君守其流、則民失其高、故守四方之高下、國無游賈、貴賤相當、此謂國衡、以利相守、則數歸於君矣、

故に物價變動すれば、人君之に應じて、輕重を制す、故に豫め利塗を奪ふときは、民は其塗に遵はず、利なきを知ればなり、君は財物を流移する權を守れば、民は物價の貴重を恣にするを得ず、故に國は四方の物價の高下を守りて、商賈も四方に、利を逐ふこと無し、物價の貴賤は、物と相當す、此を國衡といふ、蓋し利を以て相守れば、輕重する法は君に歸す、

管子曰、善正商任者省有肆、省有肆則市朝閒、市朝閒則田野充、田野充則民財足、民財足則君賦斂焉不窮、

我、民棄其來耜、出持戈於外、

君の民は富むに非ざるも、鄰國より之を富ます、鄰國動搖する每に、君の民を重ねて富す、蓋し諸侯の兵來り犯せば、君は緊急の令を出し、軍事逼りて、穀價上り、民は富を得るなり、貧者は戰役にて、重貧となり、富者は戰利にて、重富となる、是れ大准の法にして、天下我を制して、我なきに在り、桓公曰く、何の謂ぞや、管子對て曰く、今や天下兵を起し、我に加ふ、民は耒耜を棄てゝ、出て戈を外に持つ、

然則、國不得耕、此非天凶也、此人凶也、君朝令而夕求具、民肆其財物與其五穀、爲讎厭而去、

然らば、國は戰爭に由り、耕すを得ず、此れ天凶に非るなり、人凶なり、君は朝に令を發して、夕に事の具備するを求む、民は其財物及び五穀を陳し肆ねて、君の求に讎い、政府の用を滿足せしめて退く、

賈人受而廩之、然則國財之一分在賈人、師罷、民反其事、萬物反其重、賈人出其財物、國幣之少分、廩於賈人、

賈人は上の聚めたる財物を受けて、之を倉庫に藏め置く、然らば、國財の一分は賈人の手に在り、師旅罷めば、農民は農業に反る、萬物の價も其重きに反る、賈人は其藏めたる財物を出し賣る、是に於て、國幣の少分即ち三分一は、賈人の廩に入る、

若此則幣重三分、財物之輕重三分、賈人市於三分之間、國之財物、盡在賈人、而君無策焉、民更相制、君無有事焉、此輕重之大准也、

此の若くなれば、幣の重き平價より三分の高きに至る、財物を賣るには、三分輕く、買ふには三分重し、賈

保證し、敢て自ら其能あることを言はず、官たるものは、寅て其職務を執り、成績の美はしきをなす、重門の中に撃柝する人も、逃げ去る能はず、唯敬しみ勤るのみ、蓋し之に隨ふに法を以てするなり、
○都は美なり、

桓公問於管子曰、請問大准、管子對曰、大准者天下皆制我而無我焉、此謂大准、桓公曰、何謂也、管子對曰、今天下起兵加我、臣之能謀厲國定名者、割壤而封、臣之能以車兵進退、成功立名者、割壤而封、

桓公は管子に問ひて曰く、天下を大に平准する法は如何、管子對て曰く、天下皆我を制して、我れなし、此を大准といふ、桓公曰く、何の謂ひなるや、管子對て曰く、今天下は兵を起して、我に加ふるとき、臣の能く國を厲まし、名を定るものは、土地を割て之を封ず、臣の能く車兵を以て進退し、功を成し名を立るものは、土地を割てこれを封ず、

然則、是天下盡封君之臣也、非君封之也、天下已封君之臣十里矣、天下每動、重封君之民二十里、

然るときは、是れ天下盡く君の臣を封ずるなり、天下來伐つによりて已むなく、有功の臣を封ず、是れ君の之を封ずるに非るなり、天下は已に君の臣を十里に封ず、天下の動搖する毎に、人民は富を得ること、功臣に倍す、是れ人民を二十里に封ずるなり、

君之民非富也、鄰國富之、鄰國每動、重富君之民、貧者重貧、富者重富、大准之數也、桓公曰、何謂也、管子對曰、今天下起兵加

寵なからしむ、故に人君は、法數を以て、之を人に制し、妄りに取ることを禁ずるなり

味者所以守民口也、聲者所以守民耳也、色者所以守民目也、人君失二五者、亡其國、大夫失二五者、亡其勢、民失二五者、亡其家、此國之至機也、謂之國機、

味は人の口を守る所以なり、聲は人の耳を守る所以なり、色は人の目を守る所以なり、人君にして、二五の法を失ふものは、其國を亡ふ、大夫にして二五を失ふものは、其勢を失ふ、人民にして二五を失ふものは、其家を亡ふ、此れ國家盛衰の至極の機なり、これを國機といふ、

輕重之法曰、自言能爲司馬、不能爲司馬者、殺其身、以釁其鼓、自言能治田土、不能治田土者、殺其身、以釁其社、自言能爲官、不能爲官者、劓以爲門父、

輕重の法に曰く、自ら言ふ、我は能く司馬たらんと、而も司馬たる能はずんば、其身を殺して陣鼓に血祭す、自ら言ふ、我は能く田土を治んと、而も田土を治むる能はずんば、其身を殺して、其社に血祭す、自ら言ふ、我は能く官を爲めんと、而も官を爲る能はずんば、劓りて門を守る卒となす、蓋し言行の一致せざるを罰するなり、

司馬　軍事の監督たる役なり、〇治田土　田地を治め、隄防を作り、溝渠を掘り、田地の事を掌る役なり、〇門父　門の番人なり、

故無敢姦能誣祿至於君者矣、故相任寅爲官都、重門擊柝不能去、亦隨之以法、

故に、能あらざるに能ありといふもの無し、又は祿を貪るもの無し、漫りに君に求め至るものなし、故に相

皮、故山林之人刺其猛獸、若從親戚之仇、此君冕服於朝、而猛獸勝於外、大夫已散其財物、萬人得受其流、此堯舜之數也、

卿大夫は豹の皮を以て袖の飾となし、列大夫は豹の皮を襟の飾と爲す、大夫は其邑より入る所の粟と、財物とを散じて、虎豹の皮を市ふ、故に山林の人は、其猛獸を刺し殺すこと、父母の仇を討つごとくにす、此れ君は朝廷に冕服して、安坐しながら、外において、猛獸に勝つなり、大夫は已に其財物を散じ、萬人其利を受く、此れ堯舜の法なり、蓋し猛獸を驅り除き、財物を流通せしむるに、君の力を勞せず、是れ堯舜物價輕重の術に由るなり。

○親戚　父母をいふなり、○豹幨　幨は襟なり、

桓公曰、事名二、正名五、而天下治、何謂事名二、對曰天策陽也、壤策陰也、此謂事名二、何謂正名五、對曰權也、衡也、規也、矩也、准也、此謂正名五、

桓公曰く、事名二つ、正名五つにして、天下治まるといふ、何をか事名二つと謂ふ、管子對て曰く、天の策は陽なり、地の策は陰なり、陰陽ありて、諸物生ず、諸物生じて、事起る、故に陰陽を事名二と曰ふなり、桓公又問ふ、何をか正名五と謂ふ、對て曰く、權なり、衡なり、規なり、矩なり、准なり、此の五者は、物を正す器なれば、此れを正名五といふ、

其在色者、青黃白黑赤也、其在聲者宮商角徵羽也、其在味者、酸辛鹹苦甘也、二五者童山竭澤、人君以數制之人、

正名五は、色に在りて、青黃白黑赤となり、聲音に在りて、宮商羽徵角となり、味に在りて、酸辛鹹苦甘となる、陰陽の二の者より生じ、五の者の用を成す、其勢は山を童にして、草木なからしめ、澤を竭くして魚

火食を敎ゆ、

共工之王、水處什之七、陸處什之三、乘天勢、以隘制天下、至黃帝之王、謹逃其爪牙、不利其器、燒山林、破增藪、焚沛澤、逐禽獸、實以益人、然後天下可得而牧也、

共工氏の王たるや、天下水多し、故に水に處るもの十の七にして、陸に處るもの十の三なりしに、共工氏は天勢に乘じ、隘狹なる陸處を以て、天下を制せり、黃帝の王たるに至りては、謹で猛獸の爪牙を逃れ、未だ其器を利にせず、猛獸に勝つことを知らず、山林を燒き、重なる藪を伐り、沛澤を焚きて、禽獸を逐ひ、其地に人民を充實せしめて、之を益す、然る後に、天下は得て養ふ可きに至れり、

至於堯舜之王、所以化海內者、北用禺氏之玉、南貴江漢之珠、其勝禽獸之仇、以大夫隨之、桓公曰、何謂也、管子對曰、令諸侯之子將委質者、皆以雙武之皮、

堯舜の王たるに至りて、海內を化する所以は、北に禺氏の玉を用ひ、南に江漢の珠を貴ぶ、其猛獸の害に勝つは、大夫の官を以て之に隨ふなり、桓公曰く、何の謂ぞや、管子對て曰く、諸侯の子が、天子に仕へんとして、贄を置くとき、皆虎の皮二枚を以てせしむ、故に、人競ひて、虎の皮を取り、猛獸は、逃れ去るに至れり、

委質　質は贄のこと、君主に初見するに、物を獻ずる禮なり、委は置くことなり、雙武之皮　武は虎なり、北魏の時に、君の諱を避け、虎を武となし、古書を改めしなり、

卿大夫豹飾、列大夫豹幨、大夫散其邑粟與財物、以市虎豹之

通達所出也、游子勝商之所道、人求本者、食吾本粟、因吾本幣、騏驥黃金、然後出、令有徐疾、物有輕重、然後天下之寶、壹爲我用、善者用非有、使非人、

桓公は管子に問ひて曰く、事は此に盡るか、管子對て曰く、未だ盡きざるなり、夫れ齊國は天下の衢處の首にして、通達の出る所なり、天下游歷の士も、豪富の商人も、通過する所なり、人の資本を求むるもの、吾が本粟を食ひ、吾が本幣に因る、故に交易に由りて、良馬も、黃金も、他邦より出で來る、號令に緩急あり、財物に輕重ありて、天下の寶は、壹に我の用となる、善く國を治るものは、我の有に非るものを用ひ、我の人民に非るものを使用す、

衢處之本　天下の通衢となる、主要の地なり、○游子勝商　游子は遊說を試み、諸國を遍歷するもの、勝商は、豪富の商人なり、○騏驥黃金　騏も驥も一日千里を馳すといふ良馬なり、燕代の地に產す、黃金は荆徐の地に生ず、

揆度第七十八

管子輕重十一

國家の諸事、揆度して、之を處するを要す、

揆度は計り量ることなり、

齊桓公問於管子曰、自燧人以來、其大會可得而聞乎、管子對曰、燧人以來、未有不以輕重爲天下也、

齊の桓公は、管子に問ひて曰く、太古の燧人氏より以來の其大なる會計は、得て聞くべきや、管子對て曰く、燧人氏以來、君主は、輕重の策を以て、天下を治む、歷代皆然り、

燧人　太古、燧人氏あり、帝となり、燧を鑽りて、人に

出を減ずれば、鹽價は四十倍すべし、此賣上金を以て、河濟の水運を便にし、梁に達する輸漕を開き、宋衞濮陽にも、水路を十分に修むべし、人は粗食して鹽なきときは、肉腫れて戰ふ能はず、鹽を用ゆるは、國を守り禦ぐ根本なり、故に鹽稅を利用すれば、天下も齊國の財を減ずること能はず、

桓公問於管子曰、吾欲富本而豐五穀、可乎、管子對曰、不可、夫本富而財物衆、不能守則稅於天下、

桓公は管子に問ひて曰く、吾は國の本なる農を富まして、五穀を豐かにせんと欲す、是れ可なるか、管子對て曰く、不可なり、農夫は富みて、財物衆多となり、之を守ること能はざるときは、稅を天下に支拂ふが如く、利を天下に取り去らる、

五穀興、豐巨錢、而天下貴則稅於天下、然則吾民常爲天下虜矣、夫善用本者若以身濟於大海、觀風之所起、

五穀は盛に興り、大錢を豐かにす、然れども、天下の穀價貴ければ、齊國の穀は、他邦に吸取せらる、然らば吾が人民は、天下の奴となり、天下に使はるゝなり、夫れ善く本を用ゆるものは、身を以て大海を濟るが如く、風の起る所を觀て豫め用意を爲す、

天下高則高、天下下則下、天高我下則財利稅於天下矣、

時の物價を見て、天下の價高ければ、我も之を高くし、天下の價下れば、我も之を低くす、此高下の制を必要とす、若しも天下高くして、我下れば、財利は天下に吸ひ取らるべし、

天高我下　天の下に下の字を脫す、天下高くして、我下ればといふなり、

桓公問於管子曰、事盡於此乎、管子對曰、未也、夫齊衢處之本、

價は、壹升に五厘を加ふれば、五十錢を增し、一錢を加ふれば、百錢を增し、十錢を加ふれば、千錢を增す、少半　三分の一なり、○釜　米六斗四升を釜といふ、鹽は百升を一釜とす、○升加分耗　耗は讀んで好となす、好は孔と通ず、分孔は半錢のこと、一耗は一錢のことなり、

君伐菹薪、煮泲水、爲鹽、正而積之三萬鍾、至陽春、請籍於時、桓公曰、何謂籍於時、管子曰、陽春農事方作、令民、毋得築垣墻、毋得繕冢墓、丈夫毋得治宮室、毋得立臺榭、

君は、枯草や薪を伐り、漉したる潮を煮て、鹽を造り、鹽稅を定めて、鹽を積むこと三萬鍾あり、陽春に至る、願はくは、此時に稅せん、桓公曰く、何をか此時に稅すと謂ふ、管子曰く、陽春は農事方に急なり、故に、民に命じ垣墻を築くを許す毋れ、冢墓を繕ふことを許す毋れ、太夫は宮室を治るを得ず、臺榭を立るを得ず、

菹薪　菹は苴と同じ、枯草をいふ、○泲水　凡そ鹽を煮るには、潮を沙上に撒して、既に乾けば、沙を器に盛り、又潮を灌ぎて之を漉し、然る後に之を煮る、故に曰く、泲水を煮ると、泲は漉すなり、○正は征なり、鹽稅をいふ、○丈は太の誤なり、

北海之衆、毋得聚庸而煮鹽、然鹽之賈必四什倍、君以四什之賈、修河濟之流、南輸梁、赴宋衞濮陽、惡食無鹽則腫、守圉之本、其用鹽獨重、君伐菹薪、煮泲水、以籍於天下、然則天下不減矣、

齊の北海の人民には、雇人を聚め、鹽を造ることを禁ず、此の如く、法令を以て、民を農に向はしめ、鹽の產

國穀二什倍、巨橋之粟、亦二什倍、武王以巨橋之粟二什倍、而市繒帛、軍五歲毋籍衣於民、以巨橋之粟二什倍、而衡黃金百萬、終身無籍於民、准衡之數也、

人民は聚めたる米を出し、千二百斛に滿たして、之を上に納め、以て重泉の戍兵に行くを避く、而して國穀の蓄は二十倍となる、巨橋の粟も亦二十倍となる、武王は其積りたる巨橋の粟を以て、繒帛を市ふ故に、軍する五年にして、衣服を民より徵收せず、巨橋の粟二十倍なるを利用して、黃金百萬と平衡せしむ、斯く米價を貴くするゆゑに、終身民に稅せずして、財足る、是れ准衡の法なり、

桓公問於管子曰、今亦可以行此乎、管子對曰、可、夫楚有汝漢之金、齊有渠展之鹽、燕有遼東之煮、此三者亦可以當武王之數、

桓公は管子に問ひて曰く、今も武王の如く行ふ可きか、管子對て曰く、可なり、夫れ楚には、汝漢の金あり、齊には渠展の鹽あり、燕には遼東に煮る鹽あり、此の三の者は武王の法に當つべし、

十口之家十人咶鹽、百口之家百人咶鹽、凡食鹽之數、一月大夫五升少半、婦人三升少半、嬰兒二升少半、鹽之重升加分耗、而釜五十、升加一耗而釜百、升加十耗而釜千、

十口の家は、十人とも鹽を咶る、百口の家は、百人鹽を咶る、凡そ食鹽の數は、一箇月にて、男大人は五升三合三勺なり、我邦の四合七勺九撮となる、婦人は三升三合三勺にて、嬰兒は二升三合三勺なり、鹽百升の

故に先王は、各其の重きを用ひ、珠玉を上幣とし、黄金を中幣とし、刀布を下幣とす、而して、黄金買收の令を急にすれば、黄金重く、其令を緩にすれば、黄金輕し、先王は號令の緩急を權度し、中幣の價を高下して、下上兩幣の用を完くす、文王武王是なり、

○權度は所謂、かけひきにて之れを能くするものは利を失はず、

桓公問於管子曰、吾欲守國財而毋稅於天下、而外因天下、可乎、管子對曰、可、夫水激而流渠、令疾而物重、先王理其號令之徐疾、內守國財而外因天下矣、

桓公は管仲に問ひて曰く、吾は國財を守りて、天下に稅するなくして、外は天下の財用に因らんと欲す、可なるか、管子對て曰く、可なり、夫れ水は激して、流れ大なり、或物に對して、買收の令を疾くすれば、其物の價重し、故に先王は號令の緩急を理めて、內は國財を失はず、外は天下の財用に因る、

○流渠　流の巨大なるをいふ、渠は巨と通ず、

桓公問於管子曰、其行事奈何、管子對曰、夫昔者武王有巨橋之粟貴糴之數、桓公曰、爲之奈何、管子對曰、武王立重泉之戍、令曰民自有百鼓之粟者不行、

桓公は管子に對て曰く、其の國財を守り、天下に因るとの事を行ふは如何、管子對て曰く、昔し武王は巨橋といふ地に米倉ありて、貴く糴せり、桓公曰く、之を爲す如何、管子對て曰く、武王は重泉といふ、遠地の戍兵を立て、民を之に行かしむ、令して曰く、千二百斛の粟を上納するものには、行役を免除すと、

○一鼓は十二斛なり、壹斛は我邦の八升九合八勺餘なり、

民擧所最粟、以避重泉之戍、而

有動封山者、罪死而不赦、有犯令者、左足入左足斷、右足入右足斷、然則其與犯之遠矣、此天財地利之所在也、

封じたる山を掘り毀るものあれば、死刑に處して赦さず、令を犯すものは、左足を山に入れば、左足を切斷す、右足を山に入れば、右足を切斷す、然らば之を犯すもの無し、此れ天の財及び地の利の在る所なり、

桓公問於管子曰、以天財地利立功成名於天下者、誰子也、管子對曰、文武是也、桓公曰、此若言何謂也、

桓公は管子に問ひて曰く、天財と地利とを以て、功名を天下に立るものは、誰なるか、管子對て曰く、文王武王是なり、桓公曰く、此れ汝の言ふ所は、何の謂ぞ、

管子對曰、夫玉起於牛氏邊山、金起於汝漢之右洿、珠起於赤野之末光、此皆距周七千八百里、其涂遠而至難、

管子は對て曰く、夫れ玉は牛氏の邊山に生じ、金は汝漢の川の深淵に生じ、珠は赤野の末光に生ず、此れ皆周の都を距ること、七千八百里あり、其途は遠くして、甚だ難處なり、

○右洿　西北の深淵なり、

故先王各用於其重、珠玉爲上幣、黃金爲中幣、刀布爲下幣、令疾則黃金重、令徐則黃金輕、先王權度其號令之徐疾、高下其中幣、而制下上之用、則文武是也、

鎧と矛や戟を造る、是の歳征伐して、諸侯九國を併せ取る、

雍狐之山發而出水、金從之、蚩尤受而制之、以爲雍狐之戟芮戈、是歳相兼者、諸侯十二、故天下之君頓戟一怒、伏尸滿野、此見戈之本也、

雍狐の山は、水を出す、金は之に從ひ生ず、蚩尤は受けて、之を治め、雍狐の戟と短き戈とを造る、是の歳に、諸侯十二國を併せ取る、故に天下の君たる黃帝が、戟を鈍らして一怒すれば、伏尸は野に滿つ、此れ戈を見る始なり、

○芮戈　芮は短なり、短き戈をいふ、○頓戟　疾く戰ふときは、戟も鈍くなる、頓は鈍なり、○見戈之本也　本は始なり、

桓公問於管子曰、請問天財所出地利所在、管子對曰、山上有赭者其下有鐵、上有鉛者其下有銀、一曰上有鉛者其下有鉒銀、

桓公は管子に問ひて曰く、天財の出る所と、地利の在る所とは如何、管子對て曰く、山上に赭石あるものは、其下に鐵あり、上に鉛のあるものは、其下に銀あり、一に曰く、上に鉛のあるものは、其下に鉒銀あり、

○鉒銀　鉒は礦なり、銀礦のあることをいふ、

上有丹沙者、其下有鉒金、上有慈石者、其下有銅金、此山之見榮者也、苟山之見榮者、謹封而爲禁、

上に丹沙あるものは、其下に鉒金あり、上に慈石あるものは其下に銅金あり、此れ山の榮華を見はすものなり、苟も山の榮を見はすものは、謹て封を爲す、

陶天下　陶器を造るごとく、自然に化することをいふ、○莞　蒲に似たる草にて、席に爲るべし、○蚤牙　爪牙なり、

黃帝曰、此若言可得聞乎、伯高對曰、上有丹沙者、下有黃金、上有慈石者、下有銅金、上有陵石者、下有鉛錫赤銅、上有赭者、下有鐵、此山之見榮者也、

黃帝曰く、此れ汝の言は聞くを得べきか、伯高對て曰く、上に丹沙あれば、下に黃金あり、上に慈石あれば、下に銅金あり、上に稜石あれば、下に鉛錫赤銅あり、上に赭石あれば、下に鐵あり、此れ山の榮華に就きて發見せらる、

陵石　陵は讀んで稜とす、稜石は石の稜角あるもの、方解石といふ類なり、○赭　赭石といひ、赤土の如きものなり、○見榮者也　下に寶石あれば、其華必ず上に見はる、

苟山之見其榮者、君謹封而祭之、距封十里而爲一壇、是則使乘者下行行者趨、若犯令者罪死不赦、然則與折取之遠矣、

苟くも、山が其榮華を見はし、其礦物あるを知れば、君は謹で封じ、之を祭れ、封を距ること十里にして、一の壇場を爲り、是れを過ぐるものに命じ、車馬に乘るものは、下り行かしめ、步行するものは趨走せしめよ、令を犯すものあれば、死刑にして赦さず、斯くすれば礦物を發見するも、漫りに摘み取るもの無し、

折取之　折は擿に同じ、擿は挑摘することなり、

修敎十年而葛盧之山發而出水、金從之、蚩尤受而制之、以爲劍鎧矛戟、是歲相兼者諸侯九、

敎練を修むる、十年にして、葛盧の山は、水を出す、金は之に從ひ生ず、權臣蚩尤は受けて、之を治め、劍と

除ひ、地を祭る、封禪する王は、七十二家にして、得失の數は、皆此の地域の內に在り、是を國用といふ、
○戈矛　戈は劍に似たる「ホコ」にて、矛は槍に似たる「ホコ」なり、

桓公曰、何謂得失之數皆在此、管子對曰、昔者桀霸有天下、而用不足、湯有七十里之薄、而用有餘、

桓公曰く、何をか得失の數は、皆此に在りと謂ふや、管子對て曰く、昔し桀王は、天下を霸有しながら、財用は足らず、湯王は七十里の都に過ぎざるも、財用は餘りあり、
○薄　薄は亳の假借字なり、湯王の都を亳といふ、

天非獨爲湯雨菽粟、而地非獨爲湯出財物也、伊尹善通移輕重、開闔決塞、通於高下疾徐之策、坐起之費時也、

天は獨り湯王の爲に、菽粟を雨らすに非ず、地は獨り湯王の爲に財物を出すに非るなり、是其宰相伊尹が、善く物價の輕重を通じ移し、利あれば之を開き、利あらざれば之を闔ぢ、物の高低緩急を制し、其動靜の生產消費を御せし成功なり、
○高下徐疾　高下は物價の貴賤なり、徐疾は緩急なり、
○決塞　開闔の深なり、○坐起　動靜なり、

黃帝問於伯高曰、吾欲陶天下而以爲一家、爲之有道乎、伯高對曰、請刈其莞而樹之、吾謹逃其蚤牙、則天下可陶而爲一家、

黃帝は、伯高に問ひて曰く、吾は天下を陶化して、一家と爲んと欲す、之を爲すに道あるか、伯高對て曰く、請ふ其の莞を刈りて、之に穀を樹ゑん、吾は謹で其の猛獸の爪牙を逃れて、金銀銅錫の礦山を開けば、天下は化して一家となるべし、

故に曰く、諸侯となれば、萬物を高下して、他の諸侯に應ず、偏く天下を有てば、幣錢を天下に布き賦して、萬物の輕重の調和を守るのみ、利に足るあれば行ひ、滿たざれば止むことあり、王者は郷州に時を以て之を察し省みる、故に利を見て、相ひ傾け、奪はず、其居る所に懸りて、死するに至る、他に移る心無し、君は大道を守りて、一德を奉ず、之を國計の薄と謂ふ、

地數第七十七　管子輕重十

地に就て、得失の數あり、能く之を輕重すれば、天下の寶は我の用と爲るべし、故に地數と曰ふ、

桓公曰、地數可得聞乎、管子對曰、地之東西二萬八千里、南北二萬六千里、其出水者八千里、受水者八千里、出銅之山四百六十七山、出鐵之山三千六百九山、此之所以分壤樹穀也、

桓公曰く、地數のことは、聞くを得べきか、管子對て曰く、地の東西は二萬八千里にして、南北は二萬六千里あり、其水を出るもの八千里にして、水を受るもの八千里なり、銅を出す山は、四百六十七山あり、鐵を出す山は、三千六百九山あり、此れ壤を分ち、穀を樹る所以なり、

戈矛之所發、刀幣之所起也、能者有餘、拙者不足、封於泰山、禪於梁父、封禪之王、七十二家、得失之數、皆在此內、是謂國用、

前述の地域は、戈や矛の出づる所なり、金錢の出づる所なり、術に巧なる者には餘あり、計に拙なる者には足らず、泰山には土を封じ、天を祭り、梁父には土を

諸侯之五穀與工、雕文梓器、以下天下之五穀、此准時五勢之數也、

山處の國は、常に國穀の三分の一を藏む、氾濫して水多き國は、常に國穀の三分の一を操る、山と平地と等分の國は、常に國穀十分の三を操る、水泉の傷ぶる所の水泆の國は、常に十分の二を操る、漏壞の國は、五穀を生せず、故に諸侯の五穀と工匠とを招き致して、木製の細工物に雕刻し、文飾し、之を鬻きて、天下の五穀を招き寄せ、生活を計る、此れ時に應じ、五勢を理する計なり、

下。招き致すなり、

桓公問管子曰、今有海內縣諸侯、則國勢不用已乎、管子對曰、今以諸侯爲竽、公州飾焉、以乘四時、行捫牢之策、以東西南北相彼用、平而准、

桓公は、管子に問ひて曰く、今や海內を有ち、諸侯に縣るときは、國勢は用ひずして、已むか、管子對て曰く、今や諸侯を驅使する、竽の手に隨ひ左右して、布帛を織り成すが如く、齊國を飾る、以て四時に乘じ、牛羊蕃殖の策を行ふ、東西南北彼の用ゆる牛羊の多少を相て、平均し之が准を立つ、

爲竽。竽は機を織るときに緯を持て、左右するもの、俗に之を「ヒ」といふ、○公州。齊國のことをいふ、○捫牢。牛羊を牢といふ、捫は持なり、牛羊を持ち養ふ、

故曰、爲諸侯則高下萬物、以應諸侯、徧有天下、則賦幣、以守萬物之朝夕、調而已、利有足則行、不滿則有止、王者鄉州以時察之、故利不相傾、縣死其所、君守大奉一、謂之國簿、

贅○ 會游するものなり、○唐圉○○ 唐は塘に通ず、圉は禦に同じ、○扞殂○○ 扞は擊つこと、殂は死なり、擊殺すること、

大夫不鄕贅合游者、謂之無禮義、大夫幽、其春秋列民幽、其門山之祠、馮會龍夏、牛羊犧牲、月賈十倍異日、此出諸禮義、藉於無用之地、因捫牢策也、謂之通、

大夫の鄕の會合に游ばざるものは、之を禮義なしと謂ひ、大夫を幽閉す、其春秋の會合に合游せざる庶民は、幽閉す、斯く會飲の多き上に、里門と靈山との祠に具へる會合もあり、是に於て、馮會龍夏の牛羊犧牲の月價は、異日に十倍す、此れ會遊の禮義より出でて、無用の地の產物を增し、稅を加ふるに至る、蓋し牛羊の蕃殖の策に因るなり、之を國策を通ずと謂ふ、

捫牢○○ 牢は牛羊なり、牛羊を牧養することをいふ、捫は持つと同じ、○其○ 具の誤なり、

桓公問管子曰、請問國勢、管子對曰、有山處之國、有氾下多水之國、有山地分之國、有水泆之國、有漏壤之國、此國之五勢、人君之所憂也、

桓公は、管子に問ひて曰く、國の地勢は如何、管子對へて曰く、山處とて山に住する國あり、氾下とて水の延漫する國あり、山と平地と半分なる國あり、水泆とて、川の溢れて大水ある國あり、漏壤とて、水泉の漏る、國あり、此國の五勢は、人君の憂慮する所なり、

山處之國、常藏國穀三分之一、氾下多水之國、常操國穀三分之一、山地分之國、常操國穀十分之三、水泉之所傷、水泆之國、常操十分之二、漏壤之國、謹下

而穀輕、人君操穀幣金衡、而天下可定也、此守天下之數也、

國財の計は、穀より出づ、國を軌量する策は、貨幣乘馬の法なり、今や刀布は官府に藏め、奇巧の帛にて造りたる幣と、萬物との輕重を察して、之を買ふ、彼の幣重ければ、萬物は輕し、幣輕ければ萬物は重し、彼の穀の重きと、穀の輕きとは、人君が穀、金、幣の三者に就きて、其權衡を操るに由るなり、斯くして天下は定むべし、此れ天下を守る術數なり、
○○○皆在賈之　在は察すること、賈は買ふことなり、○○○刀布　刀は契刀などいふ錢のこと、布は幣のことなり、

桓公問於管子曰、准衡、輕重、國會、吾得聞之矣、請問縣數、管子對曰、狼牡以至於馮會之日、龍夏以北至於海莊、禽獸羊牛之地也、何不以此通國策哉、

桓公は管子に問ひて曰く、物價を平かにすること、物價を高下すること、錢穀を會計することの三者は、吾れ之を聞くを得たり、縣を治る法を請ひ問ふ、管子對て曰く、狼牡の地より、馮會の口に至る、龍夏以北より海莊に至る、是れ、禽獸羊牛の多き地なり、何ぞ此を以て、國策を通ぜざるや、
○○○馮會之日　日は口の誤なり、

桓公曰、何謂通國策、管子對曰、馮市門一吏、書贅直事、若其事、唐圉牧食之人、養視不失、扞殂者去其都秩與其縣秩、

桓公曰く、何をか國策を通ずと謂ふ、管子對て曰く、市門の吏人に命じ、會合交游するもの丶名を書し、其行爲を正し、監察せしむ、塘を築き牛羊の逃逸を禦ぐ人、及び牛羊を牧養する人の、養視して失はざるを要す、或は牛羊を撃ち殺すを見れば、都に隷屬するものは、都祿を去り、縣に隷屬するものは、縣祿を去り、以て罰とす、

を治めて、之に幣を布く、方六里に應用する幣は、若干、又穀價に應用するの幣は若干と、割付るなり、

桓公曰、行幣乘馬之數、奈何、管子對曰、士受資以幣、大夫受邑以幣、人馬受食以幣、以幣則一國之穀貲在上、幣貲在下、國穀什倍、數也、

桓公曰く、幣乘馬を行ふ數は奈何ん、管子對て曰く、士は祿を受くるに、幣を以てし、大夫は邑を受くるに、幣を以てし、人馬は食を受るに、幣を以てす、斯くするときは、穀貲は上に在りて、一石も出さず、貨幣のみを以て給す、故に幣貲は下に在りて、穀を買ふ、國穀の價は十倍す、是れ自然の理數なり、

萬物財物去什二策也、皮革、筋角、羽毛、竹箭、器械、財物、苟合於國器君用者、皆有矩券於上、君實鄉州藏焉、曰某月某日、苟從責者、鄉決州決、故曰就庸一日而決、

是に於て、萬物布帛の類に至るまで、平時に比して、價の十分の二を減ず、是れ穀貴きより來る計なり、皮革や、筋角や羽毛や竹箭や器械財物の苟も國器となり、君用となるものは、皆上に矩券あり、君は預め鄉州に此券を實てゝ藏め曰く、某月某日苟も求るものには、鄉にても支拂ひ、州にても支拂ふと、券を以て引換しむ、故に曰く、價を求むるものは、自ら往くを要せず、代理人にて、一日に受取るを得べし、

○矩券　物名と數とを券上に刻識す、故に矩券といふ、
○就庸　代理人を依賴するなり、

國策出於穀、軌國之策、貨幣乘馬者也、今刀布藏於官府、巧幣萬物輕重皆在賈之、彼幣重而萬物輕、幣輕而萬物重、彼幣重

故に尸を伏して、廣野に滿たし、兵を以て決戰し止むことなきに至る、物價の輕重に乘じて、利を射る徒は、其間に游びて、亂を起すを勸む、故に曰く、人に予ふるに土壤を以てする毋れ、人に授くるに財を以てする毋れ、財は時に從ひて增減す、終れば始めあり、多ければ、賤しく、少なれば貴し、故に四時に由りて、廢起を爲す、

聖人理之以徐疾、守之以決塞、奪之以輕重、行之以仁義、故與天壤同數、此王者之大轡也、

故に、聖人は內外に臨み、理むるに、徐にし疾する號令を以てし、守るに、開決し閉塞する術を以てし、奪ふに、物價輕重の法を以てし、行ふに、仁義を以てす、故に天地と數を同じくし、永久に敗ることなし、此れ天下に王たるもの〻、人民を御し治る大轡なり、

大轡○　天下の人民を治ること、馬を御するごとし、故に大なる轡といふ、轡は馬の手綱のことなり、

桓公問管子曰、請問幣乘馬、管子對曰、始取夫三大夫之家、方六里而一乘、二十七人而奉一乘、幣乘馬者、方六里、田之美惡若干、穀之多寡若干、穀之貴賤若干、凡方六里用幣若干、穀之重、用幣若干、故幣乘馬者、布幣於國、幣爲一國陸地之數、謂之幣乘馬、

桓公は管子に問ひ曰く、幣を以て乘馬を出す法は如何、管子對て曰く、始め夫の三大夫の家に取る、方六里即ち三十六井にして、一乘馬を出す、二十七人にして、一乘を奉ず、幣乘馬に就ては、方六里の田の美惡は若干、穀の多寡は若干、穀の貴賤は若干なり、故に幣乘馬は、幣を國に布き、幣は一國陸地の數となる、之を幣乘馬と謂ふ、

一國陸地之數○　山林川澤を除きたる、外の陸地の數

民不得以織爲縿綃、而貍之於地、彼善爲國者、乘時、徐疾而已矣、謂之國會、

人民窮困すれば、薄絹及び綺の如き美麗のものを、爲ることを得ずして、之を地中に埋沒す、故に、彼の善く國を治るものは、時に乘じて、徐にすると、急にするとの二つを進退す、之を國家の錢穀を會計する道といふ、

○縿綃　縿は縑なり、即ち畫絹のこと、綃は綺なり、綾織の薄き絹をいふ、○貍之於地　貍は埋に同じく用ゆ、地に埋むるは、復た用ひざるをいふ、

桓公問管子曰、請問爭奪之事、何如、管子曰、以戚始、桓公曰、何謂用戚始、管子對曰、君人之主、弟兄十人、分國爲十、兄弟五人、分國爲五、三世則昭穆同祖、十世則爲祏、

桓公は管子に問ひて曰く、爭奪の事は何如なる邊より起るか、管子曰く、親戚を以て始る、桓公曰く、親戚を以て始るとは何の謂ぞや、管子對て曰く、人に君たる主は、弟兄十人あれば、國を分ちて十とす、兄弟五人あれば、國を分て五とす、三世の間は、三昭三穆の祖廟に祭りて、親しみあるも、十世に至れば、其神主即ち位牌を石室に藏めて、之を祭らず、之を祏と謂ふ、

○昭穆　諸侯以上は、祖廟を造るに、左を昭といひ、三廟あり、右を穆といひ三廟あり、正面には、太祖の廟あり、凡そ七廟あり、○祏　石にて造るものにて、祖廟の傍に在り、蓋し祭らざる神位を藏むる所なり、

故伏尸滿衍、兵決而無止、輕重之家、復游其間、故曰、毋予人以壤、毋授人以財、財終則有始、與四時廢起、

什在上、君出穀、什而去七、君斂三、上賦七、散振不資者、仁義也、五穀相靡而輕、數也、以鄕完重而藉國數也、出實財散仁義、萬物輕、數也、乘時進退、故曰、王者乘時、聖人乘易、桓公曰善、

十分の利は上に在り、君は穀を出すに、十分の利の内にて、七を去り藏め、君自ら其三を斂めて取る、既にして、其藏めたる七分を散じ、資本なきものを救ふ、是れ仁義の行なり、五穀相費えながら、價上らざるも理數なり、鄕に藏めたる穀完くして、其價重し、之を賣出して、國に税するも理數なり、實財を出し、仁義の爲に散ずるときは、萬物は輕し、是亦理數なり、總て時に乘じて、進退すべし、故に曰く、王者は時勢に乘じて、聖人は變易に乘ず、桓公曰く善し、

○散振　財を散じ、救ふなり、○藉國　穀を賣るに、一石には何錢といふ、税を取るなり、○乘時進退　諸事は時勢を見て進退す、穀貴きときは糶し、賤きときは糴する類なり、

桓公問管子曰、特命我曰、天子三百領、泰嗇而散、大夫準此而行、此如何、管子曰、非法家也、大夫高其壟、美其室、此奪農事及市庸、此非便國之道也、

桓公は管子に問ひて曰く、特に我に命るものあり、曰く、天子は毎衣に三百領あり、泰に收めて之を散ず、大夫も此に准じて、行ふべしと、此は如何ん、管子曰く、法家の言ふ所に非るなり、大夫は其墳墓の地を高く築き、其居室を美麗に造る、此れ農事及び市庸を奪ひて、人夫を勞役す、此れ國に便ずる道に非ず、

○命我　我に敎ゆるなり、○三百領　天子は單衣袷衣等に三百領づゝありと、奢侈のことをいふ、○市庸　市内に傭使せられて、賃料を取るもの、○嗇　收なり、

分の四は上に在れば、其下に在るもの新穀僅かに一分のみ、是に於て、穀價は三倍騰貴す、
上歲下歲　上歲は去年のこと、下歲は今年のこと、

邦布之籍終歲十錢、人家受食、十畝加十、是一家十戶也、出於國穀策而藏於幣者也、以國幣之分、復布百姓、四減國穀、三在上一在下、復策也、大夫聚壤而封、積實而驕上、請奪之以會、

國內に布く所の人頭稅は、一年に十錢とす、人家に定めたる一人の食は、十畝に生ずる所の量なり、一家百畝なれば、十人にて稅百錢とす、一家に十戶の稅ある割合なり、是れ國の穀を運用する法に由りて、幣を上に藏むるなり、藏めて復た出す、幣重ければ穀輕し、國幣の半分を民間に散布すれば、國穀を四分して、三は上に在り、一分は下に在り、反復已なき策なり、今大夫は土地を聚めて之を封じ、實穀を積みて上に驕る、請ふ之を奪ふに會計の法を以てせん、

桓公曰、何謂奪之以會、管子對曰、粟之三分在上、謂民萌皆受上粟、度君藏焉、五穀相靡、而重、去什三、爲餘、以國幣穀準、反行、大夫無什於重、君以幣賦祿、

桓公曰く、何をか之を奪ふに會計を以てすといふ、管子對て曰く、國の穀粟を四分とすれば、三分は上に在りて、下に一分あるのみ、民人は粟に乏し、因て民萌に謂ふ、皆上の粟を受けよ、君の藏する所において濟はるべしと、斯くして五穀消費せられ、價重く、平時の十倍に上る、故に、十の七を藏めて、國用を待ち、其三を以て餘りとなし、國幣を以て穀の平準價を制し、高下に從ひ賣買して、反復之を行ふ、大夫は穀の重きときにも、十分の蓄を爲すなし、君は幣を以て穀に平準して、祿を賦與すればなり、
萌は民なり、

亡家藏於篋、桓公曰、何謂藏於民、請散棧臺之錢、散諸城陽、鹿臺之布、散諸濟陰、

桓公曰く、此を行ふ奈何ん、管子對て曰く、王者は人民に藏め、霸者は大夫に藏め、荒廢の國及び滅亡の家は、これを篋底に藏む、桓公曰く、何をか人民に藏むと謂ふや、管子曰く、請ふ散ぜよ、棧臺に積み蓄へたる錢は、これを城陽の民に散じ與へ、鹿臺に貯蓄したる布は、これを濟陰の民に散ぜよ、

城陽　地名にして棧臺の在る所なり、○濟陰　鹿臺の在る所の地名なり、

君下令於百姓曰、民富君無與貧、民貧君無與富、故賦無錢布、府無藏財、貲藏於民、歲豐五穀登、五穀大輕、穀賈去上歲之分、以幣據之、

君は令を百姓に下して曰ふべし、民富めば、君も與に貧なることなし、民貧なれば、君も與に富むことなし、故に賦稅に錢布を取るなし、府庫に藏財なし、貲は民に藏むと、斯くして、歲豐熟し、五穀實るときは、五穀の價は大に輕し、穀價は去歲の半分を減ず、故に政府は財幣を用ひて之を買ひ藏む、

去上歲之分　去年の半分を減去するといふ、

穀爲君、幣爲下、國幣盡在下、幣輕穀重、上分上歲之二分在下、下歲之二分在上、則二歲者四分在上、則國穀之一分在下、穀三倍重、

是に於て、穀は上となりて、官に入り、幣は下となりて、民に歸す、國幣は盡く下に在り、幣は輕く、穀は重し、政府は去歲の藏めたる三分二の穀を出し、下民に賣り與へて、下民既に之を食ひ盡す、今年買入れたる三分の二は、亦た上に在り、是れ二歲を通算して、六

十倍す、故に諸侯も服して止むことなく、臣は平に従ひて、忠實となる、此は物價輕重の策を以て、天下を制御する道なり、之を術數にて時に應ずと謂ふ、

桓公問管子曰、請問國會、管子對曰、君失大夫爲無伍、失民爲失下、故守大夫以縣之策、守一縣以一鄕之策、守一鄕以一家之策、守家以一人之策、

桓公は管子に問ひて曰く、國家の會計を爲すは如何、管子對て曰く、君として大夫を失ふは、兵にして伍なしとす、民を失ふは下なしとす、故に支拂の額を定め、大夫を守るには一縣に用ゆる數を以てし、一縣を守るには、一鄕に用ゆる數を以てし、一鄕を守るには、一家の數を以てし、一家を守るには、一人の數を以てす、

守家以一人之策　一家十人なれば、一人用ゆる所を十倍す、即ち一家に用ゆる所の數なり、

桓公曰、其會數奈何、管子對曰、幣准之數、一縣必有一縣中田之策、一鄕必有一鄕中田之策、一家必有一家直人之用、故不以時守郡、爲無與、不以時守鄕、爲無伍、

桓公曰く、其會計する數は奈何ん、管子對て曰く、財幣を以て穀に准ずる數は、左の如し、例へば、一縣には、必ず上中下の三等の田あるも、中田の生ずる所の計算を以て准となす、一家幾口ありとも、一人に當る計を以て算するときは、五人にても、七人にても、其用ゆる計を得べし、故に時を以て、郡を守らざれば、與徒なしと爲す、時を以て鄕を守らざれば、伍なしと爲す、

桓公曰行此奈何、管子對曰、王者藏於民、覇者藏於大夫、殘國

せしめて、上に歸せしめ、更に民を用ひ、時を以て、穀を上に歸せしむ、輕き價の穀を藏めて、之を出すに、重價を以てす、是れ運用の術なり、斯くすれば、國穀を運用する大夫も、賣買の利を獨占する能はず、

時之化舉　時價の變動にて、穀を運す、

彼諸侯之穀十、使吾國穀二十、則諸侯穀歸吾國矣、諸侯穀二十、吾國穀十、則吾國穀歸於諸侯、故善爲天下者、謹守重流、而天下不吾洩矣、

彼の諸侯の穀は、價十にして、吾國の穀は價二十なれば、諸侯の穀は吾が國に歸す、諸侯の穀は價二十にして吾が國の穀は價十なれば、吾が國の穀は諸侯に歸す、故に善く天下を爲むるものは、謹で重價の流通を守り、鄰國の穀を我に移り來らしむ、此の如くすれば、天下も吾國穀を洩し出さしむること能はず、

彼重之相歸、如水之就下、吾國歲非凶也、以幣藏之、故國穀倍重、故諸侯之穀至也、是藏一分、以致諸侯之一分也、

彼の價の重きに、穀の歸するは水の下流に就くが如し、吾が國は凶年にあらざるも、財幣を以て、穀を買ひ藏む、故に市上の穀は減じて、價は倍重となり、諸侯の穀も至る、是れ我の一分を藏めて、諸侯の一分を招き取るなり、

利不奪於天下、大夫不得以富侈、以重藏輕、國常有十國之策、故諸侯服而無止、臣橫從而以忠、此以輕重御天下之道也、謂之數應、

右の如くすれば、利は天下より奪ひ取らず、大夫も富を以て侈るを得ず、又重き價を賣り輕き價を買ふが如き、獨占の利を貪るを得ず、國の穀は常に其國產に

干、穀重一也、以藏於上者、國穀參分則二分在上矣、泰春國穀倍重數也、

秋季には、國穀の價三分の一を減ず、新穀の既に熟したるを以てなり、君は令を下して郡縣屬の大夫に謂ふ、里邑は皆粟を稅として、若干を上納せよと、而して穀の價は、三分の一を減ず、故に郡縣の買入れて、政府に上納する穀は、國の穀を三分して、二分は上に在り、價低きを以て穀多きなり、春季は舊穀減じて、國穀の價倍貴となり、政府の利を生ず、是れ自然の數なり、

○泰秋泰春　泰の字を冠するは、太秋太春といふが如く、尊ぶ意なり、

泰夏賦穀以市櫎民皆受上穀、以治田土、泰秋田穀之存予者若干、今上斂穀以幣、民曰無幣、以穀則民之三有歸於上矣、

夏季は、政府より穀を下げ渡すに、市の平准なる價を以てす、民は其穀を借り受け、之を資本として、田土を治む、秋季に至り、穀の未だ取入れざるもの、田に存留するか、人に賣り渡したるもの、若干なるかを問ひ、民に令して曰く、夏季貸附の穀を上納するに、財幣を以てせよと、民曰く、財幣無し、穀を以てせんと、是に於て、國穀の三分一の民にあるもの、上に歸す、前章の三分の二と倂せて、政府の有となる、

○市櫎　市において、穀價を平准することをいふ、○民之三有　有は又と同じ、

重之相因、時之化擧、無不爲穀策、君用大夫之委、以流歸於上、君用民以時歸於君、藏輕出輕以重數也、則彼安有自還之大夫獨委之、

重價の相因るには、時の變動を以て、穀を賣買する策と爲さゞる無し、君は縣大夫の委積したる穀を、流通

美は餘得なり、〇亡は逃げ去るなり、

内則大夫自還而不盡忠、外則諸侯連朋聚與、熟穀之人則去亡、故天子失其權也、桓公曰善、

内においては、大夫自ら穀價の利を占め、財用を運轉して、忠を盡さず、外に於ては、諸侯の朋を連ね黨與を聚め、穀を收めて、利を貪るあり、熟穀を有する農民は、去り亡げて君王の配下に在らず、故に周の天子は、其權を失ふなり、桓公曰く善し、

桓公又問管子曰、終身有天下、而勿失、爲之有道乎、管子對曰、請勿施於天下、獨施之於吾國、桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、國之廣狹、壤之肥墝、終歲食餘有數、

桓公は、又管子に問ひて曰く、終身天下を有て失ふなき、之を爲すに道あるか、管子對て曰く、請ふ天下に施す勿れ、獨り之を吾が國に施すべし、是れ天下を制する道なり、桓公曰く、汝の言ふ所は何の謂ぞや、管子對て曰く、國の廣狹と、土壤の肥墝とによりて、一年の食ふ所と餘す所と數あるなり、

彼守國者守穀而已矣、曰某縣之壤廣若干、某縣之壤狹若干、則必積委幣、於是縣州里受公錢、

彼の國を守るは、穀を守るのみ、例へば、某縣の土地は、廣きこと若干にして、某縣は狹きこと若干なれば、政府は其縣州里に宛て、貨幣を積み置く、縣州里は政府の積みたる公錢を受け取りて、穀を買ひ入るゝ用に供ふ、

泰秋國穀去參之一、君下令謂郡縣屬大夫、里邑皆籍粟入若

金と珠と會靑との三物を流通して、諸方に移轉し、利を收むる策なり、
○賓は從なり、○屬は類なり、

桓公曰、天下之數、盡於軌出之屬也、今國穀重什倍、而萬物輕、大夫謂賈之子、爲吾運穀而斂財、穀之重一也、

桓公曰く、天下の利を制する術數は、軌量して賣出する法に止るか、管子曰く、今國の穀は其價の重きこと、十倍にして、萬物は輕し、大夫は賈人の子に謂ふ、吾の爲に穀を運びて、代金を上納せよと、此時穀の分量は前日と同一にして、代金は十倍す、
○斂は收なり、

今九爲餘、穀重而萬物輕、若此則國財九在大夫矣、國歲反一、財物之九者、皆倍重而出矣、財物在下、幣之九在大夫、

斯くして、十倍の代金より、一分を費途に用ひて、九は餘得となる、穀價重くして萬物輕し、此の如きときは、國財の九は大夫に在りて、國家の歲入は反て一となる、貨物の九は穀價の高さに由り、平時より倍加して出で、民間に在り、而して財幣の九は、大夫に在り、

然則幣穀羨在大夫也、天子以客行、令以時出、熟穀之人亡、諸侯受而官之、連朋而聚與、高下萬物以合民用、

然るときは、幣と穀との餘得は、大夫に在り、此時天子は、諸侯の國より來れる客商に對し、時に應じ令を出して、穀を賣る、然れども穀の大半は、大夫に在るを以て、穀乏し、故に熟穀の農民も、遂に困窮し、畿內を去る、諸侯は客商の手より、穀を受けて、之を官に收め、朋を連ね、黨與を合せ、穀の價を以て、萬物を高下し、以て民用を聚め、其利を貪り取る、

有彼穀十藏於上、三游於下、

管子曰く、請士の言は非なり、祿重ければ、士たるものの上の爲めに死せず、幣輕ければ士は賞を輕んず、萬物輕ければ、士は偸も僥倖せんとす、此の三怠の在るときは、何の智能術計も出でざるべし、蓋し穀の七分は、上に藏めて、三分は下に流通せしむべし、是れ上を富まし、下を貧にする術なり、

○十は七の誤なり、

謀士盡其慮、智士盡其知、勇士輕其死、請士所謂妄言也、不通於輕重、謂之妄言、

斯くして、上富み下貧なれば、士は爭ひて官祿を取らんと欲し、謀士は其思慮を盡し、智士は其知を盡し、勇士は其死を輕んず、請士の謂ふ所の如く、士を富ますは、士を怠らしむるのみ、是れ妄言なり、物價輕重の術に通ぜざるもの、之を妄言と謂ふ、

桓公問於管子曰、昔者周人有天下、諸侯賓服、名教通於天下、而奪於其下、何數也、管子對曰、君分壤而貢入、市朝同流、黃金一策也、江陽之珠一策也、秦明山之曾青一策也、此謂以寡爲多、以狹爲廣、軌出之屬也、

桓公は管子に問ひて曰く、昔し周人は天下を有ち、諸侯服從して、聖人の敎は天下に通ぜしも、遂に其下の諸侯に制せられ、土地權勢を奪はる、是れ何の理なるや、管子對て曰く、君は土壤を諸侯に分封し、之をして其地方の產物を貢入せしめ、市朝に之を流移して、其利を收む、黃金も一策なり、江陽の珠も一策なり、秦の明山の曾青も一策なり、之を流移し寡を以て多と爲し、狹きを以て廣きと爲さしむ、是れ軌量して、穀物を賣り出す方法なり、苟くも此方法を誤れば、國衰ふ、

○○名敎　聖人の敎なり、○○一策　諸侯より貢入する、黃

蚤起、力作而無止、彼善爲國者、不曰使之、使不得不使、

農夫も穀價の十倍するを喜び、夜深けて寢ね、朝は早く起きて、其業を勉む、上より使はるを待たず、是に於て五穀は他日の十倍を産出す、此時に士は祿を半減にするも、穀價十倍なるを以て、所得は他日に五倍す、故に恩に感じて、君の爲に死するを辭せず、農夫は增收を視て益〻勉め夜ふけて寢ね、朝早く起き、力作して止むことなし、蓋し善く國を治るものは、之を使ふと曰はず、民をして、使はれざるを得ざらしむ、

不曰貧之、使不得不用、故使民無有不得不使者、夫梁聚之言非也、桓公曰善、

上に用ひ使はるれば、農民は貧となる、故に賢君は民を貧にすと曰はず、稅法を以て、民を導き、用ひられざるを得ざらしむ、蓋し民を用ふるは、政府の道なり、彼の梁聚の言の如くすれば、民は上に使はれざるを得るなり、故に非なり、桓公曰く、善し、

桓公又問於管子曰、有人教我、謂之請士、曰何不官百能、管子對曰、何謂百能、桓公曰、使智士盡其智、謀士盡其謀、百工盡其巧、若此則可以爲國乎、

桓公又管子に問ひて曰く、人あり我に敎ゆ、其人を請士と謂ふ、請士曰く、何ぞ百能を官に用ひざるや、管子曰く、何をか百能と謂ふ、桓公曰く、厚く祿を與へ、智士は其智を盡さしめ、謀士は其謀を盡さしめ、百工は其巧を盡さしむ、此の如くすれば、國を爲む可きか、

管子對曰、請士之言非也、祿肥則士不死、幣輕則士簡賞、萬物輕則士偸幸、三怠在國、何數之

此は君に山あり、山に金あり、財幣を鑄て、穀價を平準にする事より、國家の錢穀を經理する法を述ぶ、

桓公問管子曰、梁聚謂寡人曰、古者輕賦稅、而肥藉斂、取下無順於此者矣、梁聚之言何如、

桓公は管子に問ひて曰く、梁聚は寡人に謂て曰く、古へは賦稅の農より取るは輕くし、藉斂の商工より取るは重くす、下に取るは、此より順なるものなしと、梁聚の言は何如ぞや、

藉斂　商工に賦する稅なり、

管子對曰、梁聚之言非也、彼輕賦稅、則倉廩虛、肥藉斂、則械器不奉、械器不奉、而諸侯之皮幣不衣、倉廩虛、則倳賤無祿、

管子對て曰く、梁聚の言は非なり、農の稅を輕くすれば、政府の米倉は、空虛となる、商工の稅を重くすれば、器械供らず、器械供らざれば、諸侯の皮幣は、交易の損失を恐れて來らず、米倉は空虛となれば、市上には米多くして價下り、農民損失す、而して政府は士に與ふる祿米無し、

倳賤　倳は立るなり、倳賤は穀の價を立る低きなり、

外皮幣不衣於天下、內國倳賤、梁聚之言非也、君有山、山有金、以立幣、以幣準穀、而授祿、故國穀斯在上、穀價什倍、

外は皮幣來らず、財物天下に流通せず、內は國の穀價を立る賤し、是を以て梁聚の言ふ所の誤れるを知るべし、抑も君には山あり、山には金あり、金を鑄て幣を造る、幣を以て穀價を平準にして、士には祿を授く、故に國穀は官府に在りて、民間の穀價は十倍す、

農夫夜寢蚤起、不待見使、五穀什倍、士半祿而死君、農夫夜寢

出實國安、行流、

桓公は、常税以外の戰時貢數の文書を定め、之を算するに、行ふこと七年に中る、鎰は四千金に中り、黒白の子は、千金に中る、管子曰く、戰時の貢制は、國費十分の二に中る、是れ齊の田制なり、故に貢を取るときは、國危し、寶を神にし、富家の金を取りて、壤策を助くるときは、國家安泰にして、貨幣も流通す、

桓公曰、何謂流、管子對曰、物有豫則君失策而民失生矣、故善爲天下者、操於二豫之外、

桓公曰く、何をか流通といふ、管子對て曰く、豫め備ふるに偏して、財物を運用せざれば、君は策を失ひて、民は生を失ふ、故に善く天下を爲むるものは、君民兩者の豫め備へたる租税の外において、財物運用の術を操る、

桓公曰、何謂二豫之外、管子對曰、萬乘之國、不可以無萬金之蓄飾、千乘之國、不可以無千金之蓄飾、百乘之國不可以無百金之蓄飾、以此與令進退、此之謂乘時、

桓公曰く、何をか、君民兩者の豫備したる租税の外に取ると謂ふや、管子對へて曰く、是れ蓄飾の術なり、蓄飾とは、或種の物を蓄藏して、之を寶と定め、法令を以て、其價を高く飾るなり、國の大小に應じて、蓄飾一個の價を增減す、萬乘なれば萬金とし、千乘なれば千金とし、百乘なれば百金とす、以て法令と進退し、物價の輕重を制す、此れ時機に乘じて、財物を運用する道なり、租税の外に於て、國庫を利する術なり、

山至數第七十六

管子輕重九

と、斯くして、其龜を貴びて、無貲と爲し、これを泰臺に藏め、一日にして、釁するに四牛を以てし、之を無貲の寶と定むべし、

無貲　貲は限なり、無貲は無限の貴きものなり、○而　は汝なり、○泰　は尊き意なり、

還四年伐孤竹、丁氏之家粟、可食三軍之師行五月、召丁氏而命之曰、吾有無貲之寶於此、吾今將有大事、請以寶爲質於子、以假子之邑粟、

四年間に亙りて、孤竹の國を伐つ、丁氏は齊の富人にして、丁惠といふもの、其家に在る米は、三軍の衆に供へて、五月間を支ふべし、因て丁氏を召し、之に命じて曰く、吾に無限の寶あり、吾は大事あらんとす、請ふ此寶を抵當として、子の邑の米を假らん、

丁氏北鄕再拜入粟、不敢受寶質、桓公命丁氏曰、寡人老矣、爲子者不知此數、終受吾質、丁氏歸革築室、賦籍藏龜、還四年伐孤竹、謂丁氏之粟中食三軍五月之食、

丁氏は君に對し、北に向ひ再拜して、粟を入る、敢て寶の質を受けず、桓公は丁氏に命じて曰く、寡人は老たり、吾の子たるもの、此の借る所の數を知らず、今に於て、汝は此の抵當品を受取るべしと、丁氏は歸り、革めて室を築き、寶の籍を敷て、龜を藏む、夫より再び四年にして孤竹を伐つ、謂ふに丁氏の米は三軍を食ふ、五箇月の食に中ると、

還以下十九字は衍文なり、

桓公立貢數文、行中七年、龜中四千金、黑白之子當千金、凡貢制中二齊之壤策也、用貢國危、

策盡於此乎、管子曰、未也、將御神用寶、桓公曰、何謂御神用寶、管子對曰、北郭有掘闕、而得龜者、此檢數百里之地也、

桓公は、管子に問ひて曰く、物の時價を輕重する法は、既に之を施し行ふ、策は此に盡くるか、管子曰く、未だ盡さず、此より神を驅使し、寶を用ひんとす、桓公曰く、何をか神を驅使し、寶を用ゆと謂ふ、管子對て曰く、北郭に地を掘り穿ちて、龜を得たるものあり、此れ數百里の地を檢し求め得る手段なり、

桓公曰、何謂得龜百里之地、管子對曰、北郭之得龜者、令過之平盤之中、君請起十乘之使、百金之提、命北郭得龜之家、曰賜若服中大夫、

桓公曰く、何をか龜を得て百里の地を求め得と謂ふ、管子對て曰く、龜を手段と爲して、地を取るなり、北郭の龜を得たるものに命じ、其龜を平盤の中に置かしめ、政府車十乘の使を以て、百金を幣とし、之を北郭の龜を得たる家に遺し、命じて曰く、若に中大夫の禮服を賜ふと、

令過之　過は置くなり、○賜若服中大夫　中大夫の服を賜ふのみ、未だ本官とせざるなり、○若　は汝なり、

曰、東海之子類於龜、託舍於若、賜大夫之服、以終而身、勞若以百金、之龜爲無貲、而藏諸泰臺、一日而釁之、以四牛、立寶曰無貲、

使者をして、更に言はしめて曰へ、東海の神の子は、龜に類す、若に寓舍す、因て汝に大夫の服を賜ひて、汝の身を終へしめん、汝を慰勞するに、百金を以てす

ふ、
下貧而君富　の五字は、衍文なり、

國機徐疾而已矣、君道度法而已矣、人心禁繆而已矣、桓公曰何謂度法、何謂禁繆、管子對曰、度法者量人力而擧功、禁繆者非往而戒來、故禍不萠通、而民無患咎、

國を治る機は、徐と疾とのみ、君たる道は、法を度るのみ、人心は繆を禁ずるのみ、桓公曰く、何をか法を度るといふ、何をか繆を禁ずといふ、管子對て曰く、法を度るとは、人力を量りて、功を擧ぐるなり、繆を禁ずるとは、往事を非として、將來を戒むるなり、故に禍は萠し生ずるなくして、人民に患ひ咎むることなし、

桓公曰、請聞心禁、管子對曰、晉有臣不忠於其君、慮殺其主、謂之公過、諸公過之家、毋使得事君、此晉之過失也、齊之公過、坐立長差、惡惡乎來刑、善善乎來榮、戒也、此之謂國戒、

桓公曰く、心に非を爲すを禁じ、徒らに顏色を革むるのみならざる方法を問ふ、管子對て曰く、晉に其君に不忠にして、其主を殺さんと慮るものあり、之を公過といふ、諸の公過の家は子孫に至るまで、君に事ふることを得ざらしむ、此れ晉國の過失なり、齊國の公過は、犯罪に其主犯と從犯とを分つのみにて、子孫に連及せず、蓋し惡を惡む甚しければ、刑を來して、罪人絶ゆることなし、善を善とする深ければ、榮を來して、罪人なし、此れ戒なり、之を國戒と謂ふ、

諸公過　衆多の公過なり、○坐立長差　罪の輕重に因り、等差を爲して、刑を適用す、

桓公問管子曰、輕重准、施之矣、

故君無失時、無失策、萬物興豐、無失利、遠占得失以爲末敎、詩記人無失辭、行殫道、無失義、易守禍福吉凶、不相亂、此謂君棅、

故に君たるもの、時を失ふこと無く、策をを失ふこと無し、萬物は興り豐かにして、利を失ふことなし、遠く得失を占ひて後日に害を避け、利に就く敎と爲す、詩を爲るもの、春秋の史を爲るもの、辭を失ふことなく、行ひは道を殫し、義を失ふなく、易の禍福吉凶を守り知りて、相ひ亂れず、此を君の柄と謂ふ、

〇末敎　後日の敎、〇詩記　詩は詩經なり、記は春秋なり、〇君棅　棅は柄と同じ、

桓公問於管子曰、權棅之數、吾已得聞之矣、守國之固奈何、曰、能皆已官、時皆已官、得失之數、萬物之終始、君皆已官之矣、其餘皆以數行、

桓公は管子に問ひて曰く、權柄の數は、吾は已に之を聞くを得たり、守國の固めは、奈何ん、管子曰く、材能は皆已に官にす、時候も皆已に官にす、材能とは、人をいふに非ずして、鹽鐵草木の類を曰ふ、得失の法も、萬物の終始も、君は皆之を有して、其物に相當の力を盡さしむ、其餘の事は、皆法を以て行ふべし、

桓公曰、何謂以數行、管子對曰、穀者民之司命也、智者民之輔也、民智而君愚、下富而君貧、下貧而君富、此之謂事名二、

桓公曰く、法を以て行ふとは、何の謂ぞ、管子對て曰く、穀は人民の司命なり、智識は人民の輔佐なり、故に人民智識ありて、君上暗愚なれば、下民は富て、君主は貧となる、蓋し君は智にして富み、民は愚にして貧なるべきに、君は愚にして貧に、民は智にして富めり、此れ事と名と一ならず、故に之を事名二なりとい

四限高下、令之疾徐、毆屏萬物、守之以策、有五官技、

謹て其熟達の言を聽き、之を官に藏め、此の者には、軍事の役務を免除し、其俸給は、國庫より支辨す、斂導の法は、右の如し、又國用の相費ゆるを制するには、五官の技あり、蓋し民は勤勞して、國費を充足し、辛苦して其困難を免れんことを圖る、是に於て政府は、國の四境に物價高下の平準を取り、號令の疾徐によりて、萬物を毆り屏けて之を售り、之を守る、皆軌法に由る、五官の技ある所以なり、

困揲而咨　困苦し畏懼して、之を咨ひ謀る、○四限　四方の境、○五官　五行の官、即ち政府の百官なり、

桓公曰、何謂五官技、管子曰、詩者所以記物也、時者所以記歲也、春秋者所以記成敗也、行者道民之利害也、易者所以守凶吉成敗也、卜者卜凶吉利害也、

桓公曰く、何を五官の技といふ、管子曰く、詩は禽獸草木のことを知る所以なり、時は歲の氣候の變遷を知る所以なり、春秋の史は、政事の成敗を知る所以なり、行政は人民の利害を治るなり、易の學は、吉凶成敗を守るなり、卜の術は、吉凶利害を判するなり、

民之能此者、皆一馬之田、一金之衣、此使君不迷妄之數也、六家者、即見其時、使豫先蚤閒之日受之、

此の詩、時、春秋、行、易、卜、の六道の中にて、其一道に通曉したるものには、一馬の田、即ち十六井の地と、一金即ち萬錢とを、衣食の料として給し置く、之を六家と稱す、此れ君をして、政事に誤らざらしむる法なり、六家は其時に應じ、朝蚤く、又は君の間暇なる日を以て、吉凶動靜の變を、君に上申す、

一馬之田　四井を邑とし、四邑を丘とす、四丘を甸とす、一甸には、牛十二頭、馬四匹を出す、故に一馬は、十六井なり、○受は授の誤なり、

之黄金一斤直食八石、民之能蕃育六畜者、置之黄金一斤直食八石、

桓公は管子に問ひて曰く、人民を敎ふる法を請ひ問ふ、管子對て曰く、人民の能く農事を知るものを選びて、敎ふることを爲さしむ、之に黄金一斤と、直食八石とを賜ひ、俸給とす、人民の能く六畜を蕃殖して、飼育するものは、黄金一斤直食八石の俸給にて敎導せしむ、

〇〇直食　當直の日の食といふことなり、〇八石〇大男二月間の食なり、

民之能樹藝者、置之黄金一斤直食八石、民之能樹瓜瓠葷菜百果、使蕃育者、置之黄金一斤直食八石、民之能已民疾病者、置之黄金一斤直食八石、民之知時、曰歲且阨、曰某穀不登、曰某穀豐者、置之黄金一斤直食八石、民之通於蠶桑、使蠶不疾病者、皆置之黄金一斤直食八石、

人民の能く草木を培養する者、及び果物を蕃殖せしむる者、及び醫士には、何れも黄金一斤直食八石を俸給とし、人民の時季を知りて曰く、今年は凶年なり、曰く某の穀は登り熟せず、曰く某の穀は、豐熟なりと、豫め之を知るものあらば、黄金一斤直食八石を給與し、人民の蠶桑の事に通じ、蠶の疾病を除く方法を知るものは、黄金一斤直食八石の俸給を與ふ、皆敎務を執らしむ、

謹聽其言、而藏之官、使師旅之事無所與、此國策之者也、國用相靡而足、相困揲而沓、然後、置

へば千石の米を、一日間に用ゆれば、價は重し、一箇月に用ゆれば、價は輕し、故に高下の操縱に由れば、一を以て十となすべく、十を以て百と爲す可し、斯くして十の半を引て、其四を藏め、五を以て運用の事を操るも、別に一の餘饒あり、以て君の政道の開閉に便にす、

桓公曰、何謂決塞、管子曰、君不高仁則國不相被、君不高慈孝則民簡其親、而輕過、此亂之至也、則君請以國策十分之一者、樹表置高、鄉之孝子聘之幣、孝子兄弟衆寡、不與師旅之事、

桓公曰く、何をか政道の開閉と謂ふ、管子曰く、君は仁德を崇めざれば、國は惠を被らず、君は慈孝を崇めざれば、人民は其親を簡略にして、過を輕んず、人情輕薄にして、亂の至りとなる、故に君は前文の餘饒なる十分の一を以て、此仁德慈孝の費用に供ふべし、其方法としては、人の見易き表を樹てゝ、高所に置き、鄉里の孝子は、之を存問して、物を贈り、孝子の兄弟は衆寡に拘らず、軍事の役務を免除すべし、

樹表置高、而高仁慈孝、財散而輕、乘輕而守之以策、則十之五有在、上運五如行事如日月之終復、此長有天下之道、謂之准道、

人民の目表を樹てゝ、高きに置きて、仁德と慈孝とを崇ぶときは、財は富家に聚らずして、價輕し、輕きに乘じて、之を守るに、策を以てするときは、十の五は上に在り、上は五を運用して、事を行ふと、日月の終りて、其の始に復るが如くす、是れ、長く天下を有つ道なり、之を政治の開閉にて、物價を平均する法といふ、

桓公問於管子曰、請問教數、管子對曰、民之能明於農事者、置

不通權策、其無能者矣、

地量百畝は、一夫の力にて作る所なれども、穀の價は、一より百までの間を高低す、年の豐凶によりて、此差あり、其の移し賣るとき、代價十倍に上れば、百畝は千畝の如く、千乘の國は萬乘の國の如し、故に地に量ありて、國に策なし、桓公曰く、善し、今や小國は大國を治めんと欲し、大國は天下を治めんと欲す、權策に通ぜざれば、能することなし、

桓公曰、今行權奈何、管子對曰、君通於廣狹之數、不以狹畏廣、通於輕重之數、不以少畏多、此國策之大者也、

桓公曰く、今や權を行ふは、奈何せん、管子對て曰く、君は、百乘の小國を、千乘の大國と爲す術に通ぜば、狹きを以て、廣きを畏れざるべし、輕きを重くする法に通ぜば、收粟の少きを以て、收粟の多きを畏れざるべし、此れ國策の大なるものなり、

桓公曰、善、蓋天下視海內、長譽而無止、爲之有道乎、管子對曰、有、曰軌守其數、准平其流、動於未形、而守事已成、

桓公曰く、善し、威は天下を蓋ひ、德は海內に示し、名譽を延長して止むことなきは、之を爲すに道あるか、管子對て曰く、軌法を誤らず、穀價の平均を維持して、市價の高低激甚ならざる以前に、糴糶を操縦し、高下の定りたる後に守る、

物一也、而十、是九爲用、徐疾之數、輕重之策也、一可以爲十、十可以爲百、引十之半而藏四、以五操事、在君之決塞、

物は一なれども、價上りて十となる、是れ一を保存するも、吾が用となるもの九を餘すなり、蓋し、疾徐の術數あり、疾くすれば重くなり、徐くすれば輕し、例

九、則吾九爲餘於數、策豐則三權皆在君、此之謂國權、

桓公曰く、三權を守る法は、奈何ん、管子對て曰く、大豐年には、政府收穀の半分を藏め、凶年にも半分を藏む、桓公曰く、凶年には、民食足らず、上より附け益して、之を救ふべきに、何を以て能く其半分を藏むるか、管子對て曰く、凶年には、人民自ら食し難きを知る、故に少しく益すも、大に喜ぶ、且つ穀價の騰貴に由り、一石は十石の用を爲すべく、十石は百石の用を爲す可し、凶年の心を以て豐年を守れば、凶年の准數は米價高きを以て一石を十石に當るも、豐年の策數は十に九を去りて用ひず、豐凶共に十分の一を用ゆ、斯くして、政府は常に九の數を餘饒とす、故に豐年を計れば府庫常に實す、凶年にも半分を藏む可し、斯くして天地人の三權は、君に歸す、此れ之を國權といふ、
隘と阨　兩字共に凶の意なり、

桓公問於管子曰、請問國制、管子對曰、國無制、地有量、桓公曰、何謂國無制地有量、管子對曰、高田十石、間田五石、庸田三石、其餘屬諸荒田、

桓公は管子に問ひて曰く、國の制を問ふ、管子對て曰く、國に制なし、地に量あり、桓公曰く、何をか國に制なく、地に量ありといふ、管子對て曰く、高田は十畝に十石、中田は十畝に五石、下田十畝に三石、其餘はこれを荒田に屬す、
高田間田庸田　高田は上田のこと、間田は上下の間即ち中田にして、庸田とは下田をいふ、

地量百畝、一夫之力也、粟賈一、粟賈十、粟賈三十、粟賈百、其在流策者、百畝從中千畝之策也、然則、百乘從千乘也、千乘從萬乘也、故地有量、國無策、桓公曰、善、今欲爲大國、大國欲爲天下、

粟、顧之、立黔落力重、與天下調、彼重則見射、輕則見泄、故與天下調、泄者失權也、見射者失策也、

管子曰く、請ふ貨幣を鑄造せん、二年積み蓄へたる穀を、保證準備として存し置き、村落を設けて、銅錢を鑄ん、斯くすれば、我の財力は重くなりて、天下と錢穀百貨を調劑するに足る、蓋し我國に財力無ければ、隣邦に利せらる、例へば、物價が彼重ければ、我の輕きを買ひ取る、彼輕ければ、我に高く賣り込む、斯の如く、隣邦が物價高低の利を制して、我國に賣買するは、是れ我國が、輕重の權策を失ふに由るなり、○顧　讎るなり、擔保することなり、○黔落　黔首とて民のこと、落は村のこと、○泄　賣込なり、○射　取るなり、

不備天權、下相求備准、下陰相隷、此刑罰之所起、而亂之之本也、故平則不平、民富則不如貧、委積則虛矣、此三權之失也已、

政府が、久旱洪水凶荒等に備へざれば、下民は必ず自から相求めて、準備を爲し、陰かに富家に隷屬す、此れ刑罰の起る所にして、亂の起る本なり、故に此富家が穀を備へ置く狀態にて、物價の平均を保つは、其實に於て平均に非ず、富家に制せらるゝなり、蓋し政府より見れば、人民の富めるよりは、貧なるにしかず、人民富めば、政府の貯藏は、去りて富家に歸す、遂に天地人三權の利を失ふ、

桓公曰、守三權之數奈何、管子對曰、大豐則藏分、阨亦藏分、桓公曰、阨者所以益也、何以藏分、管子對曰、隘則易益也、一可以爲十、十可以爲百、以阨守豐、阨之准數一上十、豐之策數十去

民の糧なく子を賣るものを贖ひ、禹王は歴山の金を鑄て、貨幣を造り、民の糧なく子を賣るものを救助せり、天權失すれば、人地の權は皆失すること此の如し、

王者歲守十分之參、三年與少半成歲、三十一年而藏十一年與少半、藏三之一、不足以傷民、而農夫敬事力作、故天毀埊凶、旱水泆、民無入於溝壑乞請者也、此守時以待天權之道也、

故に王者は、歲に穀の十分の三を守り、三年及び一年の三分の一を積みて、一歲の穀を成す、三十一年間を積めば、九歲及び一歲の三分の一の穀を收む、蓋し參分の一を藏するは、少額にて、人民に害無きを以てなり、斯くすれば、農夫は敬て力作を事とす、故に天災地禍にて、久旱洪水あるも、人民は溝壑に落つるもの無く、乞食するものもなし、此れ時を守りて、天權の回復を待つ道なり、

十一年　九年の誤なり、○埊凶　埊は地の古文なり、○乞請　乞食するをいふ、

桓公曰、善、吾欲行三權之數、爲之奈何、管子對曰、梁山之陽綪緤夜石之幣、天下無有、管子曰、以守國穀、歲守一分、以行五年、國穀之重、什倍異日、

桓公曰く善し、吾は三權の數を行はんと欲す、之を爲す奈何ん、管子對て曰く、梁山の陽は赤縉の緤線や夜中に光を放つ玉ありて、幣貨となる、是は天下に有ることなし、此幣貨を以て、穀を買ひ、一歲に半分を守り、五年を積むときは、民間の穀少くして、其の重きこと、異日に十倍するに至るべし、

管子曰　此三字は衍文なり、○一分　一半と同く用ふ、

管子曰、請立幣、國銅以二年之

國民之貧富如加之以繩、謂之國軌、

大家は、其の宮室を美はしく修むるに、大木を用るゆゑ、重租に服す、小家は室廬を造るに、小木を用ゆるゆゑに、小租に服す、政府は軌量の法を立てゝ、人民の貧富兩者は、準繩を當てたる如く、小大輕重、各自適度の租稅を納むるに至る、之を國軌と謂ふ、

山權數第七十五　管子輕重八

此篇は天地人の三權を本とし、權數を以て、國家を御することを說く、

桓公問管子曰、請問權數、管子對曰、天以時爲權、地以財爲權、人以力爲權、君以令爲權、失天之權、則人地之權亡、

桓公は、管子に問ひて曰く、權數を問ふ、管子對て曰く、天は時を權とし、地は財を權とし、人は力を權とす、君は法令を權とす、天が權を失ふときは、人地の權は亡ぶ、權とは自ら重くして、物を致す力なり、

桓公曰、何謂失天之權、則人地之權亡、管子對曰、湯七年旱、禹五年水、民之無饘賣子者、湯以莊山之金鑄幣、而贖民之無饘賣子者、禹以歷山之金鑄幣、而贖民之無饘賣子者、故天權失、人地之權皆失也、

桓公曰く、何をか天の權を失へば、人地の權亡ぶと謂ふ、管子對て曰く、湯王の時に七年の大旱あり、禹王の時に五年の大水あり、人民の窮して饘なく、子を賣るものあり、湯王は莊山の金を鑄て、貨幣を造り、人

を伐らしむ、宮中とは屋敷をいふ、屋敷の周圍に、桑を植ゑずして、花木を植るは、女功を害するものとす、

朝夕は高下なり、○柴樹は花木なり、

宮室械器、非山無所仰、然後、君立三等之租於山、曰握以下者爲柴楂、把以上者爲室奉、三圍以上、爲棺槨之奉、柴楂之租若干、室奉之租若干、棺槨之租若干、

宮室を作り、械器を造るは、山に非れば、其木材を仰ぐ所なし、然る後に、君は三等の租を山に立つ、曰く雙手に握るを握とす、握以下の木は柴楂とす、兩手にて握るを把とす、把以上を室奉とす、室を造くるに用ゆるゆゑなり、三把以上を棺槨の奉とす、柴楂の租は若干、室奉の租は若干、棺槨の租は若干なり、

管子曰、鹽鐵撫軌、穀一廩十、君常操九、民衣食而繇、下安無怨咎、去其田賦、以租其山、巨家重葬其親者、服重租、小家菲葬其親者、服小租、

管子曰く、鹽鐵の税を取扱ふに、幣穀交換の法に依れば、穀は一分の割合にても、鹽鐵の上納には、十分の利租あり、故に、君は常に此九分を運用して、民財を羅し取る、民は假貸して衣食し、徭役に就く、安んぞ君上を怨まざるを得んや、政府は宜しく其田に賦する、兵車戰具の税を去るべし、其の代りに山木に租すべし、斯くすれば、巨家は其親を重葬する爲めに、多く木材を買ひて、重租に服し、小家は其親を菲く葬るゆゑに、小租に服す、

巨家美修其宮室者、服重租、小家爲室廬者、服小租、上立軌於

梁と渭陽と瑱との牛馬は、平廣の野に滿つ、牧者は、之を毆り售らんと請ふ、是に於て、官は牛の角を檢し、馬の齒を察し、其老壯を量りて曰く、國家に師旅の起るあらば、戰車に之を毆り就くる爲に、子の牛馬を斂め買はん、然れども、官は幣なきゆゑに、請ふ穀を以て、市の平準なる價に由り、子の牛馬を償はんと、乃ち粟を進めて、買者と牧者と相議して、價を定め、其粟を散して、牛馬の價と平準し、牛馬は官に歸す、

齊衍　平廣の牧地なり、○顚齒　顚は牛の角にて、齒は馬の齒なり、牛は角にて年を知り、馬は齒にて年を知る、

管子曰、請立貲於民、有田倍之、內毋有其外、外皆爲貲壤、被鞍之馬千乘、齊之戰車之具、具於此、無求於民、此去丘邑之藉也、

管子曰く、願くは民の田畝の價を定めん、田畝の價を定むれば、齊の田は、現在より、別に一倍多き收入となる、邦內には貲外の田無きに至り、現在貲外の地も、皆貲ある地となる、鞍を被る馬千乘、及び戰車の具は、皆此の新地價に屬する稅を以て、辨するを得べし、更に人民に求ることなし、此れ丘邑の稅を免ずる法なり、

皆爲貲壤　地價のなき、小細の田畝も、皆地價あるに至る、今日の我邦の如くなれば、收稅は大に增す、○丘邑之藉　四井を邑といふ、四邑を丘といふ、兵馬戰車は丘邑より出づ、

國穀之朝夕在上、山林廩械器之高下在上、春秋冬夏之輕重在上、行田疇、田中有木者、謂之穀賊、宮中四榮樹其餘、曰害女功、

穀價の貴賤を制するは、上の權に在り、山林の價の高低、及び廩に藏むる所の器械の價の升降及び春秋冬夏の產物の輕重等を制するも、上の權に在り、田疇を巡行して、田中に木あるものは、之を穀賊と曰ひ、之

準備を、十日間に完成す、冬は農務尤も間にして、且つ短日ゆゑに、二十日を用ゆ、

桓公曰、善、吾欲立軌官、爲之奈何、管子對曰、鹽鐵之策、足以立軌官、桓公曰、奈何、管子對曰、龍夏之地、布黄金九千、以幣貲金、巨家以金、小家以幣、

桓公曰く善し、吾は軌官を立んと欲す、之を爲すに奈何ん、管子對て曰く、鹽鐵の策は、以て軌官を立るに足る、桓公曰く、奈何ん、管子對て曰く、龍夏の地へは、貸附る金額九千にして、幣貨と金とを用ゆ、巨家には貸すに金を以てし、小家には幣貨を以てす、小家は用ゆる所、少くして贖ふこと能はざる恐れあり、故に幣貨即ち刀布を貸附とす、

周岐山至於峥丘之西塞丘者、山邑之田也、布幣稱貧富而調之、周壽陵而東、至少沙者中田也、據之以幣、巨家以金、小家以幣、三壤已撫、而國穀再什倍、

周の岐山より峥丘の西なる塞丘に至るは、山邑の田なり、此地に幣を貸附け、貧富を稱りて、之を調和す、周の壽陵より東して少沙に至るは、中田なり、之を治むるに、幣の貸附を以てす、巨家には金を以てし、小家には幣貨を以てす、龍夏岐山壽陵の三地は慰撫せられて、其穀を致す、故に、政府の藏穀は、二十倍の多きに至る、

梁渭陽瑣之牛馬、滿齊衍、請敺之顚齒、量其高壯、曰國爲師旅、戰車敺就、斂子之牛馬、上無幣、請以穀、視市櫎而庚子牛馬、爲上粟、二家立貲、散其粟、反准、牛馬歸於上、

矣、泰秋民之且所用者君已廩之矣、泰冬民之且所用者君已廩之矣、

桓公曰く、何をか四務と謂ふ、管子對て曰く、泰春に農民の用ひんとする耒耜器より種饟糧の類に至るまで、君は之を廩に藏め、泰夏泰秋泰冬も皆此の如く、廩に藏めて、豪富大賈の利を擅にするを制す、○泰春泰夏　大春大夏といふに同じ、尊びて稱すなり、

泰春功布日、春縑衣、夏單衣、桿籠累箕勝籯屑糗、若干日之功、用人若干、無貲之家、皆假之、械器勝籯屑糗公衣、功已而歸公、衣折券、

春事の令を民間に布く日に、政府は春の縑衣、夏の單衣を備へ、籠累箕勝贏屑糗の類をも、籠め置き、若干日の間の仕事には、若干人を要すと豫定す、故に、資力無き家は、皆此の官の具を借りて、械器勝籯屑糗公衣等を使用す、既にして仕事畢れば、之を官に返し、其借用證文を取消す、○桿　置くことなり、○籠累　竹にて組み編みて、土を盛り二人にて、之を舁くもの、○勝籯　土を盛る器なり、今のテザルの類なり、○衣折券　衣は衍字なり、折券とは割引すること、帳消しのこと、

故力出於民、而用出於上、春十日不害耕事、夏十日不害芸事、秋十日不害斂實、冬二十日不害除田、此之謂時作、

故に、勞働は民より出てゝ、財用は上より出づ、民の費なし、春の十日の間には衣食器械を具へざれば、農作出來ざるに、今之を上より借りて、耕作の損害を免る、夏の十日も芸耨することを害せず、秋の十日も實を斂むることを害せず、冬の二十日も田を治むることを害せず、此れ之を時作といふ、○冬二十日　春夏秋は、農事急なるを以て、衣食器具の

幣は下に在りて、萬物は上に在り、民間の萬物は價貴き十倍となる、府官は市の平准なる價を以て、萬物を出し賣る、其高價を極めて止む、國家の軌量する法は、其數を未形の前に布く、價の貴賤已に成るに據りて、錢穀百物を運用す、又號令に因りて、物價を進退す、毫も民に求むることなし、之を國軌といふ、

○歛は收なり、買入るなり、

桓公問於管子曰、不藉而贍國、爲之有道乎、管子對曰、軌守其時、有官天財、何求於民、

桓公は、管子に問ひて曰く、税を取らずして、國家を贍はすに道あるか、管子對て曰く、四時の天候を軌り守りて、天の生ずる所の財をして、其職を盡さしめ、海より珠玉を出し、山より金を産する類を、十分ならしめば、何ぞ人民に求むるを要せん、

桓公曰、何謂官天財、管子對曰、泰春民之功徭、泰夏民之令之所止、令之所發、泰秋民令之所止、令之所發、泰冬民令之所止、令之所發、此皆民所以時守也、此物之高下之時也、此民之所以相幷兼之時也、君守諸四務、

桓公曰く、何をか天財を官にすと謂ふか、管子對て曰く、泰春は民の功徭に就く時なり、泰夏は、政令の禁止する所あり、開發する所あり、山澤に禁あり、發ある類なり、君は四時の天候により、禁發を號令す、泰秋泰冬も同じ、蓋し是れ民が時節に應じて、自から守り、物を賣買する時なり、故に物價高下の時なり、民の相ひ幷せ兼ぬる所以の時なり、君は之を制御する爲めに、四時の務を守る、

桓公曰、何謂四務、管子對曰、泰春民之且所用者君既稟之矣、泰夏民之且所用者君已稟之

曰、上且修游、人出若干幣、謂隣縣曰、有實者皆勿左右、不贍則且爲人馬假其食民、

前策の外に、又一策あり、爰に政府の米倉充實して、平時の十倍なれば、大家の富豪に謂て曰く、上は游觀を修めんとす、人々若干幣を出せと、又隣縣に謂て曰く、穀實あるものは、左右して米を賣り出す勿れ、政府は糧食足らざれば、從ふ所の人馬の爲に、糧食を沿途の民に假らんとす、

委貲　は蓄財なり、

隣縣四面櫎穀、坐長而十倍、上下令曰、貲家假幣、皆以穀准幣、直幣而庚之、穀爲下、幣爲上、

隣縣の四面は、穀價を平にし、坐ながら十倍の騰貴に至る、此時、上より令を下して曰く、富者に假したる幣は、皆穀價を以て准用し、穀の代りに、幣を上納せよと、是に於て、穀は下に流れ、幣は政府に入る、

庚　は償なり、

百都百縣軌、據穀坐長十倍、環穀而應假幣、國幣之九在上、一在下、幣重而萬物輕、

四縣を都と稱す、官吏を置きて、之を治む、百都も百縣も、幣穀交換の法に由り、穀價十倍に騰貴したる時は、其騰貴の相場を以て、富家への貸金を算し、穀の代りに、幣を上納せしむ、是に於て、國幣十分の九は、政府に入り、其一は民間にあり、故に幣重くして、萬物は輕し、

斂萬物應之以幣、幣在下、萬物皆在上、萬物重十倍、府官以市櫎、出萬物、隆而止、國軌布於未形、據其已成、乘令而進退、無求於民、謂之國軌、

政府は萬物を買ひ、之に應じ支拂ふには幣を以てす、

上幣爲下、高田撫間田、山不被
穀十倍、

重歲とは、毎年をいふ、豐年つゞきにて、五穀登り熟するとき、上田に耕す民に謂ひて曰く、吾は幣を子に寄せ託するもの若干あり、鄕穀の價平準して若干となる、請ふ子が爲に、幣の十分三を減じ、穀を以て納めしむべしと、斯くすれば、民喜びて、穀を多く上納す、幣は民間に流る、高田の民は、穀少きを以て、中等の田の民を慰撫し、山中の田は、穀粟を被らざるもの、他日に十倍す、

重歲　比年のことにて、連年といふごとし、○高田は膏腴の田なり、○萠　は民なり、

山田以君寄幣、振其不贍、未淫失也、高田以時、撫於主上、坐長加十也、女貢織帛、苟合於國奉者、皆置而券之、

山田に耕す民は、君より寄託せられたる、幣を以て、穀の贍らざるを補ひ、未だ大に失はず、之を久しくして、高田も穀乏しくなれば、君上より幣を受けて慰勉せらるゝに至る、是に於て、穀の價は坐ながら長じて、十倍となることとなり、女の織帛を奉供するもの、國の供用に適ふときは、皆留め置て、代金を予へず、券を與ふ、

以鄕櫎市準、曰上無幣有穀、以穀準幣、環穀而應策、國奉決穀、反準賦、軌幣、

上より織帛の代金を予んとするとき、鄕櫎市準とて町村の平準の價を定め、告げて曰く、上には幣なくして、穀あり、穀を以て幣に準ず、穀を環らして、織帛の價に須ゆる所の計數に應ず、政府より支拂ふには、穀を出し、幣の割合に應じて、民間に布く、以て、國幣の軌數を完くす、

○鄕櫎市準　鄕里に價を定め、市中に價を定む○賦は布なり、

穀廩重有加十、謂大家委貲家

田若干、食者若干、某鄉之女事若干、餘衣若干、

桓公曰く、軌する意は、如何に行ふか、管子對へて曰く、其軌に據ることを隱密にせざれば、下民は却て其上を制するに至る、桓公曰く、此の汝の言は何を謂ふか、管子對て曰、某の鄉田は若干あり、之に食ふ民は若干あり、某鄉の女事は若干にして、其餘衣は若干あり、

謹行州里、曰、田若干、人若干、人衆田不度食若干、曰田若干、餘食若干、必得軌程、此調之泰軌也、

謹んで、州里を巡行し曰く、田地は若干ありて、人口は若干あり、人口多くして、田地少く、食を度らず、穀足らざる若干なり、曰く、田地は若干なり、餘食は若干あり、必ず軌數の章程を得、此れ穀價の輕重を調和する大數なり、

然後、調立環乘之幣、田軌之有餘於其人食者、謹置公幣焉、大家衆、小家寡、山田間田、曰終歲其食不足於其人若干、則置公幣焉、以滿其准、

然る後に、穀と幣と、多少に應じて交換する法を調へ立て、以て物價の平均を圖る、田地の軌數の、其人の食量に餘あるものは、謹んで公の幣を置く、大家は產を殖するものにて、自ら耕作せず、小家は皆農作を事とす、故に穀を生ずるもの少數にして之を食ふもの多き、山田及中等の田あり、一箇年に其食の人數に足らざる、若干なるときは、公の幣を置き、穀價の平均を完くす、

重歲豐年、五穀登、謂高田之萌曰、吾所寄幣於子者若干、鄉穀之櫎若干、請爲子什減三、穀爲

群軌、相壤宜、

曰く、某鄕の女は、壯健にして、事に勝るもの、一年紡績す、其功業は若干にして、時價の貴賤に當て、、其價を定む、一箇年に他人と自分との衣被したる外の餘衣は、若干あり、凡そ群軌を區別するに、土地の宜きを相て、之を定む、

○橫　時價を一定して、高低なからしむること、漢にいふ月平の義なり、橫は橫と同じ、橫は衡に通ず、平の義なり、

桓公曰、何謂別群軌相壤宜、管子對曰、有莞蒲之壤、有竹箭檀柘之壤、有汜下漸澤之壤、有水潦魚鼈之壤、今四壤之數、君皆善官而守之、則藉於財物、不藉人畝、

桓公曰く、何を群軌を別ち、壤の宜きを相ると謂ふか、管子對て曰く、莞蒲の生ずる土壤あり、竹箭檀柘の土地あり、汜下とて水の延漫する所、漸澤とて水の浸す澤のある土地あり、水潦にして魚鼈の生ずる土地あり、此の四壤の軌數は、君皆適任の官吏をして、守らしめば、此の財物に稅するを得べし、斯くすれば、人民の小なる畝に稅せずして足る、

十畝之壤、君不以軌守、則民且守之、民有過移長力、不以本爲得、此君失也、

十畝の小地といへども、君は軌數を以て、之を守らざれば、人民之を私して、守らんとす、人民既に之を守れば、此澤に生ずる、財物を他へ移し、此の竹箭を他に過して、自分の財力を增長し、本業の農を、得策とせざるに至る、此は君の過失なり、

桓公曰、軌意安出、管子對曰、不陰據其軌者、下制其上、桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、某鄕

山國軌第七十四

管子輕重七

山、木、國、田、皆度量術數を施して、國庫の收入に便にす、

桓公問管子曰、請問官國軌、管子對曰、田有軌、人有軌、用有軌、鄉有軌、人事有軌、幣有軌、縣有軌、國有軌、不通於軌數、而欲為國不可、

桓公は、管子に問ひて曰く、國にあるものをして、盡く職事に服せしめんとす、其度量の法を問ふ、管子對へて曰く、田に軌あり、人に軌あり、用に軌あり、人事に軌あり、貨幣に軌あり、縣に軌あり、城下に軌あり、軌數に通せずして、國を爲めんと欲するは不可なり、

○縣國　縣とは、田舍をいふ、國とは城下即ち都邑をいふ、○軌數　度量の方法にて、今の統計學のごとし、

桓公曰、行軌數奈何、對曰、某鄉田若干、人事之準若干、穀重若干、曰某縣之人若干、田若干、幣、若干、而中用、穀重若干、而中幣終歲度人食若干、

桓公曰く、軌數を行ふは、奈何するか、對へて曰く、其鄉の田地は若干にして、人事に支給する表準は若干なり、穀の價の貴は若干なり、曰く、某鄉の人口は若干にして、田地は若干なり、通用の貨幣は若干にして、用に中る、又穀の貴きこと若干にして、幣の數に中る、一箇年に、此縣の人の食する所は若干なり、

○若干　幾何といふに似て、數を定めず、概言するなり、

曰某鄉女勝事者終歲績、其功業若干、以功業直時、而櫎之、終歲人已衣被之後、餘衣若干、別

先王爲其途之遠、其至之難、故託用於其重、以珠玉爲上幣、以黄金爲中幣、以刀布爲下幣、三幣握之、則非有補於煖也、食之則非有補於飽也、

先王は、其途の遠くして、其至る難きが爲に、用を其重きに託し、珠玉を以て上幣と爲し、黄金を以て中幣となし、刀布を以て、下幣となす、三幣は之を握るも煖に補ひあるに非ず、之を食ふも、飽くに補ひあるに非ず、

刀布　刀は契刀とて、刀の形をなす、通用の銅貨なり、布は布にて造りたる、軍票のごときものなり、

先王以守財物、以御民事、而平天下也、今人君藉求於民、令曰十日而具、則財物之賈什去一、令曰八日而具、則財物之賈什去二、朝令而夕具、則財物之賈什去九、先王知其然、故不求於萬民、而藉於號令也、

先王は、財物を守り、人民の事を治めて、天下を泰平にす、今や、人君は人民に税求するに、令して、十日以内に具へよといふときは、人民税に困して、財物を低價に賣り、物價は十分の一を減ず、令して、八日以内に具せよといふときは、財物の價は、十分の二を減ず、令して五日以内に具せよといふときは、財物の價は、十分の五を減す、朝に令して、夕に具せしむるときは、財物の價は、十分の九を減ず、急なれば、益す減ず、先王は其然るを知る故に、萬民に求めず、常の號令に由る、人民は物價の激變を受けずして、税を上納し畢るなり、

大國は款を鄰國に納れて降參し、小國は財用を傾けて亡ぶ、何を以て、此の勢を恢復せんか、

纖孤　相續人なり、○及　反の誤なり、

曰、百乘之國、官賦軌符、乘四時之朝夕、御之以輕重之准、然後、百乘可反也、千乘之國、封天財之所殖、械器之所出、財物之所生、視歲之滿虛、而輕重其祿、然後、千乘可足也、

曰く、百乘の國は、政府より、物の分量と符號とを定めて、民に公示し、民の物價を制するを許さず、政府は物價の高低に乘じ、輕重の平均を制す、然る後に、百乘の國も、强盛の勢に反るべし、千乘の國は、天然に蕃殖する、金玉草木、及び、器械に由りて成るもの、及び財物より製出するもの等を、政府にて專制し、歲の豐滿と凶虛とを視て、物價を輕重す、然る後に千乘の國も財用充足すべきなり、

四時之朝夕　は物價の四時に隨ひて、貴賤することをいふ、○封　利を專にし、自ら私するなり、○歲之滿虛　滿は豐年にて、虛は凶年なり、

萬乘之國、守歲之滿虛、乘民之緩急、正其號令、而御其大准、然後、萬乘可資也、

萬乘の國は、歲の豐滿と虛凶とを守り、人民の緩急に乘じ、其號令を正して、其物價平均の術を普く行ふ然る後に、萬乘の國も、資財充實すべし、

玉起於禺氏、金起於汝漢、珠起於赤野、東西南北距周七千八百里、水絕壤斷、舟車不能通、

玉は禺氏といふ地に生じ、金は汝漢の地に生じ、珠は赤野の地に生ず、東西南北に在りて、周ゝ距ること七千八百里の遠きに在り、水も絕え壤地も斷えて、舟も車も通ずる能はざるなり、

削太半、何謂百乘衢處託食之君也、夫以百乘衢處、危懾圍阻千乘萬乘之間、

百乘の小國を以て、四達の地に衢處す、之を託食の君と謂ふ、千乘の國を以て、衢處すれば、土壤を削らるゝ三分の一なり、萬乘の國を以て衢處すれば、土地削らるゝ三分の二なり、地廣くして、削らるゝ多し、何をか百乘衢處する、託食の君と謂ふ、蓋し百乘を以て千乘萬乘の國に、圍まれ阻てらるを、危ふみ懼れ、根據なくして、人に寄食する君なり、

夫國之君不相中、擧兵而相攻、必以爲扞格蔽圉之用、有功利不得鄕、大臣死於外、分壤而功列陳、繫纍獲虜、分賞而祿、

彼の百乘の君が、他の國の君と、相怨み怒り、兵を擧げて相攻むれば、百乘の下にも、必ず扞格し、蔽圉して働く臣民あり、然れども、功利ありて、饗することを得ず、大臣が國外に戰死すれば、土壤を分ち封じて、功烈は政府に錄し、獲虜を獻ずるものには、賞を分ちて祿す、

扞格蔽圉　扞格は防ぐこと、蔽はおほふこと、圉はふせぐこと、○不得鄕　國貧にして、費途に窮するなり、鄕は饗なり、

是壤地盡於功賞、而稅藏殫於繼孤也、是殊名羅於爲君耳、無壤之有、號有百乘之守、而實無尺壤之用、故謂託食之君、然則、大國內款、小國用盡、何以及此、

是れ壤地は、功賞に用ひ盡し、稅の貯へたるものは、死事者の相續人に支給して、用ひ殫す、是れ殊に名は君たるに、羅列するのみにて、土地を有せず、百乘の守りありと號するも、實は一尺の土壤の用なし、故に託食の君といふ、斯くすれば、國は大小と無く、皆衰ふ、

餘、百人稟食、千人得餘、

彼の人君は、其本末を守り操ることを謹み、嚴重にす、而して男女父兄童子は、悉く稅に服し被らざるものなし、一人が君の稟祿を食するときは、十人其餘を食するを得、十人稟祿を得るときは、百人其餘を食するを得、百人稟食するときは、千人其餘を食するを得るなり、

夫物多則賤、寡則貴、散則輕、聚則重、人君知其然、故視國羨不足、而御其財物、穀賤則以幣予食、布帛賤則以幣予衣、視物之輕重、而御之以准、故貴賤可調、而君得其利、

夫れ物は多ければ賤しく、寡ければ貴し、散じ賣れば輕く、聚め買へば重し、人君は其然るを知る、故に國の羨と不足とを視て、其財物を御す、穀賤しければ、幣金を與へて、民に、穀を買はしめ、布帛賤しければ、幣金を與へて、民に衣を買はしむ、物の輕重を視て、之を御するに平均の術を以てす、故に物價の貴賤は調ふべくして、君は其利を得るなり、

前有萬乘之國、而後有千乘之國、謂之抵國、前有千乘之國、而後有萬乘之國、謂之距國、壤正方四面受敵、謂之衢國、

前に萬乘の國ありて、後方に千乘の國あるは、之を抵國といふ、抵は觸ることにて、獸角を以て人に觸るごとく、大國の爲に抵觸せらるゝをいふ、前方には、千乘の國ありて、後方には萬乘の國ある、動もすれば其後方を襲擊せられ、雞距を以て物を擊つがごとく、之を拒ぐ故に、距國と名づく、土壤は方形にして、四面敵を受るを衢國といふ、衢とは四達の道路なり、

以百乘衢處、謂之託食之君、千乘衢處、壤削少半、萬乘衢處、壤

○謂之毀成　家屋に税すれば、民は成りたる家も毀つて小にす、○謂之禁耕　田には、常税あり、又小狹なる地にても、畝に從ひて税すれば、民は耕を止めて、棄地とす、○謂之離情　下情は上を離れて、君を怨む、○謂之養贏　正戸に税すれば、游食の民は、税を納めず、徒に養はるゝに似たり、

故天子藉於幣、諸侯藉於食、中歲之穀、糴石十錢、大男食四石、月有四十之藉、大女食三石、月有三十之藉、吾子食二石、月有二十之藉、

故に天子は、金幣に税す、諸侯は食物に税す、中歲にて豐年ならず、凶年ならざる穀は、糶するに、買人より毎石十錢の税を取る、斯くすれば、人民の間接税は下の如し、大男は四石を食ふ、(一石は我が八升五合四勺八撮なれは、四石にて、三斗四升一合九勺二撮となる)、是は玄米なり、精すれば、此數減ず、因て月に四十錢の税あり、大女は三石を食ふ、月に三十錢の藉あり、童子は二石を食ふ、月に二十錢の税あり、

歲凶穀貴、糴石二十錢、則大男有八十之藉、大女有六十之藉、吾子有四十之藉、是非人君發號令、收穡而戶藉也、

豐稔ならざるときは穀貴し、賣米は買人より、毎一石に二十錢の税を取る、其結果として、大男は八十錢の税あり、大女は六十錢の税あり、童子は四十錢の税あり、是れ間接税なり、人君が號令を發し、戶毎に收むるにあらず、

○糴　糶の誤りなり、○收穡　穡は斂なり、收斂することをいふ、

彼人君守其本委謹、而男女諸君吾子、無不服藉者也、一人廩食十人得餘、十人廩食、百人得

り、耜は犂なり、○種饟　種は穀種をいひ、饟は午飯をいふ、○糧食　旅行者の齎す所の糗なり、○取贍於君　贍は不足を補ふをいふ、耒耜械器より、糧食に至るまで、不足あるときは、官に告げて之を救助することを請ふなり、○豪奪　富人が財力を以て、之を奪ひとることをいふ、○民無廢事　民は、不足の物を官に借りて、補ふゆゑに事を廢することなし、

凡五穀者、萬物之主也、穀貴則萬物必賤、穀賤則萬物必貴、兩者爲敵、則不俱平、故人君御穀物之秩相勝、而操事於其不平之間、

凡そ五穀は、萬物の主なり、穀貴きときは、萬物必ず賤し、穀賤きときは、萬物必ず貴し、此の兩の者は、敵を相爲す、穀と物と俱に平なるを得ず、故に、人君は穀と物との秩序を治めて、貴を抑へ、賤を揚げ、相勝たしめて平准なるを要し、事を兩價高低の間に操る、御穀物之秩　穀と物との兩價高低の次第を治めて、不平ならしむ、御は治なり、秩は次第なり、

故萬民無藉、而國利歸於君也、夫以室廡藉、謂之毀成、以六畜藉、謂之止生、以田畝藉、謂之禁耕、以正人藉、謂之離情、以正戶藉、謂之養贏、五者、不可畢用、故王者徧行而不盡也、

故に萬民に稅藉するなくして、國利の君に歸するは、穀物の秩序を御し治むるに在り、夫れ家屋に稅するときは、之れを成る家を毀つといふ、六畜に稅するは、之を生育を止むといふ、田畝に稅するは、耕作を禁ずといふ、正人即ち家長たるもの、一人に三十錢を稅するは、之を君の親情を離すといふ、正戶の本業あるものに、稅するは、贏餘の游民を養ふと謂ふ、此の五の者は、同時に用ゆるを得ず、故に王者は、單に其一を行ふ、而して他の四者を用ひず、

泄平、萬物之滿虛隨財、准平而不變、衡絕則重見、人君知其然、故守之以准平、

凡そ輕重の大利は、高價に賣り、低價に買ふに在り、我國の物重ければ、隣國の輕きを射取る、我國の物價賤しきときは、平價の地に泄注す、是れ貴賤を調和する所以なり、萬物の充滿すると、空虛なるとは、財貨の有無に隨ふ、財貨滿れば物品も隨ひて滿つ、財貨虛なれば物品も隨ひて空虛となる、准平にして物價變せず、衡平絕ゆれば、物の重き見はる、人君は其然るを知るゆゑに、之を守るに、准平を以てし、輕重なからしむ、

○准平　月々に物價を平准して、高低なからしむ、○衡絕則重見　衡も平なり、平准にすること止めば、物價升る、

使萬室之都必有萬鍾之藏、藏繦千萬、使千室之都必有千鍾之藏、藏繦百萬、春以奉耕、夏以奉芸、耒耜械器、種饟糧食、畢取贍於君、故大賈蓄家、不得豪奪吾民矣、然則何、君養其本、謹也、春賦以斂繒帛、夏貸以收秋實、是故、民無廢事、而國無失利也、

萬家ある都邑には、必ず米六萬四千石の貯藏あらしめ、繦を藏する千萬錢ならしむ、千家ある都邑には米六千四百石の貯藏あらしめ、繦を藏する百萬錢ならしむ、春は耕作に奉へ、夏は芸耨に奉へ、耒耜器械種饟糧食とも、畢く補助を君に仰ぐ、故に、大賈貯蓄家をして、下民を豪奪することを得ざらしむ、斯くして、君は其本なる農を養ふを、謹しみ、春は繒帛を斂め、夏は貸して秋の穀の實を待て收む、是の故に、民には廢事なくして、國には失利なきなり、

○春以奉耕　春の耕作に、財用缺乏すれば、官の貯蓄を以て之に供ふ、奉は供なり、○耒耜　耒は耜の柄な

夫往歲之糶賤、狗彘食人食、故來歲之民不足也、物適賤則半力而無予、民事不償其本、物適貴則什倍而不可得、民失其用、然則豈財物固寡而本委不足也哉、

夫れ前年賣米賤ければ、狗豚も人の食すべき穀を食ふ、故に來歲の食物不足す、物賤ければ、價は功力に半にして、錢を予ふるなく、民事も其本資を償ふことなし、物貴ければ、價を十倍にするも、買取り難し、人民は財用を失ふ、然らば是れ、財物の寡きに非ず、本末の相不足するに非ず、

夫民利之時失而物利之不平也、故善者委施於民之所不足、操事於民之所有餘、夫民有餘則輕之、故人君斂之以輕、民不足則重之、故人君散之以重、斂積之以輕、散行之以重、故君必有什倍之利、而財之櫎、可得而平也、

夫れ人民の利は、物價の高低に由りて、失はる、是れ物の利の平かならざるなり、故に善く國を治むるものは、人民の不足する所に、物を散じ與へ、人民の餘りある所より、物を取る、夫れ民は餘りあれば、物を輕んず、故に、人君は之を斂むるに低價を以てす、人民足らざれば、物を重んず、故に人君は、之を散ずるに高價を以てす、斯くして、人君は物を斂め積むに、價賤くして、物を散じ施すに、價貴し、故に人君は、必ず多額の利ありて、財の橫張も得て平かにすべし、斂積之以輕、散行之以重　米を千錢に買ひ、萬錢に賣る如きをいふ、

凡輕重之大利、以重射輕、以賤

ものあるは何ぞや、豪富の家に穀を藏蓄する所あればなり、

人君鑄錢立幣、民庶之通施也、人人有若干百千之數矣、然而人事不及、用不足者何也、利有所幷也、

人君は錢を造り、貨幣を製して、人民の通用に足らしむ、一人に割當れば若干百千の數あり、然れども、人事に爲んとする所あるも、錢幣足らずして、用を缺乏す、是れ何ぞや、豪富が利を幷せ、其家に巨萬を積むを以てなり、

然則、人君非能散積聚、均羨不足、分幷財利、而調民事也、則君雖彊本趣耕而自爲鑄幣而無已、乃今使民下相役耳、惡能以爲治乎、

然るときは、人君能く積聚る金穀を散せしめ、羨と不足とを均一にし、財利を分ち幷せて、民事を調和するに非れば、君は本農を勉めしめ、耕作を促し、自ら爲に幣を鑄て已むなしといへども、却て富豪をして、之を幷藏せしめ、下民を役使せしむるのみ、惡んぞ國を治むるを得んや、

歲適美則、市糶無予、而狗彘食人食、歲適凶則市糴釜十繦而、道有餓民、然則、豈壤力固不足而、食固不贍也哉、

歲は適ま美にして、豐熟すれば、市に穀を糶するも錢を予へて買ものなし、狗や豚は、人の食物を食ふ、歲凶饑なれば、市に糴る米は、一釜即ち六斗四升、(我が五升七合四勺八撮餘)にして、價十繦、即ち千錢なり、道に餓死の民あり、然らば是れ土壤の力の足らざるに非ず、食の贍らざるに非ず、

には穀賤し、令急なれば物重く、令緩なれば、物輕し、然も人君は之を治め制する能はず、故に富賈を自由ならしめ、人民の足らざるに乘じ、其資本を運轉して、多額の利を取らしむ、

穰。米の多く熟するをいふ、○蓄賈。金を蓄へたる賈人、

分地若一、彊者能守、分財若一、智者能收、智者有什倍人之功、愚者有不賡本之事、然而人君不能調、故民有相百倍之生、

地を分つ、一の如きも、弱者は之を失ひ、強者は能く守る、財を分つ、一の如きも、智者は能く聚め、愚者は本を償はざる事あり、然も、人君之を調和する能はざれば、富民の財産は、貧民のものに百倍する差を生ず、

夫民、富則不可以祿使也、貧則不可以罰威也、法令之不行、萬民之不治、貧富之不齊也、且君引錣量用、耕田發草上得其數矣、

夫れ人民富むときは、祿を以て使ふ可らず、貧なれば罰を以て威す可らず、貧民は刑罰に觸るゝことを畏れざればなり、法令の行はれざる、萬民の治らざる、是れ皆貧富の齊しからざるに由るなり、且つ君は錣算を引き、財用を量り、田地を耕し、草土を伐り發き、其年に生ずる所の數を得るなり、

引錣。錣は牙籌にて、算盤のことなり、○發草上。草土を伐り發くこと、開拓をいふ、上は土の誤なり、

民人所食、人有若干步畝之數矣、計本量委則足矣、然而民有飢餓不食者何也、穀有所藏也、

民人の食する所は、人ごとに若干の步畝の數ありて、其生す所の本を計り、其食する所の委を量れば、十分に足る計なり、然れども、民人に飢餓して、食はざる

なし、君相及び他の臣の三者より、出るときは、其國亂れて兵を擧ぐべからず、君相及び士民の四者より出るときは、其國滅亡す、先王は其然るを知る、故に民の衣食居室の屬に至るまで、制限して侵犯の患を絶ち、人民の利益の道を狹くして、巨萬の暴利を得ざらしむ、

孔。は穴なり、門なり、

故予之在君、奪之在君、貧之在君、富之在君、故民之戴上、如日月、親君若父母、凡將爲國、不通於輕重、不可爲籠以守民、不能調通民利、不可以語制爲大治、

故に先王は、人民に與るも、君に在り、之を奪ふも君に在り、之を貧にするも君に在り、之を富すも君に在り、故に民の上を戴くことは、日月の如く、君に親しむこと父母の如し、凡そ國を爲めんとして、物價輕重の道に通ぜざれば、民を守る可らず、民の利を調達せずんば、制度を語るべからず、大なる政治を爲す可らず、

是故、萬乘之國、有萬金之賈、千乘之國、有千金之賈、然者何也、國多失利、則臣不盡其忠、士不盡其死矣、

是の故に、萬乘の國は、萬金を有する賈人あり、千乘の國は、千金を有する賈人あり、然るものは何ぞや、國多く利を失へば、臣も其忠烈を盡さず、士も其死節を盡さず、故に、國は多く利して、民の富むを圖る、

歲有凶穰、故穀有貴賤、令有緩急、故物有輕重、然而人君不能治、故使蓄賈游市、乘民之不給百倍其本、

歲に凶年と豐年とある、故に穀に貴と賤とあり、令に緩急ある故に、物に輕重あり、凶年には穀貴く、豐年

故善者執其通施、以御其司命、故民力可得而盡也、夫民親信而死利、海内皆然、民予則喜、奪則怒、民情皆然、先王知其然、故見予之形、不見奪之理、故民愛可洽於上也、

故に善く國を治る者は、錢幣使用の權を執り、民の司命たる食物を御す、故に民力も得て用ひ盡すべきなり、夫れ人民は信ずる所に親しみて、利益の爲に死す、海内皆然り、民に予ふれば喜ぶ、奪へば怒る、民情皆然り、先王は其然るを知る、故に予ふる形を見はし、奪ふ理を見はさず、故に民愛は上に洽ねく、上に對して愛の至らざるなし、
○死利　我の身を利する者の爲には死を惜まず、

租藉者所以彊求也、租稅者所慮而請也、王霸之君、去其所以彊求、廢其所慮而請、故天下樂從也、

租藉は工商に賦して、事に由り收納す、是れ彊て求むるなり、租稅は、農に就て、徵收す、豫め民に給したる田を量りて、此田には幾何の稅と定む、是れ慮りて請ふなり、王霸の君は、其彊求する所以を去り、其慮りて請ふ所を斂む、故に天下の人は從ふことを樂しむ、
○租藉　臨時の附加稅なり、○廢　斂に作るべし、

利出於一孔者、其國無敵、出二孔者其兵不詘、出三孔者不可以擧兵、出四孔者其國必亡、先王知其然、故塞民之養、隘其利途、

利とは貨財及び慶賞をいふ、利が一門より出で、君主獨り之を爲すときは、天下に敵なし、君と相との、二人より出るときは、國威未だ衰へず敵に屈すること

用之數也、

桓公曰く、然らば國に山海なくば、王たらざるなり、

管子曰く、人の山海に因りて、之に名を假るなり、海ある國は、鹽を吾國に售るに、一釜の價五十錢なれば、吾は受けて官より之を出し賣るに、百錢を以てす、我は製鹽の本事に與らざるなり、但人の爲すことを受けて、價を重くして、推し進めば、一釜に五十錢の利あるべし、若し國に山海なきも、運用して國を富す、是れ術數なり、

國蓄第七十三

管子輕重六

國家は蓄藏し、有餘に據りて、不足を制す、

國有十年之蓄、而民不足於食、是皆以其技能、望君之祿也、君有山海之金、而民不足於用、是皆以其事業、交接於君上也、

政府は十年の蓄あり、人民は食に足らず、此時は、民皆其技能を以て、君の祿を得んことを求む、君上は山海より生ずる金を有し、人民は財用に足らず、此時は、民皆その事業を以て、君上に接し利を取らんとす、

故人君挾其食、守其用、據有餘而制不足、故民無不累於上也、五穀食米民之司命也、黃金刀幣民之通施也、

故に人君は、其食を挾み持ち、其の財用を堅く守り、有餘に據りて、不足を制す、故に人民は上に係累せざるなし、心を君に離さゞるなり、蓋し五穀食米は人民の司命にて生殺を自由にす、刀幣金錢は、人民の使用する所なり、

○刀幣　刀は、大なる錢のこと、幣は紙幣布幣あり、札のこと、

此以下は、鐵に稅することをいふ、今や鐵官の計算に曰く、女一人ごとに、必一鍼と一刀とを所有すれば、女事成立す、耕すものは、必ず一耒と一耜と一銚とを有すれば、其農事は成立す、行きて連軺輂といふ、農作器を載する車を服用するに、必ず一斤と一鋸と一錐と一鑿とを所有すれば其農事成立す、然らずして事を成すものは、天下に有ることなし、

○一鍼　一本の針をいふ、裁縫の用に供す、○一刀　布帛を裁つに用ふ、○一耒一耜一銚　耒は耜の柄にて、耜は唐鋤と稱す、田地を耕すに用ふ、○一銚　鎛といふ鋤の類なり、地を穿つに用ふ、○連軺輂　連は輦なり、軺は小車なり、輂は大車なり、○一斤一鋸一錐一鑿　斤はマサカリといふ、斧の小なるもの、鋸はノコギリ、錐はキリ、鑿はノミ、農事を作すに、此器必用なり、

今鍼之重加一也、三十鍼一人之藉也、刀之重加六、五六三十、五刀一人之藉也、耜鐵之重加七、三耜鐵一人之藉也、其餘輕重皆準此而行、然則舉臂勝事、無不服藉者、

今や鍼の價を貴くし、一錢を增すときは、三十本の鍼にて、三十錢となる、家長一人の稅なり、刀の價に六錢を加へ增す、五刀にて三十錢となる、家長一人の稅なり、耜鐵の價に十錢を增す、三耜鐵にて三十錢となる、家長一人の稅なり、其餘は輕重するも、皆之に准して行ふ、然れば、民は稅を納るも、利なるを以て、臂を舉げ事に勝るもの、鐵の藉を服し被らざるなし、

○重加七　七は十の誤なり、○藉稅なり、

桓公曰、然則國無山海、不王乎、

管子曰、因人之山海、假之名、有海之國、讎鹽於吾國、釜十五、吾受而官出之以百、我未與其本事也、受人之事、以重相推、此人

箇月に五升少半、大女は三升少半とし、吾子は二升少半とす、一家十口とし、男女大人を四人、吾子を六人とし、一箇月食ふ所を、三斗一升三合三勺三撮とす、之を十人に平均すれば、一人一日に、一合有奇となる、萬乘の國、一日に食する所を合算すれば、適に千鍾を盡くす、是れ商利一日に二百萬錢となる、即ち二萬圓なり、故に十日には二千萬錢にして、二十萬圓なり、一月には六千萬錢にして、六十萬圓となる、然るに、萬乘の國は、家長たるもの、百萬人なり、一月每に、家長一人より三十錢の税を取るも、錢たる三千萬緡にして、三十萬圓に過ぎず、

禺策之　禺は偶と同じ、合せ計ること、○正九百萬　正九は正人の誤なり、國蓄篇にも、以正人籍とあり、正人とは、家長たるものをいふなり、

今吾非籍之諸君吾子、而有國之藉者六千萬、使君施令曰、吾將藉於諸君吾子、則必囂號、今夫給之鹽策、則百倍歸於上、人無以避此者數也、

今や、吾齊國は廣大なるを以て、諸父兄弟や、童子に税するに非るも、家長のみにて、萬乘の國を二つ合せたる六千萬錢の税を得べし、因て君をして、令を施さしめて、吾は諸の父兄や、童子に税すと曰はゞ、民は必ず囂しく號叫せん、然れども、之に鹽策を施し、家長より收税せば、多額の利益は、上に歸せん、而も民は此を避くることとなし、是れ自然の理數なり、

諸君吾子　家長の外の諸父兄弟を諸君といひ、童男女を吾子といふ、

今鐵官之數曰、一女必有一鍼一刀、若其事立、耕者必有一耒一耜一銚、若其事立、行服連軺輂者、必有一斤一鋸一錐一鑿、若其事立、不爾而成事者、天下無有、

食鹽二升少半、此其大曆也、

桓公曰く、何をか鹽に稅すと謂ふ、管子對て曰く、十口の家は、十人鹽を食ふ、百口の家は、百人鹽を食ふ、全一箇月には、大人の男子は、鹽を食ふこと、五升と升の三分の一と、大人の女子は、鹽を食ふこと、三升と升の三分の一となり、童子は鹽を食ふこと、二升と升の三分一とす、此は其の大數なり、少半は一升の三分一をいふ、五升少半は我邦の四合七勺九撮有奇となる、

○終月　一日より三十日に至る、全一箇月のこと、○吾子　小男小女のことにて、一には童子に作るあり、○曆　數なり、

鹽百升而釜、令鹽之重升加分彊、釜五十也、升加一彊、釜百也、升加二彊、釜二百也、鍾二千、十鍾二萬、百鍾二十萬、千鍾二百萬、

鹽は百升にして一釜と曰ふ、鹽價騰貴して、一升に半錢を增すときは、一釜に五十錢となる、若し一升に一錢を增せば、一釜に壹圓となる、一升に二錢を增せば、一釜に二圓となる、十釜を鍾といふ、故に一鍾には二千錢となりて貳十圓なり、十鍾には二萬錢にして、二百圓となる、百鍾には二十萬錢にして、二千圓なり、千鍾には二百萬錢にして、二萬圓なり、

○分彊　半彊なり、半錢を稱す、彊は繦と通ず、繦の俗字は鏹とす、本來錢貫百文の名なれども、遂に錢を呼ぶに用ふ、

萬乘之國、人數開口千萬也、禺策之、商日二百萬、十日二千萬、一月六千萬、萬乘之國、正九百萬也、月人三十錢之藉、爲錢三千萬、

萬乘の國は、大數を擧ぐれば、口を開て食ふもの、一千萬とす、之を合せて計すれば、大男の鹽を食ふ、一

雉、何如、管子對曰、此毀成也、吾欲藉於樹木、管子對曰、此伐生也、吾欲藉於六畜、管子對曰此殺生也、

桓公は、管子に問ひて曰く、吾は臺の廣狹を算して、稅を取らんと欲す、何如ん、管子は對て曰く、此は成れるものを毀つなり、人は稅を厭ひて、臺を毀つに至らん、桓公曰く、吾は樹木より稅を取らんと欲す、管子對て曰く、此は生木を伐ふなり、人皆樹木を伐り盡さん、桓公又曰く、吾は牛馬羊豚鷄狗に稅せんと欲す、管子對て曰く、此は生物を殺すなり、人は稅を厭ひ、六畜を殺さん、

○臺雉　雉とは、長さ三丈、高さ一丈をいふ、臺又城の寸尺は、雉を以て數へ、城の高さ何雉といふ、○藉　斂むるをいふ、徵稅することなり、

吾欲藉於人、何如、管子對曰、此隱情也、桓公曰、然則吾何以爲國、管子對曰、惟官山海、爲可耳、桓公曰、何謂官山海、管子對曰、海王之國、謹正鹽策、

吾は人口に稅せんと欲す、何如ん、管子對て曰く、此其情實を隱して、五人の家內を四人とすることあらん、桓公曰く、然らば、吾は何を以て國を爲めん、何物にも稅するなくば、國家を維持する道なければなり、管子對て曰く、惟だ山と海とを官にて取扱ふときは可なり、桓公曰く、何をか山海を官にすと謂ふ、管子對て曰く、海王の國は、鹽策に由りて稅す、

○國　海を負ふ國の、利を以て、其業を王にす、王は旺と同じ、盛んにすること、

桓公曰、何謂正鹽策、管子對曰、十口之家、十人食鹽、百口之家、百人食鹽、終月大男食鹽五升少半、大女食鹽三升少半、吾子

交易すれば、綈素とて、紬の白色なるものを、之に充つ、而して五分は猶ほ上に在るゆゑに、農産の多少を視て、之を下邑の倉に藏め、凶年に備ふ、

綈素　厚紬なり、漢にはこれを平紬といふ、素は色を染めざるなり、

時積歲、國有十年之蓄、富勝貧、勇勝怯、智勝愚、微勝不微、有義勝無義、練士勝敺衆、凡十勝者盡有之、

時に積み、歲に藏め、國に十年の蓄あり、富は貧に勝ち、勇は怯に勝ち、智は愚に勝ち、微は不微に勝ち、有義は無義に勝ち、調練したる士は、敺聚の衆徒に勝つ、凡そ此の十勝は、國に藏穀あれば、盡くこれ有るなり、

時積歲　歲の下に藏の字あるべし、○微勝不微　微は徵に作るべし、徵は善なり、善は不善に勝つといふこと、○敺衆　諸方より敺り逐ひ集めたるものをいふ、敺は驅なり、

故發如風雨、動如雷霆、獨出獨入、莫之能禁止、不待權與、故佚田之言、非也、桓公曰、善、

故に發するは風雨の如く、動くは雷霆の如し、獨り出て、獨り入る、之を能く禁止するものなし、權威ある同盟國の助けを要せず、故に佚田の言ふ所は非なり、桓公曰く、善し、

不待權與　七法篇幼官篇、倶に權與に作る、此亦權與に作るべし、與國の威權あるものを待たず、己の國獨り之を爲すといふ、

海王第七十二　　管子輕重五

此は、海鹽の利を以て、國勢を盛にすることを述ぶ、故に海王と名く、

桓公問於管子曰、吾欲藉於臺

する諸侯は、農夫をして、寒に耕し、暑に耘り、其力を上に歸せしめ、女をして、麻を緝き績んで、徽織を勤め、其功を政府に歸せしむ、是は民心を怨まし、民意を害せんと欲するに非ず、政府に積みたる穀有るに非れば、人を用ふべからず、積みたる財有るにあらざれば、下民を勸む能はず、故に、民を勞して、國を富ますなり、秦奢の術數は、徒に奢侈を勸む、危險なる國に用ふ可らず、桓公曰く善し、

桓公又問管子曰、佚田謂寡人曰、善者用非其有、使非其人、何不因諸侯權以制天下、管子對曰、佚田之言非也、彼善爲國者、壤辟擧則民留處、倉廩實則知禮節、且無委致圍、城脃致衝、夫不內定、不可以持天下、佚田之言非也、

桓公は、又管子に問て曰く、佚田といふもの、寡人に謂て曰く、善く巧みに國を治るものは、我の有に非るものを用ひ、我の家人に非るものを使ふ、何ぞ諸侯の權に因りて、天下を制御せざるやと、管子對て曰く、佚田の言は非なり、彼の善く國を治るものは、他を制するよりも、先づ自ら治む、土地開け起せば、民は留り處る、倉廩充實すれば、民は禮節を知る、且つ委積したる食物なければ、敵より攻圍せらるゝことあり、城の脆きは、敵の衝車に搗るゝことを致す、內を定めざれば、天下を持す可らず、佚田の言は非なり、

管子曰、歲藏一、十年而十也、歲藏二、五年而十也、穀十而守五、綈素滿之、五在上、故視歲而藏縣、

語の端を更むる故に、管子曰くを以て、之を起す、一歲に收入の一分を藏め置くときは、十年にして十分なり、一歲に二分を藏むれば、五年にして十分なり、穀は十分の蓄へあるも、仍ほ五を守りて、五を出し、

は育せず、臺榭を高くし、宮室を美はしくするに非れば、群材は賣れざるなりと、此言は如何ん、

帷蓋　帷は居室の四方に垂るゝものにて、今の窓掛の類なり、蓋は車の上に植る「キヌガサ」のこと、皆美麗なる布織を用ふ、○俎豆　俎はマナイタの高き脚あるもの、豆は椀の足高きもの、廟社に供物を盛る器なり、○群材不散　群多の材木も售れざるゆゑに、散せず、

管子曰、非數也、桓公曰、何謂非數、管子對曰、此定壤之數也、彼天子之制、壤方千里、齊諸侯方百里、負海子七十里、男五十里、若胸臂之相使也、故准徐疾贏不足、雖在下也、不為君憂、

管子曰く、是は術數にあらざるなり、桓公曰く、術數にあらずとは何ぞや、管子對て曰く、此は壤地を定むる術數に非るなり、蓋し天子の制は、壤地方千里にして、普通諸侯は、方百里なり、負海子とて、邊境に在り、海を負ひたる諸侯は、方七十里なり、男は五十里なり、胸の臂を使ふが如く、大より順次に小なるものを使ふなり、故に緩と急とを平均し、餘りと不足とを平均して、錢穀の需給を完くす、故に、小民の下に在るものも、君の憂とならざるなり、

徐は緩なり、○疾は急なり、○贏は餘るなり、○齊諸侯　普通の諸侯なり、○定壤の上に非の字を脫せり、

彼壤狹而、欲舉與大國爭者、農夫寒耕暑耘、力歸於上、女勤於緝績徽織、功歸於府者、非怨民心傷民意也、非有積畜、不可以用人、非有積財、無以勸下、秦奢之數、不可用於危隘之國、桓公曰善、

彼の土壤の狹小にして、兵を舉げ大國と爭はんと欲

故以上壤之滿、補下壤之衆、章四時、守諸開闔、民之不移也、如廢方於地、此之謂策乘馬之數也、

故に、上田に熟したる穀を以て、下田の瘠地の衆民の穀の足らざるを補ふ、又四時の物價を明にして、貴ければ之を開きて、上より其物を出す、賤しければ之を闔て出さず、故に物價は常に平なり、農民は、其所に固着して、方形の物を地上に置く如く、轉移せざるなり、此れ之を田稅整理の術數と謂ふ、

問乘馬第七十（亡）

管子輕重三

事語第七十一

管子輕重四

事物を與起せしむる術數に就きて語る、

桓公問管子曰、事之至數可聞乎、管子對曰、何謂至數、桓公曰、秦奢教我曰、帷蓋不脩、衣服不衆、則女事不泰、俎豆之禮、不致牲、諸侯太牢、大夫少牢、不若此則六畜不育、非高其臺榭、美其宮室、則群材不散、此言何如、

桓公は、管子に問ひて曰く、物事をして來り至らしむる術數は、聞く可きか、管子對て曰く、何をか來り至らしむる術數といふ、桓公曰く、秦奢といふもの、我に敎へて曰く、帷蓋を修めず、衣服を多くせざるときは、女事は泰豐ならず、俎豆の禮に、牲を供することを極めず、諸侯は、牛羊豕を供へず、大夫は羊豕を供へず、此の如く犧牲を用ひざるときは、牛羊狗馬鷄豚

ば、人民は上の執る權を守らんとす、此れ國計の柄は下に流れ移るなり、

桓公曰、乘馬之數、盡于此乎、管子對曰、布織財物皆立其貲、財物之貲、與幣高下、穀獨貴獨賤、桓公曰、何謂獨貴獨賤、管子對曰、穀重而萬物輕、穀輕而萬物重、

桓公曰く、乘馬の術數は、此に盡くるか、管子對て曰く、布織の財物は、皆其價を定むるに、貨幣に資る、故に財物の價は、貨幣の價位と反對に高下す、米穀は貨幣の用を成す、故に獨り貴くもなり、賤くもなる、桓公曰く、何をか獨り貴く、獨り賤しといふ、管子對て曰く、米價貴くして、萬物の價は賤し、米賤くして萬物は貴くなるなり、

穀獨貴獨賤　古代は、物と物との交易にして、穀を貨幣の如く使用す、別に貨幣有るも、穀の補助を成すのみ、故に穀と萬物と相輕重する此の如し、後世は物を買ふに專ら貨幣に資る、故に穀貴きときは、他物も從ひて貴し、管子の說と異なり、

公曰、賤策乘馬之數奈何、管子對曰、郡縣上臾之壤、守之若干、間壤守之若干、下壤守之若干、故相壤定藉、而民不移、振貧補不足、下樂上、

桓公曰く、乘馬の法を持して、穀價を輕くする術數は奈何と、管子對て曰く、郡縣の上腴の田地は、其稅を定るに若干なり、上田下田の間なる、中田は稅を定る若干にして、下田は稅を定る若干なり、故に壤土を相て、收稅の藉を定むれば農民は移轉せず、貧を振ひ、不足を補へば、下民は上の政治を樂しむ、

上臾　臾は腴に同じ、上等の肥腴の田なり、○守之若干　之を守るとは、其稅を定ることをいふ、○間壤　上下の中間にて、所謂中田なり、

則、民被刑僇、而不從于主上、此策乘馬之數亡也、

民は窮して、糧粥に飽くなきに至れば、子を賣りて糊口すること數〻す、猛き毅き人は淫暴す、貧病の人は物を乞ふ、此時に君が法律制度を行へば、人民は刑戮を被るも、主上に從はず、此れ乘馬を策する術數の、亡びたるなり、

乘馬之准、與天下齊准、彼物輕則見泄、重則見射、此鬪國相泄、輕重之家相奪也、至于王國、則持流而止矣、

乘馬の法を行ふ爲めに、物價の平均を維持するは、天下と共通にす、若し共通せざれば、弊害あり、例へば物價が彼地に低く、我地に高ければ、彼れ其物を我に泄注して、之を貴賣す、彼れ物貴くして、我に賤しければ、我より買ひて利を取る、此れ國中を鬪はして利を爭はしむ、是に於て輕買し、重賣する家は、互に相奪ふなり、故に、王者の國は、物價平均の共通を維持し、流れて下に移ることなからしむ、

桓公曰、何謂持流、管子對曰、有一人耕而五人食者、有一人耕而四人食者、有一人耕而三人食者、有一人耕而二人食者、此齊力而、功地田策相圓、此國策之時守也、君不守以策、則民且守於上、此國策流已、

桓公曰く、何をか流を持すと謂ふ、管子對て曰く、一人耕して五人食ふものあり、一人耕して四人食ふものあり、一人耕して三人食ふものあり、一人耕して二人食ふものあり、此れ田を耕して、勤惰あるにあらざれども、人事を計る功拙あり、家の儉奢と、田の肥瘠とを通算して、之が食を制するに在り、此れ國計の時に從ひ守るものなり、君は守るに計策を以てせざれ

一分不足すれば、平常の貯藏より出して、一を補充す、二分不足すれば、二を補充す、三不足すれば、三を補充す、十分の不足するに至るも、十を補充す、蓋し國の儲蓄既に實するゆゑに、歲饑るも困乏せざるなり、堯帝の時の九年の大水、湯王の時の七年の大旱も、此術を以て國費を支へたり、

人君之守高下、歲藏三分、十年則必有五年之餘、若歲凶旱水泆、民失本、則修宮室臺榭、以前無狗後無彘者、爲庸、故修宮室臺榭、非麗其樂也、以平國策也、

王者は、米價を高低する權を守る、一歲に米三分の一を藏めて、貯蓄し、十年積めば、五年間の不足を補塡するに足る、若し歲に凶飢あり、大旱あり、水泆るあり、民が資本を失ひ、窮困するときは、宮室臺榭を修繕して、貧民に傭作の賃錢を支給す、故に宮室臺榭を修むるも、其觀樂の地を華麗にするにあらず、國計を平均して民を救ふ爲めなり、

水泆　水溢と同じ、洪水のことをいふなり、○前無狗後無彘　貧の甚しきをいふ、狗は門を守る故に、前といふ、彘は牢に居る故に後といふ、

今至於其亡策乘馬之君、春秋冬夏不知時終始、作功起衆、立宮室臺榭、民失其本事、君不知其失諸春策、又失諸夏秋之策數也、

今や乘馬を策せざる君に至りては、春秋冬夏に、農時の終始するを知らず、土功を作し、衆民を起し、宮室臺榭を立て、農民は其本事の耕耘を失す、君はこれを春策に失し、夏秋の策にも失するを知らず、是れ理數なり、

民無饘賣子數也、猛毅之人淫暴、貧病之民乞請、君行律度焉

桓公問管子曰、有虞策乘馬已行矣、吾欲主策乘馬、爲之奈何、管子對曰、戰國修其城池之功、故其國常失其地用、王國則以時行也、

桓公は管子に問ひて曰く、有虞氏は、既に田税を理する法を施行せり、吾も專ら之を行はんと欲す、如何ん、管子對て曰く、戰國は、城池の功を修むるに急なるを以て、民を役して、耕作の用を失へり、王者の國は、農民の耕耘せざる時を以て、土工を行ふ、

桓公曰、何謂以時行、管子對曰、出准之令、守地用人策、故開闔皆在上、無求於民、霸國守分上分下、游分之間而用足、

桓公曰く、時を以て行ふとは何ぞ、管子對へて曰く、物價の平均を維持する令を出し、地の生ずる所と、人口の計とを守りて之を行ふ、錢穀を開闔する權は、上に在りて、米の貴きときは、上より米を出し賣り、米の賤しきときは、上に之を買ふ、別に賦税を民に求めず、霸國は物賤きときは、分つて上に入れ、貴きときは、分て下に出す、君は兩分の間に游んで、國用自ら足るなり、

王國守始、國用一不足則加一焉、國用二不足則加二焉、國用三不足則加三焉、國用四不足則加四焉、國用五不足則加五焉、國用六不足則加六焉、國用七不足則加七焉、國用八不足則加八焉、國用九不足則加九焉、國用十不足則加十焉、

王者は國を策し、之を未だ饑ゑざる始に守る、國用の

は、策とて計算書に金數を記したるものを與へ、牽ね二十七日間を期限として、其間に之を與ふ、此限を過れば貸さず、農夫に令して曰ふ、是より春事を爲せ、汝の資本を與へん、秋穫の時に至り、汝の穀が大に登り熟し國の穀價貴ければ、其半分を上納すべし、○虞國　此篇末に有虞とあり、因て有虞と解す、戰國の策士は、古の聖賢を假りて己の言を信にする習慣あり、○春秋子穀　泰秋といふべし、尊稱するなり、子は農夫を指す、○國穀之重　穀の價貴し、

謂農夫曰、幣之在子者、以爲穀、而廩之州里、國穀之分在上、國穀之重、再十倍、謂遠近之縣里邑百官、皆當奉器械備、

農夫に謂て曰く、幣財の貸して、汝に在るものは、穀に換算して、之を州里の倉廩に納よと、斯くして、納め畢れば、國中の米は平分して、一半は政府の倉中に在り、市中の穀價は騰貴し、秋成の日より再び上りて、十倍となる、是に於て遠近の縣の、里邑の官吏に、謂て曰く、皆農具を修めて、春を待てよと、

曰國無幣、以穀準幣、國穀之擴、一切什九還穀、而應穀、國器皆資無藉於民、此有虞之策乘馬也、

又曰く、國に財幣なきときは、穀を以て幣に準ず、穀の平價を十分の九とし、穀を以て幣に準じ、幣を以て穀に準じ、相環らして、出納す、器具は皆工人より取りて、農民より徵收せず、此れ有虞氏の田税を理する法なり、

○擴　横と同じ、横は衡と通ず、衡は平なり、時價一定して、高低なきことをいふ、

乘馬數第六十九　管子輕重二

田税を理する術數なり、

の九を税する割合となる、又衡官は此の十分の九の税の外に、收斂して財幣を求む、此れ盜賊や、暴徒の起る所以にして、刑罰の衆多なる所以なり、之に隨ふに暴を以て、收斂す、之を内戰と謂ふ、

○衡　官名なり、周に川衡林衡といふあり、齊は之を收税の官とす、衡とは公平を主とする義に取る、○藉　籍と通ず、税することなり、

桓公曰、善哉、策乘馬之數求盡、彼王者不奪民時、故五穀興豐、五穀興豐則士輕祿、民簡賞、彼善爲國者、使農夫寒耕暑耘力歸於上、女勤於纖微、而功歸於府者、非怨民心傷民意、高下之策不得不然之理也、

桓公の曰く、善い哉と、管子又說て曰く、乘馬を策る理數は、之を究むるを要す、彼の王者は民の耕耘の時を奪はず、故に五穀は興り豐かなり、五穀盛に豐かなれば、士は祿を輕んじて貪らず、民も賞與を簡にして求めず、窮乏の患なければなり、彼の善く國を爲るものは、農夫をして、寒に耕して、暑に耘り、其力を上に歸せしめ、女をして、纖微なる紡績裁縫の事を爲して、其功を政府に歸せしむ、是は民心を怨まし、民意を傷ぶるに非ず、物價の高下を治むる策として、然らざるを得ざる理なり、

桓公曰、爲之奈何、管子曰、虞國得策乘馬之數矣、桓公曰、何謂策乘馬之數、管子曰、百畝之夫予之策、率二十七日、爲子之春事、資子之幣、春秋子穀大登、國穀之重去分、

桓公曰く、之を爲す奈何ん、管子曰く、昔し有虞の國には、田税を理する術を得たり、桓公曰く、何をか田税を理する術と謂ふ、管子曰く、百畝を耕す一夫に

過春而不止、民失其二十五日、則五衢之內、阻棄之地也、

今や公は、扶臺を建築す、齊都の五大衢の衆民は、皆工夫となりて、營作す、若し春を過ぎて止まざれば、民は其二十五日を失ふ、斯くして、種藝することなければ、田地は荒廢し、艱阻なる棄地となるなり、

扶臺　齊王遊覽の高臺なり、○五衢之衆　四達の所を衢といふ、齊の都には五大衢あり、

起一人之繇、百畝不舉、起十人之繇、千畝不舉、起百人之繇、萬畝不舉、起千人之繇、十萬畝不舉、春已失二十五日、而尚有起夏作、

一人の繇役を起せば、一人の耕す百畝の田は、農事擧らず、十人の繇を起せば、千畝の農事擧らず、百人の繇を起せば、萬畝の田は農作擧らず、千人の繇を爲すときは十萬畝の農事擧らず、春已に二十五日を失ひ、尚ほ夏に至りて、建作の事を起すあり、

繇　政府が、人民を無賃にて使役するなり、

是春失其地、夏失其苗、秋起繇而無止、此之謂穀地數亡、穀失其時、君之衡、藉而無止、民食什五之穀、則君已藉九矣、有衡求幣焉、此盜暴之所以起、刑罰之所以衆也、隨之以暴、謂之內戰、

是れ春は、其地を失ひ、耕さゞるに、夏は芸ぎることなきゆゑに、其苗を失ふ、秋は繇役を起して止むことなし、此れ穀を生ずる地を數亡ひて、穀も其芸り收る時を失ふものなり、而して君の收税の役人は、帳簿に由りて、民の收入より、十分の四の税を取ること止む無し、人民は食足らざるゆゑに、十分の五の利息を出し、富者より借り入れて、穀を食ふ、故に君は十分

す、經言に乘馬篇あり、君の掌る所なり、此篇細碎なることを述ぶ、臣の掌る所なり、故に臣乘馬と名づく、輕重とは、貴賤といふ如し、凡そ物多ければ賤しく、少ければ貴し、物の情狀なり、多少を操り、貴賤を御す、財を運轉するもの丶務る所なり、輕重諸篇、皆其理を論ず、甚しきものは、商賈も敢て爲さゞるものあり、蓋し末流の弊にして、必らずしも管子の創めし所に非ず、

桓公問管子曰、請問乘馬、管子對曰、國無儲在令、桓公曰、何謂無儲在令、管子對曰、一農之量壤百畝也、春事二十五日之內、

桓公は管子に問ひて曰く、兵事に關する耕田の賦稅は如何、管子對て曰く、國に儲蓄なきは、政令の宜しきを失ふに在り、桓公曰く、何をか國に儲蓄なきは、政令に在りと謂ふ、管子對て曰く、一農夫の量は、壤土百畝なり、春至りて南畝に事ある、僅に二十五日の內に在り、

桓公曰、何謂春事二十五日之內、管子對曰、日至六十日而陽凍釋、七十日而陰凍釋、陰凍釋而秇稷、百日不秇稷、故春事二十五日之內耳也、

桓公曰く、何をか春事二十五日の內と謂ふ、管子對へて曰く、冬至より六十日にして陽凍とて、山の南に在る凍は釋る、七十五日にして山北に在る、陰凍は釋るなり、六十日めは啓蟄の節にして、七十五日めは春分なり、陰凍解けて稷を藝ゆ、百日を過ぐれば、稷を秇ゑず、七十五日に二十五日を加ふれば、百日となる、其二十五日を怠れば、稷を秇ゆることを爲す可らず、故に春の事は、二十五日の內のみ、

春事　春の田を耕して、藝種すること、○七十日　是は七十五日なるに、五の字を脫す、

今君立扶臺、五衢之衆皆作、若

則行、以禁則止、以求則得、此之謂易治、故明法曰、君臣之間明別則易治、

故に君臣の間は明に分別すれば、君は尊く臣は卑し、此の如くなれば、下の上に從ふや、響の聲に應ずるが如く、臣の君に法とるや、影の形に隨ふが如し、故に上より令して、下は之に應ず、君行ひて臣從ふ、以て令すれば行はれ、以て禁ずれば止む、以て求むれば得、此れ之を治め易しと謂ふ、故に明法に曰く、君臣の間は明に別れば治め易し、

明主操術任臣下、使群臣效其智能進其長技、故智者效其計、能者進其功、以前言督後事、所效當則賞之、不當則誅之、

明君は術を操り、臣下に任ず、群臣をして其智能を效し、其長技を進めしむ、故に智者は其計りごとを效し、能者は其功を進む、前言を以て、後事を督す、效す所當れば之を賞し、當らざれば之を誅す、

張官任吏、治民案法、試課成功、守法而法之、身無煩勞而分職、故明法曰、主雖不身下爲而守法爲之可也、

官を設けて、吏人に任じ、人民を治め、法を案じて成功を試課す、君は法を守り、人民をして之に法とらしむ、故に明法に曰く、君は身づから下りて臣下の爲す所を爲さずといへども、法を守りて、之を爲す可なり、然るときは、臣下之に法とるなり、

臣乘馬第六十八

管子輕重一

乘馬とは四馬なり、軍旅には馬を主として、法は田賦に出づ、故に兵賦を名けて、乘馬と

此則群臣之擧無功者、不敢進也、毀無罪者、不能退也、故明法曰、譽者不能進、而誹者不能退也、

明君の道は、民の欲する所を立て、其功を求む、故に爵賞を爲し、之を勸む、民の惡む所を立て、其邪を禁ず、故に刑罰を爲し、之を畏れしむ、故に其功を案じて賞を行ひ、其罪を案じて罰を行ふ、此の如くなれば群臣の無功を擧るものも、其人を進むる能はず、無罪を毀るものも、其人を退くる能はず、故に明法に曰く、譽めらるゝも、進む能はず、誹らるゝも、退く能はず、唯其實質の善惡に由りて、進退す、

制群臣擅生殺主之分也、縣令仰制臣之分也、威勢尊顯主之分也、卑賤畏敬臣之分也、令行禁止、主之分也、奉法聽從、臣之分也、

群臣を制し、生殺を擅にするは、君の分なり、令を縣け、制を仰ぐは、臣の分なり、威勢の尊顯なるは、君の分なり、卑賤にして畏れ敬するは、臣の分なり、令行はれ禁止むは、君の分なり、法を奉じて聽從するは、臣の分なり、

故君臣相與高下之處也、如天之與地也、其分畫之不同也、如白之與黑也、

故に君と臣と相與に、高下に處るや、天と地との如く、其分畫の同じからざるや、白と黑との如きなり、

故君臣之間明別則主尊臣卑、如此則下之從上也、如響之應聲、臣之法主也、如影之隨形、故上令而下應、主行而臣從、以令

故明主之治也、明分職而課功勞、有功者賞、亂治者誅、誅賞之所加、各得其宜、而主不自與焉、故明法曰、使法量功、不自度也、

故に明君の治るや、分職を明にして、功勞を課賦す、有功の者は賞し、治を亂すものは誅す、誅賞の加ふる所、各、其宜きを得て、君は自ら與からず、故に明法に曰く、法に功を量らしめ、自ら度らざるなり、

明主之治也、審是非、察事情、以度量案之、合於法則行、不合於法則止、功充其言則賞、不充其言則誅、

明君の治るや、是非を審かにし、事情を察す、度量を以て之を案験す、法に合へば行ひ、法に合はざれば止む、功の其言に充當するときは賞し、其言に充當せざるときは誅す、

故言智能者必有見功、而後擧之、言惡敗者必有見過、而後廢、如此則士上通而莫之能妬、不肖者困廢、而莫之能擧、故明法曰、能不可蔽、而敗不可飾也、

故に智と能とを言ふも、漫りに之を用ひず、必ず功を見るありて、後に之を擧ぐ、惡と敗とを言ふも、漫りに斥けず、必ず過を見て後に廢す、此の如くなれば、士は上に通じて、之を能く妬むものなし、愚なるものは、困廢して之を能く擧ぐるものなし、故に明法に曰く、能も隱す可らず、敗も飾る可らず、

明主之道、立民所欲、以求其功、故爲爵祿以勸之、立民所惡、以禁其邪、故爲刑罰以畏之、故案其功而行賞、案其罪而行罰、如

故明主以法案其言、而求其實、以官任其身、而課其功、專任法不自擧焉、故明法曰、先王之治國也、使法擇人不自擧也、

故に明君は法を以て其言を案ず、而して其實を求む、官を以て其身に任じて、其功を課す、專ら法に任じて、自ら擧げず、故に明法に曰く、先王の國を治るや、法をして人を擇ばしめ、自ら擧げざるなり、

使法擇人　法度に由りて、用ふべき人ならば、之を擧ぐ、法度に背くときは、愛するものといへども、擧ぐるを得ず、是れ法の人を擇ぶなり、

凡所謂功者安主上、利萬民者也、夫破軍殺將、戰勝攻取、使主無危亡之憂、而百姓無死虜之患、此軍士之所以爲功者也、

凡そ所謂る、功とは主上を安んじ、萬民を利するものなり、夫れ軍を破り、將を殺し、戰へば勝ち、攻れば取る、君をして危亡の患なからしめ、百姓をして死虜の患なからしむるは、此れ軍士の功となす所以のものなり、

奉主法治竟內、使强不凌弱、衆不暴寡、萬民驩盡其力、而奉養其主、此吏之所以爲功也、匡主之過、救主之失、明禮義以道其主、主無邪僻之行蔽欺之患、此臣之所以爲功也、

君の法を奉じて、境内を治め、强も弱を凌がず、衆も寡を暴せず、萬民も驩んで其力を盡して、其君を奉養するに至る、此れ吏人の功と爲す所以なり、君の過を匡し、君の失を救ひ、禮義を明にし、其君を道びく、君主は邪僻なる行ひ無く、欺かるゝ患無し、此れ臣たるものゝ功と爲す所以なり、

し、爵祿は人君の官吏をして、官を治めしむる所以なり、

亂主之治也、處尊位、受厚祿、養所與佼、而不以官爲務、如此者則官失其能矣、故明法曰、小臣持祿養佼、不以官爲事、故官失職、

亂君の國を治るや、尊位に處り、厚祿を受け、與に交る所を養ひ、官を以て務と爲さず、此の如きものは、官も其能を失ふ、故に明法に曰く、小臣は祿を維持して交際を修め、官を以て事とせず、故に官においては其職を失ふ、

養所與佼 與に交際するに注意して、虛名を取るに心を用ふ、佼は交に同じ、

明主之擇賢人也、言勇者試之以軍、言智者試之以官、試於軍而有功者擧之、試於官而事治者則用之、

明君の賢人を擇ぶや、勇を言ふものは、之を試むるに軍を以てし、智を言ふものは之を試むるに、官を以てす、軍に試みて功あるものは、之を擧げ用ひ、官に試みて事治るものは之を採用す、

故以戰功之事、定勇怯、以官職之治、定愚智、故勇怯愚智之見也、如白黑之分、亂主則不然、聽言而不試、故妄言者得用、任人而不官、故不肖者不困、

故に戰功の多少を以て勇怯を定め、官職の整否を以て愚智を定む、故に勇怯愚智の見はるゝや、白黑の分るが如く判然たり、亂君は然らず、言を聽て其實を試みず、故に妄言するものを擧用し、人に任じて官中の事を察せず、故に愚なるものも困しまず、

各處其位、而不敢相貴、

明君は下をして力を盡し、法の分限を守らしむ、故に群臣は務て君を尊びて、其家を顧みず、臣と君との分限は明かに、上と下との位は審かなり、故に、大臣は各其位に處りて相貴ばず、

○○相貴　相貴ぶとは、相互に推薦すること、

亂主則不然、法制廢而不行、故群臣得務益其家、君臣無分、上下無別、故群臣得務相貴、如此者非朝臣少也、衆不爲用也、故明法曰、國無人者、非朝臣衰也、家與家務相益、不務尊君也、大臣務相貴、而不任國也、

亂君は然らず、法制廢して行はれず、故に群臣は務て其家に利益するを得、君臣の分なく上下の別なし、故に群臣は務て相貴ぶを得、此の如きものは、朝臣の少數なるにあらず、衆人用を爲さゞるなり、故に明法に曰く、國に人なしとは、朝臣の衰滅したるに非ず、家と家と務て相利益するを計りて、君を尊ばざるなり、大臣は務めて相貴びて國家の事を擔任せざるなり、

人主之張官置吏也、非徒尊其身厚奉之而已也、使之奉主之法、行主之令、以治百姓而誅盜賊也、是故、其所任官者大則、爵尊而祿厚、其所任官者小則、爵卑而祿薄、爵祿者人主之所以使吏治官也、

人君の官を設け張り、吏人を置くは、徒に其身を尊くし、厚く之に奉ずるのみにあらず、之をして君の法を奉じ、君の令を行ひ、百姓を治て、盜賊を誅せしむるなり、是の故に、其官に任ずる務大なれば、爵は尊く祿も厚し、其官に任ずる務小なれば、爵卑く祿薄

國、
亂暴の君は然らず、故に群臣は官位に處り、厚祿を受く、務めて國を治るものなし、國の重を管轄して、其利益を擅にするを期し、其人民を牧漁して貪り取り、其家を富ます、故に明法に曰く、其家を百たび慮りて、其國を一たびも圖らず、
牧魚其民　人民の物を取ること、芻夫の牧に於ける漁夫の魚に於けるが如く、力を盡して取るをいふ、

明主在上位則、竟内之衆、盡力以奉其主、百官分職致治、以安國家、亂主則不然、雖有勇力之士、大臣私之、而非以奉其主也、雖有聖智之士、大臣私之、非以治其國也、

明君の上位に在るときは、境内の衆民は力を盡して其君に奉ず、百官も職を分ちて國家を安んず、亂君は然らず、勇力の士あるも、大臣は之を私に取る、其君に奉ずるに非ず、聖智の士あるも、大臣は之を私に取る、其國を治むるに用ひず、

故屬數雖衆不得進也、百官雖具不得制也、如此者有人主之名、而無其實、故明法曰、屬數雖衆、非以尊君也、百官雖具、非以任國也、此之謂國無人、

故に、臣屬の數は衆きも、朝廷に進むを得ず、百官は具はるも、國事を制するを得ず、此の如きもの人君の名ありて、其實なし、故に明法に曰く、屬數は衆しと雖も、君を尊ぶにあらず、百官具はると雖も、國事を執るにあらず、此れ之を國に人才なしといふ、

明主者使下盡力而守法分、故群臣務尊主而不敢顧其家、臣主之分明、上下之位審、故大臣

功勞、其行刑罰也、不以法令案罪過、而聽重臣之所言、

亂暴の君の、臣下に爵祿を賜ふことを行ふや、法令に由りて、功勞を案驗せず、其刑罰を行ふも、法令に由りて、其罪過を案驗せず、大臣の言ふ所を聽くのみ、

故臣欲有所賞、主爲賞之、臣欲有所罰、主爲罰之、廢其公法、專聽重臣、如此、故群臣皆務其黨重臣、而忘其主、趨重臣之門、而不庭、故明法曰、十至于私人之門、不一至於庭、

故に大臣が賞せんと欲する所あれば、君爲に之を賞す、大臣の罰する所あらんと欲せば、君爲に之を罰す、其公法を廢して、專ら重臣の言を聽く、此の如し、故に群臣は皆其重臣に黨するを務めて、其君を忘る、重臣の門に趨り行きて、君の朝廷に至らず、故に明法に曰く、十たび私人の門に至るも、一たび君の廷に至らずと、

私人之門　重臣の家をいふ、

明主之治也、明於分職、而督其成事、勝其任者處官、不勝其任者廢免、故群臣皆竭能盡力、以治其事、

明君の國を治むるや、人才に應じて、其職を分ち、其事を成すを督す、其任に勝るものは官に處し、其任に勝へざるものは廢免す、故に群臣は皆能を竭くし、力を盡して、其事を治む、

亂主不然、故群臣處官位、受厚祿、莫務治國者、期於管國之重而擅其利、牧魚其民、以富其家、故明法曰、百慮其家、不一圖其

無罪困死、姦臣無功而富貴、故明法曰、忠臣死於非罪、而邪臣起於非功、

姦邪の臣は、君の側らに在りて、方正の士を惡む、惟だ之を惡めば、必ず君の間隙を候ひて、日夜に方正の士を危くす、人君は察せずして、其言を用ふれば、忠臣は罪なくして困死す、姦臣功なくして富貴となる、故に、明法に曰く、忠臣無罪に死して、邪臣は無功に起る、

富貴尊顯、久有天下、人主莫不欲也、令行禁止、海內無敵、人主莫不欲也、蔽欺侵凌、人主莫不惡也、失天下、滅宗廟、人主莫不惡也、

富貴尊顯にして、久しく天下を有つ、人君これを欲せざるなし、令行はれ禁止む、海內に敵なきは、人君欲せざるなし、蔽はれ、欺かれ、侵され、凌がる、人君之を惡まざるなし、天下を失ひ、宗廟の滅するは、人君これを惡まざるなし、

忠臣之欲明法術以致主之所欲而除主之所惡者、姦臣之擅主者、有以私危之、則忠臣無從進其公正之數矣、故明法曰、所死者非罪、所起者非功、然則爲人臣者、重死而輕公矣、

忠臣は、法術を明かにし、君の欲する所を致し、君の惡む所を除かんと欲す、姦臣の君を擅にする者は、私心を以て忠臣を危くす、斯くして、忠臣は其公正の術數を進むるに由なし、故に明法に曰く、死する所は、罪に由らず、起る所は、功に由らず、然るときは、人臣たるもの、我身の死を重んじ、君の公事を輕んず、

亂主之行爵祿也、不以法令案

曰、佼衆譽多、外内朋黨、雖有大姦、其蔽主多矣、

君に術數なければ、群臣は君を欺き易し、國に明法なければ、百姓は非を爲し易し、是故に、姦邪の人、國事を用ゆれば、群臣は、自分の利を取り害を除くことを、姦人に仰ぐ、此の如くなれば、姦人の視聽と爲ること多くなり、大姦あるも、君は之を知るに由しなし、故に明法に曰く、交際のもの衆く、譽むるもの多し、外内ともに朋黨するときは、大姦あるも、其君を蔽ひて大姦たるを知らしめざるに至る、

大義　大姦の誤なり、

凡所謂忠臣者、務明法術、日夜佐主、明於度數之理、以治天下者也、姦邪之臣、知法術明之必治也、治則姦臣困而、法術之士顯、

凡そ所謂る忠臣は務めて法術を明にす、日夜に君を佐けて、法度術數の理を明にして、天下を治るものなり、姦邪の臣も、法術の明なれば、必ず治るを知るなり、治まれば姦臣困んで、法術の士は顯はれ出づ、

是故姦邪之所務事者、使法無明、主無悟、而已、得所欲也、故方正之臣、得用則姦邪之臣困傷矣、是方正之與姦邪不兩進之勢也、

是の故に、姦邪の務め事とする所は、法を暗くして、君に悟るなからしむるに在り、斯くして欲する所を得るなり、故に方正の臣が用ひらるを得ば、姦邪の臣は困み傷る、是れ方正と姦邪と兩進せざる勢なり、

姦邪在主之側者不能勿惡也、惟惡之則必候主間而日夜危之、人主不察而用其言則忠臣

受祿賞焉、故明法曰、喜賞惡罰之人、離公道而行私術矣、

公平なる官吏の官を治るや、法を行ひて私心なければ、姦臣は其利益を得ざるなり、故に姦臣は務めて公平の吏を傷らんとす、人君が其平吏の罪過を參考せず、驗案せず、無實の言を以て、之を誅するときは、姦臣は貴重の臣に事へて、推譽を求め、刑罰を避けて、祿賞を受くるに至る、故に明法に曰く、賞を喜び、罰を惡む人は、公道を離れて、私術を行ふ、

姦臣之敗其主也、積漸積微、使主迷惑而不自知也、上則相爲候望於主、下則買譽於民、譽其黨而使主尊之、毀不譽者而使主廢之、其所利害者、主聽而行之、如此則群臣皆忘主而趨私佼矣、故明法曰、比周以相爲慝、是故忘主死佼、以進其譽、

姦臣の其君を敗るや、漸を積み微を積み、徐に虛僞の言行を進め、君をして迷ひ惑ひ、自ら知らざらしむるなり、上は君の意を伺ひ望み、下は譽れを人民に買ひ、其黨類を譽め、君をして之を尊くせしめ、譽めざるものを毀り、君をして廢せしむ、斯くして、姦臣の利害得失を、君が聽て行ひ、姦臣の便を爲す、此の如きは、群臣皆君を忘れて、私交に趨く、故に明法に曰く、徒黨し親しみて、慝ことを相爲す、是の故に、君主を忘れて交友の爲めに死し、其譽を進む、

私佼　私交に同じ、

主無術數則、群臣易欺之、國無明法則、百姓輕爲非、是故、姦邪之人、用國事則群臣仰利害也、如此則、姦人爲之視聽者多矣、雖有大義、主無從知之、故明法

之、不審其罪過、毀衆者則罰之、如此者則邪臣無功而得賞、忠正無罪而有罰、

亂君は臣下の功勞を察せず、譽むる衆きものは之を賞し、其罪過を審にせず、毀る衆きものはこれを罰す、此の如きときは、邪曲の臣は功勞なきも、賞を得て、忠臣の正しきものは、罪なきも罰せらる、

故功多而無賞則、臣不務盡力、行正而有罰則、聖賢無從竭能、行貨財而得爵祿則、汙辱之人在官、

故に功勞多くして、賞なきときは、臣は力を盡すを務めず、行ひ正しくして、罰あらば聖賢は才能を竭くすに由なし、貨財を賂して、爵祿を得れば、汙辱なる卑劣のもの官に在るなり、

寄託之人、不肖而位尊、則民倍公法而趨有勢、如此則愨愿之人、失其職、而廉潔之吏失其治、故明法曰、官之失其治也、是主以譽爲賞、而以毀爲罰也、

權勢ある大臣に、我身を寄託する人が、不才にして、尊きに位するときは、人民は公法に倍きて、權勢ある人に趨り就く、此の如きときは、正直に堅固なる人は其職を失ひ、廉潔なる官吏は其政治を失ふ、故に明法に曰く、官の其の治を失ふは、是れ君主が譽むるを聞きて賞を爲し、毀るを聞きて罰を爲すに由るなり、

平吏之治官也、行法而無私、則姦臣不得其利焉、此姦臣之所務傷也、人主不參驗其罪過、以無實之言誅之則、姦臣不能無事貴重而求推譽、以避刑罰而

れば、差ふに長短を以てすべからず、
○尋は八尺なり、

國之所以亂者、廢事情而任非譽也、故明主之聽也、言者責之以其實、譽人者試之以其官、言而無實者誅、吏而亂官者誅、是故、虛言不敢進、不肖者不敢受官、

國の亂るゝ所以のものは、事情を廢して、人の誹譽に任ずればなり、故に明君の聽くや、言ふものは之に責むるに、其實行を以てし、人を譽むる者は、之を試むるに其官を以てす、言ひて實行のなきものは誅僇す、官吏にして官を亂すものは誅殺す、是の故に、虛言の者は敢て進まず、不才の者は官を受けず、

亂主則不然、聽言而不督其實、故群臣以虛譽進其黨、任官而不責其功、故愚迂之吏在庭、如此則、群臣相推以美名、相假以功伐、務多其交、而不爲主用、故明法曰、主釋法以譽進能、則臣離上而下比周矣、以黨擧官、則民務交而不求用矣、

亂暴の君は然らず、人の言を聽て其實否を督さず、故に群臣は虛譽を以て、其黨を進む、官に任じて其功を責めず、故に愚なる吏は政府に在り、此の如きときは、群臣互に推すに美名を以てし、互に假すに功業を以てし、務めて其交を多くして君の用を爲さず、故に明法に曰く、君主が法制を釋て、譽を以て能を進むれば、臣は上を離れて、下に黨を成す、黨派を以て官に擧ぐれば、民は交際を務めて、上に用ふるを求めず、
○比周　親しみて相ひ黨することなり、

亂主不察臣之功勞、譽衆者賞

權衡とは、物の輕き重き數を起す所以のものなり、然して人は權衡に心をこめて、奉事せざるものは、心に利益を惡むにあらず、權は之が爲に、其數を多少すること能はず、衡は之が爲に、其量を輕重する能はず、公平なるを以てなり、

人知事權衡之無益、故不事也、明主在上位則、官不得枉法、吏不得爲私、民知事吏之無益、故財貨不行於吏、

人は權衡に奉事することの益なきを知る、故に事へざるなり、故に明君が上位に在れば、官は法を枉ぐるを得ず、吏は私を爲すを得ず、民は官吏に奉事することの益なきを知る、故に財貨を賂ふことを爲さず、

權衡平正而待物、故姦詐之人不得行其私、故明法曰、有權衡之稱者、不可欺以輕重、

權衡は平かに正しくして、物を待つゆゑに、姦詐の人も、其私を行ふを得ず、故に明法に曰く、權衡の稱あれば、欺くに輕重を以てすべからず、

尺寸尋丈者、所以得長短之情也、故以尺寸量長短則萬擧而萬不失矣、是故尺寸之度、雖富貴衆强、不爲益長、雖貧賤卑辱、不爲損短、公平而無所偏、故姦詐之人不能誤也、故明法曰、有尋丈之數者、不可差以長短、

尺寸尋丈は長短のまことを得る所以なり、故に尺寸を以て長短を量れば、萬たび擧げて萬たび差はず、是の故に、尺寸の度は富貴衆强の勢を以てするも、長さを益さず、貧賤卑辱の弱を以てするも、短を損せず、公平にして偏頗する所なし、故に姦にして僞る人も誤ると能はざるなり、故に明法に曰く、尋丈の數あ

民は死に就くも怨まず、法を以て功を賞すれば、民は賞を受くるも德とすることなし、此れ法を以て擧錯する功なり、故に明法に曰く、法を以て國を治むるときは法を擧錯するのみ、

擧錯而已　法に因りて擧げ錯き、其賞すべきものを賞し、其罰すべきものを罰するのみ、

明主者有法度之制、故群臣皆出於方正之治、而不敢爲姦、百姓知主之從事於法也、故吏之所使者、有法則民從之、無法則止、

明君は法度の制あり、故に群臣は方正なる政治を爲して、敢て姦曲を爲さず、百姓は君の法に從事するを知る、故に官吏の使ふ所も、法あれば、人民從ひ、法なければ從はず、

民以法與吏相距、下以法與上從事、故詐僞之人、不得欺其主、嫉妬之人、不得用其賊心、讒諛之人、不得施其巧、千里之外、不敢擅爲非、故明法曰、有法度之制者、不可巧以詐僞、

人民は法に由りて、官吏の命にも抵抗す、下は法を以て上と事に從ふ、故に詐僞の人も其君を欺くを得ず、嫉妬の人も、其賊心を用ふるを得ず、讒諛の人も、其巧を施すを得ず、千里の外に在るものも、敢て擅に非を爲さず、故に明法に曰く、法度の制あれば、欺くに詐僞を以てす可らず、

權衡者所以起輕重之數也、然而人不事者、非心惡利也、權不能爲之多少其數、而衡不能爲之輕重其量也、

法獨出於主、則天下服德、故威勢分於臣、則令不行、法政出於臣、則民不聽、故明主之治天下也、威勢獨在於主、而不與臣共、法政獨制於主、而不從臣出、故明法曰、威不兩錯、不二門、

故に威勢の獨り君に在るときは、群臣畏れて敬す、法政の獨り君に出るときは、天下は德に服す、故に威勢が臣の門に分るれば、令は行はれず、法政が臣の門より出れば、民は聽かず、故に明君の天下を治るや、威勢は獨り君に在りて、臣と共にせざるなり、法政は獨り君に制して、臣より出でず、故に明法に曰く、威は君と臣との兩處に錯かず、政は君と臣との二門より出さず、

明主者、一度量、立表儀、而堅守之、故令下而民從、法者天下之程式也、萬事之儀表也、吏者民之所縣命也、

明君は、度量を一定し、人民の標準を立て、堅く之を守る、故に令下りて、人民之に從ふ、蓋し、法は天下の程式なり、萬事の儀表なり、官史は人民の命を縣る所なり、

○○

立表儀　臣たるものは忠に、子たるものは孝にせよと、目表の儀形を立てゝ、示めす、

故明主之治也、當於法者賞之、違於法者誅之、故以法誅罪、則民就死而不怨、以法賞功、則民受賞而無德也、此以法擧錯之功也、故明法曰、以法治國、則擧錯而已、

故に明君の治むるや、法に當るものは、之を賞し、法に違ふものは之を誅す、故に法を以て罪を誅すれば、

用するは、必ず法立て令行はるに由る、故に國を治め、衆を使ふは、法に如くはなし、淫を禁じ暴を止るは、刑に如くはなし、故に貧者は富者の財を奪ふを欲せざるに非ず、之を敢てせざるものは法ありて、奪ふ能はざるなり、

强者非不能暴弱也、然而不敢者、畏法誅也、故百官之事、案之以法則姦不生、暴慢之人、誅之以刑則禍不起、群臣並進、策之以數、則私無所立、故明法曰、動無非法者、所以禁過而外私也、

强きものは、弱きものを暴すること能はざるに非ず、然して敢てせざるものは、法誅を畏るゝゆゑなり、故に百官の事は、之を案驗するに、法を以てすれば、姦も生ぜず、暴慢の人は之を誅するに、刑を以てすれば、禍も起らず、群臣並に進み、之を策するに術數を以てすれば、私の立つ所なし、故に明法に曰く、擧動必らず法に適中するは、過を禁じて私を外にする所以なり、

人主之所以制臣下者威勢也、故威勢在下則主制於臣、威勢在上則臣制於主、夫蔽主者非塞其門守其戸也、然而令不行、禁不止、所欲不得者、失其威勢也、

人君の臣下を制御する所以のものは、威勢なり、故に威勢の下に在るや、君は臣に制せらる、威勢の上に在るや、臣は上に制せらる、夫れ君を蔽ふとは、其門を塞ぎ其戸を守るに非ず、然して令の行はれざる、禁の止まざる、欲する所の得ざるは、君が其威勢を失ふに由るなり、

故威勢獨在於主則群臣畏敬、

害也、

明君の國を治るや、其宜しきに當るを案して、其正理を行ふ、故に其賞するに當るものは、群臣辭退することを得ず、其罰するに當るものは、群臣敢て避けざるなり、夫れ功を賞し、罪を誅するは、天下の爲に利益し、害禍を除く所以なり、

草茅弗去則害禾穀、盜賊弗誅則傷良民、夫舍公法而行私惠、則是利姦邪而長暴亂也、行私惠而賞無功、則是使民偸幸而望於上也、

草茅を刈り去らざれば、禾穀を害す、盜賊を誅せざれば、良民を傷ぶる、夫れ公法を舍て私惠を行へば、是れ姦邪を利して、暴亂を長ずるなり、私惠を行ひて、無功のものを賞するときは、是れ人民をして、偸も僥幸して、上に冀ひ望ましむるなり、

行私惠而赦有罪、則是使民輕上而易爲非也、夫舍公法用私惠、明主不爲也、故明法曰、不爲惠於法之內、

私惠を行ひて、有罪を赦すときは、是れ人民をして上を輕んじ、非を爲し易からしむるなり、夫れ公法を舍て、私惠を用ふるは、明主爲さゞるなり、故に明法に曰く、惠を法の內外に爲さず、必らず法に適中するを期す、

凡人主莫不欲其民之用也、使民用者、必法立而令行也、故治國使衆莫如法、禁淫止暴莫如刑、故貧者非不欲奪富者財也、然而不敢者法不使也、

凡そ人君は、其民を使用するを欲せざるなし、民を使

く、滅と塞と侵と壅との生ずる所は、法の立ざるに從ふなり、

所立者當　賞罰の理に當りて、人を信服せしむること、

法度者主之所以制天下而禁姦邪也、所以牧領海內而奉宗廟也、私意者所以生亂長姦而害公正也、所以壅蔽失正而危亡也、

法度は、君主の天下を制して、姦邪を禁ずる所以なり、海內の人民を養ひ統べて、宗廟を奉ずる所以なり、私意は、亂を生じ、姦を長じて、公正を害する所以なり、人君が私意を行へば、姦邪に壅蔽せられ、正を失ひて、危亡するに至る、

故法度行、則國治、私意行則國亂、明主雖心之所愛、而無功者不賞也、雖心之所憎、而無罪者弗罰也、案法式而驗得失、非法度不留意焉、故明法曰、先王之治國也、不淫意於法之外、

故に法度行れば、國治る、私意行れば國亂る、明主は心の愛する所といへども、功なきものは賞せず、心の憎む所といへども、罪なきものは罰せず、法式を案して、得失を驗し、法度に非れば、意を留めざるなり、故に明法に曰く、先王の國を治るや、法の外に意を淫せず、

淫は度を過ぎて深きなり、

明主之治國也、案其當宜、行其正理、故其當賞者、群臣不得辭也、其當罰者、群臣不敢避也、夫賞功誅罪、所以爲天下致利除

臣之道、下得明上、賤得言貴、故姦人不敢欺、亂主則不然、聽無術數、斷事不以參伍、故無能之士上通、邪枉之臣專國、主明蔽而聽塞、忠臣之欲謀諫者、不得進、如此者侵主之道也、故明法曰、下情上而道止、謂之侵、

明君は兼ね聽き、衆人の言を察し、獨り其善惡を斷じ、門戸を多くして、下言の入る所を容易ならしむ、其群臣も、下のものは上に明にすることを得て、賤しきものも貴きに言ふことを得、蓋し上下相通ずるなり、故に姦人も敢て上を欺かず、亂暴の君は然らず、聽くにも術數なく、事を斷ずるにも、多方に考察せず、故に無能の士は、上に通じて、邪枉の臣は、國を專らにす、主君の明は蔽はれて、聽は塞がる、忠臣の謀り諫るを、欲するものも進むことを得ず、此の如きは、臣下に侵し犯さるゝ主君なり、故に明法に曰く、下情上りて中途に止る、之を侵さるゝといふ、

○參伍　參人の說を聞き、又伍人に之を糺すといふこと、然るときは、善惡是非は判然す、

人主之治國也、莫不有法令賞罰具、故其法令明而賞罰之所立者當、則主尊顯而姦不生、其法令逆、而賞罰之所立不當、則群臣立私而壅塞之、朋黨而劫殺之、故明法曰、滅塞侵壅之所生、從法之不立也、

人君の國を治るや、法令賞罰の具あらざるなし、故に其法令は明にして、賞罰の立つ所のもの當れば、君主は尊顯にして、姦人は生ぜざるなり、其法令は逆ひて、賞罰の立つ所は當らざれば、群臣は私を立てゝ、之を壅塞す、朋黨して君を劫し殺す、故に明法に曰

によりて進まず、直に進ましむ、百官も其職務によりて、木條の直達する如く、上に通ず、群臣も顯明に見參して、暗夜に憐を乞ふことなし、罰あるものも、君自ら其罪を視る、賞あるものも、君自ら其功を知る、

見知不悖、賞罰不差、有不蔽之術、故無壅遏之患、亂主則不然、法令不得至于民、疏遠隔閉、而不得聞、如此者壅遏之道也、故明法曰、令出而留、謂之壅、

罪を視るも、功を知るも、理に悖らず、賞罰差はず、欺かれざる術あり、故に壅ぎ遏めらるゝ患なし、是を賢明なる主とす、亂暴の君は然らず、法令は人民に至るを得ず、疎遠にして隔て閉て、聞くを得ず、此の如きものは、壅遏の道なり、故に明法に曰く、法令出てゝ留り行はれざる、これを壅といふ、

人臣之所以乘而爲姦者擅主也、臣有擅主者、則主令不得行、而下情不上通、人臣之力能隔君臣之間、而使美惡之情不揚聞、禍福之事不通徹、人主迷惑而無從悟、如此者塞主之道也、故明法曰、下情不上通、謂之塞、

人臣の乘じて、姦を爲す所以は、主君を擅にするなり、臣に君を擅にするものあれば、主君の命令も行ふことを得ず、下情も上通せず、人臣の力は、能く君臣の間を隔て、美惡の實際も上に聞えず、禍福の事情も上に通徹せず、人君は迷ひ惑ひて、悟ることなし、此の如きは、人君の明を塞ぐ道なり、故に、明法に曰く、民の情態が、君に聞えざるを、塞といふ、

明主者兼聽獨斷、多其門戶、群

威勢予人、則必有劫殺之患、專以其法制予人、則必有亂亡之禍、如此者亡主之道也、故明法曰、專授則失、

故に國家の治亂も、法度を以て決斷せずして、重臣に決し、生殺の權柄も、君主において制定せずして、群臣に在るは、此れ寄生の君といふ、故に、人君は專ら其威勢を以て、人に授くれば必ず劫かし殺さるゝ患あり、專ら其法制を以て、人に授くれば、必ず亂亡の禍ひなり、此の如きものは、亡主の道なり、故に明法に曰く、專ら權を授くれば、君は失亡す、

寄生之主　寄寓して生活する君とは、權柄無きをいふなり、

凡爲主而、不得行其令、廢法而恣群臣、威嚴已廢、權勢已奪、令不得出、群臣弗爲用、百姓弗爲使、竟內之衆不制、則國非其國、而民非其民、如此者滅主之道也、故明法曰、令本不出、謂之滅、

凡そ君主となりて、其令を行ふを得ず、法を廢して群臣を恣にす、威嚴已に廢し、權勢已に奪はる、令も出すを得ず、群臣も用を爲さず、百姓も使役を爲さず、境內の衆民をも制御する能はず、然るときは、國も其國にあらず、民も其民に非ず、此の如きは、滅亡の道なり、故に明法に曰く、法令が君より出でざる、之を滅亡の國といふ、

明主之道、卑賤不待尊貴而見、大臣不因左右而進、百官條通、群臣顯見、有罰者主見其罪、有賞者主知其功、

明君の道は、卑賤なるものも、尊貴の人の紹介によりて見るにあらず、速かに之を見る、大臣も左右の奏上

に明法に曰く、百官が、自分の職を勉勵するは、君の惠慈の爲に非ずして、刑罰の必するを恐るゝなり、

人主者擅生殺、處威勢、操令行禁止之柄、以御其群臣、此主道也、人臣者處卑賤、奉主令、守本任、治分職、此臣道也、

人主たるものは、生殺を擅にし、威勢に處り、令行はれ禁止むの權柄を操り、其群臣を御し治む、此れ君主の道なり、人臣たるものは、卑賤に處り、主令を奉じて、本任の官を守り、分け與へられたる職務を執る、此れ臣たる道なり、

故主行臣道則亂、臣行主道則危、故上下無分、君臣共道、亂之本也、故明法曰、君臣共道則亂、

故に主君が、臣道を行ふときは、國亂る、臣下が主君の道を行ふときは、國家は危し、故に上下に分なく、君臣道を共にするは、國亂るゝ本なり、故に明法に曰く、君臣が道を共にするときは、國家亂る、

人臣之所以畏恐而謹事主者、以欲生而惡死也、使人不欲生、不惡死、則不可得而制也、夫生殺之柄、專在大臣、而主不危者、未嘗有也、

人臣の畏れ恐て謹み、主君に事ふる所以のものは、生を欲して死を惡むを以てなり、人をして生を欲せず、死を惡まざらしめば、得て制す可らざるなり、夫れ生殺の權柄は專ら大臣に在りて、主君の危ふからざるものは、未だ嘗て有らざるなり、

故治亂不以法斷、而決於重臣、生殺之柄、不制於主、而在群下、此寄生之主也、故人主專以其

之民、處必尊之勢、以制必服之臣、故令行禁止、主尊而臣卑、故明法曰、尊君卑臣、非計親也、以勢勝也、

故に明君は、必勝の術數を操りて、必要の臣を治む、必尊の勢に處り、必服の臣を制す、故に令行はれて、禁ずれば止む、君は尊くして、臣は卑し、故に明法に曰く、君を尊び、臣を卑しむは、親しむを計るに非ず、勢を以て臣下に勝つなり、

明主之治也、縣爵祿以勸其民、民有利於上、故主有以使之、立刑罰以威其下、下有畏於上、故主有以牧之、

明君の國を治るや、爵祿を懸けて、其人民を勸む、人民は上より利を取る心あり、故に君は人民を使ふを得べし、刑罰を立て其下を威す、下は上に畏るゝ心あり、故に君は人民を養ふを得べし、

故無爵祿則主無以勸民、無刑罰則主無以威衆、故人臣之行理奉命者、非以愛主也、且以就利避害也、

故に爵祿なければ、君は人民を勸むる能はず、刑罰なければ、君は衆民を威す能はず、故に人臣の道理を行ひ、君命を奉ずるものは、君を愛するに非ず、利に就き、害を避くるを以てなり、

百官之奉法無姦者、非以愛主也、欲以受爵祿而避罰也、故明法曰、百官論職非惠也、刑罰必也、

多くの官吏の法度を奉じて姦邪をせざるは、主君を愛するに非ず、爵祿を受け罰を避けんと欲してなり、故

失其所職、竟內明辨而不相踰越、此之謂治國、故明法曰、所謂治國者主道明也、

君主の近臣も、遠臣を塞ぎ防ぐを得ず、孤寡老弱も、其職とする所を失はず、境內の事は、明に辨じて、分外を求むるを得ず、此れ之を治國といふ、故に明法の文に曰く、所謂治國とは、君主の道の明なるなり、踰越は本分を踰ゆるなり、

明主者、上之所以一民使下也、利術者下之所以侵上亂主也、故法廢而私行則人主孤特而獨立、人臣群黨而成朋、如此則主弱而臣強、此之謂亂國、故明法曰、所謂亂國者、臣術勝也、

明君は、民を一致せしめ、下を使ふ所以なり、利術は上を侵し、君を亂す所以なり、故に法制廢して、私行はるゝときは、人主は孤特にして、獨立す、人臣は群黨して朋を成す、此の如きときは、君主は弱くして、臣下は強し、此れ之を亂國といふ、故に明法に曰く、所謂亂國とは、臣の術數勝つなり、

明主在上位、有必治之勢、則群臣不敢爲非、是故、群臣之不敢欺主者、非愛主也、以畏主之威勢也、百姓之爭用、非以愛主也、以畏主之法令也、

明君の上位に在る、必治の勢あれば、群臣は敢て非を爲さず、是の故に、群臣の敢て主を欺かざるものは、主を愛するにあらず、主の威勢を畏るゝを以てなり、百姓の用ひらるゝを爭ふは、主を愛するにあらず、主の法令を畏るゝを以てなり、

故明主操必勝之數、以治必用

化、所以自撫、故君子惡稱人之惡、惡不忠而怨怒、惡不公議而名常稱、惡不位下而位上、惡不親外而內放、此五者君子之所恐行、而小人之所以亡、況人君乎、

管子は對て曰く、然らず、夫れ學問の道は自ら化して、惡を改め善とし、愚を改め智とするもの、又自ら心を撫安する所以のものなり、故に君子は、人の惡を稱するを惡む、不忠にして怨怒するものを惡む、公議せずして名譽の揚るを惡む、其人の姦なるを以てなり、下に位せずして、上に位するを惡む、其人驕ればなり、他人に親しまずして、內行の放肆なるを惡む、此の五の者は、君の行ふを恐るゝ所にして、小人の之を行ひて亡滅する所以なり、況んや、人君たるに於てをや、

凡所謂能以所不利より、此に至るまでは、版法外の事なり、蓋し解說者が、自から見る所を述べ、經言の意を補ふ、

明法解第六十七　管子解五

此は、區言第二の明法篇を解釋す、

明主者有術數、而不可欺也、審於法禁、而不可犯也、察分職、而不可亂也、故群臣不敢行其私、貴臣不得蔽賤、

明君は術數ありて、欺く可らず、法度制禁を審かにして、犯す可らず、臣下の分職を察して亂す可らず、故に群臣は、敢て其私を行はず、貴顯の臣も、其賤者を蔽ひ匿すことを得ざるなり、

近者不得塞遠者、孤寡老弱不

書社、入殷之日、決鉅橋之粟、散鹿臺之錢、殷民大說、此所謂能以所不有、予人者也、

所謂る能く自分の有せざる所を以て、人に與ふるものは、武王是なり、武王は紂王を伐つに、往く者には人々の書社の封邑を有せしむ、殷に入る日には、鉅橋の地に積蓄したる粟を決し、出して人民に取らしめ、鹿臺に蓄へたる錢を散じて、人民に取らしむ、殷の人民大に悦びたり、此れ所謂能く有せざる所を以て、人に予へ取らしむるものなり、

○書社　二十五家を一里とし、里に社ありて、戸口田籍を書して之を社に藏む、故に邑を稱して書社といふ、

桓公謂管子曰、今子教寡人、法天合德、合德長久、合德而兼覆之、則萬物受命、象地無親、無親、無親安固、無親而兼載之、則諸生皆殖、

桓公は管仲に謂て曰く、今子は寡人に敎へて曰ふ、天の德を普ねく合はすに法り、德を普くして、物を兼ね覆へば、萬物は命を受く、地の私親なきに象どり、親なければ安固なり、親なくして物を兼ね載すれば、諸の生物皆蕃殖す、

○合德　徧く恩澤を施して、私心なきをいふ、○諸生　草木禽獸等なり、

參於日月、無私葆光、無私而兼照之、則美惡不隱、然則君子之爲身、無好無惡、然已乎、

日月と參はりて、葆光を私にするなく、公平にして、私なく物を兼ね照すときは、美惡は隱されずと、然らば、君子の身を爲るは、好なく惡なく、公にして私なきのみか、

○葆光　葆は大なり、大光といふことなり、

管子對曰不然、夫學者所以自

凡人君所以尊安者賢佐也、佐賢則君尊、國安、民治、無佐則君卑、國危、民亂、故曰、脩長在乎任賢、

凡そ人君の尊安なる所以は、賢材の輔佐に因るなり、輔佐の賢材あれば、人君は尊く國は安く、民は治る、輔佐の人なきときは、人君卑しく、國も危ふく、民も亂る、故に曰く、國祚の長久なるは、賢人に任ずるに在り、

凡人者莫不欲利而惡害、是故與天下同利者、天下持之、擅天下之利者、天下謀之、天下所謀、雖立必隳、天下所持、雖高不危、故曰、安高在乎同利、

凡そ人は利を欲して、害を惡まざるなし、是の故に、天下と利を同くするものは、天下之を維持す、天下の利を一人擅にするものは、天下之を謀る、天下の謀る所は、立つといへども必ず隳る、天下の持する所は高しといへども、危ふからず、故に曰く、高きに安んずるは、利を同じくするに在り、

凡所謂能以所不利利人者舜是也、舜耕歷山、陶河濱、漁雷澤、不取其利、以教百姓、百姓擧利之、此所謂能以所不利利人者也、

凡そ所謂る能く利せざる所を以て、人を利するもの舜是なり、舜は歷山に耕し、河濱に陶し、雷澤に漁し、其利を取らず、百姓を敎へ、百姓擧之を利とす、此は所謂る能く利せざる所を以て、人を利するものなり、

所謂能以所不有予人者武王是也、武王伐紂、士卒往者、人有

修則不能朝遠方之君、是故、正君臣上下之義、飾父子兄弟夫妻之義、飾男女之別、別疏數之差、使君德臣忠父慈子孝兄愛弟敬禮義章明、如此則近者親之、遠者歸之、故曰召遠在修近、

愛し施す德は、行ひて私なしと雖も、內行の修らざるときは、遠方の君を來朝せしむる能はず、是の故に、君臣上下の義を正し、父子兄弟夫妻の義を飾め、男女の別を飾め、尊卑親疏の差等を別ち、君は德に、臣は忠に、父は慈に、子は孝に、兄は愛し、弟は敬し、禮義章明ならしむ、此の如きは、近きもの之に親しみ、遠きもの之に歸す、故に曰く、遠きを召すは近きを修むるに在り、

閉禍在除怨、非有怨乃除之、所事之地常無怨也、凡禍亂之所生、生於怨咎、怨咎所生、生於非理、是以、明君之事衆也、必經、使之必道、施報必當、出言必得、刑罰必理、如此則衆無鬱怨之意、如此則禍亂不生、上位不危、故曰、閉禍在除怨也、

禍を閉るは、怨を除くにあり、怨ありて、之を除くにあらず、事とする地の民をして、常に怨みなからしむ、凡そ禍亂の生ずる所は、怨み咎むるに生ず、怨咎の生ずる所は、非理なることより生ず、是を以て、明君の衆に事ふるや、必ず經し、之を使ふや必ず道あり、施報する必ず當る、言語を出す、必ず要領を得、刑罰は必ず理あり、此の如くなれば、衆民は鬱し怨む心なし、感じ恨む意なし、此の如くなれば、禍亂生ぜず、上位も危からず、故に曰く、禍を閉るは怨を除くに在り、

なり、聖人之に法とりて、萬民を使事す、故に時功を失はず、生長の德を先きにして、殺僇の刑を後にす、故に曰く、四時に伍す、

無遺善民間に遺棄せられたる善人なし、上の明察なるゆゑに、直に之を採用するなり、○無隱姦民間に隱れて、姦邪を爲すものなし、

凡衆者愛之則親、利之則至、是故、明君設利以致之、明愛以親之、徒利而不愛、則衆至而不親、徒愛而不利、則衆親而不至、

凡そ衆人は之を愛すれば親しむ、之を利すれば至る、是の故に、明君は利を設けて之を致し、愛を明かにして之を親しむ、徒らに利して愛せざれば、衆人至るも親しまず、徒らに愛して利せざれば、衆人親しむも至らず、

愛施倶行則、說君臣、說朋友、說兄弟、說父子、愛施所設、四固不能守、故曰說在愛施、

人を愛し物を施すこと、倶に行へば、君臣も說び、朋友も說び、兄弟も說び、父子も說ぶ、愛施の設くる所は、敵國の人も、之を感戴し、四境の要害ある敵國も、守ること能はざるに至る、故に曰く、說びは愛施に在り、

說悅なり、

凡君所以有衆者、愛施之德也、愛有所移、利有所并則、不能盡有、故曰有衆在廢私、

凡そ人君の衆民を有する所以は、愛し施す德なり、愛に移る所ありて、甲を愛して乙に轉じ、利も幷す所ありて、十人に與ふるものを、一人に與ふるが如きことあれば、衆民を盡く有すること能はず、故に曰く、衆を有するは、私心を廢するに在り、公平ならざる愛施は、怨叛を來す、

愛施之德、雖行而無私、內行不

凡そ人君は、萬民を覆ひ載せて、之を兼ね有す、萬族に照し臨みて、之を使ふ、是の故に、天地日月四時を以て、主とし本體とす、

爲質　質は讀て質とす、質は體なり、○事使　使役することなり、

天覆而無外也、其德無所不在、地載而無棄也、安固而不動、故莫不生殖、聖人法之、以覆載萬民、故莫不得其職性、得其職性、則莫不爲用、故曰法天合德、象地無親、

天は覆ひて外なし、其德の在らざる所なし、地は載せて棄るなし、安固にして動かず、故に萬物生殖せざるなし、聖人之に法とりて、萬民を覆ひ載す、故に人々其職性を得ざるなし、其職性を得れば、用を爲さゞるなし、故に曰く、人君は天の德を合すに法とり、地の親しむなきに象どる、

地無親　地は公平にして、萬物を生育す、別に親しみ疎んずる私なし、

日月之明無私、故莫不得光、聖人法之、以燭萬民、故能審察則、無遺善無隱姦、無遺善無隱姦、則刑賞信必、刑賞信必則、善勸而姦止、故曰、參於日月四時之行、信必而著明、聖人法之、以事萬民、故不失時功、故曰伍於四時、

日月の明かなるは、私照なし、故に光を得ざるなし、聖人之に法とりて、萬民を燭らす、故に能く審かに察するときは、遺りたる善人なく、隱るゝ姦者なし、遺善なく、隱姦なくば、刑賞は信に必す、刑賞信必なれば、善人は勸められ、姦人は止む、故に曰く、日月に參ると、春夏秋冬は、其氣の行はるゝ、信必にして著明

といへども、富を得べきなり、

夫國有不聽而可以得存者則、號令不足以使下、有犯禁而可以得免者則、斧鉞不足以畏衆、有無功而可以得富者、則祿賞不足以勸民、

夫れ國に聽かずして、存するを得べきもの有れば、號令は下を使ふに足らず、禁を犯して、免るを得べきもの有れば、斧鉞は衆を畏すに足らず、功なくして富を得べきものあれば、祿賞は民を勸むるに足らざるなり、

號令不足以使下、斧鉞不足以畏衆、祿賞不足以勸民、則人君無以自守也、然則明君奈何、

號令も下を使ふに足らず、斧鉞も衆民を畏れしむるに足らず、祿賞も民を勸むるに足らず、然るときは、人君は自ら守ることなし、然らば明君は奈何するや、

明君不爲六者變更號令、不爲六者疑錯斧鉞、不爲六者益損祿賞、故曰、植固而不動、奇邪乃恐、奇革邪化、令往民移、

明君は、六攻の爲めに、號令を變更せず、六攻の爲めに、斧鉞を疑ひ錯めることをせず、六攻の爲めに、祿賞を損し益することをせず、故に曰く、君は心を植ること固くして、動かず、奇邪の人は、恐れて奇も革り、邪も化す、號令下れば、人民移り改まる、

○六者　前文にある、親と貴と貨と色と巧佞と玩好との六攻なり、

凡人君者、覆載萬民、而兼有之、燭臨萬族、而事使之、是故、以天地日月四時爲主、爲質、以治天下、

の法を明にして、之を實行す、故に曰く、怠り倦むものを戒めて、之を辱しめ、有罪のものを罰して、之を懲らす、禁を犯すものを殺僇して、之を振ひ興らしむ、

○頓卒　頓は挫なり卒は困なり、

治國有三器、亂國有六攻、明君能勝六攻而立三器、故國治、不肖之君、不能勝六攻而立三器、故國不治、三器者何也、曰號令也、斧鉞也、祿賞也、六攻者何也、親也、貴也、貨也、色也、巧佞也、玩好也、

國家を治るに、三器あり、國家を亂すに、六攻あり、明君は能く六攻に勝て、三器を立つ、故に國家治る、愚なる君は、六攻に勝て、三器を立ること能はず、故に國家は治らざるなり、三器とは何ぞや、曰く號令を發すること、斧鉞を以て人を刑罰すること、祿賞を以て人を勸勉せしむることなり、六攻とは何ぞや、親戚の我を憂へしむること、貴顯の我を凌侮すること、貨幣の心を亂すこと、美色の心を惑すこと、巧智佞辯の小人が我を欺くこと、玩好を以て我を溺らすこと、之を六攻といふ、

三器之用何也、曰非號令無以使下、非斧鉞無以畏衆、非祿賞無以勸民、六攻之敗何也、曰雖不聽而可以得存、雖犯禁而可以得免、雖無功而可以得富、

三器の用とは、何ぞや、曰く號令に非れば、下を使ふなし、斧鉞に非れば、衆を畏すことなし、祿賞に非れば、民を勸ることなし、六攻の敗れとは何ぞや、曰く上の令を聽かずといへども、親者は存するを得べし、禁を犯すといへども、貴者は免るを得べし、貨財あるもの、美色のもの、巧佞のもの、玩好のものは、功なし

ず、衆民勞して息むことを得ざれば、必ず堵壞を崩し弛む心あり、

崩弛堵壞　堵は垣なり、廬舍をいふ、壞は土なり、田地をいふ、民人甚だ勞すれば、家を壞り、田を捨る心あるゆゑに、崩し弛むといふなり、

故曰、民不足、令乃辱、民苦殃、令不行、施報不得、禍乃始昌、禍昌而不悟、民乃自圖、

故に曰く、民人十分のことを得ざれば、命令は辱められて行はれず、人民の殃に苦むときは、官令も行はれず、施報するを得ざるときは、禍昌なり、禍昌なるに上悟らざれば、人民は各自に圖りて、禍を脱せんとし、上の事を思はざるなり、

凡國無法、則衆不知所爲、無度則事無機、有法不正、有度不直、則治辟、治辟則國亂、故曰、正法直度、罪殺不赦、殺僇必信、民畏而懼、武威既明、令不再行、

凡そ國に法令なければ、衆民は爲す所を知らず、制度なければ形勢定まらず、故に機を視て動くこと能はず、法令ありて正しからず、制度ありて直ならざれば、政治は偏僻となる、政治偏辟するときは、國家は亂る、故に曰く、法を正しくし、度を直くし、罪あるものを、殺して赦さず、殺僇必ず信にすれば、民畏れて懼る、斯くして、武威既に明なれば、法令は一たびにして足る、再行を要せざるなり、

治辟　政治偏僻して、正直ならざるをいふ、

凡民者莫不惡罰而畏罪、是以人君嚴教以示之、明刑罰以致之、故曰、頓卒怠倦以辱之、罰罪有過以懲之、殺僇犯禁以振之、

凡そ民たるものは、罰せらるを惡みて、罪を畏れざるなし、是を以て人君は敎を嚴にして、之を示し、刑罰

人には逆順あり、事には稱量あり、人心逆へば人用ひられず、事に稱量を失すれば、事は工ならず、事の工ならざるときは傷ぶる、人用ひられざるときは怨む、故に曰く、人を取るに我の良心を以てし、事を成すに其體質に相當なる任務を以てす、

事有稱量　事を成んとするには、其實質を稱り量るを要す、

成事以質者用稱量也、取人以己度恕而行也、度恕者度之於己也、己之所不安、勿施於人、故曰、審用財、愼施報、察稱量、故用財不可以嗇、用力不可以苦、用財嗇則費、用力苦則勞矣、

事を成すに其體質を以てするは、物に相當するを量るなり、人を取るに我良心を以てするは、度り恕して行ふなり、度恕するは之を自分の身に度りて、自分の安からざる所は、人に施すこと無きなり、故に曰く、審かに財を用ひて、施し報ずることを愼しむ、稱り量ることを察す、故に財を用ゆるは、嗇む勿れ、力を用ゆるは、苦しむ勿れ、財を用ゆるに嗇むときは、却て費ゆ、力を用ゆるに苦むときは、徒に勞す、

奚以知其然也、用力苦則事不工、事不工而數得之、故曰勞矣、用財嗇則不當人心、不當人心則怨起、用財而生怨、故曰費、怨起而不復反、衆勞而不得息、則必有崩弛堵壞之心、

奚を以て其然るを知るや、力を用ゆる苦しめば、事は工ならず、事は工ならずして數〻之を得んとす、故に曰く、勞す、財を用ゆる嗇むときは、人心に滿足せず、人心に滿足せざるときは、怨恨の心起る、財を用ひて怨を生ず、故に曰く費ゆと、怨起りて復た元に反ら

欲其從事之勝任也、而衆者不愛則不親、不親則不明、不敎順則不鄕意、

此は民をして、親しましむるをいふ、凡そ人君は衆民の上を親しみ、上の意に鄕はんことを欲す、其の事に從ひ、任に勝るを欲す、而して、衆民は愛せざれば親しまず、親しまざれば其意志明かならず、順和の道を敎へざれば、上の意に鄕はざるなり、

鄕。嚮なり、

是故、明君兼愛以親之、明敎順以道之、便其勢利其備、愛其力、而勿奪其時、以利之、如此、則衆親上鄕意從事勝任矣、故曰、兼愛無遺、是謂君心、必先順敎、萬民鄕風、旦暮利之、衆乃勝任、

是の故に、明君は兼ね愛して人民に親しむ、明かに順和を敎へて、之を道びく、其勢に便じ、其備を利す、其力を愛して、其農時を奪はず、之を利せしむ、此の如くすれば、衆民は上に親しみ、上の意に鄕ひ、事に從ひ任に勝ゆるなり、故に曰く、兼愛して遺すなし、是を君の心と謂ふ、必ず先づ敎に順ひ、萬民は上の風に鄕ふ、君は、旦暮に民を利すれば、衆民は任に勝ゆるなり、

治之本二、一曰人、二曰事、人欲必用、事欲必工、人有逆順、事有稱量、人心逆則人不用、事失稱量則事不工、事不工則傷、人不用則怨、故曰、取人以己、成事以質、

政治の根本は二つ、一に曰く人なり、二に曰く、事なり、人は必ず用ひんと欲し、事は必ず工なるを欲す、

事の先きに易きものは、人之を行ふを輕んず、人之を行ふを輕んずれば、必ず成り難き事に困む、始め見るに足らざるものは、人之を棄るを輕んず、人之を棄るを輕んずれば、必ず及ぶ可らざる功を失ふ、夫れ數しば成り難き事に困しみて、時に及ぶ可らざる功を失ふは、衰滅の道なり、

是故、明君審察事理、愼觀終始、爲必知其所成、成必知其所用、用必知其所利害、爲而不知所成、成而不知所用、用而不知所利害、謂之妄擧、妄擧者其事不成、其功不立、故曰、擧所美、必觀其所終、廢所惡、必計其所窮、

是の故に、明君は審かに事理を察し、愼で終始を觀る、爲せば必ず其成る所を知る、成れば必ず其用ふる所を知る、用ふれば必ず其利害ある所を知る、若しも爲して成る所を知らず、成りて用ふる所を知ず、用ひて利害ある所を知らざるは、之を妄りに擧ぐといふ、妄擧するものは、其事成らず、其功立たず、故に曰く、美なる所を擧ぐるも、必ず其終る所を觀る、惡しき所を廢するも、必ず其窮る所を計ると、蓋し美なるとも妄擧せず、必ず其終を察すべし、惡も遽かに廢せず、必ず其窮を計度すべし、

凡人君者、欲民之有禮義也、夫民無禮義則上下亂而貴賤爭、故曰、慶勉敦敬、以顯之、富祿有功以勸之、爵貴有名以休之、

凡そ人君たるものは、人民の禮義あるを欲す、夫れ人民は、禮義なければ上下亂れて、貴賤爭ふ、故に曰く、敦く敬むものは、賞を與へて之を勉めしめ、之を顯揚して、有功を富まし、祿を授け之を勸む、有名なるものは、爵を與へて貴くし、之を幸福にす、

凡人君者、欲衆之親上鄕意也、

自分の怒喜を行はゞ、禍亂生ず、上位に在ること危殆なり、

故曰、喜無以賞、怒無以殺、喜以賞、怒以殺、怨乃起、令乃廢、驟令而不行、民心乃外、外之有徒、禍乃始牙、衆之所怒、寡不能圖、

故に曰く、喜びて賞を施すことなく、怒りて殺すことなし、喜びて賞し、怒りて殺すときは、人民の怨起り、令も廢す、驟かに令して行はれず、民心は外に去りて服せず、心の外に去りたるもの、徒黨を結びて、禍萠し生ず、衆人の怒るときは、寡少の人を以て制すること能はざるなり、

○始牙　牙は芽と同じ、

冬既閉藏、百事盡止、往事畢登、來事未起、方冬無事、愼觀終始、審察事理、事有先易而後難者、有始不足見、而終不可及者、此常利之所以不擧、事之所以困者也、

冬は既に天地の氣も閉藏す、百事は盡く止む、春夏秋の往事は畢く成りて、來年の事は未だ起らず、故に冬に方りては、事無し、愼んで終始を觀て、審かに事理を察するに、事の先に易くして、後に難きものあり、始は見るに足らずして、終りに及ぶ可らざるものあり、此は常利の擧らざる所以にして、事の困難なる所以のものなり、

事之先易者、人輕行之、人輕行之、則必困難成之事、始不足見者、人輕棄之、人輕棄之、則必失不可及之功、夫數困難成之事、而時失不可及之功、衰耗之道也、

釋天而更有所受命、釋風而更有所仰動、釋雨而更有所仰濡、則無爲尊天而貴風雨矣、

天を尊ぶ所以のものは、命を受けざるなきが爲めなり、風雨を貴ぶ所以は、風を待て動き、雨を待て濡はざるなきが爲なり、若しも萬物をして天を釋てゝ、更に命を受る所あらしめ、風を釋てゝ更に動を仰ぐ所あらしめ、雨を釋てゝ更に濡を仰ぐ所あらしめば、萬物は終に、天を尊ばず、風雨を貴ばず、

今人君之所尊安者、爲其威立而令行也、其所以能立威行令者、爲其威利之操莫不在君也、若使威利之操不專在君而有所分散、則君日益輕而、威利日衰、侵暴之道也、故曰、三經既飭、君乃有國、

今や人君の尊く安き所以は、其威の立て、令の行はるが爲なり、其能く威を立て、令を行ふ所以のものは、其威と利とを、操持する主權が、君に在るに由るなり、若し威利の操持をして、專ら君に在らずして、分散する所あらしめば、君は日々に益、輕く、威利の權も日に衰ふ、侵暴せらるゝ道なり、故に曰く、天植と風と雨との三經が、既に飭ひて、君は國を有つを得べし、

乘夏方長、審治刑賞、必明經紀、陳義設法、斷事以理、虛氣平心、乃去怒喜、若倍法棄令、而行怒喜、禍亂乃生、上位乃殆、

刑は秋冬に行ふゆゑに、夏氣方に長ずる時に乘じ、審かに刑賞を治めて、經紀を明にし、義を陳べ、法を設けて、事を斷ずるに、理を以てし、氣を虛くし、心を平かにし、怒喜を去るべし、若し法に倍き、令を棄てゝ、

公平ならざれば、政治上に理を盡さず、事理に應ずることを盡さず、政治に道理を盡さゞれば、疏遠微賤のもの告げ訴ふる所なし、事理に應を盡さゞれば、功利は盡く擧らず、功利盡く擧らざれば、國家は貧乏なり、疏遠微賤のもの、告げ訴ふる所なければ、兼幷の豪族鄕里に橫暴して、饒富を成す、故に曰く、凡そ國家の事を立てんとすれば、天植なる心を正すを要す、○無所告訴　告げ愬る所なし、○事不盡應　諸事下民の情に感應するなし、故に窮するも恤まず、苦しむも救はず、○天植　人の心なり、天の人に命じて、萬事を植立せしむるもの、

天植者心也、天植正則不私近親、不孽疏遠、不私近親、不孽疏遠、則無遺利、無隱治、無遺利、無隱治、則事無不擧、物無遺者、

天植とは心のことなり、天植正しければ、近親にも私せず、疏遠なるものをも輕んぜず、近親に私せず、疏遠のものを輕んぜざるときは、遺棄して利澤を蒙らざる民無し、隱に私心を以て治ることなし、遺利なく、隱治なければ、事は擧らざるなし、物は遺棄するなし、○不孽　輕賤にせず、○隱治　公然とせずして、私に便利なる、政治をすること、

欲見天心、明以風雨、故曰、風雨無違、遠近高下、各得其嗣、萬物尊天、而貴風雨、

天心を見んと欲すれば、明かに風雨を以てす、故に曰く、風雨違ふことなくば、遠近高下、各〻其業を嗣續して、性命を全くすることを得と、蓋し萬物は天を尊びて、風雨を貴ぶなり、君の心も正しく、天心の如くなるを要す、

所以尊天者、爲其莫不受命焉也、所以貴風雨者、爲其莫不待風而動、待雨而濡也、若使萬物

暑、聖人法之、故有文有武、天地之位、有前有後、有左有右、聖人法之、以建經紀、

版法は、天地の位に法り、四時の行はるに象どりて、天下を治む、四時の行はるに、寒あり暑あり、聖人之に法りて、文あり武あり、天地の位は、前あり後あり、左あり右あり、聖人之に法りて、天下を經理する法を建つ、

春生於左、秋殺於右、夏長於前、冬藏於後、生長之事文也、收藏之事武也、是故文事在左、武事在右、聖人法之、以行法令、以治事理、

春は陽にして、左に生じ、秋は陰にして、右に凋殺す、夏は前に成長し、冬は後に藏む、生長する事は文なり、收藏する事は武なり、是故に、文事は左に在り、武事は右に在り、聖人之に法りて、法令を行ひ、事理を治む、

春生於左　人君は南面して立つ、左右前後は此に由りて生ず、

凡法事者、操持不可以不正、操持不正、則聽治不公、聽治不公則、治不盡理、事不盡應、治不盡理、則疏遠微賤者、無所告諏、事不盡應則、功利不盡擧、功利不盡擧、則國貧、疏遠微賤者無所告諏、則下饒、故曰、凡將立事正彼天植、

凡そ法令を行ひ、事理を治むるには、身に操り守る所の心を正しくせざる可らず、操持すること正しからざれば、政治を聽くに公平ならず、政治を聽くこと、

然則、無爵而貴、無祿而富、故曰、請謁任擧之說勝、則繩墨不正、

人君は唯だ請ひ謁みによりて、官に任じ、擧げ用ふることを聽く毋れ、之を聽くときは、群臣皆相爲に請ふ、然るときは、請謁が上に行はれて、黨與の人は鄕里に集る、是の如くなれば、貨財の賄賂が國に行はる、法制は官に毀ち敗らる、群臣は交際を務めて用ひらるゝを求む、然るときは、爵なくして貴く、祿なくして富む、故に曰く、情緣に就きて仕官する說の勝つときは、繩墨なる法制は正しからず、

○務佼　佼は交なり、○繩墨　墨斗にて直なる線を引く、繩にて平直を視る、

人君唯勿聽諂諛飾過之言、則敗、奚以知其然也、夫諂臣者常使其主不悔其過不更其失者也、故主惑而不自知也、如是則、謀臣死而諂臣尊矣、故曰、諂讒飾過之說勝、則巧佞者用、

人君は唯だ諂び諛ひ、過失を飾る所の言を聽くなかれ、之を聽くときは敗る、何に由りて、其然るを知るか、夫れ諂臣は、常に主君をして、其過を悔いざらしめ、其失を更めざらしむ、故に主君たるもの惑ひて自ら其過失を知らず、是の如きときは、謀を成す賢臣は死して、諂諛の臣は尊位に居る、故に曰く、諂讒して過を飾る說勝つときは、巧智佞辯の小人が擧げ用ひらる、

版法解第六十六　管子解四

此は經言第七の版法篇を解釋す、

版法者法天地之位、象四時之行、以治天下、四時之行、有寒有

此皆費財盡力傷國之道也、而以此事君者、皆姦人也、而人君聽之、焉得無敗、

人君は唯だ觀樂と玩好との說を聽くなかれ、聽けば失敗することあり、凡そ觀樂とは宮室を美にし、臺を高くし池を深くし、珠玉を集め、音樂を好むことなり、此は皆財を費し、力を盡くし、國を傷ぶる道なり、而して此を以て君に事ふるものは、皆姦人なり、人君之を聽くときは、焉ぞ敗なきを得んや、

觀樂玩好　觀樂とは、視て樂しむものにて、宮室臺池をいふ、玩好とは、玩び好むものにて、珠玉聲樂をいふ、聲樂は音樂のこと、

然則、府倉虛、蓄積竭、且姦人在上、則壅遏賢者、而不進也、然則國適有患、則優倡侏儒起而議國事矣、是敺國而捐之也、故曰、

觀樂玩好之說勝、則姦人在上位、

然るときは、府中の金帛、及び倉中の米穀は空虛となり、蓄へ積みたるものは、竭乏す、且姦人が上位に在るときは、賢者を壅ぎ遏めて、進ましめず、然るときは、國家に患難あれば、優倡や侏儒など宮中に在るもの起つて、國家の事を論議す、是れ國を驅りて、棄つるなり、故に曰く、觀樂玩好の說勝つときは、姦人上位に在り、

府倉　土藏のことにて、府には金帛を收め、倉には米穀を藏む、○優倡　宮中に在りて、演技を爲す、俳優伶人をいふ、○侏儒　身の矮小にして戲劇を爲すもの、

人君唯毋聽請謁任擧、則群臣皆相爲請、然則請謁得于上、黨與成于鄉、如是則、貨財行於國、法制毀於官、群臣務佼而求用、

則毆國而捐之也、故曰、金玉貨財之說勝、則爵服下流、

然るときは、賢者は勤を爲さず、智者は謀を爲さず、信者は約を爲さず、勇者は死を爲さず、是の如くなれば、國を毆り立てゝ、之を棄つるなり、故に曰く、金玉貨財の說の勝つときは、爵服は下に流れて、下の金玉を有するものが、高爵を受るに至る、

○爵服　爵位に因りて、服を賜はる、故に爵服といふ、

○下流　下等の社會に流れ行く、

人君唯毋聽群徒比周、則群臣朋黨、蔽美揚惡、然則國之情僞、不見於上、如是則朋黨者處前、寡黨者處後、

人君は唯だ群徒の朋黨して親密にするを聽くなかれ、若し之を聽くときは、群臣は朋黨して、黨外のものゝ、美を蔽ひ、惡を揚ぐ、然るときは、國中の情僞は、上に見はれず、是の如きときは、朋黨するもの前に進み處り、黨派の寡少なるものは後に處る、

○朋黨　黨派を爲して、一致の運動するものをいふ、

夫朋黨者處前、賢不肖不分、則爭奪之亂起、而君在危殆之中矣、故曰、群徒比周之說勝、則賢不肖不分、

夫れ朋黨するものが、前に進み處るときは、美を蔽ひ、惡を揚るゆゑに、賢人と愚者との區別に難し、隨ひて黨派爭奪の亂起り、君は危殆の中に在り、故に曰く、群徒組合の說勝つときは、賢不肖は分別し難きなり、

○比周　比は親しみ、心を合すこと、周は緻密に行屆くこと、即ち黨派を結び堅くするより、黨外の人を排斥するなり、

人君唯毋聽觀樂玩好、則敗、凡觀樂者、宮室臺池珠玉聲樂也、

反於禽獸　人民の初め生るや、飢て食し、渴して飲む、慾情動て淫す、禽獸と遠からず、聖人禮敎を爲して、人道始て貴し、禽獸に反るとは、聖人の敎へざる初に反るなり、

人君唯毋聽私議自貴、則民退靜隱伏、窟穴就山、非世間上、輕爵祿而賤有司、然則令不行、禁不止、故曰、私議自貴之說勝、則上令不行、

人君は唯だ私議して自ら貴ぶ說を聽くなかれ、私議を聽くときは、士民は退きて靜にするを好み、隱れ伏すことを善しとし、穴に窟居し、山林に幽棲して、世上の事を誹議し、君上の政を間り毀ちて、爵祿を輕んじ、有司を賤しむ、然るときは、官の令も行はれず禁止することも止まず、士民は隱遁して放言するを善しとす、故に曰く、私議自ら貴ぶ說勝てば、上の令は行はれず、

間上　上の行ふ所の間隙を指して、之を非毀するをいふ、

人君唯毋好金玉貨財、必欲得其所好、然則、必有以易之、所以易之者何也、大官尊位、不然則尊爵重祿也、如是則、不肖者在上位矣、

人君は唯金玉貨財を好む勿れ、必ず其好むものを得んと欲するなかれ、好み欲するときは、必ず金玉貨財に易ふるものあり、之に易ふる所以のものは何ぞや、大官と尊位と、然らざれば尊爵と重祿とを以てす、是の如くなるときは、愚人が、上位に在るに至る、

不肖者在上位矣　人に肖ざる愚者にても、金玉貨財を上に獻ずるものは、上位に列するを得るなり、

然則賢者不爲力、智者不爲謀、信者不爲約、勇者不爲死、如是

こと、又勇力ある士と三人をいふ、一人に此三の者を備ふるにあらず、○在外矣　國を出て、敵國に仕るをいふ、

彼求地而予之、非吾所欲也、不予而與戰、必不能勝也、彼以教士、我以敺衆、彼以良將、我以無能、其敗必覆軍殺將、故曰、兼愛之說勝、則士卒不戰、

彼は地を求めて、我は之を予ふ、吾が欲する所にあらざるなり、予へずして與に戰ふ、必ず勝つこと能はず、彼は敎練したる兵士を以て來る、我は敺り聚めたる兵衆を以てす、彼は良將を以てし、我は無能の將を以てす、其敗るゝや必す、我軍を覆へし、我大將を殺す、故に曰く、敵を愛する說が流行すれば、我士卒は戰はざるなり、

○敎士　操練したる兵士をいふ、○敺衆　諸方より敺逐して、徵集したる、不熟の士をいふ、所謂白徒なり、

人君唯無好全生、則群臣皆全其生、而生又養、生養何也、曰滋味也、聲色也、然後爲養生、然則從欲妄行、男女無別、反於禽獸、然則、禮義廉恥不立、人君無以自守也、故全生之說勝、則廉恥不立、

人君たるものは、唯だ生を全くすることを好むなかれ、生を全するを好めば、群臣も皆生を全くすることを爲して、其養ふことを極む、生を養ふとは何ぞや、曰く滋味なり、聲色なり、此欲を縱にして、然る後に生を養ふと爲す、然るときは欲に從ひて、妄りに行ふ、男女別なきに至りて、禽獸の行ひに反る、然るときは、禮義廉恥は立たざるに至り、人君自ら身を守ることなし、故に曰く、生を全くする說勝では、廉恥は立たざるなり、

の治亂を知らず、外にして、諸侯の强弱も知らざるに至る、

如是則城郭毀壞、莫之築補、甲弊兵彫、莫之修繕、如是則守圉之備毀矣、遼遠之地謀、邊竟之士修、百姓無圉敵之心、故曰寢兵之說勝則險阻不守、

上に述るが如くなれば、城郭は毀ち壞れて、之を築き補ふことなく、甲冑は弊ぶれ、兵器は彫はれ、之を修繕することゝなし、是の如くなれば、守り圉ぐ備も毀れ、遼遠なる地は、敵の謀る所となり、邊境の士は、武技を習はず、唯外貌の修飾を事とす、百姓においても、敵を拒み圉ぐ心なし、故に曰く、兵を寢る說が勝てば、險阻あるも、守らざるに至る、

人君唯毋聽兼愛之說、則視天下之民、如其民、視國如吾國、如是則無幷兼攘奪之心、無覆軍敗將之事、

人君たるものは、唯だ兼愛する說を聽く毋れ、若し之を聽けば、天下の民を視ること、我民の如く、天下の國を視ること、我國の如くなる、是の如くなれば、幷兼し攘み奪ふ心なく、軍を覆し、將を敗る事なきなり、

然則射御勇力之士、不厚祿、覆軍殺將之臣、不貴爵、如是則射御勇力之士、出在外矣、我能毋攻人可也、不能令人毋攻我、

然るときは、射御を善くし、勇力ある士は、祿を厚くせず、軍を覆へし、將を殺す臣は、爵を貴くせず、是の如きは、射御を善くする勇力ある士は、出て丶國外に在り、我は人を攻めざるに適す、然れども、人をして我を攻めざらしむること能はず、

射御勇力之士　射は弓を射ること、御は馬を馭する

遇するに信あり、行は身に發して天下の法式たり、人唯だ其君の復た行はざるを恐る、之に反して、身の行ひ正しからず、人を使ふに暴逆にて、人を遇するに信ならず、行ひ身に發して天下の笑となるものは、此れ再びすべからず、故に、明君は之を行はず、故に曰く、行ひて再びすべからざるは、君これを行はざるなり、

言之不可復者、其言不信也、行之不可再者、其行賊暴也、故言而不信、則民不附、行而賊暴則天下怨、民不附、天下怨、此滅亡之所從生也、故明主禁之、故曰、凡言之不可復、行之不可再者、有國者之大禁也、

言語の再びすべからざるものは、其言の信ならざるなり、行ひの再びすべからざるは、其行ひの賊暴なるなり、故に、言て信ならざるときは、人民附服せざるなり、行ひて賊暴なるときは、天下怨む、夫れ人民附かず、天下怨むは、此れ滅亡の從つて生ずる所なり、故に明君は、之を禁ず、故に曰く、凡そ言の復すべからざるものと、行ひの再びすべからざるものとは、國を有つもの丶大禁なり、

立政九敗解第六十五　管子解三

此は經言第四立政篇の、九敗を解釋して、九敗の起原を明にす、

人君唯毋聽寢兵、則群賓客、莫敢言兵、然則、内之不知國之治亂、外此不知諸侯强弱、

人君たるものは、唯た兵を寢め、武を偃すことを聽くこと毋れ、若し之を聽くときは、群臣も賓客も、來りて敢て兵を言ふものなし、然るときは、内にして、國

則、山不得見、人主猶山也、左右多黨、比周以壅其主、則主不得見、故曰山高而不見、地不易也、

山は物の高きものなるに、地は險阻にして草木茂り穢れて、平易ならざれば、山も見るを得ざることあり、人君は山のごときものなり、左右に徒黨多し、徒黨組み合ひて、人君を擁蔽するときは、人君の德も、民より見ることを得ず、故に曰く、山は高くして見えざるも、地は易はらざるなり、

人主出言、不逆於民心、不悖於理義、其所言足以安天下者也、人唯恐其不復言也、出言而離父子之親、疏君臣之道、害天下之衆、此言之不可復者也、故明主不言也、故曰、言而不可復者君不言也、

人君は言語を出し、民心に逆はず、理義に悖らず、其言ふ所は天下を安んずるに足るものなり、人は唯だ其復た言はざるを恐る、今や言を出して、父子の親を離れしめ、君臣の道を疏んず、天下の衆を害す、此等の言は再び言ふ可らざるものなり、故に明君は此の如き言を出さず、故に曰く、言つて復すべからざるもの、人君は言はざるなり、

人主身行方正、使人有禮、遇人有信、行發於身、而爲天下法式者、人唯恐其不復行也、身行不正、使人暴逆、遇人不信、行發於身、而爲天下笑者、此不可復之行、故明主不行也、故曰、行而不可再者君不行也、

人君は身の行ひ方正にして、人を使ふに禮あり、人を

焉、可以往矣、

賢明の君は、人未だ會見せずして、之に親しむ心あり、蓋し民をして親しましむる道あればなり、故に其位に安んじて、民之に往き進む、故に曰く、未だ之を見ずして、親しむべき君には、往きて就くべし、經言には、往くべしを去るべしの意に取る、此には往き進む意に取る、

堯舜古之明主也、天下推之而不倦、譽之而不厭、久遠而不忘者、有使民不忘之道也、故其位安而民來之、故曰、久而不忘焉、可以來矣、

堯舜は古の明君なり、天下之を推して倦まず、之を譽めて厭はず、久遠にして忘れざるものは、民に忘れざらしむる道あるを以てなり、故に其位安くして、民之を慕ひ來る、故に曰く、久しくして忘れざるは、民を來すべしと、

日月照察萬物者也、天多雲氣、蔽蓋者衆、則日月不明、人主猶日月也、群臣多姦、立私以擁蔽主、則主不得照察其臣下、臣下之情、不得上通、故姦邪日多、而人主愈蔽、故曰、日月不明天不易也、

日月は萬物を照し察するものなり、天には雲氣多く蔽ひ蓋ふもの衆ければ、日月も明かならず、人君は日月のごときなり、群臣に姦なるもの多く、私心を立てて、人君を擁蔽すれば、人君は其臣下を照し察するを得ず、臣下の情は上に通ずるを得ず、故に姦邪日に多くして、人君は愈、蔽はる、故に曰く、日月明かならざるも、天は變らざるなり、

山物之高者也、地險穢不平易

○與國○　同盟して、我と心力を與にするをいふ、

亂主內失百姓、外不信於鄰國、故有患則莫之憂也、有難則莫之救也、外內皆失、孤特而無黨、故國弱而主辱、故曰、獨國之君卑而不威、

亂暴の君は、內においては百姓の心を失ひ、外においては鄰國に信ぜられず、故に患あるも、之を憂ふる者なし、難あるも、之を救ふ者なし、外內皆失して、孤特にして黨與なし、故に國弱くして、主君も辱しめらる、故に曰く、孤獨なる國の君は、卑くして威勢あらず、

明主之治天下也、必用聖人、而後天下治、婦人之求夫家也、必用媒而後家事成、故治天下而不用聖人則、天下乖亂而、民不親也、求夫家而不用媒、則醜恥而人不信也、故曰、自媒之女、醜而不信、

明君の天下を治むるや、必ず聖人を用ひて、後に天下治まる、婦人の夫家を求むるや、必ず媒妁人を用ひて、後に嫁事成る、故に天下を治むるに、聖人を用ひざれば、天下は乖き亂れて、民は親和せざるなり、夫家を求めて、媒妁を用ひざるときは、醜恥のものとして、人信ぜざるなり、故に曰く、自ら媒する女を、醜として、人は信ぜず、

○醜恥○　恥かしき醜きことをいふ、○乖亂　乖は背くなり、

明主者、人未之見而有親心焉者、有使民親之之道也、故其位安而民往之、故曰、未之見而親

るなり、人を愛するなり、人に恩德を施すなりと、唯だ口のみにして、心より行ふことなきなり、此を以て、友に接すれば、親しまず、此を以て交りを爲せば、深く結ばれず、此を以て人に恩德を施すも、報ぜず、故に曰く、見與の友は親まざるに幾し、見愛の交は結ばざるに幾し、見施の德は報ぜざるに幾し、四方の歸する所は、心より行ふものに在るなり、

見與　見とは外見をいふ、人を與けると見せかけて、眞意なきをいふ、見愛も、見施も、見の意は同じ、

明主不用其智而任聖人之智、不用其力而任衆人之力、故以聖人之智思慮者無不知也、以衆人之力起事者無不成也、

賢明の君は、其智を用ひずして、聖人の智に任ず、其力を用ひずして、衆人の力に任ず、故に聖人の智を以て、思慮するものは、知らざることなし、衆人の力を以て、事を起すものは、成らざるなきなり、

能自去而因天下之智力、起則身逸而福多、亂主獨用其智、而不任聖人之智、獨用其力、而不任衆人之力、故其身勞而禍多、故曰、獨任之國、勞而多禍、

能く自ら我の智力を去りて、天下の智力に因りて、事を起せば、身は逸して福は多し、亂暴の主君は、獨り其智を用ひて、聖人の智に任ぜず、獨り其力を用ひて、衆人の力に任ぜず、故に其身勞して禍多し、故に曰く、獨り任ずる國は勞して禍多し、

明主內行其法度、外行其理義、故隣國親之、與國信之、有患則鄰國憂之、有難則鄰國救之、

賢明の君は、內に其法度を行ひて、外に其理義を行ふ、故に鄰國は之を親しみ、同盟の與國は之を信服す、患あれば鄰國之を憂へ、難あれば鄰國之を救ふ、

事は敗る、夫れ令出てゝ廢し行はれず、事を擧げて敗る、此れ不能を彊る罪なり、故に曰く、不能を彊ること毋れ、

狂惑之人、告之以君臣之義、父子之理、貴賤之分、不信聖人之言也、而反害傷之、故聖人不告也、故曰毋告不知、

狂惑する人は、之に告るに、君臣の義や、父子の理や、貴賤の分を以てするも、聖人の言を信ぜざるなり、反つて之を害傷す、故に聖人は之に告げざるなり、故に曰く、不知のものに告ぐる毋れと、

毋告不知　不知は不智のこと、智のなき愚人には、義理の言を以てするも、信せず、故に初より告ぐる毋れ、

與不肖者擧事則事敗、使於人之所不能爲則令廢、告狂惑之人則身害、故曰、與不可、強不能告不知、謂之勞而無功、

愚者と事を擧ぐれば事は敗る、人を爲す能はざる所に使へば、命令廢す、狂惑の人に告れば、身は害せらる、故に曰く、不可なるものに與し、不能なるものに彊ひて、不知のものに告ぐれば、害を招くのみ、之を勞して功なしといふ、

常以言翹明、其與人也、其愛人也、其有德於人也、以此爲友、則不親、以此爲交則不結、以此有德於人則不報、故曰、見與之友、幾於不親、見愛之交幾於不結、見施之德幾於不報、四方之所歸心行者也、

常に言語を以て擧明するに、三事を以てす、人を與く

理、後必相倍、故曰、不重之結、雖固必解、道之用也貴其重也、

聖人の人と約結するや、上は其人の君に事ふるを觀て、内は其人の親に事ふるを觀る、必ず相倍かざるを知る可き理ありて、然る後に約結す、約結して理に襲らざれば、後に必ず相倍く、故に曰く、重んぜざる結約は、固しと雖も必ず解く、道の用たるや、其重きを貴ぶなり、

明主與聖人謀、故其謀得、與之舉事、故其事成、亂主與不肖者謀、故其計失、與之舉事、故其事敗、夫計失而事敗、此與不可之罪、故曰、毋與不可、

賢明の君は、聖人と謀る、故に其謀は得らる、聖人と事を舉ぐ、故に其事は成功す、亂暴の君は、不肖なるものと謀る、故に其計ること失敗す、之と與に事を舉ぐ、故に其事は失敗す、夫れ計ること失して、事實は敗る、此れ不可なるものに與する罪なり、故に曰く、不可に與すること毋れと、

明主度量人力之所能爲、而後使焉、故令於人之所能爲、則令行、使於人之所能爲、則事成、亂主不量人力、令於人之所不能爲、故其令廢、使於人之所不能爲、故其事敗、夫令出而廢、舉事而敗、此彊不能之罪也、故曰毋强不能、

賢明の君は、人力の能く爲す所を度り量りて後に使役す、故に人の能く爲す所に令を下すときは令行はる、人の能く爲す所に使へば事は成功す、亂君は人の力を量らず、人の能はざる所を命令す、故に其令廢して行はれず、人を爲す能はざる所に使ふ、故に其

賢明の君は、天に逆はす、地を壙しくせず、故に天よりは之に時を予へて、凶荒の患なく、地よりは之に財を生ず、亂主は、天道に逆ひ、地理を絕つ、故に天も時を予へず、地も財を生せず、故に曰く、其功の天に順ふものは、天より之を助く、其功の天に逆ふものは、天より之を棄つ、

不壙地　壙は讀て曠となす、地を曠くせずとは、地の利を遺さず、開墾して、耕種を勉むるなり、

古者武王天之所助也、故雖地小而民少、猶之爲天子也、桀紂天之所違也、故雖地大民衆、猶之困辱而死亡也、故曰、天之所助雖小必大、天之所違雖成必敗、

古への周の武王は天の助くる所なり、故に地小にして、人民は少しといへども、猶ほ天子となる、桀紂は天の棄つる所なり、故に地大にして、人民衆しといへども、猶ほ困辱して死亡す、故に曰く、天の助くる所は、小と雖も、必ず大なり、天の棄つる所は成るといへども必ず敗る、

與人交、多詐僞、無情實、偷取一切、謂之烏集之交、烏集之交、初雖相驩、後必相咄、故曰、烏集之交雖善不親、

人と交際するに、詐僞多く、情實なく、苟且にして、時を權り便利を占ることを取る、之を烏集の交と謂ふ、烏集の交は、初に相驩ぶといへども、後には必ず相叱りて怒ることあり、故に曰く、烏集の交は、善しと雖も親しまず、

不親　古本及び諸本に必親に作るは誤りなり、

聖人之與人約結也、上觀其事君也、內觀其事親也、必有可知之理、然後約結、約結而不襲於

天道を行ひ、公理に出れば、遠きもの自ら親しみ、天道を廢し、私爲を行へば、子と母と相怨む、故に曰く、天道の極るときは、遠きもの自ら親しみ、人事の起るときは、近親も怨恨の心を生ず、

人事之起　人事は、慾情に由りて、爲すことをいふ、

古者武王、地方不過百里、戰卒之衆、不過萬人、然能戰勝攻取、立爲天子、而世謂之聖王者、知爲之之術也、

周の武王は、地を有すること四方百里に過ぎず、戰卒の衆も萬人に過ぎず、然れども戰へば勝ち、攻むれば取り、立て天子と爲る、而して世人はこれを聖人と謂ふ、蓋し武王は天道を行ふ術を知ればなり、

桀紂貴爲天子、富有海內、地方甚大、戰卒甚衆、而身死國亡、爲天下僇者、不知爲之之術也、故能爲之則小可爲大、賤可爲貴、不能爲之則雖爲天子、人猶奪之也、故曰、巧者有餘而拙者不足也、

桀紂は貴きこと天子たり、富は海內を有す、地方も甚大なり、戰卒も甚衆し、而して身は死し國亡び、天下の僇となる、蓋し桀紂は天道を知らざればなり、故に能く天道を爲せば小も大となる可く、賤も貴となるべし、天道を爲す能はざれば、天子たりと雖も、人猶ほ之を奪ふ、故に曰く、巧なるものは餘りありて、拙きものは足らざるなり、

明主上不逆天、下不壙地、故天予之時、地生之財、亂主上逆天道、下絕地理、故天不予時、地不生財、故曰、其功順天者天助之、其功逆天者天違之、

故明王之動作雖異、其利民同也、故曰、萬事之任也、異趣而同歸、古今一也、

炎帝神農氏は、民に農事を教へ、穀物を育てゝ、民の利を致せり、禹王は、自身勤勞して、瀆を決し、水を治め、高き處を斬り開き、低き處に橋を掛けて、民の利を致せり、湯王と武王とは、無道の君を征伐し、暴亂の徒を誅殺して、民の利を致せり、故に、賢明なる君の動作は、時に由りて異なるも、民を利するは同じ、故に曰く、萬事の職責は、趣を異にするも、歸着する所を同くす、古今共に一なり、

棟生撓、不勝任則屋覆、而人不怨者其理然也、弱子慈母之所愛也、「不以其理動者」下瓦則慈母笞之、故以其理動者雖覆屋不爲怨、不以其理動者下瓦必笞、故曰、生棟覆屋、怨怒不及、弱子下瓦、慈母操笞、

棟が生にして撓み任に勝へざれば、屋は覆へるとも、人は之を怨まず、蓋し其理の然るを以てなり、幼弱の子は、慈母の親愛する所のものなれども、屋に升り、瓦を投下せば、慈母も怒りて之を笞つ、故に、其理に由りて、動くものは屋を覆すといへども怨を爲さず、其理を以て動かざるものは、瓦を下すも必ず笞つ、故に曰く、生棟の屋を覆へすは、怨怒及ばず、弱子の瓦を下には、慈母も笞を操ると、

生棟　生木にて造りたる棟、○棟生撓　棟が生にて曲る、○不以其理動者　の六字、愛也の下に在るは、衍文なり、

行天道出公理、則遠者自親、廢天道行私爲、則子母相怨、故曰、天道之極、遠者自親、人事之起、近親造怨、

たるを得ず、故に曰く、天の道を失へば、天下に王たるべからず、

人主務學術數、務行正理、則化變日進、至於大功、而愚人不知也、亂主淫佚邪枉、日爲無道、至於滅亡、而不自知也、故曰、莫知其爲之、其功既成、莫知其釋之、也、藏之而無形、

人主が務めて術計を學び、務めて正理を行ふときは、民俗善良に化し、日々に進みて、大功に至る、愚人は之を知らざるなり、亂暴の君は、淫樂邪枉にして、日に無道を爲す、滅亡に至りて自ら知らざるなり、故に曰く、功を爲すを知るものなきも、其功既に成る、功を止むるを知るなきも、道を藏めて形なし、

術數　術は策なり數は計なり○藏之無形　之を形跡の外に藏めて、人に知らしめざるは、天の道なり、

古者、三王五伯皆人主之利天下者也、故身貴顯而子孫被其澤、桀紂幽厲皆人主之害天下者也、故身困傷而子孫蒙其禍、故曰、疑今者察之古、不知來者視之往、

古へは、夏殷周の三王、齊晉楚秦宋の五覇皆人主の天下を利するものなり、故に身は貴顯にして、子孫其澤を被る、桀紂幽厲の四王は、皆人君の天下を害するものなり、故に身は困しみ傷みて、子孫は其禍を蒙る、故に曰く、今を疑ふものは、古を察すべし、來るを知らざるものは、往きしことを視るべし、

神農敎耕生穀、以致民利、禹身決瀆、斬高橋下、以致民利、湯武征伐無道、誅殺暴亂、以致民利、

賢明の君は天下の禍を救ひ、天下の危きを安んずるものなり、夫れ禍を救ひ、危きを安んずるものは、必ず萬民の用を爲すを待つて、後に能く之を爲す、故に曰く、危ふきを安んずるものは、人に與みして人の徒なり、

地大國富、民衆兵強、此盛滿之國也、雖已盛滿、無德厚以安之、無度數以治之、則國非其國、而民非其民也、故曰、失天之度、雖滿必涸、

土地は大に國家は富み、人民は衆多にして、兵士は強剛なる、此れ盛んに滿る國なり、已に盛滿なりと雖も、德の厚くして之を安んずるなく、制度禮數の之を治ることなければ、國は其國に非ずして、民も其民に非るなり、故に曰く、天の滿を持する道を學ばざるときは、滿つといへども、必ず涸る、

臣不親其主、百姓不信其吏、上下離而不和、故雖自安、必且危之、故曰、上下不和、雖安必危、

臣も其君に親まず、百姓も其吏を信せざれば、上下離れて和せず、故に自ら安んずといへども、必ず之を危ふくするもの有らんとす、故に曰く、上下の和せざるときは、安しといへども必ず危ふし、

主有天道、以禦其民、則民一心而奉其上、故能貴富而久王天下、失天之道、則民離叛而不聽從、故主危而不得久王天下、故曰、欲王天下、而失天之道、天下不可得而王也、

君主が天道を持して其人民を治むれば、人民は心を一にして、其上に奉ず、故に君主は能く貴富にして、久しく天下に王たり、天の道を失ふときは、人民離叛して聽從せず、故に主君危殆にして、久しく天下に王

人民の有道の君に從ふや、飢たるものゝ食を先にし、寒えたるものゝ衣を先にし、暑中に陰の涼しき地を先にするごとく、これを急にす、故に道あれば、民は之に歸服す、道無きときは、民は之を去る、故に曰く、道の君の身を去るときは、其人民來るものなく、道の君の身に來るときは、其人民は去ることなし、

道往者　道の君の身を去るもの、往は去るなり、〇其人莫往　其人民は君を戀ひて、去るなし、往は去なり、

道者所以變化身而之正理者也、故道在身則言自順、行自正、事君自忠、事父自孝、遇人自理、故曰、道之所設身之化也、

道は身を變化して、正理に之く所以なり、故に道の身に在るや、言は自ら順に、行ひ自ら正し、君に事ふる自ら忠に、父に事ふる自ら孝に、人に遇する自ら理あり、故に曰く、道の設けて、身に在るときは、身は自然に道に化す、

天之道滿而不溢、盛而不衰、明主法象天道、故貴而不驕、富而不奢、行理而不惰、故能長守貴富、久有天下、而不失也、故曰、持滿者與天、

天の道は滿ちて溢れず、盛にして衰へず、明君は天道に法とり象どる、故に貴くしても驕らず、富みて奢らず、行ひ理りて惰らず、故に能く長く貴富を守り、久しく天下を有つて失はざるなり、故に曰く、十分の力を維持して、誤らざるものは、天に與して天の徒となる、蓋し天の滿を持するは、天行の健にして、四時の序を失せざるをいふ、

明主救天下之禍、安天下之危者也、夫救禍安危者、必待萬民之爲用也、而後能爲之、故曰、安危者與人、

人民の守り戰ひ死に至りても衰へざるものは、上の施し惠むことを、人民に加ふる所以のもの厚ければなり、故に上の施し厚ければ、人民の上に報ずること厚し、上の施し薄ければ、人民の上に報ずること薄し、故に薄く施して、厚く責むれば、君も之を臣に得ること能はず、父も之を子に得ること能はず、故に曰く、上の惠の往くもの厚からざれば、下の報の來るものも厚からず、

○至も極も、共に厚の意なり、

道者扶持衆物、使得生育而各終其性命者也、故或以治郷、或以治國、或以治天下、故曰、道之所言者一也、而用之者異、

道は、衆物を扶持し、生育して、各其性命を終るを得しむるものなり、故に或は郷を治め、或は國を治め、或は天下を治む、故に曰く、道の言ふ所は、一樣にして、之を用ふるものの異なり、

聞道而以治一郷、親其父子、順其兄弟、正其習俗、使民樂其上、安其土、爲一郷主幹者、郷之人也、故曰、有聞道而好爲郷者、一郷之人也、

道を聞て一郷を治め、其父子を親ましめ、其兄弟を順にし、其習俗を正し、人民をして其上を樂しみ、其地に安んぜしむ、斯くして一郷の主幹と爲るものは、郷の人才なり、故に曰く、道を聞て、好んで郷を治るものあり、是れ一郷の人才なり、

民之從有道也、如飢之先食也、如寒之先衣也、如暑之先陰也、故有道則民歸之、無道則民去之、故曰、道往者其人莫來、道來者其人莫往、

齊嚴莊則民畏之、故民愛之則親、畏之則用、夫民親而爲用、主之所急也、故曰、且懷且威則、君道備矣、

人君は温良にして寬厚なれば、人民之を愛し親しむ、整齊にして嚴莊なれば、人民之を畏る、故に人民之を愛すれば親しみ、之を畏れば用ひらる、夫れ人民の親しみて、用を爲すは、主君の急にする所なり、故に曰く、且つ懷け、且つ威せば、君たる道備はる、

人主能安其民、則民事其主、如事其父母、故主有憂則憂之、有難則死之、主視民如土、則民不爲用、主有憂則不憂、有難則不死、故曰、莫樂之則莫哀之、莫生之則莫死之、

人君は能く其民を安んずれば、民の其主君に事ふるは、其父母に事ふるが如し、故に主君に憂あれば、之を憂ふ、難あれば之に死す、主君の民を視る、土の如くすれば、人民は上の用を爲さず、主君に憂あるも憂へず、難あるも死せず、故に曰く、之を樂しましめざれば之を哀しむものなし、之を生活せしめざれば、之に死するものなし、

樂之　民をして、其分に安んじ、貧苦なからしむるをいふ、○生之　民をして生業ありて、飢渴することなからしむるをいふ、

民之所以守戰至死而不衰者、上之所以加施於民者厚也、故上施厚則民之報上亦厚、上施薄則民之報上亦薄、故薄施而厚責、君不能得之於臣、父不能得之於子、故曰、往者不至、來者不極、

りに之を整ふるときは、子も子たる道を以て其父に事へず、故に曰く、父の父たらざるときは、子も子たらざるなり、

君臣親、上下和、萬民輯、故主有令則民行之、上有禁則民不犯、君臣不親、上下不和、萬民不輯、故令則不行、禁則不止、故曰、上下不和、令乃不行、

君と臣と親しみ、上も下も和らかに、萬民も輯ぐ、故に主君の命令あれば、人民は直ちに之を行ふ、上に禁止するあれば、人民は之を犯さず、君臣も親しまず、上下も和せず、萬民も輯睦せざるときは、令を下すも行はれず、禁止するも止まず、故に曰く、上下和せざれば、令は行はれずと、

言辭信動作莊、衣冠正則臣下肅、言辭慢動作虧、衣冠惰則臣下輕之、故曰、衣冠不正則、賓者不肅、

言辭は信實なり、動作は莊嚴なり、衣冠は正し、然るときは、臣下は肅しむ、言辭慢りに動作虧け、衣冠惰るときは、臣下之を輕んず、故に曰く、衣冠の正しからざるときは、賓客も肅しまざるなり、

儀者萬物之程式也、法度者萬民之儀表也、禮義者尊卑之儀表也、故動有儀則令行、無儀則令不行、故曰、進退無儀則、政令不行、

儀は萬物の程式なり、法度は萬民の儀表なり、禮義は尊卑の儀表なり、故に動くに儀あれば、令行はる、儀なければ令行はれず、故に曰く、進退に儀なきときは、政令行はれずと、

人主者温良寬厚則民愛之、整

速なり、

事主而不盡力則有刑、事父母而不盡力則不親、受業問學而不加務則不成、故朝不勉力務進、則夕無見功、故曰、朝忘其事、夕失其功、

君主に事へて、力を盡さゞれば、刑あり、父母に事へて力を盡さゞれば、親しまず、業を受け問學して、務を加へざれば、成らず、故に朝に力めて、進まざるときは、夕に功を見ることなし、故に曰く、朝に其事を忘れて、夕べに其功を失ふと、

中情信誠則、名譽美矣、修行謹敬則、尊顯附矣、中無情實則名聲惡矣、修行慢易則汚辱生矣、故曰、邪氣襲內、正色乃衰也、

中情に信誠あるときは、名譽美はし、修め行ひて謹敬なれば、尊顯の威も附く、情實の信誠なければ、名譽惡しゝ、行ひ慢なるときは、汚辱の事生ず、故に曰く、邪氣が心の內を襲へば、正しき顏色は衰ふ、

爲人君而不明君臣之義、以正其臣則、臣不知於爲臣之理以事其主矣、故曰、君不君則、臣不臣、

人の君となりて、君臣の義を明にせず、以て其臣を正せば、臣も臣たる理を以て其主に事へず、故に曰く、君の君たらざるときは、臣は臣たらざるなり、

爲人父而不明父子之義以敎其子、而整齊之、則子不知爲人子之道以事其父矣、故曰、父不父則、子不子、

人の父と爲り、父子の義を以て其子を敎へざれば、漫

蓋し常に備へ置かざれば、時に臨んで用ふべからざればなり、人民は城を守り、敵と戰ふ所以のものなり、故に守戰せざる時といへども、其人民を治め養ふこと、未だ嘗て解怠せざるなり、故に曰く、其野に行かずとも、其馬を離さゞるなり、

不違其馬。　違は離なり、

天生四時、地生萬材、以養萬物、而無取焉、明主配天地者也、敎民以時、勸之以耕織、以厚民養、而不伐其功、不私其利、故曰、能予而無取者、天地之配也、

天は四時を生じ、地は萬材を生ず、天地は萬物を養ひて、一毫も取ることなし、賢明の君は、天地に配合するものなり、民に敎ゆるに、四時の耕種收穫のことを以てし、之に勸るには、耕し織ることを以てし、民生を厚くし養ひて其功に矜らず、其利益を私しせず、故に曰く、能く民に予へて、取ることなきは、天地と配合するなり、

解惰簡慢、以之事主、則不忠、以之事父母、則不孝、以之起事、則不成、故曰、怠倦者不及、

解惰し簡慢にして、主君に事へば、不忠なり、之を以て父母に事へば不孝なり、之を以て事業を起せば、成らざるなり、故に曰く、怠り倦むものは、事に及ばず、

以規矩爲方圜、則成、以尺寸量長短、則得、以法數治民、則安、故事不廣於理者、其成若神、故曰、無廣者疑神、

規矩を以て方形圓形を爲すときは成る、尺寸の度を以て、長短を量るときは、得らる、法律政術を以て、人民を治むれば、安し、故に事は理を曠しくせず、理に由りて行ふものは、其成る速にして神の若し、故に曰く、曠くすることなきものは、神かと疑はる、其成功

責不塞、故曰、墜岸三仞、人之所大難也、猱蝯飲焉、

夫れ事を慮り物を定め、禮義を辨明するは、人の長ずる所にして、猱蝯の短なる所なり、高きに緣り、險阻に出るは、猱蝯の長ずる所にして、人の短なる所なり、猱蝯の長ずる所を以て、人に責めて、三仞の墜岸を下れといふ、故に其令は廢して責も塞がず、故に曰く、墜岸三仞は、人の難んずる所なれども、猱蝯は下りて水を飲むなり、

○猱蝯　猱猨に作るべし、猿のことなり、○墜岸三仞　崩れかゝる岸の三仞ある下に、下ること、仞とは七尺なり、

明主之擧事也、任聖人之慮、用衆人之力、而不自與焉、故事成而福生、亂主自智也、而不因聖人之慮、矜奮自功、而不因衆人之力、專用己而不聽正諫、故事敗而禍生、故曰、伐矜好專、擧事之禍也、

賢明の君の事を擧ぐるや、聖人の思慮に任じ、衆人の力を用ひて、自ら功を取ることをなさず、故に、事成りて福生ず、亂暴の主は、自ら智として、聖人の慮りに因らず、矜り奮ひて、自ら功とす、而して衆人の力に因らず、專ら自分を用ひて、正しき諫言を聽かず、故に事敗れて禍生ず、故に曰く、伐り矜りて、專らにすることを好むは、事を擧ぐる禍なり、

馬者所乘以行野也、故雖不行於野、其養食馬也、未嘗解惰也、民者所以守戰也、故雖不守戰、其治養民也、未嘗解惰也、故曰、不行其野、不違其馬、

馬は乘りて野外に行く所のもの、故に野に行かざれども、其馬を養ひ食ふや、未だ嘗て懈惰せざるなり、

肥すことなし、

言而語道徳忠信孝悌者、此言無棄者、天公平而無私、故美惡莫不覆、地公平而無私、故小大莫不載、

言を吐て、道徳忠信孝悌を語るものは、此れ言に棄るなし、天は公平にして私なし、故に美惡覆はざるなし、地は公平にして私なし、故に小大載せざるなし、

無棄之言、公平而無私、故賢不肖莫不用、故無棄之言者、參伍於天地之無私也、故曰、有無棄之言者、必參之於天地矣、

棄るなき言は、公平にして私なし、故に賢不肖とも用ひざるなし、故に、棄るなき言は、天地の私なきに、參伍す、故に曰く、棄るなき言ある人は、必ず之を天地に參加して、天地人と稱すべきなり、言に棄つるなく、動て法則となるものは、制裁補弼の職を附すべき人なればなり、

明主之官物也、任其所長、不任其所短、故事無不成、而功無不立、亂主不知物之各有所長所短也、而責必備、

賢明の君は、物を官にするや、其長ずる所に任じて、其短なる所に任せず、故に事は成らざるなし、而して功は立たざるなし、亂主は物の各長ずる所、短なる所あるを知らずして、必ず備はることを責むるなり、

夫慮事定物、辨明禮義、人之所長、而蝚蝯之所短也、緣高出險蝚蝯之所長、而人之所短也、以蝚蝯之所長、責人、故其令廢而、

諾、不可則已、故其諾未嘗不信也、小人不義亦諾、不可亦諾、言而必諾、故其諾未必信也、故曰、必諾之言不足信也、

聖人の諾すると已とは、先づ其理義を論じ、其可否を計る、義なれば諾し、不義なれば已む、可なれば諾し、不可なれば已む、故に、其諾は未だ曾て信ならざるにあらず、小人は不義も諾し、不可も諾す、故に其諾は、信なるもあり、信ならざるもあり、故に曰く、必諾の言は信ずるに足らざるなり、

謹於一家則立於一家、謹於天下則立於天下、是故、其所謹者小、則其所立亦小、其所謹者大則其所立亦大、故曰小謹者不大立、

一家に謹めば、一家に立つ、天下に謹めば、天下に立つ、是故に、其謹しむ所小なれば、其立つ所も小なり、其謹しむ所大なれば、其立つ所も大なり、故に曰く、小謹の者は大立せず、其成立する所のもの小なり、

海不辭水、故能成其大、山不辭土、故能成其高、明主不厭人、故能成其聖、饕者多所惡也、諫者所以安主也、食者所以肥體也、主惡諫則不安、人饕食則不肥、故曰、饕食者不肥體也、

海は水を辭せず、故に能く其大を成す、山は土を辭せず、故に能く其高きを成す、明主は人を厭はず、故に能く其聖を作す、饕者は食物に惡み嫌ふこと多し、諫者は君を安ずる所以なり、食は體を肥す所以なり、然るに君が諫を惡むときは、國家安からず、人が食物を饕ふときは肥えず、故に曰く、食を嫌ふものは、體を

制裁する所も大なるゆゑに、能く萬物を兼ね載す、人君の制裁する所も大なる故に、物を容ること多くして、衆人も親しむことを得、故に曰く制裁の大なる者は衆の親しむ所なり、

○比は親しむなり、

貴富尊顯、民歸樂之、人主莫不欲也、故欲民之懷樂己者、必服道德而勿厭也、而民懷樂之、故曰、美人之懷、定服而勿厭、

君主は貴富尊顯にして、民は之に歸し樂しむ、是は君主の望む所なり、故に人の我に懷き樂しむを欲すれば、必ず道德を服して厭ふこと勿れ、而して民は之に懷き樂しむ、故に曰く、人の懷くを美みし、定め行ひて、厭ふ勿れ、

聖人之求事也、先論其理義、計其可否、故義則求之、不義則止、可則求之、不可則止、故其所得事者、常爲身寶、

聖人の事を求むるや、先づ其理義を論じ、其可否を計る、故に義は之を求め、不義なれば止む、可なれば求め、不可なれば止む、故にその得る所の事は、常に身の寶となる、

小人之求事也、不論其理義、不計其可否、不義亦求之、不可亦求之、故其所得事者、未嘗爲賴也、故曰、必得之事不足賴也、

小人の事を求むるは、其理と義とを論せず、其可と否とを計らず、不義なるも之を求め、不可なるも之を求む、故に其得る所の事は、嘗て賴みとならず、故に曰く、必ず得る事は、依賴するに足らざるなり、

聖人之諾已也、先論其理義、計其可否、義則諾、不義則已、可則

故曰、顧憂者可與致道、

聖人は言ふ可きを擇んで而る後に言ふ、行ふ可きを擇んで而る後に行ふ、苟くも利を得て、後に害あると樂んで、後に憂あるとは、聖人爲さざるなり、故に、聖人は言を擇び、必ず後の累を顧み、行を擇び、必ず其憂を顧る、故に曰く、顧憂するものは、與に道を致すべし、

○偸、苟且なり、

小人者枉道而取容、適主意而偸說、備利而偸得、如此者、其得之雖速、禍患之至亦急、故聖人去而不用也、故曰、其計也速而憂在近者、往而勿召也、

小人は道を枉げて、身の容れらるゝことを取る、君主の意に適合して、苟くも君を悅ばす、利を備へて偸しくも得ることを爲す、此の如きものは、其の望みを得ること速かなれども、禍患の至ることも亦急なり、故に聖人は、此人を去り遠けて、用ひざるなり、故に曰く、其計ること速かに成るも、憂の近きに在るものは、往き去らしめて召すこと勿れ、

擧一而爲天下長利者、謂之擧長、擧長則被其利者衆、而德義之所見遠、故曰、擧長者可遠見也、

一事を擧げて、天下の長久の利益を爲すものは、之を長を擧ぐといふ、長を擧れば其利を被るもの衆多なり、而して德義の見る所も遠し、故に曰く、長を擧ぐるものは、遠方の事も見る可きなり、

天之裁大、故能兼覆萬物、地之裁大、故能兼載萬物、人主之裁大、故容物多、而衆人得比焉、故曰、裁大者衆之所比也、

天の制裁する所は大なる故に、萬物を兼ね覆ふ、地の

之隈、奚有於深、

君主となりて、惠を行ひ、父母と爲りて、慈を施す、臣下と爲りて忠に、子婦となりて孝を行ふ、此の四の者は、人の高き行ひなり、高行の身に在るものは、小過ありといへども、不吉と爲さず、所謂大山は、山の高きものなり、小隈の谷ありとも、深しと爲さず、故に曰く、大山の隈は深しと謂ふに足らず、小隈は大山の價を損せず、

毀訾賢者之謂訾、推譽不肖之謂讆、訾讆之人、得用則人主之明蔽、而毀譽之言起、任之大事、則事不成、而禍患至、故曰、訾讆之人、勿與任大、

賢者を毀り訾るもの、之を訾といふ、不肖を推し譽るものは、之を讆といふ、訾讆の人は用ひらるを得ば、人主の聰明蔽はれて、毀譽の言語起る、之に大事を任ずれば、事は成らずして、禍患至る、故に曰く、訾讆の人は、與に大事に任ずること勿れ、

明主之慮事也、爲天下計者謂之譕臣、譕臣則海內被其澤、澤布於天下、後世享其功、久遠而利愈多、故曰、譕臣者可與遠擧、

賢明の君の事を慮るや、天下の爲に計るもの、之を譕臣と謂ふ、譕臣あれば、海內の人民は恩澤を被りて、恩澤天下に布く、後世に至るまで、其功を享る久遠なり、而して利は愈よ多し、故に曰く、譕臣は遠く、後世の事を擧げ行ふべし、

○○譕臣　譕は古の謨の字にて、謀謨を爲す臣のことなり、

聖人擇可言而後言、擇可行而後行、偷得利而後有害、偷得樂而後有憂、聖人不爲也、故聖人擇言必顧其累、擇行必顧其憂、

るに實なく、詐僞並に起れば、吾は人民に親しむと曰ふといへども、人民親しまざるなり、故に曰く、近きに親しむは、言語を要せず、

明主之使遠者來而近者親也、爲之在心、所謂夜行者心行也、能心行德、則天下莫能與之爭矣、故曰、唯夜行者獨有之也、

明君が遠方の民をして來らしめ、近く在るものに親しましむるは、之を爲す心に在り、所謂夜行とは、人知らずして、吾心に行ふなり、能く德を心に行へば、天下能く之と爭ふものなし、故に曰く、唯だ夜行は、人知らずして、我獨り行ふ德なり、

爲主而賊、爲父母而暴、爲臣下而不忠、爲子婦而不孝、四者人之大失也、大失在身、雖有小善、不得爲賢、所謂平原者、下澤也、雖有小封、不得爲高、故曰、平原之隰、奚有於高、

君主となりて、人民を賊害し、父母となりて、亂暴す、臣下となりて、忠ならず、子婦となりて孝ならず、此の四の者は、人の大失なり、大失の身に在るものは、小善ありといへども、賢たるを得ざるなり、所謂平原とは、高からずして、下澤なり、小高きものありとも、高しとするを得ず、故に曰く、平原の小阪は高しと謂ふに足らず、德行の立たざるものは、小善ありといへども、美となすに足らず、

隰○　小阪なり、○封○　聚土なり。

爲主而惠、爲父母而慈、爲臣下而忠、爲子婦而孝、四者人之高行也、高行在身、雖有小過、不爲不祥、所謂大山者、山之高者也、雖有小隈、不以爲深、故曰、大山

削也、

奚仲は夏の世の車正の官に在りて、車器を爲るや、方圜曲直、皆規矩に鉤繩に當る、故に機械の旋轉すると相得て、之を用ふるに堅くして利なり、器を成すに堅固なり、明君は奚仲のごときものにて、言辭なり、動作なり、皆術數に中る、故に衆理相當り、上下相親しむ、巧みなることは、奚仲の器を爲る所以なり、君主の治を爲す所以なり、斲り削るものは、斤や刀なり、故に曰く、奚仲の巧は、斲り削るに非るなり、國を爲むるは、政治の巧のみにあらず、君の身に道德ありて、其政が巧に治るなり、

民利之則來、害之則去、民之從利也、如水之走下、於四方無擇也、故欲來民者、先起其利、雖不召而民自至、設其所惡、雖召之、而民不來也、故曰、召遠者使無爲焉、

人民は利益すれば來り、害すれば去る、民の利に從ふや、水の下に走るが如く、東西南北を擇ぶなし、唯だ利の地に就くなり、故に、民を來さんと欲すれば、先づ其利を起す、召かずといへども、人民自ら至る、其惡む所を設けば、之を召すといへども、民は來らざるなり、故に曰く、遠きを召ぶもの、使者を要せず、

莅民如父母、則民親愛之、道之純厚、遇之有實、雖不言曰吾親民、而民親矣、莅民如仇讎、則民疎之、道之不厚、遇之無實、詐僞並起、雖言曰吾親民、民不親也、故曰、親近者言無事焉、

君は人民に莅むことは、父母の如くなれば、人民之を親愛す、君は之を道びくに、純厚にして之に遇する實あれば、吾は民に親しむと言はざるも、人民親しむ、之に反して、君は人民に莅む、仇讎の如くなれば、人民之を疎んず、君は之を道びくに厚からず、之に遇す

之を守る、其弓を操るや、其高下を審にし、必ず中る道あり、故に多く發して多く中る、賢明の君主は、羿のごとし、其法を平和にし、其廢置を審にして堅く之を守る、必ず治る道あり、故に多く擧げて多く當る、道は羿の必ず中る所なり、君主の必ず治る所以なり、射は弓絃の矢を發するなり、故に曰く、羿の道は射に非るなり、其道を以てするにあり、

造父善御馬者也、善視其馬、節其飲食、度量馬力、審其足走、故能取遠道、而馬不罷、明主猶造父也、

造父とは、周の穆王の時に善く馬を御したるものなり、善く其馬を視る、其飲食を節し、馬力を度量し、其足走を審にす、故に善く遠道を取りて、馬も罷れず、明君は猶ほ造父の馬を御するごとし、

善治其民、度量其力、審其技能、故立功而民不困傷、故術者造父之所以取遠道也、主之所以立功名也、馭者操轡也、故曰、造父之術非馭也、

善く其民を治めて、其力を度り量り、其技能を審にす、故に功を立て、民困傷せず、故に、術は造父の遠道を取る所以なり、君主の功名を立る所以なり、馭は轡を操るなり、故に曰く造父の術は馭に非るなり、

奚仲之爲車器也、方圜曲直、皆中規矩鉤繩、故機旋相得、用之牢利、成器堅固、明主猶奚仲也、言辭動作、皆中術數、故衆理相當、上下相親、巧者奚仲之所以爲器也、主之所以爲治也、斵削者斤刀也、故曰、奚仲之巧非斵

は其罪に當らず、賞賜するは、其功に當らず、故に、犧牲珪璧を用ひて、鬼神に禱るといへども、鬼神は助けず、天地も助を與へず、事を擧げて禍あり、故に曰く、犧牲珪璧も、鬼神に饗するに足らず、

主之所以爲功者富强也、故國富兵强、則諸侯服其政、鄰敵畏其威、雖不用寶幣事諸侯、諸侯不敢犯也、

君主の功を爲す所以のものは、富强なり、故に國富み兵强きときは、諸侯其政に服す、鄰敵も其威を畏る、寶玉幣帛を用ゐて、諸侯に事ふることを爲さざるも、諸侯敢て犯さゞるなり、

主之所以爲罪者貧弱也、故國貧兵弱、戰則不勝、守則不固、雖出名器重寶以事鄰敵、不免於死亡之患、故曰、主功有素、寶幣奚爲、

君主の罪とする所以は貧弱なり、故に國貧しく、兵弱し、戰へば勝たず、守れば固からず、名器を出し、重寶を以て、鄰敵に事ふといへども、死亡の患を免れず、故に曰く、主の功德あるときは、鬼神之を助く、諸侯之に服す、寶幣を以て奚ぞ爲さん、

羿古之善射者也、調和其弓矢、而堅守之、其操弓也審其高下、有必中之道、故多發而多中、明主猶羿也、平和其法、審其廢置、而堅守之、有必治之道、故多擧而多當、道者羿之所以必中也、主之所以必治也、射者弓弦發矢也、故曰羿之道非射也、

羿は古の善く射るものなり、其弓矢を調和して、堅く

曰、蜚蓬之問、不在所賓、

儀法や程式なく、蜚び搖きて、定まる所なきは、之を蜚蓬の名譽といふ、蜚蓬の名譽は、賢明の君の、聽かざる所なり、無法の言は、明君の許さざる所なり、故に曰く、蜚蓬の名譽は敬する所にあらず、

蜚蓬之問　蜚は飛なり、問は名譽なり、蓬の根なくして、飛び行く如き、根據無き名譽、○賓　敬なり、

道行則君臣親、父子安、諸生育、故明主之務、務在行道、不顧小物、燕雀物之小者也、故曰、燕雀之集、道行不顧、

道行れば、君臣親しみ、父子安し、諸の生物も育成す、故に、明君の務は、道を行ふに在り、小物を顧みず、燕雀は物の小なるものなり、故に曰く、燕雀の集るも、道を行くもの顧みず、

明主之動靜、得理義、號令順民心、誅殺當其罪、賞賜當其功、故雖不用犧牲珪璧禱於鬼神、鬼神助之、天地與之、舉事而有福、

賢明の主君は、動靜に理義を得て、號令は民心に順ひ、誅殺すること、其罪に當る、賞賜すること、其功に當る、故に犧牲や珪璧を用ひて、鬼神に禱らずといへども、鬼神は之を助け、天地は之に助を與ふ、故に、事を舉げ行ひて、福利あり、

亂主之動作、失義理、號令逆民心、誅殺不當其罪、賞賜不當其功、故雖用犧牲珪璧禱於鬼神、鬼神不助、天地不與、舉事而有禍、故曰、犧牲珪璧、不足以享鬼神、

亂主の動作は、義理を失ひ、號令は民心に逆ふ、誅殺

民之を歌ふと、
將將　鏘鏘に同じ、鴻鵠の容貌をいふ、

濟々者、誠莊事斷也、多士者多長者也、周文王誠莊事斷、故國治、其群臣明理以佐主、故主明、主明而國治、竟内被其利澤、殷民擧首、而望文王、願爲文王臣、故曰、濟々多士、殷民化之也、

濟々とは、威儀あるもの、精誠莊嚴にして、決斷を事とす、多士とは、有德者の多きなり、周の文王は、精誠莊嚴にして斷を事とす、故に國治る、其群臣は理を明かにし、君主を佐く、故に君主は聰明なり、君主聰明にして、國治る、境内其利澤を被る、殷民は首を擧けて、文王を望む、文王の臣たるを願ふなり、故に曰く、濟々たる多士は、殷民の之に化するなり、

紂之爲主也、勞民力、奪民財、危民死、寃暴之令、加於百姓、憯毒之使、施於天下、故大臣不親、小民疾怨、天下叛之、而願爲文王臣者、紂自取之也、故曰、紂之失也、

紂の君主たるや、人民の力を勞し、人民の財を奪ひ、人民の死を危くす、寃暴の法令は百姓に加はり、憯毒の使役を、天下に施す、故に、大臣も親まず、小民は疾み怨み、天下叛きて、文王の臣たらんと願ふに至る、是れ紂王自ら取りたる禍なり、故に曰く、紂の失なり、
危民死　人民の死を速かにす、○憯毒　慘酷なる害毒、

無儀法程式、蜚搖而無所定、謂之蜚蓬之問、蜚蓬之問、明主不聽也、無度之言、明主不許也、故

故曰、受辭者名之運也、

人君の言を出して、理に順ひ、民情に合ふときは、民は其辭を受るなり、民の其辭令を受くるときは、名聲章はるゝなり、故に曰く、辭を受るものあるは、君の聲名が廣く世間に運ぐるなり、

明主之治天下也、靜其民而不擾、佚其民而不勞、不擾則民自循、不勞則民自試、故曰、上無事而民自試、

賢明の君は、天下を治るに、其人民を靜かにして、煩擾せず、其人民を安逸ならしめ、勞苦せしめず、擾さざれば、人民は自ら理に循ふ、勞苦せざれば人民は自ら試ひ働く、故に曰く、上に事なくして、民は自ら試ふ、

人主立其度量、陳其分職、明其法式、以莅其民、而不以言先之、則民循正、所謂抱蜀者、祠器也、

故曰、抱蜀不言、而廟堂既修、

人君は、其の度量を立て、其百官をして、職事を分擔せしむるを陳し、其法式を明かにし、其人民に莅んで、行儀を先きにし、言語を後にすれば、人民は正しきに循ひ、敢て不正を爲さず、所謂蜀を抱くものなり、蜀とは祀りの器をいふ、故に曰く、蜀を抱くものは言はずして、廟堂既に修る、

將々鴻鵠、貌之美者也、貌美故民歌之、德義者行之美者也、德義美、故民樂之、民之所歌樂者、美行德義也、而明主鴻鵠有之、故曰、鴻鵠將々、維民歌之、

鏘鏘として容貌の舒び揚る、鴻鵠は貌の美なるものなり、容貌の美なるゆゑに、人民は其威儀あるを樂しみて、之を歌ふ、德義は行の美なるものなり、人民の歌ひ樂しむ所は、美行德義なり、而して明君は、鴻鵠の如き、美貌あり、故に曰く、鴻鵠將將たり、維れ

亡其卑也、故曰賤有以忘卑、

故に萬民は、驩んで其力を盡し、樂んで上の用を爲す、入ては本業の農を務め疾く作らき、以て倉廩に米穀を實し、出ては節を盡し、敵に死す、以て社稷國家を安全ならしむ、民は勞し苦み、卑しまれ辱しめらると雖も、敢て訴へざるなり、此れ賤人の其卑しきを忘る所以なり、故に曰く、賤も卑を忘ることあり、

亡其卑也　亡は忘と讀む、

起居時、飲食節、寒暑適、則身利、而壽命益、起居不時、飲食不節、寒暑不適、則形體累而壽命損、人惰而侈則貧、力而儉則富、夫物莫虛至、必有故也、故曰、壽夭貧富無徒歸也、

起居の時を定めて、飲食を節し、寒暑適すれば、身に利して、壽命益す、起居の時を定めず、飲食も節せず寒暑適せざれば、形體は累らひ、壽命損ず、又人は惰りて侈奢するときは、貧困に陷り、勉め働きて儉約すれば、富有となる、夫れ物は理由無くして、至るものに非ず、必ず故あるなり、故に曰く、壽夭貧富は、徒然にして歸するに非ず、因ありて果を生ずるなり、

法立而民樂之、令出而民銜之、法令之合於民心、如符節之相得也、則主尊顯、故曰、銜令者君之尊也、

法度立て、人民之を樂しむ、命令出で、人民之を銜む、法令の民心に合ふ、符節の合ふ如くなるときは、主君尊顯なり、故に曰く、令を銜む者あるは、君尊きなり、

民銜之　人民の令を能く服すること、食ふが如く、腹の中に入るなり、

人主出言、順於理、合於民情、則民受其辭、民受其辭、則名聲章、

るなり、
無郷　郷は嚮と同じ、無郷は方向を定むることなきをいふ、

人主之所以令則行禁則止者、必令於民之所好、而禁民之所惡也、民之情、莫不欲生而惡死、莫不欲利而惡害、故上令於生利人、則令行、禁於殺害人、則禁止、令之所以行者、必民樂其政也、而令乃行、故曰貴有以行令也、

人主の令すれば行はれ、禁ずれば止む所以は、必ず民の好む所を令して、民の惡む所を禁ずればなり、民の情は生を欲して、死を惡まざるなし、利を欲して、害を惡まざるなし、故に上は、利を人に生ずるを、令すれば、令行はれ、人を殺し害することを禁ずれば、禁止む、令の行はる所以は、必ず民が其政を樂しめばなり、而して令乃ち行はる、故に曰く、貴者は以て、令を行ふこと有るなり、

人主之所以使下盡力而親上者、必爲天下致利除害也、故徳澤加於天下、惠施厚於萬物、父子得以安、群生得以育、

人主の下民をして、力を盡し、上を親しましむる所以は、必ず天下の爲に、利を致し害を除けばなり、故に、徳澤は天下に加はり、惠施は萬物に厚くして、父子も安を得べし、群生も育するを得べし、

故萬民驩盡其力、而樂爲上用、入則務本疾作、以實倉廩、出則盡節死敵、以安社稷、雖勞苦卑辱而不敢告也、此賤人之所以

は天下において、威あるものなれども、人民の心を失へば威力廢す、蛟龍は水を得るを待つて、而る後に其神を立つ、人主は人民を得るを待て而る後に、其威を成す、故に曰く、蛟龍水を得て、神立つべきなり、

虎豹獸之猛者也、居深林廣澤之中、則人畏其威而載之、人主天下之有勢者也、深居則人畏其勢、故虎豹去其幽、而近於人、則人得之而易其威、人主去其門、而迫於民、則民輕之、而傲其埶、故曰、虎豹託幽、而威可載也、

虎や豹は猛獸なり、深林廣澤の中に居れば、人は其威に畏れて、之を戴き敬す、人君は、天下の勢あるものなり、深く宮中に居れば、人は其勢を畏る、故に虎豹は其幽深なる所を去りて、人に近くときは、人之を得て、其威を輕んじ易どる、人君も其門を去りて、人民と迫り近けば、人民之を輕んじて、其勢を傲る、故に曰く、虎豹は幽なる所に託して、威戴くべきなり、

○載之　載は讀んで戴とす、戴とは仰ぎ畏るゝなり、

○傲其埶　其勢を慢ること、埶は勢に同じ、

風漂物者也、風之所漂、不避貴賤美惡、雨濡物者也、雨之所墮、不避大小强弱、風雨至公而無私、所行無常鄕、人雖遇漂濡、而莫之怨也、故曰、風雨無鄕、而怨怒不及也、

風は物を漂蕩するものなり、風の漂す所は、貴賤も美惡も避けざるなり、雨の墮る所は、大小も强弱も避けざるなり、風雨は至極公平にして、私なし、又その行く所は、常に方向を定めず、人は風の漂はす所、雨の濡す所に遇ふと雖も、之を怨むことなし、故に曰く、風雨は鄕ふことなし、故に、人は之を怨み怒る能はざ

陽氣畢上、故萬物長、秋者陰氣始下、故萬物收、冬者陰氣畢下、故萬物藏、

春は陽氣始て上る、故に萬物生ず、夏は陽氣畢く上る、故に萬物成長す、秋は陰氣始て下る、故に萬物凋み收る、冬は陰氣畢く下る、故に萬物は畢く藏れ固まる、

故春夏生長、秋冬收藏、四時之節也、賞賜刑罰主之節也、四時未嘗不生殺也、主未嘗不賞罰也、故曰、春夏秋冬、不更其節也、

故に春夏は、萬物生長して、秋冬は收藏す、四時守る所の節なり、賞賜刑罰は、君主の節なり、四時は嘗て生殺せざることなし、主君は嘗て賞罰せざることとなし、故に曰く、春秋冬夏は其節を更へざるなり、

天覆萬物而制之、地載萬物而養之、四時生長萬物而收藏之、古以至今、不更其道、故曰、古今一也、

天は萬物を覆ひて、之を制す、地は萬物を載せて、之を養ふ、四時は萬物を生長して、之を收藏す、古より今に至るまで、其道を失はず、故に曰く、古今一樣なり、

蛟龍水蟲之神者也、乘於水則神立、失水則神廢、人主天下之有威者也、得民則威立、失民則威廢、蛟龍待得水而後立其神、人主待得民而後成其威、故曰、蛟龍得水而神可立也、

蛟龍は、水蟲の中において最も神靈なるものなり、水に乘ずれば神靈立つも、水を失すれば神靈廢す、人主

復始、

敦く敬ひ、忠信なるは、臣下たるものゝ常なり、以て其主君に事ふ、始終止まず、愛し信じ、善く養ひて、敬を思ひ、敎を奉ずるは、子婦の常なり、以て其親に事ふ、始終止まず、

故天不失其常、則寒暑得其時、日月星辰得其序、主不失其常、則群臣得其義、百官守其事、父母不失其常、則子孫和順、親戚相驩、臣下不失其常、則事無過失、而官職政治、子婦不失其常、則長幼理、而親疏和、

故に天は其常を失はざれば、寒暑も其時を得て、日月星辰も其序を得、主君は其常を失はざれば、群臣も其義を得て、百官は其事を守る、父母は其常を失はざれば、子孫和順にして、親戚も相驩ぶ、臣下は其常を失はざれば、事に過失なくして、官は適ひ政は治まる、子婦は其常を失はざれば、長幼理りて、親疏和らぐ、

故用常者治、失常者亂、天未嘗變其所以治也、故曰、天不變其常、地生養萬物、地之則也、治安百姓、主之則也、敎護家事、父母之則也、正諫死節、臣下之則也、盡力共養、子婦之則也、

故に常を用ゆるものは治る、常を失ふものは亂る、天は未だ嘗て其治る所以を變せず、故に曰く、天は其常を變せざるなり、地の萬物を生じ養ふは地の法則なり、百姓を治安するは、君主の法則なり、家事を敎へ護るは、父母の法則なり、正しく諫めて節に死するは、臣下の法則なり、力を盡し共に養ふは、子婦たるものゝ法則なり、

春者陽氣始上、故萬物生、夏者

して、順和親睦すれば、親の心に合ふなり、

故淵涸、而無水則沈玉不至、主苛而無厚、則萬民不附、父母暴而無恩則子婦不親、臣下隨而不忠、則卑辱困窮、子婦不安親、則禍憂至、故淵不涸則所欲者至、涸則不至、故曰、淵深而不涸則沈玉極、

故に淵涸れて、水無ければ沈むる玉も至らず、主君も苛酷にして、純厚になければ、萬民附かず、父母も暴虐にして、恩惠なければ、子婦親しまず、臣下隨從するも、忠ならざれば、卑辱にして困窮す、子婦も親を安んせざれば、禍憂至る、故に淵も涸れざれば、欲する所のもの至る、涸るゝときは至らず、故に曰く、淵深くして、涸れざれば、沈玉極る、之を祭るものあればなり、

天覆萬物、制寒暑、行日月、次星辰、天之常也、治之以理、終而復始、主牧萬民、治天下、莅百官、主之常也、治之以法、終而復始、和子孫、屬親戚、父母之常也、治之以義、終而復始、

天は萬物を覆ひ、寒暑を制す、日月を行らし、星辰を次らす、天の常なり、之を治るに理を以てし、終りて復た始るなり、寒暑の往來、日月の昇降、星辰の次序、皆是なり、主君は萬民を牧養し、天下を治め、百官に莅む、主の常なり、之を治むるに、法を以てし、終りて復た始る、子孫を和し、親戚を屬ぶ、父母の常なり、之を治むるに義を以てし、終りて復始る、

敦敬忠信、臣下之常也、以事其主、終而復始、愛信善養、思敬奉教、子婦之常也、以事其親、終而

就、故節高而不解則所欲得矣、解則不得、故曰山高而不崩則祈羊至矣、

山は物の高きものなり、惠みは君主の高き行なり、慈愛は父母の高き行なり、忠節は臣下の高き行なり、孝行は子たり婦たるもの〻高き行なり、故に山高くして、崩れざれば祈禱するもの、羊の牲を以て至る、君主は惠みを行ひて、懈らざれば、民は租税を奉り養ふ、父母は慈愛にして、懈らざれば、子婦は順從す、臣下は忠節にして、懈らざれば、爵位俸祿至る、子婦は孝にして、懈らざれば、美名を就すことあり、故に節義を高くして、懈らざれば、欲する所を得るも、懈るときは、得ざるなり、故に曰く、山高くして崩れざれば、祈羊至ると、

解。　懈と同じ、

淵者衆物之所生也、能深而不涸則沈玉至矣、主者人之所仰而生也、能寬裕純厚、而不苛忮則民人附、

淵とは、衆物の生ずる所なり、能く深きを保ち、涸れ乾くことなければ、之を祭るに、玉を沈ることあり、君主は、人民の仰て生する根本なり、能く寬裕に、純厚を守り、苛酷なる迫害を爲さゞれば、民人附き服するなり、

父母者、子婦之所受教也、能慈仁教訓而不失理、則子婦孝、臣下者主之所用也、能盡力事上則當於主、子婦者、親之所以安也、能孝悌順親則當於親、

父母は、子婦の敎を受る所なり、能く慈仁にして敎訓し、理を失はざれば、子婦孝を行ふ、臣下は、主君の用ふる所なり、能く力を竭くし、上に事へば、主君の心に合ふ、子婦は親の安堵する所以のもの、能く孝悌に

先生既息、各就其友、相切相磋、各長其儀、周則復始、是謂弟子之紀、

先生の寢に息まんとするとき、弟子は皆起ち、敬て枕と席とを奉じて、何くに趾せんと問ふ、蓋し始て衽を斂く時に其枕席の方向を問ふなり、定りたる處あれば、問はず、先生既に息めば、弟子は其友に就て、相互に勵精して、各其容儀のことを益ゝ習ふ、周り終れば、復始めよりす、是を弟子たるものゝ規則と謂ふ、〇俶　始なり、〇切磋　玉を磨く如く勵精する意なり、

言昭第六十（亡）　雜篇十一

修身第六十一（亡）　雜篇十二

問霸第六十二（亡）　雜篇十三

牧民解第六十三（亡）　管子解一

形勢解第六十四　管子解二

此は經言第二の形勢篇を詳解す、

山者物之高者也、惠者主之高行也、慈者父母之高行也、忠者臣之高行也、孝者子婦之高行也、故山高而不崩則祈羊至、主惠而不解則民奉養、父母慈而不解子婦順、臣下忠而不解則爵祿至、子婦孝而不解則美名

排し、箕の舌を我の方へ向け、帚を箕に實る、先生若し起たんとすれば、弟子は興て塵未だ收らざるを以て辭す、

由奥始　室の西南隅を奥といふ、其所より掃ひ始るなり、○坐板排之　板は扱の誤なり、○以葉適己　葉は揲の誤なり、箕の揲を以て、自分の方に向けることを謂ふ、

坐執而立、遂出棄之、既拚反立、是協是稽、暮食復禮、昏將擧火、執燭隅坐、錯總之法、横于坐所、櫛之遠近、乃承厥火、居句如矩、

坐して箕を執りて立ち、遂に出て塵を棄てゝ反り立つ、是を協はせ、是を稽へ、暮の食事も、朝の禮を復す、日暮に至り、火を擧んとするに、燭を執りて隅坐し、總を錯く法として薪を坐所に横へ、燭盡きて、積りたる遠近は、燃す所の火を承けて耀く、其薪を直くし曲ぐるには、皆法に從ふ、

錯總　火を點するに、薪を以てす、之を束ねたるを總といふ、○櫛之遠近　櫛は積なり、燭燼の餘を燭旁に積むことをいふ、○居句　居は直なり、句は曲なり、

蒸間容蒸、然者處下、捧椀以爲緒、右手執燭、左手正櫛、有墮代燭、交坐毋倍尊者、乃取其櫛、遂出是去、

薪の束ねたる間に、細き薪を挿み入れて火氣を通ず、已に燃えたるものは、下に處き、椀を捧げて、燒餘を其椀中に入る、右手に燭を執り、左手に燃え盡きたるを正す、惰り倦む色あれば、交代して坐せしむ、尊者に背きて坐すること無し、燃え盡きたるものを取り、出てゝ、これを棄つ、

然者　燃るもの○緒　餘殘をいふ、燭の燼したるもの、○有墮　惰と同じ、○蒸　細き薪なり、

先生將息、弟子皆起、敬奉枕席、問所何趾、俶衽則請、有常則否、

進漱　食終るときは、漱水を進めて、口を清くせしむ、以歯相要　年長を推して、上に坐せしむ、要は推すなり、隱　據るなり、

既食乃飽、循咡覆手、振衽掃席、已食者作摳衣而降、旋而鄉席、各徹其餽、如於賓客、既徹幷器、乃還而立、

弟子既に食し、飽けば、咡に循ひ、手を覆ひて、不潔を拭ひ去る、衽を振ひ、席を掃ひて、既に食したるものは、起て衣を摳げ降り、皆食し終れば、旋りて席に鄉ひ、各自に食物を徹す、賓客に接するごとく敬みて行ふ、既に徹して、器を藏め、還りて立つ、

循咡覆手　口旁を咡といふ、食後に口旁の汚るを以て、之を撫て廻すことをいふ、摳衣而降　衣を引上げて食席を起つ、

凡拚之道、實水于盤、攘臂袂及肘、堂上則播灑、室中握手、執箕膺揲、厥中有帚、入戶而立、其儀不忒、執帚下箕、倚于戶側、

凡そ塵を掃ふ道は、水を盤に實れて、臂袂を攘げて、肘を出し、堂上は廣きゆゑに、水を播き散して灑く、室中は狹きゆゑに、手に掬ひて、水を灑く、箕を執りて、其揲を吾胸に膺て、其箕中に帚を置き、戶內に入りて立つ、其容儀法に忒はず、帚を取りて、箕を地に下し、戶側に倚る、

膺揲　箕の前の平かなる所を、胸に當るなり、

凡拚之紀、由奧始、俯仰磬折、拚毋有徹、拚前而退、聚於戶內、坐板排之、以葉適己、實帚於箕、先生若作、乃興而辭、

凡そ拚の規則は、奧の隅より始む、俯し仰ぎ、腰を磬の如くかゞめて掃ひ、塵を飛ばすことなく、我前へ掃きつゝ退きて、塵を戶の內に聚め、坐して之を扱め

羹胾中別、胾在醤前、其設要方、飯是爲卒、左酒右醤、告具而退、捧手而立、三飯二斗、左執虛豆、右執梜匕、周旋而貳、唯嗛之視、同嗛以齒、周則有始、柄尺不跪、是謂貳紀、

羹の胾は、大臠なるゆゑに、之を二つに中分し、胾は酒醤の前方に置く、其食具を陳し設くるは、方形にして、諸具備はり、後に飯を設く、是れ卒とす、酒は膳の左に置き、醤は膳の右に置く、具の備はるを告げて退く、手を捧げて立つ、先生三飯に、酒二斗を酌む、斗は我邦の一合餘を入る酒器なり、左に空虛なる豆を執り、右に梜匕を執り、周旋し、食ひ盡したるものと視て、食を貳び益す、同時に食ひ盡すときは、年齒の長じたるものを先にす、周く巡れば又始めより之を視る、豆には柄あり、長さ尺あるときは、跪づかずして立つまゝに之を進む、是れ食を貳する規則なり、

○二斗　二斗と同じ、斗は今の銚子の類なり、○虛豆　食ひ盡したる豆なり、豆とは我邦のタカツキといふ器の類なり、○梜匕　梜は箸のこと、匕はサジなり、○唯嗛之視　嗛とは食盡したるをいふ、食ひて器の虛なるを視て、之に再び益すなり、

先生已食、弟子乃徹、趨走進漱、拚前斂祭、先生有命、弟子乃食、以齒相要、坐必盡席、飯必捧擥、羹不以手、亦有據膝、毋有隱肘、

先生已に食し終れば、弟子は膳を徹す、趨走して漱を進む、筵前を掃拚して、祭りたるものを斂む、古人は食せんとするときに、品を豆に載せて、神を祭る、之を斂めて棄てざるなり、先生の命ありて、弟子は食するに、年齒を以て相推し、長少の坐を設く、坐するときは、席を盡して、前に進む、飯は必ず捧げ持ちて、羹は手を以て撮むことなく、箸を以てす、左手は膝に據りて、右手に物を取るとき、左の肘に據る勿れ、容儀を失することなかれ、

ば又長者より始る、其餘の者は然らず、始て誦讀するときは、必ず起て禮を爲す、其次は然らず、凡そ言と行と正中を得て、身の紀法とせんと思ふ、古の學を興さんと爲すものは、必ず此より始る、

受業之紀　學業を師より受る規法をいふ、紀は規則といふが如し、

後至就席、狹坐則起、若有賓客、弟子駿作、對客無讓、應且遂行、趨進受命、所求雖不在、必以反命、反坐復業、若有所疑、捧手問之、師出皆起、

弟子の後れて至り、席に就くときは、坐廣ければ起たざるも、狹き坐には起ちて席をなす、若し受業中に、賓客あらば、弟子は駿く作て客に對し、始より叮嚀にして、抗禮せず、返辭をしつゝ、進み行き趨り往て、命を受く、來賓より求むることあらば、師在らずといへども、必ず家人に問ひて反命す、賓客去れば、坐に反りて、業を復す、若し疑はしき所あらば、手を捧げて之を問ふ、師出れば、弟子皆起て禮す、

狹坐　狹き坐敷をいふ、○駿作　敏捷に起つことなり、

至於食時、先生將食、弟子饌饋、攝衽盥漱、跪坐而饋、置醬錯食、陳膳毋悖、凡置彼食、鳥獸魚鼈、必先菜羹、

食時に至りて、先生將に食せんとするとき、弟子食具を饌して、衽を攝め、盥ひ嗽ぎし、跪つき坐して、之を進む、醬を置き、食を錯くにも、順序あり、悖ること勿れ、凡そ彼の食を置くには、鳥獸魚鼈の類を後にし、菜羹を先にす、

饌饋　種々の肉魚を具するを饌といひ、食を進むることを饋といふ、○攝衽　衽は裳の幅の交裂する所をいふ、之を攝するは、其或は食器に觸れんことを恐るゝなり、

游居有常、必就有德、顏色整齊、中心必式、夙興夜寐、衣帶必飭、朝益夕習、小心翼々、一此不怠、是謂學則、

遊び居るにも、常に定りありて、必ず有德の人に就き親しみ、顏色も整へ、浮薄の形容なく、心の中には式法を守り、朝早くより起き、夜深けて寐ぬ、衣や帶も、必ず整へて散亂せず、朝には昨日習ふ所より益し覺え、暮には今日敎を受けたる所を習ひ、心を小さくして、翼々と愼み居る、此に專一にして怠らざるは、是を學則と謂ふ、

游居有常　忽に東し、忽に西する如きこと無し、擧動に法あり、○夙興夜寐　弟子は父兄よりも早起し、遲く寐る、

少者之事、夜寐蚤作、既拚盥漱、執事有恪、攝衣共盥、先生乃作、沃盥徹盥、汎拚正席、先生乃坐、出入恭敬、如見賓客、危坐鄉師、顏色毋怍、

年少なる者の事は、夜ふけて寐ねて、朝蚤く起き、既に塵を拚ひて、盥ひして、口を漱ぎ、事を執るに恪しみあり、衣を攝げて、盥を父兄に供す、先生（父兄）起きて、沃ぎ盥畢れば、少年は盥器を徹去す、汎く坐敷を拚ひて、寢處を淨くし、席を正しくす、先生は坐す、少年は、出入するに、恭敬して賓客を見る如く、危坐して師に向ふべし、顏色を變ずる勿れ、怍る貌をすること毋れ、

先生　先生とは敎を受る師に限るに非ず、父兄のことをも、兼ねていふ、

受業之紀、必由長始、一周則然、其餘則否、始誦必作、其次則已、凡言與行、思中以爲紀、古之將興者必由此始、

學業を受る紀法は、必ず年長の者より始て、一周すれ

り、○黒鵝馬夫　一の草の名なり其形狀は詳ならず、

五桀之狀、甚鹹以苦、其物爲下、其種白稻長狹、蓄殖果木、不如三土、以十分之七、凡下土三十物、其種十二物、凡土物九十、其種三十六、

五桀の土狀は、甚た鹹くして苦し、其物は下とす、其種ゆるは、白稻にて、其形は長くして狹し、果木を蓄殖すること、三土に如かず、三土の十分の七を除きて、三を占む、凡そ下土は、六等合計三十物にして、種は十二なり、斯くして、支那全國の地味、上中下の通計は、土物九十なり、其種三十六なり、

弟子職第五十九　雜篇十

此は子弟教育の事を述ぶ、儀則備はりて、義理精し、禮經と相表裏す、管子の自ら筆せしものならん、之を雜篇に置くは、專ら子弟の事を、記するを以てのみ、

先生施敎、弟子是則、溫恭自虛、所受是極、見善從之、聞義則服、溫柔孝悌、毋驕恃力、志毋虛邪、行必正直、

先生、敎を施せば、弟子たるもの之に則る、溫かに恭くし、虛心にして、敎を受る所を極む、善なることを見ては、之に從ひ、義に合ふことを聞けば、之を服し行ふ、溫かに柔かにして、孝悌の行を務めて、驕らず勇力を恃まず、人と爭ふことなく、志は虛僞、邪曲なることなく、品行は必ず正直にす、

○自虛　自ら虛にして、心に一物を持たぬなり、虛ならざれば、敎の入ることなし、○虛邪　虛は僞りなり、虛心の虛と異なる、

莖黑秀、蓄殖果木、不如三土、以十分之五、弘土之次、曰五殖、

五弘の土狀は、色赤くして、鼠の肝に似たり、其種は青粱にして、黑莖黑秀す、果木を蓄殖するは、三土に如かず、三土の十分の五を除きて、五を占む、弘土の次を五殖と曰ふ、

○青粱の下に、一の草名を脱す、

五殖之狀、甚澤以疏、離坼以臞脐、其種鴈膳、黑實、朱跗、黃實、蓄殖果木、不如三土、以十分之六、五殖之次、曰五觳、

五殖の土狀は、甚だ潤澤にして疏し、分離坼裂して臞せ脐す、其種ものは、雁膳といふ草にて、黑き實を結び、朱の跗つく、其熟するに及んで、黃實となる、果木を蓄殖するは、三土に如かず、三土の十分の六を除きて四を占む、五殖の次を、五觳と曰ふ、

○雁膳の下に、一の草名を脱す、

五觳之狀、婁婁然、不忍水旱、其種大菽、細菽、多白實、蓄殖果木、不如三土、以十分之六、觳土之次、曰五鳧、

五觳の土狀は、疏くして、水旱の災に堪へず、其の種ものは、大菽と細菽と、白く實のる者多し、果木を蓄殖するは三土に如かず、三土の十分の六を除きて、四を占む、觳土の次を、五鳧と曰ふ、

五鳧之狀、堅而不骼、其種陵稻、黑鵝馬夫、蓄殖果木、不如三土、以十分之七、鳧土之次、曰五桀、

五鳧の土狀は、堅くして骼と同じからず、其種は陵稻あり、黑鵝馬夫といふ草あり、果木を蓄殖するは、三土に如かず、三土の十分の七を除きて、三を占む、鳧土の次を、五桀と曰ふ、

○○陵稻　陸地に生ずる稻なり、今の畠稻といふものな

次曰五沙、

五剽の土狀は、華然として白く芬の如く、蛤の灰即ち石灰の如し、其種は、大秬と細秬と、黑莖にして青く秀づ、果木を蓄殖するは、三土に如かず、三土の十分の四を除きて、六を占む、剽土の次は、五沙と曰ふ、

五沙之狀、粟焉如屑塵厲、其種大萯、細萯、白莖青秀、以蔓、蓄殖果木、不如三土、以十分之四、沙土之次、曰五塥、

五沙の土狀は、細かに屑塵の踊り起るが如く、其種ゆるものは、大萯と細萯となり、白莖にして青秀し、蔓生す、果木を蓄殖するは、三土に如かず、三土の十分の四を除きて、六を占む、沙土の次を、五塥と曰ふ、

五塥之狀、累然如僕累、不忍水旱、其種大樛杞、細樛杞、黑莖黑秀、蓄殖果木、不如三土、以十分之四、凡中土三十物、種十二物、

五塥の土狀は、僕累とて、蝸牛の相重なるに似たり、水旱の災に耐へず、其種るものは、大樛杞と、細樛杞とにて、黑莖にて黑秀す、果木を蓄殖するは、三土に如かず、三土の十分の四を除きて、六を占む、凡そ中土は六等に分れ、毎等五物二種あり、總計三十物にして、種十二なり、

◦樛杞　木の名にして、其質詳ならず、

下土曰五猶、五猶之狀如糞、其種大華、細華、白莖黑秀、蓄殖果木、不如三土、以十分之五、猶土之次、曰五弘、

下土を五猶と曰ふ、五猶の狀は糞土の如し、其草は、大華と細華となり、白莖にて黑秀す、果木を蓄殖するは、上土なる五粟五沃五位の三土に如かず、三土の十分の五を除きて、五を占む、猶土の次は五弘といふ、

五弘之狀、如鼠肝、其種青粱、黑

十二種なり、

中土曰五悊、五悊之狀、廩焉如壏、潤濕以處、其種大稷細稷、赨莖黃秀、慈忍水旱、細粟如麻、蓄殖果木、不若三土、以十分之三、悊土之次、曰五纑、

中土を五悊といふ、其土の狀は、凜然として堅固なり、濕ひて處る、其草には、大稷と細稷とあり、赨莖にして黃秀ず、水旱の患を忍耐す、細粟は麻子の如し、此地は果木を蓄殖するに、三土に如かず、三土の十分の三を除き、七を占む、悊土の次を五纑と曰ふ、

五纑之狀、强力剛堅、其種大邯鄲、細邯鄲、莖葉如扶櫄、其粟大、蓄殖果木、不若三土、以十分之三、纑土之次、曰五壏、

五纑の狀は、土質强く力ありて、剛堅なり、其種ゆるものは、大邯鄲あり、細邯鄲あり、其莖葉は、扶櫄といふ草に似たり、其粟は大粒なり、果木を蓄へ殖すこと、上土なる五粟五沃五位の三土に如かず、三土の十分の三を除きて、七を占む、纑土の次を、五壏と曰ふ、

五壏之狀、芬然、若糠以肥、其種大荔、細荔、青莖黃秀、蓄殖果木、不若三土、以十分之三、壏土之次、曰五剽、

五壏の土狀は、輕く亂れて、糠の如し、而も肥ゆ、其種は、大荔と細荔と、青き莖にして、黃色に秀づ、果木を蓄殖するは、三土に若かず、三土の十分の三を除きて、七を占む、五壏の次を、五剽と曰ふ、

五剽之狀、華然如芬、以脤、其種大秬、細秬、黑莖青秀、蓄殖果木、不若三土、以十分之四、剽土之

二、是曰蘟土、蘟土之次曰五壤、五壤之狀芬然、若澤若屯土、

果木を蓄殖するに、五粟五沃五位の三土に若かず、三土の十分の二を除きて、八を占む、是を蘟土と曰ふ、蘟土の次を五壤と曰ふ、五壤は、沙土にして輕く散る、雨の濕あるときは、土を集むる如し、

其種大水腸、細水腸、赨莖黃秀、以慈忍水旱、無不宜也、蓄殖果木、不若三土以十分之二、是謂壤土、

其草は大水腸と、細水腸との兩種にて菜の類なり、赤き莖にて、黃に秀づ、水旱を拒き災を爲さしめず、宜しからざるなし、果木を蓄殖するは、五粟五沃五位の三土に如かず、三土の十分の二を除きて、八を占む、是を壤土といふ、

壤土之次曰五浮、五浮之狀、捍然如米、以葆澤、不離不坼、其種忍蘟、忍葉、如藿葉、以長狐茸黃莖黑莖黑秀、其粟大無不宜也、

壤土の次は、五浮と曰ふ、五浮の土狀は、堅くして、屑に分ること、米粒の如くなれども、澤あるを以て、分離せず、拆裂せず、其草には、忍蘟と忍葉との兩種あり、藿葉の如く、狐茸といふ草よりも長ず、黃色の莖あり、黑色の莖あり、黑色に秀づ、此地は穀の大なるもの、宜しからざるなし、

忍蘟忍葉　爾雅に蘟忍と曰ふ、忍葉は別の草なり、忍の葉に非ず、〇其粟大無不宜　粟の大なるもの、皆是土に宜し、

蓄殖果木、不如三土以十分之二、凡上土三十物、種十二物、

果木を蓄殖するは、五粟五沃五位の三土に如かず、三土の十分の二を除きて、八を占む、凡そ上等の土質、六等に分る、毎等に五物二種を見る故に總計三十物

其山の顚には、桔梗と符楡と多し、其山の下には、箭竹あり、紫菀といふ、藥草あり、其山の旁には、彼の黄虻、及び彼の白昌や、山藜、葦芒あり、群藥は安く聚りて、人民の病殃を圉ぐ、

○山之梟　梟は顚といふごとし、山頂のことなり、○符楡　竹の名にして、高大ならず、僅に數尺のみ、葉に文あり、○黄虻　貝母ともいふ、

其林其漉、其槐、其楝、其柞、其穀、群木安遂、鳥獸安施、既有麋麃、又且多鹿、其泉青黑、其人輕直、省事少食、無高下、葆澤、以處、是謂位土、

其林や、其麓に生ずる木は、其の槐に、其の楝に、其の柞に、其穀に、群木は安和に成長す、鳥獸も安んじて居る、既に麋麃ありて、鹿も多し、其泉の水は青く黑く、其地の人は輕易にして、正直なり、事を省きて、食少し、地の高下となく、潤澤を保ちて處る、是れを位土と謂ふ、

○其漉　漉は讀んで麓とす、○穀　穀は穀に作るべし、楮木なり、紙を製すべし、○麋麃　麋は鹿に似て大なり、麃は鹿の小なるもの、麕の類なり、○葆澤　潤濡の氣を保つこと、

位土之次、曰五蘟、五蘟之狀、黑土黑菭、青怵以肥、芬然若灰、其種、檑葛、赨莖、黄秀、恚目、其葉如苑、

五位土の次は、五蘟と曰ふ、土の色の蘟葱といふ草に似たるを以て名づく、五蘟の狀は、黑土にして黑き苔あり、青く堅く肥ゆ、芬然と散るは、灰のごとし、植物には檑と葛との兩種あり、藤の類なり、赤き莖にて、黄色に秀て、其芽の出るは、目を瞋す如し、其葉は茂る、土氣の然らしむる所なり、

○青怵　上文の青悊と同じ、

以蓄殖果木、不若三土、以十分

無細葦、無赨莖白秀、

沃土の次は五位と曰ふ、五位の土に生ずる草は、五色雜はり、英さく、各、異色あり、五位の狀たる、堅きも粘著せず、灰の如くもならず、其色は青悳にして、青苔の相ひ及ぶが如し、其草には大葦あり、細葦あり、赤き莖も無し白く秀づるものもなし、

青悳　土の青くして、細密なるをいふ、○落及　落は苔に通ず、○無細葦　無は衍字なり、

五位之土、若在岡在陵、在隫在衍、在丘在山、皆宜竹箭求黽楢檀、

五位の土は、岡に在り、陵に在り、隫に在り、衍に在り、丘に在り、山に在りて、皆竹箭や求黽や楢や檀に宜し、

隫　水の涯、○衍　廣き所、○求黽　竹の類、

其山之淺、有蘢與斥、木安遂、條長數大、其桑、其松、其杞、其茸、種木、胥容、榆、桃、柳、楝、群藥安生、薑與桔梗、小辛大蒙、

其山の淺き、麓に生ずる草は、蘢と斥とあり、群木は安和にて、成長を遂げ易し、條長にして數大なり、桑、松、杞、茸あり、種ゑたる木には、胥容、榆、桃、柳、楝あり、群藥の安く生ずるは、薑と桔梗と、小辛と大蒙となり、

蘢　一名馬蓼といふ、○斥　芹に作るべし、橡の類なり、○其茸　枯木の上に生ず、形は耳に似たり、俗に之を木耳といふ、○胥榕　胥は栟櫚に似たるもの、皮を以て索を作るべし、榕は枝葉ともに柔脆にして、幹より枝を生じ、枝より根を生ず、○楝　葉密なる槐に似たり、三四月に花開く、

其山之梟、多桔符榆、其山之末、有箭與苑、其山之旁、有彼黃虻、及彼白昌山黎葦芒、群藥安聚、以圉民殃、

不類、小者則治、揣而藏之、若衆練絲、

其陬陵の陰には、之に樝梨を生ず、其陽には之に五麻を樹う、若しくは高く、若しは下に、疇所を擇ばず、其の大なるものは、箭の如く、葦の如く、大長にして甚だ美なり、其細なるものは、雚の如く蒸の如し、爲すあらんと欲せば、之を防備すれば、麻の大なるものは、類なく、小なるものは、之を團にして、藏めば、練絲の如く、美つくしくなる、

五麻　麻の種類に五つありて、胡麻、疎麻、油麻、升麻、天麻、と曰ふ、總名を麻といふ、○如蒸　薪の小なるものをいふ、ツマギと呼ぶ、○不類　類は纇の誤りなり、糸の疵節あるを纇と曰ふ、○揣而藏之　揣は團と同じ、麻を漚して、後には團めて之を藏む、

五臭疇生、蓮與蘪蕪、槀本、白芷、其澤則多魚、牧則宜牛羊、其泉白靑、其人堅勁、寡有疥騷、終無痟酲、

五臭の草は聚り生ず、蓮と蘪蕪と槀本と白芷となり、其澤は魚多く、牧地は牛羊に宜し、其泉は色白靑にして、其地の住民は心堅く勁し、疥瘙するなく、終に痟酲するなし、

五臭云々　此中に椒を入るべし、然らざれば四臭となる、○槀本　上には薜茘ありて、此に槀本といふ、此草未だ詳かならず、○疥騷　騷は瘙と音通なり、痒疾なり、○痟酲は首疾なり、酲は二日醉をいふ、

五沃之土、乾而不斥、湛而不澤、無高下、葆澤以處、是謂沃土、

五沃の地は、乾きて裂けず、水湛へて澤とならず、高下の別なく、潤澤を保ちて處る、是を沃土と曰ふ、

沃土之次曰五位、五位之物、五色雜英、各有異章、五位之狀、不塥、不灰、靑怷以落、及其種大葦

土、蟲易全處、忞剽不白、下乃以澤、

五粟土の次を五沃土と曰ふ、五沃の土たる、或は赤色に、或は青に、或は白に、或は黄に、或は黒し、五沃土も、各〻差等あり、五沃の狀は、堅くして、緻密なり、其地に槖の如き穴あり、故に槖土と謂ふ、蟲は全く處り易し、忞剽なれども、白からずして、其下は潤澤す、○五沃五物　五沃の五土といふごとし、物は土の性質をいふ、○異別　等級なり、○剽　堅なり、○忞　密なり、

其種、大苗細苗、赨莖黑秀、箭長、

五沃之土、若在丘、在山、在陵、在岡、若在陬陵之陽、其左其右、宜彼群木、

其土地に種ゆるものは、大苗となるあり、小苗となるあり、赨莖にして、黒くなり、秀づるに箭竹の如く、直に長ず、五沃の土は、丘に在り、山に在り、陵に在り、岡に在り、若しくは、陬の隅の陽に在り、其左も其右も、彼の群木に宜し、

○丘　平かなる小高き所、○陵　險はしく崖をなす所、○岡　圓く高くなる所、

桐柞枎櫄、及彼白梓、其梅、其杏、其桃、其李、其秀生、莖起、其棘、其棠、其槐、其楊、其榆、其桑、其杞、其枋、群木數大、條直以長、

桐に柞に、枎櫄に、及び彼の白梓に、其の梅、其杏、其桃、其李、皆土地に最も宜しきゆゑに、秀生して其莖起る、其棘、其棠、其槐、其楊、其榆、其桑、其杞、其枋是等の群木は速に大にして、條も直ぐ成長す、

其陰、則生之楂梨、其陽則安樹之五麻、若高若下、不擇疇所、其麻大者、如箭、如葦、大長以美、其細者如雚、如蒸、欲有與、各大者

衍、其陰其陽盡宜桐柞、莫不秀長、其楡其柳、其檿其桑、其柘其櫟、其槐其楊、群木蕃滋、數大條直以長、

五穀に宜しき土は、陵に在り、山に在り、水涯に在り、廣き地に在り、其陰も其陽も、桐や柞に宜し、皆秀長せざるなし、其楡、其柳、其檿、其桑、其柘、其櫟、其槐、其楊、群木は蕃り、數に大にして、條直く成長す、

其澤則多魚、牧則宜牛羊、其地其樊、俱宜竹箭藻黽楢檀、五臭生之、薜荔、白芷、蘪蕪、椒、連、五臭所校、寡疾、難老、士女皆好、其民工巧、其泉黄白、其人夷姤、

其澤には魚多く、牧場は牛羊に宜し、其地其樊には、箭竹に藻黽に、楢や檀に宜し、五種の香草之に生ず、薜荔に白芷に蘪蕪に山椒に蓮と、此五香の涵養する所のものは、疾ひ寡くして老い難く、士女の容貌も皆好くして、其民は工巧なり、其泉の水は黄白にして、其人の心は、夷かにして厚きなり、

○藻黽　下文には求黽に作る、竹の類なりといふ、○五臭　五香のこと、古は香も臭といふ、○其人夷姤　夷は平にして、姤は厚きなり、○五臭所校　校は養なり、

五粟之土、乾而不格、湛而不澤、無高下、葆澤以處、是謂粟土、

五粟の土地は、乾くとも、堅くならず、物を禦くことなし、水湛へるも、變せず澤とならず、而して高下の別なく、潤澤を保ちて處る、乾燥の患ひなし、是を粟土と謂ふ、上等の地質なり、

粟土之次曰五沃、五沃之物、或赤、或青、或黄、或白、或黑、五沃五物、各有異則、五沃之狀、剽悫橐

茅、凡彼草物有十二衰、各有所歸、

凡そ草の生ずる、土は某草あれば、某の穀に宜しとす、或は高き地、或は下の地にして、各草土あり、葉といふ草は、虉西といふ草よりは下る、虉は莧より下る、莧は蒲より下る、蒲は葦より下る、葦は雚より下る、雚は蔞より下る、蔞は荓より下る、荓は蕭より下る、蕭は薜より下る、薜は萑より下る、萑は茅より下る、凡そ彼の草にも、十二等の差あり、茅を第一とす、各〻穀に合ひ歸する所ありて、某の草の生ずる處は、某の穀を種るに、宜しとするを知るなり、

○荓　此草は蓍に似たる草にて、山中に生ず、○薜　杜贊といふ、俗に之を山ぜりといふ、

九州之土、爲九十物、毎州有常、而物有次、群土之長、是唯五粟、五粟之物、或赤或青或白或黑或黃、五粟五章、五粟之狀淖而不肕、剛而不觳、不濘車輪、不汚手足、其種大重細重、白莖白秀無不宜也、

支那全國の土には、多數の物を生ず、上中下の三土、各六等あり、一の等級に五物を成す、故に九十の物といふ、毎州に常ありて、土質永く變ぜず、生ずる物品にも次第ありて亂れず、衆多の土の長たるは、是れ唯だ五穀を生ずるを可とす、五穀を生ずる、其土の色は、赤きあり、青きあり、白きあり、黑きあり、黃なるあり、五穀五色なり、五粟を生ずる、土の狀は濡ふこと甚しきも柔ならず、剛なれども薄からず、車輪に濘泥せず、手足を汚さず、其穀物には、大重とて早く種ゑて晩く熟するあり、細重とて、早く種ゑて早く熟するあり、白莖にして白く秀でゝ、華さくもの皆宜しからざるなし、

○五粟　五穀と同じ、○五章　青黃赤白黑の五色、○淖而不肕　泥は濡ふも、車輪に粘着せざるをいふ、

五粟之土、若在陵在山、在隫在

呂、其草魚腸與蕕、其木乃柳、鑿之三尺而至於泉、

此以下は人の知る所の、山陵のことを述ぶ、山の上を命じて、縣泉と曰ふ、其地は濕ひて乾かず、其草は如茅と走との茅類なり、其木は構木、一に松心木といふ、此地は二尺を鑿てば、泉に至る、山の上を命じて復呂とす、魚腸といふ草と蕕とあり、其木は柳なり、此地は鑿つこと、三尺にて泉に至る、

山之上、命之曰泉英、其草蘄白昌、其木乃楊、鑿之五尺而至於泉、

山の上を命けて、泉英と曰ふ、其草は蘄といふ香草と、白昌といふものあり、其木は楊なり、此地は鑿つ五尺にして泉に至る、

山之材、其草兢與薔、其木乃格、鑿之二七十四尺而至於泉、山之側、其草葍與蔞、其木乃品榆、鑿之三七二十一尺而至於泉、

山の中腹に、兢と薔の二草あり、薔は東薔といひ、十月に子熟して、食ふ可し、其木は格なり、兢と格とは詳かならず、此地は鑿つ十四尺にして泉に至る、山の側に葍と蔞との二草あり、葍は大葉にして、根は指の如し、今の大根なり、蔞は艾に似て、正月に芽生ず、莖は白し、味美なり、木は品榆あり、此地は鑿つこと二十一尺にして泉に至る、

山之材　材は、齊の誤なり、齊は中なり、山の半腹をいふ、

凡草土之道、各有穀造、或高或下、各有草土、葉下於鬱、鬱下於莧、莧下於蒲、蒲下於葦、葦下於雚、雚下於蔞、蔞下於荓、荓下於蕭、蕭下於薜、薜下於萑、萑下於

尺而至於泉、青山十六施、百一十二尺而至於泉、青龍之所居、庚泥不可得泉、

蔓山は十二施なり、八十四尺にして泉に至る、付山は十三施なり、九十一尺にして泉に至る、付山白徒の地は、十四施なり、九十八尺にして泉に至る、中陵は十五施なり、百五尺にして泉に至る、青山は十六施なり、百十二尺にて泉に至る、青龍の居る所は、沙泥相續ぎ、之を穿てば壞れ、泉を得可らず、庚泥　庚は續くなり、泥沙相續く地質にて、泉を穿つ可らず、

赤壤勢山、十七施、百一十九尺而至於泉、其下淸商不可得泉、陛山白壤、十八施、百二十六尺而至於泉、其下駢石不可得泉、

赤壤勢山といふ地は、十七施なり、百十九尺にして泉に至る、其下は、神恠ありて泉を得可らず、陛山白壤は十八施なり、百二十六尺にて泉に至る、其下は一石板の如し、泉を得可らず、淸商　神恠の名にして、詳かならず、○駢石　駢は並ぶなり、一石版の並ぶ如く地底に横はりて、穿つことを能はざるなり、

徙山、十九施、百三十三尺而至於泉、其下有灰壤、不可得泉、高陵土山、二十施、百四十尺而至於泉、

徙山は十九施なり、百三十三尺にして泉に至る、其下は灰の如き土にて、泉を得可からず、高陵土山は二十施なり、百四十尺にして泉に至る、

山之上、命之曰縣泉、其地不乾、其草如茅與走、其木乃樠、鑿之二尺乃至於泉、山之上、命曰復

となる、是れ羽の數となる、三分一の數復來りて、原數の上に加ふ、故に其所に復すといふ、

有三分、去其乘、適足、以是成角、

九十六を三分して、其一を去る、六十四を餘す、是れ角の數と成る、史記律書を案ずるに、九九八十一を以て宮とす、三分一を去る、五十四を以て、徵となす、三分して一を益す、七十二を商とす、三分して一を去る、四十八を羽とす、三分して一を益す、六十四を角とす、此れ去と益と位を易ふるものなり、明律には、半數を用ふ、故に徵の數、百八を半ばし五十四とす、羽數九十六を半にし、四十八とす、而して商角は仍ほ全數を用ふ、

墳延者、六施六七四十二尺而至於泉、陜之芳、七施七七四十九尺而至於泉、祀陜八施七八五十六尺而至於泉、

此以下は、地の高下を述ぶ、墳延といふ地は、六施なり、土深き四十二尺にして、水に達す、陜之芳といふ所は、七施なり、土深き四十九尺にして、水に達す、祀陜の地は、八施なり、土深き五十六尺にして、水に達す、

杜陵、九施七九六十三尺而至於泉、延陵十施七十尺而至於泉、環陵十一施、七十七尺而至於泉、

杜陵は九施なり、水深き六十三尺にして、泉に至る、延陵は十施なり、七十尺にして泉に至る、環陵は十一施なり、七十七尺にして泉に至る、

蔓山十二施、八十四尺而至於泉、付山十三施、九十一尺而至於泉、付山白徒十四施、九十八尺而至於泉、中陵十五施、百五

味の肥えたると、瘠せたるとを見る、

凡聽徵、如負豬豕覺而駭、凡聽羽、如鳴馬在野、凡聽宮、如牛鳴窌中、凡聽商、如離群羊、凡聽角、如雉登木以鳴音疾以清、

凡そ徵の音を聽くに、豕が自分の兒の、眠より覺めたるを見て、駭く時の如き聲なり、凡そ羽の音を聽くに、鳴馬の野外に在るが如し、凡そ宮の音を聽くに、牛の窌に鳴くが如し、凡そ商の音を聽くに、群を離るゝ羊の如し、凡そ角の音を聽くに、雉子の木に登りて鳴く、疾くして淸きが如し、是れ五音の別なり、

凡將起五音凡首、先主一而三之、四開以合九々、以是生黃鍾小素之首、以爲宮、

以下五音の起原を說く、皆數に基づき、音律を生ず、凡首とは、音の總先を言ふ、先づ一を主として、之を三にす、天元の數なり、開とは之を敷衍すること、一を主とす、是れ一開なり、之を三にす、二開なり、三三九となる是れ三開なり、九九八十一となる、是れ四開なり、是を黃鍾の全數となす、小素とは、小本と云ふことにて、黃鍾少宮を謂ふなり、律は黃鍾九寸の數を半にして、管の長は四寸五分是なり、

三分而益之以一、爲百有八、爲徵、

黃鍾の數は、九九八十一に、益すに三分一の二十七を以て合はせて、百八となる、是れ徵の數となす、律は此半數を用ゆ、

不無有三分、而去其乘、適足、以是生商、有三分而復於其所、以是成羽、

三分ある無きに非ず、三分は有り、百八を三分して、其一を去る、七十二を餘す、是れ商を生ず、又七十二を三分して、其一分二十四を益せば、合はせて九十六

の水の色は、白くして、味は甘し、民は長命なり、

黄唐無宜也、唯宜黍秫也、宜縣澤行廧落、地潤數毀、難以立邑置廧、其草宜黍秫與茅、其木宜櫄擾桑、見是土也、命之曰三施、三七二十一尺、而至於泉、呼音中宮、其泉黄而糗、流徙、

土の色は黄にして、其質は脆く弱し、五穀の全體に適せず、唯だ黍と秫とに宜し、水を縣け注ぎて、土地を潤澤せしむるに宜し、垣根を作るに宜し、此地は濕氣多くして、時々崩れ敗る、市街を置く可らず、其草は黍と秫と茅とに宜し、其木は櫄と桑とに宜し、此地方を三施といふ、土深さ二十一尺にして、水に達す、人民の語音は、宮聲(中央の音)に當る、其水の色は黄にして、米の臭氣あり、水路は定らず、

斥埴宜大菽與麥、其草宜萯雚、其木宜杞、見是土也、命之曰再施、二七十四尺、而至於泉、呼音中羽、其泉甘、水流徙、

土は赤埴にして、大菽と麥とに宜し、其草は萯と雚とに宜し、其木は杞に宜し、此地方を再施といふ、土深さ十四尺にして、水に達す、人民の語音は、羽聲(冬の音)に當る、其水の味は甘し、水路は定らず、

○斥は赤に通ず、

黑埴宜稻麥、其草宜萍蓨、其木宜白棠、見是土也、命之曰一施、七尺而至於泉、呼音中徵、其水黑而苦、

土は黑く粘土にして、稻と麥とに宜し、其草は萍蓨に宜し、其木は白棠に宜し、是の土を一施と曰ふ、深さ七尺にして水に達す、人民の語音は、徵聲(夏の音)に當る、其水色は黑くして、味苦し、以上の五種にて、地

公曰く、善し、仲父の寡人に語るは畢る、然らば寡人何を事とせん、亟かに寡人の爲に側臣に教へよ、

地員第五十八　雜篇九

此篇は土地の高下と、水流の深淺とを論ず、

夫管仲之匡天下也、其施七尺、瀆田悉徙、五種無不宜、其立后而手實、其木宜蚖菕與杜松、其草宜楚棘、見是土也、命之曰五施、五七三十五尺、而至於泉、呼音中角、其水倉、其民彊、赤壚歷彊肥、

夫れ管仲の天下を匡正するや、施といふ、大尺を用ふるに、其長さは七尺なり、瀆田とて、田側に溝瀆を穿ち、旱澇に備ふ、故に其地の情態は悉く徙り易はる、五穀の栽培宜しからざる無し、諸侯を立て、諸侯より、其地の產物を貢せしむ、蚖菕といふ、巨材を爲す木、或は杜松といふ、藥種に入る木、及び楚棘といふ、天門冬に類する草などに、適當なる地は、之を命けて、五施といふ、土深くして三十五尺に至り、水に達す、此地方の人民の語音は、角聲（春の音）に當る、水の色は蒼く、民は强し、其土の色は赤黑にして、質粗く堅く肥えたり、

五種無不宜、其麻白、其布黃、其草宜白茅與雚、其木宜赤棠、見是土也、命之曰四施、四七二十八尺、而至於泉、呼音中商、其水白而甘、其民壽、

五穀は宜しからざるなく、其麻は白く、其布は黃なり、其草は白茅と、蘭の種類とに宜しく、其木は赤棠に宜し、此地を四施といふ、土深さ二十八尺にして、水に達す、人民の語音は、商聲（秋の音）に當る、其地

役人をして、冬時に隄防を巡行せしめ、隄防の修築す可きものは、之が章程を作りて、費用の金額工夫の員數を調べて、都の官吏に上らしむべし、

都以春少事作之、已作之後、常案行隄有毀作、大雨各葆其所、可治者趣治、以徒隷給、大雨隄防可衣者衣之、衝水可据者据之、終歲以毋敗爲效、

都の官吏は、春の事少きときを以て、土功を作す、既に作したる後も、常に隄の毀れんとする所を、巡行して、大雨の時は、其所を保ちて、治む可きものは趣に治め、人夫を給し、隄防の水を防ぐ爲めに、物を覆ひ衣すべき處へは、之に衣す、水の隄防に衝突する所の据守す可きものは、之を据守し、終歲に敗ることなからしむ、斯くして効ありとす、

各葆其所　葆は保に同じ○徒隷　賤役の人夫なり、

此謂備之常時、禍從何來、所以然者、獨水蒙壤、自塞而行者、江河之謂也、歲高其隄、所以不沒也、

前述の事を常時に備ふと謂ふ、斯くすれば禍ひ何れよりも來らず、然る所以の者は、獨水とて、獨り巨流を塞外より生じ、壤地を貫きて、海に入るもの、是れを南北の大川とす、歲々に其隄防を高くして、之を防ぐ、土地の水に沒せざる所以なり、

江河　江とは揚子江にて、河とは黄河のことをいふ、

春冬取土於中、秋夏取土於外、濁水入之、不能爲敗、桓公曰善、仲父之語寡人畢矣、然則寡人何事乎哉、亟爲寡人教側臣、

春冬は水涸る、故に土を河中に取りて、隄防に積む、之を浚へて流を利するなり、秋夏は、水滿れば、土を隄外に取る、巨流が之に入るも、害を爲す能はず、桓

遇以死、或遇以生、君子避之、是亦傷人、

凡そ天の災害の下るや、君子は謹て之を避く、故に十人の中にて、八九人は死せず、大寒大暑大風大雨の至るに、時ならざるものは、此を四刑といふ、之に遇ひて、或は死し、或は死せず、君子は之を避く、斯る天災も、人を傷ぶるものなり、

故吏者所以教順也、三老、里有司、伍長者、所以爲率也、五者已具、民無願者願其畢也、

故に役人は率先して、人民を導き、之に順ふことを敎ふ、三老町長伍長は、率先する所以のものなり、前述の五害に備ふるもの、成りて、人民は、此上を願ふものなし、願ひは終る、

故常以冬日順三老里有司伍長、以冬賞罰、使各應其賞而服其罰、五者不可害、則君之法犯矣、此示民而易見、故民不比也、

故に、官は冬日を以て、三老や町長や、伍長を順へて、賞罰を終る、是等の下役人をして、其賞に應じ、其罰に服せしむ、前述の五害も、國を害する能はされば、君の法が勝ちたるなり、此事民に示して、見易きなり、故に民は徒黨せず、上に違はず、

冬賞罰　冬は終の誤りなり、○犯　勝なり、

桓公曰、凡一年之中、十二月、作土功、有時則爲之、非其時而敗、將何以待之、管仲對曰、常令水官之吏、冬時行隄防、可治者章而上之都、

桓公曰く、凡そ一年の中に、十二箇月あり、土功を作すに、便なる時は之を爲す、其時に非ざれば敗る、何を以て之を待たんとす、管仲對へて曰く、常に水官の

收枯骨朽脊、伐枯木而去之、則夏旱至矣、

桓公曰く、寡人は心悖り亂れて、四季の害の服むべき理を知らず、奈何ん、管仲對て曰く、冬に土功を成して、地の收藏を發せば、夏に暴雨多く降り、秋は霖雨止まず、春に枯骨や死人の骨を葬らず、枯木を伐りて、之を去れば、夏は旱魃の患ひ至る、

發地藏　三冬の地氣閉藏して、來年の發生を準備するものを發し出す、○朽脊　脊は殨と同じ、死人の骨をいふ、

夏有大露、原烟噎下百草、人采食之、傷人、人多疾病而不止、民乃恐殆、

夏に大霧ありて、原上の烟は百草を噎下す、人々采り食へば、草は人を傷ぶる、人々疾病多くして止まず、民恐れ殆ぶむ、

大露　大霧の誤ならん、○噎下百草　多くの草を蔽ひ塞く、

君令五官之吏、與三老里有司伍長、行里順之、令之家起火、爲温其田、及宮中皆蓋井、毋令毒下及食器、將飲傷人、有下蟲傷禾稼、

君は五官の官吏をして、三老や、町長や、伍長と共に、里中を巡行し、之を治めしむ、又民の家をして、田上に火を起さしめ、爲に其田を温む、及び居宅にては、皆井戸に蓋して、毒氣の下り食器に及ぶなからしむ、飲めば人を傷らんとす、冬の陰氣は、蟲を下すありて、農産物を傷害す、故に之を防ぐを務む、

凡天菑害之下也、君子謹避之、故不八九死也、大寒大暑大風大雨其至、不時者此謂四刑、或

繕邊城、塗郭術、平度量、正權衡、虛牢獄、實倉廩、

冬の三箇月間は、天地閉藏し、暑雨止み、大寒起る、萬物は實り熟す、空隙の所を塡め塞ぐに利し、邊土の城を修繕し、外寇に備へ、郭外の術道を塗り塞ぎ、度量を平にし、權衡を正し、牢獄を虛くして、罪人なからしめ、倉廩を充實せしめて、米穀を貯蓄す、

○○○塡塞空郄　空は明きたる所、郄は隙ある所、垣屏屋室の破損して、缺けたるもの を塡め塞ぐをいふ、○○○塗郭術　外郭の邪徑を塗り塞ぎて、姦人の出入することを禁ず、

君修樂與神明相望、凡一年之事畢矣、擧有功賞賢、罰有罪遷有司之吏而第之、

君は音樂を修めて、神明を祀り、一神を祀り、又一神を祭るゆゑに、相望むといふ、凡そ一年の事は、皆畢る、有功なる臣を擧げ用ひ、賢人を賞與し、有罪を罰す、有司の役人を選び遷して、次第を附く、

不利作土功之事、利耗什分之七、土剛不立、晝日益短、而夜日益長、利以作室、不利以作堂、四時以得、四害皆服、

土功の事を作すには、利しからず、三冬閉藏の氣を傷れば、來年の農利は 什分の七を減ず、土も堅剛にして、土功成らず、晝は日々に益々短くなり、夜は日々に益々長くなる、室を作るに利し、室は四方皆壁にし、戶牖各々一つあるのみ、堂を作るに利しからず、堂は四方開通すればなり、春夏秋冬の事行ひ得て、四季の害は皆止む、

○○皆服　服は已と同じ、

桓公曰、寡人悖不知四害之服、奈何、管仲對曰、冬作土功、發地藏、則夏多暴雨、秋霖不止、春不

水害を除くべし、
民得餘饒　饒は利なり、水蓄の池にて、魚鼈を漁し、或は水草の食ふ可きものを採り、種々の利を得あり、

當夏三月、天地氣壯、大暑至、萬物榮華、利以疾薅殺草薉、使令不欲擾、命曰不長、不利作土功之事、放農焉、利皆耗十分之五、土功不成、

夏の三箇月間は、天地の氣壯なり、大暑至る、萬物榮華す、疾く薅りて草薉を殺すに利し、人民に使令し、煩擾ならしめず、使役の煩しきは、命じて不長と曰ふ、土功の事を作すに利しからず、農を放廢するゆゑなり、農の利十分の五を耗すのみならず、土功も成らざるなり、
命曰不長　使役せらるゝ、煩雜なれば、五穀を長育せずといふ、

當秋三月、山川百泉踊、降雨下、山水出、海路距、雨露屬、天地湊汐、利以疾作收斂、毋留、一日把百日餔、民毋男女、皆行於野、不利作土功之事、濡濕日生、土弱難成、利耗什分之六、土功之事亦不立、

秋の三箇月間は、山川百泉も水盛にして踊る、雨は下り、山の水出づ、海波大に起り、航路通せず、雨露は天に連なり、平地に水出てゝ、潮汐の湊るが如し、疾く收穫を爲すに利し、一時も留ること毋れ、一日稻を刈れば、百日は餔ふを得べし、人民は男女となく、皆野に行く、此時は土功の事を作すに利しからず、地の濡濕の日に生じ、土は柔弱なり、土功を作せば、農事の利は、什分の六を耗らす、土功の事も成功なし、

當冬三月、天地閉藏、暑雨止、大寒起、萬物實熟、利以塡塞空郄、

交通、故事已、新事未起、草木荑生可食、

桓公曰く、何の時候において、水害を防ぐ事を作すべきかと、管子曰く、春の三月間は、天地も乾燥し、水の流は細くして、糾る縄の如く、其分るゝこと、裂帛の如くなる時なり、山川は涸れ落て、天氣は下り、地氣は上發し、萬物は交通して、故き事は已み、新らしき事は未だ起らず、草木は初めて生じ、食ふ可きなり、

糾列　列は裂に同じ、○荑生　草木初めて生じ、未だ成長せざる貌なり、

寒暑調、日夜分、分之後、夜日益短、晝日益長、利以作土功之事、土乃益剛、令甲士作隄大水之旁、大其下、小其上、隨水而行、

此時は寒からず暑からず、調和して、日夜は平分す、春分の後は、夜は日々に益す〳〵短く、晝は日々に益〻長く、土功の事を作すに利し、土は益〻剛くなり、甲士をして、隄防を大川の傍に作らしめ、隄防の下を大にして、基を廣くす、其上は小にし川の流に隨ひて行く、

地有不生草者、必爲之囊、大者爲之隄、小者爲之防、夾水四道、禾稼不傷、歲埤增之、樹以荊棘、以固其地、襍之以柏楊、以備決水、民得其饒、是謂流膏、令下貧守之、往々而爲界、可以毋敗、

草を生ぜざる荒地あれば、之を囊と爲して、川水を貯ふものとす、大なるものには、隄を爲し、小なる者には、防を爲し、水勢を殺ぎて、決溢の患なからしむ、四方に水を夾むも、禾稼を傷敗せず、歲々に水際の地を附け增して、樹るに荊棘を以てし、其地を固む、之に雜るに、柏楊を以てし、決水に備ふ、民は其餘利を得て用に供す、是を膏の流るゝものと謂ふ、下貧の者をして之を守らしめ、往々にして界を爲す、斯くして、

なり、雨天の時に泥土を運般するに用ゆ、蓋のある車なり、○鋼藏里中以給喪器 一里中に鋼く藏めて、水害は勿論にして、喪あるときにも、車や食器は、必用なれば之を給す、

後常令水官吏與都匠、因三老里有司伍長、案行之、常以朔日、始出具閲之、取完堅、補弊久、去苦惡、常以冬少事之時、令甲士以更次益薪、積之水旁、

其後は常に水官吏と、都匠とに命じ、三老町長伍長に因り、之を案行す、常に朔日を以て、水を防ぐ具を出さしめ、之を檢閲す、其器の完堅なるを取り、弊れて久しきものを補ひ、苦ある惡しきものを去る、冬の事の少きときを以て、甲士をして、順番を以て、薪を作らしめ、之を水の近傍に積み置く、

州大夫將之、唯毋後時、其積薪也、以事之已、其作土也、以事未起、天地和調、日有長久、以此觀之、其利百倍、故常以毋事、具器、有事用之、水常可制而使毋敗、此謂素有備而豫具者也

州の大夫は、之を將ゐて、唯だ時に後るゝなく、其薪を積むや農事の止む時を以てし、其土功を作し、堤防を築くや、農事の未だ起らざる時を以てす、天地和調にして、日も長き正月より三月の初に至る、此を以て觀れば、其利は百倍す、故に事なき時を以て器物を具へ置き、有事の日に之を用ふ、水は常に制遏して敗るゝなからしむ、此を素より備ありて、豫め具ふるものと謂ふなり、

桓公曰、當何時作之、管子曰、春三月、天地乾燥、水糾列之時也、山川涸落、天氣下、地氣上、萬物

を檢閲す、其法たるや、一家の人を案驗して、其水害を拒く地を比校し、地の廣狹によりて、役夫の什伍の口數を定む、男女の老幼を別ちて、其用を爲さゞる老幼は、之を免除し、錮疾ありて久しく作つべからざるものは、之を疾者の籍に記し、其減じて役作すべきものは、疾の稍輕きもの及び年五十以上二十以下のものは、役夫の半功を賦す、以上の事を行ふと同時に役人は、兵器を執るべきものゝ人數を定めて、其都官に上申す、

○上其都　州十個を覇國に置く、一都に一都官あり、○可省作者半事之　役を爲すを省き減ずべきものは、一役夫の半分の功事を爲さしむ、○幷行　兼ねて行ふといふことにて、人家を案驗するに、兼ねて行はしむるをいふ、

都以臨下、視有餘不足之處、輙下水官、水官亦以甲士當被兵之數、與三老、里有司、伍長、行里因父母案行、閲具備水之器、

都官は名籍を執りて、其統る所の州に臨み、甲士の有餘と、不足とを察視して、水官に案驗を命ず、水官は兵を執る可きものゝ數に由り、三老町長伍長の諸役人と共に、里中を巡行して、父母に因り案行す、又水害に備ふる器物をも檢閲す、

○因父母案行　甲士たるものは、壯年を取る、其名は父母に繫屬するを以て父母に因りて、案驗す、

以冬無事之時、籠臿板築、各什六、土車什一、兩輂什二、食器兩具人有之、錮藏里中、以給喪器、

冬の無事の時、農民間暇なるゆゑ、物を用意せしむ、籠臿と板築とは、各十人に六個を有し、土車は十人に一輛を有し、雨輂は什人に二輛を有せしむ、食器と雨具とは、人々之を有す、常に里中に錮く藏めて、水害に備ふるのみならず、死喪あるとき、村民の集り來るときの、器物にも給す、

○籠臿　土を運ぶに用ゆ、今之をモッコといふ、○板築　隄防を築くに用ゆる板なり、○兩輂　雨輂の誤り

桓公曰、請問備五害之道、管子對曰、請除五害之說、以水爲始、請爲置水官、令習水者爲吏、大夫、大夫佐、各一人、率部、校長、官佐、各財足、

桓公曰く、五害に備ふる道を請ひ問はん、管子對て曰く、請ふ五害を除くことを說かん、水を以て始となす、請ふ爲に、水官を置き、水利に習ふものをして、役人とならしめ、大夫と大夫佐と、各一人を每州に置き、率部とて一部の役徒を率ゐ領するもの、校長とて、各隊を引率して、水を拒くもの、及び下役人、是等に給する所の財用を、十分にせしめん、

乃取水左右各一人、使爲都匠水工、令之行水道、城郭、隄川、溝池、官府、寺舍、及州中、當繕治者、給卒財足、

乃ち其川の左右に住するもの、各一人を取り、水工の都匠たらしむ、平生に川水の涸れ漲る勢を熟知するゆゑに、每川に一人を置く、之をして、水道や、城郭や、隄川や、溝池及び寺舍、又は州中の繕治すべきものを、巡行し視察せしめ、役卒と器械用材等を十分に支給す、

都匠水工　水工の取締を爲す役人なり、都匠とは、我邦にて棟梁と稱する類をいふ、

令曰、常以秋歲末之時、閱其民、案家人、比地定什伍口數、別男女大小、其不爲用者、輒免之、有錮疾不可作者、疾之、可省作者、半事之、幷行以定甲士當被兵之數、上其都、

令を發して曰く、常に秋と歲末との時を以て、其人民

の上口の下口より、高きこと三寸にして、上下相承け、四十九里に滿れば、上領の下より高きと、三千五百二十八丈となる、此の如くなれば、水勢は迅疾にして、奔馬の如し、然る後に、其道を迂曲して、之を遠くするに、勢を以て激して、之を行らば、高地に上らしむべし、○乃迂其道　水道を迂回して、遠くするときは、高低を稍平にする便なり、

水之性、行至曲必留退、滿則後推前、地下則平行、地高則控、杜曲則擣毀、杜曲激則躍、躍則倚、倚則環、環則中、中則涵、涵則塞、塞則移、移則控、控則水妄行、水妄行則傷人、

水の性は、流れ行て、灣曲の地に至れば、必ず留り退く、水滿れば、後より前を推す、地下るときは、平かに流れ行く、地の高きときは、控まる、曲處に杜がるときは、擣き毀つ、曲處を堅築すれば、水激して躍る、激するときは、一方に偏倚す、偏倚すれば回環して渦卷きて激勢衰へ、中流に行く、中流に行けば、涵す、涵せば漂す所の泥沙は、河中に塞がる、塞がるときは、河流必ず移る、移れば原野を衝き、丘陵に走り、控へ止りて進むこと能はず、進む能はざれば、下濕の地より、妄りに行く、妄りに行くときは、禾稼や、廬舍人物を傷損す、

傷人則困、困則輕法、輕法則難治、難治則不孝、不孝則不臣矣、故五害之屬、傷殺之類、禍福同矣、知備此五者、人君之天地也、

水の妄行して、人を傷損すれば、困難に陷る、人困難すれば、法令を輕侮す、法令を輕侮すれば、治め難し、治め難きは、不孝の徒なり、不孝の徒なれば、不忠の臣なり、故に、前述の五害の屬と、殺傷の類とは、之に備ふれば、福となり、備へざれば、禍となる、故に、此の五の者に備ふるを知れば、人君と天地と、其德を同じくす、

於大水及海者、命曰川水、出地而不流者命曰淵水、此五水者、因其利而往之可也、因而扼之可也、而不久、常有危殆矣、

桓公曰く、願くは水害を聞ん、管仲對て曰く、水に大小あり、又遠近あり、水の山より出て丶、流れて海に入るものを命けて、經水といふ、水の他水より分流して、大川及海に入るものを、枝水と曰ふ、山の溝に一は水あり、一は水なきもの、命けて谷水と曰ふ、水の他水溝より出て、大水及び海に入るものを、川水と曰ふ、地より出て流れざるものを、淵水と曰ふ、此五水は其利に因り、之を疏通して、往かしむるも可なり、扼し止めて、流れざらしむるも、可なり、然れども水路は定ること久しからず、時に變じて危殆の患ひあり、之を修治せざるべからず、

桓公曰、水可扼而使東西南北及高乎、管仲對曰、可、夫水之性、以高走下則疾、至於漂石、而下向高即留而不行、故高其上領、瓴之、尺有十分之三、里滿四十九者、水可走也、乃迂其道而遠之以勢行之、

桓公曰く、水は扼し塞ぎて、東に西に南に北に流れしむべく、高き所にも、流て行かしむべきか、管仲對て曰く、可なり、夫れ水の性は、高きより下に走れば、疾くして石を漂よはすに至る、而して下より高きに向ふは、留りて行かず、故に其水の上領とて、水源の處に瓴し、瓦の樋を造り、一尺に十分の三を勾配して、四十九里の長さに滿れば、水は走らすべし、其道を迂回して、之を遠くし、勢を以て之を行る。

○上領　上頭といふ如し、水の發し來る所をいふ、○瓴之　瓴とは、瓦樋のことにて、水道を作る、下地より之を高地に行らんとするに、大瓴甋を爲り、上下相承けて、水を通ず、一尺に十分の三ありとは、瓴甋一尺

福及孫子、此謂人命萬世無窮之利、人君之葆守也、臣服之以盡忠於君、君體有之、以臨天下、故能爲天下之民先也、此宰之任、則臣之義也、故善爲國者必先除其五害、人乃終身無患害、而孝慈焉、

歳々に修増して已むことなく、又時々に修増して、已むことなければ、福は孫子に及ぶ、此を人命萬世無窮の利益と謂ふ、人君の保守するや、臣たるもの、修増を行ひ、忠を君に盡す、君は之を四體の如くに有し、天下に臨む、故に能く天下の民の率先となる、此れ宰相の任なれば、臣たる義務なり、故に、善く國を治るものは、必ず先づ其五害を除くべし、斯くして人民は終身患害なくして、孝慈の行ひあるべし、

桓公曰、願聞五害之說、管仲對曰、水一害也、旱一害也、風霧雹霜一害也、厲一害也、蟲一害也、此謂五害、五害之屬、水最爲大、五害已除、人乃可治、

桓公曰く、願くは五害の說を聞かん、管仲對て曰く、水害一なり、旱害一なり、風霧雹霜の大なる害を爲す一なり、厲疫の流行する一害なり、蟲の穀を食ふ一害なり、此を五害といふ、五害の屬は、水害を最大なりとす、五害已に除けば、人民を治むるに足る、

桓公曰、願聞水害、管仲對曰、水有大小、又有遠近、水之出於山而流入於海者、命曰經水、水別於他水、入於大水及海者、命曰枝水、山之溝一有水一毋水者、命曰谷水、水之出於他水溝、流

て、其人を利養して、馬牛羊豚鷄狗を成育す、天下の人は、皆其德に歸して、其義に惠ふ、乃ち其地を分別して、之を制斷し、州里の區劃を爲す、

州者謂之術、不滿術者謂之里、故百家爲里、里十爲術、術十爲州、州十爲都、都十爲霸國、不如霸國者國也、以奉天子、天子有萬諸侯也、其中有公侯伯子男焉、天子中而處、此謂因天之固歸地之利、

州に滿たざるものを術といふ、術に滿たざるものを里と謂ふ、故に百家を里とす、里を十個にて術と爲す、術を十個にて州と爲す、州を十個にて都と爲す、都を十個にして霸國と爲す、霸國に及ばざるものは、小諸侯の國なり、斯くて、大小の諸侯は天子を奉ず、天子は萬諸侯を有つ、其中に公侯伯子男の五爵ありて、天子は其中央にして處る、此れを天の固に因り、地の利に歸すと謂ふ、

○州者謂之術　州の上に不滿の二字を脫す、術は遂なり、○爲都　十萬戶ある地を都といふ、

內爲之城、城外爲之郭、郭外爲之土閬、地高則溝之、下則隄之、命之曰金城、樹以荊棘上相穡著者、所以爲固也、

內は之を城とす、城外に之が郭を爲る、郭外に土閬を爲る、土閬は隍なり、地低ければ隄を爲る、地高ければ之に溝を爲る、之を命じて、金城と謂ふ、樹るに荊棘の刺針の密附したる物を、以てするは、固めと爲す所以なり、

○土閬　隍と訓ず、隍中は空虛なり、俗に之をカラホリと稱す、○上相穡著者　荊棘の刺條の密附するを穡著といふ、

歲修增而無已、時修增而無已、

ものなり、桓公曰く善し、

度地第五十七　雜篇八

凡そ地に屬するものは、之を揆度し、盡く其宜しきを得しむ、

昔者桓公問管仲曰、寡人請問、度地形而爲國者、其何如而可、管仲對曰、夷吾之所聞、能爲霸王者、蓋天子聖人也、故聖人之處國者、必於不傾之地、而擇地形之肥饒者、鄉山、左右經水若澤、內爲落渠之寫、因大川而注焉、

昔し桓公は、管仲に問ひて曰く、寡人請ひ問ふ、地形を度りて、國を建るは、其れ如何んして可なるかと、管仲對て曰く、夷吾之を聞く、能く霸王たるものは、天子聖人なり、故に聖人の國を處き、首都を定むるは、必ず岡原の壯大なる、不傾の地に於て、地形の肥え產物の饒多なるものを擇び、山の左右に鄉ひて、水若しくは澤に緣り、內には落渠とて、惡水を泄す溝を爲り、其水は大川に因りて、海に注ぐ、

蓋天子聖人也　天子の二字は、解すべからず、蓋し天下の誤ならん、○處國　國都を定め置くこと、建國の意なり、○不傾之地　岡原の壯なる地をいふ、傾かず崩れざる勢あるをいふ、○鄉山　鄉は負ふなり、山を脊に負ふことなり、○經水若澤　川或は澤を前又左右に繞らすこと、經は緣の字に作るべし、

乃以其天材地之所生、利養其人、以育六畜、天下之人、皆歸其德、而惠其義、乃別制斷之、

乃ち其天材とて、人功を假らずして、成るもの、鳥獸魚鼈の類と、地の產する所の、五穀や草木の類とを以

湯有總街之庭、以觀人誹也、武王有靈臺之復、而賢者進也、此古聖帝明王所以有而勿失、得而勿忘者也、

湯王の時には、總街とて四通八達の道ある、人民の總聚する街の旁に、庭を設けて、之を總街の庭といふ、湯王は衆人の譏るを聽んとし、此庭に在り、周の武王は靈臺の上に在りて、人民の言を聽くことありて、賢者進む、此れ古の聖帝や、賢明の王が、國を有つて、失ふことなく、國を得て、亡ふ勿き所以の者なり、

○忘　忘は亡なり、○復　申告するなり、

桓公曰、吾欲效而爲之、其名云何、對曰、名曰嘖室之議、曰法簡而易行、刑審而不犯、事約而易從、求寡而易足、

桓公曰く、吾も古に傚ひて、之を爲んと欲す、其名は如何ん、對て曰く、名けて嘖室の議と曰ふべし、曰く法は簡にして、行ひ易く、刑は審にして、犯さず、事は要を取りて、從ひ易く、求むること寡くして、足り易し、此の四の者を、議題とすべし、

○嘖室　嘖は、言語の諱しきなり、

人有非上之所過、謂之正士、內於嘖室之議、有司執事者、咸以厥事、奉職而不忘焉、此嘖室之事也、請以東郭牙爲之、此人能以正事、爭於君前者也、桓公曰善、

人あり、上の過つ所を非として論ず、之を正士と謂ふ、これを嘖室の議事者に列せしむ、役人の事を執り行ふものは、咸其事を以て職を奉じて勤む、此れ嘖室の爲す所の事なり、請ふ東郭牙といふ人を以て之を爲さしめん、此人は能く正事を以て、君の前に、爭ふ

名は實より生ず、實は德より生ず、德は理に循ふより生ず、理を知るは智より生ず、智は事皆宜しきに當るより生ず、

實生於德　德は得なり、賢と愚との實は、心に得る所あると、得る所なきとより生ずるなり、實を勤めず、名を爭ふは、天下亂るゝ本なり、

桓公問第五十六　雜篇七

此篇は、桓公と管仲との問答を錄す、

齊桓公問管子曰、吾念有而勿失、得而勿忘、爲之有道乎、對曰、勿創、勿作、時至而隨、毋以私好惡害公正、察民所惡、以自爲戒、

齊の桓公は、管仲に問ひて曰く、吾は地を有て、失ふことなく、地を得て亡ふことなからんと念ふ、道あるか、管子對て曰く、自ら事を創むることなく、自ら事を爲すことなく、時節至れば、隨ひて之に應じ、私の好惡を以て、公正を害することなく、人民の惡む所を察して、自ら戒と爲すべし、

黃帝立明臺之議者、上觀於賢也、堯有衢室之問者、下聽於人也、舜有告善之旌、而主不蔽也、禹立諫鼓於朝、而備訊唉、

黃帝が明臺の議を立てしは、人主が賢人の議を採り用ひしなり、堯帝が衢室の問を發せしは、下に人民の言を聽きしなり、舜は善言を告ぐるものゝ旌を立て、人に欺かれず、禹は、諫むる者のために、鼓を打て、報告する法を、朝廷に立て、問答の爲に備へたり、

明臺　天子の政令を發する所にて、諸侯を集會して、朝を受ることあり、堯の時には之を衢室といふ、○告善之旌　善言を上に進めんとするものあれば、旌を立るなり、之を朝廷に設けしなり、○備訊唉　訊は問なり、唉は譍なり、問答といふ意なり、

原、

人主は諸事を周密にせざる可らず、人主が緻密にせざるときは、事泄れて、群臣は下に亂る、人主が、寂として、其行爲の端緒を示さず、內心と外事と、相通せざるときは、刑罰に逢ふと雖も、人は怨む所を知らず、闢門たる口を開かざるときは、善と不善と誰れか其由て起る所を知らん、其本原を知るものなきなり、

闢開不開　開は門なり、闢門とは、口をいふ、口を開かざるは、一言を發せざるなり、

主參

此は、衆人の言を參へ用ゆることをいふ、

一曰長目、二曰飛耳、三曰樹明、明知千里之外隱微之中、曰動姦、姦動則變更矣、

一に曰く、長目とて能く遠きを見る、二に曰く、飛耳とて、能く遠きを聞く、三に曰く、樹明とて明を立るなり、明かに千里の情態を隱微の中に知る、之を動姦と曰ふ、姦邪のもの〻心を恐れしむるなり、姦邪も恐る〻ときは、其行爲を變更す、

長目飛耳　探索するものを使ひて、千里外の事を知るをいふ、

督名

此は名に就て實を督すことをいふ、八守は主をいひて、此れ獨り督といふは、重んずる所は實に在り、名に就き、實を督す、故に督名と曰ふ、

修名督實、按實而定名、名實相生、反相爲情、名實當則治、不當則亂、名生於實、實生於德、德生於理、理生於智、智生於當、

名を修めて、實を督す、實を按して、名を定むれば、名と實と相生ず、反て情を相爲す、名と實と當れば、國家治る、名と實と當らざれば、虛名行はれ、國家亂る、

一に曰く、之を天にす、四時の季候により施す所の政令なり、二に曰く、之を地にす、土地の宜しきを度り、險阻に據り、水利を治る類なり、三に曰く、之を人にす、利害の在る所、及び人情の去就する類なり、四に曰く、上下左右前後の事には、惑を生ずるもの多し、其惑の箇處が、何れに在るか、以上の四項を、賢者に問ふ、

主因

君主は物に因り、其の自から治まるに任す、其來る所の是非に因り、賞罰を予ふ、故に主因と曰ふ、

心不爲九竅、九竅治、君不爲五官、五官治、爲善者君予之賞、爲非者君予之罰、君因其所來、因而予之則不勞矣、聖人因之、故能掌之、因之修理、故能長久、

心は人體中に在りて、耳目口鼻の七竅と下部の二竅とを治めざれども、九竅は自ら治まる、君は宮中に在りて、百官を爲めざれども、百官は自ら治まる、善を爲すものは、君之に賞を與へ、非を爲すものは君之に罰を予ふ、其來る情態に因りて、之を予ふるときは、勞せずして可なり、聖人は事物の情態に應じて、賞罰を行ふ、故に能く賞罰を掌る、此道に因りて修理す、故に國家は長久なり、

五官　木火土金水の五行に分ちたる官にして、百官のことなり、○因之修理　物に因りて、修理す、惡なる物は之を惡にし、善なるものは之を善にす、唯其物に因りて治む、

主周

主君たるものは、周密にして泄さゞるを貴ぶ、

人主不可不周、人主不周則群臣下亂、寂乎其無端也、外內不通、安知所怨、關閉不開、善否無

聽之術曰、勿望而距、勿望而許、許之則失守、距之則閉塞、高山仰之不可極也、深淵度之不可測也、神明之德正靜其極也、

君主の聽の術に曰く、惘然として、臣下の言を距ぎ退くること勿れ、惘然として、臣下の言を許す勿れ、惘然は判斷無きなり、判斷無くして、許すときは、或は守を失ふことあり、之を距げば言を閉ぢ、明を塞くことあり、高山は之を仰ぎて、極む可らず、深淵は之を度りて、測る可らず、君主は『高山深淵の如く、正しく靜にして、神明の德を持すべし、斯くして聽の至極の處に達す、

○望　望は惘なり、惘然として、詳審なるを知らざるなり、

主賞

此は君主が賞を行ふに、誠を貴ぶことを言ふ、

用賞者貴誠、用刑者貴必、刑賞信必於耳目之所見、則其所不見莫不闇化矣、誠暢乎天地、通於神明、見姦僞也、

賞を用ゆるものは、誠を貴ぶ、刑を用ゆるものは、必を貴ぶ、刑賞は我が耳目の見る所において、信に賞し、必ず罰すれば、其見ざる所のものまで、闇に化せざることなし、誠は天地に暢び、神明に通ず、姦僞を見破るにおいて、何の仔細かあらん、

主問

此は、君主の必ず賢者に問ひて行ふべきことをいふ、

一曰天之、二曰地之、三曰人之、四曰上下、左右、前後、熒惑、其處安在、

九守第五十五　雜篇

此は、主位、主明、主聽、主賞、主問、主因、主則、主參、督名の九篇に分ち、九の守るべき事を述ぶ、

主位

人君の其位を守る道をいふ、經言に近き文なり、

安徐而靜、柔節先定、虛心平意、以待須、

人の君たるものは、安らかに徐にして、心も靜なり、柔和なる節操を定めて、心を虛にし、意を平にして、臣下の言ふ所を待つ、是れ君主の位を守る道なり、

主明

此は人君が天下の耳目を用て、聰明なるをいふ、

目貴明、耳貴聰、心貴智、以天下之目視、則無不見也、以天下之耳聽、則無不聞也、以天下之心慮、則無不知也、輻湊並進、則明不塞矣、

目は明なるを貴ぶ、耳は聰なるを貴ぶ、心は智あるを貴ぶ、天下の人の目を以て視るは、世人一般に是なり非なりとする所を採りて我の視る所とするなり、之を明といふ、天下の人の耳に聽く所を取りて、我の聽く所とすれば、事として聽かざるなし、之を聽といふ、天下の人心に就いて、慮かるときは、知れざるなきなり、一人の視る所に從ひ、一人の言ふ所を聞けば、聰明を失す、天下の輻湊し並に進むを取れば、聰明は塞がらざるなり、

明不塞矣　聰明智の塞がざること、聰智を言はざるは、明の一字に兼ね含ましむるなり、

主聽

此は、君主の聽の術をいふ、

問之、掌病行於國中、以問病爲事、此之謂問病、

所謂る問病とは、凡そ首府及び都邑に皆掌病といふ役人あり、士人に病あれば、掌病は上の令を以て之を問ふ、九十以上は、一日に一問す、八十以上は二日に一問す、七十以上は三日に一問す、衆庶平民は五日に一問す、疾甚しきものは、告れば上身から之を問ふ、固より士人のみに限る、掌病は國中を行き、問病を以て事とす、此れ之を病を問ふといふ、

所謂通窮者、凡國都皆有通窮、若有窮夫婦無居處、窮賓客絶糧食、居其鄕黨、以聞者有賞、不以聞者有罰、此之謂通窮、

所謂る通窮とは、凡そ首府及び都邑には、通窮といふ役人あり、若し窮夫婦の居處なく、窮賓客の糧食を絶つもの、其鄕黨に居るものありて、其事を上に申告するものは賞與あり、申告せざるものは罰あり、此れ之を窮を救ふと謂ふ、是皆流れて乞丐に爲らんとす、故に之を恤む、

所謂振困者、歲凶庸人訾厲、多死喪、弛刑罰、赦有罪、散倉粟、以食之、此之謂振困、

所謂る振困とは、歲凶にして、下賤の人は訾み厲す、死喪するもの多し、因て刑罰を弛べて、有罪を赦し、倉粟を散じて之を養ふ、此れ之を困を救ふと謂ふ、

○訾厲　訾は疵と通ず、病なり、厲は疫なり、

所謂接絶者、士民死上事、死戰事、使其知識故人受資於上、而祠之、此之謂接絶也、

所謂る接絶とは、士民の君上の事の爲に死し、又は戰爭に死し、其知識故人に資財を上より受けて、之を祠らしむ、此れ之を絶えたるを接ぐといふ、

を恤むと謂ふ、

膌胜　膌は瘠に同じ、ヤセルこと、胜は膏なり肥るものは、膏多し、故に肥を謂て、胜と爲す、

所謂養疾者、凡國都皆有掌養疾、聾、盲、瘖、啞、跛、躄、偏枯、握遞、不耐自生者、上收而養之疾官、而衣食之、殊身而後止、此之謂養疾、

所謂る養疾とは、凡そ首府及び都邑には、皆掌養疾といふ官あり、聾盲瘖啞跛躄偏枯の半身不隨なるもの、握遞とて、五指の屈曲して伸びざるもの、是等の自ら生活するに耐へざるものは、上より收めて、之を疾官といふ病院に入る、而して之に衣食を與へ、身死して後に止む、此れ之を疾を養ふと謂ふ、

偏枯　偏は偏に作るべし、半身の枯槁したるもの、今の半中風なり、○疾官　唐には病坊と曰ふ、今の病院なり、○殊身　殊絶とて、死のことをいふ、

所謂合獨者、凡國都皆有掌媒、丈夫無妻曰鰥、婦人無夫曰寡、取鰥寡而合和之、予田宅而家室之、三年然後事之、此之謂合獨、

所謂る合獨とは、凡そ首府及び都邑には、皆掌媒といふ役人あり、丈夫の妻なきを鰥と曰ひ、婦人の夫なきを寡といふ、鰥寡を取り、之を合和す、而して之に田宅を予へて、之に家室を有たしむ、三年にして、然る後に、之を役に使ふ、此れ之を獨を合はすといふ、

所謂問疾者、凡國都皆有掌病、士人有病者、掌病以上令問之、九十以上日一問、八十以上二日一問、七十以上三日一問、衆庶五日一問、疾甚者以告、上身

士民有子、子有幼弱不勝養爲累者、有三幼者無婦征、四幼者盡家無征、五幼又予之葆、受二人之食、能事而後止、此之謂慈幼、

所謂る幼者を慈しむとは、凡そ首府及び都邑には、掌幼といふ役人あり、士民の子の幼弱にして、養ふに勝へざる累を爲すものあれば、之を掌幼に告ぐ、三人の幼兒あるものは、婦人の税を免ず、四人の幼者あれば、全家征税なし、五人の幼者あるは、保母を予へて、母と保母との二人の食を給す、幼兒の成長して、自ら食ひ、衣を着て帶を結ぶに至れば、之を止む、此れ之を慈幼と謂ふ、

○婦征　婦人の征とは、布帛を税すること、○予之葆　保母を附けるなり、葆は保と同じ、

所謂恤孤者、凡國都皆有掌孤、士人死、子孤幼、無父母所養、不能自生者、屬之其鄉黨知識故人、養一孤者、一子無征、養二孤者、二子無征、養三孤者盡家無征、掌孤數行問之、必知其食飮飢寒身之膌胜、而哀憐之、此之謂恤孤、

所謂る孤を恤むとは、凡そ首府及び都邑には、皆掌孤といふ官吏あり、士人死し、其子孤幼にして、父母の養ふ所のものなきは、之を其鄉黨の知識者、即ち死したる士人を知るもの、又は故人に屬託して養はしむ、一人の孤を養ふものは、其一子の力役を免じ、二人の孤を養ふものは、其二子の力役を免ず、三孤を養ふものは、全家の征税を免ず、又掌孤の官は必ず數〻行て之を問ひ、其飮食や、飢寒等の事より其身體の瘠たるか肥たるかを吟味して、之を哀憐せしむ、此れ之を孤

入國第五十四　雜篇

此は、始て國を有ち、其首都に入りて政治を行ふことを述ぶ、

入國四旬、五行九惠之教、一曰、老老、二曰慈幼、三曰恤孤、四曰養疾、五曰合獨、六曰問疾、七曰通窮、八曰振困、九曰接絕、

始て國を得て、其首都に入る、四十日にして、中央及び四境に、九の惠政を行ふ、一に曰く、老人を老人として、之を尊ぶ、二に曰く、幼者を慈しむ、三に曰く、孤を恤む、四に曰く、疾あるものを養ふ、五に曰く、獨なるものに、配合を爲さしむ、六に曰く、疾あるものを問はしむ、七に曰く窮するものを通達せしむ、八に曰く、困難なるものを振ふ、九に曰く、絕えたる家を接がしむ、

所謂老老者、凡國都皆有掌老、年七十已上、一子無征、三月有饋肉、八十已上、二子無征、月有饋食、九十已上、盡家無征、日有酒肉、死上共棺槨、勸子弟、精膳食、問所欲、求所嗜、此之謂老老、

所謂る老人を老人とするものは、凡そ首府及び都邑には、掌老といふ役人ありて、老人の事を掌どる、年七十以上になるものは、其子一人は力役に征くことを免ず、三月毎には官より肉を饋る、八十以上は、其子二人は、力役に征くことを免除し、月々に食を饋る、九十以上は、全家の子弟力役を免除す、日々に官より酒と肉とを送る、死するときは、上より棺槨を供せらる、其生存中は、子弟に勸めて膳食を精選し、欲する所を問ひ、嗜む所のものを求めしむ、此れ之を老を老とすといふ、

棺槨　內箱を棺といひ、棺の外箱を槨といふ、

所謂慈幼者、凡國都皆有掌幼、

に貨賂を厚くすれば、敵情を得ること深かるべし、其身は敵國内に在りて、其情は國外に在り、故に其國の事は備さに知るを得べし、三に曰く、敵の淫樂するに任せて、其心を廣く侈らしめ、之に遺るに竽琴や美人を以てし、其智慧を塞ぎ、又遺くるに諂臣や文馬を以てし、其耳目を欺く、智慧も耳目も、蔽塞すれば、敗亡すべし、

四曰、必深親之、如典之同生、陰内辨士、使圖其計、内勇士、使高其氣、内人他國、使倍其約絕其使、拂其意、是必士鬪、兩國相敵、必承其弊、

四に曰く、必ず深く敵國に親しみて、之と生を同くするが如くし、陰かに辯士を内れて、其計畫する所を圖らしめ、又勇士を内れて、勇强の事を論じ、其氣を高くせしめ、又人を他國の敵國と契約する所に入れて、其約を倍き、其使者を拒絕し、其意に拂らしめば、是れ必ず鬪を事とせん、兩國相敵すれば、我は其兩國の困弊したるに乘じて、之を伐つべし、

如典之同生　典は與の誤りなり、士鬪　鬪爭を事とすること、士は事なり、

五曰、深察其謀、謹其忠臣、揆其所使、令内不信、使有離意、離氣不能令、必内自賊、忠臣已死、故政可奪、此五者謀功之道也、

五に曰く、深く其敵國の謀る所を察し、其忠臣を敬して、其使ふ所を揆り知り、厚く之に賂を遺りて、離間策を施し、内に相信ぜざらしめ、互に離隔の意あらしむ、離氣あれば、令すること能はず、必ず内に自ら賊害するに至る、忠臣已に死せば、復た君の爲に、力を盡すものなし、故に其國は奪ふべし、此の五の者は、功を謀る道なり、

故に善く治るものは、必ず先づ其田の多少を知りて、其人の貧富を知るなり、田地備はり、然る後に、人民をして、十分に滿足することを得しむべし、田地なければ商賈を事として、不正の民となるなり、

凡有天下者、以情伐者帝、以事伐者王、以政伐者霸、而謀有功者五、一曰、視其所愛、以分其威、一人兩心、其內必衰、也臣不用、其國可危、

凡そ天下を有つもの、道に循ひ德を施して、人情をして爭ひ服せしむれば、天下の人民は皆我が赤子のごとし、誰か敢て我と敵せん、是れ情を以て伐つもの故に、能く帝となる、凡そ爲す所の事は、內外大小盡く善ならざるなし、敵國の人民も悅びて之に服す、是れ事を以て伐つもの、故に、能く王となる、其事は盡く善ならずといへども、其政は遠く敵國に勝る、是れ政を以て伐つもの、故に、能く天下の霸となる、以上は皆內を治めて、外に勝つ、此の以下は專ら外を謀るなり、其謀ごとに功あるもの五つあり、一に曰く、其愛する所を視て、其威を分たしむ、敵國の君、其愛する所の大臣の威を分つときは、其臣たるもの信疑相半ばし、一人兩心となるゆゑに、一心に君に事ふる能はずして、其才必ず衰ふ、君は既に世臣を用ひざれば、人々其力を竭さず、故に國を危くすべきなり、

分其威　威勢を分けて減ぜしむ、○也臣不用　也の字は、世の字の誤なり、世臣とは世々忠勤する臣をいふ、

二曰、視其陰所憎、厚其貨賂、得情可深、身內情外、其國可知、三曰、聽其淫樂、以廣其心、遺以竽瑟美人、以塞其內、遺以諂臣文馬、以蔽其外、外內蔽塞、可以成敗、

二に曰く、其敵國の君が陰に憎む所の臣を視て、其臣

夫民之所生、衣與食也、食之所生、水與土也、所以富民有要、食民有率、率三十畝而足於卒歲、歲兼美惡、畝取一石、則人有三十石、果蓏素食當十石、糠粃六畜當十石、則人有五十石、布帛麻絲旁入奇利、未在其中也、

夫れ人民の生活する所は、衣と食となり、食の生ずる所は、水と土となり、人民を富ます所以は要あり、民を食ふは率あり、率は一人にして、三十畝あれば歲を卒ふるに足る、歲は美惡を兼ね、豐凶を平均にして、一畝に一石を取れば、一人に三十石あり、其他に果瓜の類の素食するもの、十石に當る、糠粃鷄豚の類も十石に當れば、一人に五十石あり、布帛麻絲の旁入する奇利は、其中にあらざるなり、

畝取一石　一畝は三十歩にして、一石は我邦の八升九合八勺二撮奇となる、○旁入奇利　旁より入る、餘業のこと、奇は零なり、一定の收入にあらざるゆゑに奇利といふなり、

故國有餘藏、民有餘食、夫錣鈞者所以多寡、權衡者所以視重輕也、戶籍田結者、所以知貧富之不訾也、

故に國に餘りの蓄藏あり、民に餘りの食あり、夫れ算盤は、多寡を量る所以なり、權衡は輕重を視る所以なり、戶籍と地劵とは、貧富の貲られざるを知る所以なり、

錣鈞　錣は籌といひ、鈞は平均するをいふ、今の算盤の如きもの、○田結　田の要結を見る、田簿といひて、土地臺帳のことなり、○不訾　計りがたきなり、

故善者必先知其田、乃知其人、田備然後民可足也、

備追之憂、故主政可往於民、民心可繫於主、

蓋し國に私勇の多きは、公戰に怯るゆゑに、兵は弱なり官吏に私智の多きは、自分の事を營みて、公事に背く、ゆゑに法亂る、人民に私利の多きは、我家を富すに勤むるゆゑに、國家は貧なり、故に君たる德は、博く厚くするに若くはなし、博厚なれば、人民を感ぜしむる深くして、國家の爲に死せしむるに足る、賞罰は必ず成すに若くはなし、人民をして之を信ぜしむればなり、夫れ善く人民を養ふものは、城郭の堅固を以てするにあらず、之を輔け治るには、什長を以てす、即ち十家の長なり、之を伺察するには、伍長を以てす、伍家の中に惡人なし、其人は皆里中に住するのみ、他より寄寓したるものなし、里中には、他人の家を賃借するものなし、故に逃亡するものも匿るゝ所なく、引越すものも容るゝ所なし、上より人民に求めざるに、人民自ら約結して、惡事を爲さず、招かずして、他國より懷き來る人民あり、官は之を受け入れて、廛を與ふ、故に人民に流浪逃亡の意なく、官吏には、追捕に備ふる卒を置く憂なし、故に主君の命令は、人民に往き達すべく、人民の心は、君主に繫屬すべきなり、

司之以伍　里中の家を五家づゝ一組とし、二伍を什とし、夫々に長を置く、伍長は伍家の人を伺ひ察し、惡事を爲すを禁ず、什長は二伍中の人を察す、司は伺なり、

夫法之制民也、猶陶之於埴、冶之於金也、故審利害之所在、民之去就如火之於燥濕、水之於高下、

夫れ法律を以て、人民を制治するや、陶器師の埴土に於る、鍛冶の金に於るがごとし、方圓曲直自由に之を制す、人民の風俗質直となるも、浮薄となるも、法政に由りて、制せらる、人民の去就は、火の燥けると濕ふとに於ける如く、水の高下に於ける如し故に、利害の在る所を審かにすべきなり、利あるときは就き、害あるときは去るべし、

穀實、草木美多、六畜蕃息、國富兵强、民材而命行、內無煩擾之政、外無强敵之患也、

斯くして四時の事備はりて、民の功は百倍す、故に春は仁に、夏は忠に、秋は急に、冬は閉づ、天の時に順ひ地の宜しきに從ひ、人の和を敬ふ、故に風雨時あり、五穀は實り、草木は美しく多く、牛馬羊豚鷄狗は蕃息す、國富み、兵强く、民は材藝ありて、令すれば行はる、內に煩擾の政なく、外に强敵の患なきなり、約地之宜　地味の宜しきものに、違はざるをいふ、例へば此地は米に宜し、此田は菽に宜しといふ類なり、〇忠人之和　人心の和順なるを敬す、內心に之を重んずることをいふ、

夫動靜順、然後和也、不失其時、然後富、不失其法、然後治、故國不虛富、民不虛治、不治而昌、不亂而亡者、自古至今未嘗有也、

夫れ動靜の理に順ひて、然る後に和平なり、其時を失はず、耕作豐熟す、然る後に富む、其法を失はずして、然る後に治る、故に國は、理由無くして富むに非ず、民は理由無くして治まるに非ず、治らずして昌隆に、亂れずして滅亡するものは、古より今に至るまで、未だ嘗て有らざるなり、

故國多私勇者、其兵弱、吏多私智者、其法亂、民多私利者、其國貧、故德莫若博厚、使民死之、賞罰莫若必成、使民信之、夫善牧民者、非以城郭也、輔之以什、司之以伍、伍無非其人、人無非其里、里無非其家、故奔亡者無所匿、遷徙者無所容、不求而約、不召而來、故民無流亡之意、吏無

生長を、蕃殖せしむる所以なり、
抒　井を汲み出すこと、○毋夭英　英は草木の春生じたる芽なり、○毋拊竽　竽は、芋の誤なり、芋とは、草の茂りなり、

賜鰥寡、振孤獨、貸無種、與無賦、所以勸弱民、發五正、赦薄罪、出拘民、解仇讎、所以建時功施生穀也、

老て妻なきものと、老て夫なきものとに、物を賜ひ、父なき子と、一人ものとを救ひ、穀物の種なき民に、種を貸し、賦税上納の物なき民に、物を與ふ、是は貧弱の民を勸め勵ます所以なり、五行の政を發し、薄き罪あるものを赦し、拘留せる民を出し、仇讎の怨あるを和解せしむ、是は春時の功を建てゝ、百物の生ずるを擴張する所以なり、
五正　木火土金水に關する政をいふ、即ち政府百官の職務なり、

夏賞五德、滿爵祿、遷官位、禮孝弟、復賢力、所以勸功也、秋行五刑、誅大罪、所以禁淫邪止盜賊、冬收五藏、最萬物、所以內作民也、

夏は、仁義禮智信の德あるものを賞し、爵位俸祿を滿たしめ、官位を遷し、孝弟の行ひあるものを禮遇し、賢にして勤むるものには、諸税を免除す、是は人民の功を勸むる所以也、秋は黥劓刖宮死の刑を行ひ、大罪あるものを誅す、是は淫邪の行ひを禁制し、盜賊を防止する所以也、冬は五穀の蓄藏を收め、萬物を聚む、是は民をして、室内に寒を避けて、作業せしむる所以也、
復賢力　復は免除なり、○最は聚なり、

四時事備、而民功百倍矣、故春仁、夏忠、秋急、冬閉、順天之時、約地之宜、忠人之和、故風雨時、五

るが如く、形なく聲なくして唯其成るを見る、是れ誠意を以て、自然に感通するのみ、

夫爲國之本、得天之時、而爲經、得人之心、而爲紀、法令爲維綱、吏爲綱罟、什伍以爲行列、賞誅爲文武、繕農具當器械、耕農當攻戰、推引銚耨、以當劍戟、被蓑以當鎧鐳、菹笠以當盾櫓、故耕器具則戰器備、農事習則功戰巧矣、

夫れ國を爲る本は、天の時を得て、經とし、人の心を得て紀となし、法令を維綱となし、吏人を網罟と爲し、什伍の編民を行列と爲し、賞誅の權を文武とし、農具を繕ひて兵器となし、耕農を攻戰に當て、銚耨を推し引きて劍戟に當て、蓑を被りて 鎧鐳に當て、菹笠を以て盾櫓に當つ、故に耕器具はれば、戰器備はる、農事を習へば、功戰も巧みなり、

銚耨　銚は鋤の類にして、耨は草刈器、○功戰巧矣　攻戰の巧みなるをいふ、功は攻に作るべし、

當春三月、萩室熯造、鑽燧易火、杼井易水、所以去玆毒也、擧春祭、塞久禱、以魚爲牲、以糱爲酒相召、所以屬親戚也、毋殺畜生、毋拊卵、毋伐木、毋夭英、毋拊竿、所以息百長也、

春の三月に當りては、室に萩を燒きて、竈を熯かし、燧を鑽りて、火を易へ、井を汲みて、水を易ふ、是は滋長する毒を去る所以なり、春の祭を擧げて、久しく禱ることとの報祭を爲し、魚を以て牲となし、糱を以て酒を爲り、相召集るは親戚のものを屬むる所以なり、畜生を殺すことなく、卵を拊ち破ることなく、木の長せんとするを伐ることなく、草木の初生を夭折することなく、草の盛なるを拊ち折ることなし、是は百物の

者圍之以害、牽之以利、能利害者、財多而過寡矣、

故に凡そ國の治亂の情は、皆君上たるものより始まる、君明なれば治まり、暗ければ亂る、故に善く國を治る者は、人民の害となる所は之を圍ぎ、人民の利となる所は之を牽きて進む、能く利を致し、害を除くものは、財多くして、過は寡少なり、

夫凡人之情見利莫能勿就、見害莫能勿避、其商人通賈、倍道兼行、夜以續日、千里而不遠者、利在前也、漁人之入海、海深萬仭、就波逆流、乘危百里、宿夜不出者、利在水也、故利之所在、雖千仭之山、無所不上、深源之下、無所不入焉、

夫れ凡そ人の情は、利を見て能く就く、害を見て能く避く、其商人の通賈するに道を倍して、晝夜兼行し、千里も遠しとせざるものは、利益の前に在ればなり、漁人の海に入る、海の深きこと萬仭にして、波に就き、流に逆ひ、危きに乘ずる百里なるに、宿夜出でずして、水に入るは、利益の水に在ればなり、故に利の在る所は、千仭の山といへども、上らざるなく、深源の下も、入らざる所なきなり、

倍道兼行　十里の日程を二十里として、日夜に旅行すること、○宿夜　一夜のことをいふ、

故善者勢利之在、而民自美安、不推而往、不引而來、不煩不擾、而民自富、如鳥之覆卵、無形無聲而唯見其成、

故に善く國を治るものは、勢の赴く所と、利の存する所とを知り、民に指示するゆゑに、人民は自ら善に移りて、安寧なり、推さずして往き、引かずして來り、煩はさず擾さずして、人民自ら富む、鳥の卵を覆ひ溫む

則、耳目穀、衣食足、耳目穀、衣食足則侵爭不生、怨怒無有、上下相親、兵及不用矣、故適身行義、儉約恭敬、其唯無福、禍亦不來矣、

故に意思の決定して、氣情の爲に惑はざるときは、耳目は穀して、聰明となる、衣食足るときは、侵し爭ふこと生ぜず、怨み怒ることも無し、上下相親みて、兵及を用ひず、故に身を適て、義を行ふ、儉約にし、恭敬なれば、福は無しといへども、禍も來らざるなり、

氣情不營　氣も情も惑ひ迷ふことなし、營は惑ふことなり、○適身　適は謫と通じ用ゆ、責ると訓ず、身を責るとは、心の內に自ら訟るなり、○其唯無福　唯は雖と讀む、

驕傲侈泰、離度絕理、其唯無禍、福亦不至矣、是故、君子上觀絕理者、以自恐也、下觀不及者、以自隱也、

驕奢にして、法度を離れ、才氣あるも、道理に背きたるは、禍なしといへども、福も來らず、是の故に、君子は上に理を絕つものを觀て、自ら恐れ、下に才氣なき、及ばざるものを觀て、自ら隱む、

驕傲侈泰　驕傲は、尊大なる容貌なり、侈泰は費用を惜まず、物貨を贅澤にすることなり、

故曰、譽不虛出、而患不獨生、福不擇家、禍不索人、此之謂也、能以所聞、瞻察則、事必明矣、

故に曰く、譽は理由無くして出づるに非ず、患ひも獨り生ずるに非ず、福の來るは家を擇ばず、善を行へば來る、禍の來るも、人を求めず、惡を爲せば至る、此は前章の理を謂ふなり、能く其嘗て聞く所の道を以て、之を視察すれば、事理は明白となる、

故凡治亂之情、皆道上始、故善

然後賢不肖之形見也、

夫れ凡庸の人は、多く外物を營みて、其力を苦しめ、其心を勞す、故に困んで贍らざるなり、大なるものは、其國を失ふ、小なるものは、其身を危くす、凡そ人の情は、欲する所を得ば樂しむ、惡む所に逢へば憂ふ、此れ貴賤の同く有る所なり、之を近くれば欲するなき能はず、之を遠ざくれば忘るるなき能はず、人情は皆然り、而して好惡は人に由りて同じからず、各欲する所ありて、安危異なり、然る後に、賢と愚との形は見はるゝなり、欲する所の道に合ふときは、安くして賢なり、道に違へば、危くして愚なり、

安危異焉　理に合ひて欲すれば、安し、理に背きて欲すれば危し、

夫物有多寡、而情不能等、事有成敗、而意不能同、行有進退、而力不能兩也、故立身於中、養有節、宮室足以避燥濕、食飲足以和血氣、衣服足以適寒溫、禮義足以別貴賤、游虞足以發歡欣、棺槨足以朽骨、衣衾足以朽肉、墳墓足以道記、不爲無補之功、不爲無益之事、

夫れ物には多きと寡きとありて、情は均等なる能はず、物の寡きものを欲して、爭は起る、事に成敗ありて、意同じき能はず、或は成るを以て敗とし、或は敗を以て成となす、行にも進退ありて、力は此兩者を兼る能はず、故に身を多寡成敗進退の中間に立てゝ、養ふに節度あり、宮室は燥濕を避くるに足り、食飲は血氣を和ぐるに足り、衣服は寒溫に適するに足り、禮義は貴賤を別つに足り、游虞は歡欣を發するに足り、棺槨は骨を朽らすに足り、衣衾は肉を朽すに足り、墳墓は記憶するに足る、此の如くして可なり、補ひなき功を爲さず、益なき事を爲さず、

故意定而不營氣情、氣情不營、

衆民不能成、不攻不備、當今爲愚人、

夫れ公けに加ふる所は罪重きも、下民に怨む氣なし、私に加ふる所は賞與多額なるも、士は爲に歡ばず、法を行ひて、道に中らざるは、衆民も之に順ふ能はず、擧錯の理に當らざるは、衆民も成す能はず、道を攻めず、法を備へざるは、命けて愚人と爲すべし、

當今爲愚人　今は命の誤なり、

故聖人之制事也、能節宮室、適車輿、以實藏、則國必富、位必尊、能適衣服、去玩好、以奉本而用必贍、身必安矣、能移無益之事、無補之費、通幣行禮、而黨必多、交必親矣、

故に聖人の事を制するや、能く宮室を節約し、車輿を適宜にして、藏蓄を滿せば、國家は必ず富む、位は必ず尊し、能く衣服を適當にして、玩好の物を去り、農を奉ずれば、財用は必ず贍ひて、身は必ず安泰なり、能く無益なる事と、補ひならざる費用とを移して、之を幣を通じ、禮を行ふに用ゆれば、黨與は必ず多く、交際は必ず親しかるべし、

實藏　貯藏を充實す、○奉本　農業を重んず、○通幣　聘問を隣國に通ず、○黨必多　與國の多くなること、

夫衆人者多營於物、而苦其力、勞其心、故困而不贍、大者以失其國、小者以危其身、凡人之情得所欲則樂、逢所惡則憂、此貴賤之所同有也、近之不能無欲、遠之不能勿忘、人情皆然、而好惡不同、各有所欲、而安危異焉、

所縣命也、故明王愼之、不爲親戚故貴易其法、吏不敢以長官威嚴危其命、民不以珠玉重寶犯其禁、

夫れ不法なるものあれば、法を以て之を正すゆゑに治る、法は、天下の表準なり、疑を決して是と非とを明にする所以なり、百姓の生命の懸る所なり、故に賢明の君は法を愼む、親戚故舊貴顯の爲に、其法を易へず、官吏は、長官の威嚴に屈せず、君の命令を亂さず、人民は、珠玉や重寶を賄賂にせず、法禁を犯さず、

故主上視法嚴於親戚、吏之擧令敬於師長、民之承教、重於神寶、故法立而不用、刑設而不行也、

故に主上の法を視ることは、親戚よりも尊く、官吏の法令を擧げ行ふは、師匠長者よりも敬す、人民の敎命を承るは、鬼神や寶玉よりも重んず、故に法は立つも用ふるを要せず、刑は設くるも行ふを要せず、

夫施功而不鈞、位雖高爲用者少、赦罪而不一德、雖厚不譽者多、擧事而不時、力雖盡其功不成、刑賞不當、斷斬雖多、其暴不禁、

夫れ有功者に恩を施し、偏頗あるときは、其人の位は高きも、怨む者あり、用を爲すものは、少し、罪あるを赦して、德を專一にせざるときは、德は厚きも、譽めざるもの多し、事を擧げて、時に適せざるは、力を盡すも、其功成らず、刑罰賞與の宜しきに中らざるは、斷頭斬殺多きも、暴逆なる、人民を禁止する、能はず、

夫公之所加罪雖重、下無怨氣、私之所加、賞雖多、士不爲歡、行法不道、衆民不能順、擧錯不當、

め、其の利益とすることに從事せしめ、其善くする所において賞與し、其惡とする所に罰す、人民を餘財ある富に至らしめ、官を信せしむ、人民の誅すべきものなきに至りて、官の成功とす、

居民於其所樂 此以下六句にして、上の四句は民に就て、之を謂ひ、下の二句は民を治るものに就ていふ、

於下無誅者必誅者也、有誅者不必誅者也、以有刑至無刑者、其法易而民全、以無刑至有刑者、其刑煩而姦多、

下民において、誅すべきもののなきは、罪を必誅するもののゆゑに、民畏れて非を爲さゞるなり、下民に誅すべきもののあるは、罪あるも、或は誅し、或は誅せず、誅の必定せざるゆゑに、罪を犯すものありて、誅す可きなり、刑あるより、刑なきに至るは、其法の平易にして、民の德全ければなり、刑するなきより、刑するあるに至るは、其刑の煩はしくして、姦の多ければなり、

夫先易者後難、先難而後易、萬物盡然、明王知其然、故必誅而不赦、必賞而不遷者、非喜予而樂其殺也、所以爲人致利除害也、於以養老長幼完活萬民莫明焉、

夫れ先に易きものは、後に難し、先に難くして、後に易し、萬物盡く然り、賢明の君は其然るを知る、故に必誅して赦さず、必賞して遷らず、賞罰を嚴正にするものは、賞を與るを喜ぶに非ず、刑殺を樂しむにあらず、是れ人民の爲に利益をなして、禍害を除く所以なり、蓋し老人を養ひ、幼者を長じ、萬民を完く活すは、賞罰を必するを至要とす、此より明かなる法なし、

夫不法、法則治、法者天下之儀也、所以決疑而明是非也、百姓

禁藏於胸脇之内、而禍避於萬里之外、能以此制彼者、唯能以己知人者也、

禁は、彼を禁じて爲さしめざることをいふ、我を度りて、彼を察するときは、事情の隱るものなし、故に禁ずる心を、胸脇の内に藏めて、禍を萬里の外に避けしむ、能く此の身を以て、彼の姦を制するは、唯だ能く我を以て、人を知るに由る、

夫冬日之不濫、非愛氷也、夏日之不煬、非愛火也、爲不適於身便於體也、夫明王不美宮室、不喜小也、不聽鍾鼓、非惡樂也、爲其傷於本事而妨教也、

夫れ、冬日の河水に氷を浮べて、其氾濫を求めざるは、氷を惜むにあらず、夏日の炎天に、火を燃して、其暑熱を求めざるは、火を惜むにあらず、極寒極熱は、人體に便ならざるを以てなり、故に、己を以て、人を知るは、此道に由る、夫れ賢明の王が、宮室を美麗にせざるは、小なるを喜ぶにあらず、鍾鼓の音を聽かざるは、音樂を惡むにはあらず、本事の農業を傷けて、教化の妨げとなるが爲めなり、人々宮室を美にして、音樂を事とすれば、豈に農を事とし、教に從ふものあらんや、

非愛氷也　愛は惜んで用ひざるをいふ、仁愛の謂にあらざるなり、

故先愼於己而後彼、官亦愼内、而後外、民亦務本而去末、居民於其所樂、事之於其所利、賞之於其所善、罰之於其所惡、信之於其所餘財、功之於其所無誅、

故に先づ我の身を愼みて、彼の人を後にす、官においても、内行を愼みて、外功を後にす、民においても、農を務めて、商賣を去らしむ、人民を其樂む所に居らし

愚臣は、人民に對して、深く罪し、厚く罰するを行ひと爲す、租税を重くして、君を悅ばす道を、上計とす、身は憎まるゝも、其謗は君に歸せしむ、故に記に之を稱して曰く、愚忠にして、讒賊と、此れ之を謂ふなり、

兌道　兌は悅に爲るべし、君を喜ばす道なり、

姦臣、痛言人情、以驚主、開罪黨以爲讎、除讎則罪不辜、罪不辜則與讎居、故善言可惡、以自信而主失親、

姦臣は、痛く人情を言ひて、君主の心を驚かし、罪黨の名を開き創めて、之を讎となし、讎を除ふを名として、不辜のものを罪し、不辜を罪するときは、人皆我を讎とす、故に我と與に居る所のものは、讎となる、故に我は善く巧に、人の惡事を言ひて、自ら信を、君に取る、而して君は讎の怨を受くるに至る、

亂臣自爲辭功祿、明爲下請厚賞、居爲非母、動爲善棟、以非買名、以是傷上、而衆人不知、之謂微攻、

亂臣は、自ら佯り功祿を辭退して、名譽を取り、明白に臣下の爲に厚賞を請ひて、衆の人望を取る、平居無事の日には、衆人過失の主母となり、我の過失として、衆人と庇ひ、動きて事を起すときには、自ら善者の棟梁となりて、功を我に取る、過失の主母となるは、我名譽を買ふなり、善者の棟梁となるは、我功を誇りて、君上の德を損するなり、而して衆人之を知らず、此亂臣を賢明の人と思惟す、之を隱微の間に、君を攻むるといふ、

七主は、申主、惠主、侵主、亡主、勞主、振主、芒主、なり、七臣は、法臣、飾臣、侵臣、諂臣、愚臣、姦臣、亂臣、なり、而して、申主と法臣とは、正道を得たるものとす、

禁藏第五十三　雜篇四

此篇は法禁を胸中に藏むることを陳す、

佼反而行私請、

飾臣は虚名を飾る臣にて、親貴の人に勝ちて、剛直の名を取り、爵祿を求むるに無欲にして、高尚と爲す、名を好むときは、實なく、高尚を事とすれば、御す可らず、故に記に曰く、實なければ勢なし、轡を失へば、馬は焉んぞ制せん、馬を制するは轡を以てす、臣を制するには祿を以てす、侵臣は好みて法令を侵し、小察を事とし、法令を屈折して、事を行ひ、理に背き、情緣に由りて官途を取る、

○恬は、靜にして慾無きなり、○佼反　佼狠とて、悖りて人に順はず、反して理に從はず、○行私請　私に請ひ謁げて內密に人に囑託するなり、

故私道行則法度侵、刑法繁則姦不禁、主嚴誅則失民心、亂臣多造鍾鼓、衆飾婦女、以惛上、故上惛、則隙不計、而司聲直祿、是以諂臣貴、而法臣賤、此之謂微孤、

故に侵臣が志を得て私道の行はるゝときは、法度も私道の爲に侵さる、刑法繁雜となれば、姦邪は却て增して、禁ずるを得ず、上の恩德に服せざればなり、君主嚴重に、誅罰するときは、人民の心を失ふ、諂臣は、多く鍾鼓を造りて、音樂を盛にし、婦女を衆く飾り粧ひて、上の心を惛ます、故に上の心惛くなれば、敵國の隙あるも之を計らず、四方の風聲を探索する役人も、唯祿を受くるのみにて、其職を盡さず、是を以て諂諛の臣は貴くして、法律を守る臣は賤しくなる、此れ之を國君微弱にして、孤立なりといふ、

○亂臣　諂臣の誤なり、

愚臣深罪厚罰以爲行、重賦斂、多兌道、以爲上、使身見憎、而主受其謗、故記稱之曰、愚忠讒賊此之謂也、

立必勝之罰、故民知所必就而知所必去、推則往、召則來、如墜重於高、如瀆水於地、

夫れ君上が本たる道を好めば、端正なる士は、進みて君の前に在り、君上が利を好めば、毀譽する士は、君の側に在り、君上が多く喜び善く賞するも、臣下の功に隨はざるときは、士は用を爲さず、數〻重き法を出して其罪に勝たず、罪より刑の輕きときは、姦邪は止まず、賢明の君は其然るを知るゆゑに、必然の政を現はし、必勝の罰を立つ、故に人民は必ず就く所を知りて、必ず去る所を知る、推せば往き、招けば來る、其速なることは、重きものを高きより墜すが如く、地に溝を掘りて水を引くが如し、

故法不煩而、吏不勞、民無犯禁、故有百姓、無怨於上、上亦法臣、法、斷名決、無誹譽、故君法則主位安、臣法則貨賂止、而民無姦、嗚呼、美哉名斷言澤、

故に法は煩はさずして、役人も勞せず、人民に禁を犯すものなし、故に百姓を有つて、上を怨むものなし、上も臣の守る所の法を以て、法として、其職分を亂さず、諸般の事は、先づ其名を斷め、其名によりて、決するゆゑに、人は誹らず、譽めず、故に君に法あれば、主位は安泰にして、臣に法あれば貨賂は止む、人民に姦なるものなし、嗚呼、美なるかな、名に因り斷ずれば、言も順和にして、解し易し、

斷名決　其名分を明にして、決斷す、其名が臣なれば、臣たる行爲を以てすべきに、君の行爲を爲すは、罪となる、○言澤　澤は釋に通ず、

飾臣克親貴、以爲名、恬爵祿、以爲高、好名則無實、爲高則不御、故記曰、無實則無勢、失轡則馬焉制、侵臣事小察、以折法令、好

所以定分止爭也、令者所以令人知事也、法律政令者、吏民規矩繩墨也、

夫れ法は功を興し、暴を懼す所以なり、律は分限を定めて、爭を止むる所以なり、令は人をして、事を知らしむる所以なり、故に法律政令は、吏民の守るべき規矩繩墨なり、

○○○○
規矩繩墨　規は圓形を作り、矩は方形を作り、繩は、曲直を度り、墨は平直を度る、

夫矩不正、不可以求方、繩不信、不可以求直、法令者君臣之所共立也、權勢者人主之所獨守也、故人主失守則危、臣吏失守則亂、罪決於吏則治、權斷於主則威、民信其法則親、是故明王審法愼權、下上有分、夫凡私之所起、必生於主、

夫れ矩は正しからざれば、以て方を求む可らず、繩は信ひざれは、以て直を求む可らず、法令は君臣の共に立る所なり、權勢は人主の獨り守る所なり、故に人主は守を失へば危し、臣吏は守りを失へば亂る、罪は官吏において決すれば法行はれ、權は人主において斷行すれば威勢あり、人民其法を信ずるときは、親和す、是故に賢明の王は、法を審かにし、權を愼しむ、上下分あり、蓋し凡ての私心は、必ず上より生ず、人主たるものは、私心を挾むべからず、

夫上好本、則端正之士在前、上好利、則毀譽之士在側、上多喜善賞、不隨其功、則士不爲用、數出重法、而不克其罪、則姦不爲止、明王知其然、故見必然之政、

折樹、火暴焚、地燋草、天冬雷、地冬霆、草木夏落、而秋榮、蟄蟲不藏、宜死者生、宜蟄者鳴、苴多騰蟇、山多蟲螟、六畜不蕃、民多夭死、國貧法亂、逆氣下生、

故に、前述の如き禁制を、春の政に禁ぜざれば、百物の成長するもの生育せず、夏政に禁ぜざれば、五穀成熟せず、秋政に禁ぜざれば、姦邪多くして害を成す、冬の政に禁ぜざれば、地氣收藏せず、此の四の者を倶に犯せば、陰陽の氣和せず、風雨も時あらず、大水は州を漂はし、縣を流す、大風は屋を漂はし、樹を吹き折る、火ありて暴かに焚け、地には草を燋す、天も冬に雷鳴あり、地は冬に霆あり、草木は夏に凋落して、秋に榮え、蟄蟲も地に藏れず、死すべきもの反て生じ、蟄すべきもの鳴く、苴には騰蟇とて葉を食ふ蟲多く、山には蟲螟とて、根を食ふ蟲多し、馬牛羊豚雞狗も蕃息せず、人民には夭死多く、國は貧にして、法度亂れ、逆氣下に生ず、

故曰臺榭相望者、亡國之廡也、馳車充國者追寇之馬也、羽劒珠飾者斬生之斧也、文采纂組者燔功之窰也、明王知其然、故遠而不近也、能去此取彼、則人主道備矣、

故に曰く、臺樹の相望みて、多くあるは、國を亡す廡なり、馳車の國に充るは、敵に從ふ馬なり、旗旌の羽の飾りあるもの、劒の珠にて飾るものは、我の生命を斬る斧鉞なり、文采ある組絲の飾りは、功業を燔く窰なり、賢明なる君王は、其然るを知るゆゑに、之を遠けて、近づけず、能く此の惡物を去りて、彼の善行を取るときは、人主たる道は備はる、

○追寇　追は追隨する意なり、敵に從ふなり、

夫法者、所以興功懼暴也、律者

故に雷旱といふ、○非其術也　術は道なり、取舍の道に違ふときは、心腹なきと同じ、

故明主有六務四禁、六務者何也、一曰節用、二曰賢佐、三曰法度、四曰必誅、五曰天時、六曰地宜、

故に賢明の君は、六務と四禁とを有つ、六務とは何ぞや、一に曰く、財用を節す、二に曰く、賢才の輔佐を置く、三に曰く、法度を正平にす、四に曰く、罪あるは必ず誅す、五に曰く、天時に順ふ、六に曰く、地の宜しきに従ふ、

四禁者何也、春無殺伐、無割大陵、倮大衍、伐大木、斬大山、行大火、誅大臣、收穀賦、夏無遏水達名川、塞大谷、動土功、射鳥獸、秋無赦過、釋罪、緩刑、冬無賦爵賞祿、傷伐五藏、

四禁とは何ぞや、春には殺伐せず、大陵を割り崩さず、大澤を斬り盡さず、大木を伐らず、大火を行はず、大山を斬らず、大臣を誅せず、穀物の税を取らず、夏は小水を大水に合すことをせず、大谷を塞がず、土功を動かさず、鳥獸を射ず、秋は、過罪を赦免せず、刑を緩くせず、冬は、爵を予へず、祿を授けず、五穀の貯藏したるを傷らず、

○倮大衍　衍は澤の廣きなり、倮は赤體なり、澤の草木を芟斬することなり、○斬大山　大山を斬るは、金石を取るなり、

故春政不禁、則百長不生、夏政不禁、則五穀不成、秋政不禁、則姦邪不勝、冬政不禁、則地氣不藏、四者俱犯、則陰陽不和、風雨不時、大水漂州流邑、大風漂屋

敗凶、故民有義不足、時有春秋、故穀有貴賤、而上不調淫、故游商得以什佰其本也、百姓之不田、貧富之不訾、皆用此作、城郭不守、兵士不用、皆道此作、

彼の時候には、春秋あり、歳に敗凶あり、政に急と緩とあり、政に急と緩とあるゆゑに、物に輕重の差あり、政の急なる所は、物重く政の緩なる所は物輕し、歳に敗凶ある故に、人民の衣食に於て、富者は羨るも、貧者は不足す、時に春秋あるゆるに、穀に貴きと賤きとあり、然るに、今日の政府は、穀物の貴きに過ぎ、賤しきに過ぐるを、調制せず、故に、游商は、其價の本を什倍にし、又百倍することを得、百姓の田を耕へさゞる、貧富の差の訾られざるに至るは、皆此に由りて作るなり、城郭の守らざる、兵士の用ひられざるも、皆此に由りて作るなり、

歳有敗凶、　百穀腐敗して、凶年となる、○民有義不足、　人民に羨るものと、足らざるものとあり、義は羨の誤なり、○故穀有貴賤、　春秋の時候の變化に由り、米に貴賤の價あるをいふ、

夫亡國踣家者、非無壤土也、其所事者、非其功也、夫凶歳雷旱非無雨露也、其燥濕非其時也、亂世煩政、非無法令也、其所誅賞者、非其人也、暴主迷君、非無心腹也、其所取舍、非其術也、

夫れ國を亡ぼし、家を踣すもの、壤土のなきにあらず、其事とする所のもの、其功に非るなり、夫れ凶歳にして、雷旱するは、雨露のなきに非ず、其燥濕の時を失するなり、亂世の煩政なるは、法令なきに非ず、其誅し賞する所のもの、其人に非るなり、暴主迷君も心腹なきに非ず、其取舍する所のもの其術に非るなり、

雷旱　大旱の時には、虚しく雷鳴ありて、雨ふらず、

王遂爲周氏之禽、此營於物而失其情者也、愉於淫樂、而忘後患者也、

曰く、昔しの桀紂是なりと、上文の證據を述ぶるなり、桀紂は賢人忠士を誅して、讒賊の人を近つけ、婦人を貴重して、之を愛し、人を殺戮することを好みて、戰鬪に勇ならず、專ら富豪を好んで奢り、貧なることを忘る、馳せ獵して窮りなく、鼓樂して厭ふことなく、瑤の臺に、玉の鋪も、處るに足らずとし、馳車千駟あるも、乘るに足らずとし、材能ある女樂は、三千人ありて、鍾石絲竹の音は絕えず、百姓は疲乏し、上に在る人も事に死する心なく、士卒は人才あることなし、人々謀反の心ありしが、周の武王の征伐に遇ひて、周氏の禽獲となれり、此は物を造營して、人民の情を失ひ、淫樂に愉んで、後患を忘れたるに由るなり、

○讒賊之士　人を讒言し、人を賊害する士をいふ、○玉鋪　鋪は鋪の誤なり、鋪とは門柱の上に、飾を爲して、玉を含ましむるもの、○鍾石絲竹　鍾は鉦なり、石は磬なり、絲は琴なり、竹は笛なり、

故設用無度、國家踣、擧事不時、必受其菑、夫倉庫非虛空也、商宦非虛壞也、法令非虛亂也、國家非虛亡也、

故に諸事設け用ゆるに、法度なければ、國家は散亡して踣る、事を擧ぐるに、時を定めざれば、必ず其災を受く、夫れ倉廩は理由なくして、空になるに非ず、侈りて費すに由るなり、商を以て仕ふるもの、今の御用商の如きものは、政事を理由無くして、壞るに非ず、政府が農を賤むを以てなり、法令も虛しく亂るにあらず、上の之を妄りにするに因るなり、國家も虛しく亡ぶるにあらず、惡政あるに因るなり、

彼時有春秋、歲有敗凶、政有緩急、政有緩急、故物有輕重、歲有

者、天下之所共惡也、然而爲之者何也、從主之所欲也、而況愉樂音聲之化乎、

夫れ楚王は女の細腰を好みければ、美女は食を省き減じて、細くならんと欲せり、呉王は擊劍を好みければ才能ある士は、死を輕じて、擊劍を勵みたり、死すると不食とは、天下の人の共に惡む所なり、然れども好みて、之を爲すものは、何ぞや、主の欲する所に從ふなり、而るを況や、愉樂の音樂などを以て、するをや、誰か從はざるを得んや、

夫男不田、女不緇、工技力於無用、而欲土地之毛、倉庫滿實、不可得也、土地不毛、則人不足、人不足則逆氣生、逆氣生則令不行、然彊敵發而起、雖善者不能存、何以效其然也、

夫れ男子は、田を耕へさず、女子は絲を作らず、工技は無用なる器物を、力め造る、斯くして、土地の五穀を生じ、倉廩に滿實するを欲すとも、得べからず、土地の五穀を生せざるときは、人々の衣食足らざるなり、衣食足らざるときは、上に逆ふ氣生ず、逆氣生ずれば、上の命令は行はれず、然くして强敵發し起る、善く戰ふ者ありと雖も、國家を保存すること能はず、何を以て其然るを效すか、

土地之毛　毛とは五穀のこと、穀の生せざるを不毛といふ、人不足　人民に給する物不足するなり、

曰、昔者桀紂是也、誅賢忠、近讒賊之士、而貴婦人、好殺而不勇、好富而忘貧、馳獵無窮、鼓樂無厭、瑤臺玉餔不足處、馳車千駟不足乘、材女樂三千人、鍾石絲竹之音不絕、百姓罷乏、君子無死、卒莫有人、人有反心、遇周武

信、盡自治其事則事多、多則昏、昏則緩急俱植、不許則見所不善、餘力自失而罰、故主虞而安、吏肅而嚴、民樸而親、官無邪吏、朝無姦臣、下無侵爭、世無刑民、故一人之治亂在其心、

芒主は苛刻の君なり、人情に通じ、臣下の疑しきことを質すゆゑに、臣下のものにおいて、信すべきものなし、故に盡く自分其事を治む、其事甚だ多し、事多ければ智慮周到ならず、故に昏昧となり、緩急の事も行ふこと能はず、若し之を悟らざれば、害に逢ふ、猶ほ權を執る、餘力あれば、自ら佚樂して、禍罰を得、故に主君たるものは、宜しく、虞り行ひて、安全にし、官吏は肅て嚴にし、人民は質樸にして親しむべし、斯くすれば、官において、邪曲の役人なく、朝廷には姦惡なる大臣なく、下民においても、侵し爭ふことなく、世において刑罰すべき民なきに至るべし、故に君上一人の心より、萬民の治亂は起る、

緩急俱植　緩なる事、急なる事も、皆植ちたるまゝにて行はれず、○自失而罰　自佚樂して、禍罰に遇ふといふ、失は佚の誤なり、

一國之存亡在其主、天下得失道一人出、主好本、則民好墾草萊、主好貨、則人賈市、主好宮室則工匠巧、主好文采、則女工靡、

一國の存亡は、其主君に在り、天下の得失は、君一人の心より出づ、君主が本業の農を好めば、民は草萊の荒地を開墾す、君主が貨財を好むときは、人民は賈市を爲す、君主が宮室を築造するを好むときは、工匠の巧なるもの多くなる、君主が文采を好むときは、女工の刺繡や剪綵等に侈り費すに至る、

夫楚王好小腰、而美人省食、吳王好劍而國士輕死、死與不食

計、司聲不聽、則臣下恣行而國權大傾、不許則所惡及身、

侵主は、其好惡する所が法と相反して、自ら傷ぶる、喜んで知り難きことを決して、其才に驕る、故に臣下は敢て告ぐるに事を以てせず、其聰明を塞ぐ、侵主は又事の蹤跡を伺ひ細き情態を察することを好む、政は一定せずして、法令を再三に申ね布く、然るに、其弊を悟らざれば、國家は勢を失ふ、亡主は目に青赤黄白黑の五色を見ることを縱にし、耳には宮商角徵羽の五聲を聞くことを常にし、四鄰の我と隙あるものも計り度ることを爲さず、四方の風聲を伺ふことも、聽かず、斯るときは、臣下恣まゝに行ひて、國權も大に傾く、然るに之を悟らざれば、其自から惡む所の、弑逆亡國のこと、身に及ぶなり、

從狙　從と蹤と通ず、狙は伺ふことなり、蹤跡して伺ひ察するをいふ、○許　或は悟に作る、覺悟することなり、下文も此に傚ふ、○芒主　亡主に作る可なり、何となれば下文に又芒主あるを以て、重複となる、

勞主、不明分職、上下相干、臣主同則、刑振以豐、豐振以刻、去之而亂、臨之而殆、則後世何得、振主、喜怒無度、嚴誅無赦、臣下振怒、不知所措、則人反其故、不許則法數日衰而國失固、

勞主は、上下の分と職掌とを明にせず、君は臣の事を干し、臣は君の事を犯すにより、臣主ともに則を同くす、刑罰を奮ひて、多く用ひ、苛刻に渉る、下民は徒黨を結びて、抵抗す、故に、刑を去れば亂起り、民に臨んで危殆なり、何ぞ後世の繼續することを得んや、振主は威を震ふ主なり、喜怒すること度なくして、嚴誅して赦すことなし、臣下は震ひ恐れて、措く所を知らず、人民の行爲は常道と相反して、恃むべからざるに至る、此弊を悟らざれば、法日に衰へて、國も堅固ならず、

振怒　怒は恐の誤なり、

芒主、通人情以質疑、故臣下無

の得失を知る、七主に得る所のものを以て、七臣を繩すときは、亦六過にして一是を得、嗚呼、此の七主七臣の事を、以て自ら繩すときは、事を成す、捷疾なり、
以還自鏡　人の行を見て、我の行を省る、鏡に對し自身を視るごとし、故に鏡むといふ、○以繩　繩は曲直を正すものゆゑ、曲邪を正すを繩といふ、

申主、任勢守數、以爲常、周聽近遠、以續明、皆要審則法令固、賞罰必則下服度、不備待而得和、則民反素也、

是は七主の一にして、是なるもの、申主とは、威權を世に伸張する主君なり、勢に任せて、術數を守り、以て常とす、周到に遠近の事を聽て、我の明の及ばざる所を繼ぐ、皆要領を得て、詳審なれば、法令も堅固となる、賞罰は必當なれば、下民は其の法度に服す、又凡の事は豫め備待せざるも、施して宜しきに當り、和調を得、此の如くなるときは、人民も化して、淳樸の質素に反る、當時の普通の主は、此行ある能はず、

惠主、豐賞厚賜、以竭藏、赦姦縱過、以傷法、藏竭則主權衰、法傷則姦門闓、故曰泰則反敗矣、

此の以下は六過の主を陳す、惠主は、賞與を豐多にし、賜ふことを厚くして、政府藏蓄の金穀を出し竭くす、惠主は又姦邪なるものを赦し、過失あるものを縱して法度を傷る、蓋し藏蓄を出し竭くせば、國家貧乏となり、主君の權威は衰ふ、法度傷れば、姦臣の君を闓ふものあり、故に曰く、泰にして寛なるときは、反て失敗す、
姦門闓　姦邪なる臣の、覬覦するものあるをいふ、闓は覬と同じ意なり、

侵主、好惡反法、以自傷、喜決難知、以塞明、從狙而好小察、事無常而法令申、不許則國失勢、芒主、目伸五色、耳常五聲、四鄰不

と曰ふ、桓公曰く、善いかな、形色の微なるを以て、國を伐つ明なるを知るとは、此の謂なるか、子は其れ坐せよ、寡人は子と莒を伐つ謀を同くせん、
縗絰　喪服の名にて、喪中の顏色あるをいふ、○漻然　嘐然に作るべし、大なる貌をいふ、○二君　呂氏春秋又は說苑にも二の字なし、○口開而不闔　莒の字音を呼ぶときは、開口呼にて、口閉づるなし、

客或欲見於齊桓公、請仕上官授祿千鍾、公以告管仲曰、君予之、客聞之曰、臣不仕矣、公曰何故、對曰、臣聞取人以人者、其去人也亦用人、吾不仕矣、

客或人は齊の桓公に見えて、上官に任ぜられ、祿米六千四百石を授けられんことを請ふ、桓公以て管仲に告ぐ、曰く君は之に予へよ、客之を聞て曰く、臣は仕へず、公曰く何の故なるや、對て曰く、臣聞く、人を取り用ゆるに、人の言を以てす、其人を去るや、亦人の言を用ひん、吾は仕へずと、
鍾　六石四斗なり、我五斗七升五勺弱なり、

七臣七主第五十二　雜篇三

此は當時に七主の目ありしに因り、其過を論じ、以て七臣を繩す、君主たるもの七様あり、人臣たるもの亦七様あるを、以て名づく、

或以平虛、請論七主之過、得六過一是、以還自鏡、以知得失、以繩七臣、得六過一是、嗚呼、美哉成事疾、

或人は平氣虛心を以て、七主の過失を論ぜんと請ふ、而し七主の一に、申主といふ、過なし、故に六過にして、一是を得、以て自ら我の行爲を鏡みるときは、事

莒、其故何也、東郭郵對曰、臣聞之、君子善謀、而小人善意、臣意之也、

是に於て、之を復た役せしめ、相代るを許さず、前の役たるものを、見出さんとす、少焉して、東郭郵といふもの至る、桓公之を見るや、儐者に命じ、延て賓客の禮を以て、堂に上らしめ、問ひて曰く、子は莒を伐つことを言ふものか、東郭郵曰く、然り、臣なり、桓公曰く、寡人は莒を伐つことを言はざるに、子の莒を伐つといふは、其故は何ぞや、東郭郵對て曰く、臣聞く、上に在る人は、善く謀をなす、下に在るものは、善く意を以て之を度ると、臣も意を以てこれを度るなり、

分級而上　客の禮を以て、階を上る、公は階の左を上れば、郵をして階の右を上らしむるなり、小人善意　下に在る小人は、善く想像す、

桓公曰、子奚以意之、東郭郵曰、夫欣然喜樂者鐘鼓之色也、夫淵然清靜者、縗絰之色也、漻然豐滿而手足拇動者、兵甲之色也、日者臣視二君之在臺上也、口開而不闔、是言莒也、擧手而指、勢當莒也、且臣觀小國諸侯之不服者、唯莒、於是、臣故曰伐莒、桓公曰善哉、以微射明、此之謂乎、子其坐、寡人與子同之、

桓公曰く、子は奚を以て之を意ふか、東郭郵曰く、夫れ欣然として、喜樂するものを、鐘鼓の顏色といふ、淵然として清靜なるものを、衰服の色といふ、漻然として豐滿にして、手足拇の動くを、兵甲の色といふ、日者臣は二君の臺上に在るを視るに、口開きて闔ぢず、是れ莒を呼ぶなり、手を擧げて指さす、勢は莒の方角に當るなり、且つ臣は小國諸侯の服せざるものを觀るに、唯だ莒あるのみ、是に於て、臣は莒を伐つ

管子曰、然、公使我求甯戚、甯戚應我曰、浩々乎、吾不識、婢子曰、詩有之、浩々者水、育々者魚、未有室家、而安召我居、甯子其欲室乎、

管子曰く、然り、汝の言ふ所の如し、實は公が我をして、甯戚を求めしむ、甯戚は應へて曰く、浩々たりと、吾は其意を識らず、婢子曰く、詩に之れ有り、浩々たる水に、育々として魚は遊ぶ、我は未だ室家あらず、魚の水なきが如し、何ぞ我を召ぶかと、甯子は其れ室家を欲するならん、室家とは、妻を指していふ、

桓公與管仲闔門而謀伐莒、未發也、而已聞於國矣、桓公怒謂管仲曰、寡人與仲父闔門而謀伐莒、未發也、而已聞於國、其故何也、管仲曰、國必有聖人、桓公曰、然、夫日之役者、有執席食以視上者、必彼是邪、

桓公は管仲と門を闔ぢて、莒を伐つを謀る、未だ發表せざるに、已に城下中に聞ゆ、桓公怒り、管仲に謂て曰く、寡人は仲父と門を闔て、莒を伐つを謀る、未だ發表せざるに、已に國中に聞ゆ、其故は何ぞや、管仲曰く、國に必ず聖人あり、桓公曰く、然り、相談當日の役人に、席と食とを執りて、上を視たるものあり、必ず彼れなるか、

於是、乃令之復役、毋復相代、少焉、東郭郵至、桓公令儐者延而上、與之分級而上、問焉曰、子言伐莒者乎、東郭郵曰、然、臣也、桓公曰、寡人不言伐莒、而子言伐

左方より渉れば、其深は冠に及ばん、右方より渉れば、其深は膝に至る、右より渉れば、其れ大に濟らん、桓公車を下り立て、管仲を馬前に拜して曰く、仲父の聖は、此の若きに至るか、寡人の仲父を待遇する薄きは、此れ罪に抵るや久しと、管仲對て曰く、夷吾之を聞く、聖人は先づ無形に知る、今已に形ありて後に知る、臣は聖に非るなり、善く教を受るのみ、

桓公使管仲求寗戚、寗戚應之曰、浩々乎、管仲不知、至中食而慮之、婢子曰、公何慮、管仲曰、非婢子之所知也、婢子曰、公其毋少少、毋賤賤、昔者吳干戰、未齓不得入軍門、國子擿其齒、遂入、爲干國多、百里奚秦國之飯牛者也、穆公擧而相之、遂霸諸侯、由是觀之、賤豈可賤、少豈可少哉、

桓公は管仲をして、寗戚に齊の臣たらんことを請はしめしに、寗戚之に應へて曰く、浩々たりと、他の言なし、管仲之を解せず、歸りて中食の頃に至りても、之を思慮せり、婢曰く、公は何を慮るや、管仲曰く、婢子の知る所に非ず、婢曰く、公は少者を少者とする勿れ、賤者を賤者とする勿れ、昔し吳と干越との戰ひに齒の生へ易らざる七八歲のもの、軍門に入るを得ず、此時國子といふ人は、自ら其齒を擿み抽きて、軍門に入り、干越の國の爲に力を竭し、軍功の多を致せり、百里奚は秦國に在りて、牛に飯するものなるに、穆公擧げて之を宰相とし、遂に諸侯の霸となれり、是に由りて觀れば、賤しきものとて、之を賤しむべからず、少者といへども之を少者と見るべからず、

○吳干戰　吳の國と、干越の國との戰ひなり、越の國名を呼ぶに、干越といひ、又は於越といふ、發聲の便なるに因るならん、○齓　初生の齒の易り、新齒の生ずるをいふ、

人見人長尺而人物具焉、冠右祛衣、走馬前疾、事其不濟乎、寡人大惑、豈有人若此者乎、

桓公は、北の方孤竹といふ國を伐つて、未だ卑耳の谿に至らず、十里にして忽ち止り、目を張り視て、弓を援り射んとして、未だ矢を發せず、左右のものに謂て曰く、是の前に在る人を見るか、左右のもの對て曰く見ざるなり、公曰く、事は其れ濟らざるか、寡人大に惑ふ、今や寡人は人の長け一尺にして、形具り、冠を被り、右に衣を祛げて、馬前を走る疾きものを見る、此の奇怪あり、事其れ濟らざるか、寡人大に惑ふ、豈に人間に此の若きものあらんや、闟然　住りて立つ貌なり、○瞠然　目を張る貌なり、

管仲對曰、臣聞登山之神、有俞兒者、長尺而人物具焉、覇王之君興而登山神見、且走馬前疾、道也、祛衣示前有水也、右祛衣示從右方涉也、至卑耳之谿、有贊水者曰、從左方涉其深及冠、從右方涉其深至膝、若右涉其大濟、桓公立拜管仲於馬前曰、仲父之聖至若此、寡人之抵罪也久矣、管仲對曰、夷吾聞之、聖人先知無形、今已有形、而後知之、臣非聖也、善承敎也、

管仲對へて曰く、臣聞くに登山の神に兪兒といふものあり、身の長け一尺にして、物體具備す、覇主の君興りて、登山の神出現し、且つ馬前を走る疾し、是れ導を爲すなり、衣を祛ぐるは、前に水あるを示すなり、右に衣を祛ぐるは、右方より涉るを示すなり、桓公遂に卑耳の谿に至る、水を案内するものあり、曰く

何物可比於君子之德乎、隰朋對曰、夫粟內甲以處、中有卷城、外有兵及、未敢自恃、自命曰粟、此其可比君子之德乎、

桓公は春に當り放浪して、三月に野外に遊觀したり、桓公問ひ曰く、野外に在る何物か、君子の德に比す可き、隰朋對て曰く、夫れ粟は內甲を着けて處り、中の秣に卷きたる城の如き穗あり、外には芒ありて、兵及の如し、而も自ら敢て恃みとなさず、自ち謙遜し、命名して臣屬といふ、此れ其れ君子の德に比す可きか、

○內甲　粟の皮をいふ、○粟　屬の音通にて、臣屬の意なり、

管仲曰、苗始其少也、眴眴乎何其孺子也、至其壯也、莊莊乎何其士也、至其成也、由由乎茲免、何其君子也、天下得之則安、不得則危、故命之曰禾、此其可比於君子之德矣、桓公曰善、

管仲曰く、苗の始め小なるや、柔順にして、何ぞそれ孺子の如くなるや、其長じ壯なるに及んで、盛なるは何ぞ其れ士の如くなるや、其成熟するに及んで、光澤ありて、穗俛す、何ぞ其れ君子に似たるや、天下これを得ば安泰に、得ざれば危險なり、故に之を命じて和といふ、此れ其れ君子の德に比すべきか、桓公曰く善し、

○眴々　柔順の貌なり、○莊莊　盛なる貌、○由由　油油と同じ、光澤ある貌、○禾　凡そ穀の稾にあるものを禾といふ、禾は和と音通にて、中正の意なり、

桓公北伐孤竹、未至卑耳之谿、十里、闟然止、瞠然視、援弓將射、引而未敢發也、謂左右曰、見是前人乎、左右對曰、不見也、公曰事其不濟乎、寡人大惑、今者寡

問管仲曰、今者寡人乘馬、虎望見寡人、而不敢行、其故何也、管仲對曰、意者君乘駮馬、而洀桓、迎日而馳乎、公曰然、管仲對曰、此駮象也、駮食虎豹、故虎疑焉、

桓公は馬に乘りて行く、虎あり之を望み見て伏し藏くる、桓公は管仲に問ひて曰く、今や寡人、馬に乘るに、虎は寡人を望見して、敢て行かざるは何ぞや、管仲對て曰く、意ふに君は駮馬に乘りて、徘徊し、日光を迎へて、馳するか、公曰く、然り、管仲對て曰く、此れ駮の貌なり、駮は虎豹を食ふ、故に虎は疑ひ恐るなり、

○洀桓　洀は古の盤の字にて、盤桓とは、徘徊する意なり、○駮象　桓公の馬は、駮にして、純色ならず、駮といふ獸に似たり、此獸は虎を食ふ、

楚伐莒、莒君使人求救於齊、桓公將救之、管仲曰、君勿救也、公曰其故何也、管仲對曰、臣與其使者言、三辱其君、顏色不變、臣使官無滿其禮、三強其使者、爭之以死、莒君小人也、君勿救、桓公果不救、而莒亡、

楚の莒を伐つに當り、莒君は人をして、救を齊に求めしむ、桓公は之を救はんとす、管仲曰く、君は救ふこと勿れ、公曰く、其故は何ぞや、管仲對て曰く、我は莒の使者と言ふときに、三たび莒の君を辱しめしに、使者の顏色變ぜず、然るに我は接待の吏に命じて使者の禮遇を薄くせしめ、三たび使者に強るに、使者之を爭ふに、死を以てせり、是は公の事を輕んじて、私の事を重んず、其使者の不賢なるは、其君の小人なるに因るなり、君は救ふこと勿れと、桓公果して救はず、莒亡びたり、

桓公放春、三月觀於野、桓公曰、

不服者、奈何、管仲對曰、先愛四封之內、然後可以惡竟外之不善者、先定卿大夫之家、然後可以危鄰之敵國、是故、先王必有置也、然後有廢也、必有利也、然後有害也、

桓公は管仲に謂て曰く、吾は大國の服せざるものを伐たんと欲す、奈何ん、管仲對へて曰く、先づ、我が國內を愛し、然る後に以て境外の不善者を惡むべし、先づ卿大夫の家を安定して、然る後に、鄰の敵國を危くすべし、是の故に、先王は必ず置くあるなり、然る後に廢することあり、必ず利する所ありて、然る後に害することあるなり、

桓公踐位、令釁社塞禱、祝鳧已疵獻胙、祝曰、除君苛疾與若之多虛而少實、桓公不說、瞋目而視祝、祝鳧已疵受酒而祭之曰、又與君之若賢、桓公怒、將誅之、而未也以復管仲、管仲於是知桓公之可以覇也、

桓公は位を踐みて、社に血祭して賽禱せしむ、神官の鳧已疵といふもの、胙を獻じ神に告げて曰く、君の苛病を除はん、君の虛言多くして、實行少きを除はん、桓公悅ばず、目を瞋らして、神官の鳧已疵を視る、鳧已疵は酒を受けて、之を祭りて曰く、又君の賢の若くして賢ならざるに德を與へよ、桓公怒り、之を誅せんとして、未だ果たさず、之を管仲に告ぐ、管仲は、是に桓公の耐忍ありて覇たるべきを知る、

○釁社　社の神に牲を備へて、血祭すること、○塞禱　塞は賽と同じ、恩を報ずる祭にて、祈禱するなり、○苛疾　皮膚に微痛ある疾なり、

桓公乘馬、虎望見之而伏、桓公

國岌乎、

桓公曰く、吾は民に勝ち、民をして畏れしめんとす、之を爲す若何ん、管仲對て曰く、此は人君の發する言に非るなり、民に勝つは易しと爲す、夫れ民に勝つ道たるや、天下の大道にあらざるなり、君は民に勝たんと欲すれば、役人に命じて、獄囚を疏錄せしむるのみと爲し、有罪を謂ぐるものは、其罪を償はしめ、數々省きて、其罪の甚しきものを、嚴誅す、此の若くすれば、民に勝つを得べし、然れども、民に勝つ道は、天下の大道に非るなり、民が公を畏れて、親まざれば、禍は亟に公の身に及ばん、能ありと雖も久からずして、民は公を劫かし持ちて、自由ならしめず、幸に公を弑するなしとするも、甚だ危し、君の國家は、岌々として、山の崩れんとする如くなるに至らん、

勝民　人民は、嚴刑を畏れて、上に反抗するものなし、〇疏獄　獄囚の人名を、記錄すること、

桓公觀於廐、問廐吏曰、廐何事最難、廐吏未對、管仲對曰、夷吾嘗爲圉人矣、傅馬棧、最難、先傅曲木、曲木又求曲木、曲木已傅、直木無所施矣、先傅直木、直木又求直木、直木已傅、曲木亦無所施矣、

桓公は廐を觀る、廐の吏に問ひて曰く、廐は何事か最も難き、廐吏未だ對へず、管仲對て曰く、夷吾は嘗て圉人たり、馬棧を傅る、最も難きなり、先づ曲木を傅くれば、其曲木の次に曲木が入用となる、曲木已に傅くれば、直木を施すところなし、先づ直木を傅くれば、其直木が次に直木を求む、直木已に傅けば、曲木を施すところなし、是は人を用ゆるに喩へたるなり、君子を用ゆれば、其君子が君子を求む、小人を用ゆれば其小人が又小人を用ゆ、

圉人　御者のことなり、〇馬棧　廐の中に馬を立る所に、木を編みて牀とす、

桓公謂管仲曰、吾欲伐大國之

欲して、二三子の功を以て、既に覇たるを得たり、今吾れまた王たらんと欲す、其れ可ならんか、管仲對へて曰く、公は叔牙を召して問ふべし、鮑叔至る、公又問ふ、鮑叔對へて曰く、公は賓胥無を召して問ふべし、賓胥無は趨りて進む、公又問ふ、賓胥無對へて曰く、古の王者は其君の才德は豐大にして、其臣は教を受く、今や君の臣は、才德豐多なり、公の遵ひ行ふ所は、遁ると繆るとのみ、而も臣二三子の才德より、遠く下る、故に王たるは難し、遂に徐々に行ひて、王道に進むべきなり、

有。又と通ず、

公曰、昔者大王賢、王季賢、文王賢、武王賢、武王伐殷克之、七年而崩、周公旦輔成王、而治天下、僅能制於四海之內矣、今寡人之子、不若寡人、寡人不若二三子、以此觀之、則吾不王必矣、

桓公曰く、昔し周の大王は賢人なり、王季も賢人なり、文王も賢人なり、武王も賢人なり、武王は殷を征伐して之に克つ、七年にして崩御す、周公旦は、武王の子の成王を輔けて、天下を治む、斯く五代を經て、僅かに能く四海を制せり、今や寡人の子は、寡人に如かず、寡人は二三子に若かず、此を以て觀れば、吾は王たらざること必せり、

桓公曰、吾欲勝民爲之奈何、管仲對曰、此非人君之言也、勝民爲易、夫勝民之爲道、非天下之大道也、君欲勝民、則使有司疏獄、而謁有罪者償、數省而嚴誅、若此則民勝矣、雖然、勝民之爲道、非天下之大道也、使民畏公而不見親、禍亟及於身、雖能不久、則人持莫之弑也、危哉、君之

てし、民をして、君を敬せしむるに、禮樂を以てし、其淫邪の弊を振ふ、此れ之を先ずるに、政を以てすと謂ふ、

飄風暴雨爲民害、涸旱爲民患、年穀不熟、歳饑糴貸貴、民疾疫、當此時也、民貧且罷、牧民者發倉廩山林藪澤、以共其財、後之以事先之以恕、以振其罷、此謂先之以德、其收之也、不奪民財、其施之也、不失有德、富上而足下、此聖王之至事也、桓公曰善、

飄風暴雨の民害を爲すあり、涸旱の民患を爲すあり、穀は熟せず、歳は饑ゑ、米を賣りて、金を借る、利子は貴し、民に流行病あり、此時に當り、民は貧にして罷る、民を牧養するものは、倉廩を發き、救助米を出し、山林藪澤の禁制を開放し、人民と其財用を共通し、之に後るゝには事を以てし、之に先にするに恕を以てすし、其罷弊を救ふ、此を之に先んずるに、德を以てすと謂ふ、其民より收め取るも、民の財を奪はず、其民に施すも、恩德たるを失はず、上を富まして、下を足す、此れ聖王の事なり、桓公曰く善し、

桓公問管仲曰、寡人欲霸、以二三子之功、既得霸矣、今吾有欲王、其可乎、管仲對曰、公當召叔牙而問焉、鮑叔至、公又問焉、鮑叔對曰、公當召賓胥無而問焉、賓胥無趨而進、公又問焉、賓胥無對曰、古之王者、其君豐、其臣教、今君之臣豐、公遵遁繆、然遠二三子、遂徐行而進、

桓公は管仲に問ひて曰く、寡人は天下の霸たらんと

懷く、嚴なるものは、民之を畏る、禮なるものは、民之を美とす、語に曰く、恩澤の命令を下して、渝らざるは信なり、其人民の欲せざることを施すなきは、仁なり、中心を堅くし、外形を正すは嚴なり、信を主として能く讓るは禮なり、

質信　信を以て主とすること、質は猶ほ體すといふごとし、○此四者　信と忠と嚴と禮との四をいふなり、

桓公曰、善哉、牧民何先、管子對曰、有時先事、有時先政、有時先德、有時先恕、飄風暴雨、不爲人害、涸旱不爲民患、百川道、年穀熟、糴貸賤、禽獸與人、聚食民食、民不疾疫、

桓公曰く、善いかな、民を養ふは何を先にす、對て曰く、時ありて事を先にし、時ありて政を先にし、時ありて德を先にし、時ありて恕を先にす、飄風暴雨が人の害を爲さず、涸旱が民の患を爲さず、百川は道を流れて溢れず、年穀は豐熟し、米を以て金を借るに、利子は賤し、米は多くありて、禽獸も人と共に人の食するものを食ふ、民も疾疫せず、季候和順なり、是は事を先にすべき時なり、

有時先事有時先政　時としては、小事を先にし、時としては、大政を先にす、政の小部分を、事といふ、

當此時也、民富且驕、牧民者、厚收善歲、以充倉廩、禁藪澤、此謂先之以事、隨之以刑、敬之以禮樂、以振其淫、此謂先之以政、

前述の豐年に當るや、民は富み且つ驕る、故に民を牧養するものは、厚く豐年の産物を收め蓄へて、倉廩に充て、藪澤の禁を爲し、妄りに其物を取ることを許さず、以て凶年に備ふ、此を之に先んずるに、事を以てすといふ、斯くして、民の惡しき行に隨ふに、刑を以

管仲對曰、夫寡非有國者之患也、昔者天子中立、地方千里四言者該焉、何爲其寡也、夫牧民不知其疾、則民疾、不憂以德則民多怨、懼之以罪、則民多詐、止之以力、往者不反、來者鷙距、故聖王之牧民也、不在其多也、

管仲對て曰く、夫れ寡小なるは、國を有つものゝ患にあらず、昔し天子中立し、地は方千里なるも、此の四言のものにて備はる、何ぞ寡小とせん、夫れ民を養ふもの、其疾苦とする所を知らざれば、民は上を惡む、故に憂ふるに恩德を以てせざれば、民は怨むこと多し、之を懼れしむるに、罪を以てすれば、人民に詐り多し、之を止むるに勢力を以て壓制するときは、往き去るものは反らず、來るものは鷙鳥の如き爪を立て、君の命を距ぐ、故に聖王の民を養ふや、事は多きにあらず、寡くして足るなり、

桓公曰善、勿已如是、又何以行之、管仲對曰、質信極忠、嚴以有禮、愼此四者、所以行之也、桓公曰、請問其說、管仲對曰、信也者民信之、忠也者民懷之、嚴也者民畏之、禮也者民美之、語曰、澤命不渝信也、非其所欲、勿施於人仁也、堅中外正嚴也、質信以讓禮也、

桓公曰く善し、已むことなくば、是の如くせん、又何を以て之を行はん、管仲對へて曰く、信を主とし、忠を極め、嚴にして禮ある、此の四の者を愼めば、之を行ふ所以なり、桓公曰く、其說を請ひ問ふ、管仲對て曰く、信なるものは民之を信ず、忠なるものは民之に

遠見有患　遠は事の未だ至らざる先よりといふことにて豫めといふに同じ、

管子對曰、明三本、公曰、何謂三本、管子對曰、三本者、一曰固、二曰尊、三曰質、公曰何謂也、管子對曰、故國父母墳墓之所在、固也、田宅爵祿尊也、妻子質也、三者備然後大其威、厲其意、則民必死而不我欺也、

管子對て曰く、三本を明にす、公曰何をか三本と謂ふ、管子對て曰く、三本とは、一には曰く固なり、二には曰く、尊なり、三には曰く質なり、公曰く、何の謂ぞや、管子對て曰く、舊來住み慣れたる地にて、父母の墳墓の在る所は、固なり、田宅爵位俸祿の在るは、尊なり、妻子あるは、質なり、此の三の者、備はりて然る後に其威を大にし、其意を厲ますときは、人民必死にして我を欺かざるなり、

一曰固　堅固にして、其心を他に用ひざるなり〇大其威　小人は恩になるゝものゆゑに、威厲を用ふるなり、〇妻子質也　妻子を人質として、城内に入る、

桓公問治民於管子、管子對曰、凡牧民者必知其疾、而憂之以德、勿懼以罪、勿止以力、愼此四者、足以治民也、桓公曰、寡人睹其善也、何爲其寡也、

桓公は民を治むることを管子に問ふ、管子對て曰く、凡そ民を牧し養ふものは、必ず其疾めることを知るを要す、而も之を憂ふるに恩惠を以てすべし、懼れしむるに罪を以てすること勿れ、禁止するに、勢力を以て、强制すること勿れ、此の四の者を愼しめば、人民を治むるに足る、桓公曰く、寡人も其の事の善なるを睹る、然れども此四者のみにては、事甚だ寡小なるを覺ゆ、

之數矣、請問行軍襲邑、擧錯而知先後、不失地利若何、管子對曰、用貨察圖、公曰野戰必勝若何、管子對曰以奇、

桓公曰く、吾は已に戰勝の器と、攻取の計數とを知る、請ひ問ふ、軍を行り邑を襲ひ、擧錯進退して、或は行き、或は止まり、其先後する所を知り、地理を失はざる若何ん、管子對て曰く、貨財を用ひて、間諜を使ひ、彼の國の圖を察す、桓公曰く、野戰に必ず勝つは若何ん、管子對て曰く、奇兵を以てす、

○用貨察圖　金貨を惜まずして、多く間諜を使用す、又敵の地圖を求め、彼の要害を詳に知りて進退す、○以奇　兵に、正奇の別あり、正兵は正面より、陣列を立て進む、奇兵は、側面より、敵の不意を襲ふ、

公曰吾欲徧知天下若何、管子對曰、小以吾不識、則天下不足識也、公曰守戰遠見有患、夫民不必死、則不可與出乎守戰之難、不必信則不可恃而外知、夫恃不死之民、而求以守戰、恃不信之人而求以外知、此兵之三闇也、使民必死必信若何、

桓公曰く、吾は徧く天下の事を知らんと欲す、若何して可なるか、管子對て曰く、人君が小なる事を識らずと、謙遜すれば、臣下は爭ひて、天下の事を以て、人君に告ぐ、故に、天下の事は盡く知るを得べし、公曰く守ると戰ふと、預め其の患のあることを見る、夫れ人民必死の心なきは、與に守戰の難關に出づべからず、必信の無き人は恃んで外事に當らしむべからず、之を間諜に使ふ可らず、夫れ必死の心無き民を以て、守り戰はんと求め、必信の無き人を恃みて、外事を知らんと求むるは、兵の三闇なり、是れ守りに闇く、戰に闇く、外に闇きなり、人民をして、必死必信にならしむるは若何ん、

る器械と、攻取を必する計算とありて、後に能く暴を誅し、非を禁じ、無罪を赦すを得べしと、

公曰、請問戰勝之器、管子對曰、選天下之豪傑、致天下之精材、來天下之良工、則有戰勝之器矣、公曰、攻取之數何如、管子對曰、毀其備、散其積、奪之食、則無固城矣、

桓公曰く、戰勝の器は如何にして、之を作製するか、管子對て曰く、天下の豪傑を選び、天下の精材を致し、天下の良工を來すときは、戰勝の器あるなり、公曰く、攻取する計算は何如ん、管子對て曰く、其備へを毀ち、其積聚する、米粟を散ずれば、之れが食を奪ふものにして、敵において、堅固に守る城なし、

○○精材　軍器となる良材をいふ、

公曰、然則取之若何、管子對曰、假而禮之、厚而勿欺、則天下之士至矣、公曰、致天下之精材若何、管子對曰、五而六之、九而十之、不可爲數、公曰、來工若何、管子對曰、三倍不遠千里、

桓公曰く、然らば、之を取るは若何ん、管子對へて曰く、豪傑は之を嘉みし、禮を以て遇し、厚意を以て之を待し、欺くことなかれ、斯くすれば、天下の士至る、桓公曰く、天下の良材を致すは若何にするか、管子對て曰く、其價の五なるものは、之を六にし、其價九なれば、之を十にす、斯くすれば、良材の至ること多くして、計數すべからず、桓公曰く、良工を來すは若何ん、管子對て曰く、其報酬を他の國より、三倍にすれば、千里を遠しとせずして來る、

○○○假而禮之　假は嘉と相通ず、之を嘉みして尚ぶことをいふ、

桓公曰、吾已知戰勝之器、攻取

○盛　粢盛といふ、祭るときに、物を器に盛るをいふ、○一茅三脊　三脊茅と稱す、九莖の靈芝と共に、祥瑞として用ふるものなり、

小問第五十一　雜篇二

此篇は桓公と管仲との問答にして小史なれば之を小問と曰ふ、

桓公問管子曰、治而不亂、明而不蔽、若何、管子對曰、明分任職、則治而不亂、明而不蔽矣、公曰、請問富國奈何、管子對曰、力地而動於時、則國必富矣、

桓公は管子に問ひて曰く、治りて亂れず、明にして蔽れざるは若何して可なるか、管子對て曰く、貴賤の分を明にすれば、治りて亂れず、百官各、其職に任ずれば、明にして蔽れず、公曰く、請ひ問ふ、國を富ます方法は奈何ん、管子對て曰く、地の利を十分に用ひ、天の時を見て動作すれば、豊なる收穫あり、國必ず富む、

公又問曰、吾欲行廣仁大義、以利天下、奚爲而可、管子對曰、誅暴禁非、存亡繼絕、而赦無罪、則仁廣而義大矣、公曰、吾聞之也、夫誅暴禁非而赦無罪者、必有戰勝之器、攻取之數、而後能誅暴禁非、而赦無罪、

桓公は又問ひて曰く、吾は廣仁と大義とを行ひて天下を利せんと欲す、奚爲して可なるか、管子對て曰く、暴を誅し、非道を禁じ、亡びたるを存し、絕えたるを繼ぎて、無罪のものを赦すときは、仁廣く行はれ、義も大なり、桓公曰く、吾れ之を聞く、管子曰く、夫れ暴を誅し、非を禁じ、無罪を赦すものは、戰勝を必す

以異乎、

桓公曰く、寡人は北の方、山戎を伐ち、孤竹の國を過ぎ、西は大夏を伐ち、流沙を涉る、馬を束ね、車を縣け、卑耳の山に登り、南は伐つて召陵に至る、熊耳山に登り、以て江漢を望む、戰爭の會合三たびにして、平和の會合六たび、諸侯を九合して、天下を救濟す、諸侯も我に違ひ叛くなし、昔し夏殷周三代の君が、德を修めしも、何を以て我に異ならんや、

束馬縣車　山の險阻を上るには、馬を纏ひ束ねて、車を鉤に縣るなり、一匡天下　天下の諸侯を一般に匡正して、命に逆ふものなからしむ、

於是、管仲睹桓公不可窮以辭、因設之以事、曰古之封禪、鄗上之黍、北里之禾、所以爲盛、江淮之間、一茅三脊、所以爲藉也、東海致比目之魚、西海致比翼之鳥、然後、物有不召而自至者十有五焉、今鳳凰麒麟不來、嘉穀不生、而蓬蒿藜莠茂、鴟梟數至、而欲封禪、毋乃不可乎、於是、桓公乃止、

是に於て、管仲は辭を以て、諫む可らざるを睹て、說を設くるに事を以てす、曰く古の封禪するものは、鄗上といふ地の黍と、北里といふ地の禾とを粢盛とす、江淮の川邊に生ずる、靈茅一本にて三筋を成すものを以て、供物を盛る藉と爲す、東海よりは目の比びたる魚にて、其名を鰈といふものを致し、西海よりは、一つ翼の鳥にて、二匹相連りて飛ぶ、其名を鶼々といふものを致し、然る後に、物の召さずして自ら至るもの十五あり、今や鳳凰や麒麟も來らず、嘉穀も生せずして、蓬蒿藜莠は蕃茂し、鴟梟數〻至る、而して封禪せんと欲す、乃ち不可なるなからんや、是において桓公は封禪の事を言ふを止めたり、

桓公既覇、會諸侯於葵丘、而欲封禪、管仲曰、古者封泰山、禪梁父者、七十二家、而夷吾所記者十有二焉、昔者無懷氏封泰山、禪云云、虙羲封泰山禪云云、神農封泰山禪云云、炎帝封泰山禪云云、黃帝封泰山禪亭亭、顓項封泰山禪云云、帝嚳封泰山禪云云、堯封泰山禪云云、舜封泰山禪云云、禹封泰山禪會稽、湯封泰山禪云云、周成王封泰山禪社首、皆受命然後得封禪、

桓公は既に覇となりて、諸侯を葵丘に會す、而して封禪せんと欲す、管仲曰く、古代は泰山に封し梁父山に禪するもの、七十二家にして、夷吾の記憶するもの十有二あり、昔し無懷氏は泰山に封じ、云云山に禪す、虙羲は泰山に封じ云云山に禪す、神農は泰山に封じ云云山に禪す、炎帝は泰山に封じ云云山に禪す、黃帝は泰山に封じ亭々山に禪す、顓頊は泰山に封じ云云山に禪す、帝嚳は泰山に封じ云云山に禪す、堯は泰山に封じ云云山に禪す、舜は泰山に封じ云云山に禪す、禹は泰山に封じ會稽山に禪す、湯は泰山に封じ云云山に禪す、周の成王は泰山に封じ社首山に禪す、皆仁德を修めて、天の命ずる所に由り、然る後に、封禪するを得たり、

桓公曰、寡人北伐山戎、過孤竹、西伐大夏涉流沙、束馬縣車、上卑耳之山、南伐至召陵、登熊耳山、以望江漢、兵車之會三、而乘車之會六、九合諸侯、一匡天下、諸侯莫違我、昔三代受命、亦何

以て天下に賦せば諸侯に信ならず、此を爲すに道あるか、管子對て曰く、江淮の間に、菁茅といふ奇種の茅あり、請ふ天子の吏をして、之を守らしめんと、斯くして天下の諸侯に號令して曰く、天子に從ひ、天地を祭るものは、必ず菁茅一束を獻じて、祭壇の敷物と爲すべしと、是に由り、諸侯は黄金を載せて、江淮に走り、菁茅は價十倍し、其一束百金となる、天子七年、財用充足し、賀獻を要せざるに至れり、

輕重戊第八十四　管子輕重十七

管子曰く、伏義起りて、八卦を作り、陰陽を迎へ、九九の數を作り、天道に合はす、神農作りて、民に穀食を敎へ、黄帝は燧を鑽り、有虞氏は藪を燒きて、群害を除き、夏后は洪水を治め、城郭宮室を築き、殷王は牛馬を畜ひ、周王は文物を興す、桓公曰く、今は何を行はん、對て曰く、帝王の道は、既に備はれり、公は義を行はんのみ、公曰く、義を行ふ奈何ん、對て曰く、天子幼弱にして、諸侯頑強なり、公は其れ强を弱くし、絶えたるを繼がしめ、諸侯を率ゐて周室の祀を起すべし、

輕重己第八十五　管子輕重十八

四時の政令を發することを述ぶ、氣の淸みて、神なるものは、心を生じ、心より幾轉して、四時萬物を生ず、聖人之を理めて、道徧く行はる、冬至より數を始め、九十二日にして、之を春分と謂ふ、天子東郊に壇を設け、諸侯卿大夫列士を朝せしむ、民は皆農事に服し、室に處女なく、路に行人なし、夏秋冬も皆令を發す、此類なり、

封禪第五十　雜篇一

此は本文闕亡したるにより、司馬遷の封禪書中の管子の言を摘みて、此に載す、封とは土を封して天を祭り、禪とは地を淸めて地を祀るなり、

雜篇は管子の自筆に非ず、其學を受けたるものが管子の語を取りて、篇を成すのみ、

ず、穀遂に四散して、其國滅亡せり、故に節儉は賴むに足らず、要は輕重の術に在り、天下下れば、我は高くし、天下輕ければ、我は重くし、天下多ければ、我は寡くす、然る後に、始めて天下を服せしむべきなり、管子更に素賞の策を獻ず、素賞とは、功の成らざる以前に賞を行ふことなり、桓公乃ち軍士を召集す、管子は乃ち命を傳へて、其能く千人の衆を破る力ありと自稱するものには、百金を與へ、是れより以下、其働きの難易に由り、戰功を豫期する者に、相當の金を授與し、一朝の素賞に、終歲の租金四萬二千を消費す、桓公大息して曰く、吾は何を以て此の賞を受るものを記して、其成功を責んや、管子對て曰く、君は患る勿れ、彼等をして、名譽を鄉里に揚げしめ、孝養を父母に致さしめ、恩德を妻子に行はしむ、故に彼等は、必ず名を爭ひ德に報じて、敗走する意なし、吾兵を擧て攻め、敵を破り地を幷せば、其利は多し、四萬二千金は、問ふに足らず、桓公曰く諾すと、乃ち大將を誡めて曰く、百人の長は、必ず之に禮容を加へよ、千人の長は、必ず拜して之を送り、階の兩級を降れ、其父母あるものは、必ず之に酒四石肉四鼎を賜へ、其父母なきものは、必ず其妻子に、酒三石肉三鼎を遺れと、斯く敎を行ふ半年にして、父は其子に敎へ、兄は其弟に敎へ、妻は其夫を諫め、皆曰く、此の若き厚禮を受けながら、何ぞ戰功を建てずして、歸るを得んやと、遂に彼等の死力を得て、敵兵を擊破せり、

輕重丁第八十三　管子輕重十六

桓公曰く、寡人は天子に朝せんと欲す、賀獻の品足らず、此を爲す如何、管子對て曰く、請ふ玉工に命じ、深室の中に隱れて、璧を造らしめん、直徑一尺のものを、價萬錢と定め、其大小に從ひ、價を增減せんと、既にして璧成る、管子は天子に謁して曰く、弊邑の君は、諸侯を率ゐて、先王の廟に朝し、周室に謁せんと欲す、請ふ天下の諸侯に勅し、赤き弓と白き璧とを獻ぜざるものは、此の列に入るを得ざらしめんと、天子許諾す、是に於て、天下の諸侯は黃金珠玉五穀錦繡布錢を齊に輸して、璧を買ひ求め、齊は八年にして巨利を占め遂に租稅を要せざるに至れり、桓公又曰く、天子の養ひ足らず號令を

此以下諸篇は、皆物價輕重の機微を說く、桓公曰く、輕重するに定規あるか、管子對て曰く、輕重は定規無し、物發して之に應じ、聲を聞て之に乘ずるのみ、蓋し天下の財を來す能はざれば、國は治む可らず、桓公曰く、如何して天下の財を來すか、對て曰く、昔し桀王の國は、女樂三萬人あり、音樂の聲は、城外に達し、錦繡の衣裳を服せざるものなし、是に於て伊尹は、遊蕩の女工と錦繡一束とを以て、粟百鍾を買ひ得たり、此の伊尹の術を稱して、天下の財を來すといふ、公曰く、天下の人民を致すは如何ん、對て曰く、請ふ每州に一掌事の官を置き、其民の本業なきものには、無期限に資本を貸し與へ、飢寒の者には、衣食を得しめよ、斯くすれば、天下の人民の我に歸するもの、流水の如し、此を天下の人民を致すといふ、桓公は北郭の民の貧なるを憂ふ、管子を召して曰く、北郭は屨を造り、菜園を作りて、糊口す、之を救ふに道あるか、對て曰く、請ふ令を以て禁ぜよ、米百鍾を得る家は、草屨を作るを得ず、千鍾を得る家は、菜園を爲るを得ず、市を去る三百步以內は、菜葵を種るを得ずと、此の若くすれば北郭の民は、十倍の利あるなり、管子は桓公に謂ひて曰く、齊の渠展といふ地は、鹽を產す、君は之を煮て積み置くべしと、桓公乃ち之を行ひ、十月より翌年四月に至り、鹽三萬六千鍾を成す、管子を召し問ひて曰く、此鹽を用ふる如何ん、對て曰く、孟春に至り、農事起らんとす、北海の衆に、鹽を煮るを禁ぜよ、此くすれば鹽必ず價十倍となるべし、之を梁趙宋衞濮陽の無鹽の地に賣れよ、桓公乃ち之を賣り、良金萬一千餘斤を得たり、公曰く、如何に此金を用ひん、對て曰く、請ふ令を以て、此大利を得たるを賀せしめ、正稅を出す家は、必ず獻ずるに金を以てせしめん、斯くすれば、金價忽十倍となり、其賣買に由り、萬物は盡く君に歸せん、此を運用の術といふ、

輕重乙第八十一　管子輕重十四

桓公曰く、農業を勉め、財用を節約すれば、國を存す可きか、管子對て曰く、勝るといふべし、未だ存するに足らず、昔し紀氏の國は、農を勉め、財用を節約し、五穀豐滿せり、然るに之を整理する能は

物多くして、計に拙なる者には、産物少し、古より勃興したる王は七十二家あり、其財物得失の數は、皆此地域の內に在り、是を國用と謂ふ、又曰く、令に緩急あり、物に輕重あり、然る後に、天下の寳は我用と爲る、故に善く治むる者は、我有に非るを用ひ、我民に非るを使ふ、

揆度第七十八　管子輕重十一

國家會計の要を述ぶ、桓公は管子に問ひて曰く、燧人氏より以來、其大なる會計は、得て聞く可きか、對て曰く、燧人氏以來、君主は物價輕重の策を以て、天下を治む、歷代皆然り、共工氏の時に、天下の七分は水なりしも、能く輕重を用ひて治めたり、黃帝は林を燒き獸を逐ひて、天下を牧養せり、堯舜は珠玉を貴び虎豹の皮を重用す、故に山林の人は猛獸を刺し、卿大夫は財物を出して、豹皮を買ひ、人民は錢穀の流通を得たり、蓋し物の價は、民に於て重ければ、君は之を輕くし、民に輕ければ、君は之を重くす、此れ財を餘して不足に滿たしむる法なり、民利を調和する能はざれば、大治を爲す可らず、幣(ゼニ)穀(コメ)を變動し、之を左右し、重價を以て相因らしめば、國の固有する所を、二十倍にするを得べし、公曰く、輕重の數は、終る所あるか、對て曰く、四時の更代するが如く、終る所なし、國に變患あれば、五穀を輕重して、財用を調和す、餘を積み藏めて、賞に備ふ、天下皆服すべし、

國准第七十九　管子輕重十二

國家の經濟を平准にすることを述ぶ、桓公は管仲に問ひて曰く、國准とは聞くを得べきか、對て曰く、時を視て法を立つるなり、昔し黃帝の王たるや、禽獸の爪牙を避く、有虞の王たるや、澤を枯らし山を禿にす、夏后の王たるや、藪を燒き澤を焚く、殷人の王たるや、諸侯は牛馬を畜ふを得ず、叛亂の勢を殺ぐ、周人の王たるや、才能の士を官にして、諸物を備ふ、此の五家は法殊にして用一なり、公曰く、當時の王者は、何を用ひて可なるか、對て曰く、五家を兼用し、下情を察して守る所を變せず、時至れば之を爲し、過ぎ去れば爲さず、

輕重甲第八十　管子輕重十三

の金を以て幣を造り、子を賣るものを贖ひ、禹は歷山の金を以て幣を造り、民を救助せり、天權失すれば、人地の權皆失する、此の如し、故に王者は、每年に米の十分の三を守り藏む、此少額を貯蓄すれば、農民を害せずして、凶歲に備ふるを得べし、桓公曰く、三權を守る法は奈何ん、對て曰く、是れ米の貯藏に在り、大豐年なれば、政府は其收穀の半分を藏め、凶年にも此の如くす、公曰く凶年は人民に益し與ふべきなり、何を以て半分を藏むるを得ん、對て曰く、凶年には益し易し、米價高きを以て、一石は豐年の十石の用を成し、十石は百石の用を成す、斯くして天地人の三權は、君に歸す、

山至數第七十六　管子輕重九

賦稅の方法を述ぶ、桓公は管子に問ひて曰く、梁聚といふもの、寡人に謂ふ、古の稅は、農に課するを輕くして、商工に課するを重くすと、此の說は何如ぞや、管子對て曰く、此言は非なり、農稅を輕くするときは、倉廩空虛となる、商稅を重くするときは、器械備はらず、君は山あり、山に金あり、金を以て幣を造り、穀を平准して祿を授く、故に國穀は上に在りて、穀價は什倍となる、公曰く、終身天下を有ちて失はざる、道あるか、對て曰く、國を守るは、穀を守るに在り、國の廣狹と土地の肥瘠とに由り、穀の殘額を異にす、故に縣州里に公錢を受けしめ、春夏に穀を買はしめ、秋に至りて穀を斂むるに、幣を以てせしむ、農民は既に幣なし、穀を納めて幣に代ふ、故に國穀は上に歸し、穀價重し、諸侯の穀は十にして、吾國の穀は二十なれば、諸侯の穀は吾國に歸す、諸侯の穀二十にして、吾國の穀は十なれば、吾國の穀は、諸侯に歸す、故に善く國を治るものは、穀價の重きを守りて、吾穀を天下に洩さず、

地數第七十七　管子輕重十

地に關する得失の數を陳す、桓公曰く、地數は聞くを得べきか、管子對て曰く、地の東西は二萬八千里、南北は二萬六千里あり、其水を出るもの八千里、水を受くるもの八千里、銅を出すは、四百六十七山にして、鐵を出すは、三千六百九山とす、此れ壞を分ち穀を種る所以なり、術に巧なる者には、產

を得んことを求む、故に人君は其食を挾み、其財用を守り、有餘に據りて、不足を制し、人民をして上に係累し、心を離す能はざらしむ、人君が物價輕重の術に通ぜざれば、人民を守るを得ず、民利を通調する能はざれば、大治を爲す可らず、歲に豐凶あり、穀に貴賤あり、令に緩急あり、物に輕重あり、智者は人に十倍する功あり、愚者は本を償はざる事あり、人君之を調和する能はざれば、富民と貧民との財產は、百と一との差を生ず、而して民富めは祿を以て使ふ可らず、貧なれば罰を以て威す可らず、萬民の治らざるは、貧富の齊しからざるに由る、抑も五穀は萬物の主なり、穀貴ければ、萬物必ず賤し、穀賤しければ、萬物必ず貴し、兩者は敵を爲し、俱に平なるを得ず、故に人君は、穀と萬物との秩序を御し、事を其不平の間に操り、徵稅を用ひずして、國計を充足す、

山國軌第七十四　　管子輕重七

國中に有る所のもの、總て度量術數を施して、國庫の收入に便にす、桓公は國軌を問ふ、管子對て曰く、田に軌あり、人に軌あり、用に軌あり、鄉に軌あり、人事に軌あり、幣に軌あり、縣に軌あり、國に軌あり、軌數に通ぜずして、國を爲めんと欲するは、不可なり、桓公曰く、軌を行ふは奈何ん、對て曰く、其鄉の田は若干なり、穀は若干なり、幣は若干なり、斯く多少を統計して、其交換の價を理(ヲサ)む、凡そ國幣流通の、九は上に在り、一は下に在れば、幣重くして、物貨は輕し、因て物貨を上に斂め、之に應ずる幣を以てすれば、幣は下に在りて、物貨は上に在り、物貨十倍す、官吏は市中の時價を以て、物貨を出し賣る、其貴きを極めて止む、其の國庫を利するや巨大なり、

山權數第七十五　　管子輕重八

權は自ら重くして、物を致す所以のもの也、桓公は管子に權數を問ふ、對て曰く、天は時を以て權とす、地は材を以て權とす、人は力を以て權とす、君は令を以て權とす、天の權を失へば、人地の權は亡ぶ、公曰く、何の謂ぞ、對て曰く、湯は七年旱し、禹は五年の水あり、人民窮して子を賣る、是に於て、湯は莊山

事物を興起せしむる桓公管仲の問答なり、桓公曰く、秦奢といふもの我に敎へて曰く、衣服を美にせざれば、女事ゆたかならず、俎豆に禮を盡さゞれば、六畜生育せず、宮室を美にせざれば、群材售れずと、此言は何如ん、管子對て曰く、此れ良計にあらず、天子は地方千里、諸侯は方百里、乃至方五十里、之を定壤の數といふ、斯くして大は小を制し、上は下を御し、以て錢穀の緩急を考へ、其餘饒と缺乏とを平均す、且つ錢穀の貯蓄を爲さゞれば、政府は人民を使用するに難し、秦奢が驕侈を說くは不可なり、桓公曰く、佚田といふもの、我に語げて曰く、善者は其有に非るを用ひ、其民に非るを使ふ、何ぞ諸侯の權に因りて、天下を制せざるやと、管子對て曰く、佚田の言は非なり、夫れ五壤闢けば、民は留り處る、倉廩實れば、禮節を知る、故に善く國を治むるものは、內を治めて外に及ぶ、其米倉には、十年の貯蓄を爲し、而る後に外敵を制す、是れ富は貧に勝ち勇は怯に勝ち、有義は無義に勝つ、要道なり、

海王第七十二　管子輕重五

鹽稅を以て國を盛にすることを述ぶ、桓公問ひて曰く、臺に稅せんか、管子對て曰く、此れ成を毀つなり、曰く樹木に稅せんか、對て曰く、此れ生を伐るなり、曰く六畜に稅せんか、對て曰く、此れ生を殺すなり、曰く人に稅せんか、對て曰く、此れ情を隱すなり、曰く然らば吾は何を以て國を爲んや、對て曰く、山海を官にするを可とす、曰く何をか山海を官にすと謂ふ、對て曰く、海業を盛にする國は、鹽筴を正す、蓋し鹽を食ふものは、十口の家にて十人なり、百口の家にて百人なり、之を每月に概計して、大男は四合七勺、大女は二合九勺、童子は二合なり、鹽は百升を一釜と稱す、一升に一錢を增せば、一釜にて百錢を得、一升に二錢を增せば、一釜にて二百錢を得、之を大國に施行すれば、政府の收入豐富となる、其國が海に遠き場合に於ても、鹽を外國より輸入して、此法を行ふを得べし、

國蓄第七十三　管子輕重六

國家儲蓄の必要を陳す、政府は十年の貯蓄を有し、人民は食に乏し、此時は民皆其技能を以て、君の祿

す可らず、生殺の權は、君の倚りて立つ力なり、此の權力を、大臣に委すれば、君危し、故に治亂は、法を以て之を決斷すべし、大臣に委する勿れ、

臣乘馬第六十八　管子輕重一

輕重とは、物價高低の意なり、此篇は田賦のことを述ぶ、之を乘馬と稱するは、軍旅に馬を主とするを以てなり、經言に乘馬篇あり、君の掌る所なり、臣乘馬は其事些細に涉る、臣の掌る所なり、桓公は管子に問ひて曰く、耕田の賦稅は如何ん、對て曰く、國家に儲蓄のなきは、政令の宜しきを失ふに在り、一農の田は百畝なり、春耕の事は、二十五日の內に在り、冬至より六十日、山南の陽地は凍解す、七十五日にて山北の陰地も凍解す、陰凍解けて稷を藝(ウ)ゆ、百日にして稷を藝(ウ)ゑざれば、春事去る、故に二十五日の內に於て、耕種を事とす、然るに政府が、工作を興し、農民を繇(ヤトヒ)役に使へば、一人に百畝舉らず、十人に千畝舉らず、千人の繇(ヤトヒ)を起せば、十萬畝舉らず、春夏秋に繇を起せば、農の時を失ひて、穀も地も倶に亡(ウシナ)ふなり、桓公曰く善し、管子曰く、彼の王者は、民時を奪はず、農夫をして春耕夏耘に勉めしめ、婦女をして紡績裁縫に勵ましむ、蓋し是れ物價を高低する術に由るなり、昔時有虞氏の國に於て、春は農夫へ資本を貸附け、秋は之を取納れたり、是れ田稅に米價高下の法を用ひし一例なり、

乘馬數第六十九　管子輕重二

田稅を理する術數の問答を錄す、桓公問ひて曰く、有虞氏は既に田稅を理する術を施行せり、吾も之を行はんと欲す、如何、管子癸乙對て曰く、王者の國は、農時の間暇を以て、土木建築の事を行ひ、農業を害せず、王者は米價を高低する權を執り、低ければ買ひ、高ければ賣り、市場の米價を制御す、且つ每年米三分の一を貯藏して、凶作に備へ、久旱洪水の害には、土木の工事を起して、貧民に賃錢を支給す、斯くして國用を平均す、其交易には、米穀と貨幣と他の萬物との三者を轉換流移して、外國を制し、富豪を制し、以て政府の利を完くす、

事語第七十一　管子輕重四

君は群徒組合の言を聽く勿れ、賢愚相混ぜん、人君は觀樂玩好に溺る勿れ、姦人上位に登らん、人君は情緣の登用を聽く勿れ、法制紊亂せん、人君は諂諛虛飾の辯を聽く勿れ、巧佞の小人跋扈せん、

版法解第六十六　管子解四

經言第七の版法篇を解釋す、版法は天地の位に法とり、四時の行に象とり、以て天下を始む、四時の行は、寒あり暑あり、故に聖人に法とり、文あり武あり、天地の位は、前あり後あり、左あり右あり、聖人之に法とり、以て經紀を建つ、法令を行ひ事理を修るは正しからざるべからず、政治を執り施すに、正しからざれば、功利盡く擧らず、義を陳し法を設け、事を斷ずるに理を以てす、氣を虛にして心を平らげ、怒喜の情を去る、凡そ人君は、人民の禮あるを欲す、人民禮なければ、上下亂れて貴賤爭ふ、人君の尊安なる所以は賢佐なり、賢佐あれば、君尊く國治り民治る、賢佐なければ、君卑しく國危く民亂る、且つ人は利を欲せざるなく、害を惡まざるなし、是の故に、天下と利を同じくするものは、天下之を扶持す、天下の利を擅にするものは天下之を謀る、天下の謀る所のものは、立つと雖も必ず墮落す、天下の扶持する所は、高しと雖も危ふからず、

明法解第六十七　管子解五

區言第二の明法篇を解釋す、明君は術數ありて、欺く可らず、法禁を審にして、犯す可らず、分職を察(アキラカ)にして、亂す可らず、故に群臣敢て其私を行はず、蓋し國を治るは、君道の明に由る、明君必治の勢あれば、群臣敢て非を爲さず、臣下の君を欺かざるは、君を愛するにあらず、君の威勢を畏るゝなり、百姓の君を奉ずるは、君を愛するにあらず、君の法令を畏るゝなり、明君は爵祿を懸けて、其民に勸む、民は上より利を取る心あり、君は之に乘じて、民を使役するを得べし、刑罰を立てゝ、其民を制す、民は上を畏る、君は乃ち民を牧養するを得べし、爵祿なければ、君は民を導く能はず、刑罰なければ、君は衆を威(オド)す能はず、蓋し人臣の畏恐して上に事ふる所以は、生を欲し死を惡むに在り、人をして生を欲せざらしめ、死を惡まざらしめば、得て制

經言の形勢篇を解釋す、山は物の高きものなり、惠は君の高行なり、慈は父母の高行なり、忠は臣の高行なり、孝は子婦の高行なり、故に山高くして崩れざれば、民は羊を供へて祈る、君惠みて懈らざれば、民奉養す、父母慈にして懈らざれば、子婦順なり、臣民忠にして懈らざれば、爵祿至る、子婦孝にして懈らざれば、美名附く、天は萬物を覆ひ、寒暑を制し、日月を行らし、星辰を次らす、是れ天の常なり、之を治るに理を以てし、終りて復始る、故に天其常を失はざれば、寒暑其時を得、日月星辰其序を得、君其常を失はざれば、群臣其義を得、父母其常を失はざれば、子孫和順し、親戚相驩ぶ、臣下其常を失はざれば、官職治る、子婦其常を失はざれば、長幼共に理まりて、親疎相和す、故に常を用ふれば治り、常を失へば亂る、人君の令すれば行はれ、禁ずれば止む所以は、必ず人民の好む所を令し、惡む所を禁ずればなり、人民の情は、生を欲し死を惡まざるなし、利を欲し害を惡まざるなし、故に君は人民を生利するに令し、人民を殺害するに禁ず、其動靜は理義を得て、號令は民心に順ふ、誅殺は其罪に當り、賞賜は其功に當る、故に犧牲を以て、鬼神に禱らずといへども、鬼神之を助く、蓋し人君の功とする所以は、富强なり、國富み兵强ければ、諸侯も其政に服し、鄰敵も其威を畏る、寶幣を以て、諸侯に事へずといへども、諸侯敢て犯さゞるなり、人民は利すれば來り、害すれば去る、其の利に從ふや、水の下に走るが如し、四方に擇ぶなきなり、故に人民を來さんと欲すれば、先其利を興す、君となりて賊し、父母と爲りて暴に、臣下と爲りて不忠に、子婦と爲りて不孝なる、此の四の者は、人の大失なり、大失あれば、小善ありと雖も、賢たるを得ず、

立政九敗解第六十五　管子解三

經言の立政篇中に就き、九敗の章を解釋す、人君は兵を寢る說を聽く勿れ、臣下に兵を言ふもの屛息せん、人君は兼愛を行ふ勿れ、幷兼攘奪の心なくして、士卒戰はざるべし、人君は生を全くするを好む勿れ、滋味と聲色とに耽り、廉耻立たざらん、人君は私議自ら貴ぶを聽く勿れ、上令行はれざらん、人

凡そ地に屬するものは、之を揆度して、盡く其宜しきを得しむべし、桓公は管仲に問ひて曰く、地形を度りて、首都を定るは、何如して可なるか、對て曰く、聖人の首都を定るは、必ず不傾の地に於て肥饒なる處を擇び、山を負ひ、水澤を左右にし、鳥獸魚鼈、及び五穀草木を以て、人民を利養す、天下の人、皆其德に歸して、其義に順ふ、乃ち其地を分別して、州里術都と爲す、天子は萬諸侯を有つ、其中に公侯伯子男あり、天子は中央に處る、此を天の固に因り、地の利に歸すといふ、善く國を爲るものは、必ず先づ五害を除く、乃ち終身患害なし、桓公曰く、願くは、五害の說を聞かん、對て曰く、水一害なり、旱一害なり、風霧雹霜は一害なり、疫一害なり、蟲一害なり、此の五害を除けば、人乃ち治むべし、

地員第五十八　雜篇九

員は幅なり、地質の厚薄と、水流の深淺とを辨ず、管仲の天下を匡すや、地を揆るに大尺を用ふ、之を施と名づく、其長さ七尺なり、五穀皆適し、巨木を生ずる地を五施といふ、三十五尺を穿てば泉に達す、其水青し、五穀皆適し、白茅赤棃の生ずる地を四施といふ、二十八尺を穿てば泉に達す、其水白し、斯の如く各地を量り、泉に達する深淺に因りて、其植物の異なるを辨ず、五施より一施に至る、水に五色の別あり、更に全國を上中下の三土に分ち、各土に六等あり、其一個の等級に、五物を生じ、全國合計九十物を生ずる情態を細叙す、

弟子職第五十九　雜篇十

此篇は管子の自著ならんといふ、專ら子弟敎育の事を記す、先生敎を施せば、弟子は之に則る、溫恭自ら虛心にして、受る所を極む、善を見て之に從ひ、義を聞けば服し行ふ、夙に興き夜に寢ねて、衣帶必ず飭ふ、朝は益し、暮に習ひ、小心翼々たり、業を受くる規あり、食時の禮あり、洒掃の儀あり、先生寢に就かんとすれば、弟子皆起て、枕席を奉じ、何くに趾せんと問ふ、其枕席の場處既に定りたる時は、之を問はず、先生已に息めば、弟子は相集りて先生の敎を復習し、勵精す、

形勢解第六十四　管子解二

決して、是非を明にする所以なり、百姓の命を懸る所以なり、故に明君は之を愼しむ、親戚故舊權貴の爲に其法を易へず、人民も珠玉重寶の爲に其禁を犯さず、故に君主の法を視ること、親戚より尊し、人民の令を承ること、神寶より重んず、故に法立て令行はるゝなり、凡そ治亂の情は、皆上に由りて始る、故に善く國を治る君は、人民の害を防ぎて止め、人民の利を牽て進む、利害を能くするものは、財多くして過寡し、人の情は利を見て就き、害を見て避く、商賈の道を倍し、日夜兼行して、千里を遠しとせざるものは、利の前に在るを以てなり、漁人の海に入り、波に就き流に逆ひ、危きに乘ずるものは、利の水に在ればなり、故に利の在る所は、千仭の山といへども、上らざるなく、深淵の下も入らざる無し、故に善く治る君は、勢利の在る所を察して、人民に指示す、人民自ら善に移りて、安寧なり、

入國第五十四　雜篇五

始て國を有ち、其首都に入る、四十日にして、九惠を中央及び四境に行ふ、一には老人を惠む、二には幼を慈しむ、三には孤兒を恤む、四には疾を養ふ、五には獨身の者に配偶を授く、六には疾を問ふ、七には困窮者を報告す、八には困窮を救ふ、九には戰死者を祭る、各其專任の官を設けて、遺漏なからしむ、

九守第五十五　雜篇六

君主たるもの、九の守りあり、主位、主明、主聽、主賞、主問、主因、擧動を周密にす、衆言を參用す、名實を按察す、是れなり、君主が此九要を守れば、國家長久なり、

桓公問第五十六　雜篇七

桓公問ひて曰く、吾は國を有ちて失ふなく、地を得て亡ふなきを念ふ、之に道あるか、管子對て曰く、自ら事を創作すること勿れ、時至て隨ひ應ずべし、私の好惡を以て、公正を害する勿れ、人民の惡む所を察し、これを行ふを戒むべし、又曰く、普く人民の言を聽くことを力むべし、

度地第五十七　雜篇八

を富ますは如何ん、對て曰く、地の生産を勉めて、天時に因り動けば、國必ず富む、公曰く、吾は廣仁大義を行ひて、天下を利せんと欲す、如何して可なるか、對て曰く、暴を誅し非を禁じ、亡を存し絕を繼ぐ、而して無罪を赦すときは、仁廣くして義大なり、公曰く、戰勝の器は如何、管子對て曰く、天下の豪傑を選び、天下の精材を致し、天下の良工を來すときは、戰勝の器ありと、以下小問答數十條あり、兵戰に關すること多し、

七臣七主第五十二　雜篇三

七種の臣と、七種の君とを說く、七臣とは、法臣、飾臣、侵臣、亂臣、諂臣、愚臣、姦臣をいひ、七主とは、申主、惠主、侵主、亡主、勞主、振主、芒主をいふ、君主一人の爲す所の治亂は、其心の善惡に在り、一國の存亡は、其君主に在り、天下の得失は、一人に由りて出づ、君主が本農を好めば、民は草萊を開墾す、君主貨財を好めば、人は賈市を事とす、君主宮室を好めば、工匠は巧なり、君主錦繡を好めば、女工奢る、楚王が細腰を好めば、美人は食を減ず、吳王が劍を好めば、國士は死を輕んず、死と不食とは、天下の共に惡む所なれども、然も之を爲すは何ぞや、君主の欲する所に從ふなり、故に君主が道を好めば、端正の士は前に在り、君主が利を好めば、巧佞の士は側に在り、君に道なければ、臣も道無し、而して申主は法を立て、法臣は法を執る、此兩者は國の利なり、故に七臣七主は、各六害と一利とあり、賢明なる君臣は、六の害を避けて、一の利に就くなり、

禁藏第五十三　雜篇四

法禁を胸中に藏め、我を推して彼を知り、禍を萬里の外に避く、是れ情理に達するものなり、夫れ冬日に氷を用ひざるは、氷を吝むにあらず、夏日に火を用ひざるは、炭を吝むにあらず、身に適せず、體に便ならざればなり、賢君の宮室を美にせざるは、陋室を喜ぶにあらず、鐘鼓を聽かざるは、音樂を惡むにあらず、其農事を傷りて、敎化を妨ぐるを畏るゝなり、故に先づ自分を愼しみて、彼を後にす、內を愼しみて、外を後にす、法は天下の表準なり、疑を

管子國字解下

晩香　菊池三九郎　講述

序說

各篇の概要

前卷は、概ね管學の根本に屬し、此卷は枝葉に涉る、且其文は、諸人の傳說に成るを以て、重複あり、矛盾あり、頗る糾紛を見る、然れども、弟子職の如きは、儀則備り、義理精し、禮經と相應ず、管子の自筆と認むるを得べし、輕重諸篇の如きは、財貨の運用と、物價の高低との關係を詳述して、今日の公債政策、投機賣買、保護貿易、專賣特許、等の利害を描寫す、其論旨は、末利に走ると雖も、理財の妙趣は此の中に在り、以て管學の精髓を窺ふに足るべし、前卷の例に依り、大要を揭ぐる、左の如し、

封禪第五十　雜篇一

元篇は既に亡びたり、後人は之を補ふに、史記の封禪の篇に於ける管子の言を以てせり、蓋し土を積み壇を爲りて、天を祭るを封といひ、地を除ひて祭るを禪といふ、桓公既に覇となり、諸侯を葵丘に會して、封禪せんと欲す、管仲曰く、古昔より封禪するものは、皆天命を受けて、後に之を爲すと、桓公曰く、寡人大功あり、天下を一匡す、昔の夏殷周が天命を受けしと同一なりと、管仲曰く、古の封禪せし者は、皆天瑞あり、今や鳳凰麒麟來らず、嘉穀生せず、封禪せんと欲するも不可ならん、桓公乃ち止む、

小問第五十一　雜篇二

桓公の管仲と小問答せし事を集めたり、桓公は管子に問ひて曰く、治りて亂れず、明にして蔽はれざるは、若何ん、管子對て曰く、分を明にし、職に任ずれば、治りて亂れず、明にして蔽はれず、公曰く、國

（了）

管子國字解下目次

第拾九巻

管子 下

菊池晩香講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書